

發刊登録番号：11-1430000-000093-10

2016 年発行

2015 年度知的財産白書

KOREAN INTELLECTUAL PROPERTY OFFICE

目次

第1編 知的財産政策の概観 40

第1章 知的財産分野における国内外の動向 41

第1節 知的財産分野における国内動向及び政策の推進方向----- 41

1. 知的財産分野における国内動向..... 41

2. 対応策..... 44

第2節 知的財産分野の国際動向及び政策推進方向----- 46

1. 知的財産分野の国際動向..... 46

2. 対応策..... 50

第2章 特許行政の戦略体系 52

第1節 特許庁のビジョンと推進戦略----- 52

第2節 ビジョン達成に向けた実践課題----- 54

1. 信頼される審査・審判サービスの提供..... 54

2. 優秀な知的財産の創出・活用の促進..... 54

3. 知的財産の保護及びグローバルリーダーシップの強化 55

4. 知的財産人材の養成及び国民向けサービスの改善 56

第2編 信頼される審査・審判サービス 57

第1章 高品質の審査・審判サービスの提供 58

第1節 特許・実用新案分野----- 58

1. 概観	58
2. 特許・実用新案の速やかな権利化及び審査品質の向上への取り組み	59
3. 特許審査3.0の推進	69
4. 審査協力型の先行技術調査など審査インフラの改善	73
5. 特許審査における国際協力の強化	78
第2節 商標・デザイン分野	83
1. 概観	83
2. 商標・デザインの迅速な権利化及び審査品質の向上	84
3. 商標・デザイン調査分析など審査インフラの改善	89
4. 商標・デザイン分野における国際協力の強化	104
第3節 審判分野	111
1. 概観	111
2. 審判品質の向上	115
3. 口述審理の拡大実施及び充実化	121
第4節 審査評価制度の運営	125
1. 概観	125
2. 審査評価制度の運営	125
3. 審査品質向上に向けた審査能力開発支援	131
第5節 出願、登録など方式審査分野	134
1. 迅速・正確・顧客志向の方式審査	134
第6節 審査・審判人材の専門性向上に向けた教育の強化	136
1. 概観	136
2. 実務中心の専門教育課程	137
3. WIPO及び海外知財権教育機関との協力強化	141

第2章 需要者中心の知的財産権制度の構築・運営146

第1節 特許・実用新案分野	146
1. 概観	146
2. 創造経済の基盤強化に向けた特許法改正の推進	147
3. 特許・実用新案審査基準改正の推進	153
第2節 商標・デザイン分野	156
1. 商標法及び商標審査基準の改正推進	156
2. デザイン保護法及びデザイン審査基準の改正推進	160
第3節 審判分野	165
1. 顧客オーダーメイド型審判制度の施行	165
2. 韓・中・日の審判分野交流協力基盤の強化	169
第3編 優秀な知的財産の創出・活用促進	172
第1章 核心・標準特許の創出支援	173
第1節 知的財産権観点の政府R&Dの効率化	173
1. 概観	173
2. 政府R&D段階別特許情報の活用支援の拡大	174
3. 政府R&D効率性の向上に向けた政府機関間の協力強化	190
4. 政府R&D特許成果を管理・活用するための改善推進	195
第2節 IP-R&D連携戦略の高度化	204
1. 概観	204
2. IP-R&Dオーダーメイド型支援の拡大	206
3. IP-R&Dの裾野を広げるための民間拡散の強化	212
第3節 標準特許の創出支援	217
1. 概観	217
2. 政府R&Dにおける標準特許確保可能性の向上	218

3. 国際標準化活動に対する標準特許戦略支援	223
------------------------	-----

第2章 知的財産基盤の創造企業の育成 226

第1節 中小企業の知的財産経営支援の強化	226
----------------------	-----

1. 概観	226
2. 中小企業IP成長段階別の支援体系	227
3. IP Start-up支援	230
4. IP Scale-up支援	235
5. IP Star支援	246
6. 知的財産経営診断	249

第2節 地域における知的財産インフラの構築	253
-----------------------	-----

1. 概観	253
2. 地域知識財産センターの運営及びIP創造Zoneの構築	253
3. 地域における知的財産権認識の向上	257

第3章 知的財産金融の活性化及び事業化の促進 262

第1節 中小企業の知的財産金融・取引の活性化	262
------------------------	-----

1. 概観	262
2. 知的財産(IP)の価値評価及び金融支援の活性化	263
3. 特許開放及び活用の促進	267
4. 創造経済革新センター内の特許支援窓口の活性化	271
5. 需要者中心の特許技術取引情報システムの運営	273
6. 知的財産活用戦略の支援	278
7. ファンド・オブ・ファンズ特許アカウントの運営	281
8. 国有特許の活用促進	283

第2節 大学・公共研究機関の知的財産活用の促進	288
-------------------------	-----

1. 概観	288
-------	-----

- 2. 特許経営専門家の派遣・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 290
- 3. 発明インタビュー及び知的財産事業化の支援・・・・・・・・・・・・ 293
- 4. 知的財産生態系の活性化支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 296

第4章 知的財産政策の国家レベルでの推進 302

第1節 知的財産政策の国家レベルでの推進----- 302

- 1. 推進背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 302
- 2. 推進内容及び成果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 302
- 3. 今後の推進計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 303

第2節 知的財産権政策を強化するための基盤作り----- 304

- 1. 知的財産政策研究の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 304
- 2. 知的財産研究基盤の構築・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 306

第3節 知的財産サービス産業の育成----- 313

- 1. 概観・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 313
- 2. 知的財産サービス市場の需要拡大・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 314
- 3. 知的財産サービス企業における採用連携教育の拡大・・・・・・ 318

第4節 知的財産権創出・活用インフラの強化----- 325

- 1. 職務発明制度の定着促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 325
- 2. 知的財産権貿易収支統計の新規開発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 332
- 3. 半導体設計財産の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 335

第4編 知的財産の保護及びグローバルリーダーシ

ップの強化 342

第1章 国内知的財産権保護基盤の強化 343

第1節 概観	343
1. 推進背景及び概要	343
2. 推進内容及び成果	344
3. 評価及び発展方向	345
第2節 国内知的財産権保護活動の強化	347
1. 商標権特別司法警察権を通じた模倣品取締りの強化	347
2. 政府レベルの知的財産保護活動	349
3. 模倣品通報褒賞金制度の運営	352
4. 知的財産認識向上のための市民運動及び広報強化	354
第3節 国内知的財産権保護環境の構築	357
1. 特許侵害損害賠償制度の改善推進	357
2. 健全な取引秩序を確立するための特許虚偽表示の防止	361
3. 企業営業秘密保護のための制度改善	363
4. 公正な商標使用体系の確立	367
5. 知的財産権訴訟における専門性の強化	368
第2章 海外知的財産権の紛争対応支援	374
第1節 概観	374
1. 推進背景及び概要	374
2. 推進内容及び成果	375
3. 評価及び発展方向	376
第2節 海外知的財産権の保護強化	377
1. K-ブランド保護及びIP-Deskを通じた知的財産権支援の強化	377
2. 企業の国際特許紛争対応能力の向上	380
3. 知財権訴訟保険の活性化を通じた企業支援強化	384
第3章 知的財産権分野におけるグローバルリーダー	

シップの強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 387

第1節 概観	387
1. 概要	387
2. 国際動向及び対応策	389
第2節 知的財産先進5カ国協力体制の強固化	397
1. 特許先進5カ国特許庁(IP5)の協力体制	397
2. 商標先進5カ国特許庁(TM5)の協力体制	401
3. デザイン先進5カ国特許庁(ID5)の協力体制	404
4. 今後の推進計画	407
第3節 二国間及び多国間協力の積極的な推進	408
1. 主要国との特許審査協力など二国間協力の強化	408
2. 知的財産権の二国間協力対象国の多角化	410
3. 知的財産分野の多国間交渉における能動的な対応	413
4. 知的財産権分野の通商交渉対応	425
第4節 グローバル特許行政情報化の先導	430
1. グローバル特許行政情報化に向けた海外協力の強化	430
2. 韓国型特許行政情報システムの海外拡散	438
3. 高品質のグローバル知的財産権コンテンツの開発及び活用事業	443
4. 国内外特許情報の活用・拡散のための特許情報博覧会	445
第5節 最貧・途上国に対する知的財産シェアリングの拡大	447
1. 推進背景及び概要	447
2. 主な推進成果	449
3. 知的財産シェアリング事業の国際的拡散	450

第5編 知的財産人材養成及び国民向けサービスの

改善..... 452

第1章 知的財産に親和的な社会基盤の形成..... 453

第1節 知的財産専門人材の育成----- 453

1. 概観..... 453
2. 知的財産権に強い大学(院)の人材養成..... 454
3. 企業・大学間の新産学協力プロジェクトの推進..... 462
4. IP経営Level-upプログラムなどを通じた企業の知的財産専門人材の育成 475
5. 知的財産単位バンク制度..... 482
6. 弁理士法改正の推進..... 486

第2節 創意的発明人材の発掘・育成----- 489

1. 概観..... 489
2. 発明教育の基盤構築及び制度化..... 490
3. 学生レベル別・学校レベル別発明教育の推進..... 493
4. 発明活動優秀学生及び教員の発掘・拡大..... 502
5. 知的財産スマート教育を活用した国民全体に対する知的財産常時学習の推進..... 508

第3節 社会的弱者に対する配慮の拡大----- 514

1. 概観..... 514
2. 疎外地域・階級の青少年に対するシェアリング発明教育..... 514
3. 社会的弱者のための無料弁理サービス..... 517
4. 知識財産才能シェアリング事業の取組み..... 520

第4節 発明振興イベントの開催----- 523

1. 概観..... 523
2. 第50回「発明の日」記念式の開催..... 523
3. 2015年大韓民国知的財産大典の開催..... 526

第5節	女性発明振興活動の展開	530
1.	概観	530
2.	女性発明家の底辺拡大及び知的財産の認識向上	531
3.	女性発明事業化支援	533
第6節	軍将兵の知的財産認識の向上	537
1.	概観	537
2.	軍将兵向け知的財産権教育	538
3.	軍将兵の知的財産権創出支援	541
第2章	知的財産行政サービスの改善	543
第1節	特許行政情報システムの開発・運営	543
1.	概観	543
2.	3世代特許ネットシステムの開発・運営	544
3.	オーダーメイド型検索システムの構築・運営	557
4.	情報保護体系の強化	561
第2節	ユーザー中心のサービスシステム体制の構築	564
1.	概観	564
2.	ユーザー指向的な手数料体系の改編	565
3.	出願・登録分野における特許行政制度の改善	567
4.	ユーザーの意見を反映したサービス・制度の改善	572
第3節	顧客を感動させる電子請願サービスの提供	576
1.	24時間電子請願サービス	576
第4節	特許情報DBの構築	589
1.	概観	589
2.	知的財産権データの拡充及び管理・活用	589
3.	韓国特許英文抄録の発刊及び普及	601

4. 知的財産権公報の発刊	605
第5節 知的財産情報サービス水準の向上	608
1. 概観	608
2. ユーザー指向型の特許情報検索サービス (KIPRIS) の運営	609
3. 特許文献翻訳サービスの拡大	613
4. 知的財産情報の統合検索支援	615

第6編 知的財産分野における非正常の正常化、規

制改革及び政府3.0 618

第1章 知的財産分野における非正常の正常化 619

第1節 概観	619
1. 推進背景及び概要	619
2. 推進内容及び成果	620
3. 評価及び発展方向	626
第2節 正常的な商標使用のために国内商標ブローカの根絶	628
1. 推進背景及び概要	628
2. 推進内容及び成果	629
3. 評価及び発展方向	632
第3節 海外商標ブローカから韓国企業被害の予防	633
1. 推進背景及び概要	633
2. 主要内容及び成果	633
3. 評価及び発展方向	637
第4節 健全な取引秩序確立のための特許虚偽表示防止	638
1. 推進背景及び概要	638

2. 主要内容及び成果	639
3. 評価及び発展方向	642

第2章 知的財産分野における規制改革 644

第1節 概観 ----- 644

1. 推進背景	644
2. 推進内容及び成果	644
3. 評価及び発展方向	647

第2節 従来規制の整備 ----- 648

1. 推進背景	648
2. 推進内容及び成果	648
3. 評価及び発展方向	654

第3節 核心規制の改善 ----- 655

1. 推進背景	655
2. 推進内容及び成果	655
3. 評価及び発展方向	657

第3章 知的財産分野における政府3.0 658

第1節 概観 ----- 658

1. 推進背景及び概要	658
2. 推進内容及び成果	659
3. 評価および発展方法	664

第2節 中小企業の技術隘路解消のためのIP-R&D戦略支援 ----- 666

1. 推進背景及び概要	666
2. 主要内容及び成果	667
3. 評価及び発展方向	670

第3節 高価値・高需要データの開放・活用支援	672
1. 推進背景及び概要	672
2. 主要内容及び成果	672
3. 評価及び発展方向	675
第4節 遠隔映像口述審理を通じた国民向け特許行政サービスの改善	679
1. 推進背景及び概要	679
2. 主要内容及び成果	679
3. 評価及び発展方向	681

第7編 産業財産権の出願・登録及び審査・審判統

計状況	684
-----	-----

第1章 国内出願分野の統計状況

第1節 産業財産権全般	685
1. 産業財産権の出願動向	685
2. 外国人の出願状況	686
3. 法人及び個人の出願状況	687
4. 女性及び学生の出願状況	688
5. 代理人有無別の出願状況	689
6. 主要国(米、日、中、ヨーロッパ)の特許出願状況	690
7. 韓国の主要国(米国、日本、中国、EPO)に対する特許出願状況	691
第2節 権利別・産業部門別の出願	693
1. 特許・実用新案登録の出願状況	693
2. デザイン登録の出願状況	699
3. 商標登録の出願状況	700
第3節 公共機関及び大学の特許出願	702

1. 公共機関の特許出願状況	702
2. 大学の特許出願状況	703
第4節 内・外国人の地域別・企業別の出願	705
1. 内国人の出願	705
2. 外国人の出願	707

第2章 PCT及びマドリッド国際出願分野の統計状

況 711

第1節 PCT国際出願	711
1. 全世界のPCT国際出願状況	711
2. 韓国のPCT国際出願状況及び見通し	713
3. 国際調査・国際予備審査の状況及び見通し	718
4. PCT国際出願の韓国国内段階への移行状況	721
第2節 マドリッド国際商標出願	724
1. 世界の国際商標出願状況	724
2. 韓国を本国官庁とした国際商標出願の状況	726
3. 韓国国内指定国官庁の出願状況	729
第3節 ハーグ国際デザイン出願	732
1. 世界の国際デザイン出願状況	732
2. 国内受理官庁の国際デザイン出願状況及び国内指定官庁の状況	734

第3章 登録分野の統計状況 736

第1節 産業財産権全般	736
1. 産業財産権登録動向の概要	736
2. 2015年度の登録細部状況	736

第2節	年次登録の状況	748
第3節	存続権利の状況	749
第4節	国際商標(マドリッド)の登録状況	751
第5節	国際デザイン(ハーグ)登録の状況	752
第4章	審査・審判分野の統計状況	753
第1節	総括	753
第2節	特許及び実用新案	755
1.	特許出願の審査	755
2.	実用新案登録出願の審査	757
3.	PCT国際調査及び予備審査	760
第3節	商標及びデザイン	762
1.	商標登録出願の審査	762
2.	デザイン登録出願の審査	765
3.	異議審査	767
第4節	審判請求及び処理状況	769
1.	権利別の審判請求及び処理件数状況	769
2.	審判請求人別の審判請求状況	771
3.	内国人・外国人間当事者系の審判請求状況	773
4.	国内企業・外国企業間の審判請求状況	775
5.	中小企業・大企業間の審判請求状況	776
6.	審判処理期間の状況	776
第5節	特許裁判所の訴訟提起及び判決状況	778
第6節	最高裁判所への上告提起及び宣告状況	779
付 録		780

1. 歴代庁長	781
2. 機構・定員・予算状況	782
3. 特許庁所管の法令状況	784
4. 2015年庁長のマスコミ広報活動	785
5. 2015年庁長の現場疎通活動	789

表目次

<表Ⅰ-1-1>韓国における産業財産権出願の推移	41
<表Ⅰ-1-2>主要国における産業財産権の出願推移	43
<表Ⅰ-1-3>主要国PCT国際特許出願の推移	43
<表Ⅱ-1-1>審査官等級別の昇級基準及び意思決定権限	62
<表Ⅱ-1-2>審査パート制の構成状況.....	63
<表Ⅱ-1-3>特・実出願に対する先行技術調査専門機関の指定状況	73
<表Ⅱ-1-4>特・実出願に対する先行技術調査事業の推進実績	74
<表Ⅱ-1-5>国際出願先行技術調査専門機関の指定状況	75
<表Ⅱ-1-6>国際出願先行技術調査事業の推進実績	75
<表Ⅱ-1-7>特許分類付与事業の年度別推進状況	77
<表Ⅱ-1-8>審査官向け新技術教育事業の推進実績	77
<表Ⅱ-1-9>国際機関(国際調査機関及び国際予備審査機関)の状況	79
<表Ⅱ-1-10>PCT国際調査の依頼状況.....	80
<表Ⅱ-1-11>韓国がPCT国際調査サービスを提供している国	80
<表Ⅱ-1-12>PPH施行の対象となっている特許庁の状況	81
<表Ⅱ-1-13>主要国における商標・デザインの審査処理期間の状況	84
<表Ⅱ-1-14>商標・デザイン審査品質向上推進体系	85
<表Ⅱ-1-15>2015年商標・デザイン審査争点/ノウハウ発表会の開催状況	86
<表Ⅱ-1-16>2015年デザイン分野の外部専門家招聘講演の状況	87
<表Ⅱ-1-17>2015年商標・デザイン審査参考資料の発刊状況	87
<表Ⅱ-1-18>2015年度顧客満足度調査の結果(商標審査分野)	88
<表Ⅱ-1-19>2015年顧客満足度調査の結果(デザイン審査分野)	89

<表Ⅱ-1-20> 商標調査分析事業の推進実績	92
<表Ⅱ-1-21> 国際商標登録出願指定商品翻訳分類事業の推進実績	94
<表Ⅱ-1-22> 指定商品分類事業及び図形商標分類事業の推進実績	94
<表Ⅱ-1-23> デザイン調査分析事業の推進実績	95
<表Ⅱ-1-24> 公知デザイン審査資料の収集・整備状況	96
<表Ⅱ-1-25> 2015年デザイン審査資料の保有状況	99
<表Ⅱ-1-26> 商標・デザイン分野における審査実務関連教育の実施状況	101
<表Ⅱ-1-27> 最近5年間審判請求件数の推移	111
<表Ⅱ-1-28> 知財権侵害訴訟件数の推移.....	112
<表Ⅱ-1-29> 審判官の定員と審判処理期間	114
<表Ⅱ-1-30> 2015年判例評釈公募の結果.....	116
<表Ⅱ-1-31> 2015年裁判所勤務者発表会の結果	117
<表Ⅱ-1-32> 審判院の審決に対する提訴率及び審決取消率の状況	120
<表Ⅱ-1-33> 2015年方式審査処理期間の遵守率	134
<表Ⅱ-1-34> 教育訓練状況(2015年教育実績)	138
<表Ⅱ-1-35> 2015年国際セミナー及び外国人向け教育の運営状況	144
<表Ⅱ-2-1> 不良特許の予防及び正当な権利者保護に向けた特許法改正の 主要内容(2017.3.1.施行).....	149
<表Ⅱ-2-2> その他2015年から施行、もしくは2016年施行予定の改正特許 法の主な内容.....	151
<表Ⅱ-2-3> 2015年迅速・優先・一般審判の審決件数	167
<表Ⅲ-1-1> 国家特許戦略青写真構築事業の推進対象産業分野	176
<表Ⅲ-1-2> 2015年省庁R&D企画課題の活用結果	177
<表Ⅲ-1-3> 国家R&D研究企画/中間企画時の特許動向調査支援状況	180

<表Ⅲ-1-4> 国家R&D課題選定/段階評価時の先行特許調査の支援状況 ...	181
<表Ⅲ-1-5> 2010～2014年政府R&D優秀特許(PQI)の比率	183
<表Ⅲ-1-6> 政府R&D特許戦略支援事業の支援状況	184
<表Ⅲ-1-7> 登録された出願成果のうち成果抜け落ち及び認定状況	188
<表Ⅲ-1-8> 契約年度別の技術移転契約件数の状況	189
<表Ⅲ-1-9> 政府R&D個人名義特許成果実態調査の結果	197
<表Ⅲ-1-10> 2015年知財権中心の技術獲得戦略支援事業の実績	210
<表Ⅲ-1-11> 2015年先端素材・部品IP-R&D戦略支援事業の実績	210
<表Ⅲ-1-12> 2015年消滅特許の公共利用拡散支援事業の実績	211
<表Ⅲ-1-13> 2016年教育課程の運営状況.....	215
<表Ⅲ-1-14> 国際標準化機関(ISO、IEC、ITU)に登録された標準特許の状況(2015.12)	219
<表Ⅲ-1-15> 2015年R&D標準特許創出支援事業の推進成果	221
<表Ⅲ-1-16> 2015年国際標準案特許戦略化事業の推進成果	222
<表Ⅲ-1-17> 2015年標準特許後続管理事業の推進成果	222
<表Ⅲ-1-18> 2015年多国(政府)間国際標準化活動時の特許戦略支援の推進成果.....	224
<表Ⅲ-2-1> 権利化支援事業の支援プロセス	233
<表Ⅲ-2-2> 2015年度権利化支援の単価.....	233
<表Ⅲ-2-3> 2015年度権利化支援件数.....	234
<表Ⅲ-2-4> オーダーメイド型特許マップの支援件数	235
<表Ⅲ-2-5> オーダーメイド型特許マップ報告書の主要モジュール	236
<表Ⅲ-2-6> シミュレーション支援件数.....	239
<表Ⅲ-2-7> ブランド開発の支援単価.....	241

<表Ⅲ-2-8>ブランド開発支援件数.....	241
<表Ⅲ-2-9>デザイン開発支援単価.....	244
<表Ⅲ-2-10>ブランド開発支援件数.....	244
<表Ⅲ-2-11>特許マップとデザインマップの違い	245
<表Ⅲ-2-12>支援対象選定の状況.....	247
<表Ⅲ-2-13>2015年度支援実績.....	247
<表Ⅲ-2-14>IP Star支援成果.....	248
<表Ⅲ-2-15>深層診断の主要内容.....	251
<表Ⅲ-2-16>地域知識財産センターの設置運営状況	256
<表Ⅲ-2-17>2015年地域知的財産フォーラムの開催状況	258
<表Ⅲ-2-18>知的財産権教育の状況.....	261
<表Ⅲ-3-1>最近5年間特許技術評価の支援実績	264
<表Ⅲ-3-2>最近5年間金融連携評価連携の支援実績	266
<表Ⅲ-3-3>発明評価機関の指定状況.....	266
<表Ⅲ-3-4>大企業に対する開放特許関連手数料の減免	272
<表Ⅲ-3-5>権利別技術移転の実績.....	275
<表Ⅲ-3-6>類型別技術移転の実績.....	275
<表Ⅲ-3-7>機関類型別の特許分析評価システムの年間契約実績	277
<表Ⅲ-3-8>機関類型別の特許分析評価システムの利用実績	277
<表Ⅲ-3-9>知的財産活用戦略支援実績の細部状況	279
<表Ⅲ-3-10>知的財産活用戦略支援事業の活用率	280
<表Ⅲ-3-10>特許アカウント出資状況.....	282
<表Ⅲ-3-12>年度別国有特許権の保有状況	284

<表Ⅲ-3-13> 年度別国有特許権の実施状況	285
<表Ⅲ-3-14> 年度別国有特許補償金の支給状況	286
<表Ⅲ-3-15> 主要指標の国家間比較.....	290
<表Ⅲ-3-16> 2015年度発明インタビューの支援実勢	294
<表Ⅲ-3-17> 2009～2015年技術移転・事業化の成果状況	295
<表Ⅲ-3-18> 知的財産事業化協力ネットワークの運営状況	297
<表Ⅲ-3-19> 公共機関保有技術の共同活用支援事業における構築段階別支援事項.....	298
<表Ⅲ-3-20> 知的財産活用ネットワーク (IPプラグ) の開催実績	300
<表Ⅲ-4-1> 政策研究の推進プロセス及び運営	304
<表Ⅲ-4-2> 2015年知的財産政策研究テーマ	305
<表Ⅲ-4-3> 2015年フォーラム、セミナー、シンポジウムなどの開催内容	308
<表Ⅲ-4-4> 大学(院)生知的財産優秀論文コンテストの受付状況	308
<表Ⅲ-4-5> 2015年知的財産基礎研究の主要内容	311
<表Ⅲ-4-6> 資格検定試験の施行状況.....	316
<表Ⅲ-4-7> 韓国における法人の特許出願の推移	326
<表Ⅲ-4-8> 職務発明補償優秀企業に対するインセンティブ状況	328
<表Ⅲ-4-9> 国内企業の職務発明補償制度導入比率	331
<表Ⅲ-4-10> 韓国銀行経済統計システム (ECOS) ツリー構造の変更	334
<表Ⅲ-4-11> 半導体IP検証支援の状況.....	338
<表Ⅲ-4-12> 配置設計権の登録状況.....	339
<表Ⅲ-4-13> 第16回半導体設計コンテストの授賞作	339
<表Ⅳ-1-1> 模倣品取締り状況.....	348
<表Ⅳ-1-2> 主要品目別の取締り状況 (2015)	348

<表Ⅳ-1-3> 類型別褒賞金の支給状況(2009～2015)	353
<表Ⅳ-1-4> 主要国の認定実施料率の比較	358
<表Ⅳ-1-5> 特許権侵害に対する刑事処罰の状況	358
<表Ⅳ-1-6> 増額賠償導入可否に対する企業向けアンケート調査の結果	359
<表Ⅳ-1-7> 中小企業の産業機密漏洩状況(2010～2012)	363
<表Ⅳ-1-8> 企業の営業秘密管理実態(特許庁、2014.1)	364
<表Ⅳ-1-9> 主要国の知的財産権訴訟制度	369
<表Ⅳ-1-10> 管轄集中前の訴訟体系	370
<表Ⅳ-1-11> 知的財産権訴訟代理制度の改善案	373
<表Ⅳ-2-1> 2015年IP-DESK支援状況	379
<表Ⅳ-2-2> 海外知的財産権保護ガイドブックの発刊状況	382
<表Ⅳ-2-3> 知的財産権紛争対応コンサルティングの成功事例	383
<表Ⅵ-3-1> TM5の主要協力事業	403
<表Ⅳ-3-2> ID5の主要協力事業	406
<表Ⅵ-3-3> FTA協定の主要内容	426
<表Ⅴ-1-1> 大学の知的財産講座志願状況	455
<表Ⅴ-1-2> 知的財産教育先導大学の運営結果	456
<表Ⅴ-1-3> 知的財産専門学位課程の運営状況	458
<表Ⅴ-1-4> 大学知的財産教授教育の状況	460
<表Ⅴ-1-5> 大学の知的財産教授教育プログラム	460
<表Ⅴ-1-6> 学会学術大会における知的財産セッションの開設状況	461
<表Ⅴ-1-7> コンペティション部門別の書面審査基準	464
<表Ⅴ-1-8> コンペティション部門別の最終審査基準	464

<表V-1-9>2015年の授賞内訳.....	466
<表V-1-10>2015年の細部推進日程.....	466
<表V-1-11>部門別の参加及び受賞状況.....	468
<表V-1-12>最多受賞大学及び最多応募大学	468
<表V-1-13>D2Bデザイン・フェアの審査手続き	470
<表V-1-14>2015年のD2Bデザイン・フェアの受賞者状況	471
<表V-1-15>大会の主要進行日程及びプロセス	473
<表V-1-16>大学創意発明大会の出品状況	474
<表V-1-17>2015年大学創意発明大会の優秀発明受賞作状況	474
<表V-1-18>2015年の中小企業知的財産職務教育課程状況	477
<表V-1-19>IP経営Level-upプログラム.....	477
<表V-1-20>2015年海外知的財産実務人材養成課程の運営状況	479
<表V-1-21>2015年中小企業関連機関と連携した知的財産課程の状況 ..	480
<表V-1-22>2015年CIPO朝食会セミナーの開催状況	481
<表V-1-23>知的財産単位バンク制度の知的財産一般科目	484
<表V-1-24>知的財産単位バンク制度の法学科目	484
<表V-1-25>知的財産単位バンク制度の理工系基礎科目	484
<表V-1-26>知的財産単位バンク制度の研究開発・経営関連科目	485
<表V-1-28>教育課程への反映状況.....	491
<表V-1-28>発明教員認証制度の運営要件	493
<表V-1-29>年度別発明教育センターの設置状況	494
<表V-1-30>発明教育センターの利用者状況	495
<表V-1-31>発明英才教育の状況.....	497

<表V-1-32> 発明英才教育プログラムの主要事例	497
<表V-1-33> 次世代英才起業家に対する教育院の教育内容	499
<表V-1-34> 2015年企業連携職務発明プログラムの参加状況	502
<表V-1-35> 優秀発明学生及び教員の発掘・拡大活動	503
<表V-1-36> 大韓民国学生発明展示会の出品件数	505
<表V-1-37> 大韓民国学生創造力チャンピオン大会の参加チーム数	505
<表V-1-38> YIP(青少年発明家プログラム)状況	506
<表V-1-39> 発明奨学生年度の別選抜人数	507
<表V-1-40> 知的財産スマート教育対象別の運営状況	512
<表V-1-41> 2015年シェアリング発明教室の運営体系	515
<表V-1-42> 2015年シェアリング発明教育の運営状況	516
<表V-1-43> 年度別の疎外地域・階層のためのシェアリング発明教育状況	516
<表V-1-44> 2015年相談及び書類作成支援実績(支援類型別)	518
<表V-1-45> 2015年相談及び書類作成支援実績(支援対象別)	518
<表V-1-46> 2015年審判・訴訟関連の支援実績(支援類型別)	518
<表V-1-47> 2015年審判・訴訟支援実績(支援対象別)	519
<表V-1-48> 2015年の知的財産才能シェアリング分野別状況	522
<表V-1-49> OECD主要国における女性経済活動参加率の比較	531
<表V-1-50> 軍の技術を民間分野に伝播した事例	538
<表V-1-51> 軍将兵の知的財産認識向上のための主要推進事業内容	539
<表V-1-52> 軍将兵の知的財産に関する遠隔講座単位履修体系	539
<表V-1-53> レベル別の知的財産オンライン教育体系	540
<表V-1-54> 軍の知的財産管理チームの主要機能	540

<表V-2-1>特許ネットシステムの稼働時間	552
<表V-2-2>電算装備の運用状況.....	554
<表V-2-3>年度別ユーザー支援の状況.....	556
<表V-2-4>2008年～2015年検索システム高度化の推進経過	558
<表V-2-5>主要改正内容.....	569
<表V-2-6>5年間特許満足度の推移.....	574
<表V-2-7>5年間電話親切度の推移.....	575
<表V-2-8>2003年に完了した主要改善事項	577
<表V-2-9>2004年に完了した主要改善事項	577
<表V-2-10>2005年24時間電子請願サービスの拡大	578
<表V-2-11>24時間電子請願サービスの段階別開通時期	579
<表V-2-12>2006年に完了した主要改善事項	580
<表V-2-13>2007年に完了した主要改善事項	581
<表V-2-14>2008年に完了した主要改善事項	582
<表V-2-15>2009年に完了した主要改善事項	583
<表V-2-16>2010年に完了した主要改善事項	584
<表V-2-17>2011年に完了した主要改善事項	585
<表V-2-18>2012年に完了した主要改善事項	586
<表V-2-19>2013年に完了した主要改善事項	586
<表V-2-20>2014年完了した主要改善事項	587
<表V-2-21>2015年完了した主要改善事項	588
<表V-2-22>特許及び実用新案検索DBの構築状況	590
<表V-2-23>デザイン検索DBの構築状況.....	592

<表V-2-24> 商標検索DBの構築状況.....	593
<表V-2-25> 2015年度教育及び広報状況.....	599
<表V-2-26> 年度別データ品質の正確度.....	600
<表V-2-27> 2015年度データ管理業務処理の状況	600
<表V-2-28> 韓国特許英文抄録DBの構築状況(2015年12月末基準)	602
<表V-2-29> 韓国特許英文抄録の国内外配布機関の状況	603
<表V-2-30> 過去4年間韓国特許英文抄録の検索状況(2015年12月末基準)	604
<表V-2-31> 各国における韓国特許英文抄録の活用状況	605
<表V-2-32> 2015年度公報発刊件数.....	606
<表V-2-33> インターネット公報メーリングサービス加入者及びメール配 信件数.....	606
<表V-2-34> KIPRISの状況.....	612
<表V-2-35> モバイル検索サービスの利用状況	612
<表V-2-36> 翻訳サービスの提供状況.....	614
<表V-2-37> 翻訳辞典及び翻訳メモリ(TM)の構築状況	614
<表V-2-38> 海外特許文献の引用文献活用推移	615
<表V-2-39> 知的財産情報統合サービス(IPIS)の連携状況	616
<表VI-1-1> 課題発掘チャンネルの多様化事例	621
<表VI-1-2> 2015年度特許庁における非正常化の正常化推進事例	622
<表VI-1-3> 協力・疎通課題推進の要素及び事例	624
<表VI-1-4> 非正常の正常化に係る国民の意見及び処置内容	625
<表VI-1-5> 商標ブローカの出願類型及び事例	628
<表VI-1-6> 商標ブローカ出願類型及び事例	630
<表VI-3-1> 政府運営パラダイム変化の方向	659

<表VI-3-2>2015年先端素材・部品IP-R&D戦略支援事業の実績	669
<表VI-3-3>支援企業の優秀事例.....	670
<表VI-3-4>支援企業の反応.....	671
<表VI-3-5>KIPRISPlusを利用した創業支援プログラム	674
<表VI-3-6>IP情報活用環境造成のための民・官協力活動	674
<表VI-3-7>IPデータ活用アイデア競合大会	675
<表VI-3-8>当事者及び代理人の分布(2014年口述審理参加者基準、計1,156名).....	680
<表VI-3-9>口述審理の開催件数.....	680
<表VI-3-10>遠隔映像口述審理システムの経済的効果	682
<表VII-1-1>過去5年間の権利別出願状況.....	685
<表VII-1-2>国内・外国人別の出願状況.....	687
<表VII-1-3>法人、個人別の出願状況.....	688
<表VII-1-4>女性及び学生の出願状況.....	689
<表VII-1-5>代理人有無別の出願件数.....	690
<表VII-1-6>主要国の過去5年間の特許出願状況	691
<表VII-1-7>過去5年間の韓国の主要国に対する特許出願状況	691
<表VII-1-8>産業部門別特許、実用新案登録の出願状況	693
<表VII-1-9>産業部門別デザイン登録の出願状況	700
<表VII-1-10>NICE分類別商標登録の出願状況	701
<表VII-1-11>公共機関の特許出願状況.....	702
<表VII-1-12>公共機関の特許多出願順位.....	702
<表VII-1-13>大学の特許出願状況.....	703
<表VII-1-14>大学の特許多出願順位.....	703

<表Ⅶ-1-15> 内国人の地域別出願状況.....	705
<表Ⅶ-1-16> 国内10大多出願企業の出願状況	707
<表Ⅶ-1-17> 外国(法)人の国籍別出願状況	708
<表Ⅶ-1-18> 外国人の10大多出願企業別の出願状況	709
<表Ⅶ-2-1> 韓国のPCT国際出願件数.....	713
<表Ⅶ-2-2> 個人対法人のPCT国際出願状況	716
<表Ⅶ-2-3> 媒体別のPCT国際出願状況.....	716
<表Ⅶ-2-4> 言語別のPCT国際出願状況.....	718
<表Ⅶ-2-5> PCT国際調査使用写本の受付状況	719
<表Ⅶ-2-6> PCT国際予備審査の請求状況.....	720
<表Ⅶ-2-7> PCT国際調査機関の指定状況.....	721
<表Ⅶ-2-8> PCT国際出願の韓国国内段階(指定官庁)への移行件数	722
<表Ⅶ-2-9> 年度別の韓国の国際商標電子出願状況	727
<表Ⅶ-2-10> 国際出願人の海外国別指定状況	734
<表Ⅶ-2-11> 海外国別の韓国指定状況.....	735
<表Ⅶ-3-1> 過去5年間の登録状況.....	736
<表Ⅶ-3-2> 2015年度の産業部門別特許・実用新案設定登録状況	738
<表Ⅶ-3-3> 2015年の物品群別デザイン登録状況	738
<表Ⅶ-3-4> 2015年度の部門別商標登録状況	739
<表Ⅶ-3-5> 2015年度の個人・法人別登録状況	740
<表Ⅶ-3-6> 過去5年間の個人・法人別登録状況	741
<表Ⅶ-3-7> 2015年度の代理人有無別登録状況	741
<表Ⅶ-3-8> 過去5年間の内国人・外国人登録状況	743

<表Ⅶ-3-9>2015年市・道別登録状況.....	744
<表Ⅶ-3-10>2015年の外国の国別登録状況	745
<表Ⅶ-3-11>2015年の国内多登録法人の状況	746
<表Ⅶ-3-12>過去5年間の権利別年次登録状況	748
<表Ⅶ-3-13>2015年現在の存続権利状況.....	749
<表Ⅶ-3-14>2015年の国別国際商標(マドリッド)登録状況	751
<表Ⅶ-3-15>2015年の国別国際デザイン(ハーグ)登録状況	752
<表Ⅶ-4-1>権利別の審査処理状況.....	753
<表Ⅶ-4-2>特許の1次審査処理状況.....	755
<表Ⅶ-4-3>特許審査の終結処理状況.....	756
<表Ⅶ-4-4>実用新案の1次審査処理状況.....	757
<表Ⅶ-4-5>実用新案の審査終結処理状況.....	758
<表Ⅶ-4-6>旧実用新案(先登録制度)の審査状況	759
<表Ⅶ-4-7>PCT国際調査及び予備審査状況	760
<表Ⅶ-4-8>商標登録出願の1次審査処理状況	762
<表Ⅶ-4-9>商標登録出願審査の終結処理状況	763
<表Ⅶ-4-10>国際商標登録出願の1次審査処理状況	764
<表Ⅶ-4-11>国際商標登録出願の審査終結処理状況	765
<表Ⅶ-4-12>デザイン登録出願の1次審査処理状況	766
<表Ⅶ-4-13>デザイン登録出願の審査終結処理状況	767
<表Ⅶ-4-14>異議申立て件数、異議申立て率及び異議認容率	768
<表Ⅶ-4-15>権利別の審判請求状況.....	769
<表Ⅶ-4-16>権利別の審判処理及び前置登録状況	770

<表Ⅶ-4-17> 審判請求別の審判請求状況.....	771
<表Ⅶ-4-18> 内国人・外国人間の当事者系審判請求状況	773
<表Ⅶ-4-19> 韓国の国内企業・外国企業間の審判請求状況	775
<表Ⅶ-4-20> 中小企業・大企業間の審判請求状況	776
<表Ⅶ-4-21> 年度別の審判処理期間状況.....	776
<表Ⅶ-4-22> 特許裁判所の訴訟提起及び判決状況	778
<表Ⅶ-4-23> 最高裁判所への上告提起及び宣告状況	779

目次

<図Ⅰ-1-1> GDP対比内国人の特許出願件数(2014)	43
<図Ⅰ-1-2> 知的財産権使用料収支(2014)	43
<図Ⅰ-1-3> 中小企業の政府支援要求事項	44
<図Ⅰ-1-4> 大学・公共研の活用能力(2013年)	44
<図Ⅰ-1-5> 知的財産権保護順位(2015)	44
<図Ⅰ-1-6> 国内模倣品市場の規模(2014年)	44
<図Ⅰ-2-1> 2015年度業務推進方向	52
<図Ⅱ-1-1> 審査評価方法の転換	65
<図Ⅱ-1-2> 特許品質諮問委員会の進行写真	66
<図Ⅱ-1-3> 当事者系口述審理が行われる審判廷	122
<図Ⅱ-1-4> 特許審判院の遠隔映像口述審理システム	123
<図Ⅱ-1-5> 審査品質担当官における審査評価業務の流れ図	127
<図Ⅱ-1-6> 2015年知的財産教育分野における国際協力	144
<図Ⅱ-2-1> 迅速審判の標準プロセス	167
<図Ⅲ-1-1> 国家研究開発の段階別特許情報活用支援状況(2015)	174
<図Ⅲ-1-2> 国家特許戦略青写真構築4段階の推進プロセス	176
<図Ⅲ-1-3> 青写真特許データセンターの構築計画	178
<図Ⅲ-1-4> 国家研究開発プロセスによる特許動向調査の支援体系	180
<図Ⅲ-1-5> 課題選定/段階評価時の先行特許調査の推進体系	181
<図Ⅲ-1-6> 政府R&D特許技術動向調査事業の成果分析	182
<図Ⅲ-1-7> 特許戦略支援プロセス	185
<図Ⅲ-1-8> 2015年政府R&D特許戦略支援の優秀事例	186

<図Ⅲ-1-9> 2010～2014年政府R&D特許成果に対する主要分析結果	188
<図Ⅲ-1-10> 未来成長エンジン分野の特許競争力分析における推進課題	191
<図Ⅲ-1-11> 融合研究事業の段階別特許庁特許戦略支援事業の連携内容	195
<図Ⅲ-1-12> 政府R&D個人名義特許成果実態調査のプロセス	197
<図Ⅲ-1-13> 国家研究開発事業特許成果の申告における問題点	198
<図Ⅲ-1-14> 特許成果収集体系の改善方向	199
<図Ⅲ-1-15> 政府R&D特許成果の活用率	200
<図Ⅲ-1-16> 未活用特許の主な発生原因及び解決策	201
<図Ⅲ-1-17> 政府R&D特許設計支援のプロセス	202
<図Ⅲ-1-18> 先進国の貿易規制手段などの戦略的な変化	204
<図Ⅲ-1-19> 民間主導によるIP-R&D生態系構築モデル	205
<図Ⅲ-1-20> 主要国の知的財産戦略の推進動向	206
<図Ⅲ-1-21> 製品と技術に対するパラダイムの転換	207
<図Ⅲ-1-22> IP-R&D戦略支援の樹立プロセス	208
<図Ⅲ-1-23> 先端素材・部品IP-R&D戦略支援のプロセス	209
<図Ⅲ-1-24> IP-R&D方法論拡散体系	214
<図Ⅲ-1-25> IP-R&D民間拡散の主要内容	216
<図Ⅲ-1-26> 標準特許創出支援事業の政府レベルでの推進体系	220
<図Ⅲ-2-1> 政策の実効性向上に向けた支援体系の改編	228
<図Ⅲ-2-2> IP Star企業育成事業のプロセス	229
<図Ⅲ-2-3> IPスター企業育成事業の推進体系	229
<図Ⅲ-2-4> IPスター企業育成事業の満足度調査の結果	230
<図Ⅲ-2-5> シミュレーションの例示1	239

<図Ⅲ-2-6>シミュレーション例示2.....	239
<図Ⅲ-2-7>2015年度ブランド開発の結果.....	242
<図Ⅲ-2-8>2015年度デザイン開発の結果物	245
<図Ⅲ-2-9>簡易診断オンラインシステム.....	250
<図Ⅲ-2-10>地域知識財産センターの状況	255
<図Ⅲ-3-1>最近IP金融関連MOUの推進状況	265
<図Ⅲ-3-2>知的財産取引情報システムのホームページ	274
<図Ⅲ-3-3>韓国主体別研究開発費の比重(2014)	288
<図Ⅲ-3-4>韓国主体別・学位別研究員の分布(2014)	289
<図Ⅲ-3-5>「特許経営専門家派遣事業」の優秀事例	291
<図Ⅲ-3-6>特許経営専門家の派遣状況(2006～2015年基準)	292
<図Ⅲ-3-7>「発明インタビュー及びIP事業化支援」の事業推進プロセス	295
<図Ⅲ-3-8>発明インタビュー及びIP事業化支援の2ヵ年統合運営プロセス	296
<図Ⅲ-3-9>IP創出－活用の全周期的な支援システム	296
<図Ⅲ-3-10>R&D IP協議会の組織.....	298
<図Ⅲ-3-11>知的財産活用ネットワーク(IPプラグ)	300
<図Ⅲ-4-1>知的財産動向の収集・普及の流れ図	307
<図Ⅲ-4-2>知的財産専門図書館.....	309
<図Ⅲ-4-3>知的財産情報サービスシステムの構成図	310
<図Ⅲ-4-4>資格制度の機能.....	316
<図Ⅲ-4-5>日本特許情報フェア及びコンファレンス	317
<図Ⅲ-4-6>2015IP DB及びソリューションコンファレンスの開催	317
<図Ⅲ-4-7>2015IP EXP0参加.....	318

<図Ⅲ-4-8>知的財産サービス採用連携教育のプロセス	319
<図Ⅲ-4-9>教育広報資料	320
<図Ⅲ-4-10>研修生選抜の優先順位	320
<図Ⅲ-4-11>「IP分析の概要及びIP定量分析準備作業の実習」教材	321
<図Ⅲ-4-12>教育授賞式及び修了式	322
<図Ⅲ-4-13>採用連携のプロセス	322
<図Ⅲ-4-14>採用連携教育の満足度	323
<図Ⅲ-4-15>職務発明補償制度のメカニズム	326
<図Ⅲ-4-16>職務発明補償優秀企業の認証プロセス	327
<図Ⅲ-4-17>職務発明補償優秀企業認証の案内広告	327
<図Ⅲ-4-18>職務発明補償制度コンサルティングの支援を受けた企業の状況	328
<図Ⅲ-4-19>職務発明補償制度の巡回説明会	329
<図Ⅲ-4-20>職務発明補償制度運営優秀事例の発表	329
<図Ⅲ-4-21>職務発明制度運営優秀企業の授賞	329
<図Ⅲ-4-22>職務発明ホームページ及び広報パンフレット	330
<図Ⅲ-4-23>「知的財産権貿易収支」統計の国際的な拡散	334
<図Ⅲ-4-24>工程別半導体IPの使用料及び世界半導体IP市場の成長率	336
<図Ⅲ-4-25>半導体設計財産振興事業の推進体系	337
<図Ⅳ-1-1>国家別知的財産権保護の順位	344
<図Ⅳ-1-2>模倣品取締りの写真	349
<図Ⅳ-1-3>模倣品流通防止協議会の発足式(2014.5.22)	350
<図Ⅳ-1-4>協議会の活動	352
<図Ⅳ-1-5>営業秘密原本証明制度	365

<図Ⅳ-1-6> 営業秘密セミナー及び知的財産権保護コンファレンス	366
<図Ⅳ-1-7> 営業秘密診断コンサルティング及び標準管理システム	366
<図Ⅳ-1-8> 管轄集中による知的財産権の訴訟体系	372
<図Ⅳ-2-1> 青島模倣品識別セミナー(2015.6)	379
<図Ⅵ-3-1> 適正技術製品の事例	448
<図Ⅳ-3-2> ブランド開発の成果	448
<図Ⅳ-3-3> 天然染料の抽出及び染色技術	449
<図Ⅳ-3-4> インドネシアコーヒーブランド	450
<図Ⅴ-1-1> 大学(院)の知的財産教育履修体系	456
<図Ⅴ-1-2> 2015年大賞(Storage Fan、左)及び金賞(Egg Block、右)受賞 作	471
<図Ⅴ-1-3> KINPA Annualコンファレンス開催模様	481
<図Ⅴ-1-4> KAIST.POSTECH次世代英才起業家に対する教育院の教育体系	500
<図Ⅴ-1-5> 知的財産才能シェアリングのCI	520
<図Ⅴ-1-6> 知的財産才能シェアリングの構造図	521
<図Ⅴ-1-7> 国務総理職務代行の副総理兼企画財政部長官の授賞	525
<図Ⅴ-1-8> 大統領の祝辞メッセージ	525
<図Ⅴ-1-9> 2015年今年の発明王授賞式	525
<図Ⅴ-1-10> 記念パフォーマンス	525
<図Ⅴ-1-11> 展示会場の様子	528
<図Ⅴ-1-12> ハイテク展示館の様子	528
<図Ⅴ-1-13> 授賞の様子	528
<図Ⅴ-1-14> 商標デザイン権展の展示様子	528
<図Ⅴ-1-15> 説明会場運営の様子	528

<図V-1-16>ソウル展授賞式の様子.....	528
<図V-1-17>大韓民国世界女性発明大会の開幕式	535
<図V-1-18>大韓民国女性発明品博覧会.....	535
<図V-1-19>大韓民国女性発明フォーラム	535
<図V-1-20>想像力、科学技術と知的財産権	537
<図V-2-1>戦略目標の体系図.....	544
<図V-2-2>特許情報システムインフラの構成図	553
<図V-2-3>過去5年間の提案公募件数及び採択率の推移	573
<図V-2-4>電子化処理工程フロー.....	595
<図V-2-5>年度別の電子化処理期間及びエラー率状況	596
<図V-2-6>年度別の訪問型特許情報検索及び教育回数と教育人数	596
<図V-2-7>韓国特許英文抄録の構成項目.....	602
<図V-2-8>モバイルKIPRISの画面.....	613
<図V-2-9>知的財産情報統合サービス(IPIS)の連携拡大	617
<図VI-1-1>政府3.0方式の非正常の正常化取組概要	621
<図VI-1-2>非正常の正常化に係る国民親和型の広報事例	626
<図VI-1-3>商標ブローカの被害報道事例.....	629
<図VI-1-4> 商標ブローカの出願登録推移	631
<図VI-1-5>中国内商標ブローカ対応のプロセス	636
<図VI-1-6>商標ブローカ根絶推進の広報活動	636
<図VI-1-7>特許虚偽表示の代表事例.....	638
<図VI-1-8>知財権表示方法の改正内容.....	639
<図VI-1-9>知財権表示ガイドライン.....	640

<図VI-1-10>知財権虚偽表示の代表類型及び事例	641
<図VI-3-1>2016年特許庁の政府3.0実行計画の推進目標及び方向	665
<図VI-3-2>知的財産創造企業協議会の発足式	668
<図VI-3-3>先端素材・部品のIP-R&D戦略支援プロセス	669
<図VI-3-4>KIPRISPlus (plus.kipris.or.kr) 概要	673
<図VI-3-5>KIPRISPlusによる知的財産情報活用の実績	676
<図VI-3-6>省庁協力のスタートアップ支援モデルプロセス	677
<図VI-3-7>遠隔映像口述審理の審判廷.....	681
<図VII-1-1>過去5年間の権利別出願推移.....	686
<図VII-1-2>代理人有無別出願推移.....	690
<図VII-1-3>2015年内国人の地域別出願推移	706
<図VII-2-1>全世界のPCT国際出願状況.....	712
<図VII-2-2>2015年全世界PCT多出願国の順位	712
<図VII-2-3>2015年全世界PCT多出願企業の順位	712
<図VII-2-4>韓国のPCT国際出願状況.....	714
<図VII-2-5>2015年国際最多出願法人(企業)別のPCT国際出願現状況	715
<図VII-2-6>海外出願人のPCT国際出願依頼状況	720
<図VII-2-7>PCT韓国の国内段階(指定官庁)への移行状況	722
<図VII-2-8>年度別の世界国際商標出願状況	724
<図VII-2-9>2015年度世界マドリッド国際商標の10大最多出願国	725
<図VII-2-10>年度別の世界国際商標登録状況	725
<図VII-2-11>2015年度の世界10位指定国状況	726
<図VII-2-12>年度別の韓国国際商標出願状況	726

<図Ⅶ-2-13>2015年度国内出願人の10大指定国状況	728
<図Ⅶ-2-14>2015年度の韓国10大国際商標多出願企業状況	728
<図Ⅶ-2-15>外国人が韓国を指定した国際商標登録出願状況	729
<図Ⅶ-2-16>2015年度の韓国を指定した10大締約国状況	730
<図Ⅶ-2-17>2015年度の韓国を指定した10大外国多出願企業状況	730
<図Ⅶ-2-18>年度別の世界ハーグ国際デザイン出願状況	732
<図Ⅶ-2-19>年度別の世界ハーグ国際出願デザイン件数状況	733
<図Ⅶ-2-20>2015年度の世界ハーグ国際出願10大最多出願国(国際出願件 数基準)	733
<図Ⅶ-2-21>2015年度の世界ハーグ国際出願10大最多出願国(デザイン件 数基準)	734
<図Ⅶ-3-1>過去5年間の設定登録状況	737
<図Ⅶ-4-1>権利別の審判請求状況	770
<図Ⅶ-4-2>年度別の審判処理状況	771

希望の新時代

知的財産基盤の創造経済の実現

—

Korean

Intellectual

Property

Office

第1編 知的財産政策の概観

第1章 知的財産分野における国内外の動向

第1節 知的財産分野における国内動向及び政策の推進方向

企画調整官 企画財政担当官 工業事務官 クォン・ソンホ

1. 知的財産分野における国内動向

2008年金融危機の後に低成長が続くとともに少子高齢化・格差問題などが成長潜在力の低下につながっているにもかかわらず、2010年度以後国内特許、商標出願は持続的に増加傾向にある。

2015年特許、実用新案、商標、デザインなど産業財産権の出願は計475,802件で2014年444,552件に比べて7.0%増加し、そのうち特許の場合前年比1.6%増加した213,694件が出願され、世界4位の水準を維持している。

これは世界経済の不確実性による暗い経済展望にもかかわらず、企業が研究開発(R&D)など未来志向の投資を通じて新技術とブランドを先取りするための努力の結果であると分析できる。

<表 I-1-1> 韓国における産業財産権出願の推移

(件、()は前年同期比増加率%)

区分	特許		実用新案		商標		デザイン		合計	
2009	163,523	(△4.2)	17,144	(△1.5)	103,433	(3.4)	57,903	(2.0)	342,003	(△0.8)
2010	170,101	(4.0)	13,661	(△20.3)	108,324	(4.7)	57,187	(△1.2)	349,273	(2.1)
2011	178,924	(5.2)	11,854	(△13.2)	123,814	(14.3)	56,524	(△1.2)	381,536	(3.1)
2012	188,915	(5.6)	12,424	(4.8)	132,517	(7.0)	63,135	(11.7)	406,650	(6.6)

2013	204,589	(8.3)	10,968	(△11.7)	159,217	(12.0)	66,940	(6.0)	441,714	(8.6)
2014	210,292	(2.8)	9,184	(△16.3)	160,663	(0.9)	64,413	(△3.8)	444,552	(0.6)
2015	213,694	(1.6)	8,711	(△5.2)	185,443	(15.4)	67,954	(5.5)	475,802	(7.0)

*2012年までは受理基準、2013年からは受付基準である。

*PCT、マドリッド、ハーグなど国際出願(指定官庁・指定国基準)を含む

韓国特許庁が受け付けたPCT¹国際出願も毎年持続的に増加し、2015年は14,626件で2014年の13,117件に比べて11.5%増加し、出願件数において米国、日本、中国、ドイツの次に多かった。これは海外で特許権の確保に向けた韓国企業、研究所、大学などの努力が続いていることを示している。

¹ Patent Cooperation Treaty(特許協力条約)：特許または実用新案の海外出願プロセスを統一して簡素化するために発効した多国間条約

<表 I-1-2> 主要国における産業
財産権の出願推移

(千件、前年比増加率%)

区分	2012	2013	2014	増加率
中国	3,671	4,226	4,438	15.1
米国	889	950	951	6.9
日本	507	484	487	△4.5
韓国	397	430	445	8.3
ドイツ	148	150	159	6.0

* 出処：WIPO World IPIndicators, 2015.12

<表 I-1-3> 主要国PCT国際特許
出願の推移

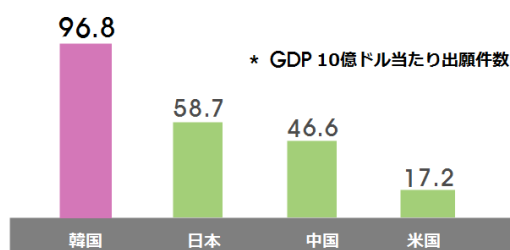
(件、前年比増加率%)

区分	2013	2014	2015	増加率
米国	57,239	61,479	57,385	△6.7
日本	43,918	42,381	44,235	4.4
ドイツ	17,927	25,548	29,846	16.8
中国	21,516	17,983	18,072	0.5
韓国	12,386	13,117	14,626	11.5

* 出処：WIPO PCT Yearly Review, 2016.3

このように韓国知的財産の量的な指標は世界的なレベルであるものの、質的水準は主要競争国に比べると不十分である。2014年度GDP対比内国人の特許出願件数は世界1位で、R&D投資増加によって創出能力は大きく伸びたものの、このような量的成長にもかかわらず源泉技術と核心特許の不足によって知的財産権使用料の収支は2014年基準で52億ドル赤字を記録している。

<図 I-1-1> GDP対比内国人の特許出願件数(2014)



* 出処：WIPO、2015年

<図 I-1-2> 知的財産権使用料収支(2014)

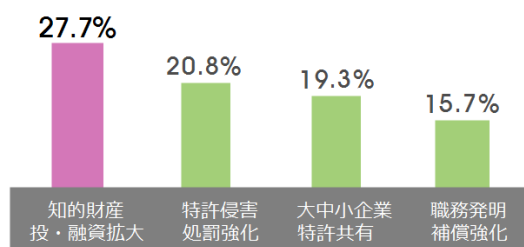


* 出処：韓国銀行、2015年

また大企業の未活用特許比率は19.8%であるが、一方中小企業は36.9%であるという調査結果(2015年、特許庁・貿易委員会)からも分かるように、中小企業の場合は知的財産を事業化するための資金と人材などが足りず、知的財産の活用が不十分な状況

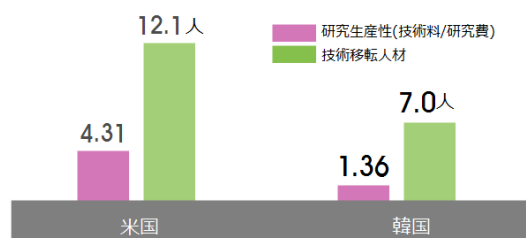
であり、大学・公共研究機関もまた論文中心の研究慣行と技術移転専担人材の不足などで知的財産を通じた収益創出が低迷している。

<図 I-1-3> 中小企業の政府支援要求事項



* 出処：中小企業中央会、2015年

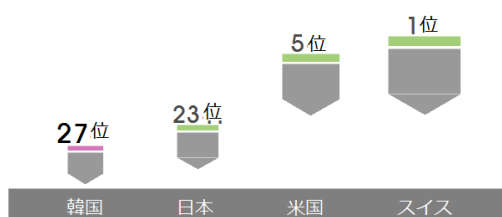
<図 I-1-4> 大学・公共研の活用能力(2013年)



* 出処：韓国産業技術振興院、2014年

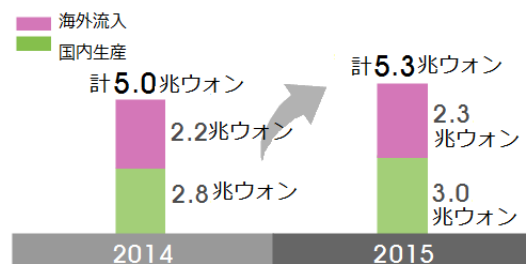
一方、海外で韓国企業に対する知的財産権紛争が増加しており、これによる輸出中断、訴訟費用の増加は韓国企業の海外市場進出において障害となっている。韓国の知的財産権保護順位は2014年41位から2015年27位に大きく上昇したものの、主要国に比べると知的財産権保護環境は依然として脆弱な状況であり、国内における模倣品の被害もまた持続的に増加している。

<図 I-1-5> 知的財産権保護順位(2015)



* 出処：IMD、2015年

<図 I-1-6> 国内模倣品市場の規模(2014年)



* 出処：現代経済研究院、2014年

2. 対応策

このような国内外の政策環境に積極的に対応するためには知的財産の創出・保護・

活用体系の先進化に向けた政府の取り組みが急がれる。まず、企業の強い特許確保を支援するためには、高品質の審査・審判サービスの提供が優先であるので、審査・審判官の能力強化と審査支援事業の効率化のみならず不良特許の防止などのための制度的なバックアップも必要である。

核心・源泉技術の開発とそれに基づく知的財産権を確保するためには全研究開発過程において知的財産権情報を活用してR&D戦略が樹立できるよう政府の支援が求められる。また、確保された知的財産が経済的・産業的に高い付加価値を創り出させるためには知的財産金融支援のみならず、事業化と取引活性化に向けた対策も必要である。

また、国内における知的財産権保護の基盤を強化するために模倣品流通の取締を強化し、技術漏洩防止や営業秘密侵害に対する制裁も強化する必要がある。韓国輸出企業の知的財産権が海外で守られるよう、海外現地での支援体系を強化し、紛争対応コンサルティングとIP訴訟保険も活性化しなければならない。

このように個人と企業の知的財産が効率的に創出・保護・活用され、新たな成長エンジンを生み、最終的には経済的な付加価値と雇用につながるよう、政府は持続的に取り組んでいかなければならない。

第2節 知的財産分野の国際動向及び政策推進方向

産業財産保護協力局 国際協力課 技術書記官 ヨ・インホン

1. 知的財産分野の国際動向

最近世界経済が創意的なアイデアと知的財産を重視する「創造経済」を目指していることから、国家と企業間のグローバル知財権紛争が激化しつつある。グローバル企業は創意的なアイデアを知財権として蓄積して市場を先取りし、それを通じて競合社と後発企業の市場参入をシャットアウトすることで市場での独占的な地位を確保している。韓国の場合、知的財産の量的規模は世界的なレベルであるものの、核心・源泉特許の不足で知財権貿易収支は慢性的な赤字を記録している。特に国内企業がグローバル特許戦争の主要攻撃対象として浮上しているなど知財権分野の質的競争力は不十分である。韓国政府はこのような危機を乗り越え、知識基盤中心の質的成長を通じた持続可能な中長期成長に向けた新たな戦略として「創造経済」を提示し、関連政策を展開している。創造経済とは、産業化時代、情報化時代、知識基盤経済をつなぐ新しいパラダイムとして、創造経済の核心キーワードは創意性、革新性、消費者、知的財産権の保護及び活用である。このような創造経済戦略の推進が成功するためには、アイデアを企業の競争力につなげる媒介として作用する知的財産の役割が何より重要である。

韓国のみならず米国、日本、中国など主要国も知的財産を国家競争力を強化するための鍵の一つとして認識し、知的財産制度を改善するなど国家レベルで知的財産戦略を推進している。米国は2010-2015知的財産戦略計画に引き続き2014-2018知的財産戦略計画を発表した。2014-2018知的財産戦略計画は既存の2010-2015知的財産戦略計画が満了する前に樹立されたもので、2011年に改正された米国特許法(AIA、AMERICA INVENTS ACT)の制定以後変化する周辺環境を反映し、これまで一途に推進してきた米国の特許改革への取り組みの成果を発展的に継承しようとしたことに意義がある。

また、2015年2月には米国特許庁が特許品質を強化することで世界最高レベルの特

許システムを構築するための推進方策として「特許品質向上計画(Enhanced Patent Quality Initiative)」を樹立・発表し、同計画に基づいて審査官及び大衆向け教育、組織の簡素化、地域事務所運営時間の拡大などの措置を取っている。

日本は2013知的財産政策ビジョンを発表し、日本企業が新興市場と新興産業において国際競争力の優位を占めるため、今後10年間推進すべき知的財産戦略を提示した。その主な内容として、産業競争力の強化に向けたグローバル知的財産システムの構築、中小・ベンチャー企業の知的財産経営強化の支援、デジタル・ネットワーク時代に対応した環境整備、コンテンツを中心とするソフトパワーの強化など4大戦略を打ち出した。また、知的財産推進計画2015を発表し、ビジョンに対応する細部業務推進計画を提示した。特に2015年はビジョン施行の3年目を迎え、推進が難しい3大重点課題(地方の知的財産活用の推進、知的財産紛争処理システムの活性化、コンテンツ及び周辺事業の総合的な海外進出の推進)を選定し、知的財産戦略本部傘下の検証・評価・企画委員会などでより踏み込んだ研究を進めている。

最近まで中国は知的財産権の数の増大に焦点を当てて制度の整備に取り組んできた。そのような取り組みの結果、特許と商標の出願件数が世界最高水準に達するとともに、中国社会の知的財産権保護に対する認識も過去に比べて多く改善されつつある。言い換えれば、出願件数の増大が自然に知的財産権の保護に向けた取り組みへとつながっているわけである。このような側面から2014年と2015年の中国は知的財産権の保護における新たなターニングポイントを迎えたと評価できる。2014年年末中国国家知識産権局(SIPO)は「国家知的財産権戦略深化実施行動計画」を発表し、「法治を通じた知的財産権認識の強化」を図った。また、長年推進してきた知的財産権裁判所の設立と関連し、2014年11月、12月を経て北京、上海、広州に知的財産権裁判所を設置することで専門的かつ一貫性のある司法判断を導き出すため努力が実を結んだ。その他に技術を保有する海外企業の横暴に立ち向かって中国で外国企業に反独占法の違反による莫大な金額の課徴金を賦課するなど、自国企業を保護するための努力も話題となった。

2015年ヨーロッパにおける知的財産政策の主なイシューの一つはデジタル経済の発展と言える。電子情報通信技術の発達と多様な情報のデジタル化及びデジタル市場の拡大はヨーロッパの知的財産政策において最も重要な考慮事項と言っても過言ではない。それによってEUは知的財産権の情報共有を図り、オンラインを通じた多様なプラットフォームを支援することで、国民の暮らしにおける利便性を高めるために取り組んでいる。但し、デジタル市場拡大の裏側としてデジタル化による問題点の一つである個人情報保護問題が台頭している。

一方、2014年度に続いてヨーロッパでは単一特許パッケージ(Unitary Patent Package)、即ち単一特許制度(Unitary Patent System)の議論が進む中で2015年にはこれらシステムの導入に向けた具体的な規定及び細部的な手続きが樹立されるなど単一特許制度導入へのムードが高まりつつある。

知財権をめぐる貿易環境は過去よりさらに複雑になっている。WTO²/TRIPS³体制が発足した直後、先進国は途上国に対してTRIPS協定の完全な履行を集中的に要求してきた。すなわち、知財権と関連する貿易圧力のフォーカスは途上国の制度と慣行の改善を通じて知財権の保護水準を高めることに当てられていた。しかし、新興国の技術及び産業発展が加速化したことで、先進国が掌握していた核心市場に新競争の雰囲気を感じられるようになった。かつて単なる模倣者または後発走者に過ぎなかった新興国が新たな競合者として浮上したのである。グローバル企業はこのような挑戦に対応するため、知財権を活用して後発走者の市場参入を封鎖する方法を用いているが、最近国際的な特許紛争、知財権侵害に基づく水際措置などが増えていることが代表的な事例と言える。また、特許を直接実施せずライセンスや訴訟をビジネスモデルとして採択している非実施特許企業(またはパテントトロール)の出現はこのようなグローバルな特許紛争の量産を招く要因となっている。同時に、先進国は知財権の二国間または多国間自由貿易協定を通じて途上国に対して既存のTRIPS協定の知財権保護水準

² World Trade Organization(世界貿易機関)：既存の関税及び貿易に関する一般協定(GATT)を吸収・統合し、名実共に世界貿易秩序を立てUR協定の履行を監視する役割を果たす国際機関である。

³ Trade Related Intellectual Properties：特許、デザイン、商標及び著作権など知的財産権に対する最初の多国間規範

を超える新しい水準の知財権保護を求めるようになったが、これを「TRIPSプラスアプローチ」と呼んでいる。

グローバル知的財産環境を自国に有利な方向に持っていかうとする国家間の競争と努力はWIPO⁴とWTOなど多国間協議の舞台でも展開されている。自国の利益が投影された国際知財権規範を作るために各国が取り組んでいる中、先進国と途上国間、そして各地域グループ別利害関係の対立も益々激化している。先進国は簡単に知財権が取得出来るようにすることで知財権の裾野を広げつつ権利者の保護を強化しようとしているが、一方途上国の場合は開発アジェンダを通じて簡単に技術移転が出来るようにすると同時に、途上国が強みを持っている伝統知識と遺伝資源の保護を強化するために力を入れている。

最近の全世界の経済状況を一言で言えば、低成長時代への突入と言えるであろう。これは特許出願件数増加幅の減少からも確認できる。特許の場合、2014年基準で約268万件で前年比4.5%増加に止まったが、これは2012年9.2%、2013年9%に比べ半分水準であり、上述したように全世界的な低成長時代に突入したことによるR&D投資の減少などがその原因と見られる。

一方、全世界の全体出願のうち約40%が複数国家に共通出願される重複出願であると推測されるため、主要国は審査滞積問題を国家間協力で解決するために動き始めている。2007年に初めて導入された特許審査ハイウェイ (Patent Prosecution Highway, PPH) 制度はこのような国家間審査協力 (Work Sharing) の努力が具体的な成果につながった代表例である。2015年末基準で韓国は米国、日本、中国を含む24カ国と特許審査ハイウェイを実施している。特許審査ハイウェイは韓国で特許登録を受けた後、同じ特許を外国で出願する場合、他の正規出願に比べて優先的に審査が受けられるようにすることで韓国企業が海外でより速やかに特許登録が受けられる道を切り開くものであり、一日でも早く権利の安定性を確保しようとする企業の立場からすると大変有用な制度と評価できる。

⁴ World Intellectual Property Office (世界知的所有権機関) : 加盟国及びその他国際機関との協力を通じて全世界の知的財産を保護・促進する任務を遂行。

国家間審査協力の必要性はIP5⁵という知的財産G5体制の発足ももたらした。世界出願のうち韓国を含めて米国、日本、中国、ヨーロッパの5大国家(地域)が占める割合は80%を上回っている。すなわち、5カ国知財権協力の成果は実質的に世界知財権規範を左右する影響力を持っている。2007年米国のハワイで5カ国の特許庁長官が史上初の会合を開いて以来2015年中国江蘇省の蘇州で開かれた第8回IP5特許庁長官会合に至るまで5カ国は合意された基盤課題を中心に審査協力と特許制度の調和に向けた協力を続けている。主な成果として、IP5審査官の間で審査進行情報が一目で確認できる審査履歴情報確認システムを2013年に開通し、2015年にはこれを一般に公開した。また、IP5国家間審査協力(Work Sharing)努力の一環として2014年からIP5-PPHを施行してIP5国家間では共通の書式と要件で特許審査ハイウェイ(PPH)制度を利用できるようにしたことが挙げられる。IP5協力は審査協力を通じた審査負担の軽減という当初の目的を超え、知的財産権制度の調和と国際的な知的財産権システムの改善でその協力範囲が拡大しており、今後国際知的財産権システムの発展に更に大きな意味を持つと見られる。

2. 対応策

このような知財権分野の国際動向に対応し、韓国を知的財産模範国家として位置づけるためには積極的な国際協力が必要である。何よりも韓国企業の海外進出を支援するための友好的な海外知的財産保護環境の構築に努力を傾ける必要がある。

そのため特許官の新規派遣及びIP-DESK設立地域を持続的に拡大し、現地税関など外国執行機関との協力チャンネルを固めることで、海外で紛争が発生した際には迅速な対応を可能させる必要がある。また、主要国とは持続的な二国間会合の開催を通じて国家間の協力体制を整える一方、途上国と新興国との協力を拡大するために東南アジア、中東、南米、アフリカなど圏域別知的財産協議体と協力事業を発掘して韓国企業に友好的な海外知的財産権保護環境を作る必要がある。

⁵ Intellectual Property 5(先進5カ国特許庁)：知的財産分野のG5を意味し、韓国・米国・日本・中国・ヨーロッパの5庁を指す。

また、主要国との知的財産制度の改善に向けた議論にも積極的に参加することで、韓国国民の利便性を高め、安定的な海外知財権獲得を支援するために取り組む必要がある。IP5・TM5・ID5⁶などを始めWIPO、WTO、APEC⁷など各種フォーラムを通じて進められている国際知財権規範の議論過程に積極的に参加することで、グローバル知的財産システムが韓国ユーザーに有利な方向に改善できるようにする必要がある。また、情報化協力を通じて特許庁間、特許庁とユーザー間の情報交流基盤を拡大し、知財権に対するアクセシビリティを高め、特許庁の業務効率を高めなければならない。特に、世界で最も規模の大きい5つの特許庁が参加する知的財産G5協力議論において積極的に参加することで協力範囲の拡大及び体系化に貢献することで、国際知的財産議論における韓国のリーダーシップを強化する基盤として積極的に活用しなければならない。

最後に高まっている韓国に対する関心を基に、知的財産分野においても行政韓流の拡散に力を入れる必要がある。特許庁の優秀な審査人材を活用して外国の審査支援及び代行要請に積極的に対応し、特許情報システムの海外進出を通じて途上国の特許情報化事業の支援も強化していく必要がある。また、国際知的財産権開発協力事業の体系化のため、韓国特許庁の政策方向、対象国の知財権現状と開発意志など総合的な分析を通じて重点協力対象国を選定し、既存成果との連携及び開発協力事業のパッケージ化などを通じて予算の効率的な活用に持続的な努力を傾けなければならない。

⁶ Trade Mark 5, Industrial Design 5 : 全世界商標・デザインの出願をリードする韓国、米国、中国、日本、ヨーロッパの商標・デザイン庁5つを指す。

⁷ Asia-Pacific Economic Cooperation(アジア太平洋経済協力) : 加盟国間の経済的・社会的・文化的な異質性を克服し、域内の持続的な経済成長に寄与することで、最終的にはア・太地域経済共同体を追求。

第2章 特許行政の戦略体系

第1節 特許庁のビジョンと推進戦略

企画調整官 企画財政担当官 行政事務官 クォン・ソンホ

新技術、デザイン、ブランドのような知的財産が経済成長の主要エンジンとして浮上していることで、知的財産を通じて市場を先取りするための国家間、企業間の競争が激しさを増している。そこで、米国、日本、ヨーロッパ、中国など主要国は知的財産の創出・活用・保護と人材養成に向けた政策を国家レベルで展開している。

特許庁はこのような国内外の環境変化と多様な政策顧客のニーズなどを反映し、「知的財産に基づく創造経済の実現」というビジョンを設定し、それを実現するための推進戦略を下記のように定めた。

<図 I-2-1> 2015年度業務推進方向

ビジョン	知的財産基盤の創造経済の実現	
目標	知的財産の創出・保護・活用体系の先進化	
	推進戦略	実践課題
1	信頼される審査・審判サービスの提供	①高品質の審査・審判サービスの提供 ②ユーザー中心の知的財産権制度の構築・運営
2	優秀知的財産の創出・活用の促進	①核心・標準特許の創出支援 ②知的財産基盤の創造企業の育成 ③知的財産金融活性化及び事業化の促進 ④知的財産の創出・活用基盤作り
3	知的財産の保護及びグローバルリーダーシップの強化	①国内知的財産権保護基盤の強化 ②海外知的財産権紛争への対応支援 ③知的財産分野におけるグローバルリーダーシップの強化

4	知的財産人材養成及び国民 向けサービスの改善	①知的財産に親しみやすい社会基盤の形成 ②知的財産行政サービスの改善
---	---------------------------	---------------------------------------

第2節 ビジョン達成に向けた実践課題

1. 信頼される審査・審判サービスの提供

企業は知的財産を利潤創出の有用な道具として認識し、市場確保、競合社牽制などに積極的に活用している。企業の特許戦略もまた既存の量重視から質重視へと変わり、強い特許を確保するための企業の努力は更に熾烈さを増している。そこで、審査・審判品質に対する関心がいつになく高まっている状況である。

特許庁は高品質の審査・審判サービスの提供に向けて特許審査3.0を施行し、審査品質評価体系を審査終結前の評価体制に転換した。審査・審判人材の増員と非審査人材の審査部署再配置など人材効率化を通じて1人当たり処理件数の適正化を図るとともに、審査品質向上インフラを構築するために審査協力型先行技術調査事業を拡大し、先進特許分類体系も全面的に導入した。

また、不良特許の防止など創造経済基盤の強化に向けた特許法の改正を推進し、公正かつ合理的な商標制度を構築するための商標法改正を推進した。司法部が審判結果を適時活用できるよう、迅速審判プロセスも再設計した。

2. 優秀な知的財産の創出・活用の促進

重なりつつある韓国知的財産権使用料収支の赤字を改善するためには競争力のある知的財産権を創出すると同時に、創出された知的財産権を利用して経済的・産業的に高い付加価値を創り出せるようにすることが急がれる。

特許庁は政府が推進する研究開発の全過程において知的財産権情報を分析・提供することで重複投資を防止し、核心・標準特許の創出を誘導した。産業界R&D現場ではオーダーメイド型知的財産権コンサルティングを通じて新規IPの創出、R&D方向の提示など中小・中堅企業のIP-R&D戦略を支援した。

また、中小企業を知的財産経営能力によって段階別に分け、オーダーメイド型支援施策を整え、有望な中小企業を知的財産スター企業として育成した。地域における知的財産に親しみやすい環境作りのため、創造経済革新センターに特許支援窓口を設置・運営し、IP創造Zoneを拡大設置した。

一方、優秀な知的財産を保有する中小企業に対して投・融資支援を拡大し、IP金融の活性化に向けて簡素化された価値評価モデルを開発するとともに、IP金融フォーラムも発足させた。大学・公共研による特許技術の活用を促進するために公共技術移転ロードショーを開催し、特許経営専門家の派遣と発明インタビュー制度も運営した。

併せて、知的財産の事業化と取引活性化のために特許取引専門官を地域別に拡大配置し、公共と民間の特許活用を促進するために無償開放特許に対する特許料の減免制度も設けた。

3. 知的財産の保護及びグローバルリーダーシップの強化

韓国は主要国に比べて依然として知的財産権の保護環境が脆弱であり、国内外における知的財産権紛争による輸出中断、訴訟費用の増加は韓国企業の海外市場進出において大きな障害となっている。これを克服するためには国家レベルで知的財産保護を強化する必要がある。

特許庁は模倣品流通を根絶するため、模倣品の製造・流通事犯に対する企画捜査とオンライン取締を強化し、警察庁・自治体との合同取締も実施した。また、知的財産保護の実効性を高めるために特許侵害損害賠償制度の改善を推進するとともに、健全な取引秩序を確立するために知的財産権標示改善策を講じ、また企業の営業秘密を保護するための制度も改善した。特許訴訟の専門性と効率性を強化するために関係省庁との協力の下で特許訴訟管轄集中制度も導入した。

海外における知的財産権紛争に効果的に対応するためにIP-DESKを追加設置し、現

地の税関での知的財産権登録を支援するとともに、海外進出企業を対象に教育と商標出願支援を拡大した。また、知的財産権紛争予防コンサルティングと訴訟保険支援を拡大し、知財権訴訟保険発展3ヵ年計画も構築した。

一方、知的財産分野におけるグローバルリーダーシップを強化するため、IP5、TM5、ID5会議を通じて国際議論をリードし、新興国・途上国との知的財産協力も強化した。知的財産行政において韓流を広めるために特許行政サービスの輸出対象国とサービス分野を拡大した。

4. 知的財産人材の養成及び国民向けサービスの改善

青少年と大学生向け知的財産教育インフラの不足と企業の知的財産実務教育に対するニーズの増大を受け、全国民が生涯周期別に知的財産教育が受けられるインフラの拡充や企業能力に合わせた知的財産実務教育の提供に対するニーズが高まりつつある。

特許庁は小・中・高校生に対する知的財産教育を強化するため、中学校の自由学期制と連携した知的財産教育プログラムを開発して運営し、大学の知的財産教育基盤を拡充するため、知的財産教育をリードする大学と知的財産専門学位課程を運営する大学院を拡大した。

また、水準別オーダーメイド型知的財産実務人材を養成するためのIP経営レベルアッププログラムを構成・運営し、産学連携知的財産専門人材の養成に向けて地域の内で大学-学生-企業間採用協約の締結に取り組んだ。弁理士の専門性と公共性を強化するため、弁理士法の改正も推進した。

一方、国民向けサービスに対するユーザーからのニーズが多様化していることを受け、段階別のサービス品質警報体系の導入、大田-ソウル間の遠隔映像口述審理の拡大、審査官指定状況のお知らせサービスなどを通じてユーザー中心の知的財産行政サービスを強化した。

第2編 信頼される審査・審判サービス

第1章 高品質の審査・審判サービスの提供

第1節 特許・実用新案分野

特許審査企画局 特許審査企画課 技術書記官 キム・ヨンピョ

1. 概観

短くなる製品の寿命、知的財産権紛争の激化などで知的財産に対する迅速かつ安定的な権利の確保が必要であるという認識が世界的に広がりつつある。米国特許庁は2019年まで特許審査処理期間を10ヶ月に短縮することを発表するなど、主要先進国は審査処理期間の短縮を通じて企業の競争力確保を支援しており、そのために審査人材の増員、先行技術調査のアウトソーシング拡大など様々な方法を講じて推進している。そこで、韓国特許庁も世界最高水準の知的財産サービスを提供するため、出願された知的財産権に対する処理期間と品質の面において競争力のある審査・審判サービスを提供し、先進知的財産制度の運営、審査インフラの改善、グローバル知的財産協力の強化、世界最高水準の特許行政情報化の実現などを通じて知的財産行政機関として必要な能力を最高水準まで引上げるために努めている。

特許庁は特許出願世界第4位に相応しい審査処理期間を維持するため、審査官の増員、業務プロセスの改善、何時でも何処でも審査可能な特許行政情報システムの構築などを通じて2015年特許審査処理期間を10.0ヶ月(12月末基準)に短縮し、世界的な水準の速い審査処理期間を維持してきた。

また、特許庁は一律的な特許審査処理期間の短縮から脱し、ユーザーが希望する時期に高品質の特許審査サービスを提供するために特許審査制度の改善を本格的に推進し、2008年10月1日から世界初のオーダーメイド型3トラック特許審査制度を施行し、その後も制度を持続的に改善している。顧客オーダーメイド型3トラック審査制度は出願人の特許戦略によって「優先審査」、「一般審査」、「遅い審査」のうち審査時期が選択できる制度であり、出願人は優先審査を通じて迅速に特許権を獲得して独占

的な地位を先取りすることができ、遅い審査を通じて事業化のための十分な時間を確保することもできる。

最近グローバル知的財産協力の強化などによって国家別審査結果を相互比較する機会が増え、外国PCT国際調査依頼の増加など韓国特許庁の審査品質に対する関心もまた増大している。そこで韓国特許庁は審査官の専門性向上、審査評価の強化、先行技術調査の品質管理体系の構築などを通じた高品質の審査サービスを提供することで強い特許創出を誘導し、このような努力の結果、審査サービス品質が国際的に認められ2008年284万ドルに過ぎなかったPCT国際調査手数料の収入が2014年には1,944万ドルと7倍くらい増加した。

以上のように様々な審査サービスの高度化政策を施行した結果、韓国の特許審査処理期間は先進主要国に比べて最も速い特許審査サービスを提供してきたが、米国、日本など主要国が競争的に審査処理期間を短縮しているため、韓国の比較優位が失われる恐れがある。したがって、審査人材の増員、業務プロセスの改善などを通じて世界各国による審査処理期間の短縮競争に対応する必要がある、不良特許によって発生し得る社会的・経済的な損失を事前に遮断できるように審査官一人当たり審査処理件数の適正化、審査官の能力強化などを通じて審査品質の面で世界最高水準の審査サービスを提供する必要がある。

2. 特許・実用新案の速やかな権利化及び審査品質の向上への取り組み

特許審査企画局	特許審査企画課	技術書記官	ハン・チュンヒ
	特許審査企画課	放送通信事務官	イム・テシク
	特許審査企画課	工業事務官	ミョン・テグン

イ. 推進背景及び概要

最近IP5体制の定着、国家間審査協力体制の拡大などにより、国家別審査結果の相互比較及び活用の機会が増えつつある。また、外国企業がPCT国際調査を韓国に依頼

する件数が2006年735件から2015年14,889件へと大きく増加し、韓国特許庁の審査品質に対する国際社会からの関心が高まりつつある。このようなグローバル特許環境を踏まえると、韓国が知的財産強国としての地位を確固たるものにするためには特許・実用新案の速やかな権利化のみならず全世界から認められる高品質の審査サービスを提供しなければならない。

一方、国家間・企業間の特許紛争が増加し、その内容もまた複雑になるにつれ、かつて外部からの特許攻勢に防御的に対応するため消極的な特許戦略を駆使してきた企業が徐々に特許を利潤創出の有用なツールとして認識し始め、市場確保、競合社に対する牽制などに積極的に活用している。同時に、企業の特許戦略もまた従来の量中心から質中心へと変わり、国際的な競争力を備えた「強い特許」を確保するための企業の努力はさらに熾烈になりつつあり、それに伴って審査品質に対する関心もまた何時になく高まっている。

特許庁はこのような対内外的な環境変化と需要者からのニーズを踏まえて、審査処理期間の短縮のみならず審査品質においても世界最高水準のサービスを提供するために多様な政策を樹立・施行している。

特許庁のこのような努力は技術競争力を備えた強い特許の安定的な権利化を支援することで不必要な特許で引き起こる無駄な紛争による社会的な費用を減らし、さらに技術革新を通じた産業発展に寄与することにその目的があると言える。同時に、これは国内外の出願人に先進国水準の高品質の特許審査サービスを提供することで、最高知的財産行政機関としての韓国特許庁の国際的なプレゼンスを高め、今後到来するであろうグローバル特許システムの構築において韓国がリーダーとしての役割を果たせるためのものである。

ロ. 推進内容及び成果

1) 優秀な審査人材の拡充及び効率的な人材管理を通じた審査能力の強化

イ) 優秀な審査人材の増員

審査処理期間を短縮し、審査品質を更に高めるための対策として、博士・技術士など外部の専門技術人材を新規審査官として採用し、特許庁の自助努力を通じて政策・支援部署の審査官を審査部署に再配置した。2015年には84人の特許・実用新案新規審査官を採用した。これを通じて審査請求日から1次審査までかかった特許審査処理期間10.0ヶ月(2015年年末基準)を達成した。

ロ) 審査官等級制

審査官等級制はキャリア審査官を優遇する文化を定着させることで審査官の士気を高めると同時に審査管理の効率性を高めることを目的として2001年1月から施行された。審査官を審査経歴と審査能力によって首席審査官、責任審査官、前任審査官、審査官の4段階等級に区分し、業務生産性を高めるため等級別に意思決定権に差をつけて委任している。

具体的に首席審査官は審査経歴10年以上の者で審査事例研究高級課程、審判官課程などの教育課程を履修するよう義務付け、責任審査官は審査経歴7年以上の者で審判例研究課程、審判訴訟制度課程などの教育課程履修を義務付けた。また、前任審査官は審査経歴が4年以上の者で中堅審査官課程などの教育課程を履修した者が昇級できるように規定した。昇級手続きの透明性を確保するため、審査局昇級審査委員会の推薦と特許庁次長を委員長とする特許庁昇級審査委員会の決定で昇級者を確定している。審査官等級別に委任された意思決定権限を見ると、首席審査官には特許登録決定と審査関連通知事項に対する独自の決裁権を委任し、責任審査官には意見提出通知などの決裁権を委任し、前任審査官には優先審査申請書の補完指示などの決裁権を委任している。

審査局内の審査官等級の状況を見ると、2015年12月基準で首席審査官が153人で18.6%、責任審査官が169人で20.6%、前任審査官が154人で18.7%、審査官は6級審査官を含めて346人で42.1%を占めている。

＜表Ⅱ－1－1＞審査官等級別の昇級基準及び意思決定権限

区分	経歴	教育履修		意思決定権限
首席 審査官	審査経歴 10年以上	必修	審査事例研究高級課程、審決・判例研究課程、特実審査争点事例課程のうち1つ	以下を除いた全ての処分 －特・実拒絶決定(未対応拒絶決定を除く) －補正却下決定 －方式未補正の無効処分 －特許権存続期間の延長登録決定及び拒絶決定
		選択	審判訴訟制度課程、審判官課程のうち1つ	
責任 審査官	審査経歴 7年以上	必修	審査事例研究高級課程、審決・判例研究課程、特実審査争点事例課程のうち1つ	意見提出通知、協議通知など
		選択	審判訴訟制度課程、PCT審査高級課程、審判官課程のうち1つ	
前任 審査官	審査経歴 4年以上	必修	審査事例研究基礎課程、明細書及び請求範囲解釈課程、特実審査争点事例課程のうち1つ	優先審査申請書の補完指示、優先審査の結果通知など
		選択	中堅審査官課程、PCT審査基礎課程のうち1つ	

ハ) 審査パート制

審査官の増加に伴って効果的に審査品質を管理するとともに類似技術分野に対する審査の一貫性や専門性を高め、審査業務の処理速度を高めるため、技術分野別に6人程度の審査官をグループ化して運営する審査パート制を2000年から局別に試験的に運営していたが、2005年審査課長の決裁権を審査パート長に委任することで本格的な施行となった。

審査パート長は先任審査官以上の書記官又は責任審査官以上の事務官として優秀な審査能力や優れたリーダーシップを備えた者の中から審査局長が任命し、審査課(チーム)長は課(チーム)内の審査パートのうち1つの審査パート長を兼任している。審査パート長は審査課(チーム)長に代わって決裁を通じてパート内の審査管理業務を遂行しているが、その他にも所管の技術分野に対する特許要件判断事項に対する研究及び討論、審査パート別の学習プログラムによる審査官教育などを主導している。

特許庁は人材の効率的な運営を通じた審査処理期間の短縮及び審査品質の向上のために政策部署の課1つを廃止する代わりに2015年12月に資源再生審査チームを新設した。資源再生審査チームは廃棄物処理と資源リサイクル技術と関連する分野を専担して審査しており、汚染物分離パート、水質浄化パート、廃棄物処理パートなど3つのパートで構成されている。これと関連して既存119個あった審査パートが2015年末基準で122個まで増えた。

<表Ⅱ-1-2>審査パート制の構成状況

(2015年12月基準)

審査局	審査課	審査パート
特許 審査 企画局 (5課、 20パー ト)	エネルギー	融・複合エネルギー技術、エネルギー変換基盤技術、二次電池、光エネルギー
	自動車融合	電池パッケージ、自動車動力伝達、自動車エンジン、自動車電子制御
	情報技術融合	電子商取引、金融決済、デジタルコンテンツ、融合サービス
	計測分析	医療計測、センサーネットワーク、光学機械、計測試験
特許 審査1局 (9課、 35パー ト)	医療技術	治療機器、診断技術、保健衛生、医療用品
	生活家電	洗濯機、カメラ、エアコン、冷蔵庫
	事務機器	印刷機器、家具、照明機器、事務用品
	住居生活	衛生安全用品、運動用品、システムサッシ
	国土環境	国土基盤、土木構造、水資源環境、資源廃棄物

ト)	住居基盤	住居環境、住居冷暖房、住居安全、住居構造
	電力技術	伝送線路、電動機、電力変換、電力送配電
	精密化学	触媒化学、ナノ素材、セラミックス、表面処理システム
	農林水産食品	食品保存、植物資源、食品製造、動物資源
	電子部品	電子機器、メモリ素子、電子回路、半導体素子
特許 審査2局 (9課、 35パー ト)	加工システム	複合加工、高分子加工、金属加工、データ入出力
	精密部品	移送保管部品、流体機械部品、回転積層部品、印刷回路基板
	半導体	エッチング、蒸着、露光、材料
	自動車	車両フレーム、車両シャーシー、車両部品、車両空調
	高分子繊維	スマート繊維、高分子合成、複合素材分離、高分子応用
	コンピュータシステム	コンピュータ制御、サーチ/データベース、コンピュータインターフェース、コンピュータ応用システム
	薬品化学	天然物医学、融合医学、合成医学、製剤
	通信ネットワーク	通信プロトコル、伝送システム、ネットワーク制御、スイッチングネットワーク
	資源リサイクル	汚染物分離、水質浄化、廃棄物処理
	特許 審査3局 (8課、 32パー ト)	応用素材
ロボット自動化		工作機械、産業ロボット、制御機械、特殊加工
次世代輸送		海洋プラント、物流移送、造船航空システム、陸上運送
バイオ		バイオ応用、バイオ医薬品、バイオシステム、バイオ素材
モバイル通信		モバイル通信システム、モバイル通信端末、モバイル通信アンテナ、モバイル通信サービス
金属		材料分析、金属材料、表面処理、金属メッキ
ディスプレイ機器		画像駆動、画像パネル、OLED、画像素子
マルチメディア放送	放送システム、放送装備、画像処理、放送端末	

2015年12月基準で審査課(チーム)別に3~4つの審査パートを運営しており、特・実

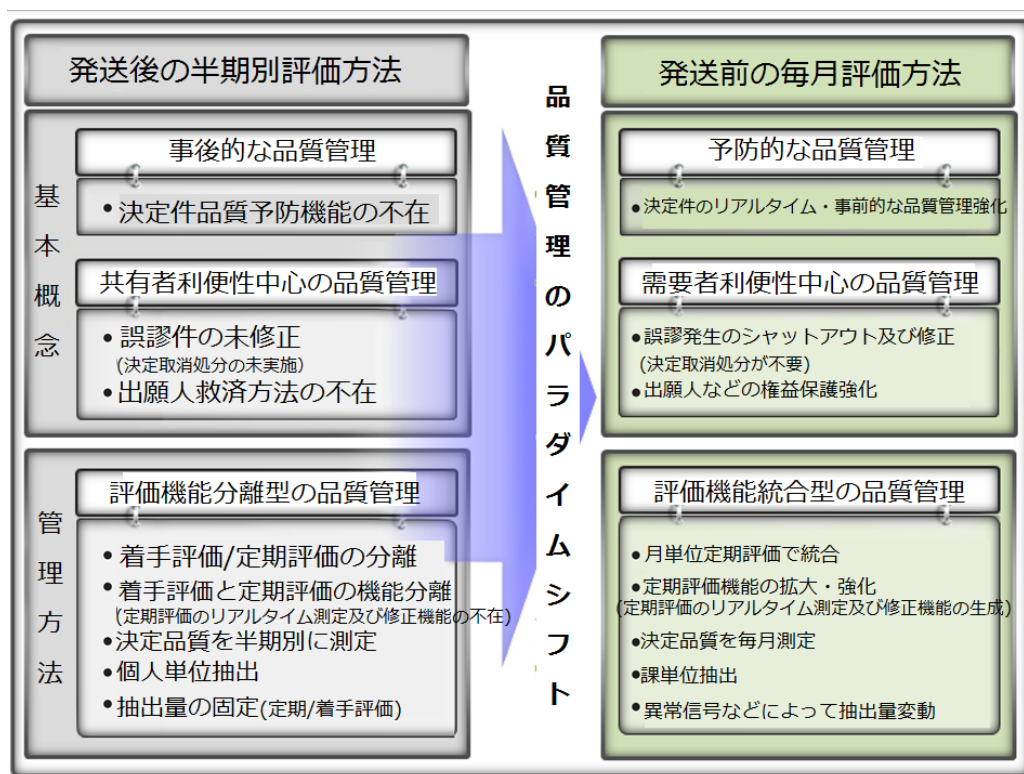
審査局の内に計122の審査パート(特許審査企画局20、特許審査1局35、特許審査2局35、特許審査3局32)を運営している。このような審査パート制の運営は審査パート別の学習活動を通じて審査ノウハウを共有し、審査ミス防止するなど審査品質の向上に貢献している。

2) 審査品質管理の強化

イ) 審査評価方法の転換

特許庁は2015年下半期から審査評価方法を審査終了後の評価から審査終了前の評価方法に変えた。これを通じて審査が終わる前に発見された審査ミスを事前に修正することができる手続きを整えた。審査品質担当官室は審査終了前に発見されたミスの件を審査部署に毎月通知し、決定件のミスを審査部署が修正できるように手続きを改善した。

<図Ⅱ-1-1> 審査評価方法の転換



持続的なミスを修正するため既存6か月単位で運営されていた審査評価の周期を毎月単位に変更した。また、従来は審査評価の対象件を個人別に均等に抽出していたが、2015年下半年からは課単位抽出方法に変えることで、組織単位の審査品質管理が強化されるよう手続きを変更した。

ロ)特許品質諮問委員会の設立及び運営

特許庁は国家的に特許品質が高められる基盤を構築するため、官・民がともに特許品質政策に対して議論する「特許品質諮問委員会」を2015年6月に設立した。特許品質諮問委員会は特許品質を高めるためには特許庁のみならず民間の役割も重要であるという認識から、企業、弁理士など民間の品質向上に対する優秀なアイデアを特許政策に反映できるチャンネルを確保するために構成された。

特許品質諮問委員会の内部委員は特許審査企画局長(委員長)、特許審査企画課長(幹事)、特許審査制度課長、審査品質担当官及び審査局主務課長で構成され、外部委員は産業界、学界、研究界の専門家と弁理士で構成される。

特許品質諮問委員会は2015年6月(ソウル)と12月(大田)にわたって2回開催され、①2015年品質政策状況及び2016年政策施行の方向、②韓・米間の審査情報を事前に共有する韓 - 米特許共同審査の成果及び運営方策、③審査評価方法の審査終結後評価方法への転換、④審査品質指標の適正性などに対して議論された。

<図Ⅱ-1-2>特許品質諮問委員会の進行写真



3) 審査官の専門性の向上

イ) 開かれた特許技術フォーラムの実施

開かれた特許技術フォーラムは多出願企業の最新技術を審査官と共有するため、多出願企業の専門家を招いた技術セミナーであり、2015年3月に初めて実施された。開かれた特許技術フォーラムは雄・複合技術進化の加速によって技術分野が多様化したことで相互関連のある技術分野に対する審査官の技術理解を深める必要があることから導入された。多出願企業の最新技術セミナーを通じて審査官の技術専門性を高めることで、出願技術内容の把握、先行技術の検索・比較判断などにおいて正確な審査を誘導するきっかけとなった。

また、標準・源泉・先導技術などの技術開発程度によって求められる進歩性レベルの差異において産業界が要求する進歩性判断基準の理解と定立が必要であった。このような点で、開かれた特許技術フォーラムを通じて官一民間で進歩性判断基準が共有できる場を設けることで、審査官の進歩性判断基準の調和に貢献した。

具体的には2015年3月にサムスン電子の特許戦略及び半導体メモリーなど4つの技術分野に対するセミナーを行い、7月にはLG電子の特許戦略及びLTE通信技術など4大技術分野に対するセミナーを行った。10月にはLG化学の特許戦略及び二次電池など4大技術分野に対するセミナーを行った。

ロ) 先行技術検索コンテストの開催

特許審査は限られた検索時間内に適正先行技術を検索するため、効果的な検索戦略を樹立し、それに対する集中的な検索を行う必要がある。そのため、検索結果のみならず、検索キーワード、検索履歴など検索過程を総合的に評価及び発掘して実際検索における活用性を最大にするため、2015年11月に先行技術検索コンテストを開催した。

2015年先行技術検索コンテストは審査官、サーチャーの大会を分けて実施し、サーチャー大会は特実検索とPCT検索を分けて実施した。参加した審査官は64人、参加したサーチャーは74人であり、審査官及びサーチャーの多様な検索戦略を発見できる良い機会となった。

先行技術検索コンテストは審査官及びサーチャーが各自保有している審査、調査件のうち任意選定された件の検索戦略、検索履歴、構成比表の提出及び評価の方法で行われた。評価の正確性と公正性のため、評価委員は審査課長、審査パート長、審査評価官などで構成され、①検索戦略の適正性、②検索の充実性、③検索結果の妥当性、④検索の効率性の項目別に評価表基準に沿って評価を行った。

評価の結果、計審査官9人とサーチャー18人の先行技術検索履歴及び結果が優秀事例として選定され、優秀事例を共有して審査官、サーチャーの能力を強化するためのセミナーを実施した。

ハ. 評価及び発展方向

以上のように優秀な人的資源の効果的な管理、審査品質管理の強化、審査官の専門性向上などの様々な品質向上政策を施行した結果、審査処理期間国際的な競争力を維持すると同時に、高品質の審査サービスを提供する基盤を整えることができた。

今後審査官等級制は教育要件を現状に適したものにするなどを通じて審査官が昇給できる機会をより多く提供し、首席・責任審査官など優秀な経歴審査官に対するインセンティブを拡大していく予定である。また、審査パート制は審査人材の新規採用によるパート別の適正人員の維持及びPCT専担制の実施による専担パート・部署の新設などを全体的に踏まえて適正数で運営する計画であり、パート長の責任及び権限の強化を通じてパート基盤の審査品質管理体系を確立していく計画である。

特許庁は政策方向を品質中心に転換するために多様な品質関連指標を審査官、パート、審査課、審査局別に点検できる審査品質管理カードをシステムを通じて構築する

計画である。審査品質は少数の指標で代弁できない定性的な面を持っているため、様々な品質指標の変動推移分析を通じて審査の正確性及び一貫性を高めていけると期待している。

また、産業現場の訪問を通じて現場の技術資料及び専門家知識を審査に活用する公証審査を推進し、融・複合技術を中心に専門分野が異なる審査官間での協議審査を拡大するなど多様なコミュニケーションチャンネルを確保することで審査の正確性を高めていく計画である。

審査処理期間を維持しつつも審査品質が高められる最も根本的な解決方法は審査人材の増員を通じた1人当たり審査処理件数の適正化である。特許庁は1人当たり処理件数を先進国並みに適正化するため、行政自治部など関係機関との協議を通じて持続的に審査人材の増員を推進していく計画である。

3. 特許審査3.0の推進

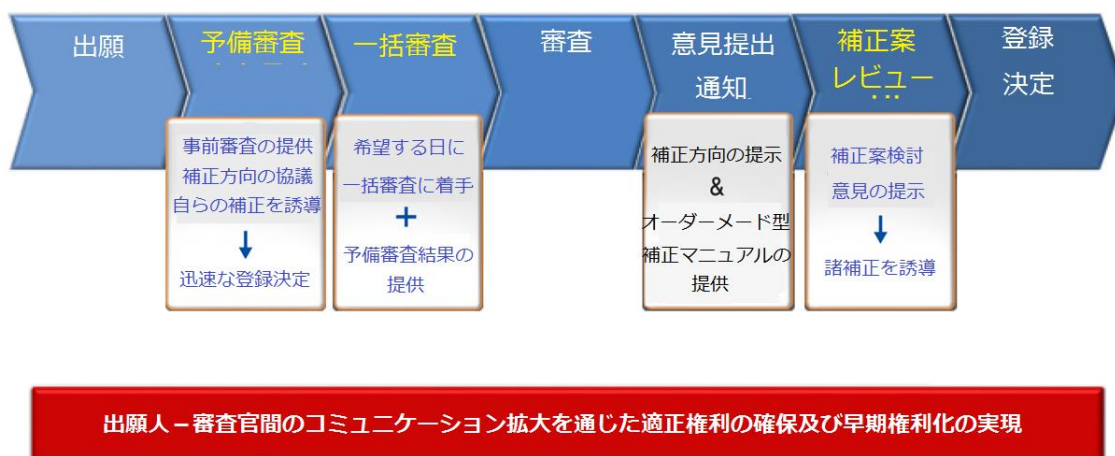
特許審査企画局 特許審査制度課 施設事務官 ヒョン・ジェヨン

イ. 推進背景及び概要

グローバル特許紛争が拡大し、IP金融、ライセンスなど知的財産の活用が増えるにつれ、特許品質に対する社会的な関心が高まりつつある。このような対内外的な環境において特許庁は特許品質の向上に向けた地道な自助努力を傾けているが、審査段階において限られた予算、人材など独自資源だけでは特許品質を高めるには限界が存在した。

そこで韓国特許庁は2014年から拒絶理由だけを指摘していた既存のネガティブ審査から脱して国民とともに強い特許を創り出していくポジティブ審査へと審査パラダイムを転換した。2015年にはこれを更に発展させ、審査の全段階において国民と疎通・協力し、オーダーメイド型サービスを提供する特許審査3.0を本格的に施行した。

特許審査3.0は公式審査前に出願人と審査官がコミュニケーションを取り、審査の方向を共有し、拒絶理由を予防する予備審査、出願人が最終補正を行う前に予め提出した予備補正案に対して拒絶理由の解消状況を知らせる補正案レビュー、一つの製品（または国家R&D支援事業）関連の特許、デザイン、商標を出願人が希望する時点でまとめて審査する一括審査などがあり、今後既存の制度を持続的に改善するとともに新しい制度を設けていく計画である。



ロ. 推進内容及び成果

1) 予備審査

予備審査は審査着手前に出願人などと審査官が対面面談を通じて審査意見を交換することで正確な審査及び迅速な権利化を図るための制度である。予備審査面談を通じて出願人は拒絶理由を公式審査前に把握して対応でき、審査官は出願人と直接技術及び審査意見を交換することで正確な審査と迅速な特許権利化が可能である。

予備審査は試験実施期間であった2014年に個人・中小企業から大きな反響を呼び、良いスタートを切った。2015年にはその対象を先行技術調査専門機関に先行技術調査の依頼を理由とする優先審査出願から優先審査出願全体に拡大（但し、高難易度特許

分類に該当する出願に限定)した結果、申込件数が3倍以上増加した。早期権利化に実質的な効果があることが立証された予備審査は今後制度を更に精巧化して改善する計画である。

2) 補正案レビュー

補正案レビューは審査着手の後に審査官が予備補正案を予め検討し、出願人などと対面面談を通じて補正案の拒絶理由の解消状況と補正方向を議論して追加拒絶理由通知を減らすなど審査の効率性を高めた制度である。

2015年に初めて導入されたこの制度は下半期から申込件数が急増する傾向にあり、国内外の出願人から既存の面談制度に比べて優れているという良い反応を得ている。また、審査品質及び行政効率性の向上という側面でも対内外的に高い評価を得ている。

3) 一括審査

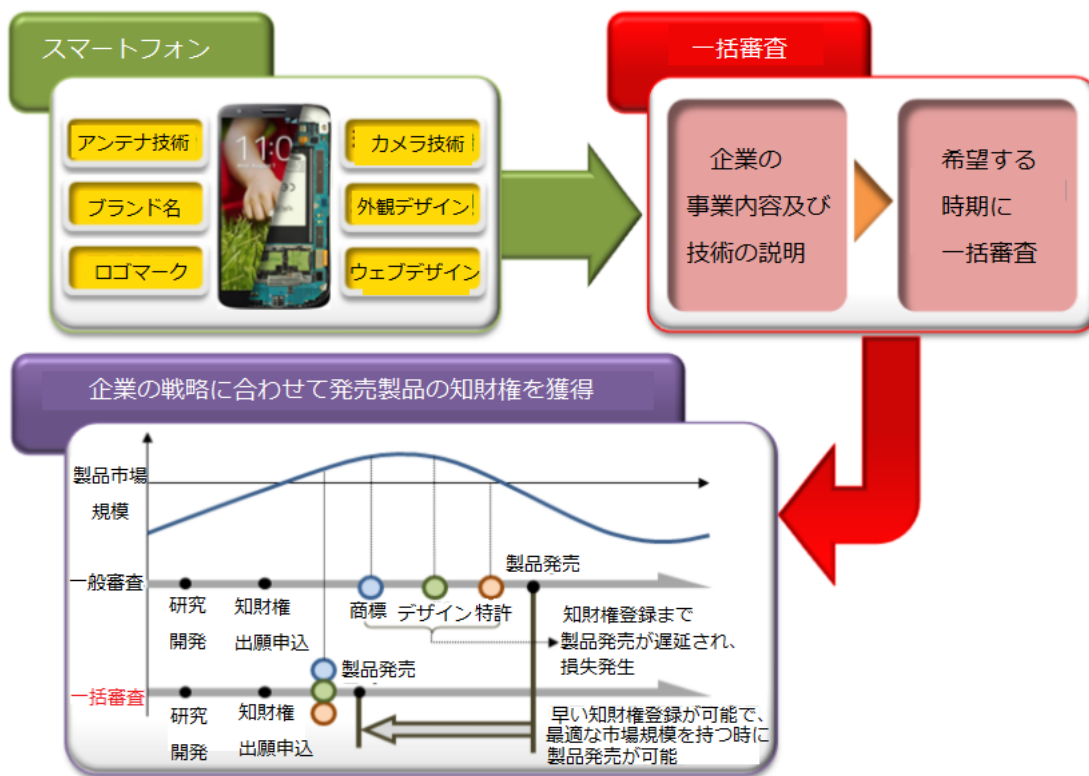
一括審査は一つの製品または一つの国家R&D支援事業に関連する複数の知的財産権出願を出願人が希望する時点に合わせて審査する制度である。

一括審査の申込対象は一つの製品に関連する特許・実用新案・商標・デザイン出願であり、「実施または実施準備中の出願」、「輸出促進に直接関連する出願」、「ベンチャー企業や技術革新型中小企業の出願」、「一人創造企業技術開発事業の結果に関する出願」である。これを通じて企業は最適の市場規模を考慮した製品発売の時期などに合わせて一つの製品に対する複数の知的財産権を一括して確保できる。

また、2015年から国家R&D結果が適時に技術評価、技術移転及び事業化できるよう、同じ国家新技術開発支援事業の結果に関連する出願も一括審査申込対象として追加された。

一方、一括審査を行う前に担当審査官を対象に企業が申し込んだ出願の技術内容を

事前に説明する「一括審査説明会」を開催し、出願人と審査官の技術内容に対する円滑なコミュニケーションを通じてより正確な審査を支援する。また、2015年から一括審査説明会の際に出願人の希望がある場合は予備審査を同時に進め、一括審査と予備審査の効果を同時に提供した。



ハ. 評価及び発展方向

以上のように特許審査3.0は審査の全段階において国民と直接コミュニケーションしながら協力するオーダーメイド型サービスを提供することで、最終的には高品質の特許創出に貢献することを目指す制度である。

2015年は特許審査3.0施行の初年度であり、各種報道資料の配布、特許制度統合説明会の開催などを通じて予備審査、補正案レビュー、一括審査などの広報に集中し、出願人、代理人など特許顧客からは高い満足度を得る同時に、高品質の審査サービスの基盤を構築することができた。

特許審査3.0が出願人(代理人)及び審査官の面談などコミュニケーション・協力を基にしているだけに、今後はコミュニケーションの質的向上を通じて審査の信頼度が高められるよう制度改善に力を入れる計画である。

4. 審査協力型の先行技術調査など審査インフラの改善

特許審査企画局	特許審査企画課	放送通信事務官	キム・キホ
	特許審査企画課	工業事務官	チョ・キユン
国際知識財産研修院	知識財産教育課	行政事務官	チョ・ヨンジク

イ. 特許先行技術調査事業

特許庁は1992年から審査官の審査負担を減らすために特許審査業務の一部である先行技術調査を外部専門機関に依頼して迅速な特許審査を支援するとともに、特許審査の品質を高める事業を推進している。特許法第58条及び実用新案法第15条の規定に基づき、特許庁長は特許出願の審査において必要と認められた場合、専門機関を指定して先行技術調査を依頼することができる。現在特許・実用新案出願の先行技術調査専門機関の指定状況は以下の通りである。

<表Ⅱ-1-3> 特・実出願に対する先行技術調査専門機関の指定状況

技術分野 指定年度	機械金属建設	化学生命工学	電気電子・情報通信
1998	(財)韓国特許情報院	(財)韓国特許情報院	(財)韓国特許情報院
2005	(株)WIPS	(株)WIPS	(株)韓国IP保護技術研究所
2006	-	-	(株)WIPS
2008	(株)IPソリューション	(株)IPソリューション	(株)IPソリューション

*2009年12月、(株)韓国IP保護技術研究所が自ら先行技術調査専門機関の指定取消を特許庁に要請してきたため、専門機関から指定が取り消される。

2004年までは(財)韓国特許情報院が単独で本事業を行ってきたが、競争体制を導入して調査品質を高め、民間の知的財産(IP)サービス産業を活性化するため、(株)WIPS、(株)IPソリューションなどを先行技術調査専門機関として追加指定し、2005年から複数競争体制で事業を運営している。

特許・実用新案出願に対する先行技術調査事業は当該年度の審査処理件数の一定量を対象にアウトソーシングを行っている。2015年には約320億ウォンを投入して97,314件を依頼した。

<表Ⅱ-1-4>特・実出願に対する先行技術調査事業の推進実績

年度	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
審査処理件数	105,508	137,940	192,236	176,861	193,934	176,260	172,342
アウトソーシング件数	59,782	64,484	81,500	84,230	91,941	92,983	97,314
アウトソーシング比率(%)	56.7	46.7	42.4	47.6	47.4	52.8	56.5
執行額 (百万ウォン)	15,836	17,540	22,168	23,598	25,760	27,706	31,686

*アウトソーシング比率=(アウトソーシング件数÷ 審査処理件数)×100

2015年には先行技術サーチャーが審査官と対面して先行技術と特許登録可否に関する検討意見まで報告する審査協力型先行技術調査を全体先行技術調査依頼物量の30%まで拡大することで審査品質の向上に貢献し、2014年2回実施していたサーチャーに対する教育を2015年5回実施することでサーチャーの業務専門性を強化した。

また、32席規模の「スマート特許審査センター」を構築し、審査官とサーチャーの面談のための別途の空間を設けることで審査協力型先行技術調査の効率性を高めるためのインフラを構築した。

特許庁は「先行技術調査専門機関の指定及び運営と先行技術調査事業の管理などに関する告示」(特許庁告示第2015-39号)を改正し、先行技術調査物量配分審議委員会

の構成方法を推進から専門家プールを構成して抽選する方法に変更することで物量配分の公正性を強化した。

一方、急増している外国からのPCT国際調査依頼案件を適正期限内に処理し、PCT国際調査報告書の品質を高めるため、2009年から国際出願先行技術調査事業を推進している。現在国際出願先行技術調査専門機関の指定状況は以下の通りである。

＜表Ⅱ－1－5＞国際出願先行技術調査専門機関の指定状況

技術分野 指定年度	機械金属建設	化学生命工学	電気電子・情報通信
2009	(財)韓国特許情報院	(財)韓国特許情報院	(財)韓国特許情報院
2013	(株)WIPS	(株)WIPS	(株)WIPS、(株)KTG

国際出願先行技術調査事業は当該年度国際調査件数の一定量を対象にアウトソーシングしており、2015年には約183億ウォンを投入して28,049件を依頼した。

＜表Ⅱ－1－6＞国際出願先行技術調査事業の推進実績

年度	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
国際調査処理件数	17,050	20,975	23,166	29,919	34,432	30,223	28,049
アウトソーシング件数	5,672	5,200	6,870	16,063	22,890	22,528	26,503
アウトソーシング比率(%)	33.3	24.8	29.7	53.7	66.5	74.5	94.4
執行額(百万ウォン)	3,222	3,266	4,314	10,390	15,382	15,931	18,338

*アウトソーシング比率=(アウトソーシング件数÷PCT国際調査処理件数)×100

先行技術調査のアウトソーシングは審査業務の負担を減らすと同時に効率を高め、2015年度の審査処理期間を10.0ヵ月に短縮することに貢献した。特許庁は審査官の審査処理負担を緩和するためにアウトソーシングの物量を持続的に拡大していく予定であり、調査品質管理の強化及び評価体系の改善などを通じて審査官満足度と調査報告書の活用率を高めていく計画である。

ロ. 特許分類付与事業

特許庁は内部で特許分類付与業務を行ってきたが、2001年からは特許分類の一貫性及び品質を高めるため、外部の専門機関に特許分類付与業務を依頼している。特許法第58条及び実用新案法第15条の規定に基づいて、特許庁長は特許出願の審査において必要と認められた場合、専門機関を指定して特許分類業務を依頼することができ、2014年に「特許分類付与専門機関の指定及び運営と特許分類付与事業管理に関する告示」を制定して運用している。

これにより特許分類付与事業は2001年には「特許技術情報センター」が特許分類付与専門機関として指定を受けて分類事業を遂行し、2014年からは「韓国特許情報振興センター」の他に「(株)WIPS」、「(株)Creocian」、「(株)IPI」が追加され、特許分類事業に参加している。

特許庁は2015年度に審査の一貫性及び先行技術検索の効率性を高めるため先進特許分類(CPC、Cooperative Patent Classification)を全面導入した。それによって新しく出願される特許文献をCPCで分類し、先行技術文献の検索にCPCを使用するとともに、審査官業務を割り当てる際も既存の国際特許分類(IPC、International Patent Classification)の代わりにCPCを使うようになった。

特許分類付与事業は当該年度の新規出願全体を対象にCPCで分類しているが、2018年まで先行技術検索の効率性を高めるため、直近10年間(2004-2014)の国内過去特許文献130.8万件をCPCで再分類するアウトソーシングを完了する予定である。2015年には2015年新規出願234,293件をCPCで分類し、過去特許文献231,902件に対してはCPC再分類アウトソーシングを行った。

また、特許庁は高くなった分類品質を基に2009年から米国特許文献再分類を代行するために3回にわたって韓-米特許庁間のMOUを締結(第1次MOU(2009年~2010年)、第2次MOU(2011年~2012年)、第3次MOU(2013年~))し、これによる後続措置として米国特許文献の再分類事業を推進し、今後の特許行政輸出の基盤を整っている。

＜表Ⅱ－1－7＞特許分類付与事業の年度別推進状況

年度		2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
新規 分類	件数	194,097	196,093	191,422	214,018	219,865	231,849	234,293
	金額 (百万ウォン)	1,799	1,937	1,886	2,183	2,225	2,345	2,957
再分類	件数	77,602	78,192	67,014	38,118	31,487	126,347	231,902
	金額 (百万ウォン)	558	576	494	289	238	1,110	2,066
執行額(百万ウォン)			2,357	2,513	2,380	2,472	2,463	3,455

ハ. 審査官向け新技術教育事業

特許出願の先端・融複合化という流れに対応すると同時に審査官の技術専門性を高めることで最終的には審査品質の向上につなげるため、2006年4月から体系的な教育システムを導入し、審査官新技術教育を施行している。

2008年には従来IT分野に限定して行われた新技術教育を機械金属建設、化学生命工学分野など全ての技術分野に教育課程を拡大し、特許庁先行技術調査専門機関のサーチャーたちもオーダーメイド型教育プログラムに参加させ、先行技術調査のアウトソーシング品質の向上を図った。2009年及び2010年には「知財権中心の技術獲得戦略事業」の各技術分野に対するオーダーメイド型新技術教育を提供し、個別事業間の連携を通じたシナジー効果を最大にした。また、講義資料閲覧システムを構築し、教育用講義資料を審査官の特許審査時の参考資料として活用できるようにした。また、2011年から現場中心の実務教育を強化するため、企業・研究所などの現場教育を拡大・実施している。2014年からは教育場所を国際知識財産研修院に移転させ、より体系的な教育管理を実施している。また、セミナーなどを通じて民間に教育を開放することで審査官と民間間の交流を拡大している。2015年には融・複合技術教育、基礎理論教育を更に拡大し、技術分野間の相互理解及び技術能力の強化に取り組んでいる。

＜表Ⅱ－1－8＞審査官向け新技術教育事業の推進実績

(単位：百万ウォン)

年度	主要推進実績	所要予算
2006	・合計31の講座に448人の審査官が参加(デジタル伝送など27の正規講座、2つの連携講座及び2つの共通課程を運営)	380
2007	・合計28の講座に431人の審査官が参加(電子医療など27の正規講座及び1つの特別課程を運営)	380
2008	・合計37の講座に606人の審査官が参加(電子医療など34の正規講座及び複合技術3つの講座を運営)	700
2009	・合計66の講座に1,069人の審査官が参加(薬品製造化学など44の正規講座及び追加講座4つ、知財権技術獲得戦略事業支援のための18講座を運営)	665
2010	・合計73の講座に1,238人の審査官が参加(電気自動車システム制御など44の正規講座及び知財権技術獲得戦略事業支援のための29の講座を運営)	677
2011	・合計44の講座に875人の審査官が参加(無線通信アンテナ技術など44の正規講座及び正規講座内に13講座の現場教育を実施)	677
2012	・合計52の講座に1,063人の審査官が参加(データ通信など52の正規講座及び正規講座内に17講座の現場教育を実施)	677
2013	・合計59の講座に1,377人の審査官が参加(デジタル通信概要など59の正規講座及び正規講座内に23講座の現場教育を実施)	677
2014	・合計63の講座に1,567人の審査官が参加(二次電池の最新技術動向など63の正規講座及び正規講座内に30講座の現場教育を実施)	677
2015	・合計66の講座に1,573人の審査官が参加(次世代半導体メモリーの最新技術など66の正規講座及び正規講座内に32講座の現場教育を実施)	608

5. 特許審査における国際協力の強化

特許審査企画局 特許審査制度課 工業事務官 チェ・キョスク

イ．PCT審査サービス

PCT審査サービスはPCT国際調査機関及び国際予備審査機関としてPCT国際調査及び国際予備審査業務を遂行するサービスである。

国際調査業務は国際出願発明と関連する先行技術を検索し、それに対する特許性を検討し、その結果を出願人に提供する業務である。また、国際予備審査業務は出願人が国際調査結果を受け取った後、特許獲得の可能性を再び判断してもらおうとする場合、出願人の請求によって予備的な審査業務を遂行し、その結果を出願人に提供する業務である。

どの特許庁が国際調査及び国際予備審査業務を行うかは管轄の国際調査機関及び国際予備審査機関(通称「国際機関」という)の中から出願人が選択することになる。

2015年末基準で計21の国際機関があり、韓国特許庁は1997年9月国際調査機関及び国際予備審査機関として指定され、1999年12月から同業務を行っている。

<表Ⅱ-1-9>国際機関(国際調査機関及び国際予備審査機関)の状況

オーストリア(1978、1978)、ヨーロッパ特許庁(1978、1978)、日本(1978、1978)、スウェーデン(1978、1978)、ロシア(1978、1978)、米国(1978、1978)、オーストラリア(1979、1980)、中国(1992、1994)、スペイン(1993、1993)、大韓民国(1997、1999)、カナダ(2002、2004)、フィンランド(2003、2005)、ブラジル(2007、2009)、ノルディック(2006、2008)、イスラエル(2009、2012)、インド(2007、2013)、エジプト(2009、2013)、チリ(2012、2014)、ウクライナ(2013、2015)、シンガポール(2014、2015)、ビシェグラード(2015、－)

* ()で前の数字は指定年度、後ろの数字は施行年度である。ビシェグラードは業務未開始。

* ノルディックはデンマーク、アイスランド、ノルウェーの連合特許庁であり、ビシ

エグランドはポーランド、ハンガリー、チェコ、スロバキアの連合特許庁である。

受理官庁は計115個であり、各受理官庁は業務を行っている20の国際機関のうち一つ以上の管轄国際機関を指定している。出願人はPCT出願を受け付けた受理官庁の管轄国際機関のうち該当PCT出願の国際調査・国際予備審査業務を行う国際機関を選択することができる。

2015年末基準で韓国を管轄国際機関として選定した受理官庁は米国、インドネシア、シンガポール、サウジアラビアなど計14カ国であり、ヨーロッパ特許庁(EPO)に続いて二番目に多い受理官庁から国際調査及び国際予備審査業務の依頼を受けている。

2015年の1年間韓国は28,468件の国際調査の依頼を受け、EPO、日本特許庁に続いて3番目に多い国際調査を遂行し、依頼件のうち14,889件が外国出願人のPCT出願であった。これを通じて約1,815万ドルの外貨を獲得した。

また、2015年PCT総会では出願人が受け付けたわけではないものの受理官庁が入手可能な事前調査結果をPCT出願書とともに管轄国際機関に送付することを提案し、関連PCT規則を改正した。

＜表Ⅱ－1－10＞PCT国際調査の依頼状況

区分	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
内国	8,830	9,950	10,736	11,971	12,442	13,579
外国	13,877	15,716	16,373	17,560	17,718	14,889
計	22,707	25,666	27,109	29,531	30,160	28,468

＜表Ⅱ－1－11＞韓国がPCT国際調査サービスを提供している国

フィリピン(2002)、ベトナム(2002)、インドネシア(2003)、モンゴル(2004)、シンガポール(2004)、ニュージーランド(2005)、米国(2005)、マレーシア

(2006)、オーストラリア(2009)、スリランカ(2009)、タイ(2009)、チリ(2010)、ペルー(2012)、サウジアラビア(2015)

2015年11月にはトルコ特許庁が韓国の国際調査業務知識と進んでいる審査環境の伝授を希望して国際機関ノウハウの伝授を要請し、そこで韓国が関連コンサルティングを行った。

今後もPCT審査サービスを通じた技術保護と出願人の利便性に向けた規定改正、更には韓国が国際舞台でリーダーシップが発揮できるよう取り組んでいく予定である。

ロ．特許審査業務協力(WORK SHARING)

グローバル経済の到来とともに一つの発明を複数国に出願するケースが増えていることから、共通出願に対する国際審査業務における協力の必要性が高まっている。

特許審査業務協力は他の特許庁が先に先行技術を調査・審査した結果を活用するものであり、正式な制度として定着した特許審査ハイウェイ(PPH)の他にも特許共同審査(CSP)など多様なパイロットプログラムが運営されている。

PPHは一つの特許庁が国内審査またはPCT国際調査を通じて特許可能と判断した出願に対し、他庁がその審査結果を活用して迅速に審査を行う制度である。特許庁は2015年末現在24カ国の特許庁とPPH、23カ国の特許庁とPCT-PPHを施行している。

<表Ⅱ-1-12> PPH施行の対象となっている特許庁の状況

区分	対象特許庁
PPH (24カ国 特許庁)	日本、米国、デンマーク、イギリス、カナダ、ロシア、フィンランド、ドイツ、スペイン、中国、メキシコ、シンガポール、ハンガリー、オーストリア、EPO、オーストラリア、イスラエル、スウェーデン、ノルウェー、ポルトガル、アイスランド、台湾、フィリピン、エ

	ストニア
PCT-PPH (23カ国 特許庁)	日本、米国、中国、オーストリア、ノルディック(北欧特許機構)、デンマーク、イギリス、カナダ、ロシア、フィンランド、スペイン、ハンガリー、EPO、オーストラリア、イスラエル、スウェーデン、ノルウェー、ポルトガル、アイスランド、シンガポール、ドイツ、フィリピン、エストニア

2015年からパイロット事業として新しく推進している審査業務協力プログラムであるCSPは特許審査着手の前に複数庁の審査官が各庁の先行技術文献情報を共有することで出願人が複数の国で速やかに強い特許が取得できるよう手助けする制度であり、2015年9月から韓 - 米CSPを施行している。その他にPCT協業審査(一つのPCT出願に対して複数の国際調査機関がともに国際調査)などがある。

第2節 商標・デザイン分野

1. 概観

商標デザイン審査局 商標審査政策課 書記官 イ・イッキ

商品の機能と品質など本来の価値とともに消費者はブランド価値、美的価値のために進んで費用を支払う時代となった。すなわち、ブランドとデザイン価値そのものを消費する傾向が強くなりつつあり、それによってブランドとデザインの権利である商標権、デザイン権の重要性が増している。技術の上方標準化によって似たような製品が有り触れる状況の中で商標とデザインが消費者の製品選択における主な基準となっている。

このように商標・デザインの価値が高まる一方の現実の中で主要国は自国企業の競争力を高めるため、審査処理期間の短縮に力を入れている。商標の場合、審査処理期間を米国は2005年6.3ヶ月から2014年3.0ヶ月に、日本は2005年6.6ヶ月から2014年3.0ヶ月に短縮した。デザインの場合、米国は2005年11.0ヶ月であったが、2014年12.9ヶ月に多少遅くなり、日本は2005年7.0ヶ月から2014年6.2ヶ月に一部短縮した。このような世界的な流れに歩調を合わせて韓国特許庁も審査処理期間の短縮を重点的な処理施策として推進した。

審査処理期間の短縮とともに高品質の審査処理を目指して審査品質を高めるよう取り組んだ。商標とデザインの使用現状とかけ離れず取引現状を反映した商標・デザイン審査ができるよう、時宜に適った商標・デザイン審査基準の改正で運営した。また、商標・デザイン分野独自の品質管理システムの運営、商品・物品分類体系の持続的な整備と審査データの整合性向上に向けた努力、審査官教育及び研究会活動の強化を展開した。そして、検索システムの改善努力などを併行し、最終的には出願顧客などユーザーの満足を目標に審査に対する顧客満足度調査を通じて品質を管理した。

更に商標・デザイン分野に対するグローバルスタンダード形成議論に参加し、それ

を積極的に国内制度に反映できるよう国際協力の強化に取り組んだ。

2. 商標・デザインの迅速な権利化及び審査品質の向上

商標デザイン審査局 商標審査政策課 行政事務官 イ・ウンギョン

イ. 推進背景及び概要

商標は既に使用中もしくは商品発売と同時に出願される場合が多く、デザインはライフサイクルが短いいため迅速な審査処理を通じて権利化することが何より重要である。米国を始めとする主要国も迅速な審査処理のために力を入れている。

<表Ⅱ-1-13>主要国における商標・デザインの審査処理期間の状況

(単位：ヶ月)

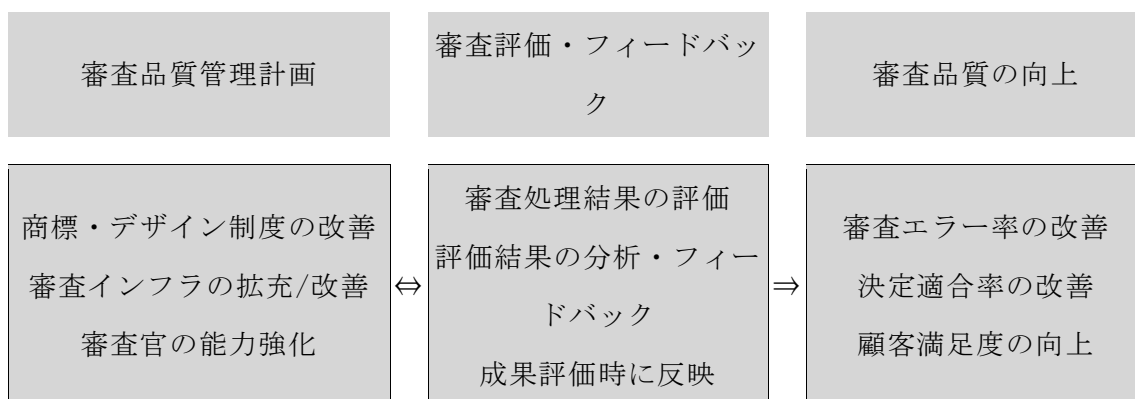
区分	韓国(2015)	米国(2014)	日本(2014)
商標	4.7	3.0	4.3
デザイン	4.4	12.9	6.3

そこで韓国特許庁は1人当たりの審査処理物量を増やすなどの自助努力を通じて2015年度の商標審査処理期間は4.7ヶ月、デザイン審査処理期間は4.4ヶ月を達成し、審査処理期間を2014年に比べて1ヶ月以上短縮した。

一方、審査処理期間の短縮を通じた迅速な権利化支援の他に、優れた審査品質を維持するための取り組みも強化している。審査品質の向上は制度改善や審査インフラの拡充及び改善、そして審査官の審査能力の強化が調和を成した時にこそ可能になる。特許庁ではこれらの3要素を盛り込んだ「商標・デザイン品質向上戦略」を樹立・推進しているが、その後続措置として2015年度には客観的な指標である「審査品質管理指数」を測定して成果評価にそれを反映するとともに、審査争点事例に対して議論する「審査品質点検会議」を運営するなど、審査品質の向上に向けた好循環体系を構築

した。

<表Ⅱ-1-14>商標・デザイン審査品質向上推進体系



ロ. 推進内容及び成果

1) 審査人員の拡充

審査処理期間を短縮し、審査品質を高めるため、優秀な審査人材の補強に取り組んだ。出願増加率が商標15.8%、デザイン3.9%に達し、5カ月以内という審査処理期間目標の達成が難しい状況が発生し、それを打開するために下半期から商標審査官10人を増やした。また、商標審査官定員の増員に向けた取り組みなどを通じて2016年度から6級審査官5人増員を確定した。また、6級審査官9人を新規採用して配置し、採用された審査官がうまく適応できるよう規定を設けて専門教育を実施した。

2) 審査官の専門性の強化

審査品質は審査処理業務を直接遂行する審査官の能力によって左右される。そこで韓国特許庁は商標及びデザイン審査官の審査能力を高めるため、専門職位審査官を拡大した。また、商標デザイン審査争点・ノウハウ発表会の開催、関連研究会の運営、外部専門家招聘講演の実施、専門性強化教育、審査参考資料の発刊など様々な取り組みを図った。

分野別に審査を専担する専門職位審査官を38職位追加し、計78の専門職位を運営した。経歴と専門性の高い審査官を中心に選定した専門職位審査官は同じ補職に4年以上勤務し、審査物量も追加されることで審査目標達成に貢献できるものと期待される。

審査争点・ノウハウ発表会は各審査官の審査処理過程で現れた審査争点またはノウハウを発表させることで審査官間で審査情報を共有・拡散させるため、定例化したものである。また、パート長中心の審査事例研究会である商標デザイン審査品質点検会議を開催することで、新しい審査政策の方向を共有し、それに基づいて一貫性のある審査ができるように取り組んだ。

<表Ⅱ-1-15>2015年商標・デザイン審査争点/ノウハウ発表会の開催状況

日付	審査争点/ノウハウ発表のテーマ
2015年 上半期 (5. 18)	画像デザイン審査品質向上の方法
	新規性喪失例外主張時の証明書類審査方向の検討
	複合結合商標に対する審査事例の研究
	2人以上同一者の出願抽選方法の改善策
	商標法第73条及び第7条第5項関連の不使用取消審判と指定商品の争点研究
	場所・地域・空間的な意味の単語が結合された標章に対する識別力有無の検討
2015年 下半期 (11. 18)	周知・著名商標を含む結合商標の類似判断
	結合標章識別力の検討
	芸能人及び芸能人グループ名称に対する審査時における留意事項
	不正目的判断に対する事例研究
	簡単かつ有り触れた標章及び文字認識力標章に対する審査事例研究
	外国語(英語)で構成された標章の識別力判断
デザインの再審査請求制度	
「自然物」を基にした容易創作判断の検討	



一方、学界及び弁理士など庁外の商標・デザイン分野専門家招聘講演会を開催し、関連業界のトレンドを審査に反映できるようにした。また、商標・デザイン分野の新しい政策及び制度改善課題を発掘し、制度変更事項を審査官間で共有するために商標・デザイン制度研究会を計5回開催した。

＜表Ⅱ－1－16＞2015年デザイン分野の外部専門家招聘講演の状況

日付	発表テーマ	発表者
1.7	米国デザイン特許セミナー	Chris、Carani米国弁護士
7.9	実務観点のデザイン系討論(アップルーサムスン訴訟のメッセージ)	チョン・ウソン(イム&チョン特許)

また、国内外の商標・デザイン法令及び制度などに関する審査参考資料を発刊することで、審査官の活用を取り図った。

＜表Ⅱ－1－17＞2015年商標・デザイン審査参考資料の発刊状況

日付	審査参考資料
2015.1	商標審査基準
2015.1	類似商品サービス業の審査基準
2015.3	ハーグ協定、共通規則及び施行細則の改正本(英韓翻訳)
2015.6	サービス標審査細部処理指針及び要領

2015. 7	商品・サービス業の類似性判例事例集
2015. 10	デザイン審査基準の一部改正
2015. 11	2015公知デザインキャラクター集
2015. 12	商品説明書
2015. 12	デザイン取消環流審決事例集

3) 審査品質管理体系の充実化

商標デザイン審査局は独自の「成果評価及び審査品質管理方策」を策定し、審査官の品質管理活動と研究教育活動を客観的に数値化した「審査品質管理指数」を測定し、成果評価における評価資料として活用した。

審査品質指標として審査品質評価の結果のみならず先行商標やデザイン検索の充実性、ポジティブ審査の判断、使用実態調査の充実度などを指数化して管理した。このような品質管理指数に加えてパート評価、過評価結果など客観的な指標を成果評価に反映してインセンティブを提供することで独自品質管理の充実化を図り、実効性を高めた。

ハ. 評価及び発展方向

特許庁が独自に2015年度商標・デザイン審査品質など顧客満足度を調査した結果、商標・デザイン審査分野の総合満足度は2014年と同水準であることが分かった。顧客満足度を高めるためには迅速な権利付与とともに審査制度の改善、インフラの拡充及び審査官能力の強化など審査品質の向上に向けた持続的な努力が必要と見られる。

<表Ⅱ-1-18> 2015年度顧客満足度調査の結果(商標審査分野)

区分	総合満足度	記載事項の理解容易性	審査官の審査専門性	法適用の公正性	審査官説明の理解容易性	審査官の親切度	制度改善に向けた努力満足

							度
下半期	74.45	76.15	75.46	77.98	78.90	77.98	-
上半期	71.36	81.48	81.48	75	84.72	74.38	72.78

＜表Ⅱ－1－19＞2015年顧客満足度調査の結果(デザイン審査分野)

区分	総合満足度	記載事項の理解容易性	審査官の審査専門性	法適用の公正性	審査官説明の理解容易性	審査官の親切度	制度改善に向けた努力満足度
下半期	75.17	77.33	74.81	78	79.46	77.52	-
上半期	71.22	76.06	81.91	77.66	82.98	84.04	72.22

特許庁は2016年度にも審査品質管理のための主要政策課題推進計画を樹立・施行し、審査評価制度を通じた独自の審査品質水準の測定と補完、そしてフィードバック体系を整えつつ、顧客の立場から公正な審査処理が行われるように努める計画である。また、審査処理期間を追加的に短縮し、国民が速やかに商標・デザイン権を確保することができるよう支援していく。

3. 商標・デザイン調査分析など審査インフラの改善

イ. 商標・デザイン審査支援事業の展開

商標デザイン審査局 商標審査政策課 行政事務官 イ・ヒョンベク
 デザイン審査政策課 行政事務官 チョン・ブヨン

1) 推進背景及び概要

イ) 商標調査分析事業

特許庁は2003年から商標審査業務の一部である商標分析・検索を外部専門調査機関に委託して処理している。即ち、外部専門調査機関を通じて出願商標及び指定商品の意味と使用実態を調査・分析し、出願商標と同一・類似したり、関連性のある先出願・先登録商標など参考証明資料を検索・提供することで審査人材を増員することなく審査官の審査負担を減らすとともに審査の質を高めている。

商標調査分析事業は商標法第22条の2第1項「特許庁長は商標登録出願の審査において必要と認められた場合は、専門調査機関を指定して商標検索と商品分類の付与業務を依頼することができる」という規定に基づいて実施されている。

ロ) 国際商標登録出願の指定商品翻訳分類事業

国際商標登録出願制度の施行を受け、韓国特許庁を指定国官庁とする国際商標登録出願の英文指定商品の翻訳と分類業務を外部専門調査機関に処理させることで、迅速かつ効率的な国際商標審査業務を図っている。英文指定商品の翻訳は2004年から、英文指定商品の分類は2009年から専門調査機関が行っている。

本事業は国際商標登録出願書と補正書の英文指定商品の名称を韓国語に翻訳し、指定商品を分類して指定商品名が明確である場合は類似群コードを付与し、不明確である場合は未確定原因を「他類指定」、「包括名称」、「その他不明確」などで表記して商標審査に活用できるようにする事業である。

ハ) 商品分類事業及び図形商標分類事業

特許庁は審査官の業務負担を減らすことで商標審査の品質を高め、適正期間内に商標審査が行われるようにするため、2009年から外部専門調査機関による商品分類事業と図形商標分類事業を新たに始めた。

商品分類事業は出願商標の指定商品の中で特許庁に構築されている商品分類DBと一致せず自動的に類似群コードが付与されない商品を商品分類体系と商品分類基準に基

づいて分類し、明確な指定商品である場合は類似群コードを付与し、不明確である場合は未確定原因を「他類指定」、「包括名称」、「その他不明確」などで表記する事業である。

図形商標分類事業は図形商標として出願された商標を図形商標分類基準に沿って分類し、適正なウィーン分類コードを与える事業である。

ニ) デザイン調査分析事業

デザイン調査分析事業は審査官の業務負担軽減、審査処理期間の短縮及び審査品質の向上のため、先行デザインの検索及び分析業務を外部専門調査機関に依頼するものであり、2008年から導入された。デザイン調査分析事業はデザイン保護法第59条第1項、「特許庁長はデザイン登録出願を審査する際に必要と認められた場合、専門機関を指定して先行デザインの調査、その他大統領令で定める業務を依頼することができる」という規定に基づいて実施されている。

ホ) デザイン物品分類事業

特許庁は審査官の効果的な先行デザイン検索のため、用途と機能によって固有の韓国物品分類基準を定立して出願デザインの物品分類記号別に審査DBに搭載しており、2009年から外部専門機関による委託事業を推進している。2014年7月ハーグ協定加盟によってロカルノ国際分類⁸のサブクラス情報を付与する作業も併行することで、審査官の先行デザイン検索に貢献している。

ヘ) 公知デザイン審査資料整備事業

⁸ 正式名称はデザインの国際分類制定に関するロカルノ協定 (Locarno Agreement Establishing an International Classification for Industrial Designs) であり、デザイン物品分類の国際的な統一のための協定で、スイスのロカルノでパリ条約加盟国が集まって1968年10月に採択した。2013年末現在、イギリス、フランス、イタリア、ドイツ、中国、北朝鮮など53カ国が加盟し、世界知的所有権機関(WIPO)、アフリカ知的財産機関(OAPI)、アフリカ広域知的財産機構(ARIPO)、ベネルクス知的財産機構(BOIP)及び欧州共同体商標意匠庁(OHIM)などハーグ協定に加盟した団体は実質的にロカルノ分類体系を使用している。

公知デザイン審査資料整備事業は刊行物、インターネット公知デザイン及び海外デザイン公報などを収集及び整備することであり、国際的な審査流れに対応するとともに高品質の審査サービスを提供するために外部専門機関に事業を委託している。特に、1998年特許庁の電子出願及び審査システムの導入をきっかけに従来文書形態で収集したものをコンピュータシステム環境下で使用できる電子イメージで構築し、2004年からはインターネット公知デザインを追加的に収集・整備している。

ト)国際デザイン審査基盤構築事業

産業デザインの国際登録に関するハーグ協定加盟によって2014年7月から韓国特許庁を通じた国際出願及び大韓民国を指定国とする国際デザイン登録出願制度が導入された。そこで指定官庁としての国際デザイン登録出願に対する審査を支援するため、外国語出願書の翻訳及び英文指定物品に対する分類コード付与などを外部専門機関に依頼することで審査効率性を高めている。

2)推進内容及び成果

イ)商標調査分析事業

特許庁は2003年「(財)韓国特許情報院」を商標専門調査機関として指定して本事業を行ってきたが、競争システムを通じて事業の品質評価を高めるため2005年12月に民間企業である「(株)WIPS」を商標専門調査機関として追加指定し、2015年2月にはナライネット(株)、(株)KTGを追加指定し、計4つの専門機関が事業を展開している。

<表Ⅱ-1-20>商標調査分析事業の推進実績

(単位：件、百万ウォン)

区分	2010	2011	2012	2013	2014	2015
アウトソーシング件数	36,469	36,018	39,771	50,010	62,896	74,213
執行額	1,371	1,394	1,584	2,142	3,220	4,098

毎年サーチャーを対象に商標法理論及び審査実務高級教育、調査品質向上策を模索するためのワークショップ、セミナーなどを定期的を実施する一方、2009年から調査報告書の活用による審査官審査実績点数の差引制度を導入して調査分析事業の効果向上を図り、2010年からは課業対象範囲を拡大して文字だけで構成された商標のみならず、文字商標の約5倍に達する図形要素が含まれた商標も商標調査分析事業の対象にして審査官の業務負担を減らすことで全体的な審査品質の向上を図った。

2012年中盤に審査処理期間の短縮に実質的な効果をもたらす改善策を講じるとともにシステムを構築するなどの準備過程を経て、2013年からは先行商標検索中心から脱して審査に必要な全ての資料を調査するよう事業を改編し、商標審査・審判の経歴者や弁理士などを活用して審査全般にわたって審査官業務を補助する専門サーチャー制度を導入した。また、経歴審査官とサーチャーを1：1でマッチングして調査分析件毎に確認・指導を行い、審査ノウハウの伝授を通じて調査品質の向上を図った。その結果、審査業務軽減率を従前15%から最高70%に上げるなど事業効率を画期的に高めた。更に、2014年10月にはこれまで改編された事業内容を制度化し、事業を体系的に運営・管理するために既存の告示を大幅見直して「商標・デザイン専門機関の指定及び運営と審査支援事業管理などに関する告示(特許庁告示第2014-25号)」を制定した。同時に、品質による事業管理をより強化するため審査官の主観的・形式的な既存の品質点数算出方法を改善して審査官の件別品質点数(40%)、定性的能力評価(20%)及び審査品質課の評価点数(40%)を総合して算出した総合品質点数体系を構築した。

2015年6月には事業物量振り分け委員会の構成・運営のための告示を改正し、専門機関間の事業物量振り分けにおいて客観性・透明性を図るとともに、評価結果を専門機関事業物量とサーチャーの個人成果につなげるなど品質管理を一層強化している。

ロ) 国際商標登録出願指定商品翻訳分類事業

特許庁は2004年から「(財)韓国特許情報院」を通じて英文指定商品の国文翻訳を始め、2009年度からは「(株)WIPS」を新たに参入させて複数競争体制で運営している。また、事業範囲を英文指定商品の分類まで拡大することで分類業務の遅延を予防し、審

査官の業務負担を減らすことで、国際商標1次審査処理期間の短縮に貢献している。

＜表Ⅱ－1－21＞国際商標登録出願指定商品翻訳分類事業の推進実績

(単位：件、百万ウォン)

区分	年度	2010	2011	2012	2013	2014	2015
英文指定商品の翻訳	アウトソーシング件数	12,342	12,572	11,983	13,015	13,089	14,616
	執行額	327	411	402	439	441	493
英文指定商品の分類	アウトソーシング件数	75,341	88,004	83,881	91,105	90,218	102,312
	執行額	67	79	78	86	85	97

ハ) 指定商標分類事業及び図形商標分類事業

指定商品分類事業と図形商標分類事業は2009年からスタートした。分類品質を高めると同時に事業を安定的に定着させるため、定期的に商品分類と図形分類の理論及び実務高級教育、セミナー、分類品質点検会議、特許庁の審査官と調査機関の分類担当者間の定期的な交流などを実施して業務ノウハウを共有すると同時に、審査官と分類担当者が分類結果に対して随時意見を交わすことで誤分類の発生を最小限に抑えられるように多角的な努力を傾けてきた。

＜表Ⅱ－1－22＞指定商品分類事業及び図形商標分類事業の推進実績

(単位：件、百万ウォン)

区分	年度	2010	2011	2012	2013	2014	2015
指定商品分類	アウトソーシング件数	270,000	375,986	583,815	472,611	261,162	356,553
	執行額	215	301	485	395	217	299
図形商標分類	アウトソーシング件数	43,000	44,133	49,432	48,606	51,018	55,419
	執行額	245	256	295	292	306	333

ニ) デザイン調査分析事業

特許庁は2008年4月15日「商標・デザイン専門調査機関の指定及び運営に関する要領(特許庁告示第2008-9号)」を制定したことで、該当年度の下半期から「(財)韓国特許情報院」と「(株)WIPS」をデザイン専門調査機関として指定し、2015年にはナラアインターネット(株)、(株)KTGを追加指定し、計4つの専門機関が調査分析事業を運営している。

一方、デザイン専門調査機関はデザイン保護法第59条の規定に基づき、デザインに対する専門知識を有する人材と装備、セキュリティ管理能力を備えた企業(法人)を専門調査機関として指定し、指定した専門調査機関とのアウトソーシング契約を通じて年間事業量を配分する方法で事業を進めている。

＜表Ⅱ-1-23＞デザイン調査分析事業の推進実績

(単位：件、百万ウォン)

区分	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
アウトソーシング	6,445	7,334	6,514	10,228	19,980	23,868	28,519
執行額	632	735	593	959	1,448	1,881	2,519

同事業の核心は審査活用度が高められる正確な報告書の作成であり、そのためデザイン保護法に関する教育と審査官・サーチャー間の懇談会開催、審査品質向上に向けた半期別ワークショップの開催などを通じてサーチャーの業務能力を高めた。2014年10月には「商標・デザイン専門機関の指定及び運営と審査支援事業管理などに関する告示(特許庁告示第2014-25号)」を制定し、専門機関別の事業物量振り分けのための総合品質点数体系を構築した。総合品質点数は審査官の件別品質点数(40%)、定性的な能力評価(20%)及び審査品質とのサンプリング検収(40%)を算出した点数であり、これによって専門機関間の事業物量の振り分けにおける客観性・透明性を図っている。

ホ) 公知デザイン審査資料の収集・整備事業

この事業は公知された最新デザインを審査資料として収集し、デザイン審査に活用

できるようにデータとして構築する事業であり、これに関する知識やデータ加工能力を備えた企業をデザイン専門調査機関として指定し、アウトソーシングを行っている。収集対象となるデザインは、第一にインターネットを通じて公開・公知されるデザイン、第二に雑誌、カタログなどを通じて公開・公知されるデザイン、第三に米国、ドイツ、日本、OHIM、WIPOなどのデザイン登録・公開公報に収録されたデザインなど大きく3つで構成される。2012年度にはこれに加えて中国のデザイン公報と伝統文様関連のデザインも審査参考証拠資料として収集した。2013年度には韓国コンテンツ振興院との業務協約を通じて提供してもらうことになっているキャラクター関連のデザインと韓国デザイン振興院のデザイン公知証明を通じて寄託されたデザインを審査参考証拠資料として収集・構築した。年度別の予算金額と事業実績は以下の表のとおりである。

＜表Ⅱ-1-24＞公知デザイン審査資料の収集・整備状況

		～2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
外国 公報	日本		29,331	28,147	25,830	23,572	25,357	30,311	24,120	30,217
	米国		27,574	22,013	22,241	21,608	22,361	28,089	19,883	25,083
	OHIM		66,916	60,837	59,674	69,585	62,684	89,778	48,644	91,065
	WIPO		6,447	6,934	9,028	3,571	13,079	20,866	11,968	14,207
	ドイツ		24,743	19,968	24,228	22,836	30,788	52,585	45,489	33,289
	中国						41,747	23,748	45,385	37,049
	小計		155,011	137,899	141,001	141,172	196,016	245,377	195,489	230,910
実用新案			5,064	2,551	4,000	3,768	2,634	4,837	3,945	4,056
画像デザイン			10,004	10,336	10,334	5,086	8,037	4,422	1,349	1,603
フォント			1,518	1,534	1,530	1,500	-	575	400	450
カタログ			170,527	185,852	166,853	23,665	20,569	24,626	37,708	24,190
キャラクター DB*								6,549	6,221	5,597
公知証明DB*								2,240	438	159
インターネット			147,532	146,000	170,780	180,247	156,160	52,213	81,817	54,835

ト公知									
合計	4,607,000	489,656	484,172	494,498	355,438	383,416	340,839	327,367	321,800

へ) デザイン国際分類であるロカルノ協定への加盟

ロカルノ協定で制定されたロカルノ分類はデザイン物品の分類に関する32の類(Class)と219の群(Subclass)、7,024の物品目録及び注釈で構成されている。

ロカルノ協定加盟に備えて2005年からデザイン公報にロカルノ分類を韓国分類と並行して表記している。韓国がロカルノ協定に加盟した目的は、第一、デザインの物品分類に対する国際的な統一化傾向に対応してロカルノ分類体系に転換し、ハーグ協定に加盟するためである。第二、国際的に統一された分類体系によって海外デザイン権獲得にかかる費用や時間が節減できるためである。一方、デザイン物品分類業務は審査官の審査負担を減らすとともに分類の一貫性及び正確性を確保するため、全体出願件数を外部デザイン専門機関に依頼している。

3) 評価及び発展方向

イ) 商標調査分析事業

出願は持続的に増加しているが、審査人材の増員には限界がある中、この事業は審査処理期間を安定的に管理するとともに、審査品質の向上を図る上でかなり貢献しているものと評価される。

特に2015年商標出願が前年比15.8%増加する中でも1次審査処理期間を6.5ヵ月から5.0ヵ月に画期的に短縮した。今後も審査処理期間を5.0ヵ月以内に管理し、審査品質を高めるため、2013年基準で全体出願件数の30%水準であるアウトソーシング物量を50%まで徐々に拡大していく計画である。また、調査品質を高めるためのサーチャー能力強化教育の実施及び品質評価の改善など品質管理努力も続けていく計画である。

ロ)マドリッド国際商標登録出願指定商品の翻訳分類事業

マドリッド議定書に明示された18ヶ月の審査処理期間を遵守し、指定商品審査の一貫性・統一性を維持することで、審査品質を高めるという目的を達成するため、審査官が要求するレベルの翻訳・分類人材の確保、翻訳・分類人材に対する持続的な能力強化教育、ワークショップ、セミナー、外部委託教育などを通じて品質を高めるための様々な努力を傾けることで、誤訳及び誤分類の発生を最小限に抑えるよう管理していく予定である。

ハ)指定商品分類事業及び図形商標分類事業

指定商標分類の核心は一貫性を維持しながらも正確かつ迅速な分類を通じて円滑な審査業務を支援することである。そのため分類人材の能力を強化するための理論及び実務教育を持続的に実施し、評価結果をフィードバックすることで事業品質評価と管理を強化していく計画である。また、調査機関と連携して分類業務処理プロセス別のノウハウと商品類別・図形商標分類別のノウハウを体系的に整理した指針書を活用して誤分類率をより下げていく予定である。

また、専門機関内に商品分類及び図形商標分類専門家を指定・育成し、特許庁分類担当審査官を中心に国際商品分類の改編またはウィーン分類の改編など国際商標分類環境の変化に適切に対応していく予定である。

ニ)デザイン調査分析事業

この事業は審査官のデザイン審査業務の中で先行デザイン調査など登録可能性分析を外部の専門機関に依頼するものであり、審査官と同レベルの調査人材を確保することと審査環境の構築及び非公開デザインなどに対する厳しい保安全管理が重要である。特許庁はこのような問題点を補完・克服するため、具体的なデザイン審査マニュアルを作成して専門機関に提供し、より体系的な教育を実施している。また、デザイン審査システム機能を改善・発展させる一方、VPN(Virtual private network、仮想私設

網)と特許ネットシステムを通じたデザイン資料の伝送と専門機関の保安管理にも万全を期している。

2015年審査処理期間は5.0カ月であり2016年度以後は5.0カ月を維持しつつ、審査品質を高めるため、アウトソーシング規模を2015年28,519件から2016年30,061件(FA基準)に拡大する計画である。特に専門調査の拡大を通じて審査処理期間の短縮と品質向上に大きく役立てるように運営する計画であり、調査分析品質を高めるためのサーチャー能力強化プログラムの改善と総合品質点数に基づいた事業物量振り分けなど品質管理に持続的な努力を傾ける計画である。

ホ)デザイン物品分類事業

同事業の目的はデザイン審査官が使用する検索システム上で旧韓国分類及びロカルノ国際分類による分類を通じて効率的な検索が可能になるように支援することである。2016年度からは出願件全体を外部に依頼することで、分類の一貫性を高める計画である。また、旧韓国分類とロカルノ分類の整合マッチングのための物品分類研究会などの活動を強化する計画である。

ヘ)公知デザイン審査資料の整備事業

同事業の目的は実効性のある公知デザイン資料を収集して正確に加工・分類し、速やかに特許庁の審査官に提供することである。2009年からデータの納品時期を1ヶ月間隔に短縮させるとともに、持続的な重複データ除去作業を通じて公知デザインDBの信頼性維持に取り組んでいる。デザイン審査資料の保有状況は以下のとおりである。

<表Ⅱ-1-25>2015年デザイン審査資料の保有状況

(2016.3.14基準)

区分		数量	蓄積期間
国内	デザイン公報	1,357,507	1960～

	実用新案公報	478,309	1999～
海外	日本公報	1,371,203	1999～
	中国公報	149,400	2012～
	WIPO公報	176,999	1998～
	OHIM公報	808,080	2003～
	米国公報	294,955	2002～
	ドイツ公報	300,776	2006～
	過去の外国公報	676,892	～1999
その他	カタログ、インターネット	4,433,398	1980～
	画像デザイン	169,564	2003～
	フォント	32,266	2004～
	平面デザイン	217,493	1960～
計		10,099,949	

ト) 国際デザイン審査基盤構築事業

韓国はロカルノ協定に加盟するために2011年1月17日WIPOにロカルノ協定加盟書を寄託し、3ヶ月後の2011年4月17日付で協定が発効した。それを受け、デザイン物品分類区分に関する告示及び物品区分表を改正し、細部的な物品名称を比較・分析したロカルノ－韓国分類対照表を発刊した。2014年4月1日にはハーグ協定に加盟し、2014年7月1日からはデザイン国際出願制度を運営している。

2015年5月米国と日本がハーグ協定に加盟したことで、大韓民国を指定国とする国際デザイン登録出願書に対する審査が本格化すると見られる。

ロ. 商標・デザイン審査官の審査能力を強化するための教育の実施

商標デザイン審査局	商標審査政策課	行政事務官	ペク・インヒョン
	デザイン審査政策課	行政事務官	ユン・ジェギョン

1) 転入審査官向け教育の強化

2015年には商標・デザイン分野の転入審査官と新規採用人材に対する業務適応及び審査実務能力を培うために独自の転入審査官職務教育(OTL)を実施した。

2) 審査官向け関連法令教育の強化

産業発展及び取引現状の多様化・複雑化に対応するために商標・デザイン関連の研究会を運営し、商標・デザイン分野の制度のみならず知的財産と関連する多様かつ幅広い知識が共有できるように取り組んだ。商標分野では著しい地理的名称と方位が結合した標章の識別力検討、外国国家名または都市名が含まれた商標の商標法第7条第1項第11号適用判断など、デザイン分野では米国デザイン特許制度の理論と実務、実務的な観点のデザイン系討論など様々なテーマと争点に対する発表と討論を通じて、商標・デザインと関連する新しい知識を習得させることで政策の樹立に活用できるようにするとともに、実務にも適用することで審査品質の向上にも貢献した。

<表Ⅱ-1-26> 商標・デザイン分野における審査実務関連教育の実施状況

区分	局独自	研修院	特許審判院
対象別教育	新規転入審査官向けオーダーメイド型教育*	新規・中堅審査官課程(2課程)	-
分野別教育		法令及び事例研究課程(13課程)	-
職務高級教育	研究会の運営(4つ)	-	訴訟実務及び法令教育(2課程)

*教育実績：新規転入審査官向けオーダーメイド型教育(商標：2回34人、デザイン：4回17人)

3) 審査品質及び顧客満足度の向上に向けた審査体系の改善

(1) 審査品質の向上に向けたシステム性能の改善

2015年には商標出願の増加が予想をはるかに上回り、審査処理期間の短縮及び品質向上が懸念された。審査官の負担がほぼ限界に達するとともに短期間で所要人材の確保が難しい状況の中で、審査人材の確保以外の他の方法で審査システムの高度化を通じた審査処理の効率化が求められた。それを改善するため、予算3億ウォンを確保し、商標審査システム全般における改善を取り戻ることができた。

そこで、審査点検表及び通知書の自動化、自動エラー防止システムの構築、審査履歴管理システムの導入、リアルタイム協議審査システムなどが2016年から構築される予定である。これを通じて商標審査の効率性、正確性、専門性が確保される見込みである。

(2) 審査品質向上に向けた各種審査情報・資料の提供

商標審査と直接的に関連のある法令や制度の変更事項のみならず、商標・デザイン審査処理計画など政策関連資料も同時に提供することで審査官が商標・デザイン全般に関する現状を把握して業務が行えるようになった。のみならず、月別審査品質点検会議資料、四半期毎の優秀通知書、協議審査事例、各種の教育資料などを審査官に提供することで審査品質の向上を支援した。このような資料は主に審査官が簡単にアクセスできる審査システム内の審査情報共有掲示板を通じて提供された。

(3) 個別商品間の類似性判断の活性化

商標審査の際に審査官が類似群体系とは別に個別具体的に商品及びサービス業の類似判断ができるように関連審査基準を改正した。また、専門化・細分化しつつある取引現状などを類似群コード体系が正確に反映するには一定の限界があることから、2011年324個に過ぎなかった類似群コード体系を2015年末882個まで大幅細分化して取引現状に符合する商品・サービス業の類似判断を図った。しかし、類似群コードを細分化して審査官が個別具体的に商品またはサービス業間の類似判断を行っているにも関

ならず、特許審判院などで比較される商品がお互い類似しないという事由で取消差戻される事例が依然として減っていない。

このような問題点を解消するため、出願人が比較対象の商品がお互い類似していないという趣旨で主張したり、審査官の裁量で同じ類似群コードが割り当てられた商品であっても商品の属性、生産者部門、需要者部門など取引現状などを総合的に判断した時に類似しないと判断したり、逆にお互い異なる類似群コードを持つ商品間で類似する標章に同時に使用された場合一般需要者などが出処を誤認・混同する恐れがあると判断した場合、審査官は類似群コードに囚われることなく取引現状などを踏まえて類似性を判断するようにした。

但し、類似性判断の公正性及び客観性を確保するため類似群体系と異なる判断をする場合には事前に商標審査政策課の分類担当事務官と協議審査を行うようにする事前協議審査制度を2013年9月に導入し、2014年には230件余り、2015年には327件余りの商品協議審査を実施した。それによって類似群体系と異なる判断を下した事例が協議審査の55%に達している。

商品審査の一貫性を確保するため2005年以後商品間の類似性を判断した裁判所の判例を類似群コード体系に改編して「商品サービス業類似性判例事例集」を発刊し、審査官が商品審査の際に関連判例及び用品類似性判断協議審査の事例を簡単に照会して参考できるよう関連資料をDB化して審査システムに搭載した。

また、個別商品間類似性判断の基礎資料として活用するため、15,000個余りの商品の定義、用途、形状など属性、生産者部門、需要者部門、販売場所などを調査した商品説明書を発刊し、それをシステムにDBとして構築し、審査の際に審査官に活用させた。さらに、商品取引市場に対する審査官の理解の幅を広げるため、取引業界の専門家である研究員、教授などを招いて「医療機器、医薬品、サプリメント、工業用化学剤」などの流通現状を紹介する商品学講座を開催した。

このような商品審査の活性化に向けた協議審査制度、類似性判断DB、商品解説書、

商品学講座などは取引市場の現状に符合する商品類似判断を行うことで、商品審査の品質向上に貢献するものと期待している。

4. 商標・デザイン分野における国際協力の強化

イ. 商標分野における国際協力体系の構築

商標デザイン審査局 商標審査政策課 行政事務官 ソン・キジュン
デザイン審査政策課 行政事務官 チェ・ウンリム

1) 推進背景及び概要

二国間協力が活発に進んでいる特許分野とは異なり、商標分野における二国間協力は相対的に進んでいなかったのが事実である。これは特許分野とは違って商標分野は国内主義原則によって先行商標に対する審査が行われるため、二国間協力を通じて得られる実益が大きいからであった。

しかし、2000年代初め以後商標分野に対して主要国間で制度を調和させようとする変化の動きが現れ始め、このような流れに変化の風が吹き始めた。

2) 推進内容及び成果

このような流れの変化は商標分野主要3カ国の集まりである商標3極(TM3)から始まった。商標3極の構成国である米国、日本、ヨーロッパは商標制度の調和を通じて出願人の便宜を図るため様々な事業を推進し、商標分野の国際議論をリードし始めた。

韓国は商標分野の国際議論において韓国の意見を反映させ、韓国出願人の海外出願の際の利便性を増進させるため、商標3極加盟に向けた多角的な外交活動を展開した。米国特許商標庁、日本特許庁、ヨーロッパ商標庁との個別的な二国間会議を通じて韓国のTM3加盟の必要性を主張し、その結果2011年5月韓国が正式会員として加盟した商標4ヵ庁(TM4)体制の発足に成功した。以後2012年5月中国のTM4正式加盟によりTM5が

正式に発足したことで、特許分野のIP5に匹敵する商標分野の多国間協議体が本格的に登場した。韓国は責任のある国際社会の一員として活動し、韓国出願人の利害関係を国際議論に反映させるため、TM5ウェブサイト構築事業と審査結果比較分析事業をリードし、2013年12月にはTM5新規加盟国の中では初めてTM5年次会議の開催に成功するなどTM5活動に積極的に参加している。最近では昨年12月米国ワシントンで米国特許庁が主催したTM5年次会議に出席し、商標分野における協力をリードした。



2015年12月にはTM5ウェブサイトを全面改編してよりユーザーに優しいサイトにするとともに、今年リアルタイムウェブサイトモニタリング、ポップアップを通じた最新情報の可視性拡大など追加サービスを構築する計画である。審査結果分析事業の場合、2015年合意された研究進行方向及び研究対象を基に最終報告書の発刊など目に見える成果をあげていく予定である。また、TM5加盟国の商品名称記載方法に対する情報提供事業を新たに提案し、具体的な事業内容に対して加盟国からの承認を得て本格的に推進していく計画である。

同時に、商標分野の先進国である米国、日本、ヨーロッパの法制を研究し、先進国の長点を韓国の法制に反映するために個別的に二国間専門家会合も開催した。専門家会合を通じて非典型商標、証明標章、地理的表示などの制度運用に対する3カ国の運用ノウハウを学ぶことができ、商標法及び審査慣行改善のための資料として活用している。また、韓国企業にとって最大の出願国である中国との定例的な実務者レベル・長官レベル会合の開催に合意したことで、中国の審査制度・慣行に対する情報を収集すると同時に中国進出企業の商標保護を強化するための新たな転機を迎えた。

3) 評価及び発展方向

韓国は商標分野の国際議論をリードするTM5会議に積極的に参加する予定である。特に、2014年度韓国が主導する協力事業として公式に採択された「審査結果比較分析事業」を積極的に推進するとともに、新規事業を発掘することで韓国特許庁主導事業の範囲を拡大して韓国が特許と商標分野において名実ともに知的財産分野G5になったことを対内外に知らせる計画である。また、米国・日本・ヨーロッパ・中国との活発な二国間協議を通じてTM5で議論されなかったテーマに対して議論し、韓国出願人の海外出願における利便性を高めるために積極的に取り組んでいく予定である。特に、中国での悪意的な商標先取り及び商標ブローカーによる被害問題などに積極的に対応するため、長官会合、専門家会合など定例化された二国間協力チャンネルを活用して中国内韓国企業の商標権創出及び保護環境の改善に向けた協力事業などに積極的に取り組んでいく方針である。

ロ. デザイン分野における国際協力体系の構築

1) デザイン法条約 (Design Law Treaty、DLT)

イ) 推進背景

2005年WIPOの「商標・デザイン及び地理的表示に関する常設委員会 (The Standing Committee on the Law of Trademarks, Industrial Designs and Geographical Indications、SCT)」で世界各国の相異なるデザイン法制を統一するための議論の必要性が初めて提起された後、2007年から2009年まで各国の制度に対するアンケート調査、分析、そしてそれに対する協議を経て条約案を取りまとめ、2010年から議論を続けている。

この条約案は今後世界各国のデザイン保護法制に影響を与えると予想されるため、韓国は同条約案に対する議論に積極的かつ体系的に対応している。

ロ) 推進内容及び成果

WIPO事務局はこの会議文書で産業デザイン出願に関する簡素化された国際規範を設けることで、この条約を履行する国家の国内法に簡素化された産業デザイン手続きを導入しようとするもので、商標法条約(Trademark Law Treaty)、特許法条約(Patent Law Treaty)などと類似していると説明している。

条約案は出願内容、代理人の選任、出願日の認定要件、新規性喪失の例外、創作者名義での出願、出願の分割、公開延期、交信用の住所、更新、期限の救済、権利回復、実施権、名義変更、名前・住所の変更など30条項で構成され、条約規則は出願手続き、権利回復、実施権、変更または訂正など15条項で構成されている。

この条項の中で出願内容、出願日の認定要件、創作者名義の出願、出願の分割、公開延期、更新など殆どの条項は既に韓国のデザイン保護法に反映されているが、一部条項は改正が求められる。特に、2014年7月1日から施行中であるデザイン保護法には出願日に影響を与える重大な瑕疵に対しては差戻しよりは補完の機会を提供するという趣旨の出願日認定要件の条項が反映されている。

但し、代理人の選任、期限の救済、権利の回復、実施権、名前・住所の変更などの条項は出願手続きにおける便宜を図るために国内法の改正が求められる。

ハ) 今後の推進計画

デザイン法条約(DLT)に対する議論は外交会議の開始推進と途上国への支援問題などがかみ合って先進国と途上国の間で異見があるため、議論を続けるかどうかは現在不透明な状況である。特に、2014年第32回常設委員会ではアフリカグループを中心とする途上国側が伝統知識を直・間接的に表現したデザインの場合はそれに対する出処、情報などを出願書に記載して事前使用許諾を得るように定めようという新しい主張を打ち出したが、一方先進国は個別条文に関する議論が熟したので外交会議の開催に関

する議論に集中するべきであると主張して対立した。2015年第34回常設委員会ではアフリカグループが縮小案を提示したが、先進国はデザイン法条約の目的及び範囲に符合しないという立場には変わりがなかったため、この案件は次期会議で改めて議論される予定である。このような先進国と途上国間の対立は今後も続く見込みであるが、このような一連の努力がデザイン分野において国際規範を形成する上で意味のある過程であるだけに協議過程に積極的に参加する計画である。

2) 韓・日、韓・中の二国間協力体系の強化

イ) 推進内容及び成果

特許庁は韓国と類似しているデザイン保護制度を運営している日本、年間約60万件(2014年世界デザイン出願の約66%)のデザイン出願を維持する中国と毎年デザイン専門家会合を開催している。

2013年には日本とハーグ協定加盟に備えて当面課題を共有し、相互協力方法を議論し、2014年にはID5体制の構築に対して協力した。2015年韓・日デザイン専門家会合ではロカルノ基盤の新規デザイン分類体系の開発に対して共同協力することに合意した。2014年初めて試みられた「韓・日仮想デザイン共同審査結果プロジェクト」を通じて両国の審査実務を比較し、今後の制度発展方向に対して議論した。2015年には韓国のハーグ協定加盟経験を共有し、ハーグ審査実務に対する意見を交換した。

2015年韓・中デザイン専門家会合では韓国の部分デザイン及び画像デザイン制度、分類政策を紹介し、中国はハーグ協定加盟に向けたデザイン保護期間の拡大など自国の特許法改正内容とデザイン分類実務を共有した。また、韓国特許庁が推進してきた制度改善及びシステム改善内容などを紹介し、中国のハーグ協定加盟を促した。

ロ) 今後の推進計画

韓国はデザイン分野の国際規範を形成するため、二国間及び多国間協力会議に積極

的に参加する計画である。特に、ハーグ協定を通じて韓・日両国を同時に指定国として指定した国際出願件に対して「韓・日デザイン審査結果の比較プロジェクト」を定例化し、二国間の審査実務を比較・学習することに止まらず、ハーグ国際デザイン出願制度の運営上現れる不備点を相互比較・検証し、改善に取り組んでいく。

「韓・中デザイン専門家会合」を通じては出願人が両国のデザイン制度を活用する上で制度の違いによって発生する不便がないよう、制度改善事項を探し出すことに取り組んでいく計画である。

3) 韓・中・日及びID5多国間協力体系の強化

イ) 推進内容及び成果

韓国、中国及び日本は2010年から毎年韓・中・日デザインフォーラムを推進している。韓・中・日デザインフォーラムは3国が順番に開催し、3国のデザイン保護制度の発展動向を共有するだけでなく、一般人、デザイナー、デザイン専門企業、知財権関連の専門家などがともに参加できる公開フォーラムである。2014年度には「Design, beyond protection」というテーマで韓国で開催され、民間デザイン振興機関も参加するなど、200人余りが参加して大きな反響を呼んだ。2015年には日本で開催されたが、公開フォーラムとともに韓・中・日デザイン専門家会合が開催され、3国のデザイン保護制度の改善事項及び出願登録など統計資料を共有するとともに、ロカルノ分類体系の運営策などが議論された。また、3国がID5協力体系の中で共同議題を発掘し、事前に情報共有することに合意した。

2015年にはID5というデザイン分野先進5カ国協力体系が構成された。これまでTM5協力体系の中で別途のデザインセッションを運営する形を取ってきたが、経済発展のエンジンとしてデザインの重要性を認識し、デザイン分野の独立した協力体系が構築された。ID5創立会議ではID5の未来に関する共同ビジョンを盛り込んだ合意文を承認し、5つの個別テーマに関する発表及び議論を経て計13の課題を決め、各課題別の主導官庁及び今後の措置事項に対して合意した。

ロ)今後の推進計画

韓国は韓・中・日デザインフォーラムを通じて一般人など潜在的な需要者に対するデザイン保護認識の拡大に取り組み、韓国企業など出願人が中国と日本で簡単に登録して権利が登録できるよう各国の制度に関する情報収集に努めていく計画である。また、ID5協力体系の中で韓国特許庁がリードする「ID5ウェブサイトの構築」、「デザイン登録要件カタログの開発」及び日本と共同でリードする「デザイン分類政策及び実務研究」課題を真面目に遂行していく計画である。

第3節 審判分野

1. 概観

特許審判院 審判政策課 技術書記官 キム・ヨンジェ

特許審判は産業財産権(特許権・実用新案権・デザイン権・商標権)の発生・変更・消滅及びその効力範囲に関する紛争を解決するための特別行政審判であり、一般裁判所が担当している特許侵害訴訟とは違って専門的な知識と経験が必要であるため、特許庁所属の特許審判院が担当している。

このような特許審判は審査官の処分不服に不服して請求する「決定系審判」(請求人だけが存在)と既に設定された権利と関連する当事者の紛争に対する審判で当事者間の対立構図を取る「当事者系審判」(請求人と被請求人が存在)に分けられる。決定系審判には拒絶決定不服審判と訂正審判などがあり、当事者系審判には無効審判、権利範囲確認審判などが含まれる。

審判請求件数は特許及び実用新案分野の場合、審査前置制度の廃止及び再審査請求制度の導入による影響で2013年以後一時的に減少したが、2015年3月改正薬事法の施行によって本格的に請求され始まった医薬品許可一特許連携審判事件の増加で前年比23.4%増加し、商標及びデザイン分野の場合は2014年若干足踏み状態であったものの再び増加に転じた。

これは特許審判を通じて紛争の解決を図ろうとする需要が持続的に伸びていることを示す。

<表Ⅱ-1-27>最近5年間審判請求件数の推移

(単位：件数、前年同期比増減率)

年度		2011	2012	2013	2014	2015
審判請求	特許	10,137	10,441	8,447	7,586	9,364

件数 (増加率)	実用新案	(3.1%)	(3.0%)	(△19.1%)	(△10.2%)	(23.4%)
	商標	4,293	4,306	4,567	4,395	4,622
	デザイン	(6.2%)	(0.3%)	(6.1%)	(△3.8%)	(5.2%)
	合計	14,430 (4.0%)	14,747 (2.2%)	13,014 (△11.8%)	11,981 (△7.9%)	13,986 (16.7%)

また、サムスンとアップル間の特許紛争(2011.4)、オースラムとLG・サムスン間のLED照明特許紛争(2011.6)、ポスコー新日鉄間の特許紛争(2013.4)、SK-Celgard間の2次電池特許紛争(2013.7)など韓国グローバル企業を相手にする国際特許紛争が話題となり、韓-EU及び韓-米FTAの発効によって知財権侵害の疑いのある物品に対する税関の水際措置が強化された上に、医薬品許可-特許の連携制度が施行(2015.3)されたことで知財権の紛争は今後も持続的に増えるものと見られる。

国内民事裁判所に提起される知財権関連の侵害訴訟件数もまた2013年に比べて2014年に減少はしたものの、2010年に比べると4倍以上増加するなど、知的財産権を巡る戦いは益々急激する傾向にある。

<表Ⅱ-1-28> 知財権侵害訴訟件数の推移

(単位：件数、受付基準)

年度	2010	2011	2012	2013	2014
侵害1審	184	418	1,371	1,681	966
侵害2審	54	47	56	100	91
最高裁判所	14	15	9	17	17

* 出処：最高裁判所司法年鑑 (<http://www.scourt.go.kr>)

一方、IP5主要国は知財権紛争を早急に解決するための方法を模索しているが、特に日本は特許拒絶不服審判の処理期間を2010年24カ月から2014年12カ月に1年くらい短縮することで審判の競争力を確保しており、米国、ヨーロッパ、中国もまた増加する特許紛争事件を処理するため持続的に審判官の増員を推進している。

従来、最高裁判所は特許無効審決が確定されない限り、進歩性に関する無効事由が存在しても侵害訴訟裁判所がそれを判断することはできないという立場を堅持してきたが、最近是一般侵害訴訟裁判所で進歩性の有無まで判断するケースが頻繁に登場し、それを肯定する最高裁判所の判例(最高裁判所全合2012.1.19.宣告、2010ハ95390)も登場している。したがって、特許紛争中である特許の無効審判や権利範囲確認審判の処理が大きく遅延する場合、侵害訴訟裁判所が審判の結果を待たずに判決するようになったことで同一事案に対して紛争機関間で互いに異なる結論が出る可能性も高くなった。

このような状況の中で特許審判処理の遅延は特許権の不安定な状態を長期間持続させ事業化を遅らせるだけでなく、研究開発の意欲も低下させ、企業の競争力はもちろん国家競争力まで低下させる結果を招くので、特許審判院が迅速かつ正確な審判結果を紛争需要者に提供することは特許紛争の早期解決のために必ず必要と言える。

そこで、特許審判院は対内外的な環境の変化と需要者からのニーズを考慮して、当事者系(権利範囲確認審判、無効審判など相手とお互い争う事件)の審判処理期間を2015年末6ヶ月以内に提供するために様々な政策を樹立・施行した。特に、2015年度には審判の迅速な処理を通じて特許紛争の解決に関する先導的な役割を強化するため、審判処理期間を7.0ヶ月に設定し、審判処理実績の超過達成などの自助努力を通じて審判処理期間目標を達成した。対内外の厳しい審判環境の中でも審判処理期間を短縮することで特許紛争の需要者に審判結果を速やかに提供することができるようになった。

また、一般民事裁判所における仮処分事件の平均処理期間が3~5ヶ月以内であることを考えると、2015年11月から民事裁判所の仮処分事件または本案事件などに係る審判事件に対しては司法部が審判結果を適時に活用できるよう、3カ月内に審判を終結する迅速審判プロセスを新しく設計・施行した。

但し審判官1人当たり審決件数の場合、主要国に比べて多少高い水準であり、口述

審理もまた拡大施行(2007年161件→2015年646件)したことで審判官の負担が益々増加していることを考慮すると、まず審判官の増員を持続的に推進し、1人当たり審判処理件数もまた適正な水準に調整する必要があると言える。

＜表Ⅱ－1－29＞審判官の定員と審判処理期間

区分		2011	2012	2013	2014	2015
審判官 (名)	特許・実用新案	65	65	65	66	71
	商標・デザイン	23	23	23	24	24
	合計	88	88	88	90	95
審判処理期間(ヶ月)		9.5	9.0	8.5	7.9	6.9

*2015年：医薬品許可－特許連携審判事件の安定的な処理基盤を確保するため、特許・実用新案分野の審判官5人を増員

一方、特許審判院の審決または審判請求書や再審請求書の却下決定を受けた者がこれに不服しようとする場合、送達で審決または決定の謄本を受け取った日から30日以内に特許裁判所に訴訟を提起することができるが、このような審決取消訴訟の結果で特許裁判所の審決取消判決が確定されると、特許裁判所はその事件を再び審理して審決または決定をしなければならない。また、特許裁判所の判決に対して不服しようとする者は最高裁判所に上告できるが、上告は判決文が送達された日から2週間以内に提起しなければならない。

特許審判院の審決に不服して特許裁判所に提訴した比率は2014年14.5%から2015年13.8%に0.7%p減少し、特許裁判所で審決が取り消される比率は2014年25.4%から2015年24.2%に1.2%p減少した。これは特許裁判所で審決が取り消される事件に対して類型別、争点別に原因を分析して審判時の留意事項及び改善事項を確認して審理に活用するなど審判品質の管理を強化した結果と言える。

特許裁判所の判決に不服して最高裁判所に上告した比率は2015年37.2%で2014年に比べて1.4%p減少し、特許裁判所の判決を破棄した比率は2015年6.6%であり、これ

は最近5年破棄率の中で最も低い数値である。

2. 審判品質の向上

特許審判院	審判政策課	書記官	キム・シンヨン
		行政事務官	ヤン・スンラン

イ. 推進背景及び概要

現在の知識基盤社会において知的財産は国家と企業、個人の競争力の鍵として浮上しつつあり、中核となる知的財産の確保有無は企業の生き残り及び国家競争力と直結している。したがって、知的財産権紛争の迅速かつ公正・正確な解決は何より優先すべき政策目標と言える。これまで特許審判院はこのような目標を達成するため、審判品質を高めるための審判制度の改善及び審判インフラの拡充などに大きな努力を傾けた。

ロ. 推進内容及び成果

1) 審判品質を高めるための評価及びフィードバックシステムの運営

イ) 審判品質評価委員会運営の充実化及び優秀審決文の選定

審判品質評価委員会は商標・デザイン/機械/化学/電気通信の4つの分野で構成され、委員長は該当分野の首席審判長、評価委員は該当分野の2人、他分野2人の首席または前任審判官で構成されるが、該当分野の評価委員のうち1人は審査課長として指定して四半期ごとに開催される。2008年までは特許裁判所の審決取消が「確定」された事件のみを対象にしたが、2009年からは特許裁判所が審決取消を「宣告」した事件まで評価対象とすることで、取り消された審決が審判官に迅速にフィードバックされるようにした。また、審判院長が主宰する最終品質評価委員会を新設し、分野別に品質評価委員会が1次評価した事件を再検証することで審判品質評価の公正性及び客観性を

高めた。

そして、従来は「有責」、「有意」、「無責」でのみ評価をしたが、「有意」として評価し難いものの法解釈には違いがある事案に対しては無責でしか評価できず、評価結果の共有を通じた争点発掘及び深層研究の機会が失われるという内部からの指摘を受け、2015年には「共有」項目を新設し、審判品質結果の審判部フィードバックをさらに強化した。

また、四半期毎に分野別の優秀審決文を選定・褒賞し、それを成果評価に反映した。審判部別に優秀審決文候補の推薦を受けた後、分野別の審判官評価団が優秀審決文選定委員会に上程する最終候補を選定する。優秀審判文選定委員会はこれらのうち商標・デザイン分野及び特許・実用新案分野の優秀審決文を其々選定し、それを審判部にフィードバックすることで審判品質の向上に活用した。

ロ) 優秀判例評釈の公募

特許審判院は裁判所の知的財産権関連の判例研究を通じて審判品質を高めることを目的として特許庁職員を対象に実施していた優秀判例評釈の公募を2012年からは外部の弁理士やロースクールまでその対象を拡大し、2013年には弁護士まで拡大し、2014年には応募資格要件そのものを廃止した。その結果、2015年公募では特許庁内部職員からの応募作が10件であったが、一方外部からの応募作は12件でより多かった。これはロースクールなど現場を訪問して公募参加を奨励し、優秀賞以上の受賞作は内部と外部を分離して授賞するなお受賞機会を拡大したことによるものと見られる。2015年には計22件応募作のうち最優秀1件、優秀2件、奨励3件を受賞作として選定し、選定された優秀判例評釈は特許庁ホームページなどに掲載、発表会の開催、「優秀判例評釈集」の発刊を通じて庁内外の知識として共有している。

<表Ⅱ-1-30> 2015年判例評釈公募の結果

等級	受賞者	所属	分野	評釈テーマ
----	-----	----	----	-------

最優秀 (1件)	オム・イン グォン	マルチメディア 放送審査チ ーム	特許	「製造方法が記載された物の発明」の請求範囲記載要件及び新規性・進歩性判断基準に対する提言
優秀 (2件)	イム・ヨン ヒ	審判8部	特許	製造方法が記載された物の発明の請求範囲解釈に関する考察
	ヤン・デス ン	複合商標審査 チーム	商標	登録後使用による識別力を取得した商標の識別力判断基準時点と商標権の法的効力
奨励 (3件)	キム・ミン チョル	ミョンシン特 許事務所	特許	製造方法が記載された物の発明の請求範囲の解釈
	パク・ウン グッの他2 人	東亜大学法学 専門大学院	特許	製造方法が記載された物の発明の請求項の解釈に関して
	チョン・ダ ウン	西京大学	商標	瑕疵修正説を中心に見た本登録後使用によって識別力を取得した商標の法的効力に対して

ハ) 裁判所勤務結果発表会の開催

特許庁は知財権事件に対して技術的な諮問の役割及び必要に応じて審理に参加させるため裁判所に技術審理官及び裁判所調査官を派遣している。現在、特許裁判所に15人、最高裁判所に6人、ソウル中央地方裁判所に2人を派遣している。特許審判院はこの裁判所勤務者が特許庁に復帰した後、裁判所で取り扱った事件の争点及び解決過程におけるノウハウを審査官・審判官と共有できるよう「裁判所勤務結果発表会」を開催しており、発表の後に評価委員の評価を通じて優秀発表者を選定・褒賞している。今後も裁判所勤務経験者の裁判所勤務ノウハウが体系的に伝授できるように各種教育、研究会、セミナーを行う際は彼らを積極的に参加させ、彼らの経験が発展的に共有・討議できるようにする方針である。

<表Ⅱ-1-31> 2015年裁判所勤務者発表会の結果

等級	発表テーマ	勤務裁判所	発表者
最優秀	特許侵害訴訟における権利濫用の抗弁及び訂正	ソウル中央地方裁	シン・ウォ

	の再抗弁判断に対する考察	判所	ンヘ
優秀	文言的に同じである請求項の記載不備判断の考察	特許裁判所	チョン・ヒ ヨンジン
優秀	拒絶決定不服審判取消訴訟における周知慣用技術の適用に関する考察	特許裁判所	キム・ドン ヨップ

2) 審判品質の向上に向けた活動及び審判インフラの拡充

イ) 審判官等級制の施行

特許審判院は豊富な経験と知識を備えた優秀な審判官を優遇するため、2009年11月に審判官等急制を導入した。この制度は審判官を審判官、先任審判官、首席審判官など3等級に区分し、等級による職務と責任を差等的に与えるものである。先任審判官は審判経歴が2年以上でなければならず、昇級に必要な専門教育課程を2つ以上履修しなければならない。また、首席審判官は先任審判官の中から審判処理実績及び品質の優れた者を任命する。審判官昇級審査委員会は一定の資格を備えた候補者の中から先任及び首席審判官の任命可否を審議・決定する。2015年には上・下半期にわたって計2回の審判官昇級審査委員会を開催し、その結果、首席審判官6人、先任審判官25人を昇級対象者として選定・任命した。

ロ) 審決文読会の実施

特許審判院は審決文事例分析を通じて審判部間及び審判部内で争点及び判断に対する認識のギャップを解消することで審決文品質の全般的な向上を図るため、審決文読解を実施している。2015年には計3回にわたって審決文読解を実施し、特に特許審判院長が直接新規審判官を対象に審決文作成過程において頻繁に発生するエラー事項及び正しい審決文作成法を共有する時間を設けた。

ハ) 特許裁判所及び最高裁判所判例分析集の発刊

特許審判院は知的財産紛争の1次的な解決機関として特許審判の迅速性と正確性を

高めるため、特許裁判所及び最高裁判所の関連判例を分析してこれまで多様な判例集を発刊してきた。

2015年には1年間判決宣告された後に確定された特許裁判所及び最高裁判所事件に対する原告・被告の主張、審決・判決の要旨及び訴訟遂行官の検討意見まで争点を中心にまとめた審決取消訴訟整理集を発刊した。

また審査・審判に活用するため、毎年1年間の商標・デザイン判例を要約・整理して『商標判決文要旨集』及び『デザイン判決文要旨集』を発刊している。

3) 審判官の養成及び教育課程の充実化

イ) 審判官課程におけるOJT教育の実施

審査官に審判業務を体験させるとともに審判官の判断基準を習得させ、予備審判官としての能力を備えさせるため、国際知識財産研修院の審判官課程に2週間の特許審判院OJT課程を進行した。特許審判院OJT課程は指導審判官との1:1マッチングを通じて教育対象の審判事件を選定した後、合議要旨書の作成及び審決文作成補助を中心に行われ、指導審判官の指導の下で口述審理または技術説明会にも参加させる。本教育は年1回運営され、審査品質の向上に大きく貢献している。

ロ) 審判部における自主学習組織の運営及び審判院教育課程の充実化

特許審判院は審決文読会、自習学習セミナーなど学習方法に制限なく毎月1回以上(半期8回)各審判部が自律的に運営する審判部自習学習組織を構築・運営している。学習実行の後は審判情報共有掲示板である「審判部自習学習資料」に登載し、審判業務における参考資料として使用した。また、学習組織の運営実績を成果評価及び優秀審判部選定などの基礎資料としても活用させることで活動を活性化した。

一方、審判官の専門性を強化するために様々な教育を実施した。特許裁判所の判事

及び法科大学の教授を講師として招聘し、最近特許裁判所の判例動向及び民事訴訟の実務教育を行うことで審判官の実務能力を高めた。また、特許審判院敗訴事件の敗訴原因の分析結果及び最近の審決及び判決動向の分析結果などに対する補修教育を実施している。2015年には特許裁判所及び最高裁判所の判事、審判官などが大挙参加する「特許争訟シンポジウム」を開催して進歩性判断の争点などに対する踏み込んだ議論を展開した。

ハ. 評価及び発展方向

特許審判院は審判品質の管理及び向上活動を強化する一方、審判の正確度を高めるためのインフラ拡充に重点を置きながら様々な改善課題を推進した。その結果、特許審判院のプレゼンスが高まり、特許紛争において特許審判の先導的な役割の土台を構築するのに大きく貢献したものと評価される。

一方、2015年に審決に不服して特許裁判所に提訴した比率は2014年より多少減少し、(2014年14.5%→2015年13.8%)、特許裁判所で審決が取り消される比率もまた2014年に比べて改善された(2014年25.4%→2015年24.2%)。これは持続的に推進してきた審判品質強化活動によって特許審判院の審決正確度が高まったためであると解釈できる。

＜表Ⅱ-1-32＞審判院の審決に対する提訴率及び審決取消率の状況

年度	2011	2012	2013	2014	2015
審決取消率(%)	22.6	22.8	20.9	25.4	24.2
提訴率(%)	17.3	16.5	15.3	14.5	13.8

特許審判院は今後も持続的な審判品質の向上に向けて審判品質評価委員会の審判品質管理活動及び評価結果のフィードバックを強化し、審決文読会の運営を充実化することで審判ノウハウが適切に共有できるようにする予定である。また、審判事件と審判合意部間の技術分野における整合性をさらに高めていくなど審判品質の向上に向けてより実質的な対策を講じて積極的に取り組んでいく予定である。

同時に、審判官の能力を強化するため、新規審判官が必須として熟知すべきことを中心に業務マニュアルを発刊し、経歴審判官の補修教育を最近重要判決の中から審決取消事例中心に敗訴原因分析及び討論で進めるなど審判官教育を強化する。

そして、判例に対する健全な批判及び生産性のある代案の提示を通じた審査品質の向上を図るため、判例評釈公募展をさらに活性化していく計画である。また、重要な審判事件に対しては特許審判院長を審判長とする5人合議体の審理を拡大し、審判の正確性及び公正性を高めていく計画である。

3. 口述審理の拡大実施及び充実化

特許審判院 審判政策課 工業事務官 パン・スンフン

イ. 推進背景及び概要

審判の審理方法には口述による口述審理と書面による書面審理がある。口述審理とは審判の両当事者が審判廷に出席し、3人(審判長、主審、副審)の審判官合議体の前で口述攻防をさせる審理方式である。口述審理は早期に争点が整理できるので、審判官及び当事者の事件に対する理解を深め、迅速な処理及び審判品質の向上に寄与するという長点がある。

そこで、特許審判院は2010年から口述審理支援人材の専門性を強化し、速記者を拡充するとともに、審判廷の各種施設を確保するなど口述審理基盤を整えた。また、口述審理の運営方式を標準化し、口述審理の透明性を強化するための実質的な方法を講じて推進した。

また、遠距離に居住する審判当事者の時間及び費用負担の増加による不便を解消するため2014年には「遠隔映像口述審理システム」を導入して大田審判廷とソウル審判廷間で遠隔でも口述審理を可能にした。

ロ．推進内容及び成果

1) 口述審理の基盤作り及び口述審理充実化の施行

2010年以前は口述審理のための審判廷が1室に過ぎなかったが、現在は審判廷を5室（大田4、ソウル1）まで拡充して運営している。また、口述審理支援及び調書作成のために審判事務官4人と速記録作成のための速記者4人を補充して運営している。2006年特許審判プロセスに口述審理を本格導入して以来、口述審理の開催件数は2009年165件に過ぎなかったが、2014年633件、2015年646件に大幅増加した。また、2015年には口述審理調書の記載簡素化方策を樹立・施行し、口述審理調書の標準化及び品質向上を図った。

<図Ⅱ-1-3>当事者系口述審理が行われる審判廷



2) 遠隔映像口述審理システムの開通

特許審判院は首都圏に居住または勤務する絶対多数の審判当事者及び代理人が大田にある特許審判院を直接訪問することで発生する時間及び費用負担などの顧客の不便を解消するため、2013年「遠隔映像口述審理システム」の導入を検討した。その結果2014年には3カ月間のシステム安定化期間を経て2014年4月から特許審判院（大田）と特許庁ソウル事務所（ソウル駅三洞）の映像審判廷を専用網でつなげて遠隔での口述審理

が可能になった。遠隔映像口述審理制度は当事者及び代理人から反響を呼び、2014年105件から2015年には189件の口述審理が遠隔映像方法で実施された。

<図Ⅱ-1-4> 特許審判院の遠隔映像口述審理システム



3) 口述審理の透明性及び顧客利便性の向上

特許審判院のホームページにある口述審理公開傍聴予約システムを通じて審判廷で行われる口述審理を一般人、学生、審査官などが参観できるようにするなど口述審理参観に対する案内システムを改善した。また、庁舎管理所との業務協力を通じて審判廷に出入する代理人、当事者たちの庁舎出入要件を簡素化した。

4) 口述審理進行プロセスの標準化

口述審理の速記録及び調書様式を標準化し、口述審理プロセスに慣れていない審判当事者、代理人及び審判官のために口述審理進行手続き及び口述審理シナリオを収録した『口述審理マニュアル』を制作し、2015月には最近法令・訓令の改正事項などを反映したマニュアル改訂版を配布した。同時に、口述審理動画を製作し、代理人及び見習い弁理士などを対象に動画を用いて教育・広報することで口述審理進行プロセスがより簡単に理解できるようにした。

ハ. 評価及び発展方向

特許裁判所は特許審判院で実施される口述審理が技術争点に対して議論された内容を正確に把握できるという点で肯定的な評価している。また、審判当事者からはリラックスした雰囲気の中で実物製品及び動画を利用した技術内容の把握を通じて事件の争点を明確にすることができるため、大いに役立っているという評価を得ている。そして、対内的には口述審理の拡大によって審判の迅速性及び正確性が高くなっているだけでなく、事実上第1審の機能を果たす特許審判院のプレゼンスを高めることにも大きく貢献している。

その結果、特許審判の公正性に対する顧客満足度が2008年65.5%から2015年78.23%へと徐々に増加しており、審判サービスに対する総合満足度もまた2008年71.79%から2015年77.58%へと増加するなど口述審理が顧客の信頼を高めると同時に審判品質の向上にも大きく貢献していることが分かった。

今後も特許審判院は遠隔映像口述審理システムを拡大して実施するなど顧客の不便を最小化する一方、口述審理の期日前に当事者に尋問する事項を明確に通知する争点尋問書事前通知制度を活性化することで争点に対する集中審理で口述審理の効率を最大に引き上げると同時にそのための各種制度の改善努力を持続的に傾けていく計画である。

第4節 審査評価制度の運営

1. 概観

審査品質担当官 技術書記官 ヨ・ウォンヒョン
工業事務官 ファン・ジュンソク

世界的に知的財産権の重要性が高まり、知的財産権の出願が急増する中、審査処理期間の短縮とともに審査品質の向上に対する必要性が益々増大している。そこで、特許庁は審査の品質を高めるため、審査品質を独自に測定する審査評価制度を運営している。

審査評価制度の運営を通じて特許・実用新案・商標・デザイン出願の審査業務及びPCT国際調査・国際予備審査業務が法令及び審査基準などに基づいて正しく行われているのかをモニタリングすることで審査ミスを防止し、審査過程において補完が必要な事項を探し出して改善することで顧客に高品質の審査サービスを提供できる環境作りに努めている。

審査評価制度を通じた品質管理活動の他にも審査品質指標に対する統計的な審査品質管理など審査品質管理の多角化を図る一方、知的財産権分野の主要国特許庁(IP5、TM5)と国際協力事業を推進するなど、グローバル水準の審査品質を確保するため多角的に取り組んでいる。

2. 審査評価制度の運営

審査品質担当官 技術書記官 ヨ・ウォンヒョン
工業事務官 ファン・ジュンソク

イ. 推進背景及び概要

審査評価制度の目的は特許・実用新案・商標・デザイン出願の審査業務及びPCT国際調査、国際予備審査業務に対する独自の評価を通じて審査ミスを防止し、審査業務に関する制度的な補完事項を持続的に発掘して改善することで高品質の審査サービスを提供することである。

1984年から始まった審査評価制度を更に発展させるため2000年3月に「審査評価規定」を制定し、2000年8月に次長直轄の審査評価担当官室(現在の審査品質担当官室)を新設した。審査評価制度による審査評価を行うために審査品質担当官室に審査評価官が配置され、2015年12月末現在審査評価官は特許(PCTを含む)・実用新案分野14人及び商標・デザイン分野4人、計18人の審査官で構成されている。

ロ. 推進内容及び成果

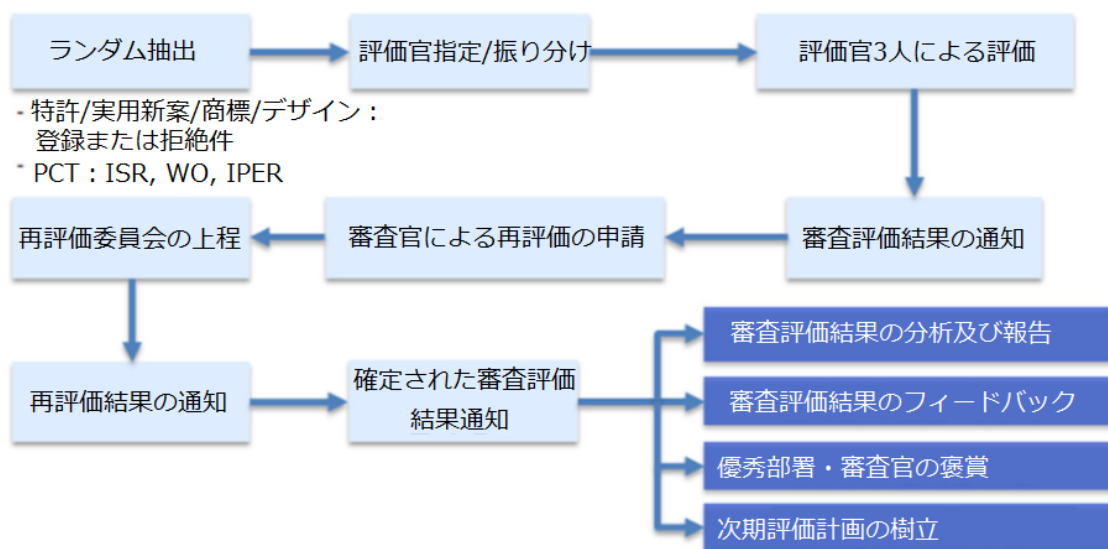
1) 審査評価

審査評価は審査品質担当官(現在審査品質担当官室の審査評価官は計18人)による評価と各審査局の審査課長による他審査課長評価に分けられ、審査評価は審査評価規定及び審査評価指針に基づいて行われる。審査評価の公正性及び正確性を確保するため、全評価過程において審査官関連情報が分からない状態で評価が行われるブラインド評価システムで運営されている。

2015年上半期までは最終決定書が出願人に届けられた以後の時点で評価対象件を抽出する審査終結後評価体制で運営されたが、2015年下半期からは最終決定書の発送前に評価対象件を抽出する審査終結前評価体制へと切り替えて運営している。これを通じて審査評価過程においてエラーが発見された場合、それを修正した後に最終決定書が発送されるように審査評価手続きを改善した。

審査評価の結果は審査品質指数(TEQ)に換算されて審査部署の組織成果指標に反映され、優秀審査官・優秀部署の褒賞及び審査官昇級などの基準にも反映されることで、審査官の成果評価及び昇級要件に直・間接的に影響を与えている。

<図Ⅱ-1-5> 審査品質担当官における審査評価業務の流れ図



イ) 審査品質担当官による審査評価

審査官が登録及び拒絶決定書を発送して審査が完了した件を対象に電算システムを通じてランダムでサンプリングし、審査品質と直接的な関連性のある特許要件や商標登録要件など実体的な要件に対する判断とともに審査過程全般にわたって手続きの適正性を評価する。

2015年上半期には審査終結後評価体制によって特許・実用新案分野は半期に単独審査官3件、共同審査官2件、商標・デザイン分野は半期に単独審査官20件、共同審査官9件を其々サンプリングして審査評価を行った。また、2015年下半期には審査終結前評価体制によって審査官1人当たり抽出件数に制限なく全体審査終結件を対象に一定比率の審査評価対象件をランダム抽出して審査評価を行った。

また、PCT分野は当該半期内に作成された国際調査報告書及び国際予備審査報告書を評価対象にしているが、国際特許出願審査チーム(PCT専担チーム)は審査官1人当たり2015年上半期には12件、2015年下半期には10件をサンプリングした。一般審査課は1課当たり15件をサンプリングして、PCT国際調査及び国際予備審査報告書に対して特許要件などの実体的要件と報告書作成要件などの形式的要件に対する評価を行った。

2015年度上半期の評価は特許・実用新案分野は574人の審査官を対象に1,578件、商標・デザイン分野は125人の審査官を対象に2,121件、PCT分野は797件を評価した。また、2015年度下半期の評価は特許・実用新案分野は591人の審査官を対象に1,698件を、商標・デザイン分野は146人の審査官を対象に3,585件を、PCT分野は700件を評価した。

ロ)他審査課長による審査評価

審査課長が審査局内の他審査課審査官が審査した件に対して評価を行う方式で、特許要件や商標登録要件など実体的要件に対する判断とともに、審査手続きの適正性に対する評価を行う。

2015年上半期までは審査終結件に対して審査終結後評価体制で評価を行い、2015年下半期からは審査が始まった着手処理件に対して評価する着手評価方式へと評価方式を変更した。

2015年上半期は審査官が審査完了した件の中から登録及び拒絶件を一定比率に分けて、電算システムを通じてランダムサンプリングしたが、特許・実用新案分野は審査官1人当たり半期別2件をサンプリングし、商標・デザイン分野は審査官1人当たり半期別6件をサンプリングして評価を行った。また、2015年下半期は着手意見提出通知書が発送された件の中から一定比率をランダムサンプリングして評価を行った。

2015年度上半期には特許・実用新案分野の場合は574人の審査官を対象に1,106件、商標・デザイン分野は125人の審査官を対象に678件を評価した。2015年度下半期には特許・実用新案分野の場合591人の審査官を対象に1,114件を評価し、商標・デザイン分野は146人の審査官を対象に635件を評価した。

2)審査評価の規定及び指針の整備

2015年下半期から導入された審査終結前評価体制の下では審査評価過程におけるエラーが発見された場合、それを修正した後に最終決定書を出願人に発送できるように

なった。審査終結前評価体制のエラー修正機能を利用した審査評価の検修機能を積極的に活用するため、審査基準に明らかに反する不適合事項のみならず、不適合事項としては断定できないものの審査過程における追加検討が必要と判断された再検討事項に対しても審査官にフィードバックできるように審査評価規定を改正した。

一方、従来は最終決定に直接的な影響のない審査中間過程のエラーに対しても不適合事項として評価したため、審査官の審査評価に対する心的負担を増やすとともに最終審査品質が実際より低いと認識される可能性があるという指摘から、最終決定に間違いのあった審査件に対してのみ不適合として評価するように審査評価指針を改正した。また、審査評価過程において実質的に役立てる事例を発掘して模範事例として選定し、審査官にフィードバックすることで、適切な審査過程が誘導できるように審査評価指針を改正した。

3) 再評価制度の運営

審査評価の正確性及び一貫性を高めるため、審査品質担当官による審査評価結果に対して審査官から異見がある場合、再評価委員会を通じて再び審査評価を行う再評価制度を運営している。

新規性・進歩性判断などのように技術に対する理解が必要な再評価件に対しては該当技術分野を専門とする委員で構成される専門委員会では処理させることで技術的に専門性の高い再評価が行われるようにした。また、専門知識が必要でない再評価申込件に対しては一つの統合委員会で処理させ、委員会間で結論が一致しない問題を解決することで、再評価結果の信頼性及び一貫性を高めた。

4) 補充評価制度の運営及び統計的品質管理の推進

審査品質が落ちる懸念のある特定審査群に対しては審査品質担当官室が常時行っている定期評価の他に追加で審査評価対象件を抽出して評価を行うことで、審査品質が落ちる懸念に対する精密な審査品質診断を通じて審査品質管理を支援する補充評価制

度を設けた。

また、審査評価と連携した品質管理支援のため、毎半期審査官個人別全数処理件に対する無効率、取消差戻率、登録率などを個人別・IPC別に比較・分析し、審査部署にフィードバックするなど審査品質管理領域を多角化している。

ハ．評価及び発展方向

審査評価制度は着手評価を通じて着手の充実性に対するモニタリングを行って審査品質をリアルタイムで測定し、定期評価を通じて審査着手から最終決定に至るまでの審査の全過程に対する審査品質を測定することで、審査品質管理のための基礎データを提供し、審査品質政策の方向を提示する上で重要な役割を果たしている。

一方、従来の審査終結後評価体制は最終決定書の発送が完了した審査終結件に対して審査評価を実施するため、審査評価過程からエラーが発見されても修正が難しく、評価周期を半期毎にしているため、リアルタイムで改善が必要な事項を探し出して審査部署にフィードバックできないなど、運営上の限界が指摘されてきた。それを克服するため、2015年下半期から最終決定書の発送が行われる前に評価対象件を抽出し、リアルタイムで審査評価を行う審査終結前評価体制を運営することで、審査評価過程から発見されたエラー修正機能の強化及び審査品質のリアルタイム測定機能を集中的に強化できる方向に評価制度を改善した。

今後は審査評価の結果を様々な側面から見るように観点別評価等級を更に細分化及び具体化し、審査結果に対する品質管理のみならず審査過程に対する実質的な品質管理を可能にするため、審査評価制度を改善する計画である。また、出願人及び代理人など外部ユーザーの審査品質に対する要求事項を持続的に把握し、審査評価制度の改善事項を引き出すことで、審査評価制度が実質的な審査品質向上の手段として機能できるように審査評価制度を更に発展させていく計画である。

3. 審査品質向上に向けた審査能力開発支援

審査品質担当官 技術書記官 ヨ・ウォンヒョン
工業事務官 ファン・ジュンソク

イ. 推進背景及び概要

審査業務は特許庁の最も基本的かつ重要な業務であり、迅速かつ正確な審査業務処理のためには技術分野に対する専門知識のみならず関連法令の解釈及び適用、審査基準の熟知程度、通知書の作成など審査実務に対する知識と能力が極めて重要である。

審査官の業務能力を培うためには、審査評価結果に対する分析を通じて審査基準の改善が求められる事項と審査官に対する教育が必要な事項を引き出してフィードバックする活動も重要である。

ロ. 推進内容及び成果

1) 審査局別の品質診断説明会及びその他教育課程への参加

審査品質の向上に実質的に役立つ審査評価事例に対する深層分析結果の共有を通じて審査評価結果に対する徹底した事後管理を持続的に実施することで、審査官の審査能力を高めると同時に審査パート長の品質管理活動を支援するという目的で、各審査局別に品質診断説明会を運営している。品質診断説明会を通じて審査評価制度を含め、審査品質管理制度全般に対する意見を取り集め、それを審査品質管理政策の樹立に積極的に反映している。

一方、国際知的財産研修院が提供する新規審査官課程、中堅審査官課程、審査事例課程、PCT課程など審査能力を高めるための職務教育課程において審査品質管理と関連する教育を実施している。また、外部調査機関の新規先行技術サーチャージャー教育課程において特許・実用新案・PCT審査評価事例に対する教育を実施することで、外部先

行技術サーチャーの先行技術調査能力の強化にも努めている。

2) 審査品質管理業務を支援するための審査品質関連統計指標の提供

審査課長及びパート長の審査品質管理業務を支援するため、2014年度からは特許・実用新案分野審査官全体の個人別登録率、無効審判認容率、取消差戻率、拒絶決定不服審判請求率、再審査登録率、引用文献添付率などに対する統計指標を提供している。2015年度からは商標・デザイン分野審査官全体の個人別着手公告(登録)決定率、登録決定率、無効審判認容率、拒絶決定不服審判請求率、取消差戻率、商標異議申出件数及び認容率、デザイン新規性・容易創作・拡大された先出願・先出願違反指摘率などに対する統計指標を提供している。

多様な審査品質関連統計指標の提供を通じてサンプル抽出による審査評価制度の限界を克服し、審査件全数に対する統計的な管理を可能にすることで審査課長及びパート長の審査品質管理業務を支援している。

3) コミュニケーション強化のための知識共有活動及び審査品質実務協議体の運営

内部共有サイト(KOASIS)に審査評価指針とともに半期別不適合事例及び優秀事例を法条文別・類型別に分類して周期的に掲載する一方、審査評価と関連する質疑応答欄を常時運営することで、審査業務を行う審査官が必要な時はいつでも関連指針、事例及び疑問などを確認して解決できるように支援している。

また、審査品質管理に対する協業活性化及び審査官の直接参加を促すため、審査局を中心に審査品質実務協議体を運営している。審査品質管理部署と審査部署間の活発なコミュニケーションを通じて審査部署・審査官の要求事項を審査品質管理政策に積極的に反映することで、品質中心の文化構築に取り組んでいる。

ハ. 評価及び発展方向

品質診断説明会及び教育プログラムの運営、審査品質関連統計指標の提供、知識を共有するための内部共有サイトの活用及び審査品質実務協議体の運営など様々な活動を通じて、審査評価結果の単純フィードバックを通じた自発的な改善努力だけを期待するのではなく、体系的な品質管理手段を提供することで総合的な審査品質管理体系を構築している。

今後グローバル水準の審査品質を確保するため、需要者が要求する審査品質を確保できるように品質目標を設定し、それを達成するため審査評価制度のみならず多様な品質管理活動を展開することで、最終的には審査品質の重要性を全体構成員が共有・実践する品質文化(QUALITY CULTURE)が定着するよう取り組んでいく計画である。

第5節 出願、登録など方式審査分野

1. 迅速・正確・顧客志向の方式審査

情報顧客支援局 出願課 行政事務官 キム・ジョンフン
 登録課 行政事務官 パク・ソンヨン
 国際出願課 書記官 キム・ミスン

方式審査処理期間目標制の施行によって2015年受付書類の99.99%を期限(6日)内に方式審査処理した。そのために方式審査業務プロセスの持続的な改善を進めた。

<表Ⅱ-1-33> 2015年方式審査処理期間の遵守率

(単位：件、%)

区分	受付	期限内方式審査	遵守率
出願	1,128,562	1,128,549	99.99%
国際出願	86,996	86,993	99.97%
登録	729,548	729,510	99.98%
合計	1,945,106	1,945,052	99.99%

デザイン・商標出願書及び優先審査申込関連件に対して、優先方式審査の拡大実施を通じた高効率の出願方式審査サービスを提供し、方式審査の公正性と一貫性を確保し、正確度を高めるために最近法令改正事項などを反映して方式審査指針書を改訂・発刊した。また、特許法など法令改正による出願関連の手続き及び書式変更事項を反映し、特許ネットシステムの改善によって変更された電子出願方法を案内する出願実践ガイドブックを製作・配布した。

国際出願分野では最新の国際出願情報を提供し、国際出願時の問題を解消するため、マドリッド国際出願ガイドと特許協力条約及び規則の英韓対訳本などを改訂・発刊し、「マドリッドニュースレター」、「PCTニュースレター」を定期的に発刊・配布した。また、上半期・下半期の国際出願説明会及び企業に対するマドリッド国際出願コンサ

ルティングも実施した。

登録分野では発明者のプライドを高めるため、産業財産権登録証のデザインを新しく改善し、海外広報・マーケティングに必要な顧客の便宜を図るため、商標・デザイン英文登録証の発行を開始した。また、「特許権などの登録令」を改正して登録料を納付した場合も登録する前までに差戻申込ができるようにすることで登録顧客の満足度を高めた。

一方、個人及び特許事務所の職員などを対象に方式審査の主要事例及び制度変更事項説明会を開催し、ポジティブ方式審査の強化を通じて理解しやすく通知書を提供した。また、登録申請人が簡単に登録手続きを済ませるように登録申請案内の冊子を製作・配布して顧客の便宜を図った。

第6節 審査・審判人材の専門性向上に向けた教育の強化

1. 概観

国際知識財産研修院 教育企画課 書記官 ユン・ネハン

国際知識財産研修院は1987年開院して以来、知的財産専門家を養成するための多様かつ革新的な取り組みと努力を持続的に推進し、知識基盤社会をリードしていく人材養成において中心的な役割を果たしている。世界最高の審査・審判サービスを提供するため、実務中心の専門教育を強化することで審査・審判の能力を強化し、主要事例と判例を中心に討論を通じた実務教育及び知的財産権関連法律教育などの課程を運営している。

まず、特許庁公務員を対象にした基本必須教育である新規審査官、中堅審査官、審判訴訟制度及び審判官課程では水準別・段階別に教育対象に合わせて運営している。特許と商標・デザイン審査事例研究(基礎・高級)及び審決・判例研究、PCT課程(基礎・高級)、先行技術調査、外国の知財権制度課程など2015年度は計58課程1,190人に対して教育を実施した。また、技術各分野に対して新技術教育課程を運営して新しく登場する技術とトレンドに対して66課程1,573人を教育し、最高の審査・審判人材としての専門性と実務能力を強化している。

その他に国民を対象にした知的財産教育のため、最新のICT環境を基に人間中心のソーシャルラーニング、オーダーメイド型学習を支援する知的財産スマート教育を通じた知的財産の拡散に力を入れている。また、IP-R&D人材に対する教育を強化して特許情報検索、分析及び実習、IP-R&D方法論の理解と実習などの教育を推進して優秀知財権の創出を支援している。

また、国際知識財産研修院はWIPO及び海外知財権教育機関との協力強化を通じてグローバルIP専門家を養成し、知的財産シェアリング教育を大幅拡大することで途上国の知的財産専門人材育成を支援することで、知的財産先進国として国際的なプレゼン

スを高めている。

2015年度にはWIPO協力課程、KOICA協力課程、途上国オーダーメイド型課程などで14課程計354人の外国人教育を実施した。その他に毎年WIPOと共同で中国、インド、インドネシア、ラオス、モンゴル、フィリピンなどアジア・太平洋地域15カ国の知財権専門家が参加する国際セミナーを開催し、韓・中・日研修機関長会合を開催するなどIP機関の社会的な役割と人的資源の開発と関連する戦略を共有することで、知財権の法・制度や教育に対する相互理解を通じて協力関係を深めている。

2. 実務中心の専門教育課程

国際知識財産研修院 知識財産教育課 行政事務官 チョ・ヨンジク

イ. 推進背景及び概要

国際知識財産研修院は知的財産強国の実現をリードする知的財産専門家の養成を目標に掲げて世界最高水準の高品質審査・審判サービスを提供するため、多様な実務中心の教育課程を運営している。また、審査官の経歴に合わせた水準別の教育と各分野別の事例や討論中心の実務教育及び知財権関連の法律教育課程を運営することで、審査・審判人材の専門性を高めることに重点を置いて教育を行っている。

ロ. 推進内容及び成果

基本必須教育である新規審査官、中堅審査官及び審判官課程を経歴に合わせて水準別・段階別に運営し、各分野別(商標・デザイン、機械金属、化学生命、電気電子、情報通信)に審決・判例の研究分析・討議と審決文作成練習など実務中心の教育と評価及び現場職務教育(OJT)を通じて審査・審判専門人材を養成している。また、審査・審判官の問題解決能力を高めるために事例中心の教育と討論中心の授業を行っている。

その他にも特許、商標、デザインの審査事例研究(基礎・高級)及び審決・判例研究、PCT課程(基礎・高級)、先行技術調査、外国の知財権制度課程など様々な実務中心の教育課程に優秀な審査・審判官を講師として招聘し、審査業務と直結する現場教育を実施している。一方、外部専門家(教授・弁護士・弁理士)を講師として招聘するなど、基礎から高級まで水準別・分野別に問題解決能力及び審査ノウハウの教育を実施することで教育品質を高めるための努力を傾けている。

また、審査・審判官の法律専門性を高めるため、特許法・商標法、デザイン保護法などに対する教授人材プールの拡充、法律教育におけるサイバー教育の全面拡大、教育品質の強化など知的財産関連の法律及び制度に対する専門性を大幅高めた。そして、韓・米FTA締結による法改正事項、国際協定加盟に備えた制度改善など対内外的な環境変化に備えてグローバル知財権に対応できる中心リーダーを養成するために関連専門教育も拡大した。

国政課題・公職倫理教育などの定例化を通じて公職価値の基本素養を増進するとともに、庁内職員に対する職務能力及び特別教育課程を運営して職務に対する実務能力を高めている。審査・審判経歴、審査等級制などを考慮して経歴の豊富な職員に対する専門課程を新設し、教育内容や水準など難易度を変えて教育課程を編成・運営しているが、これは審査・審判官の実務能力を高めることで高品質の審査・審判サービスを実現することを目的としている。

<表Ⅱ-1-34>教育訓練状況(2015年教育実績)

(単位：日、人)

課程名	教育 日数	修了 者数
新規公務員向け職務教育(01.19～01.23)	5	38
新規審査官(01.26～02.17)	17	54
PCT審査(基礎)(02.23～02.24)	2	15
文書作成能力の向上(02.25～02.27)	3	12
特許法(争点と事例)(03.23～03.05)	3	56

CPC分類審査(03.09～03.10)	2	44
デザイン保護法(争点と事例)(03.11～03.13)	3	34
商標法(争点と事例)(03.16～03.18)	3	21
新知的財産権(03.19～03.20)	2	10
民法の理解(03.23～03.27)	5	10
民事訴訟法(争点と事例)(03.30～04.01)	3	12
明細書及び請求範囲の解釈(04.02～04.03)	2	21
中堅審査官(04.06～04.14)	7	64
外国の知財権制度(04.15～04.17)	3	12
不正競争防止及び営業秘密保護の理解(04.20～04.22)	3	12
知財権実務者(04.22～04.24)	3	12
著作権法の理解(05.06～05.08)	3	15
審査事例研究(基礎)(05.11～05.13)	3	24
知財権専門教授の養成(05.14～05.15)	2	12
方式担当者の能力強化(05.26～05.29)	4	15
民事訴訟法(イシュー及び争点討論)(06.01～06.02)	2	13
先行技術検索(06.03～06.05)	3	34
特許法(イシュー及び争点討論)(06.08～06.09)	2	77
商標法(イシュー及び争点討論)(06.08～06.09)	2	16
デザイン保護法(イシュー及び争点討論)(06.10～06.11)	2	34
審決判例研究課程(06.15～06.16)	2	28
知財権技術事業化課程(06.17～06.18)	2	18
(特別)PCT業務能力の強化(06.23～06.24)	1	192
(特別)第1期特許ネットを通じた審査審判業務手続きの理解(06.29～06.30)	2	46
審判訴訟制度(07.01～07.09)	7	58
正しい公文書の作成(07.13～07.14)	2	18

パワーポイント(07.13～07.15)	3	33
動画の製作と活用(07.15～07.17)	3	17
エクセル(07.20～07.22)	3	12
デザイン保護法(理論)(08.03～08.07)	5	50
PCT審査(高級)(08.10～08.11)	2	21
特許法(理論)(09.14～09.18)	5	62
商標法(理論)(09.14～09.18)	5	48
(特別)STN検索課程(09.16～09.17)	2	43
勤労基準法(10.07～10.08)	2	12
(特別)6級審査官経歴競争採用関連の基本教育(10.12～10.16)	5	58
審査事例研究(高級)(10.12～10.14)	3	23
審査指導課程(10.15～10.16)	2	18
民事訴訟法(理論)(10.19～10.23)	5	22
(特別)第2期特許ネットを通じた審査審判業務手続きの理解(10.22～10.23)	2	26
広報企画能力向上課程(10.26～10.27)	2	9
審判官課程(09.01～09.09)	7	43
特許民法(11.03～11.05)	3	33
デジタルカメラとフォトショップの活用(11.12～11.13)	2	33
第45期新規審査官課程(11.02～11.27)	20	106
第3期ソーシャルネットワーク課程(12.01～12.02)	2	11
第8期知財権専門教授養成課程(12.07～12.08)	2	12
第9期新知的財産権(12.10～12.11)	2	16
第3期ハンゲル課程(12.14～12.16)	3	24
計	195	1,759

ハ. 評価及び発展方向

審査官に対する水準別教育と各分野別事例と討論中心の実務教育、そして知財権関連法律教育を通じて法律専門性を高めるための様々な教育課程は審査・審判人材の専門性と実務能力を強化するとともに現業への適用度を高め、審査・審判品質の向上に貢献している。今後審査・審判能力の強化に向けた高級専門課程の新設、サイバー教育の大幅な拡大、新知財権専門教育の強化など審査・審判教育の専門性向上に向けた職務専門教育をさらに発掘し、効果的な教育課程運営を通じて高品質の審査・審判サービスを提供する上で重要な役割を果たせるよう持続的に努力していく計画である。

3. WIPO及び海外知財権教育機関との協力強化

国際知識財産研修院 国際教育課 行政事務官 パク・ゾンソク

イ. 推進背景及び概要

知的財産が新しい価値を創出して国家を豊かにする知識基盤経済社会において知的財産専門人材の養成が何よりも重要である。知識基盤社会をリードする創意的な人材、知財権専門家に対するニーズが量・質ともに持続的に増えつつあり、政府、企業、学界など全分野にわたって知的財産専門家が必要であるという認識が社会からもコンセンサスを得ている。

国際知識財産研修院は1987年開院して以来知的財産専門家を養成するため、多様な取り組みを持続的に推進し、知識基盤社会をリードする人材養成において中心的な役割を果たしている。特に、WIPO及び海外知財権教育機関との協力強化を通じてグローバルIP専門家を養成し、途上国の知的財産専門人材育成を支援するための知的財産シェアリング教育を大幅拡大することで知的財産先進国として国際的なプレゼンスを高めている。

このような努力に対する国際社会からの高い評価に基づいて、2006年世界で初めて

WIPO公式知財権教育機関として指定され、それ以来毎年開催されるWIPOアジア・太平洋地域セミナー、WIPOとの共同教育プログラム、KOICA(Korea International Cooperation Agency)協力招待研修プログラムなどを通じて、韓国の進んでいる知財権分野に対する経験とノウハウを伝授し、発展途上国の知財権発展に協力している。また、「韓・中・日研修機関長会合」、「韓・中及び韓・日共同セミナー」などを開催して知財権教育発展に向けた協力を強化するとともに、中国知的財産権培训中心(CIPTC, China Intellectual Property Training Center)、日本工業所有権情報研修院(INPIT, National Center for Industrial Property Information and Training)とMOUを締結し、教育プログラムの開発、テキスト及び講師の相互交換、共同セミナーの開催などを通じて知財権教育能力を強化している。

ロ. 推進内容及び成果

2015年に国際知識財産研修院はWIPOと共同でインドネシア、フィリピン、コロンビアなど世界各国の審査官を対象に特許法・商標法専門教育課程を運営し、KOICAと共同で途上国の教育政策担当公務員を対象にした創意発明教育課程とアゼルバイジャン特許庁公務員を対象に知的財産教育課程を運営するなど計14回、354人を対象に国際セミナー及び外国人教育課程を運営した。これで1987年設立以後現在まで計2,944人の外国人教育生を輩出し、知財権教育の拠点機関としての役割を果たしている。

また、世界各国の大学生が参加したWIPO Summer School課程を通じてアジアを始め、様々な地域の大学生が韓国の特許審査制度などを学び、韓国の文化や産業発展様子を経験する機会を提供した。

その他にもWIPOと共同で各国の知財権専門家が参加するセミナーを開催している。2015年11月23日から26日までマレーシア、ミャンマー、シンガポールなどア・太地域12カ国の知的財産権政策担当者及び関係者22人、WIPO関係者、国内参加者が参加した中で「プロジェクト基盤のアプローチ法及び成果志向型管理を通じた知的財産開発計画の効果的な実行」をテーマにしたセミナーを開催した。このセミナーを通じて各国の知的財産戦略と優秀事例を発表し、2016年から2025年までのASEAN IP戦略計画の効

果的な実行に向けて踏み込んだ討論を展開する機会を設けた。同セミナーは1988年から毎年開催されているイベントで、IPと公共政策との戦略的な連携、国家IP戦略の樹立などIP専門家らが途上国に対する国家知的財産戦略の樹立と関する有用な情報を提供した。

一方、国際知識財産研修院は主要国知的財産教育機関との協力を拡大している。2015年6月中国で開催された第6回韓・中・日研修機関長会合を通じて3国共同セミナーの開催、TRIPOネットのオンライン情報プラットフォームのアップデート、韓中日研修機関の教育訓練日程の情報共有に合意することで、2010年から開催された研修機関長会合が3国間の知財権法・制度と教育に対する相互理解及び協力の場として発展していけるように関係を深めた。同時に、2015年6月3日北京で関係企業、企業、弁理士など100人余りが出席した中で「知的財産権紛争事例」をテーマに韓・中・日知的財産権共同セミナーを開催し、韓・中・日3国の知的財産権保護戦略及びノウハウを共有する時間を設けた。

また、6月4日に韓・中業務協力会議を開催し、相互進出企業向け教育の実施、ストーリーリングコンテンツの製作協議、韓国研修院講師の中国湖北省審査中心への派遣など多様な議論を展開し、11月17日にソウルで開催した韓・日業務協力会議ではEラーニングコンテンツ協力、民間分野IP教育協力、両国研修院間の相互講師派遣に対して議論し、「韓・日両国の営業秘密保護動向及び戦略」をテーマにした韓日共同セミナーを開催した。

国際知識財産研修院の対外協力分野においても一つ注目すべき点は外国政府の要請による委託教育課程の開設である。国際知識財産研修院は2015年にサウジアラビア特許庁から要請を受け、サウジアラビア特許庁の特許及び商標審査官12人を対象に韓国知的財産権の現状及び国際動向、審査ガイドライン及び特許・商標検索及び実体審査などの教育を実施した。また、ジンバブウェ・ARIP0審査官など13人を対象に韓国の知財権現状、特許行政システムなどに関する教育を実施した。また、ベトナム特許庁(10月)と中国湖北省審査中心センター(12月)に研修院の講師を派遣する講師派遣教育も初めて実施した。

<図Ⅱ-1-6> 2015年知的財産教育分野における国際協力



ハ. 評価及び発展方向

IP5特許庁体系構築の主役である韓国特許庁は国際的に知財権分野の先進国としてその能力が認められている。しかし、これはそれだけの国際的な責任や義務も果たさなければならないということの意味する。

2015年知的財産教育分野における国際協力の成果を基に、国際知識財産研修院は今後知財権先進国として知的財産シェアリング教育の拡大を通じて国際社会への援助に参加し、国のプレゼンスを高めるとともに、世界最高の知的財産人材養成機関を目指して持続的に努力を傾けていく計画である。WIPO、KOICAとの共同研修課程を拡大し、APEC、ASEANなど国際機関の基金事業も積極的に誘致していく計画である。また、途上国オーダーメイド型教育課程を拡大・強化して途上国の費用削減のための「講師派遣型課程」及び高位政策公務員など水準別・分野別専門教育課程、重点戦略途上国教育課程の運営など、様々な観点のアプローチを通じて教育成果を高めていく予定である。同時に、隔年で開催されている世界IP教育機関長シンポジウムへの持続的な参加など、全世界IP教育機関との協力関係を強化して国際知識財産研修院が世界最高水準のIP教育機関として跳躍できるよう最善の努力を尽くしていく計画である。

<表Ⅱ-1-35> 2015年国際セミナー及び外国人向け教育の運営状況

区分	教育課程	期間	参加国	訓練人数
WIPO協	WIPO特許法・特許審査課程	03.03～03.12	16	22

力課程	WIPO特許審査官課程(OJT課程)	03.16～03.27	1	2
	WIPO商標法・商標審査課程	05.20～05.27	12	14
	途上国公務員IP政策ワークショップ	06.09～06.11	15	16
	WIPO IP Summer School	07.13～07.24	8	19
	WIPOア・太地域セミナー	11.23～11.26	12	22
KOICA協力課程	KOICAアゼルバイジャン知的財産制度課程	04.16～05.01	1	13
	KOICA創意発明教育課程	06.18～07.08	6	11
	KOICA知的財産制度課程	08.27～09.16	6	9
オーダーメイド型教育課程	サウジアラビア特許審査官課程	04.06～04.10	1	7
	ARIPOジンバブエ特許庁知財権課程	05.10～05.27	4	13
	サウジアラビアデザイン審査官課程	10.19～10.23	1	5
	ベトナム講師派遣課程	10.20～10.21	1	37
	中国湖北省審査協力センター講師派遣課程	12.01～12.02	1	164
合計	14課程			354人

第2章 需要者中心の知的財産権制度の構築・運営

第1節 特許・実用新案分野

1. 概観

特許審査企画局 特許審査制度課 工業事務官 ユン・キウン

国際的に知的財産権が経済成長の核心要素として認識されることから、各国は国際舞台において自国特許の競争優位を確保し、保護を強化するため、需要者中心制度の構築に取り組んでいる。そこで特許庁も創造経済の基盤を強化し、創意的なアイデアの保護を強化するため、法令と審査基準を整備するなど多角的な特許・実用新案制度の改善を推進している。

まず、不良特許を予防するための特許検証を強化し、早急に権利を確定することで正当な権利者の保護を強化するため、特許取消申請制度の導入、職権再審査制度の導入、審査請求期間の短縮及び特許権移転制度の導入などを骨子とする特許法及び実用新案法の改正を推進し、2017年3月1日から施行する予定である。

また、単純なミスなどで公知例外主張ができず、創意的なアイデアが特許受けられない問題を改善するため、公知例外主張補完制度を導入し、出願人が市場環境の変化に能動的に対応できるよう、分割出願可能期間を拡大することを骨子とする特許法改正を推進し、2015年7月29日から施行した。

一方、非正常的な手数料変換制度を正常化するため、特許出願の後、審査が着手する前に出願を取り下げまたは放棄する場合、納付した審査請求料全額を払い戻す特許法改正を推進し、2015年5月18日に公布及び施行した。

併せて、特許・実用新案の審査基準は2回の改正によって製法限定物の発明の特許性判断方法が他国と調和させ、国民認識及び社会的観念に符合する性補助具関連の公序良俗判断基準を構築することで、審査過程において発生し得る様々な疑問に対する

判断基準を具体化・明確化した。

2. 創造経済の基盤強化に向けた特許法改正の推進

特許審査企画局 特許審査制度課 技術書記官 ヤン・ジェソク

イ. 推進背景及び概要

特許は産業競争力の源となる優秀な技術と商品を生産する技術革新を保護する装置である。特許を知的財産社会の貨幣と呼ぶ理由でもある。そのためには特許検証手続きを強化し、不良特許は早期に解消し、優秀な特許は十分保護されるよう、制度的装置を整える必要がある。

最近特許政策を審査処理期間の短縮から特許品質中心に転換することで、特許無効審判認容率は減少傾向にあるが、まだ主要国に比べると高い水準であり、特許品質に対する懸念が大きくなっている。韓国の審査処理期間が世界で最も速い水準であるが、審査官1人当たり審査処理件数が主要国に比べて多く、審査官業務負担が過剰であり、2015年特許無効審判認容率は45.0%で日本の20.2%(2014年)より2倍くらい高いことが分かる。

このようなニーズによって2014年から約2年間専門家委員会、公聴会など約24回意見収集過程を経て特許法改正案をまとめ、2015年8月10日国会に提出した。特許法改正案は国会産業通商資源委員会の審議を経た後、2016年2月4日国会の本会議を通過し、2016年2月29日最終公布された。改正特許法は公布後1年が経過した日の2017年3月1日から施行される。改正事項が多く、内容が膨大であるため、国民に広く知らせる必要があるためである。

ロ. 推進内容及び成果

まず、不良特許の発生を最小化し、間違っって登録された特許を早期に整理できるよ

う、特許登録前後の特許品質監視を強化するための制度的な方法を講じた。特許庁審査官はもちろん該当分野の技術専門家を含めた特許利害関係者を「審査の場」に引き込み、特許検証手続きに参加させる道を探るための措置である。このような戦略によって特許取消申請制度と審査官職権再審査制度を導入したのである。

特許取消申請制度は特許登録後6カ月内に誰でも先行技術に基づいた取消理由を審判院に提供すれば、審判官が登録特許を再検討し、もし問題があることが確認されれば、特許登録が取り消される。従来の無効審判制度では申請人が審判・訴訟に直接参加しなければならず負担が大きかったが、今後は取消理由を提出さえすれば残りの手続きは特許庁審判院が専担する。これによって複雑で煩わしい無効審判を提起せずとも不良特許を最小費用と最短期間で取り消し、安定した権利を選別提供することで市場での混乱と企業の負担を最小限に抑えられると期待できる。

また、特許登録前の検証手続きも強化する。特許決定後、特許登録前まで重大な瑕疵が発見された場合、審査官が職権で特許決定を取消し、審査が再開できる職権再審査制度がそれである。これは問題のある特許が登録されることを事前に防止するためのもので、これまでは特許決定以後から特許権が発生する前までの段階で特許に問題が生じても再び審査できず、問題のある特許がそのまま「不良特許」につながるケースが存在した。この制度が施行されれば、特許審査品質の信頼度が高まると同時に、出願人は特許登録前まで問題のある内容を正すことができ、特許無効可能性が減ると見られる。

早急な権利確定のため審査請求期間も短縮する。現行法上、特許出願の後に特許審査を受けるためには出願日から5年以内に審査請求をしなければならない。しかし、その期間が長いため、特許出願後の権利未確定期間が長くなり、企業に第3者の特許監視負担があった。出願と同時に審査請求可能な米国とその期間が2年であるヨーロッパ、3年である日本と中国に比べてもその期間が長く、審査請求期間を5年から3年に減らすことで企業の特許監視負担の軽減を図った。

同時に、正当な権利者を保護するための特許権移転請求制度も導入される。正当な

権利者が盗用された特許権を取り戻すため、直接特許権の移転を請求できるようになる。現行の特許法は真の権利者が特許権を取り戻すためには特許無効審判を通じて特許を無権利者の特許を無効にした後、再び別途の特許出願と特許審査を経るよう定められているが、新しい制度を利用すれば、正当な特許権利者は特許権移転請求という民事訴訟を通じて無権利特許権者が保有している特許権を自分に直ぐ変換するよう請求できる。同制度はドイツとフランス、イギリス、日本など主要国で正当な特許権利者を保護するため、既に施行されている制度である。同制度の導入によって頑張っで開発した技術やアイデアが盗まれたスタートアップ企業などが迅速かつ簡単に特許権を取り戻すことができると見られる。

審査官の職権補正範囲も拡大する。出願人の些細な記載不備によって特許手続きが遅れたり、拒絶されるケースを防止するためのものである。現在は拒絶理由ではなく、明らかに間違った記載に対してのみ審査官が職権で補正し、特許決定を下してきた。特に、最後の補正段階において明らかに間違っで記載された内容であっても、拒絶理由がミスと判定されれば、該当補正は却下され、結局特許が拒絶されざるを得なかつた。改正の特許法は些細な誤脱字の他に拒絶理由事項や明らかに間違っで記載された内容であっても審査官が職権で補正できる。

その他に訴訟手続きに必要な場合、当事者が特許取消決定または審決が確定するまで訴訟手続きの中止を申し込める制度も導入される。侵害訴訟などにおいて審判結果が活用できるよう、当事者の申請によって特許審決が確定するまで訴訟手続きが中止できるようになる。これまでは裁判所だけが職権で訴訟手続きが中止可能であつた。

＜表Ⅱ－2－1＞不良特許の予防及び正当な権利者保護に向けた特許法改正の主要内容(2017.3.1.施行)

区分	改正内容
特許取消申請制度	誰でも特許登録公告後6ヵ月まで登録された特許権が新規性、進歩性、先出願などに反する場合、特許審判院に特許取消申請
審査官職権再審査制	特許決定後も設定登録前まで重大な瑕疵発見の時、職権で特許

度	決定を取り消して再び審査
審査請求期間の短縮	早急な権利確定のために審査請求期間を特許出願後5年から3年に短縮
特許権移転請求制度の導入	正当な権利者が無権利者特許権の移転を裁判所に直接請求できる制度を設ける
職権補正範囲の拡大	些細な誤脱字の他に拒絶理由事項や明らかに間違っている記載された内容であっても審査官が職権で補正
訴訟当事者の手続き中止申請	無効・訂正審判確定時まで侵害訴訟手続き中止が申請可能
外国審査結果の提出命令制度	第1国出願を基礎とする条約優先権主張出願の特許審査の際、審査官が第1国の審査引用技術文献を提出するよう命ずる制度
国内優先権主張先出願書類閲覧の改善	国内優先権主張出願が出願公開されたり、設定登録されれば、基礎出願である先出願全体内容に対して書類閲覧を許容
法人解散時の特許権消滅規定の整備	法人の清算終結登記日まで特許権の移転登録がなければ、法人の特許権消滅
無効審判の訂正請求取下げ時期の調整	無効審判対象の早期確定のため、訂正請求取下げは訂正請求可能期間、その期間満了日より1ヵ月までの期間または補正可能期間にのみ取り下げられるように改善
手続き後の補完期間の延長	拒絶決定不服審判などに対する後の補完期間を現行の14日から2ヵ月に延長

一方、不良特許の予防及び正当な権利者保護に向けた特許法改正の推進とは別に、創意的なアイデアの保護強化のため、公知例外主張可能時期及び分割出願可能時期の延長も2015年7月29日から施行した。公知例外主張可能時期の延長のため、従来の「出願時」のみならず、明細書補正可能期間及び設定登録期間にも補完して追加で主張できるよう、公知例外主張補完制度を導入した。また、出願人が市場の技術トレンドに能動的に対応できるよう、特許決定以後も設定登録期間まで分割出願できるように分割出願可能時期も延長した。

同時に、国民の目線から見て不合理と感じる審査請求料の返還制度を合理的に改善するため、出願後1カ月以前のみならず、実際審査に着手する前まで出願が取下・放棄された場合にも審査請求料を払い戻す制度で、2015年5月18日から施行している。施行以来2015年末まで計1,400件余りの特許出願及び実用新案登録出願が同制度の恩恵を受けた。

また、特許権を自ら放棄した場合はその翌年からの特許料を払い戻す制度も2016年6月30日から施行される見込みである。特許料返還規定の合理化と国民利便性の向上を図った措置である。

＜表Ⅱ－2－2＞その他2015年から施行、もしくは2016年施行予定の改正特許法の主な内容

区分	改正内容	施行日
公知例外主張期間延長	公知例外主張可能時期を従来の「出願時」の看做らず、明細書補正可能期間及び設定登録期間にも補完して追加できるように拡大	2015. 7. 29. 施行
分割出願可能期間延長	特許決定以後も設定登録期間まで分割出願ができるように分割出願可能期間を延長	2015. 7. 29. 施行
審査請求料返還制度	実際審査に着手する前まで出願が取下、放棄された場合、審査請求料を払い戻す	2015. 5. 18. 施行
特許料返還制度	特許権を放棄した場合、既に納付した特許料の中でその翌年からの特許料を払い戻す	2016. 6. 30. 施行

ハ. 評価及び発展方向

2015年には創意的なアイデアの保護を強化するための公知例外主張補完制度及び分割出願可能時期の拡大と審査請求料返還制度などの改正特許法が施行された。

また、2015年から不良特許の予防及び正当な権利者保護に向けた特許法改正を本格的に推進し、ついに2016年2月29日に改正特許法が公布され、2017年3月1日から施行される予定である。

一方これとは別に、2015年下半期から企業負担を減らすための特許無効制度の改善も慎重に検討している。特許無効審判及び訴訟手続きの構造的な特徴によって特許紛争が長期化する恐れがあり、企業の負担が重くなるという指摘があったためである。現在は特許無効審判終了後も特許裁判所段階における新しい証拠の提出が自由であるため、紛争が審判段階で整理がつかず訴訟につながって紛争が長期化する傾向にあった。また、特許審判院に全ての証拠が提出されないため、特許審判院の判断が裁判所で覆され易く、予測可能性が落ちるために不服訴訟の提起率も高い状況である。更に新しく提出された証拠に対して特許裁判所の1回の判断だけで無効になった場合、最高裁判所への上告率も高くなり、紛争解決がより長引いてしまう問題もあった。

一方、裁判所段階で新しい無効証拠の提出が許されることで、防御権の見地から特許権者が特許の内容を変える訂正審判も自由に許されている。しかし、これによって無効事件が最終段階に入っても、訂正審判によって争いの対象を変えるとそれまでの無効判断が無効になり、手続きの繰り返しによって紛争が長期化すると同時に企業の負担も増えている状況である。

外国の事例を見ると、米国、日本、中国などは審判段階において全ての無効証拠の提出と特許の訂正を行い、裁判所は審判院の技術的な判断を反映して判決を下すことで紛争を速やかに解決して費用を減らし、企業負担を減らしている。また、全ての無効証拠に対して審判院と裁判所から判断してもらえる主要国とは違って、韓国は新しい証拠に対して裁判所段階で一回の判断しか受けることができず、特許権者にとって不利な制度という指摘もある。因みに、米国の場合は無効審判制度(IPR)の導入によって訴訟より費用と期間が大きく減少し、企業から歓迎されていると言われる。

したがって、韓国も全ての無効証拠を審判段階から提出させ、特許審判院と裁判所で2回の判断を受けることで、特許争訟の信頼度を高める一方、裁判所段階での訂正

審判を制限することで、紛争を速やかに解決できる制度改善を本格的に検討する必要がある。但し、同時項は綿密な公論化過程と司法部との緊密な協議が求められる課題である。今後企業の負担を減らすための特許無効制度改善策に対して多様な意見と社会的なコンセンサスが形成されることを期待している。

3. 特許・実用新案審査基準改正の推進

特許審査企画局 特許審査制度課 技術書記官 カン・ウォンギル

イ. 推進背景

審査結果が国際的に相互交換・活用される審査業務の国際協力時代を迎え、世界的に認められる品質の高い審査を行うために、優秀な審査人材及び審査支援インフラの拡充に加え、具体的で明確な審査基準の構築が必須である。

このような状況下で韓国の審査基準をグローバル水準にアップグレードするため、2009年には特許要件部分の審査基準を改正し、2011年1月には明細書記載要件、発明の単一性、新規事項の追加など特許審査全般にわたる審査基準を改正した。

また、2011年7月には改正した特許法・実用新案法を反映して明細書の背景技術の記載に関する審査基準を新設し、その他の優先審査及び審査手続きに関する審査基準を補完した。

一方、2011年12月2日に韓-米FTA履行に向けた改正特許法が公布されたことで、2012年3月に特許分野の韓-米FTA履行に向けた細部運営基準を設ける一方、微生物寄託、請求項の記載方法、分割出願可能期間などに対しても明確な基準を設けた。

2013年7月には改正された特許法・実用新案法を反映し、職権補正対象を拡大するとともに単純な補正欠落に対して同一拒絶理由を再通知することで出願人の手続き上の機会を十分保障できるように審査基準の改正が行われた。

2014年7月には審査指針としてのみ運営していた特許・実用新案審査基準に対する法的地位を明確にするため、例規として上向・制定し、技術分野別審査基準を特許・実用新案審査基準に統合させることで、局・課に分散していた技術分野別審査基準の管理体系を一元化した。そして、ポジティブ審査基準を構築し、国民と疎通するポジティブ審査制度が円滑な施行を図った。

一方、2014年12月には外国語出願制度の導入及び出願日認定要件の緩和を骨子とする改正特許法の施行に合わせ、該当制度の細部運営基準を整えた。

ロ．推進内容及び成果

2015年1月最高裁判所の全員合議体判決で製法限定物の発明の特許性判断時の請求範囲解釈方法が変更されたことを受け、2015年4月に製法限定物の発明の記載不備判断基準を変更し、物を製造方法で限定して請求できることを明確にした。また、新規性と進歩性判断時の請求範囲解釈基準を変更することで、製造方法で物を記載する特別な事情があるかどうかに関係なく、製造方法によって特定される構造や性質などを持つ物として新規性と進歩性を判断するようにしたが、このような判断基準は米国及びヨーロッパの判断基準に類似するものである。

また、補正後の審査処理に対する審査基準を改正し、拒絶理由が通知された記載不備が補正の後他の請求項から発生した場合は拒絶決定せず補正の機会を再び与えることを明確にした。併せて、拒絶理由を通知しない請求項が補正された場合、新規性、進歩性関連の拒絶理由通知の種類(最初、最後)を明確にした。

一方、2015年9月には改正特許法・実用新案法を反映して公知例外主張の補完及び分割出願可能時期の追加による細部審査基準を設けた。

また、特許庁及び所管専門機関職員の出願を厳しく管理するための審査基準を設け、審査前置審査時の原決定維持の条件を拒絶決定の理由として明確にし、多重分割出願

の父出願と孫出願間の客体的要件も明確にした。

同時に、公序良俗違反の判断基準を変更し、性補助具に対する不特許基準を緩和し、濫用の可能性だけで不特許対象にならないようにした。

ハ. 評価及び発展方向

2015年2回にわたる特許・実用新案審査基準の改正で、製法限定物の発明の特許性判断方法が他国と調和を成し、国民認識及び社会的な観念に合致する性補助具関連の公序良俗判断基準を整えた。

また、審査過程において発生し得る様々な疑問に対する判断基準を具体化・明確化することで特許品質の向上に貢献した。

韓国の特許審査パラダイムが審査品質中心に変わったことで、企業など特許顧客の優秀な発明が強い特許として創出できる審査環境を整えつつあり、それに歩調を合わせて特許・実用新案審査基準も先進国レベルに引き上げ、知的財産制度の世界化に備えられるようになった。

今後も韓国の審査結果が外国でも認められるよう、特許・実用新案審査基準の一貫性を確保し、外部信頼度を高める一方、特許・実用新案の審査基準をグローバル水準に改善・補完する作業を持続的に展開していく予定である。

第2節 商標・デザイン分野

1. 商標法及び商標審査基準の改正推進

商標デザイン審査局 商標審査政策課 行政事務官 イ・ヒョンウオン
 商標審査政策課 行政事務官 ペク・インヒョン

イ. 推進背景及び概要

商標法は1949年に制定されて以来、単発性の制度改正ニーズによる頻繁な部分改正によって枝条項が過剰に増え、特定位置に集中配置されたことで法律の複雑性が増し、論理的な一貫性の欠如によって国民の商標法に対する理解度が低下した。一方、登録主義という制度を悪用して不使用保存商標を増加させ、正当な権原のない者が商標を先取りして不当な権利行使をするなど商標権乱用行為が増加したため、それを補完する必要性があった。

そこで法律体系の整合性を高め、登録主義原則の下で使用主義要素を補完し、商標制度の悪用を防止するとともに、不合理な慣行を除去して出願人の利便性を向上させ、不必要な規制を緩和することで、公正かつ合理的な制度を構築するために取り組んできた。その結果、商標法全部改正案が産業通商委員会と法制司法委員会を2015年中に通過し、2016年2月4日に国会本会議の議決を経て、商標法施行令、商標法施行規則など関連下位規定を整備した後、2016年9月1日に施行予定である。

ロ. 商標法全部改正の推進内容

1) 商標の定義概念などの整備

概念上重複して拡張可能性のない説明を削除し、標章の類型を例示的に列挙することで商標権の保護範囲の拡大を図り、サービス標を商標に一元化した。これは商標の定義が簡潔でなく、商標として機能する全てが商標として登録できるにもかかわらず、

それを限定的・列挙的に定義したものと誤解する余地があり、商標とサービス標を区別して法体系が複雑であったため、それを解消するためである。

2) 商標不登録事由該当性の判断時点の変更

商法不登録事由に該当するかどうかを商標登録出願の時に判断すると、瑕疵があったり、既に消滅した事由などによって商標登録が受けられない不合理な結果を招き、出願人は関連事由が消滅したとしても再び出願しなければならないなど、時間と費用の不経済が発生する懸念がある。それを考慮して、悪意的な模倣商標に関する規定を除けば、商標登録可否決定の時に不登録事由の該当性が判断できるように変更した。

3) 不使用取消審判制度の合理的な補完

不使用保存商標の累積によって出願人の商標選択範囲が狭く、商標検索範囲増加の負担が発生し、取消審判請求時の利害関係有無に対する争いとそれに対する判断で審理が遅れるケースが度々発生した。そこで、不使用取消審判の請求人適格を「誰でも」に拡大し、不使用取消審決が確定すれば、「その審判請求日に遡及」して権利が消滅することに制度を改善した。

4) その他改正事項

その他にも出願人の錯誤などによる誤記載が明白である場合、審査官が職権で出願を補正できるようにし、商標権消滅後1年間出願禁止規定の削除、商品分類転換登録関連条項の削除、指定商品別権利範囲確認審判請求制度の改善、解り易い法令作り勧告案の反映など、出願人の便宜を図るとともに法律整合性を高めるための改正案を設けた。

ハ. 商標審査基準の改正

商標法施行令及び施行規則の改正事項を反映し、その他不備点を補完する商標審査

基準の主要改正内容は以下のとおりである。

第一、弁理士法第21条の弁理士でない者は特許庁に対する代理業務ができないという内容を反映し、法定代理人を除いて弁理士でない者は特許庁に対する代理業務ができないように規定を改正した。

第二、商標法施行規則の改正事項を反映して色彩が結合した商標に関する規定を削除し、立体商標・ホログラム商標・動作商標・その他視覚的に認識できる商標の商標見本図面または写真提出の数を2枚以上5枚以下にし、動作商標で出願する場合は動作の特徴を表す映像を収録した電子的記録媒体を添付書類として必ず提出するよう義務付けた。

第三、指定商品補正の要旨変更判断基準を変更し、最初出願書指定商品の範囲を拡大変更せず、その範囲内で指定商品を追加する場合は、要旨変更と看做さないことにした。即ち、包括名称をそのままにしておき、包括名称に属する個別商品を追加する場合も要旨変更と看做さないことにした。

第四、使用による識別力認定判断において、権利を譲受する前の使用実績も考慮できるという最高裁判所の判例(2012フ2968)を反映し、出願人が実際使用者から商標に関する権利を譲受した場合は、出願人以外の実際使用者の商標使用実績も考慮して出願商標が使用による識別力を備えているかが判断できるようにした。

第五、立体的な形状に識別力のある記号・文字・図形などが結合している結合商標の場合、全体的に識別力があると看做した最高裁判所の判例(2014フ2306)を反映し、立体的な形状に識別力のある記号・文字・図形などが結合している場合は全体的に識別力があると看做すこととした。

第六、「本人署名事実確認などに関する法律」によれば、本人署名事実確認書を提出する場合、印鑑証明書を提出したものと看做せるため、登録商標が商標権が消滅した日より1年以上使用されなかったことを立証する証明書類の添付物として印鑑証明

書の代わりに本人署名事実確認書も提出できるようにした。

第七、立体商標などの機能性判断関連規定を具体化した。現行の審査基準は識別力のある場合に限り機能性を判断するよう規定するなど、機能性判断に対する規定が不十分であり、機能性判断が難しく実務的にも機能性審査が不十分な状況であった。それを変え、機能性も識別力と同時に判断させるなど機能性判断に対する基準を具体化することで、立体商標などの審査における正確性を図った。

第八、優先審査申請対象を拡大した商標法施行令改正事項を反映し、該当商標登録出願人が他の商標登録出願人から商標法第24条の2第1項に基づいて書面で警告を受けた場合、該当商標登録出願を優先審査請求できるように優先審査申請対象に追加した。

第九、現行の基準によれば1次審査決定以後に情報提供を受けた場合、登録可否決定の際に情報の活用状況を通知するようになっているため、1次審査決定以後に出願公告が行われる場合、情報提供人は出願公告時に情報の活用通知を受けることができず、異議申出の機会を逃してしまう懸念があった。それを補完するため、審査官は該当出願に対して情報提供を受けた場合、出願公告の際に情報提供者に審査結果と情報の活用状況を通知するようにした。また、提供された情報の活用状況に対して登録可否決定時まで通知がなかった場合は、登録可否決定の際に情報提供者に審査結果と情報の活用状況を通知するようにした。

第十、指定期間延長申請制度の他法令との調和を図った。現行の規定は指定期間を毎回1カ月ずつ計2回までのみ延長できるようになっているが、実務的に3回以上延長申請を認める場合も発生しており、「特許料などの徴収規則」では指定期間延長申請料を4カ月超過分まで規定しているため、延長可能期間に対する出願人の混同を招いていた。このような問題を改善するため、指定期間の延長が必要な場合は追加を認めるが、但し指定期間満了日から4カ月を超過しない範囲内で追加延長を認めた。

最後に、地理的標示の登録要件である「地理的環境と商品の特定品質などとの本質的な関連性」を認めた代表的な事例を追加することで審査基準を具体化し、地理的標

示の登録要件である名声が認められる程度を使用による識別力が認められる場合と一致させた。また、書類審査の限界を補完するため、該当地域の地理的環境などに最も詳しい該当地方自治体の役割を強化し、「商品の特徴」などのような登録要件に対して必ず地方自治体の長が確認するようにした。

二. 評価及び発展方向

商標法は知的財産権法制の一つであるが、創作性を保護する法ではなく、商標の混同による需要者及び営業者の不利益と市場競争を保護するための法制といえる。そこで今回の一部改正及び全部改正案では商標権が不正競争行為の手段として使用されないように公正性の確保に重点を置き、不合理な制度を改善して国際的な標準に適合する商標制度を構築することで、韓国企業の営業活動における利便性を高めることに焦点を合わせた。

2. デザイン保護法及びデザイン審査基準の改正推進

商標デザイン審査局 デザイン審査政策課 行政事務官 イム・テワン

イ. 推進背景及び概要

21世紀感性の時代を迎え、グローバル一流企業は革新的なデザイン、創造的なブランドイメージなど差別化されたデザインで企業の競争力を高めている。

そこで特許庁はデザイン団体、企業、学界及び弁理業界など多様な分野における意見と批判を受け入れ、デザイン創作性要件の強化と複数デザイン登録出願の向上を大幅に改善する一方、類似デザイン制度を廃止して関連デザイン制度を導入する内容を骨子とするデザイン保護法全部改正案を設け、2014年7月1日から施行している。

また、2015年度には2014年に改正したデザイン保護法内容のうち出願人の利便性を高める必要があると判断される一部制度の改正を推進し、2016年上半期に施行する予

定である。

ロ. デザイン保護法改正の推進内容

1) デザイン権回復要件の緩和

従来は追加納付期間内に登録料を出さない、もしくは保全期間内に保全せず、実施中のデザイン権が消滅した場合、即ち消滅したデザイン権のうち実施中のデザインだけ実施中であることを証明する書類を添付して権利回復申請が可能であったが、法改正を通じて未実施デザインも権利回復ができるように要件を緩和し、申請料も3倍から2倍に引き下げた。

したがって、出願人が実施中であることを証明する書類を提出しなければならないという不便を取り除き、申請料の軽減によって経済的な負担も減った。

2) 登録料及び審判請求料など手数料返還対象の拡大

デザイン登録の後にデザイン権を放棄した場合、既に納付した登録料の中で放棄した翌年からの登録料該当分を返還、審判請求及び参加申請などを取下げまたは取り消す場合も納付した請求料の全部または一部を払い戻すようにした。

したがって、出願人は不要なデザイン権を放棄して登録料が返還され、審判請求及び参加申請などにおいても不要な審判請求は取下げなどを通じて請求料の返還が可能になり、経済的な面で恩恵を受けることができる。

3) 手続後の補完期間の延長

デザインに関する手続きを踏んだ者が責任を負えない事由で審判及び再審請求期間を守らなかった場合、その事由が消滅した日より14日以内に守れなかった手続きを後で補完できたが、法を改正することで2カ月以内に手続きを後で補完できるようにし

た。

したがって、出願人は自然災害など自分が責任を負えない事由などに関する証明書類の準備に十分な期間が確保できる。

ハ. デザイン審査基準の改正

2015年デザイン分野ではこれまで出願人がデザイン出願の際に不便を訴えていた内容を改善し、国内主要判例、審査官間の協議審査事例などを反映してデザイン審査基準を一部改正した。今回改正されたデザイン審査基準は出願人が提出する書類要件を簡素化することで書類作成の負担を減らし、多様な形態のデザインが保護されるように登録可能性に対する判断基準を具体化することを骨子とする。一方、一般的な製品デザインとは違った方法で創作される画像デザインの特殊性を反映し、一般物品に適用してきた審査基準とは別に画像デザイン審査指針を設けて2016年1月から施行した。

2015年に一部改正されたデザイン審査基準を詳しく見ると以下の通りである。

第一、デザイン出願時に不要な要件を廃止するなど出願人の利便性を改善した。デザインの全体的な形状が把握できれば図面全部を提出する必要なく、一部図面が省略できるようにし、また織物のような平面的な物品の場合、裏面は模様がないものと看做して表面だけ提出しても登録可能にした。

第二、一セットの物品で出願できる対象を拡大した。左右非対称で創作された「パーゴラ」のように左右が分離されても一つの物品として取引されるのが当然である場合や、物品を明確に表現するためにマネキンやハンガーのような補助的な手段を同時に表現する場合、従来は1デザイン1出願違反で登録不可能であったが、今後は認めることにした。

第三、「国旗」などが含まれたデザインの判断基準を整備した。これまで国旗の模様が含まれたデザインは拒絶したが、今後は国旗模様が含まれても一律に拒絶せず国

家の尊厳を害する懸念があるかどうかを合理的に判断して決める。

第四、優先権主張出願のデザイン核心部分判断基準を整備した。条約による優先権主張を伴う出願において図面を補正する場合、最初に出願した国のデザインを参照してデザインの核心部分を変更したかどうかを判断し、最初の出願と同一範囲内にあるデザインと判断されれば認めることにした。

一方、2015年に新しく設けられた画像デザイン審査指針を詳しく見ると以下の通りである。

第一、液晶画面など画像が表示される表示部が特定さえできれば画像デザインとして認められる。

第二、図面提出要件を緩和し、ウェブサイトでボタンをクリックすればメニューが現われるもの(Drop Down)のように典型的な変化を表現する場合は変化過程を省略し、変化前後の状態のみ提出することを認め、中国などのように部分デザイン制度を認めない国家に画像デザインを全体デザインとして出願した後、韓国に優先権主張して出願する場合、全体デザインではなく部分デザインとして図面を修正して提出できるようにした。

第三、創作性及び類似判断基準も具体化し、既に製品デザインとして出ているデザインを単純にそのまま画像デザインに適用した場合、またはテレビに適用された公知画像デザインをタブレットPCに適用するもののように同じ画像デザインを製品だけ変えて出願した場合は、創作性がないと看做すことにした。また、ディスプレイパネルとして出願された画像デザインの場合、実際実施される物品である携帯、冷蔵庫、計器板として出願される画像デザインとも類似判断するようにした。

二. 評価及び発展方向

今回のデザイン保護法の改正でデザイン権の回復申請手続きが簡単になり、回復申

請料の引き下げ、デザイン権放棄の際に登録料の返還、審判請求料の返還などを通じて経済的な負担も減らすことができた。

また、デザイン審査基準の一部改正及び画像デザイン審査指針の整備を通じて、出願人のデザイン出願における利便性が高まり、審査結果に対する予測可能性が高くなるものと期待している。

第3節 審判分野

1. 顧客オーダーメイド型審判制度の施行

特許審判院 審判政策課 技術書記官 カン・ドング

イ. 推進背景及び概要

合理的な審判処理計画の樹立、審判官の自助努力を通じた審判処理目標の超過達成、院長主宰の審決文読会及び審判品質評価委員会の開催を通じた審判品質向上活動、口述審理争点審問書、審決文電子送達制度、動画遠隔口述審理システムの導入を通じた審判制度・システムの改善、審判争点深層研究T/F、審判長会議などを通じた審判便覧(第11版)の改正など多様な努力を通じて2003年14ヵ月水準であった審判処理期間が2010年9.9ヵ月、2012年9.0ヵ月、2013年8.5ヵ月、2014年7.9ヵ月、2015年6.9ヵ月と持続的に短縮された。

一方、2012年1月最高裁判所全員合意体は「侵害訴訟を担当する裁判所も特許無効確定前の進歩性判断を通じて、その侵害可否の判断ができる」と判決(2012.1.19.宣告最高裁判所2010ダ95390判決)したことで、訴訟とともに進行中である無効審判又は権利範囲確認審判の処理が遅延される場合、裁判所が審判結果を待たずに判決できる余地が大きく拡大された状況である。一方、最近当事者系審判事件の場合、審判処理期間が2012年6.8ヵ月、2013年6.3ヵ月、2014年6.5ヵ月、2015年5.9ヵ月と徐々に短縮されてはいるものの、一般民事裁判所の法廷処理期間である5ヵ月よりは依然として高い水準であり、一般民事裁判所に侵害禁止仮処分を申請した場合3~4ヵ月以内に処理される点を踏まえると、画一的な審判処理期間の管理だけでは多様な審判当事者からの要求に応じるには限界があるため、特許審判院は「顧客オーダーメイド型の審判処理制度」を設けて施行している。

ロ. 推進内容及び成果

1) 迅速・優先審判制度の改善

特許審判院は特許紛争を効率的に処理するため、迅速に処理すべき審判事件に対する審判手続きを3トラック(迅速審判、優先審判、一般審判)として設計して管理している。

迅速審判は裁判所で侵害訴訟が係累中の権利範囲確認審判または無効審判事件と両当事者が迅速審判の同意書を提出した事件などを対象にし、優先審判は優先審査した出願に対する拒絶決定不服審判、補正却下決定に対する審判、審決取消訴訟で取り消された審判などを対象とする。

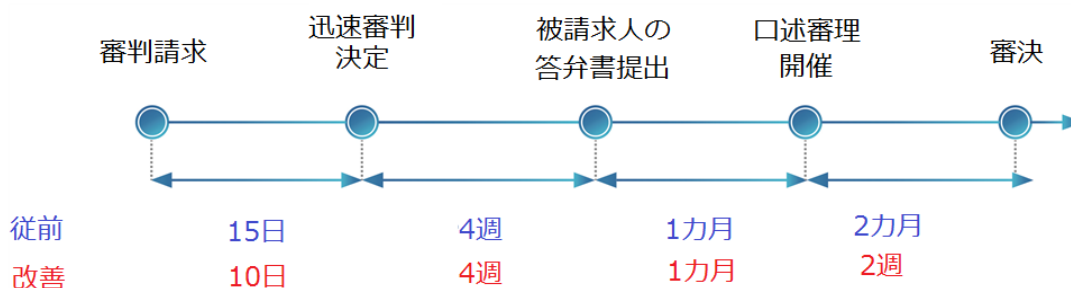
2015年には審判事件と関係する特許紛争を取り扱う裁判所・検察・貿易委員会などで審判結果を適時活用できるよう、2015年11月から迅速審判勸奨処理期間を従来4～5カ月から3カ月に短縮するため、迅速審判標準プロセスを新たに設計した。新しく設計された標準プロセスによれば、審判請求日より10日以内に迅速審判決定を通知し、答弁書提出期間満了日から1カ月内に口述審理を開催し、口述審理開催日から2週内に審決することを目標として定め、書類提出が遅れるなど別途の事情が発生しない限り、審判請求日から3カ月内に当事者が審決文を受け取ることができる。

また、中小企業が紛争長期化によって負担しなければならない時間的・経済的費用を最小化するため、「中小企業創業支援法」または「1人創造企業育成に関する法律」による支援を受けた創業初期の中小企業または1人創造企業が当事者である審判と、大企業と争う中小企業の当事者系審判を迅速審判の対象として追加した。

一方、優先審判の対象にも大きな変化があった。既に拒絶決定不服審判があった出願に対して取消審決後再び請求された拒絶決定不服審判、発明(考案)の名称のみ訂正する訂正審判、薬事法による再審査期間の満了日があまり残っていない審判などを優先審判の対象として追加し、従来は権利範囲確認審判という理由だけで優先審判処理していたものを侵害紛争の事前または予防段階において活用するため、警告状などで疎明した審判にその対象を変更することで速い処理が求められる審判に審判資源を集

中させた。

＜図Ⅱ－2－1＞迅速審判の標準プロセス



＜表Ⅱ－2－3＞2015年迅速・優先・一般審判の審決件数

2015年審決	特許・実用新案	商標・デザイン	合計
迅速審判	142	27	169
優先審判	1,015	440	1,455
合計	1,157	467	1,624

注) 商標・デザインは多類商標・複数デザイン基準

2) 特許権の法的安定性向上に向けた審査・審判制度改善策の樹立・施行

特許審判院は特許無効率を減らすための総合マスタープランを樹立し、2015年4月第13回国家知的財産委員会本会議を通じて議決され、本格的に制度改善事項を推進した。

基本方向は「特許審査は正確に、特許権保護は強く」であり、後で無効になる特許を減らすとともに特許権の法的判定性を高めることである。そのため「①高品質の強い特許の創出、②不良特許の防止及び早期解消、③登録特許権の法的安定性の向上」を重点課題として採択した。

審判と関連しては間違って登録された特許を早期に整理できるよう、登録後6カ月までは誰でも瑕疵のある特許に対して異議を申し出れば審判官合議体が登録維持の可

否を判断する「特許取消申請制度」を導入すること、審決文を作成する際に単純な技術比較方法を止揚して発明全体を比較する方法に改善することで審判官の事後的考察による特許性判断ミスを防止すること、特許事件の正確な技術争点を把握するために口述審理を充実化すること、そして特許事件の合理的な解決及び判断基準の調和のために共同フォーラム・セミナーなど意思疎通を活性化することを細部テーマとした。

2015年には「特許取消申請制度」導入などのための特許法改正を推進し、審判官教育・審判合意の充実化などを通じて審判官の事後的考察を防止するために努力し、司法部との判断基準の調和及び審判・訴訟制度の改善のために「特許争訟シンポジウム」を開催した。

3) 審判手数料返還制度の導入

従来は拒絶決定不服審判請求料は審判請求人が全額負担することになっていたが、拒絶決定不服審判によって審査官の拒絶決定が取り消された場合、審判請求料返還規定が存在せず、審判請求人から苦情が多く寄せられた。そこで、審判請求人の帰責なく審査官の拒絶決定が取消審決された場合、審判請求料の全額を返還するよう特許法、商標法、デザイン保護法の改正を推進した。

その他にも審理終結が通知される前に審判請求/当事者参加申請を取り下げた場合と、審判請求が決定却下されたり当事者参加申請が拒否決定された場合は、手数料に相応する行政サービスを完全に提供したわけではないので、既に納付した手数料の半額を返還するよう特許法、商標法、デザイン保護法の改正を推進した。(改正法は2016年に施行予定)

ハ. 評価及び発展方向

以上のように特許審判院は2015年に迅速審判、優先審判、一般審判の3トラック顧客オーダーメイド型審判処理制度の根幹を維持しつつ、迅速審判及び優先審判の対象を調整し、迅速審判標準プロセスを改善するとともに、特許権の法的安定性を高め、

審判手数料返還のために各種制度を改善した。

これは信頼される審判サービスを提供するために重点的に推進した内容であり、特許審判院は今後も審判事件の当事者・代理人などと随時疎通しながらユーザーグループの声に耳を傾け、制度改善ニーズを把握して審判顧客の立場から改善していく予定である。

2. 韓・中・日の審判分野交流協力基盤の強化

特許審判院 審判政策課 行政事務官 キム・ヨンヒョク

イ. 推進背景及び概要

北東アジア地域がグローバル経済の中心として浮上し、知的財産権分野における協力の必要性に対する認識が高まっている。同時に、全世界において知的財産権紛争の予防と効率的な解決策が講じられている。

特許審判院は中国・日本など韓国企業の進出が活発で、知的財産権紛争が予想される国だけでなく、グローバル経済体制の主要国との審判分野における協力関係を持続的に発展させていくことで、韓国企業が現地における知的財産権紛争の予防及び迅速・正確な紛争解決で保護を受けられる環境作りに取り組んでいる。

審判分野の国際協力はこれまで審査分野に比べて相対的に後れて始まったが、韓・中・日3国が参加した審判専門家会合の開催、審判官交流プログラム及び審判分野比較研究の施行など、様々な取り組みを通じて業務協力に向けた基盤を整えている。

ロ. 推進内容及び成果

2010年韓・日特許庁長官会合にて両国間で審判専門家会合を開催することに合意したことで、2010年から毎年韓・日審判専門家会合を開催している。この会合を通して

韓・日両国は各国の審判制度に対する情報交換とともに相互理解を増進させ、両国審判制度の違いと長・短点を分析することで審判制度を更に発展させるために取り組んでいる。

日本との両国会談の他にも2012年韓・中・日特許長官会合を通じて韓国特許庁は特許紛争の予防及び効率的な紛争解決に向けた3国審判官専門家会合体の新設を提案し、それを受けて2013年8月日本で第1回会合を開催して以来、韓国及び中国でも順次に韓・中・日審判専門家会合を開催することで、3国間審判分野の協力に向けた基盤を構築した。

2013年日本で開かれた第4回韓・日審判専門家会合では、韓・日審査官交流プログラムを実施することに合意し、同年11月に日本の審判官が韓国特許庁を訪問して口述審理の傍聴及び関連案件について討論を行った。2014年11月には韓国特許庁の審判専門家の日本審判院訪問を通じて口述審理の参観、韓・日審判制度の比較・討議などを行った。2015年には韓・中・日審判官交流プログラムを韓国で初めて開催し、3国間専門家会合を通じて韓・中・日審判分野比較研究を持続的に発展させるなど、北東アジアにおける協力に更に拍車をかけている。

また、特許審判院は2012年韓・中特許/商標庁官会合の時に、両国審判院長会合の開催に合意し、2013年3月北京で韓・中特許審判院間の会合を通じてハイレベル会合の定例化、審判官交流、審判情報の交換などを骨子とするMOUを締結し、それを基に2015年4月韓・中審判分野業務計画(Work Plan)に合意するなど、中国との二国間協力の強化に向けて積極的に取り組んでいる。

ハ. 評価及び発展方向

韓・日審判専門家会合及び韓・日審判官交流事業の実施により、韓・日両国審判院の定期的な交流の機会が設けられ、米・日より先に韓・中特許審判院間の審判協力に向けたMOUの締結及び業務計画の合意によって、韓・中間の実質的な協力が可能となった。

特許審判院は今後も韓・中・日審判専門家会合及び審判官交流プログラムなどに積極的に参加し、ユーザーグループ向けの審判制度共同セミナーを開催するなど多様な新規事業を発掘することで3国間協力を強化し、米国、EU及びその他アジア国家とも二国間及び多国間の充実した協力関係を構築していく計画である。

第3編 優秀な知的財産の創出・活用促進

第1章 核心・標準特許の創出支援

第1節 知的財産権観点の政府R&Dの効率化

1. 概観

産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 工業事務官 ポク・サンムン

国家研究開発事業は国家競争力を強化するために国家が主導して集中的に育成するための技術、または民間が開発するには費用負担が大きい技術分野に対して研究する時に推進される。国家予算で運営されるこのような研究開発の予算規模は毎年持続的に増加し、2015年には国家研究開発に投資する予算の規模が約19兆ウォンに達している。

しかし、このような量的な成長にもかかわらず、先進国に比べると質的な技術革新の成果は低い水準であり、研究開発の結果を技術移転・事業化などの経済的成果につなげる知的財産管理システムもまだ不十分な状況である。

最近世界経済が創造経済に転換していくことで、持続的な経済成長を決定する国家競争力の一つとして知的財産権が浮上している。そこで、特許庁は国家研究開発事業の結果として出された新技術が研究開発の企画段階から知財権の獲得につながり、研究開発以後の段階では成果として創出された特許を効率出来に活用するなど、市場でより高い経済性を確保できるよう、特許情報を積極的に活用する方法を模索してきた。

特許情報の活用を通じて国家研究開発事業の効率性を高め、優秀特許を創り出すなど多様な波及効果が期待できるため、持続的な研究開発と特許情報の相互補完体系を構築する必要がある。これを基に源泉・核心特許を創出するとともに技術移転・事業化などにつなげることで高付加価値を創り出す時こそ、知的財産強国としての韓国のプレゼンスが一層高くなる。

2. 政府R&D段階別特許情報の活用支援の拡大

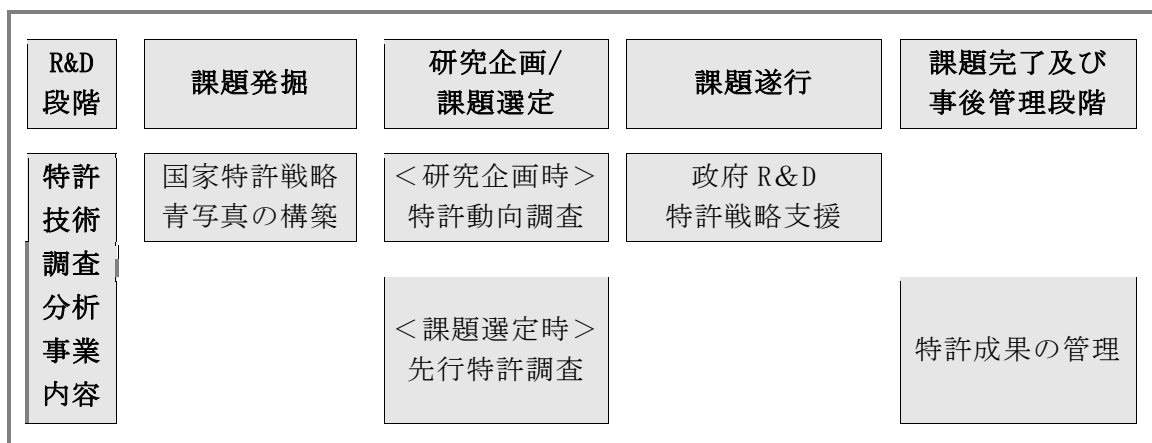
産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 工業事務官 ポク・サンムン

これまで政府は国家研究開発事業の効率性を高めるため、政府R&Dの全周期において特許情報の活用を持続的に支援し、特許情報活用戦略を高度化した。

国家研究開発事業は課題発掘、企画、遂行、成果管理の段階に分かれ、特許庁は特許情報を活用してその過程で核心優秀特許の創出、重複研究開発の防止など政府R&D効率化及び質的水準を高めることを目的としている。

課題発掘段階では国家戦略事業を選定し、核心技術を創り出すための「国家特許戦略青写真の構築」、研究企画段階では特許が先占されていない方向に研究開発を誘導する「政府R&D特許技術動向調査」、課題遂行段階では知的財産観点から研究開発戦略を樹立する「政府R&D特許成果の管理」事業を遂行することで、政府R&D政策の樹立及び事業評価を支援している。

<図Ⅲ-1-1> 国家研究開発の段階別特許情報活用支援状況(2015)



イ. 国家特許戦略青写真の構築

産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 工業事務官 ポク・サンムン

グローバル競争のための国家技術力の向上と創造経済推進の成功のため、未来有望技術を発掘して集中的に投資することが求められており、先進国は既に未来主導権を確保するために政府レベルで中長期計画を立てて国家戦略事業を選定し、革新技術の導出に力を入れている。

知的財産戦争時代に対応するため、知的財産権観点から優秀特許の創出が可能な有望技術を発掘し、技術先取り戦略を樹立する必要がある。政府のR&D投資拡大政策の結果、特許の量的規模は世界水準に達しているものの、質的水準は相対的に不十分な水準である。源泉・核心特許の不足で知的財産貿易収支の赤字は持続的に増加傾向にある。

現在政府R&D事業の研究開発課題を発掘する際に殆ど専門家の主観的評価(peer review)に依存することで、優秀知的財産の獲得可能性が考慮されない非定量的課題発掘の慣行は政府R&D投資の効率性を大きく阻害している。R&D機関の特許情報分析経験及びインフラ不足によって課題発掘段階で特許情報を活用しようとしても取り入れることが容易ではない。そこで課題発掘のための特許情報分析における知的財産専門機関である特許庁の役割を期待している。

そこで特許庁は全世界の特許情報データを分析して未来有望技術を発掘する「国家特許戦略の青写真構築事業」を企画し、2012年から推進している。

2) 推進内容及び成果

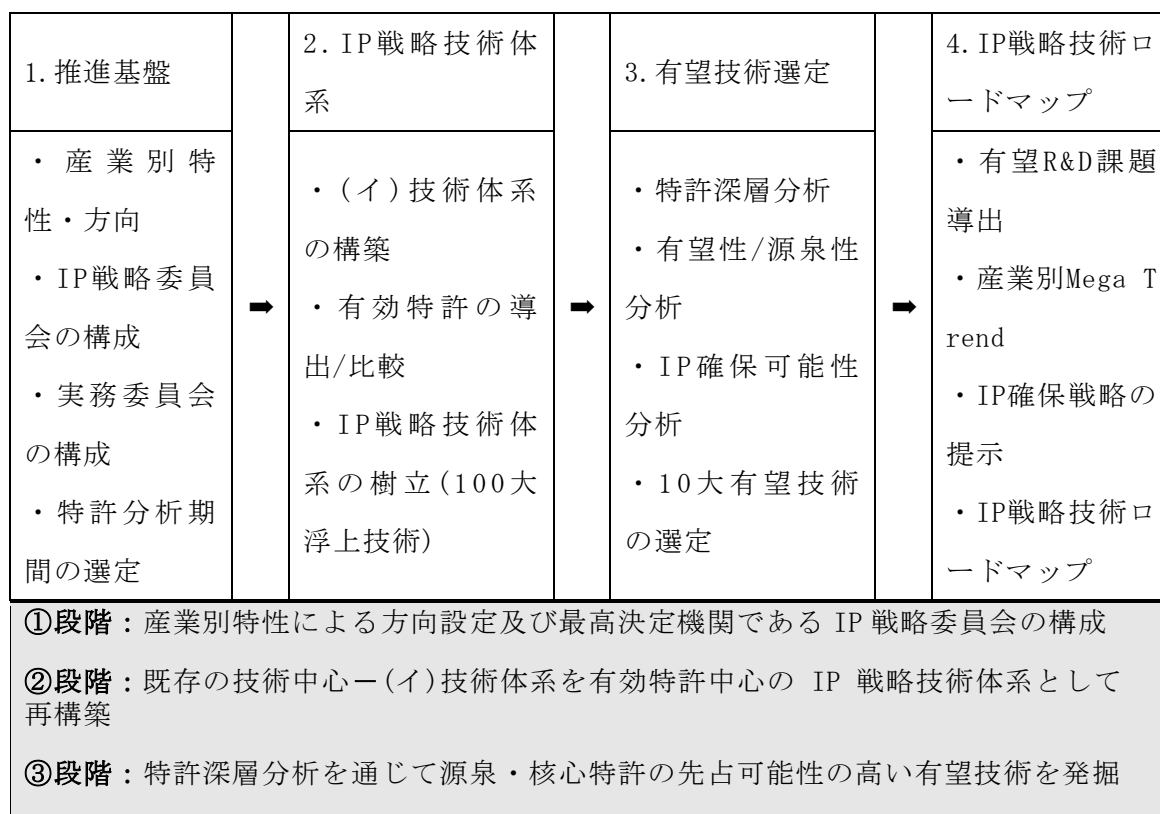
2012年バイオ、モバイル通信、ロボットの3大産業分野を始めに、2013年産業融合、素材、エネルギー、環境、2014年新再生エネルギー、LED/光、農林水産食品、部品、海上航空輸送及び2015年陸上交通、情報通信メディア、半導体、ディスプレイ、電力/原子力、製造基盤分野に対して産業別未来有望技術とその特許先取り戦略を樹立し、企業体及び政府省庁に提示した。

＜表Ⅲ－1－1＞国家特許戦略青写真構築事業の推進対象産業分野

年度	産業分野		備考
2012年	3つ	①モバイル通信、②バイオ産業、 ③ロボット	産業別10大有望技術の発掘
2013年	4つ	④産業融合、⑤素材産業、⑥エネ ルギー資源、⑦環境/気象	産業別10大有望技術の発掘 産業別IP戦略ロードマップの追加
2014年	5つ	⑧再生エネルギー、⑨LED/光、⑩農林水産食品、⑪部品、⑫海上/ 航空輸送	
2015年	6つ	⑬陸上交通、⑭情報通信メディア、⑮半導体、⑯ディスプレイ、⑰電 力/原子力、⑱製造基盤	

国家特許戦略青写真構築事業は以下のように推進基盤、IP戦略技術体系、有望技術選定、IP戦略技術ロードマップという4段階プロセスに沿って推進されている。

＜図Ⅲ－1－2＞国家特許戦略青写真構築4段階の推進プロセス



④段階：有望技術の知的財産権を先取りするための R&D 戦略を含む IP 戦略技術ロードマップを構築

産業分野別に選定された10大有望技術を各省庁に提供し、R&D企画課題として活用した結果、産業通商資源部、未来創造科学部などで活用された。

<表Ⅲ-1-2> 2015年省庁R&D企画課題の活用結果

年度	産業分野	有望技術	特許観点有望R&D課題	関連省庁 R&D 企画課題への反映		
				省庁	青写真連携課題	備考
2015年	ディスプレイ	10	17	産業部	5	Flexible OLED、透明スクリーン技術など企画課題反映
	半導体	10	33	産業部	10	半導体工程及び素子関連技術など企画課題反映
	陸上輸送	11	24	産業部	12	車両用レーダー技術 X By Wire 技術など反映
	電力/原子力	12	24	産業部	12	リアルタイム状況認識/FACTS/HVDC送電技術など反映
	情報通信メディア	7	37	未来部	28	ネットワーク、ソフトウェア、情報セキュリティ分野など反映
	製造基盤	10	20	産業部	6	インモールドコーティング射出金型及び乾式コーティング技術など反映
	小計	60	155		73	2016年企画の際に追加反映予定

3) 評価及び発展方向

2014年事業結果最終報告書を大学・公共研究所及び民間企業に配布(2015. 4、385機関)し、活用度調査(2015. 11)の結果、92.7%が有用に活用したものと調査された。活用分野としては、R&D中長期戦略の樹立、特許技術動向の習得、技術事業化・市場動向の把握、新規R&Dアイテム発掘の順で有用に活用したことが分かった。

2016年には2015年まで構築完了した18大産業分野の技術体系及び約240万件の特許DBを基に国家未来技術青写真データセンターを構築し、特許メガトレンド及び需要者オーダーメイド型分析支援を拡大する計画である。

<図Ⅲ-1-3> 青写真特許データセンターの構築計画



ロ. 政府R&D特許技術動向調査

産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 工業事務官 ポク・サンムン

1) 推進背景及び概要

特許庁は国家研究開発事業の結果として生み出された新技術が研究開発の企画段階から知財権の獲得につながり、市場でより高い経済性を確保することができるよう、特許情報を積極的に活用する方法を模索してきた。

特許庁は第16回国家科学委員会に「国家研究開発事業の効率化のための特許情報活用拡散計画」（2004年12月）を報告し、その後続措置として2005年から特許技術動向調査事業を試験的に実施した後、各省庁の国家研究開発事業の企画及び課題選定過程において特許動向調査及び先行特許調査を支援した。

特許動向調査は未来創造科学部、産業資源部など研究開発遂行省庁が中長期、大型研究開発事業を展開する際に研究企画段階で開発中の技術と関連する特許動向及び特許確保可能性を分析・提供することで特許が先取られていない方向に研究開発を誘導することを目的としている。そして、先行特許調査は課題選定過程において課題内容と関連して同一・類似する特許の存在有無を調査・提供して重複投資を防止することを目的としている。

現在政府R&D課題企画の際、特許同呼応調査と課題選定の際に先行特許調査は大統領令である「国家研究開発事業の管理などに関する規定」第4条第2項、第7条第3項第11号及び第16条第5項にその内容が規定されている。

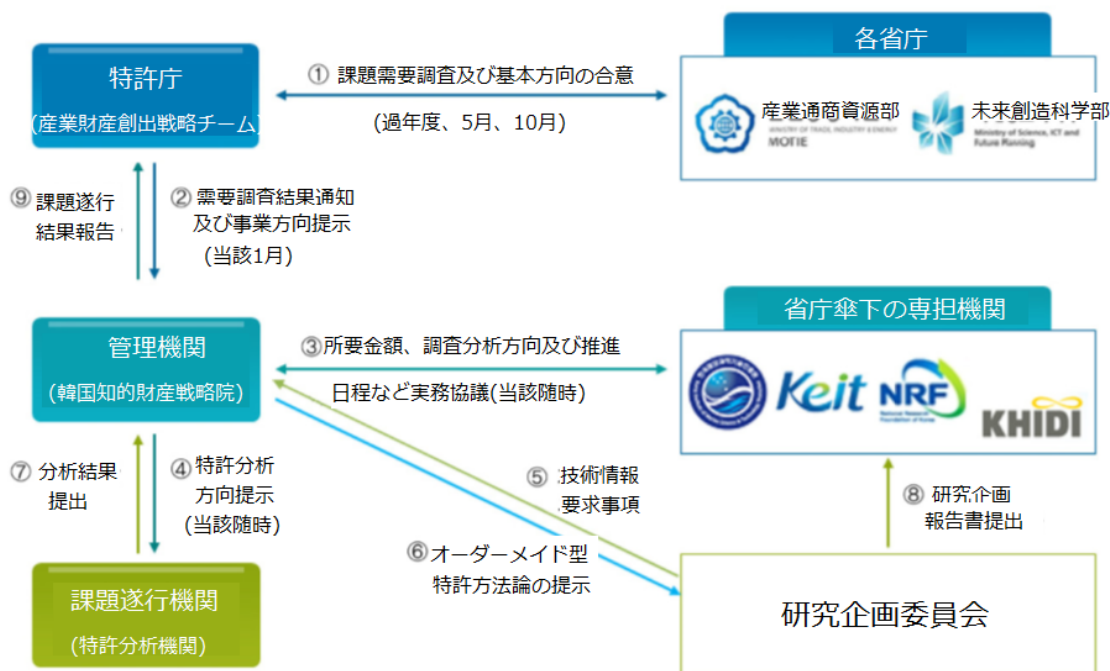
2) 推進内容及び成果

イ) 国家研究開発事業の研究企画/中間企画時の特許動向調査

特許庁は国家研究開発省庁との協議の下で特許動向調査を支援する事業及び課題を確定した後、特許動向調査の結果物を該当機関に提供する。各省庁では提供された特許動向調査の結果物を研究企画段階に反映して研究の方向を設定・変更するなど特許情報を積極的に活用して競争力のある研究課題を引き出す。

2013年には703課題、2014年723課題、2015年16省庁751課題に対して研究企画段階の特許動向調査を実施した。

<図Ⅲ-1-4> 国家研究開発プロセスによる特許動向調査の支援体系



2015年度に先行特許調査を活用して課題を選定した研究開発事業担当者を対象に実施した引用率アンケート調査の結果、先行特許調査結果による評価引用率が86%であることが分かった。

<表Ⅲ-1-3> 国家R&D研究企画/中間企画時の特許動向調査支援状況

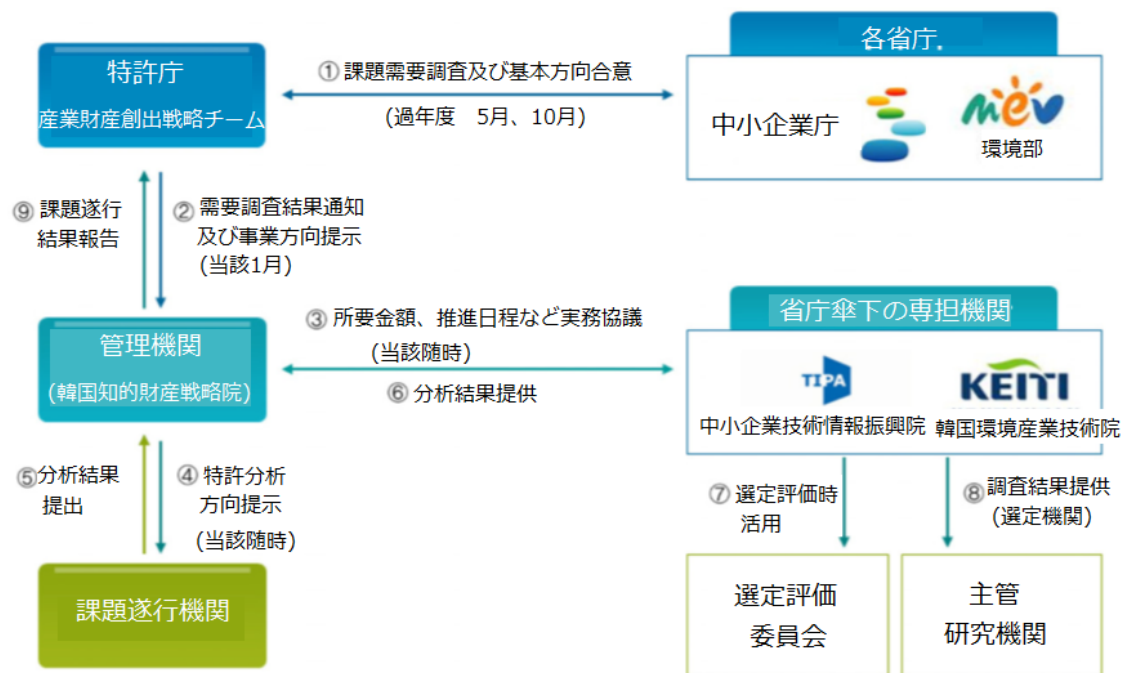
区分	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
R&D 省庁(個)	14	11	13	16	16	16	16	16
特許動向調査(件)	407	413	558	694	735	703	723	751

ロ) 国家研究開発事業の課題選定/段階評価時の先行特許調査

先行特許調査は短期、小型研究開発事業においてボトムアップ(Bottom-up)方式で研究する課題を選定する際、該当分野の先行特許などを事前に調査することで研究開発の結果が重複することを未然に防ぐために推進された。特許庁は各省庁に「先行特許結果報告書」を提供し、各省庁は研究課題の選定評価にこれを反映して支援課題を選定することで、先行技術を考慮した研究開発を通じて効率性の向上を図っている。

2013年には3,182課題、2014年には2,491課題、2015年には2,078課題に対して課題遂行/段階評価時の先行技術調査を支援した。

<図Ⅲ-1-5> 課題選定/段階評価時の先行特許調査の推進体系



2013年度に先行特許調査を活用して課題を選定した研究開発事業担当者を対象に実施した満足度アンケート調査の結果、先行特許調査の結果に対する満足度が92%であることが分かった。

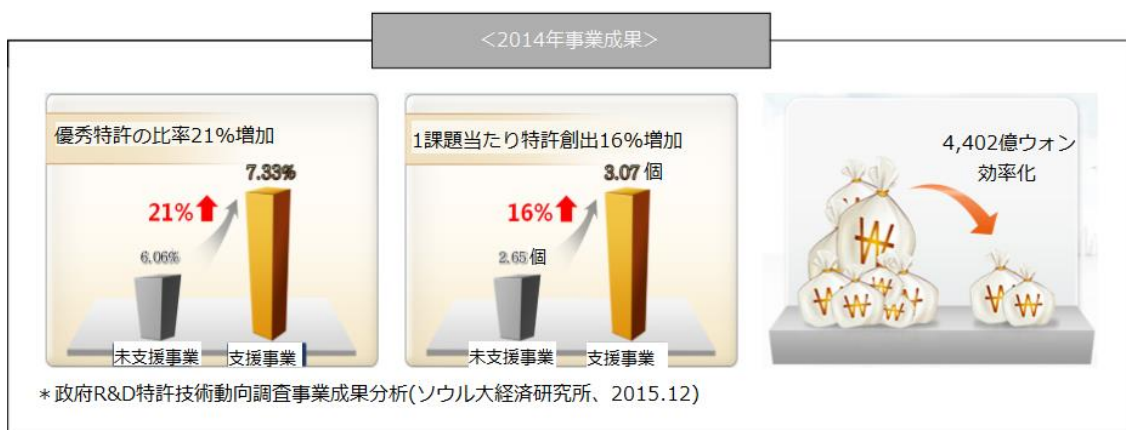
<表Ⅲ-1-4> 国家R&D課題選定/段階評価時の先行特許調査の支援状況

区分	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
R&D省庁(個)	14	11	13	16	16	16	16	16
先行特許調査(件)	4,395	3,599	2,777	3,730	2,914	3,182	2,491	2,078

3) 評価及び発展方向

ソウル大学経済研究所が事業成果を分析した結果、政府R&D課題の企画及び選定の時に特許情報を活用した結果2014年に4,402億ウォンの国家研究開発予算節減効果が発生し、特許技術動向調査事業の支援を受けた国家研究開発事業は支援を受けていない国家研究開発事業に比べて1課題当たり16%の特許が追加創出され、優秀特許の比率が21%増加したことが分かった。

<図Ⅲ-1-6> 政府R&D特許技術動向調査事業の成果分析



現在「国家研究開発事業の管理などに関する規定」によれば特許動向調査は応用及び開発研究段階及び基礎研究段階の国家研究開発事業を新規に企画する場合は義務付けられている。しかし、出捐研主要事業課題選定の基準に先行特許の検討が反映されておらず、特許庁先行特許調査を活用した事例もないため、2016年には非義務化課題とともに出捐研主要事業の研究企画方向の設定及び課題選定の時に重複投資を防止するための支援を拡大する計画である。

ハ. 政府R&D特許戦略支援

産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 行政事務官 パク・チャンスク

1) 推進背景及び概要

政府R&D予算は2008年11.1兆ウォンから2015年18.9兆ウォンの予算が投入されるな

ど、政府R&Dの成果を高めるために毎年投資が拡大しつつある。

*政府R&D予算の拡大(兆ウォン)：(2010)13.7→(2011)14.9→(2012)16.0→(2013)16.9→(2014)17.8
→(2015)18.9(未来創造科学部)

このような持続的な投資拡大によって政府R&Dを行う韓国の大学・公共研の特許生産性(R&D投入費用10億ウォン当たり特許出願件数)は大きく伸び、海外研究機関に比べると極めて高い。

*特許生産性(件/10億ウォン)：韓国1.53(2014年)、米国0.26、日本の大学0.33、カナダ0.25(以上2013年)

しかし2010～2014年に政府R&Dを通じて登録された国内特許の質的分析の結果、政府R&D特許の被引用度及びファミリー国家指数は民間R&Dより低く、優秀特許の比率(12.3%)は外国人の約1/3水準であった。

<表Ⅲ-1-5>2010～2014年政府R&D優秀特許(PQI)の比率

区分	被引用度 ⁹	請求項 ¹⁰	ファミリー国家 ¹¹	PQI ¹²
政府R&D	0.06	0.22	0.03	12.3%
民間R&D	0.07	0.20	0.04	14.2%
外国人	0.06	0.34	0.45	49.0%
平均	0.07	0.24	0.14	22.7%

そこで、特許庁は大学・公共研究機関で行われている政府R&D課題を対象に知的財産権観点から研究開発戦略の樹立を支援し、お金になる強い特許が確保できるよう、

⁹ 後行特許によって引用された回数で、技術影響力を意味する。

¹⁰ 技術に対する特許保護範囲

¹¹ 特許が出願された国家数で、特許の市場的な価値を反映

¹² 相対的な特許品質指標(Patent Quality Index)を使用、PQI=1(普通)、PQI>1(優秀)、PQI<1(不十分)

「政府R&D特許戦略支援事業」を遂行している。

2) 推進内容及び成果

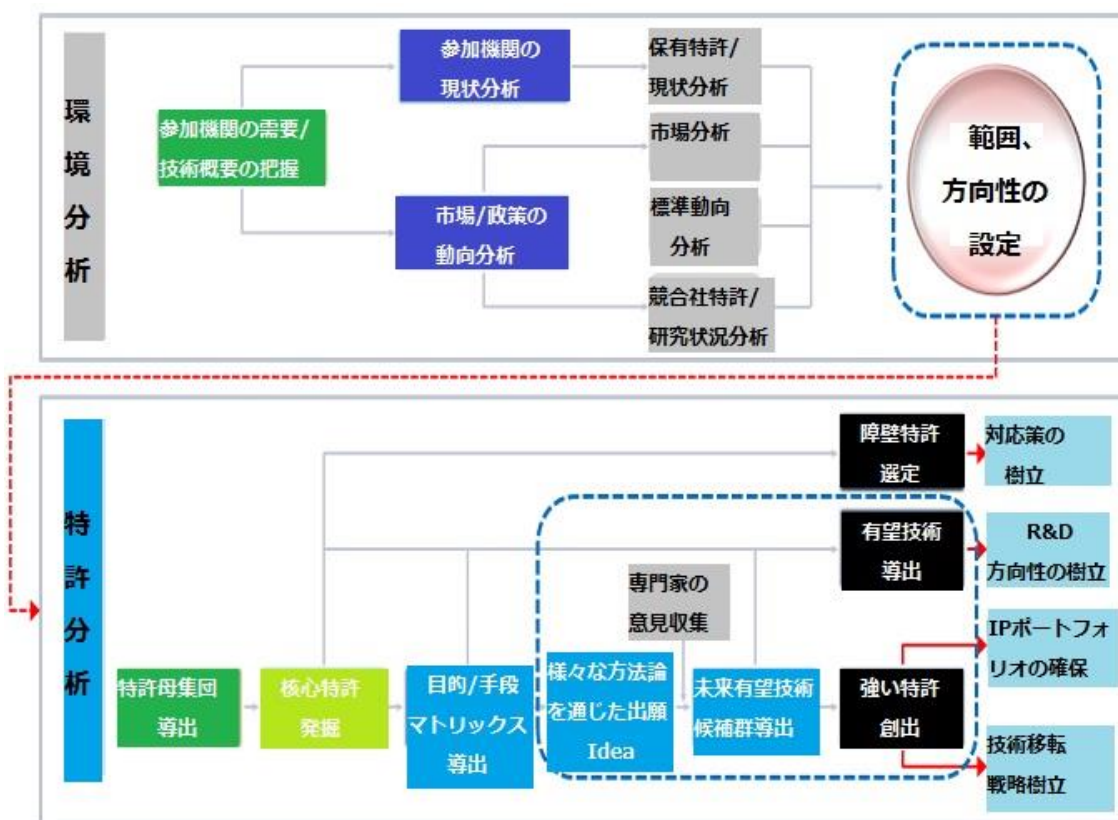
2012年からスタートした「政府R&D特許戦略支援事業」は大学・公共研究機関で行う政府R&D課題を対象に優秀特許の創出、特許ポートフォリオの設計、デザイン・ブランド及びマーケティング戦略などを提示する事業であり、2015年には大学・公共研究機関が行う計80の政府R&D課題を対象に支援した。

<表Ⅲ-1-6> 政府R&D特許戦略支援事業の支援状況

区分		2012年	2013年	2014年	2015年
支援課題		59	68	78	80
支援対象 機関	大学	16	5	16	13
	公共研	35	50	47	50
	その他	8	13	15	17

2015年にはR&D課題の特性及び需要によって「中大型R&D特許戦略支援」、「大学R&D戦略支援」、「核心特許設計支援」及び「知的財産権融複合課題支援」に支援体系を分けて事業を推進した。「中大型R&D特許戦略支援」は中大型R&D課題を対象に6か月間特許ポートフォリオの設計、R&D戦略樹立及び技術移転・事業化戦略を支援し、「大学R&D戦略支援」、「核心特許設計支援」は小型R&D課題を対象に特許戦略補強、核心特許の分析・対応を通じた新規IP創出を支援し、「知的財産権融複合課題支援」は研究後期段階の政府R&D課題を対象に技術移転・事業化に直接活用できるよう、特許、デザイン、ブランドなどの開発戦略の樹立を支援した。

<図III-1-7>特許戦略支援プロセス



3) 評価及び発展方向

2015年政府R&D特許戦略支援事業は政府R&D課題を通じた特許成果を質的・量的に高めると同時に、技術移転・事業化など成果拡散に大きく貢献し、大学・公共研究機関の研究者から高い満足度を獲得した。2015年度上半期事業支援を受けた政府R&D課題別戦略導出状況を把握した結果、1課題当たり平均7.7個の新規知的財産権獲得戦略と7.4個の研究開発方向設定及び1課題当たり1個ずつの技術移転戦略を講じたことが分かった。

また、政府R&D特許戦略支援事業の2015年上半期成果をを分析した結果、事業支援を受けていない課題と比べて特許の質的水準は1.3倍、量的水準は1.2倍高くなり、政府R&D課題遂行機関の平均研究期間も未支援課題(平均3.0年)に比べて23%短縮(2.3年)できるものと期待するなど、政府R&D特許戦略支援事業を通じてR&D効率による効

果が発生したことが分かった。

<図III-1-8> 2015年政府R&D特許戦略支援の優秀事例

韓国エネルギー技術研究院 (2015年上半期)		
課題ニーズ	主要成果	主要技術要約図
微粉炭火力発電効率改善 及び二酸化炭素削減のため のバイオマス/低級炭 ハイブリッド燃料製造工 程の開発	<ul style="list-style-type: none"> ・ 問題特許対応戦略4件 (対応設計3件/経過モニ タリング1件) ・ R&D方向提示2件 ・ 新規特許出現2件 	
<期待効果及び今後の計画>		
<ul style="list-style-type: none"> ・ (株)ドンウォンエンジニアリング技術移転契約の締結 →0.45億ウォン技術料、プラント1.25%+混合燃料0.5\$/トン経常技術料(2015年) ・ 発電効率2%向上、CO2排出22%低減効果を予想 		

2016年政府R&D特許戦略支援事業は需要者の多様なニーズを満足させ、事業遂行の効率化を図るため、「政府R&D優秀特許創出支援」という事業名で新しくスタートする。まず、基礎・源泉研究を行う国家優秀科学者の知財権認識の向上及び産業界活用可能性の高い研究成果の知財権先占を集中的に支援し、研究開発初期から完了段階まで研究遂行全周期における特許戦略の樹立及び技術移転の連携を強化する計画である。

また、未活用特許問題を解決するため、最適な権利範囲の設定及び海外権利の確保戦略樹立を支援する「政府R&D特許設計支援」事業を新しく推進する。

二. 政府R&D特許成果の管理

産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 工業事務官 ポク・サンムン

政府研究開発(以下R&D)の予算は2003年4兆9,036億ウォンから2015年18兆9,231億ウ

オンに大きく増加している。このように政府R&D予算規模が益々拡大するにつれ、R&D投資効率性に対する政府の関心もまた高まっている。そこで韓国政府は益々大型化・融複合化しつつある政府R&D事業に対する政府レベルの総合管理体系の構築に向けて1998年から国家科学技術審議会(旧国家科学技術委員会)を中心に毎年「国家研究開発事業調査・分析・評価」を実施している。

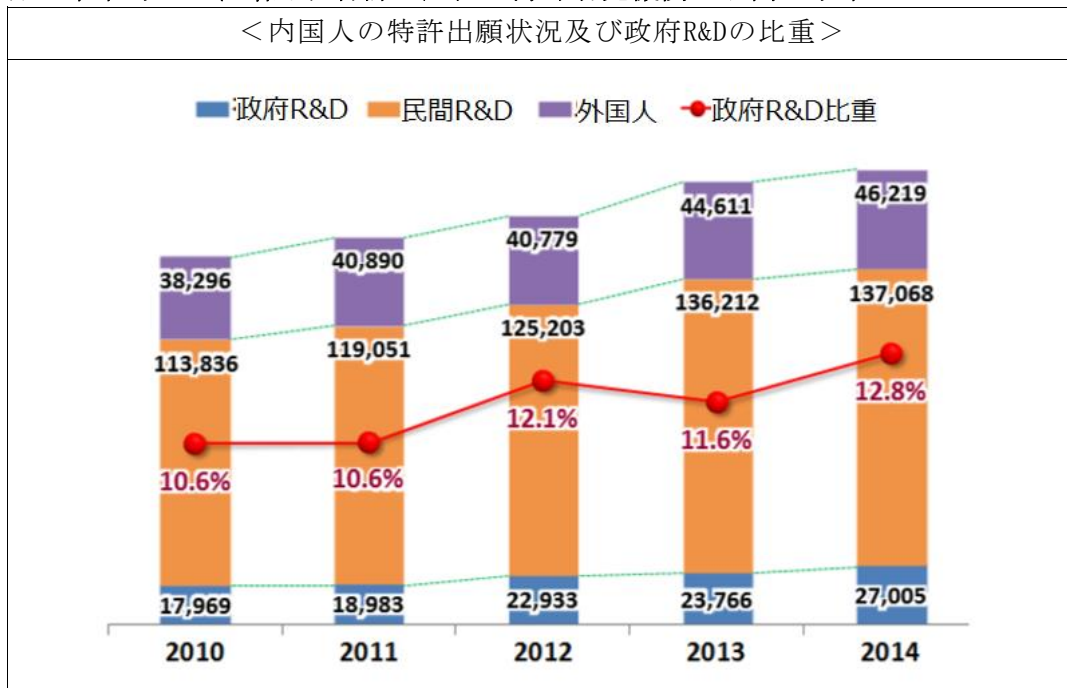
特許庁は成果中心の政府R&D事業評価制度を定着させるため、国家研究開発事業で発生した特許成果の量的・質的水準及び活用状況を分析し、それと関連して示唆する点などを導出してその結果を毎年国家科学技術審議会に報告するなどR&D省庁及び機関などに普及している。

2) 推進内容及び成果

政府R&D政策樹立及び事業評価を支援するとともにR&D事業の効率性を高めるため、2014年度政府R&D特許成果を省庁別、研究主体別及びR&D事業目的別など様々な角度から分析し、2009～2014年に国内及び外国に登録された政府R&D特許に対してPQI (Patent Quality Index、特許品質指数、OECD基準)を活用した特許品質測定及び専門家分析を通じて質的水準を分析した。

<図Ⅲ-1-9> 2010～2014年政府R&D特許成果に対する主要分析結果

・(量的成果) 政府R&Dから生み出された国内出願は2010年17,969件から2014年27,005件に年平均10.7%増加、特許生産性は海外研究機関より高い水準



* 特許生産性：R&D投入費用10億ウォン当たり特許出願件数

・(質的成果) 政府R&D特許の質的水準は民間R&Dと類似する水準であるが、国内特許全体平均に比べて不十分、特にPQI及びSMART優秀特許の比率は外国人の1/3水準。

区分	政府R&D	民間R&D	外国人	平均 (%)
PQI	12.3	14.2	49.0	22.7
SMART	12.5	11.9	41.7	19.4

一方、2010～2014年政府R&D国内出願成果を追跡調査した結果、特許14,743件が登録の際に申告せず、登録成果から抜け落ちたことが分かった。

<表Ⅲ-1-7> 登録された出願成果のうち成果抜け落ち及び認定状況

出願成果	登録された特許	提出された登録成果	未提出の登録成果
110,656	44,801 (100.0%)	30,058 (67.1%)	14,743 (32.9%)

大学・公共研が政府R&Dを通じて創出した特許を如何に活用しているかについて、特許成果活用実態を調査・分析した結果、政府R&D特許成果の活用実績は持続的に改

善していることが分かった。政府R&D特許が含まれた技術移転契約件数は最近5年間年平均17.7%ずつ持続的に増加しており、2014年には2,096件の技術移転契約が締結された。契約1件当たり技術料(入金額基準)は政府R&D特許が含まれた契約は34.2百万ウォンで、全体技術移転契約25.3百万ウォンに比べて高かった。

＜表Ⅲ－1－8＞契約年度別の技術移転契約件数の状況

(単位：件、%、百万ウォン)

区分	契約年度					合計	比重 *	年平均 増加率	1契約当 たり入金 額
	2010	2011	2012	2013	2014				
総技術移転契約件	3,061	3,728	4,321	4,961	6,342	22,413	100.0	20.0	25.3
特許を含む契約件	1,541	2,005	2,190	2,330	2,804	10,870	48.5	16.1	30.5
政府R&D特許を含む契約件	1,091	1,465	1,587	1,688	2,096	7,927	35.4	17.7	34.2

*総技術移転契約件対比の比重

3) 評価及び発展方向

2016年度には従来制限的に公開された特許成果の分析情報を各機関が利用できるように特許成果管理システムを通じたウェブサービスを構築して情報提供を拡大することで「政府3.0」の実現に貢献していく計画である。

それによって機関が特許に対する状態情報、質的分析情報及び特許成果の活用情報などが簡単に利用でき、それを通じて機関の質的水準中心特許成果の管理を支援し、特許成果の活用が促進できると見られる。

また、政府R&D成果評価が既存の量的評価から質的評価中心に変わったことで、政府R&D事業特許成果の質的指標及び目標値設定を支援するため、R&D関係省庁及び機関などと協議し、「特許成果の分析及び評価のガイドライン(仮称)」を開発・普及する

計画である。

3. 政府R&D効率性の向上に向けた政府機関間の協力強化

産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 工業事務官 ポク・サンムン

最近創造経済実現のキーワードとして特許を始め、知的財産権(IP)が注目されており、グローバル市場において競争優位を確保するためには知的財産の戦略的な活用が重要である。特に、各産業分野における良質の特許創出は技術移転及び事業化成功につながる核心要因である。そのために各分野のR&Dを担当する省庁と知的財産の創出・保護・活用を総括する特許庁間の機密な協力が行われている。

イ. 未来成長エンジン13大分野の特許分析

1) 推進背景

低成長・高費用の危機を克服するため、未来創造科学部では想像力と創意力、科学技術・ICTを基に新しい未来成長エンジンを発掘(2014. 3)し、集中的に育成している。

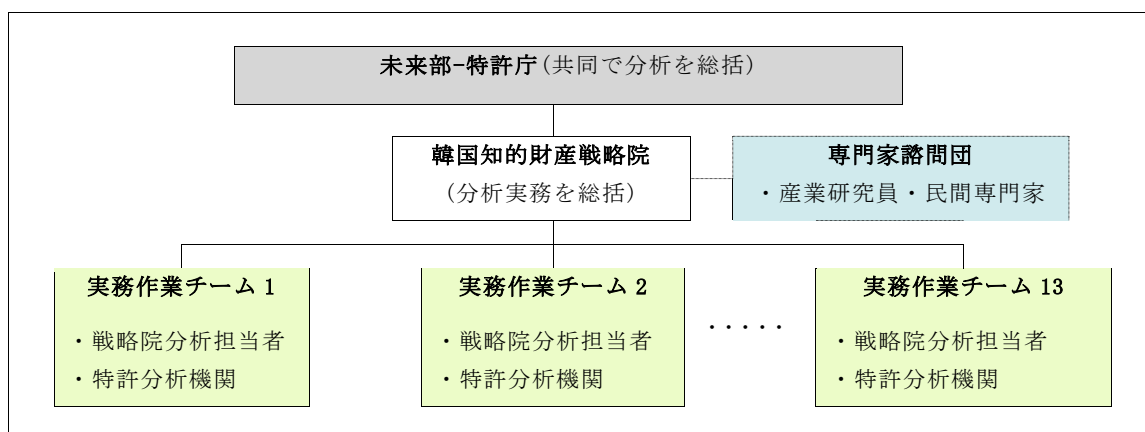
上記のように未来成長エンジン分野に対する戦略的なR&D投資方向設定などのためには源泉・核心・標準特許の確保状況及び特許・技術動向などに対する総合分析が必須である。

特許庁は国内外の特許分析を通じて特許観点の未来有望技術を発掘して国家レベルの特許先占戦略を提示する「国家特許戦略青写真」を構築しているが、産業分野別の核心技術を探すとともに核心技術に対して浮上性・有望性・源泉性などを深層分析した結果を未来成長エンジン分野につなげ、未来部ー特許庁共同で未来成長エンジン分野に対する特許観点での国家競争力を深層分析してR&D重点投資方向の決定などに活用することを決めた。

2) 推進内容及び成果

未来成長エンジン13大分野特許分析は特許庁と未来創造科学部が共同総括し、分野別の特許分析実務作業チームと諮問・検収などのための専門家諮問団を構成・運営した。韓国知的財産戦略院の分析担当者、特許分析機関で構成された実務作業チームは特許観点の技術分類体系構築、有効特許の定量・定性分析などを実施し、分野別技術専門家、政策担当者などで構成された専門家諮問団は分野別の分析結果を検討し、特許観点からの投資戦略などに対する諮問を行った。

<図Ⅲ-1-10> 未来成長エンジン分野の特許競争力分析における推進課題



分析方法は2012～2015年国家特許戦略青写真構築結果を活用するが、一部追加分析を通じて13大未来成長エンジン分野の細部技術全体を分析した。まず、未来成長エンジン総合実践計画の細部技術を含めるように既存または2015年特許戦略青写真技術体系を調整した後、既存の青写真事業の有効特許DBを基に未来成長エンジン技術体系による最新特許情報にアップデートし、分野・技術間の競争力、韓国の経済力などを重点的に分析した。

具体的に見ると、技術競争力はIP-浮上性、IP-競争力を総合分析して未来成長エンジン分野及び分野内細部技術間の技術競争力比較優位を計り、韓国の競争力は分野別・細部技術別韓国及び韓国企業を基準にIP観点から見た技術力、市場確保力、研究インフラなどを分析・評価した。これを基に分野内細部技術から特許観点の有望性・

源泉性が高い未来有望技術を探し出し、特許観点からの中長期投資方向を提示した。

2015年7月第5回未来成長エンジン特別委員会で発表された未来成長エンジン特許分析の結果を見ると、韓国の技術競争力側面では「着用型スマート機器」、「実感型コンテンツ」など2つの分野の韓国技術競争力が優秀であった。一方、「オーダーメイド型ウェルネスケア」、「融複合素材」など2つの分野は韓国の絶対出願規模が少なく、主要国における特許確保も不十分であり、韓国の競争力が低いことが分かった。

一方、技術分野別の競争力を分析した結果、「知能型IoT」及び「5Gモバイル」の技術開発が最近急速に進められており、「融複合素材」分野の海外出願が最も多いことが分かった。特定出願人に特許が如何に集中するかを表す技術障壁度は少数のグローバル企業が主導する「深海底極限環境海洋プラント」分野における技術障壁度が最も高いことが分かった。

3) 評価及び発展方向

今回未来成長エンジン特許分析は将来可能性のある未来成長エンジン分野を特許データを基に総合分析した初の試みであり、技術側面での強みと韓国の競争力を客観的に確認することで国家R&D政策の方向性を探ったという評価を得ている。2016年には分析対象の未来成長エンジン分野を19大全体に拡張し、関連分野R&D事業・細部課題の調整、R&D企画及び予算配分など政策樹立に積極的に活用できるよう特許分析をさらに高度化する予定である。

ロ. 知的財産観点からの海洋水産業の育成に向けた特許庁－海水部間の業務協力

1) 推進背景及び概要

韓国は地理的に海洋と密接に接しているため、海洋水産業育成の重要性は言うまでもない。海洋水産分野はバイオ、新再生エネルギー、水中ロボット、先端航法システムなど新しい科学知識の創出可能性と技術集中度の高い新産業が大半を占め、良質な

特許の創出が必須である。

特許庁と海洋水産部は海洋水産分野における知的財産基盤R&Dの効率化を拡大し、海洋水産特許成果の質的水準を高め、海洋水産産業の育成を図るため、2015年9月「知的財産基盤の海洋水産産業育成に向けた業務協約」を締結し、海洋水産分野における新成長エンジンの創出に向けた4大重点分野に協力することに合意した。

2) 主要内容及び成果

特許庁と海洋水産部はまず知的財産と研究開発の連携を強化するため、海洋水産中小企業を対象にオーダーメイド型特許戦略コンサルティングを支援した。2015年には特許庁と海洋水産部が共同で7社の海洋水産中小企業を選定し、特許分析に基づく源泉・核心特許の確保及びグローバル市場進出戦略の樹立を試験的に支援した。

また、知的財産基盤の全周期的R&D管理を推進することでR&Dの効率性を高め、結果物の活用度が高められると見られる。R&D課題の発掘・企画段階から海洋水産有望分野を中心に国内外の特許動向を詳しく分析し、R&D遂行過程において研究者に特許確保方向などに対するコンサルティングを提供することで技術開発の質的水準を高めた。

併せて、海洋水産新技術認証(NET)を獲得した技術を保有する企業が同じ技術の特許出願する場合、特許庁の優先審査を通じて優秀技術保有企業が適期に権利を確保することができるようにするなど、機関間の政策的な協力も強化した。

3) 評価及び発展方向

2016年度には試験的に支援した海洋水産分野中小企業に対する特許戦略の樹立を拡大し、国家研究開発の側面で海洋水産分野R&Dを行う研究所などに源泉・核心特許の確保、期間短縮など海洋水産R&D成果向上特許戦略の樹立を強化する。

また、研究開発段階の全周期において、特許観点からの海洋分野技術トレンド分析

を通じて出された未来有望技術を海洋分野R&Dロードマップの樹立及び企画課題として活用し、課題企画の際に特許動向調査を実施することで不要な重複研究を防止する。研究方向は最適に設計するだけでなく、海洋水産R&Dを通じて創出された特許の質的水準分析及び研究開発段階別管理機能を強化し、海洋水産分野研究開発の品質を一層高めていく計画である。

ハ．国家融合研究事業R&D全周期特許戦略の支援

1) 推進背景及び概要

最近技術間融合トレンド及び国家レベルの新成長エンジンの育成に向けた融合技術の開発が活性化している。それに歩調を合わせるため、政府出捐研究所を総括する国家科学技術研究会も融合研究事業を推進している。

国家レベルで推進する融合技術課題を成功させるため、国家科学技術研究会議融合研究に特許庁の「特許戦略支援事業」を調和させた。計31億ウォン規模で2015年6月に本格的にスタートし、研究会の融合研究事業R&D全周期において特許戦略を調和させることで、重複研究の防止、核心・源泉特許の先占など研究効率化及び成果向上を目的としている。

2) 主要内容及び成果

特許庁 - 国家科学技術研究会間の「融合研究全周期特許戦略支援事業」は従来特許庁の特許戦略支援がR&D段階別に行われていたことと違って、融合研究の研究企画段階から研究遂行、さらには研究完了後の成果管理に至るまで持続的に特許分析が活用できるよう支援することに意義がある。

まず、融合研究課題企画の段階から先行研究と差別化できるよう、特許動向調査を支援する。2015年新規課題として企画中である32の候補課題に対して7月から8月まで事業を展開した。

また、研究を進める時はR&D方向設定及び源泉・核心特許の確保のためのオーダーメイド型特許戦略の樹立を支援する。2014年選定された5つの研究団・課題に対する特許戦略支援を完了し、2015年選定された11つの研究団・課題も下半期に順次に支援した。この過程で該当技術分野の核心特許に対する対応方向と知財権(IP)の確保策、新規R&D方向などが提示され、支援初期であるにも関わらず実際計14件の新規特許を出願する成果を上げた。

同時に、研究団の選定では脱落したが、未来技術の先占及び事業化可能性の高い10つの課題は研究会独自に源泉・核心特許が先占できるように支援することで、後続研究のスムーズな進行を取り計らった。

＜図Ⅲ－1－11＞融合研究事業の段階別特許庁特許戦略支援事業の連携内容

区分	企画段階	遂行段階
段階別 支援内容	①特許動向調査(32 課題) *1 課題当たり 10 百万ウォン (特許庁－研究会 5:5 マッチング)	②特許戦略支援(16 課題) *1 課題当たり 1.6 億ウォン(特許庁 0.6 億ウォン、研究会 1 億ウォン負担)
		③優秀技術特許創出戦略支援(10 課題) *1 課題当たり 20 百万ウォン(研究会 100%支援)

3) 評価及び発展方向

研究会は2017年まで20つの融合研究団を選定するなど、融合研究事業を持続的に増やしていく計画である。そこで2016年にも両機関は融合研究に対する特許戦略支援の規模を拡大し、確保した優秀特許を中心に事業化戦略まで樹立できるよう、支援内容も高度化する計画である。また、融合研究団に対して持続的に特許戦略を支援するため、弁理士などで構成された専担支援組織も運営する計画である。

4. 政府R&D特許成果を管理・活用するための改善推進

産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 工業事務官 ポク・サンムン

韓国政府R&Dによって創出された特許成果を調査・分析した結果、不適法に個人名義として特許成果を所有する場合、一つの特許成果を出願/登録に区分して異なる課題に重複提出するなど、特許成果に対する体系的な管理が行われない側面が指摘された。また、研究開発で創出された特許が活用されない問題も続いているが、これは良質の特許を戦略的に出願・管理できていない研究現場の慣行から起因するものと確認された。そこで特許庁は政府R&D特許成果の管理・活用改善に向けて一連の政策を推進している。

イ. 政府R&D個人名義特許成果の管理強化

1) 推進背景及び概要

政府R&D事業を通じて創出された特許成果のうち、所属機関の名義ではなく個人名義の特許出願・登録件が増加傾向にある。個人名義の特許出願及び登録行為は一部やむを得ない側面(個人事業者など)もあるが、私的流用の可能性もあるため、管理・監督が必要である。

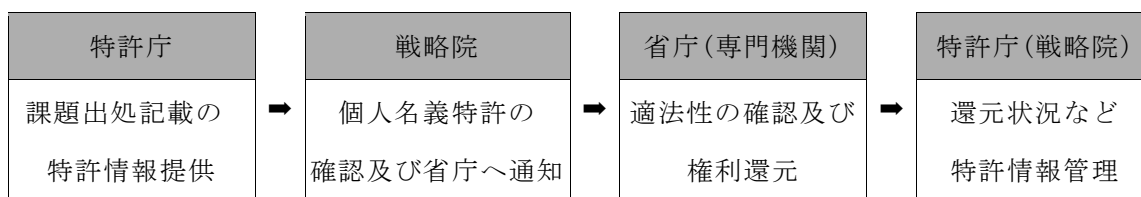
そこで特許庁は違法な個人名義特許の根絶のための省庁合同実態調査及びモニタリングの強化を内容とする「政府R&D特許成果管理強化策」を2014年11月国家科学技術審議会の本会議で報告し、全面的な実態調査などの後続措置を推進した。

2) 推進内容及び成果

まず政府R&D個人名義特許成果の実態調査を初めて実施した。特許庁と未来創造部共同で2010～2014年国家科学技術知識情報サービス(NTIS)または特許出願書の課題出处記載において申告された特許成果のうち、個人名義で出願された特許成果を全数調査し、まず各省庁に通知(2015. 4)した。

その後各省庁は通知を受けた個人名義特許成果の適法性を確認し、不適法な場合は権利還元など適正措置を取り(2015.5~10)、特許庁は不適法な個人名義特許成果に対する還元状況など特許情報を管理・モニタリングした結果を2015年国家科学技術審議会に報告した。(2015.12)

<図III-1-12> 政府R&D個人名義特許成果実態調査のプロセス



政府R&D個人名義特許成果に対する各省庁の適法性確認の結果、全体2,301件の個人名義特許成果の中で42.1%の968件が不適法であることが明らかになり、860件に対して還元措置を取った。

<表III-1-9> 政府R&D個人名義特許成果実態調査の結果

区分	検討対象	適法	不適法			小計	データエラー
			還元	措置不要	その他		
件数	2,301	664	860	101	7	968	669
(比率)	(100%)	(28.9%)	(37.4%)	(4.4%)	(0.3%)	(42.1%)	(29.0%)

3) 評価及び発展方向

個人名義特許成果に対する実体調査の結果、政府R&D事業を通じて創出された特許成果の個人名義所有が違法であるという認識の不足、管理不備などによって慣行になっている状況であり、持続的なモニタリングと認識向上に向けた取り組みなどが必要であることが分かった。

そこで2016年度には特許成果検証の際に個人名義の現状調査を定例化し、個人名義特許管理のガイドライン製作・配布及び教育実施などを持続的に推進することで、個人名義特許成果に対する違法性認識を高める計画である。

また、発明者と企業間の知的財産権権利関係を明確にするため、政府R&D事業参加機関の職務発明規定導入の制度化を推進する計画である。

ロ. 政府R&D特許成果収集体系の改編

1) 推進背景及び概要

現在、国家研究開発遂行による特許成果はR&D専門機関が毎年研究者から出願・登録成果を其々取り集めて国家科学技術知識情報サービス (NTIS) に入力している。

ところが政府R&D9大研究成果のうち一つである特許は出願成果と登録成果が別途管理されている。特に、出願後登録までは1年以上かかるため、登録実績の不正申告・申告漏れなどの問題が発生している。

まず、出願/登録成果の区分収集によって出願及び登録成果を其々異なる課題の成果として提出して認めてもらう「重複成果提出」問題が発生する。一方、登録成果は大体課題終了後に発生するが、成果はその年に進められた課題だけを対象に収集するため、2010～2014年出願成果のうち審査を通じて登録された特許(44,801件)の32.9%(14,743件)が登録成果として提出されず、成果から漏れてしまうケースが多数発生した。

そこで特許庁は特許成果収集問題の改善を非正常の正常化の重点課題として定め、国内特許成果の収集体系を単一化する方向に政府R&D特許成果収集・管理体系の改善を図った。

<図Ⅲ-1-13> 国家研究開発事業特許成果の申告における問題点

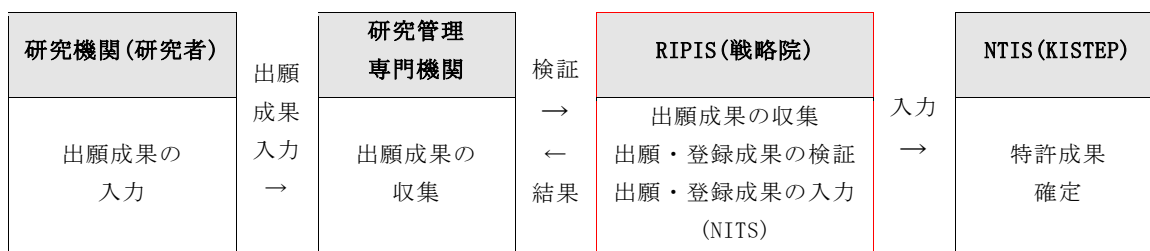
出願・登録その他課題の申告	登録実績申告漏れ	研究者実績入力への負担
<p>既存課題の出願 31 件を他の課題登録実績として虚偽提出 (ETRI R&D 監査、監査院、</p>	<p>登録実績 38.6%は未申告 (2006～2013 年出願実績 58,411 件のうち 22,528 件の登録実績が</p>	<p>一つの発明を最大 4 回申告 (所管省庁①出願②登録 未来部③出願④登録)</p>

2015. 2)	未申告)	
----------	------	--

2) 推進内容及び成果

まず、不当・重複特許成果提出などの再発防止のため、出願/登録成果に区分する政府R&D特許成果収集体系を出願成果中心に全面的に改編した。すなわち、省庁・R&D専担機関は出願成果だけを正確に収集し、その出願が審査を通じて登録された登録成果は特許庁(戦略院)が収集・提供するように改善した。

<図Ⅲ-1-14> 特許成果収集体系の改善方向



このような内容が盛り込まれた2015年R&D事業調査・分析実施計画が2015年10月国家科学技術審議会の運営委員会に報告・確定され、2015年11月特許庁と未来創造科学部の共同主管で「政府R&D特許成果管理協議会」を開催して出願実績と連携した登録実績の認定に対する施行策をR&D省庁レベルで協議した。

3) 評価及び発展方向

特許成果調査分析体系が改編される場合、一つの発明を其々の成果として異なる課題に提出する研究成果重複提出の問題などをシャットアウトでき、登録成果の未提出による成果提出漏れ問題も防止できる。

さらに需要者からすると、研究者の特許成果入力負担が現行最大4回から1回へと画期的に緩和され、R&D専門機関も特許庁が登録成果の提供を受けるために別途登録成果の収集及び入力が不要になるなど収集・管理が大幅簡素化すると見られる。

2016年には特許登録情報の提供を定例化し、政府省庁などを対象に改善内容を案内・広報する予定である。特に、登録成果の収集方法に対する初の改善であるだけに、施行過程において発生する多様な問題点を分析して補完方法を講じる計画である。

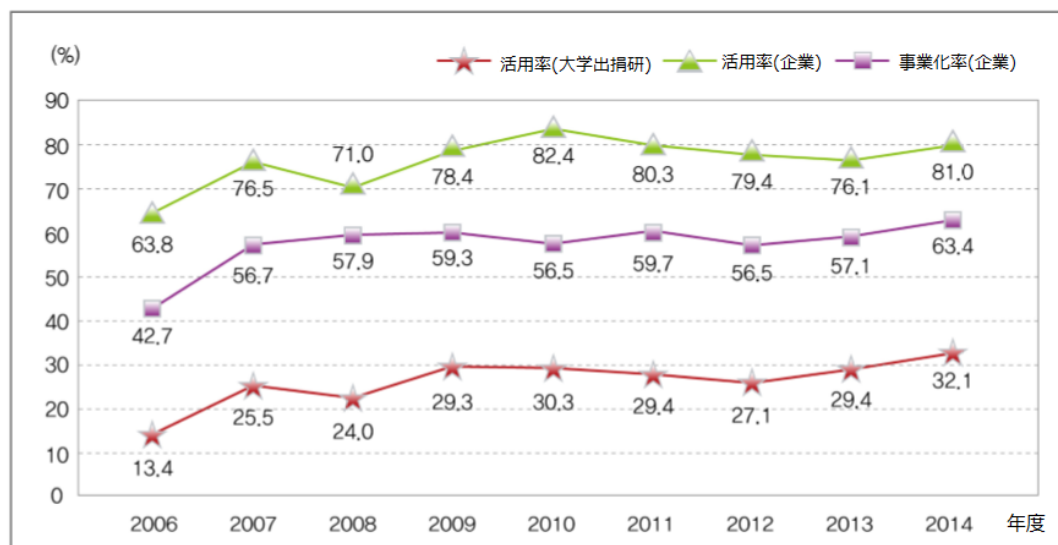
今後特許成果収集体系の改編が定着すれば、国内特許の他に米国、日本、ヨーロッパなど主要国の登録成果まで収集の範囲を拡大する計画であり、長期的に研究者が提出する出願実績も特許出願書を活用した自動収集に一元化する「特許成果収集体系の全自動化」を推進する予定である。

ハ. 未活用特許を解消するための新規事業の企画

1) 推進背景及び概要

知的財産活動実態調査(特許庁、2015年)によれば、大学・出捐研の特許活用率は32.9%であり、企業の40～50%水準(活用率77.1%、事業化率57.0%)に過ぎない。このような特許活用率を高めるためには、需要企業を見つけ出して移転させるなどの技術移転・事業化支援も重要であるが、研究開発後権利化の際に優秀特許を選別して創出し、一方では活用可能性の低い特許を事前に整理・診断する体系的な特許管理も必ず必要である。

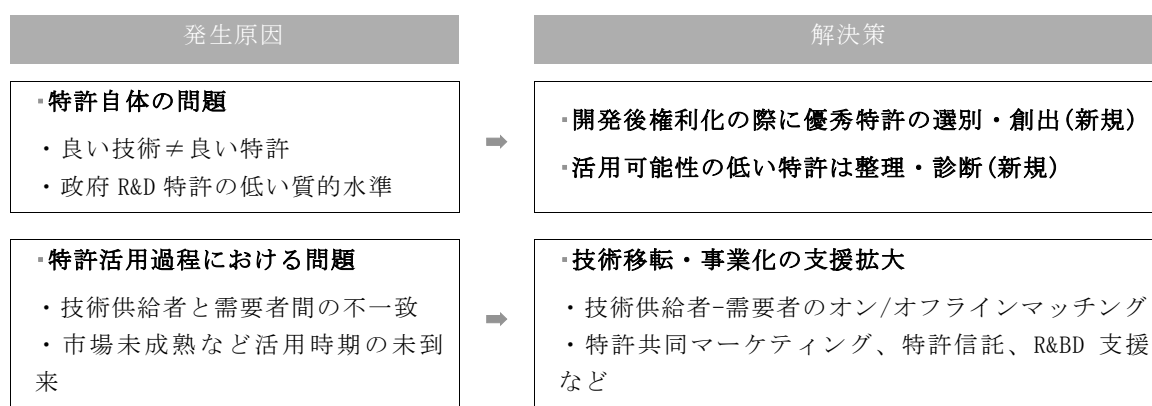
<図Ⅲ-1-15> 政府R&D特許成果の活用率



* 出処：知的財産活動実態調査(特許庁、2014再加工)、未活用特許の現状及び活性化方法(知的財産研究院、2015)

特許庁はこのような国家研究開発の未活用特許問題を根本的に解消するうため、出願前に優秀特許を選別し、保有特許に対する診断を実施することで活用可能性の低い特許は整理できる事業を企画し、2016年から本格的に支援するための事業予算を確保した。

<図Ⅲ-1-16>未活用特許の主な発生原因及び解決策



2) 推進内容及び成果

イ) 政府R&D特許設計支援

韓国産業技術振興院が発表した公共機関の発明申告件に比べた特許出願状況を見ると、国家研究開発技術成果の92%が出願されるなど、不要な実績用の特許を量産していることが分かった。これは出願前に事前審議手続きがうまく働いていないことを意味する。

そこで特許庁は大学・公共研・研究団における研究開発完了段階の政府R&D課題を対象に優秀成果を厳選し、最適な権利範囲の設定及び権利確保戦略を総合支援する「政府R&D特許設計支援」を新規事業として編成した。

政府R&D特許設計支援は全3段階で推進する。1段階では研究者インタビューを通じ

て発明の技術特性を分析し、発明の候補市場を把握する。2段階では先行技術調査と専門家評価を通じて発明の特許性及び技術性・市場性を判断して出願対象を選別する。最後の3段階では対象発明の権利範囲の強化、権利範囲の設計、出願戦略及び審査対応戦略まで樹立する。

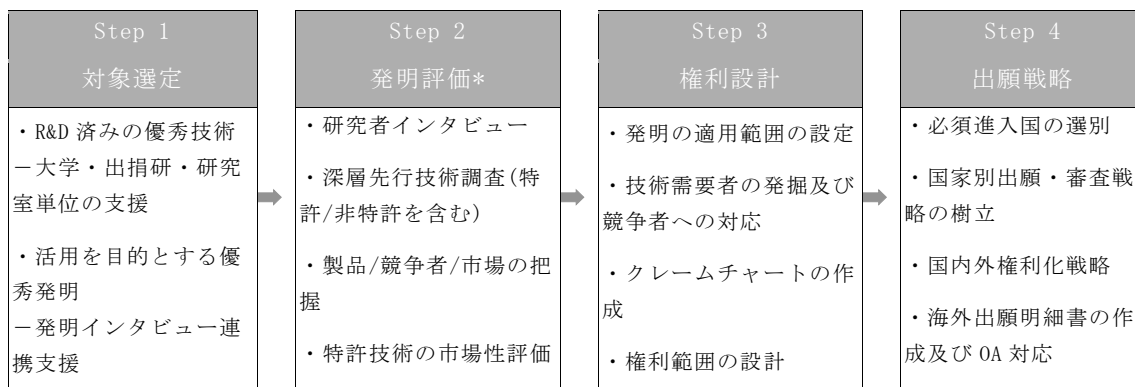
ロ) 公共機関保有特許の診断

大学・公共研は定期的に保有している特許を調査・分析・評価し、維持・放棄の決定、有・無償技術移転戦略の樹立などを行うべきではあるが、これらを体系的に遂行できる知的財産専門人材が極めて不十分であり、客観的な判断指標及び手続きも整えられていない状況である。

そこで特許庁は膨大な特許情報と専門人材及び多様な特許分析ノウハウを以って「公共機関保有特許診断」を新規事業として推進する。

保有特許の診断は公共機関が保有している特許の質的優秀性と活用可能性に基づいて管理等級を診断(1段階)し、機関レベルの総合的な特許管理・活用戦略を樹立(2段階)するプロセスで進められる。特に、OECD特許品質指標(PQI)、特許価値自動評価システム(SMART)、技術別特許移転率、企業需要技術情報、技術寿命周期など検証された特許指標の分析と特許・技術専門家のレビューを併行して最終診断結果を出す。

<図 III-1-17> 政府R&D特許設計支援のプロセス



3) 評価及び発展方向

未活用特許問題に対する解決策である「政府R&D特許設計支援」及び「公共機関保有特許診断」事業は2016年本格的に施行される。技術開発済みの大学・出捐研の中大型R&D56の課題を対象に計22億ウォン規模の特許設計支援を実施し、政府R&D特許を多数保有する10機関を選定して計4億ウォン規模で保有特許を試験的に診断する予定である。

研究開発済みの発明を対象に基準を満たさない技術の特許出願が減少すれば、不要な特許管理費用が削減でき、確保した特許の質的水準が高められるため、事業化・技術移転の成果が高まると見られる。

同様に、大学・公共研の保有特許を診断することで、不要な特許管理費用は最小限に抑えると同時に、未来市場を先占する重要な権利は確保する、戦略的な特許管理体系の定着に貢献する。

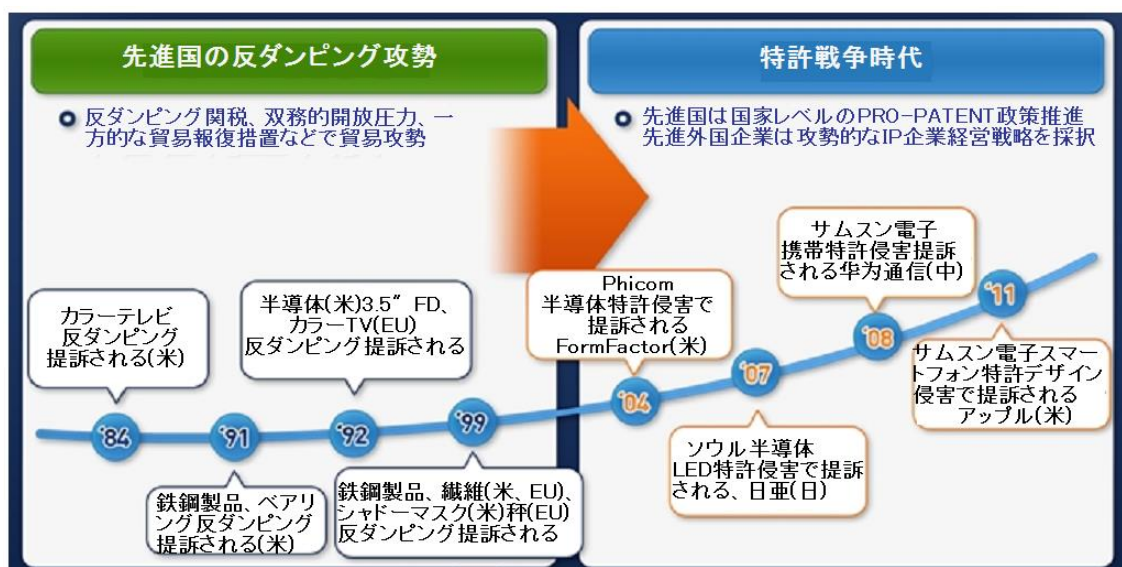
第2節 IP-R&D連携戦略の高度化

1. 概観

産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 技術書記官 パク・ソンウ

21世紀は技術とアイデア、ブランドなど無形資産を付加価値創出の原動力と考える知識基盤の創造経済時代である。特許など知的財産権分野が益々重要になるにつれ、今の産業界では熾烈な特許紛争と訴訟が繰広げられている。

<図III-1-18> 先進国の貿易規制手段などの戦略的な変化



サムスンとアップル、KolonとDuPontの訴訟でもわかるように、知的財産を武器に市場を先取りした企業は競合社を攻撃して収益を上げるなど攻撃的な知的財産戦略を展開している。また、パテントトロールと呼ばれる特許管理専門会社 (NPEs) の特許攻勢も強まるなど今日特許は企業経営の鍵として浮上した。

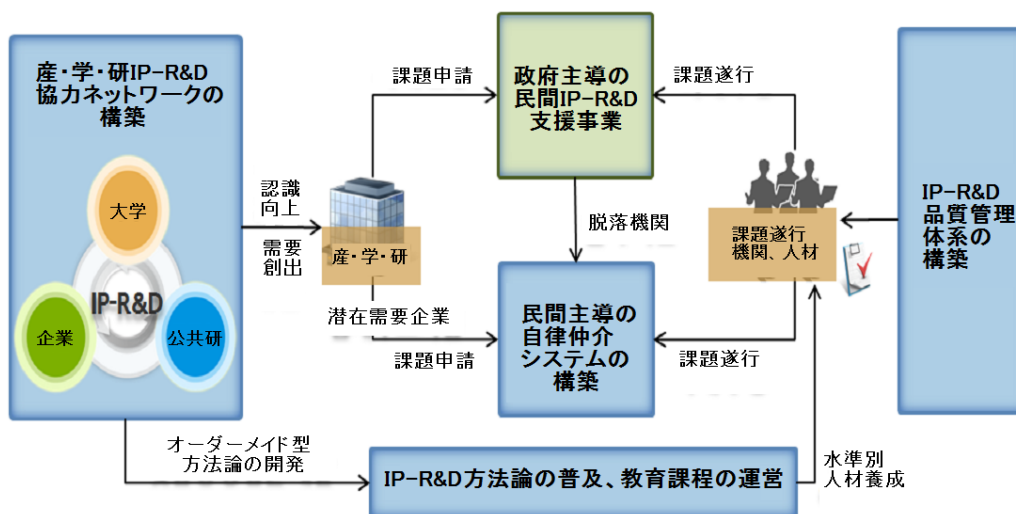
今やこのような特許紛争は大企業に限った話ではない。特許管理専門会社 (NPEs) から提訴された国内の中小・中堅企業の状況を見ると、2008年には5件に過ぎなかったのが2013年には44件に増え、わずか5年で5倍水準にまで急増している。これは特許紛争対象の普遍化及び知財権中心のR&Dが如何に重要であるのかを示す統計と言える。

そこで特許庁は韓国の中小・中堅企業の知的財産競争力を強化するため、2008年から民間IP-R&D戦略支援事業を推進してきた。産業界のR&D現場でオーダーメイド型知財権コンサルティングを通じて新規IPの創出、R&D方向の提示、IPインフラの構築などを支援している。

今年で8年目を迎えたIP-R&D戦略支援事業はこれまで計998社余りの中小・中堅企業を支援し、参加企業から特許経営戦略とR&D戦略の樹立に役立っているという評価を得ている。また、単純に個別企業への支援に止まらず、韓国産業界に知財権の重要性を伝えるためにCEO-CTO懇談会、R&D現場訪問、優秀事例共有会、方法論コンテストなどを開催している。特に、2012年には専門担当機関である「IP-R&D拡散支援本部」を設立するなどIP-R&D大衆化に向けた多角的な努力を傾けた。2014年にはIP-R&D大衆化の中心的な役割を担当する民間主導の自律協議体である「知的財産創造企業協議会」が発足して本格稼働に入った。

このように構成されたインフラを基に2015年には製品基盤IP-R&D戦略支援、知的財産基盤の国民幸福技術実現事業、再チャレンジIP-R&D戦略支援など企業のR&D現場にオーダーメイド型・密着型のIP-R&D生態系作りを積極的に推進した。

<図III-1-19>民間主導によるIP-R&D生態系構築モデル



2. IP-R&Dオーダーメイド型支援の拡大

産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 技術書記官 パク・ソンウ

イ. 推進背景

最近米国・日本など主要先進国は国家経済の付加価値を高める成長エンジンとして創意的な知識活動を奨励している。また、その結果物の保護・活用を促進するために政府レベルの知的財産政策を推進・運用中であり、知的財産権を貿易制裁の主な手段として活用している。2009年度韓国企業と関連して米国貿易委員会(ITC)に提訴された10件が何れも特許侵害関連事件であった事実はこれを裏付けている。

<図Ⅲ-1-20> 主要国の知的財産戦略の推進動向



今日のように熾烈な知財権競争時代には強い知財権を武器とする企業だけが生き残ることができる。しかし、これまで韓国のR&Dは持続的な量的投資成長にもかかわらず

ず質的生産性は低かった。

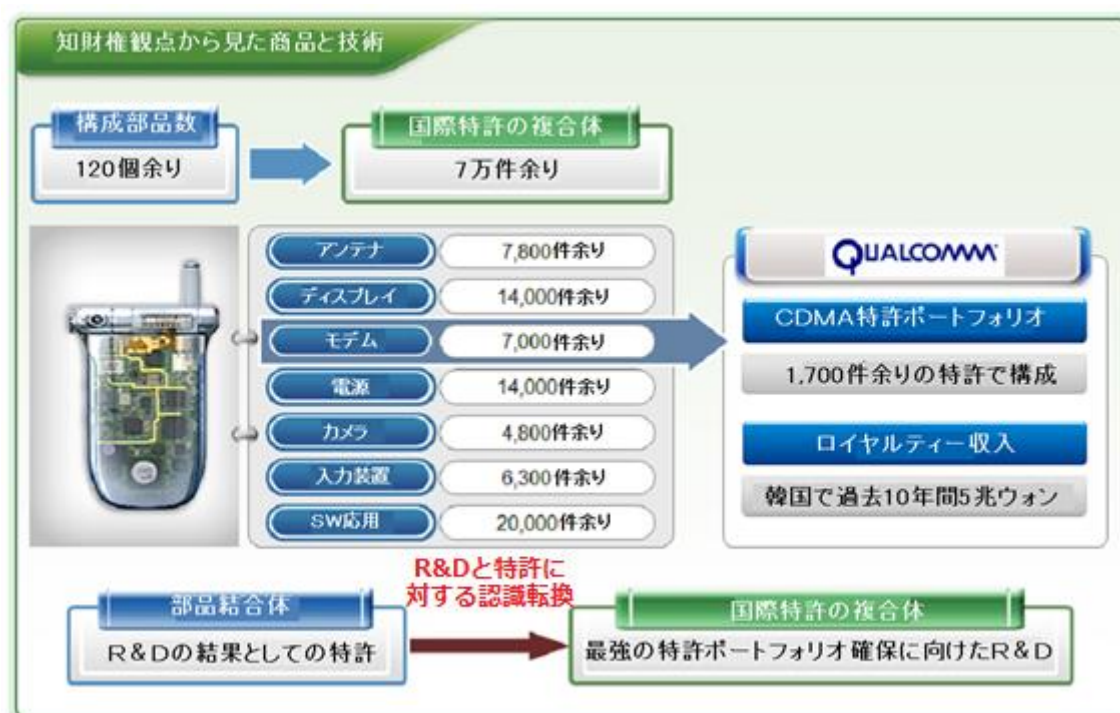
そこで特許庁は2015年度にはR&Dの体質を改善して効率性を高めることで、未来有望技術分野の知財権を先取りできるよう「知財権中心の技術獲得戦略事業」、「先端素材・部品IP-R&D戦略支援事業」、「消滅特許の公共利用拡散支援事業」を推進した。

ロ. 推進内容及び成果

知財権中心の技術獲得戦略は未来市場を分析・予測し、今後世界市場をリードしていく技術を予測し、それと連携した強い知財権ポートフォリオとそれを獲得する戦略を提供するものである。

これは製品を「部品の結合体」と見ていた見方に「特許複合体」という観点を追加的に取り入れ、「お金になる強い特許」の獲得及び先取りすることを研究開発の主要目的として定めることである。

<図Ⅲ-1-21>製品と技術に対するパラダイムの転換



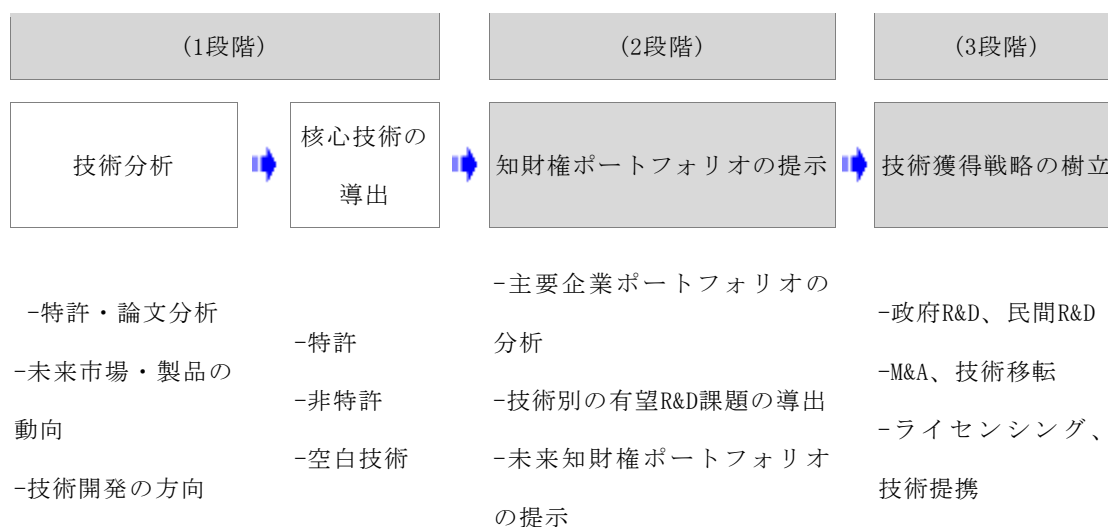
知財権獲得戦略の樹立プロセスは以下のとおりである。

(1段階) 未来市場のニーズ、消費トレンド、技術開発及び特許動向などを調査・分析し、未来市場をリードすると思われる製品や核心・源泉技術を予測し、

(2段階) 国内企業が特許攻勢に揺れることなく特許そのもので収益を出すのに有利な最適の「知財権ポートフォリオ」と強い特許確保型R&D課題を提示する。

(3段階) 最後に「知財権ポートフォリオ」を構成する個別特許獲得戦略(政府R&D、独自R&D戦略、第3企業との技術提携、クロス・ライセンスなど)を産業界などに提供することである。

<図Ⅲ-1-22> IP-R&D戦略支援の樹立プロセス



素材・部品産業は他産業に比べて雇用誘発など産業関連の効果が大きく、創造経済の実現をリードする次世代成長エンジンとして認識されている。最近素材・部品産業が核心キーワードとして急浮上していることを受け、政府もまた完成品中心の産業育成戦略から素材・部品産業との関連性向上戦略へと政策方向を変え、素材・部品産業の競争力強化に向けて支援を拡大している。

素材・部品分野が国家経済に及ぼす影響を見ると、2011年貿易規模が4千億ドルを突破して貿易1兆ドル時代の達成をリードし、2012年にはグローバル経済危機にもかかわらず史上初の貿易黒字900億ドルを達成したことで韓国が世界貿易8強に跳躍する上で大きな役割を果たした。

特許庁は素材・部品中小企業が市場価値の高い知的財産権が獲得できるよう、「先端素材・部品IP-R&D戦略支援事業」を推進している。

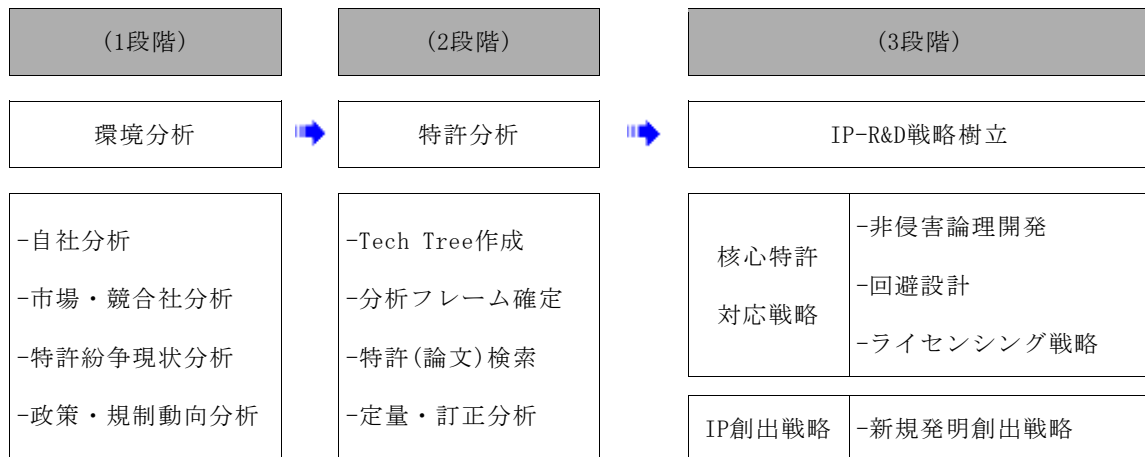
IP-R&D戦略は環境分析、特許分析、IP-R&D戦略樹立の全3段階で構成されている。

まず、環境分析の段階では企業ニーズ及び現状把握などの自社分析を通じて戦略目標を設定し、市場及び主要競合社の分析とともに特許紛争の現状、国家政策動向など技術課題に対する総合的な環境を分析する。

次の特許分析段階では、企業保有技術に対する関連特許及び論文の定量・訂正分析を実施し、それに基づいて主要核心特許を導き出す。

最後に導き出された核心特許に対応するための非侵害論理の開発及び回避設計の実施、新規IPの創出及び有望R&D課題を提示する。また、企業の事業化方向の設定、特許DBなどの特許インフラの構築を支援する。

<図Ⅲ-1-23> 先端素材・部品IP-R&D戦略支援のプロセス



	-主要特許の導出 -核心特許選定		-既出願特許補強戦略
		R&D方向提示	-有望R&D課題の導出 -事業化方向の設定
		特許インフラの構築	-IP-R&D方法論の教育 -特許分析DBの構築

2015年には消滅した源泉物質特許及びプラットフォーム技術特許を特許紛争の心配なく実現するため、消滅特許を活用したIP-R&D戦略コンサルティングを支援し、海外に進出しているグローバル先進企業の消滅した特許に対するDB構築及び戦略的な分析を通じて新しい市場を開拓し、その技術を商用化することで技術をより発展できる機会を提供している。

特許庁は2015年本事業を通じて計186社の中小・中堅企業などにオーダーメイド型知的財産権ポートフォリオの構築を支援した。その結果、計3,830件のIP-R&D戦略を導出して企業のR&D現場に提供した。

＜表Ⅲ－1－10＞2015年知財権中心の技術獲得戦略支援事業の実績

(単位：件)

区分	技術分野 障壁特許	IP獲得戦略		R&D戦略			合計
		無力化	ライセンスなど	国策	民間	共同	
46社*	620	87	359	8	156	4	1,234
平均	13.5	1.9	7.8	0.2	3.4	0.1	26.8

*2015年48課題のうち、IP融複合課題(2社)は除く。

＜表Ⅲ－1－11＞2015年先端素材・部品IP-R&D戦略支援事業の実績

(単位：件)

区分	IP獲得戦略(買入、	核心特許	R&D方向提示戦略(事業	ライセンス	特許インフ	合計

	補強、新規)	無力化戦略	化、生産性、R&D課題)	ング戦略	ラ構築戦略	
117社*	665	973	521	56	224	2,239
平均	5.7	8.3	4.5	0.5	1.9	20.8

*2015年128課題のうち、IP融複合課題(12社)は除く。

<表Ⅲ-1-12>2015年消滅特許の公共利用拡散支援事業の実績

(単位：件)

区分	IP獲得戦略(買入、 補強、新規)	核心特許 無力化戦略	R&D方向提示戦略(事業 化、生産性、R&D課題)	ライセンス ング戦略	特許インフ ラ構築戦略	合計
10社	28	69	35	3	22	157
平均	2.8	6.9	3.5	0.3	2.2	15.7

その他にもIP-R&D戦略樹立方法論を簡単に説明した「特許観点のR&D核心戦略」活用書を持続的に産・学・研に普及した。この活用書はIP-R&D戦略樹立事業を経験した企業のみならず接していない企業もIP-R&Dに接し易く構成されているため、IP観点から韓国産業界R&Dの方向性を提示するナビゲーションの役割だけでなく、研究開発の効率性及び特許競争力の向上にも大きく貢献すると見られる。

ハ. 評価及び発展方向

IP-R&D戦略支援を受けた研究開発課題は支援を受けていない課題に比べて特許出願件数は11.7倍、優秀特許比率は2.9倍、三極特許比率(米国、ヨーロッパ、日本の特許庁に同時出願された特許数)は5.2倍高いなど、支援成果が非常に高いことが分かった。

代表的な成果事例である㈱ベンテックスは機能性繊維を開発する中でIP-R&D戦略によって特許紛争の事前対応戦略を樹立し、最適の研究開発を遂行した結果、グローバル競合社との特許訴訟で勝利した。そして、研究開発結果として確保した優秀特許を担保にして事業投資財源も確保でき、新製品事業化の成功で海外グローバル企業との

輸出契約及び技術移転契約を締結するなどの成果を上げた。

これまでの成果を基に2016年度には前年比課題数35個、予算31%が増加した203課題、163億ウォンを投じて、中小企業に対しては既存素材部品分野への支援から全産業分野に支援を拡大する予定である。

同時に、商品と顧客に焦点を合わせたブランド・デザイン・特許獲得戦略総合支援も新しく推進する計画である。

創造経済の成功のためには韓国経済の根幹である中小・中堅企業が創造経済の「流通貨幣」である特許を保有・活用することが極めて重要であり、今後もIP-R&D戦略支援を通じて多数の中小・中堅企業が優秀な研究開発成果を上げるよう持続的に取り組んでいく予定である。

3. IP-R&Dの裾野を広げるための民間拡散の強化

産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 技術書記官 パク・ソンウ

イ. 推進内容及び成果

特許庁は中小・中堅企業の技術問題を解決するために企業のIP-R&D能力を強化し、インフラ構築のための様々なオーダーメイド型参加チャンネルを構築している。

IP-R&D事業に参加した企業及び産・学・研の関連団体が集まって相互疎通及び協力する民間中心の自律的な協議体である「知的財産創造企業協議会」を運営しながらIP-R&D大衆化に向けた研究と人材養成及び雇用創出のために取り組んでいる。

これまで特許庁は2009年～2015年まで998個の企業と大学・公共研などにIP-R&D戦略樹立支援」コンサルティングを提供し、そこから導き出した方法論を基に研究会及び優秀事例共有会の開催、IP-R&D活用書を発刊した。

そして、民間の自律的なIP-R&D生態系作りのためにIP-R&D自律仲介システムを運営するとともに、情報通信研究院、高麗大など需要機関と協力機関間の自律仲介を実施している。

民間にIP-R&Dの裾野を拡大するため、2015年には企業オーダーメイド型教育とコンサルティングを実施し、特許検索方法と企業オーダーメイド型職務発明コンサルティングなどを支援した。また、IP-R&D事業の結果をより多くの企業が活用できるよう、IP-R&D支援で導き出した有効特許及び企業保有特許を効率的に管理するシステムである特許管理プログラムを開発・普及した。

2015年3月と9月にはIP-R&D事業参加機関を対象に教育を実施し、2015年6月には経歴が途絶えた女性及び理工系大学院生を対象にIP-R&D現場型教育を実施した。

民間ではIP-R&D事業を分かり易いようにIP-R&D方法論のマニュアルである「知財権観点の技術経営戦略」を製作・配布した。

2015年12月にはIP-R&D方法論コンテストを開催、企業部門19、個人部門45など計64チームが参加し、産業部長官賞(5)、特許庁長賞(6)、知的財産戦略院長賞(14)など計25チームに賞を授与するなど、IP-R&Dの裾野を広げるためのインフラ作りに努力を傾けている。

IP-R&D戦略支援事業参加企業の便宜を図るため、手続き及び書類の簡素化など手続きを改善することで事業遂行の効率を高め、公信力のある機関との協力を通じて支援企業に対する信頼性のある情報を確保した。また、再参加企業を対象に従来支援していた課題の連続性及び保安維持の必要性などを踏まえて企業－協力機関コンソーシアム課題を推進した。

より多くの企業がIP-R&D事業に参加できるよう、IP-R&D事業参加制限基準を調整することで、助けが必要な企業に支援ができるよう運営している。企業の規模・支援の

類型に関係なく最近4年間5回以上事業に参加した企業は制限するが、企業の生き残りにつながる特殊な事項が発生した場合は例外規定を設けた。

ロ. 評価及び発展方策

IP-R&D戦略の拡散を最大化するためにはIP-R&D方法論を研究・開発し、それをオンラインとオフラインに広げ、持続的に高度化する努力が必要である。

2014年発足した知的財産創造企業協議会加盟社のIP-R&D水準向上及び加盟社ニーズの多様化によってIP-R&D拡散方法をより多様化する予定である。

民間主導のIP-R&D拡散協議体の運営を強化するため、IP-R&D 이슈に対する研究テーマを導出し、研究テーマ別小グループ集まりを通じて研究テーマ別の自律的な勉強会運営を支援する計画である。

<図Ⅲ-1-24> IP-R&D方法論拡散体系



教育・勉強会活動などを通じて開発した方法論を共有し、効用性に関して討論するために事例中心のIP-R&D共有の場を設け、各地域における強みのある産業関連の協会・学界などと連携して産業別の特性を考慮した多様なIP-R&D方法論を伝播する予定である。

IP-R&D戦略支援事業は今年8年目を迎え、認識拡散が一定水準に達しているため、各機関に即時適用できる細分化された教育プログラムが求められる。今年には教育対象のIP-R&D水準、教育受講目標などを考慮して課程を運営し、個別機関に対する教育診断を通じて教育カリキュラムの開発及びロードマップを提示する予定である。

また、実習中心の後続プログラムを運営して実践型専門人材として成長できるよう、教育需要機関（韓国女性科学技術人支援センター、国家知的財産教育発展協議会など）との協業を通じて雇用連携プログラムも運営する計画である。

＜表Ⅲ－1－13＞2016年教育課程の運営状況

教育名	目標	内容
IP-R&D戦略支援事業参加 機関教育	事業成果向上	IP-R&D戦略支援事業の成果を高める ための実務
協議会加盟社特講	専門知識及びIP専門 이슈の把握	国内外専門家を招聘
IP-R&D専門人材養成課程	IP業界就職	理工系大学(院)生など女性科学技術 人IP-R&D専門人材養成課程
特性化教育	国策R&D課題遂行成 果の向上	国策R&D課題を遂行するための特性化 教育

IP-R&Dの裾野を広げるためにはマニュアルが必要である。現在普及している各種IP-R&Dマニュアルが供給者観点から製作されているため、研究開発及び特許担当者など実務需要者観点からアプローチする必要がある。数年間蓄積されたIP-R&D事業遂行ノウハウを既存製作された特許戦略方法論マニュアルと調和させることで、需要者観点のIP-R&Dマニュアルを製作及び普及する計画である。

事業を進める過程で製作したマニュアルをユーザーがより利用しやすく製作するため、企業研究開発及び特許担当者など実務需要者観点から利用しやすいマニュアルも製作する予定である。

<図Ⅲ-1-25> IP-R&D民間拡散の主要内容

IP-R&D拡散協議体(知的財産創造企業協議会)



- 産学研の自律的なIP-R&D研究活動を支援
- IP-R&D事例共有の場を設ける
- 産業別・目的別細部テーマセミナーの開催



需要者ニーズオーダーメイド型教育

- 需要主体別教育課程の多様化
- 教育診断を通じたオーダーメイド型教育
- 教育-実習連携プログラムの運営

IP-R&Dマニュアルの集大成

- 研究テーマ別方法論の世界化
- 各主体の当面課題に対する解決策提示マニュアルの製作



第3節 標準特許の創出支援

1. 概観

特許審査政策局 産業財産創出戦略チーム 工業事務官 イ・チャンナム

本格的なICTと産業間の融複合時代を迎えて製品間の相互互換性を規定する標準技術を権利化した標準特許が知的財産競争力の鍵として浮上したことで、特許庁は韓国産・学・研における標準特許に対する認識を高めるとともに標準特許の創出能力を強化するため、2009年から標準特許創出支援事業を推進している。

2015年には政府R&D成果の標準特許の創出可能性を高めるため、課題発掘及び企画段階から標準特許確保の可能性を考慮した標準特許戦略マップ及び標準特許動向調査を本格的に施行した。また、産業界において特許問題が予想される技術に対しては国際標準制定段階から予め問題特許を検討することで、産業界の被害を最小限に抑えた。

2015年事業の主な成果は、R&D課題を探し出すための標準特許戦略マップ事業を通じてIoTに対する標準特許戦略マップを構築し、未来部及び産業部(国家技術標準院)の課題の中で国際標準化が求められる計20件の課題を対象に標準特許動向調査を実施した。産・学・研の標準技術関連15件のR&D課題及び15件の国際標準開発課題を支援し、国内外特許106件が出願され、そのうち72件の特許が反映された40件の標準案(寄稿文)が提案された。

また、ICT分野の国際標準化を担当する未来部(国立電波研究院)との協力の下で、ネットワークセキュリティー分野の国際標準を制定する過程で産業界の被害が予想される特許に対して迅速な対応及び戦略を支援することで被害を最小限に抑えた。また、持続的に対応できるよう、2016年からは産業界の被害や予防に対応する専担協議体を構成する予定である。

最新標準特許の情報を提供するため、標準化機関の標準特許DB5,000件を新規構築

して2015年累計32,000件の標準特許情報サービスを提供し、標準特許専門誌であるSE P Insideを4回発刊した。また、標準特許専門弁理士養成教育と標準特許創出方法論の拡散教育などを展開することで標準特許の創出基盤を強化した。

標準特許の弱者である中小・中堅企業の標準特許競争力を強化するため、中小・中堅企業オーダーメイド型標準特許戦略支援を通じて企業5社及び関連協会・フォーラム会員社を対象に標準特許戦略を提供し、参加企業の状況に適した20件のオーダーメイド型戦略を提供するとともに16件の国内外出願を支援した。

2016年は世界的な優秀技術を保有する韓国の中小・中堅企業が多く、多くの時間と費用が求められる国際標準及び標準特許の確保に難航している状況を改善するため、省庁共同(特許庁－未来部－産業部)で標準特許強小企業育成支援政策を施行する予定である。

2. 政府R&Dにおける標準特許確保可能性の向上

産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 工業事務官 イ・チャンナム

イ. 推進背景及び概要

標準は特定技術を使う時に誰でも常に同じ方法で実施できる技術規格を意味し、これまで産業発展及びユーザーの利便性向上に貢献してきた。このような標準は技術の互換性を重視するIT技術の発展と国家間の貿易が活発になるに連れ、その重要性も増している。¹³

このような環境の中でグローバル企業は市場での主導権を握るために標準と特許を戦略的に活用している。すなわち、市場性の高い標準と独占排他的な権利である特許を戦略的に結合し、その中で標準特許という新しい高付加価値特許を作り、そのロイヤルティ収益を通じて世界経済の激しい競争で優位に立ち続けている。

¹³ 1995年に締結されたWTO/TBT(貿易技術障壁)協定でWTO加盟国は国際標準を国内標準や技術基準の基礎として使わなければならない義務を付与(TBT Article 2.4参考)

韓国の状況(2014年基準)を見るとGDP対比研究開発投資比重は4.29%で世界1位水準である。しかし、技術競争力の基準である技術貿易収支比率は0.63と多少改善されてはいるものの慢性的な技術貿易収支赤字の状況からは脱していない。技術導入額と技術輸出額は其々155.4億ドルと97.6億ドルで57.8億ドルの技術貿易収支の赤字が発生しており、輸出が増加すればするほど核心源泉・標準特許の不足によるロイヤリティー支払いで赤字が更に増える技術貿易不均衡が続いている。

国際標準化機関に登録された韓国の標準特許は2015年12月調査の結果、全体の6.4%で、標準特許政策支援以後、約2倍の成長を記録しているが、保有率の側面ではまだ不十分である。また、標準特許は長い標準化期間にR&D、特許、標準などの能力が戦略的な協力によって創出されるものであるだけに、一部の大企業や公共研究機関を除けば、多数の中小・中堅企業が確保することは難しい。

<表Ⅲ-1-14> 国際標準化機関 (ISO、IEC、ITU) に登録された標準特許の状況 (2015.12)

順位	国家	個数	比率	順位	国家	個数	比率
1	米国	3,101	25.6%	6	ドイツ	554	4.6%
2	フィンランド	2,539	21.0%	7	オランダ	359	3.0%
3	日本	2,146	17.7%	8	スウェーデン	357	3.0%
4	フランス	1,265	10.4%	9	イギリス	204	1.7%
5	大韓民国	782	6.4%	10	カナダ	193	1.6%

* 出所：韓国知的財産戦略院標準特許センター

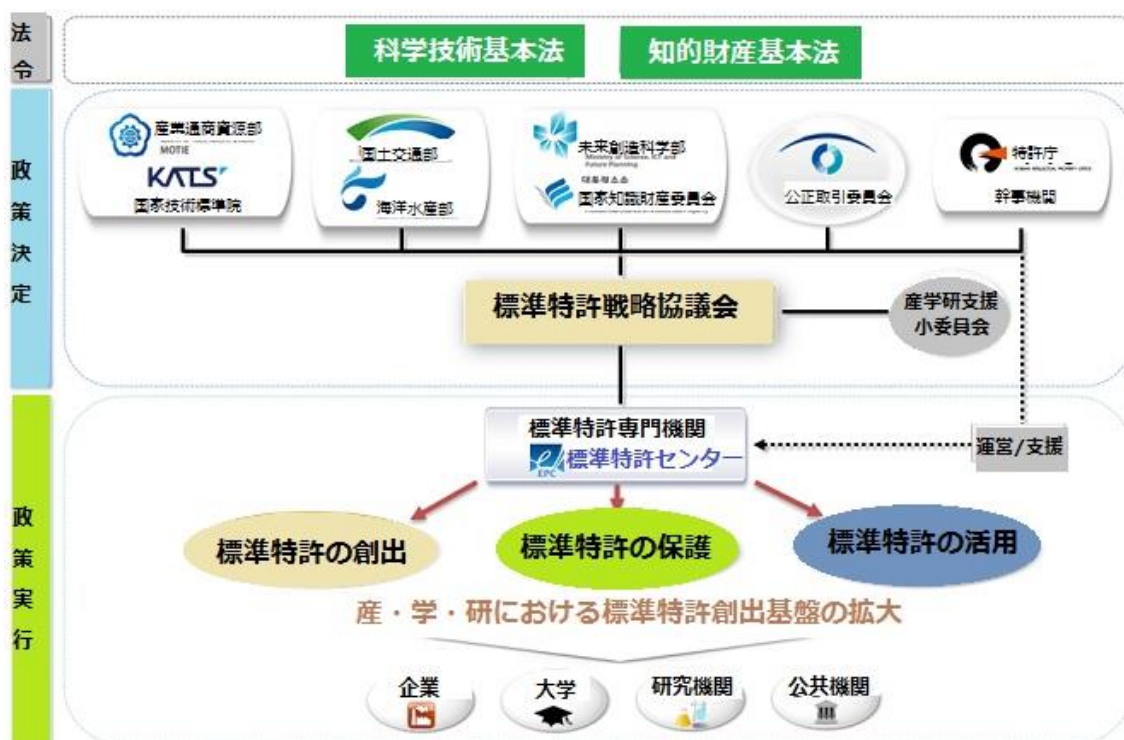
このような状況の中で特許庁は2009年「標準特許の戦略的な創出支援総合対策」を打ち出し、それによる庁内の専門組織の編成及び国家レベルの標準特許創出支援政策を推進している。2013年には標準特許世界4強入りに向けた中長期(2013～2017)政策として「標準特許の戦略的確報方策」を講じ、国家知識財産委員会を通じて11省庁合同で確定した。

ロ. 推進内容及び成果

標準特許創出支援事業は技術互換性で市場支配力の高い標準と独占排他権である特許の連携を通じて創出された高付加価値標準特許を確保するため、「R&D－特許－標準」の相互間有機的な連携を通じて、R&D課題企画の時から国際標準案の開発、標準化活動に至る全段階にわたって標準特許の創出を支援する事業である。

従来標準を獲得するためのR&Dの場合、R&Dに対する成果である特許と標準が互いに連動されず、R&Dを通じて作られた標準案が最終的な国際標準として採択されても実質的な標準特許は獲得できないケースが時々発生した。したがって、本標準特許創出支援事業は標準と特許の戦略的な連携を通じて優秀なR&D成果が標準特許につながるように支援する事業である。

<図Ⅲ－1－26> 標準特許創出支援事業の政府レベルでの推進体系



まず、韓国の標準特許能力強化と政府R&D資源の効率的な投資という観点から、R&D

課題の発掘段階から標準特許確保の可能性を考慮したR&D課題を発掘するため、標準特許戦略マップの構築を推進した。2015年にはIoT技術に対する計47つのIoT関連標準技術に対する特許評価を通じて10大標準特許有望技術を導出し、有望技術の中で韓国の標準特許確保が可能な7つのR&D課題を導出し、そのうち1つの課題が2016年ICT R&D事業(未来創造科学部)の新規課題として反映された。また、政府R&D成果を高めるため、標準特許に関連している国家研究開発の企画及び評価の際に国際標準を考慮した標準特許動向調査を実施するよう改正された国家研究開発管理規定(2014.08)に基づき、2015年には未来創造科学部及び産業通商資源部の国際標準と関連するR&D事業を対象に計20つの課題に対する標準特許動向調査を実施した。2014年に引き続き国際標準化を併行して推進しているR&D課題遂行機関と連携してR&D環境と国際標準環境をより綿密に分析する一方、特許とR&D、標準の連携戦略を支援するもののR&D標準環境による細部戦略をより多様化して事業成果の向上を図った。2015年には超高品質コンテンツ支援UHD技術の開発など15の政府R&D課題を支援して計61件の戦略を導出し、71件の国内外特許が出願された。そのうち40件の特許が反映された19件の標準案(寄稿文)がISO/IEC JTC1¹⁴など国際標準化機関に提出された。

<表Ⅲ-1-15> 2015年R&D標準特許創出支援事業の推進成果

連携課題	参加機関	標準化機関	①戦略 戦略 提示	②特許		③標準 標準案(寄稿文) 提案
				国内特許 出願	国外特許 出願	
超高品質コンテンツ支援UHD技術の開発など15課題	ETRI など8つ	ISO/IEC JTC1 など9つ	61件	68件	3件	19件

そして、R&Dが一定部分終了して国際標準案の開発及び国際標準への反映に向けた標準化活動を目的とする国家標準化機関の標準開発課題と連携して既存の技術中心から特許中心の戦略的な標準案を開発することで、標準特許が創出できるよう支援した。2015年には3D Audio多チャンネルコーデックの標準化など計15件の課題を支援して標

¹⁴ JTC1(JOINT TECHNICAL COMMITTEE 1) : ISO TC97(情報処理システム分野)とIEC TC83(情報機器・マイクロプロセッサシステム分野)が統合・運営される共同技術委員会

準、特許分析などを通じて26件の戦略を導出し、35件の国内外特許が出願された。そのうち32件の特許が反映された21件の標準案(寄稿文)がIEEE¹⁵など国際標準化機関に提出された。

＜表Ⅲ－1－16＞2015年国際標準案特許戦略化事業の推進成果

連携課題	参加機関	標準化機関	①戦略	②特許		③標準
			戦略提示	国内特許出願	国外特許出願	標準案(寄稿文)提案
3D Audio 多チャンネルコーデックの標準化など計15件の課題	ウォーラス標準研究所など6つ	IEEE など9機関	26件	24件	11件	21件

また、標準特許創出支援事業による特許成果の活用性を高めるため、支援終了後の標準化の進行状況及び特許対応 이슈によって標準特許の地位が維持できるよう特許管理戦略を支援した。これを通じて計467件の事業特許成果及び27件の追加出願特許に対して標準整合性を確保するための権利範囲補正戦略37件、標準特許の活用を拡大するための分割/海外出願戦略6件など計50件の標準特許化戦略を提供した。

＜表Ⅲ－1－17＞2015年標準特許後続管理事業の推進成果

後続管理の対象			標準特許化戦略支援(50件)			
特許成果	追加出願件	モニタリング再開	権利範囲の補正	分割出願戦略	海外出願戦略	仮出願権利設計
467件	27件	25件	37件	4件	2件	7件

ハ. 評価及び発展方向

2009～2010年に推進された事業は標準特許の重要性に対する国民の認識を高め、標

¹⁵ IEEE(Institute of Electrical and Electronics Engineers) : 国際電気電子技術者協会で、主に北米標準開発専門機関

準特許の戦略的な創出基盤を確保するための国家戦略レベルでのアプローチであった。一方、2011～2013年に推進された標準特許創出支援事業はR&D現場に直接入り込み、実際R&Dと標準化活動を展開する研究員に標準特許創出方法論を伝播し、実際標準特許が作られる過程を経験をさせることでその基盤を拡大することに重点をおいて推進された。

2014年からは政府R&Dの全周期にわたる支援を通じて標準特許創出成果の最大化を図る体系の構築を進めている。2015年には標準特許有望課題を発掘するための標準特許戦略マップ及び課題企画過程において標準特許の可能性を検討するための標準特許動向調査を本格的に施行した。また、これまで国際標準化及び標準特許支援を通じて蓄積されたノウハウを利用して政府R&D標準特許には弱い韓国の中小・中堅企業の標準特許競争力を強化するため、未来部、産業部などと共同で「標準特許強小企業育成方策」を樹立した。2016年からは韓国の中小・中堅企業が標準特許強小企業になるよう、省庁が協力する支援モデルを定立し、それを基に国家全体の標準特許競争力を高められる政策を推進する計画である。

これを通じて政府R&Dの全周期にわたる支援を通じて政府R&Dの標準特許成果を高め、相対的に弱者である韓国の中小・中堅企業の標準特許競争力を強化することで、韓国が標準特許世界4強に仲間入りできるよう基盤をより固めていく予定である。

3. 国際標準化活動に対する標準特許戦略支援

産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 工業事務官 イ・チャンナム

イ. 推進背景及び概要

現在までは国際標準化活動の際に知財権に対する検討が不十分であり、標準が採択されることによって相当規模の特許料が発生している状況である。特に、韓国の主要輸出品目である電気電子及び情報通信技術分野の製品が技術貿易収支赤字の約86.3%を占めており、主要標準技術分野別に形成された特許プールによる特許料の負担も増

加している。

そこで標準制定の段階別に特許を検討することで国益を考慮した国際標準が制定されるようオーダーメイド型特許戦略を支援する「多国(政府)間国際標準化活動時の特許戦略支援」を遂行した。

ロ. 推進内容及び成果

2015年にはITU-Tのネットワークセキュリティー分野(SG17)に対する国内対応研究班を試験的に支援したが、計87件の主要特許分析を行って国際標準化に積極的に対応し、国内技術を国際標準に反映するための戦略を提示した。

また、2015年支援結果によって国際標準として議論されている技術の利害当事者が標準に直接参加して共同対応すべきであるということで、2016年に産業界被害予防・対応専担協議体の構成に協力することにした。

<表Ⅲ-1-18> 2015年多国(政府)間国際標準化活動時の特許戦略支援の推進成果

主要特許分析の提供	応用特許の提供	戦略樹立	戦略類型
87 件	537 件	4 件	新規寄稿文誘導/国内代替技術導出戦略
戦略活用成果	<ul style="list-style-type: none"> ・(国際標準化対応)国際標準化時の分析結果を参照して韓国企業のロイヤリティー負担が予想される海外寄稿に戦略的に対応する。 ・(国内技術の国際標準反映)国内技術が考慮されていない海外寄稿に国内技術反映を誘導、または新規寄稿主体選定後、直接寄稿を推進。 		

ハ. 評価及び発展方向

2015年多国(政府)間国際標準化活動時の特許戦略支援を通じて海外で主導する標準に国益が反映できるよう対応し、特に利害当事者が直接参加して能動的に対応できるよう誘導した。また、未来部(国立電波研究院)の2016年事業計画に標準特許対応に向

けた特許庁との共同協力関連事項を反映することで省庁間の協力を制度化した。

今後他の標準化研究班まで特許戦略支援範囲を拡大し、「産業界被害予防・対応専担協議体」の構成・運営に積極的に参加することで、国際標準化過程において予想される被害を事前に対応及び最小化するよう引き続き支援する予定である。

第2章 知的財産基盤の創造企業の育成

第1節 中小企業の知的財産経営支援の強化

1. 概観

産業財産政策局 地域産業財産課 工業事務官 ソ・テグァン

韓国がもう一度跳躍するためには創造文化が欠かせない。従来のように単なる労働力の投入や大量生産、または後を追うだけの戦略ではこれ以上の経済成長は期待できない状況であり、これからは斬新なアイデアを通じた新しい製品・サービスを地道に創り出して未来を先導することだけが持続的な経済成長の鍵になると見られる。このような観点から知的財産権は斬新なアイデアを保護する強力な手段であり、創造経済の核心と言える。

最近景気低迷及び企業間の競争激化によって韓国経済のバックボーンといえる中小企業の生き残りはますます厳しくなっている。大企業に頼り過ぎてあつと言う間に販路が途絶えてしまうケースが発生し、競合社の牽制によって経営活動が難しくなるケースが頻繁に発生する。このような状況の中で中小企業の長期的な成長を担保するためには、新しい製品を通じて新しい市場を開拓することが非常に重要である。新しい製品を持続的に見つけて販売先を多様化し、企業の価値を高めることが厳しい状況を打開していく鍵になると見られる。

また、製品寿命の周期が短くなり、新製品に適用される知的財産権の数も増えているため、知的財産権なく企業を運営することは至難の業である。大企業の場合は独自の戦略を樹立して事前に知的財産権紛争に備えられるが、中小企業の場合は事前の備えなく製品を販売したために知的財産権が足枷になってしまうケースが頻繁に発生する。特に、輸出に大きく依存する韓国経済の特性上、中小企業の海外知的財産競争力は極めて重要であるが、まだ海外知的財産権分野における韓国中小企業の能力は高くない。

特許庁は中小企業の知的財産経営支援を強化し、知的財産に基づいた創造企業を育成するための様々な取り組みを実施した。中小企業を知的財産能力段階別に区分し、各段階に適した支援施策を講じ、このような段階的な支援を通じて有望中小企業が知的財産スター企業として成長できるよう誘導した。また、中小企業が自社の知的財産経営状況を把握し、独自の戦略を樹立することで能力を高めるよう、知的財産経営コンサルティングを支援した。

2. 中小企業IP成長段階別の支援体系

産業財産政策局 地域産業財産課 工業事務官 ソ・テグァン

イ. 推進背景

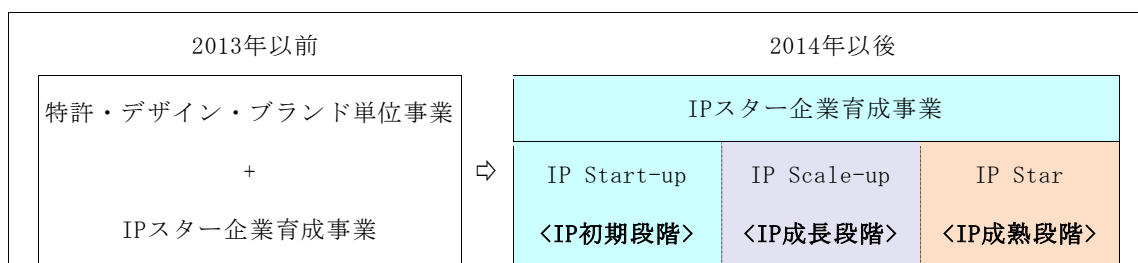
中小企業はその数が多く業種も多様で知的財産を創出・活用する能力も多様である。したがって、一律的な支援方式では効率的な事業運営が困難である。また、創業初期の企業にも知的財産権は重要な要素であるが、一律的な支援方法では知的財産導入期の企業が支援対象として選定され難いため、知的財産経営初期企業を育成し難い面もあった。

2013年度まで特許庁は特許総合支援事業、ブランド・デザイン価値向上事業、IPスター企業育成事業を個別的に運営し、需要者である中小企業の立場よりは供給者である特許庁を中心に事業を展開してきた。具体的に中小企業のIP成長段階よりは特許、ブランド、デザインのようなIP権利別に事業を運営したため、効率的な中小企業オーダーメイド型支援が難しい面があった。

最近創業初期から中小企業が体系的に成長できるよう、オーダーメイド型支援体系の必要性が台頭し、特許庁も中小企業の知的財産経営支援を強化するため、2014年度にIP成長段階別の支援体系を構築した。2015年度には2014年度に導入された段階別企業育成支援体系を定着させるため、新規支援施策を設けて支援方法を改善するなど企

業オーダーメイド型支援政策を強化した。

＜図Ⅲ－２－１＞政策の実効性向上に向けた支援体系の改編



ロ．推進内容及び成果

特許庁は2015年度に中小企業のIP成長段階別支援のため、IP Start-up→IP Scale-up→IP Starにつながる段階別IPスター企業育成事業を実施した。

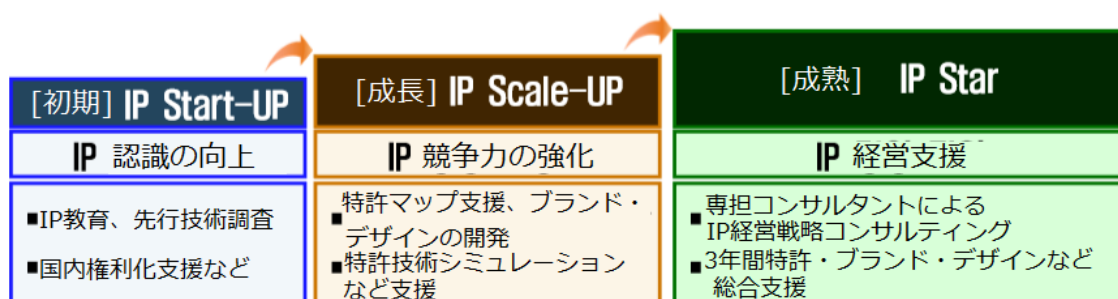
IP Start-up段階はIP入門段階であり、IPに無関心であった中小企業がIPに関心を持てるように先行技術調査や国内権利化、IPインキュベーションのような知的財産関連の基礎的内容を支援した。IP Scale-up段階はIP競争力を強化する段階であり、IP経験のある中小企業にオーダーメイド型特許マップ、ブランド・デザイン開発などを支援し、知的財産競争力を備えるよう働きかけた。最後の段階であるIP Star段階では中小企業がIP経営を続けられるように特許・ブランド・デザイン関連の総合支援と地域知識財産センターに常駐する専門コンサルタントを通じてIP経営戦略コンサルティングを支援した。

最近3年間知的財産出願3件未満の企業をIP Start-up企業に、最近3年間知的財産権出願が3件以上または最近知的財産権登録が1件以上の企業をIP Scale-up企業に其々区分し、IP Star段階企業は別途の評価を通じて有望中小企業を選定した。

2015年度には企業ニーズに即刻対応できるように支援金額及び時期、支援内容を柔軟に運営できるIPインキュベーションを新設し、ブランド及びデザイン開発などのような中・大型支援施策をIP Scale-up及びIP Star段階に配置することで成長可能性

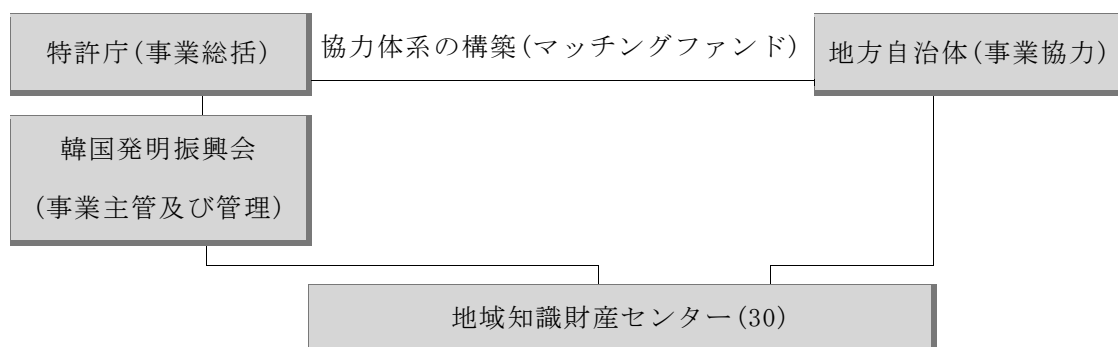
の高い企業に対する支援を強化した。また、IPに対して関心のない多数のIP初期企業を発掘してIPに対する認識を高めるため、地域知識財産センターの知的財産専門コンサルタントが中小企業を直接訪問して積極的にIP Star-up支援事業を広報した。その結果、2015年度にIP-Start-up段階企業に5,423件、IP Scale-up段階企業に5,022件などを支援し、段階的な中小企業支援体系の構築を通じてこれまで疎外されていたIP初期企業に対する支援も強化した。

<図Ⅲ-2-2> IP Star企業育成事業のプロセス



IP Star企業育成事業は地方自治体と共に事業を遂行し、地方自治体に国庫に相応する資金を投資(マッチング比率50:50)させることで、事業に対する効果と責任を担保している。また、地方自治体と共に事業を遂行することで、相対的に疎外されていた非首都圏地域に対する支援が強化できた。事業を行う地域知識財産センターが全国各地に分布しており、特定の地域に支援事業が偏ることなく全国各地でバランスよく事業支援が行われた。また、地方自治体とともに事業を行うことで知的財産分野に関心が少なかった地方自治体が知的財産分野により関心が持てるよう誘導できた。

<図Ⅲ-2-3> IPスター企業育成事業の推進体系

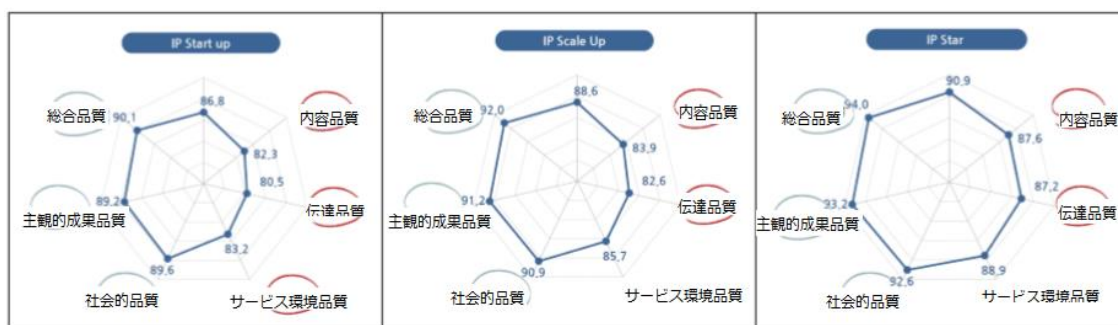


ハ. 評価及び発展方向

IP成長段階別支援体系によって中小企業はIP成長段階に適した支援を受けることができた。また、IPスター企業育成事業は各地域知識財産センターに常駐するコンサルタントの密着型コンサルティングを併行しており、事業の質的水準も高い。その結果、2015年度IP Start-up支援満足度は86.8点、IP Scale-up支援満足度は88.6点、IP Star満足度は90.9点であり、高いことが分かった。

今後各段階別の支援施策を充実化・多様化し、IP初期中小企業がIPスター企業として成長できるよう事業を運営する必要がある。

<図Ⅲ-2-4> IPスター企業育成事業の満足度調査の結果



3. IP Start-up支援

産業財産政策局 地域産業財産課 工業事務官 ソ・テグアン

イ. 先行技術調査支援

1) 推進背景及び概要

創意的なアイデアを実現する前に必ず実施しなければならない活動は先行技術調査である。アイデアの保有者は自分のアイデアが奇抜で斬新なアイデアと考えられるが、

既に他の人が先にそのアイデアを先占した可能性もある。

特許文献には多くのアイデアが残っているため、知的財産分野において最も基本になる活動は先行技術調査である。しかし、多くの中小企業がそれを見過ごしている。特許庁は企業の重複研究開発を防止するため、先行技術調査支援を導入・実施した。

2) 主要内容及び成果

先行技術調査支援は中小企業の新製品・新技術の開発の際に先行技術存在有無を通知し、類似する技術情報を調査・分析して提供する事業である。これを通じて技術の重複研究及び重複投資が防止できる。

中小企業が特定技術に対する先行技術調査を依頼すると、先行技術調査の専門家が該当技術に対する先行技術調査報告書を作成して中小企業に伝える。

2015年度には企業1社当たり3件以内に支援し、総支援件数は884件であった。884件のうち約22%に該当する193件は地域R&D事業の重複投資防止のための先行技術調査として活用された。

先行技術調査支援を受けた企業の支援後の年間平均特許出願件数は0.95件であることが分かった。これは支援前の年間平均特許出願件数の0.07件に比べて1293.5%増加した数値であり、先行技術調査支援が特許出願につながっていることが分かる。

3) 評価及び発展方向

先行技術調査支援は少ない努力で中小企業に大きなメリットが与えられる支援である。先行技術調査・支援を受けた企業は「先行技術調査支援を通じて知った回避設計方法を実務者と研究してより競争力のある特許が出願できた」と評価した。

地域知識財産センターに常駐する専門コンサルタントの能力が先行技術調査を実施

できるだけ高いため、今後は地域知識財産センターの専門コンサルタントを活用して先行技術調査支援を拡大する必要がある。また、特許分野のみならず商標・デザイン分野まで調査を拡大し、中小企業がより競争力のある知的財産権が保有できるように支援しなければならない。

ロ. 国内外権利化支援

1) 推進背景及び概要

優秀な技術を開発したり、創意的なアイデアがあるにも関わらず資金力の足りない中小企業は優秀な技術や創意的なアイデアの権利化に困難を感じている。実際に優秀な技術を開発したにも関わらず知的財産権を確保しない状態のまま事業を進めた結果、市場の大部分を他企業に奪われるケースも稀ではない。

国内外権利化支援事業は資金難によって知的財産権の出願に困難を感じている中小企業の出願をサポートすることで、中小企業における知的財産権の創出を図るために導入されたものである。また、中小企業の知的財産権に対する関心を呼び起こし、知的財産権の必要性を認識させる目的もある。

2) 主要内容及び成果

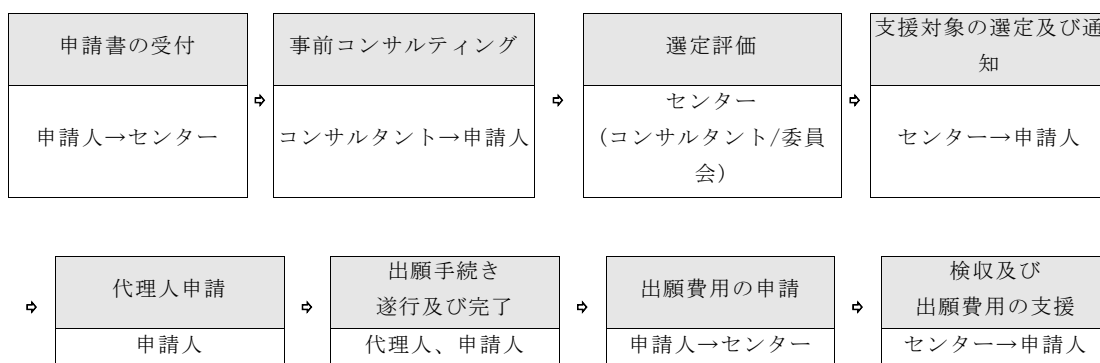
国内外権利化支援事業では特許、実用新案、デザイン、商標の出願を支援する。具体的に国内外権利化支援事業では地域知識財産センターに常駐する専門コンサルタントによるコンサルティングとともに特許、実用新案、デザイン、商標の出願にかかる費用の一部を支援している。

同事業は特許庁と地方自治体が事業を総括し、韓国発明振興会が事業主管及び管理監督を実施し、地域知識財産センターが事業を行う推進体系となっている。特許庁と自治体がマッチングファンドを構成し、50：50の比率で予算を支援するため、全国各地域の全ての中小企業が恩恵を受けることができ、首都圏に比べて相対的に知的財産

能力の足りない地域所在の中小企業も権利化支援事業の恩恵を受けることができた。

同事業は地域知識財産センターが事前コンサルティングを行った件のうち優秀と判断した件に限定して支援しており、判断基準は登録可能性、活用可能性、事業性、波及効果である。支援手プロセスは下記の図のとおりである。

<表Ⅲ-2-1> 権利化支援事業の支援プロセス



2015年度には創業を控えている予備創業者まで支援対象を拡大し、創業初期から知的財産経営を行うように働きかけた。また、2015年度には特許及び実用新案の国内権利化支援単価を市場水準を考慮して上方修正しており、支援単価は以下の表のとおりである。

<表Ⅲ-2-2> 2015年度権利化支援の単価

	国内	海外
特許	130万ウォン以内	700万ウォン以内 (PCT : 300万ウォン以内)
PCT	90万ウォン以内	
商標	25万ウォン以内	250万ウォン以内
デザイン	35万ウォン以内	280万ウォン以内

知財権網を構築するため、国内権利化支援の場合は企業1社当たり6件以内、海外権利化支援の場合は企業1社当たり3件以内で支援し、地域知識財産センターを通じた2015年度の支援件数は以下の表のとおりである。

＜表Ⅲ－2－3＞2015年度権利化支援件数

	国内	海外
特許・実用新案	2,359	248
商標	1,127	60
デザイン	579	24
計	4,065	332

特に2015年度には地域単位の支援と全国単位の支援を併行した。即ち、地域知識財産センターを通じた海外権利化支援の他に韓国発明振興会を通じた海外権利化支援も実施しており、韓国発明振興会を通じては計251件の海外産業財産権出願を支援した。251件支援のうち創造経済革新センターでのコンサルティングを通じて発掘され支援を受けた件は計17件であった。

3) 評価及び発展方向

韓国発明振興会が実施した海外権利化支援の競争率が9.6対1であることから分かるように、権利化支援事業は中小企業から大きな反響を得ている。2015年度に実施したアンケート調査によれば、「知的財産権の確保を通じて国内外関連製品群を先占できるきっかけを設けた」、「特許権の確保という基礎を通じて他の企業と競争できた」、「海外知的財産権の確保を通じて心配なく製品を輸出することができた」、「コンサルティングと資金支援まで同時に行われるため、中小企業には大きく役立つ」などの評価を得た。

今後は事前コンサルティングのみならず、地域知識財産センターのコンサルタントが持続的に関心を持って支援件に対する事後管理も強化する方針である。これを通じて支援事業の効率性が増大し、実際活用される知的財産権も大きく増加するものと予想される。

また、2015年度に全国各地に創造経済革新センターが構築され、創造経済革新センターで企業との相談が活発に行われることを考慮し、今後は創造経済革新センターと連携して支援対象を選定する方法を導入する必要がある。

4. IP Scale-up支援

産業財産政策局 地域産業財産課 工業事務官 ソ・テグァン

イ. オーダーメイド型特許マップ支援

1) 推進背景及び概要

特許情報に対する分析能力の弱い中小企業は特許情報を分析・活用して企業のR&D方向を設定したり、競合社の技術開発動向を分析したり、特許リスクを回避するための戦略を樹立することに困難を感じている。このような中小企業をサポートするため、特許庁は2006年度からオーダーメイド型特許マップ支援事業を運営している。オーダーメイド型特許マップを通じて中小企業に特許技術に対するオーダーメイド型調査分析を支援することで、企業の実効的な研究開発方向の提示及び特許活用戦略の樹立を支援している。

2) 主要内容及び成果

2006年49件のオーダーメイド型特許マップ作成を始めに、2010年には95件、2015年には219件のオーダーメイド型特許マップを作成・支援した。これを通じてIP基盤の弱い中小企業に分析対象技術に対する特許及び競合社の技術開発動向の把握、特許リスク回避戦略の樹立、企業のR&D方向の設定など戦略の樹立を支援した。

<表Ⅲ-2-4> オーダーメイド型特許マップの支援件数

	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年

支援件数	95	99	96	148	153	219
------	----	----	----	-----	-----	-----

オーダーメイド型特許マップ支援事業の支援単価は1件当たり1,200万ウォン以内であり、中小企業1社当たり1件だけ支援受けられるよう事業を運営した。

中小企業は特許マップをR&D方向の設定及び空白技術の発掘の時に活用することが可能であり、事業遂行社は地図(MAP)を見るように技術の流れを一目で把握することができるように中小企業が要請した技術と関連して公開された特許情報を詳細に調査・分析して提供する。

同事業は特許庁と地方自治体が事業を総括し、韓国発明振興会が事業主管及び管理監督を実施し、地域知識財産センターが事業を行う推進体系となっている。特許庁と自治体がマッチングファンドを構成して50：50の比率で予算を支援するため、全国各地にある中小企業が全て恩恵を受けることができ、首都圏に比べて相対的に知的財産能力の足りない地域所在の中小企業も同事業の恩恵を受けることができた。

オーダーメイド型特許マップには中小企業が要請した技術に関する特許技術の動向を調査・分析する必須モジュールと中小企業が必要な細部活用戦略を樹立して提示する選択モジュールがある。必須モジュールと細部モジュールの具体的な内容は以下の表のとおりである。

<表Ⅲ-2-5>オーダーメイド型特許マップ報告書の主要モジュール

モジュール区分	主要課業の内訳	備考
必須モジュール	(1) 分析背景及び目的 (2) 保有技術の概要及び 이슈 (3) 特許分析の範囲及び分析基準 (4) 特許技術動向(統計観点の技術動向)	必須反映事項

選択モジュール	(5) 企業 R&D 戦略樹立支援 (6) 問題技術の解決戦略 (7) 支援企業が保有している知的財産権の活用戦略樹立の支援 (8) 競合社の技術開発動向分析 (9) 特許リスク予防戦略の樹立 (10) グローバル技術事業化戦略樹立支援 (11) 戦略的な技術取引支援(技術供給者モジュール) (12) 戦略的な技術取引支援(技術需要者モジュール)	最低1つ以上遂行(選択遂行)
※ 選択モジュールの場合、支援企業のニーズなどによって新規モジュールを開発・適用したり、既存モジュールの構成を変更して遂行可能		
必須モジュール	(13) 総合検討意見 (14) 添付資料(主要特許の要旨リスト)	必須反映事項

3) 評価及び発展方向

中小企業が高付加価値を創出し、グローバル競争力を備えるためには持続的な研究開発が必ず必要であり、特許マップは研究開発を行う中小企業にR&D方向を設定する上で必ず必要な事業である。

2014年度にオーダーメイド型特許マップの支援を受けた企業の研究開発費と特許出願件数を調査した結果、支援前に比べて支援後の平均研究開発費と特許出願件数が其々5.3%、42.6%増加した。これはオーダーメイド型特許マップ支援が研究開発及び特許出願につながっていることを示している。

また、オーダーメイド型特許マップは競合社の技術開発動向を調査できる有用な手段である。オーダーメイド型特許マップ支援を受けたある企業関係者は「グローバル企業と競争する上で関連技術の動向を把握する活動は非常に重要であり、オーダーメイド型特許マップ支援が大変役に立った」と評価した。

但し、特許マップ支援事業は1年に1回事業を実施しているため、中小企業の即時的なニーズに応えられない弱点がある。中小企業は随時研究開発の必要性を感じており、また多様な形態の特許技術動向調査を求めている。中小企業のニーズに即時応えるためには支援時期及び支援規模の多様化が必要である。また、企業ごとに研究開発の規

模が様々であり、それに対する考慮も必要である。

ロ．特許技術シミュレーション製作支援

1) 推進背景及び概要

登録された特許技術は文書でのみ確認できるためにその技術分野に対してあまり知識のない人には説明し難い面がある。また、短時間で登録された特許技術を他人に紹介するためには特許証または図面だけでは限界がある。

特許庁は中小企業が保有している優秀な特許技術を第3者が簡単に見て理解できるように特許技術シミュレーション事業を導入・運営している。特許技術シミュレーション支援事業は難しい特許技術内容を一般人がより簡単に理解できるようにすることで中小企業の技術移転の活性化及び事業化を促進することを目的として導入された。

2) 主要内容及び成果

特許技術シミュレーション支援事業は登録された特許技術内容をグラフィック、ナレーションなどを通じて3次元シミュレーション映像で制作して提供する事業である。中小企業の要請によって国文または英文で製作可能であり、1件当たり500万ウォン以内で支援する。

事業を行う企業は中小企業を訪問し、シミュレーションの活用目的及び企業のニーズを把握するとともに特許技術の内容を分析する。その後シミュレーション映像に入る内容やナレーションなどストーリーボードを作成し、写真及び映像の撮影を開始する。背景効果音を入れることで特許技術全般に関する事項を効果的に伝えられるようにし、最終的にマーケティング効果も考慮してダイナミックなイメージで特許技術を映像化して制作する。

<図Ⅲ-2-5>シミュレーションの例示1



<図Ⅲ-2-6>シミュレーション例示2



特許技術シミュレーション製作支援事業は中小企業から大きな反響があったため、2010年度108件を支援して以来持続的に予算が増え、2015年度には計252件を支援した。

<表Ⅲ-2-6>シミュレーション支援件数

	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
支援件数	108	126	151	231	250	252

3) 評価及び発展方向

特許技術シミュレーションは中小企業のマーケティングに積極的に活用されている。具体的にはバイヤー商談、展示会または博覧会への参加、広報ブースの運営、ホームページの運営などに活用されており、中小企業のマーケティングに対する支援ニーズをある程度満足させている。

マーケティングの結果がそのまま中小企業の売上につながるため、特許技術シミュレーション支援事業に対する中小企業の満足度は非常に高く、2015年度に90.3点を獲得した。特許技術シミュレーション制作支援を受けたある企業の関係者は「海外市場を開拓する時、様々な国際展示会で企業を対象に自社製品をうまく紹介することに難航していたが、特許技術シミュレーション制作支援を通じていつでもどこでも映像で製品が紹介できる」と評価した。

2014年度に特許技術シミュレーション制作支援を受けた企業の平均売上高は前年比6.1%増加する成果を上げた。但し、1年に1回支援を行っているため、中小企業のニーズに直ぐに応え難いため、支援時期を多様化して回数を増やす予定であり、中小企業のニーズが高く満足度も高いだけに今後事業規模を拡大する予定である。

ハ. ブランド開発支援

1) 推進背景及び概要

企業資産において無形資産が占める割合が増えつつあり、サムスン、LGのようなグローバル企業の場合ブランド価値が想像を超えている。このような大企業に比べて中小企業はまだ企業資産においてブランド価値が占める割合が微々たるものであり、一部中小企業の場合はブランドを持たずに企業を運営している。

ブランドを通じた中小企業及び中小企業製品のアイデンティティ確立が何より必

要であり、そこで特許庁はブランド開発支援事業を運営している。同事業の目的はブランド開発を通じて中小企業の知的財産権を創出し、企業及び製品の競争力を強化することである。

2) 主要内容及び成果

ブランド開発事業は大きく新規ブランド開発事業、ブランドリニューアル事業、非英語圏ブランド開発事業に分けられる。新規ブランド開発事業はCIまたはBIを新たに制作する事業であり、ブランドリニューアル事業は既存の使用中のブランドを新しくデザインする事業である。非英語圏ブランド開発事業は非英語圏国家に進出(予定)した中小企業に現地の言語、文化、状況などを考慮して適したブランドを開発し、海外権利化まで支援する事業である。

各細部事業の支援単価は以下のとおりである。

<表Ⅲ-2-7>ブランド開発の支援単価

	新規ブランド	ブランドリニューアル	非英語圏ブランド
支援単価	2,500万ウォン以内	2,000万ウォン以内	4,000万ウォン以内

ブランド開発に対する中小企業のニーズは非常に高く、2010年度に88件、2012年度に109件、2015年度には222件まで支援件数が増加した。

<表Ⅲ-2-8>ブランド開発支援件数

	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
支援件数	88	163	109	166	223	222

特に、非英語圏ブランド開発の場合は中小企業からの反響が大きい。これは最近新興市場として浮上しつつある中東、南米など非英語圏への進出を図っている中小企業のニーズが増加しているためである。非英語圏国家に進出する時に進出国家の文化

的な特性を反映した現地語ブランドを保有する場合、企業固有のコンセプトとイメージの構築が容易であるため、販路開拓などにシナージ効果が期待できるためである。

また、2012年度からは既存の権利別単一支援方式から脱し、複合知的財産権を創出するためブランド&デザイン融合支援事業を実施している。同事業はブランドと包装デザインを同時開発し、同時開発によるシナージ効果を狙ったもので、国内権利化支援まで併行して支援している。支援単価は3,000万ウォン以内で、事業初年度である2012年には16件を支援し、2015年度には27件を支援した。

2015年度ブランド開発の結果は下記の図のとおりである。

<図Ⅲ-2-7> 2015年度ブランド開発の結果

新規ブランド	ブランドリニューアル	非英語圏ブランド	ブランド&デザイン融合
			
			

ハ. 評価及び発展方向

中小企業及び中小企業の製品に適合するブランド開発を通じて中小企業は独自のコンセプトとイメージを構築することで大企業と差別化された戦略を持って市場に進出できるという点で同事業に対する中小企業の反響は大きい。ブランド開発を通じて中小企業は販路開拓及び実質的な売上増大が期待できるため、同事業は中小企業に実質的に役立っている。ブランド開発支援を受けたある企業の関係者は「企業内にブランド開発部署がなく、ブランドに関する領域が弱点であったが、支援事業を受けて弱点を克服し、延いては強みを持つようになった気がする」を評価した。

2014年度にブランド開発支援を受けた企業の売上高及び輸出額は其々10.5%及び5.3%増加する成果を上げた。

今後は支援企業が開発ブランドを持続的に活用できるよう、関連教育などを含む事後管理を強化する予定である。そしてより充実した事業として発展させるため、関連機関との協力などを通じて事業化連携方策も模索する予定である。また、同事業に対する中小企業からのニーズは着実に増加すると見られるため、関連予算を確保して支援を強化する予定である。

二. デザイン開発支援事業

1) 推進背景及び概要

最近消費者のニーズが多様化し、価格、機能など伝統的な価値より差別化されたイメージやデザインなどが消費者の製品選択の際に重要な要因となっている。しかし、大半の中小企業は専門人材及び資金の不足、権利化に対する認識不足などで独自デザインなどを開発して使用することは困難な状況である。

デザイン開発支援事業はこのようなニーズを積極的に解決するため、中小企業にデザイン開発を支援して権利化を推進することで中小企業の知的財産競争力を強化するため2010年度からスタートした。

2) 主要内容及び成果

デザイン開発支援事業の目的は中小企業にデザイン関連の専門コンサルティングを行うと同時に、デザイン開発を通じて知的財産権を創出することで、中小企業のデザイン競争力を強化することである。

同事業は地方自治体と特許庁が予算を半分ずつ負担(50:50マッチング)することで事業に対する効果と責任を担保し、地域別特性に合わせた事業支援を通じて地域の中

小企業に知的財産創出に向けて実質的に役立てるよう努めている。

デザイン開発支援事業は製品デザイン開発、包装デザイン開発、デザインマップに分けられる。製品デザインは一般的な産業デザイン領域に該当し、製品が持つ外形的な要素、即ち製品の形態と色彩、質感、材料などの研究を通じて造形性を高めることであり、製品の使い心地側面まで考慮してデザインすることまでを含む。包装デザインは一般的な視覚デザイン領域に該当し、消費者に商品を広報して購買意欲を高め、商品を安全に保護・運搬できる立体デザインの領域を意味する。デザインマップの場合、中小企業がデザインを制作する前にデザインマップを作成してデザイン開発戦略が樹立できるように支援し、デザインに対する体系の確立及び研究開発活用度の向上などデザイン経営戦略の多角的なインフラ構築のために支援する。各細部事業の支援単価は以下のとおりである。

＜表Ⅲ－2－9＞デザイン開発支援単価

	製品デザイン	包装デザイン	デザインマップ
支援単価	2,500万ウォン以内	1,500万ウォン以内	1,500万ウォン以内

デザイン開発に対する中小企業の需要は非常に高く、それによって2010年度86件、2012年度には147件、2015年度には288件まで支援件数が増加した。

＜表Ⅲ－2－10＞ブランド開発支援件数

	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
支援件数	86	151	147	235	265	288

＜表Ⅲ－2－11＞特許マップとデザインマップの違い

特許マップは特許技術に対するオーダーメイド型調査・分析を通じて研究・技術開発の方向提示及び特許活用戦略の樹立などのための資料提供を主な目的としている。一方、デザインマップはデザイン知的財産権情報を加工・分析して提供するデザイン情報インフラであり、登録デザインを対象にしたDBの検索、イメージマッピング、ポジショニングマッピング、統計分析機能を提供してインターネット公知デザインと市場におけるデザイン現状を通じて最新トレンド情報、技術デザイン情報などデザイン開発と研究及び戦略樹立を支援するのが主な目的である。

＜図Ⅲ－2－8＞2015年度デザイン開発の結果物



3) 評価及び発展方向

デザイン開発支援事業はデザイン開発と知的財産の権利化に困難を感じている中小企業を対象にした事業であり、有望な中小企業を特許とともに強い知的財産権を保有する強小企業として育成する上で大きく貢献している。また、製品のイメージを改善することで販路を確保し、売上の増加にも大きく影響している。

ブランド開発支援を受けたある企業の関係者は「これまで製品にだけ集中していたため、製品の包装にはあまり関心がなかったが、デザイン開発支援事業を通じて包装を通じても製品の優秀性をより効果的に伝えられることに気付いた」と評価した。

2014年度にデザイン開発支援を受けた企業の売上高及び輸出額は其々19.1%及び14.

1%増加する成果を上げた。

今後は単純な支援事業よりは企業の戦略的なマインドを高められるコンサルティング及びデザインマップの作成、複合知的財産権の創出が可能な融合支援などを拡大する計画であり、それを通じてブランド開発支援事業の支援効果が一層高まると期待している。

5. IP Star支援

産業財産政策局 地域産業財産課 工業事務官 ソ・テグァン

イ. 推進背景及び概要

知的財産を活用する経営戦略が企業の競争力を左右しており、特許など知的財産権を先取りした企業の紛争提起も増加傾向にある。大企業は知的財産専担組織を整え、自社の特性に適した知的財産経営モデルを独自樹立して運営するなど知的財産基盤時代に着実に対応している。また、一部の中小・中堅企業の場合、積極的に知的財産権を確保して戦略的に確保した知的財産権を活用するなど知的財産経営を通じて持続的に成長している。

このように知的財産が企業の長期的な成長のための必須要件であるにも関わらず、大部分の中小企業の知的財産の重要性に対する認識は依然として不十分であるのが現状である。そこで特許庁は地域中小企業における知的財産の創出及び活用を強化するためにIPスター企業育成事業を導入・施行した。

ロ. 主要内容及び成果

IPスター企業育成事業は成長潜在力のある地域の有望中小企業を発掘して国内外での権利化、オーダーメイド型特許マップ、特許技術シミュレーション、ブランド・デザインの開発を集中支援し、地域知識財産センターのコンサルタントを通じてIP経営

戦略コンサルティングを提供することで、該当企業が地域の代表的な企業として成長できるよう支援する事業である。

特許庁はIPスター企業育成事業を2010年度に導入して地域有望中小企業を支援しており、2015年まで計1,066社の地域有望中小企業を選定・支援した。

＜表Ⅲ－2－12＞支援対象選定の状況

	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
選定(社)	108	203	157	151	227	220

特許庁は地方自治体と協力して地域有望中小企業を選定し、支援対象として選定されるためにはIP-Spectrum評価、現場実査、対面審査という流れの厳しい審査過程を経なければならない。支援対象として選定された企業は年間最大5千万ウォン以内で3年間知的財産権と関連する総合支援を受けることになる。特にIP経営戦略コンサルティングは地域知識財産センターのコンサルタントが2～3社の中小企業を専担し、約8カ月にわたってコンサルティングを実施する。IP経営戦略コンサルティングのための基本モジュールにはIP資産構築戦略、IP事業化戦略、IPリスク管理戦略、ブランド経営戦略、デザイン経営戦略の計5つがある。地域知識財産センターのコンサルタントは基本モジュールを基に企業のコンサルティング要求事項を反映し、自由にコンサルティングを実施する。

2015年度の支援実績は以下のとおりである。

＜表Ⅲ－2－13＞2015年度支援実績

支援事業	支援件数
国内権利化	1,096
海外権利化	806
特許技術シミュレーション	129
オーダーメイド型特許マップ	147
ブランド(新規、リニューアル)開発	85

非英語圏ブランド開発	14
ブランド&デザイン融合	27
デザイン(製品、包装)開発	140
IP 経営戦略コンサルティング	220

ハ. 評価及び発展方向

IPスター企業育成事業を通じて支援対象として選定された地域有望中小企業は一般中小企業より高い成長率を記録している。2015年成果度調査の結果によれば一般中小企業に比べてIPスター支援を受けた中小企業は売上高増加率、営業利益率、雇用人員増加率、知的財産権出願率などで高い成果を示した。また、IP Star支援に対する投資収益性は約3.86倍、投入支援金1億ウォン当たり雇用創出効果は約6.1人と推定された。

<表Ⅲ-2-14> IP Star支援成果

	支援以前2年平均	支援以後2年平均	備考
売上高増加率	8.19%	17.99%	中小企業(製造業) 平均4.89%
保有知的財産関連の売上比重	33.0%	65.3%	-
営業利益率	5.30%	6.28%	中小企業(製造業) 平均4.39%
企業1社当たり雇用人員増減平均	3.1人 (7.27%)	5.2人 (9.7%)	中小企業(製造業) ほとんどない
知的財産権(特許・実用)の出願件数	6.0件	9.6件	中小企業(製造業) 平均0.3件

今後IPスター企業育成事業を通じて韓国型強小企業を持続的に育成するための関連予算を拡大し、中小企業のIP関連要求を即時解決できるよう時宜を得た支援事業を導

入する必要がある。

またIP経営戦略コンサルティングを通じた中小企業知的財産経営基盤構築支援は中小企業が優秀知的財産権を確保し、独自の知的財産権能力を強化することに貢献している。今後は企業からのニーズに基づいたコンサルティング方向設定と事後管理の好循環体系の構築を通じて知的財産経営の成功モデルを創出し、有望中小企業にオーダーメイド型コンサルティングを集中支援し、IPスター企業として育成していく計画である。

6. 知的財産経営診断

産業財産政策局 地域産業財産課 工業事務官 ソ・テグァン

イ. 推進背景及び概要

世界は伝統的な生産要素を重視していた産業化社会を経て、差別化された特許技術、強いブランド、独創的なデザインなど無形資産を付加価値創出の原動力とする知識基盤社会に突入した。

そこで米国は「Pro-Patent」のような特許重視政策を樹立し、日本は政府レベルで知的財産戦略本部を設置するなど、世界は自国の経済発展を目指して知的財産の創出・活用・保護政策を積極的に推進している。したがって、輸出を根幹としている韓国も企業が知的財産を経営に導入できるよう積極的に支援する必要がある。

最近知的財産が企業の全体価値において占める比重が増大し、また企業競争力に貢献する程度が大きくなるなど、企業の価値比重が固定資産及び金融資産からブランド、デザイン、ノウハウなどの知的財産に速いスピードで移動している。知的財産が企業経営に及ぼす影響が大きくなるにつれ、企業にとって知的財産基盤の経営土台が構築できる知的財産経営の重要性も増大している。

知的財産経営とはR&D活動などを通じて獲得した成果を排他的権利化を通じて資産化し、それを活用することで経済的な付加価値を創出するための戦略的な活動を意味する。知的財産経営の最終目的は企業経営の主な意思決定に知的財産を戦略的に活用することで企業の本質的な価値を高めることである。

韓国の大企業はこのような世界的な流れに歩調を合わせて、知財権を企業経営の1つの軸として活用する知的財産経営を本格的に導入したが、中小企業は認識、資金、人材などの不足で極めて消極的な対応をしている。

そこで、特許庁は国内中小企業の知的財産能力を強化するとともに、韓国経済の成長潜在力を拡大するため、IP経営戦略コンサルティングを2014年度に試験的に導入し、2015年度に本格的に実施した。

ロ. 主要内容及び成果

2015年度に知的財産経営診断は簡易診断と深層診断に分けて運営された。

簡易診断は中小企業がオンライン上で知的財産経営に対する自己診断サービスが受けられるようにシステムを構築・運営した。知的財産経営インフラ・活動・管理・実績・成果の知的財産経営分野5つに対して中小企業がチェックリスト方式で点検を行うため、点検の結果が直ぐ出るという長点がある。中小企業の使用利便性を図るため、ウェブサイトとモバイルアプリケーションを通じて運営され、2015年度に計1,052社に対して簡易診断サービスを提供した。

<図Ⅲ-2-9>簡易診断オンラインシステム



深層診断は知的財産専門家2人が中小企業を直接訪問し、知的財産経営状況を診断した後、補完が必要な分野に対して発展方向を提示する方法で運営された。簡易診断と同様、知的財産経営のインフラ・活動・管理・実績・成果の知的財産経営分野5つに対して集中点検を行い、必要な場合は診断を受けた企業の懸案の解決に向けたコンサルティングも併行実施した。

2015年度に上半期と下半期に分けて計25社の企業に対して深層診断を行った結果、優秀段階は4社、発展段階は10社、初期段階は11社であることが分かった。コンサルティングの主な内容は特許管理システムの設計、系列社特許管理方策の提示、紛争予防システム開発に向けた企画及び設計、職務発明制度の改善及び新規導入方法の提示、特許侵害及び回避方法の分析、研究開発及び知財権出願方向の樹立、知財権の維持・管理費用の削減プロセスなどであった。

＜表Ⅲ－2－15＞深層診断の主要内容

診断項目	主要内容
インフラ分野	専担組織及び専担人材、知的財産経営予算、知的財産管理システム、外部専門家の活用程度、業務マニュアルなどの診断
活動分野	知的財産経営戦略の樹立、競合社の知財権動向の把握、知財権侵害モニタリング、回避設計の有無、特許マップ作成などの診断
管理分野	知財権評価・管理体系、職務発明制度の運営、営業秘密管理、知的財産教育、侵害モニタリング、紛争リスク管理などの診断
実績分野	国内外の知財権出願状況、国内外の知財権登録状況、知財権品質、外部知財権の導入実績、営業秘密保有状況などの診断
成果分野	知財権活用率、知財権適用製品の売上比重、実施料収入、技術取引収入、紛争勝訴率、企業競争力の向上程度などの診断

ハ．評価及び発展方向

簡易診断の場合、中小企業に知的財産経営方法を提示する効果はあるが、診断結果の累積管理など中小企業の持続的な参加を促せる方策作りが必要である。

深層診断の場合、診断中心の支援方法から脱してコンサルティングを強化する必要がある。そのためには地域知識財産センターなど他機関及び事業との連携基盤を構築する必要がある。

第2節 地域における知的財産インフラの構築

1. 概観

産業財産政策局 地域産業財産課 行政事務官 シム・ボンス

特許庁は地域知的財産の創出・活用の戦略拠点として全国に「地域知識財産センター」を設置・運営している。地域知識財産センターは1978年から特許資料の利用を目的として15の市・道商工会議所を指定・運営していた「地方特許資料閲覧所」にその原点がある。2000年に同閲覧所を「地域特許情報支援センター」に改編し、特許情報サービス及び知的財産権関連の相談などを提供した。また、2004年1月に再び改編を行い、地域知識財産センターとして機能を強化し、地域の特性とニーズに合わせたオーダーメイド型サービスを提供している。

2. 地域知識財産センターの運営及びIP創造Zoneの構築

産業財産政策局 地域産業財産課 行政事務官 シム・ボンス

地域産業財産課 行政事務官 カン・ジスク

イ. 推進背景及び概要

特許庁は全国に30の地域知識財産センターを設置・運営している。そして、同センターを通じて知的財産権の総合相談、知的財産権の総合コンサルティング、出前知財権教育及び地域関係機関との多様な協力事業を展開している。

一方、2014年からは江原、光州、大邱、釜山の地域知識財産センターに、2015年には仁川、全北の地域知識財産センターに「IP創造Zone」を設置し、予備創業者のアイデアに対する権利化・事業化を支援するプログラムを進めている。

ロ. 推進内容及び成果

特許庁は地方化時代を迎え、地域知識財産センターを地域の知的財産権創出支援のための総合インフラとして機能させ、地域の発明ムードを作り出すと同時に知的財産権創出の促進や積極的な活用を図ることで、地域の競争力強化を通じた地域経済の発展と国家競争力の向上を図ることを目標に掲げている。

地域知識財産センターは特許、ブランド、デザインなど知的財産総合コンサルティング及び総合相談サービスを提供し、知的財産基盤を構築するための知的財産説明会及び教育課程を運営することで、顧客の近い場所で地域の知的財産権に対するニーズに応えることで顧客価値経営を実現している。

2006年本格的な自治体マッチング事業を始め、地域住民及び中小企業に対する知財権教育、特許情報総合コンサルティングなど様々な新規事業の開発と事業予算の拡大を通じて、地域における知的財産権創出の前進基地となった。2015年には特許事業化相談及びコンサルティング11,407件、ブランド3,953件、デザイン2,637件を実施し、地域における発明ムード作りのために発明振興イベントを28回開催した。

また、時間と人材、予算が不足している中小企業を対象に405回の出前知財権教育を実施するなど知的財産権総合支援体系の構築を通じたワンストップサービスを提供することで、地域知的財産権の創出・活用を促進して地域の経済活性化に貢献している。また、自治体との有機的な協力事業を推進して地域の特性に適した戦略的支援を強化している。

一方、「IP創造Zone」の段階別教育プログラムである創作教室 - 特許研究室 - 創業インキュベーターを通じてアイデア発想から特許出願、事業化連携支援を行っている。2014年に257人を教育し、27件のアイデアに対する特許出願を支援した。2015年には790人の教育を行い、204件の特許出願を支援した。

ハ. 評価及び発展方向

特許庁は地域知識財産センターの機能を知的財産の創出支援から保護・活用はもちろん新知的財産権分野まで包括させ、知的財産基盤の中小企業支援拠点として育成する計画であり、そのために地域環境に適したオーダーメイド型知的財産政策の樹立を支援し、産・官・学界の参加を呼びかけられる地域機関との共同事業及び協力体系をさらに強化していく計画である。

また、IP創造Zoneを通じて発掘されたアイデアに対する創業及び事業化支援、創造経済革新センター予備創業者に対するIP教育及び権利化支援など創造経済革新センターとの業務協力を強化する予定である。2016年には済州、忠南の知識財産センター内の新規IP創造Zoneを開所する計画である。一方、地域知識財産センターを地域のIP拠点機関として発展させるため、専門コンサルタント中心のIPコンサルティングを強化していく計画である。

<図Ⅲ-2-10> 地域知識財産センターの状況



＜表Ⅲ－2－16＞地域知識財産センターの設置運営状況

No	センター名	運営機関	連絡先	登録日	住所
1	ソウル知識財産センター	ソウル産業振興院	02)2222-3860	2009. 2	ソウル市麻浦区ワールドカップ北路400ソウル産業振興院1F
2	京畿知識財産センター	京畿テクノパーク	031)500-3043	2003. 10	京畿道安山市常緑区海岸路705
3	京畿北部知識財産センター	京畿北部商工会議所	031)853-7431	2010. 2	京畿道議政府市楸洞路140
4	仁川知識財産センター	仁川商工会議所	032)810-2882	2001. 7	仁川広域市南東区ウンボン路60番ギル46
5	江原知識財産センター	江原道産業経済振興院	033)749-3327	2001. 7	江原道原州市好楮路47
6	忠南知識財産センター	忠南北部商工会議所	041)558-5706	2001. 7	忠南天安市西北区広場路215
7	全南知識財産センター	木浦商工会議所	061)242-8587	2005. 7	全南務安郡三郷邑五龍3ギル2
8	光州知識財産センター	韓国発明振興会光州支部	062)954-3841	2001. 7	光州光山区河南産団8番路177
9	全北知識財産センター	韓国発明振興会全北支部	063)252-9301	2014. 3	全北全州市徳津区盤龍路109、ベンチャー支援棟1F(105号)
10	済州知識財産センター	済州商工会議所	064)755-2554	2001. 7	済州市チョンサ路1ギル18-4
11	大田知識財産センター	大田テクノパーク	042)930-8420	2003. 10	大田市儒城区テクノ9路35、大田知能ロボット産業化センター206～208号
12	忠北知識財産センター	清州商工会議所	043)229-2732	2001. 7	忠北清州市上党区北党路106
13	釜山知識財産センター	釜山テクノパーク	051)974-9076	2003. 3	釜山市江西区科学産団1路60番ギル 32 釜山TP科学技術振興交流センター5F
14	蔚山知識財産センター	蔚山商工会議所	052)228-3087	2001. 7	蔚山市南区トジッ路97
15	大邱知識財産センター	大邱商工会議所	053)242-8079	2001. 7	大邱市東区東大邱路457
16	慶北知識財産センター	浦港商工会議所	054)274-5533	2001. 7	慶北浦港市南区ボスコ大路333
17	慶南知識財産センター	昌原商工会議所	055)210-3085	2001. 7	慶南昌原市義昌区中央大路166
18	水原知識財産センター	水原商工会議所	031)244-8321	2001. 7	京畿道水原市長安区水城路311
19	富川知識財産センター	富川産業振興財団	070)7094-5483	2005. 7	京畿道富川市遠美区平川路655富川TP401棟1503号
20	春川知識財産センター	韓国発明振興会江原支部	033)264-6580	2001. 7	江原道春川市江原大学キル1、江原大学ボドゥム館403号
21	太白知識財産センター	太白商工会議所	033)552-4779	2005. 11	江原道太白市黄池路188-1
22	江陵知識財産センター	江陵商工会議所	033)643-4413	2003. 10	江原道江陵市総合運動場ギル88
23	瑞山知識財産センター	瑞山商工会議所	041)663-0041	2005. 11	忠南瑞山市邑内3路28
24	忠州知識財産センター	忠州商工会議所	043)843-7005	2005. 7	忠北忠州市ウトム路31
25	釜山南部知識財産センター	韓国発明振興会釜山支部	051)645-9683	2001. 7	釜山市鎮区伽倻大路607セマウル会館6F

26	安東知識財産センター	安東商工会議所	054)859-3093	2005.11	慶北安東市祝祭場ギル240
27	亀尾知識財産センター	亀尾商工会議所	054)454-6613	2001.7	慶北亀尾市松亭大路120
28	晋州知識財産センター	晋州商工会議所	055)762-9411	2001.12	慶南晋州市東晋路255
29	順天知識財産センター	順天商工会議所	061)741-5411	2001.7	全南順川市長明路6
30	群山知識財産センター	韓国発明振興会全北支部 群山事務所	063)471-1284	2011.3	全北群山市セ万金北路437セ万 金総合コンベンションセンタ ー2F
31	蔚山テクノパーク知識 財産センター(自立型 センター)	蔚山テクノパーク	052)219-8505	2014.5	蔚山市中区ゾング路15(茶雲 洞)テクノパーク本部棟

* 蔚山テクノパーク知識財産センター：人件費、事業費の国費支援なく運営機関が自律的に運営する「自立型知識財産センター」を試験的に運営している。

3. 地域における知的財産権認識の向上

産業財産政策局 地域産業財産課 行政事務官 シム・ボンス
行政主事 パク・ダヒョン

イ. 地域知的財産フォーラムの開催

1) 推進背景及び概要

特許庁は2006年から広域自治体と共同で地域の知財権状況に対して議論する地域巡回知財権フォーラムを開催することで、自治体及び知的財産関係機関の知財権認識を高める努力を持続的に展開している。特に、2015年には釜山、江原原州、済州西帰浦、全南務安、慶北慶州、忠北清州など計6つの広域市・道とともに地域知的財産フォーラムを開催し、自治体の首長、市・道議会の議長、国会議員など地方における政策リーダー及び学会・経済界の専門家とともに地域が直面している懸案を知的財産の観点から分析し、解決方法などを議論する場を設けた。

2) 推進内容及び成果

地域知的財産フォーラムを通じて自治体が主導する知的財産条例制定の必要性を強

調し、標準条例案も作成・普及した結果、仁川広域市が初めて「知的財産の振興に関する条例」を公布(2008. 8. 4)し、その後も全国の全ての広域自治体で知的財産条例を制定し、地域社会の知的財産に対する認識向上に大きく貢献している。

特に、2015年に開催されたフォーラムでは自治体の首長、国会議員、市議会議員、中小企業CEOなど地域の政策リーダーが参加し、知的財産に基づいた地域経済の発展戦略に関する議論を交わす場となった。このフォーラムを行うため、特許庁は地域の知的財産現状に関する統計を分析・共有し、それに基づいて地域戦略産業と連携した知的財産戦略方向を共に議論して考える機会を提供した結果、地域現場から好評を得た。

<表Ⅲ-2-17>2015年地域知的財産フォーラムの開催状況

地域	開催時期	主要参加者	関連イベント
釜山	9. 10	釜山産業財産権の現状及び発展方法	釜山新技術博覧会
江原	11. 4	創造経済の育成に向けたベンチャー生態系作りの戦略	江原 IP Festival 及び中小企業 IP 経営者大会
済州	11. 7	済州型創造企業の育成に向けた知的財産の活用戦略	済州 IP Festival 及び発明大会
全南	11. 12	知的財産に基づいた伝統産業の育成及び活性化方策	伝統産業知的財産フェスティバル
慶北	11. 18	東海岸原子力産業の懸案と課題及び政策	創造革新企業懇談会
忠北	12. 1	知的財産分野における才能寄付の拡散	知的財産才能シェアリング・才能寄付者の褒賞及び成果報告会

3) 評価及び発展方向

知的財産フォーラムを通じて地域において知的財産の重要性を共有し、中央と地方間の知的財産政策協力に成功した。今後も特許庁は持続的に知的財産フォーラムを開催し、政府の知的財産に対するビジョンと戦略を共有し、実行を体系化すると同時に、地域住民一人一人が知的財産を理解・活用できるように取り組む計画である。

ロ. 地域知的財産政策協議会の開催

1) 推進背景及び概要

特許庁は2013年4月、17の広域自治体とともに地域知的財産政策の発掘及び知的財産に優しい政策を地方政府に広げる方策を模索するため「地域知的財産政策協議会」を新設した。政策協議会を通じて特許庁は国家の知的財産政策方向を共有し、中央・地方政府間、自治体間の政策協議を通じて政策シナジー効果を高めた。また、地域間の知的財産格差問題の解決、地域知的財産の活性化を取り計らった。そこで特許庁は2013年4月11日に第1回協議会を開催し、以後毎年2回の定例政策協議会を開催している。

2) 推進内容及び成果

2013年4月11日第1回政策協議会を始めに、2013年12月20日に第2回協議会を大田で開催し、2014年4月3日済州で第3回協議会を、2014年12月12日大田で第4回協議会を開催した。

2015年政策協議会は6月と12月に政府大田庁舎で開催された。2015年6月30日に開催された第5回地域知的財産政策協議会は17の広域自治体の局長及び課長が出席した。この協議会で特許庁は基礎自治体の予算、事業運営を広域自治体に委任する方法を提案し、地域知識財産センターの運営効率化というテーマを案件として持ち出した。それを受け、広域自治体では広域中心の知的財産政策目標の樹立、事業計画及び予算運営など地域の自律性強化に対して共感を示し、実行に必要な細部案は今後検討を通じて決めていくことに合意した。また、他省庁・他機関との協力を通じた事業連携に対して議論が行われ、支援以後の成果が企業の成長と地域の発展につながるよう、事業改善の必要性を提起した。

2015年12月16日開催された第6回地域知的財産政策協議会は17の広域自治体の課長を中心に行われた。この日特許庁は広域自治体中心の事業運営方策に対する確定案を

発表し、運営機関の支援拡大、総額人件費制の導入など運営体系の効率化を取り上げた。また、事業の効率化を図るため、短なる費用支援ではなく、コンサルティング中心の事業推進、地域固有事業の拡大を取り上げ、政府合同評価の際に自治体の努力度を指標として反映する自治体合同評価指標の改善案を提案した。出席した広域自治体の課長らは今後センターの運営方策に対する多様な意見を表明し、「自治体合同評価指標改善の際には必ず客観的かつ公正な評価が行われるべきである」などの意見を提示するなど、知的財産発展方法に対して特許庁と広域自治体がともに考える場となった。

3) 評価及び発展方向

知的財産政策に対する中央と地方の情報共有及び政策連携のために2013年初めて設立された「地域知的財産政策協議会」はこれまで計6回開催された。これは知的財産の創出・保護・活用体系の先進化政策を地方自治体と共に議論し、地域知識財産センターを中心に自治体との協力方策の模索及び地域知的財産ガバナンス構築の第一歩と言える。

今後も特許庁は知的財産の創出・保護・活用体系の先進化、地域間知的財産不均衡の解消、地域知的財産の活性化を通じた知的財産行政サービスの提供を目指して自治体及び関係機関との知的財産政策協議会を年2回定例開催する計画である。

ハ. オーダーメイド型教育を通じた知的財産裾野の拡大

1) 推進背景及び概要

特許庁は中小企業の役職員、自治体公務員、予備創業者、学生など地域内の多様な層を対象に知的財産の重要性を認識させるため、地域知識財産センターを通じた知的財産教育事業を2004年から運営している。

2) 推進内容及び成果

2015年の1年間自治体公務員を対象に計64回(2,482人)の「公務員教育」を実施し、一般人を対象に知的財産権制度の基礎、特許情報検索、電子出願及び知的財産権に対する認識教育を中心とする「一般教育」を計265回(8,766人参加)実施し、知的財産権の基礎から創出、権利化まで専門家を養成するための「集中教育」を計217回(4,378人)実施した。

また、事前に教育希望企業との相談を通じて企業の役職員の知的財産水準を把握し、中小企業を対象に知的財産能力によるオーダーメイド型教育(出前知財権教育)を計405回実施した。このように地域センターは地域内の多様な階層の人々が知的財産を理解して活用できるよう、知的財産に友好的な社会環境作りと知的財産の活用に対する裾野を広げてきた。

＜表Ⅲ－2－18＞知的財産権教育の状況

区分	2012		2013		2014		2015	
出前知的財産権教育	4,157人	/201回	4,676人	/286回	4,445人	/231回	3,206人	/405回
知的財産権一般教育	14,193人	/368回	13,413人	/346回	12,154人	/286回	8,766人	/265回
知的財産権集中教育	11,641人	/365回	8,173人	/284回	4,382人	/226回	4,378人	/217回
自治体公務員の知的財産権教育	1,956人	/34回	2,961人	/64回	1,791人	/77回	2,482人	/64回

3) 評価及び発展方向

地域住民全体が創意的なアイデアを出して知的財産として実現し、さらには知的財産に基づいた創業を通じて成果を出す創造経済を実現させるためには、知的財産に対する理解が前提されなければならない。そこで特許庁は地域現場の最前線で需要階層別のオーダーメイド型教育を持続的に実施してきた。今後も教育機会の拡大と水準別プログラムの開発、専門教育の運営など多様な階層の積極的な参加を誘導するために持続的に努力する計画である。

第3章 知的財産金融の活性化及び事業化の促進

第1節 中小企業の知的財産金融・取引の活性化

1. 概観

産業財産政策局 産業財産活用課 技術書記官 カン・ユンソク

韓国は2010年米国、日本、カナダに続いて特許登録100万件を突破し、2015年基準で国内及び国際出願実績が其々4位と5位を記録して知的財産の創出においてはIP5(特許先進5カ国)に相応しい成長を成し遂げ、標準特許保有順位でも世界5位を占めて知的財産の質的な面でも着実に成長している。対内的には2011年知識財産基本法を制定するとともに国家知識財産委員会を大統領直属に設置することで、政府レベルの知的財産政策推進体系も構築した。このように韓国経済は最近急速に知識基盤経済へ突入しつつある。

また、最近多様な形態の特許管理専門会社が出現して活動領域を広げていることで、知的財産が実現された製品を生産・販売して価値を実現する活用形態から知的財産からキャッシュフローを創り出す直接的な収益化戦略へとビジネスモデルが変わるなど、知的財産市場の構造的な変化をもたらしている。¹⁶

このような状況の中で政府は第1国政目標として「雇用中心の創造経済」を掲げた。雇用創出の鍵であるグローバル競争力を備えた中小企業を通じて創造経済を実現するという計画である。そのためには活用価値の高い高品質の知的財産を創出し、創出された知的財産を保護しつつ積極的な活用を通じて付加価値を創出する知的財産好循環システムの構築が必要である。

これまでは政府調達、課題など各種政府支援政策を通じて中小企業の知的財産創出

¹⁶ チェ・チョル、IP金融を見つめる転換期的な観点、IP Insight Vol2(3)、4ページ、2013.9

を誘引してきたが、これからは「創出された知的財産を如何に活用するのか？如何なる戦略で事業化を通じて価値を生み出していくのか？」という側面から、創出された知的財産が企業成長のエンジンとして作用するように支援することで雇用創出及び創造経済の実現に寄与させる政策を講じるため力を入れている。

最近の「知的財産活動実態調査」の結果によれば、中小企業にとって事業化における最も大きな問題は専門人材及び資金不足であることがわかった。物的担保は不足しているものの優秀な知的財産権など技術を保有している中小企業が知的財産権だけで資金が調達できる機会を拡大するため、2012年知的財産を担保に資金確保の手段として活用できるように「動産・債権などの担保に関する法律」が施行された。2013年には既存の保証、投資用評価支援とともに担保貸出のための評価費用支援を本格的に施行した。特許庁は自ら事業化能力を高められるように企業の知的財産戦略樹立を支援するとともに、創出された優秀な知的財産が眠ることなく事業化につながるように技術取引市場を活性化し、国有特許の活用方策構築及び職務発明に対する認識向上など多様な活用政策を樹立するなど、創造経済の中心的な役割を担当する知的財産中心の中小企業を育成するため持続的に支援する予定である。

2. 知的財産(IP)の価値評価及び金融支援の活性化

産業財産政策局 産業財産活用課 行政事務官 キム・ヘスク

イ. 推進背景及び概要

知的財産権は技術開発の代価として開発者に独占排他的な法的権利を付与するもので、知識経済時代の核心的な無形資産であり、技術事業化における必須要素として認識されている。しかし、知的財産として登録された技術が全て事業化に成功しているわけではない。これは特許庁が2015年知的財産活動実態調査を行った結果、国内全体企業の特許事業化率が77.4%であることから確認することができる。

創出された特許の事業化率を高めるためには、特許が企業経営戦略の核心要素とし

て働くように活用分野を多様化できる政策的な支援が必要である。そのためにはまず特許技術価値評価に対する信頼性と公正性が担保されなければならない。

特許庁はこのような評価基盤を構築するため、発明の評価機関を指定・運営しており、評価技法の開発と普及を持続的に推進している。

また、評価結果を現物出資、技術取引、技術認証及び事業妥当性分析などに活用できるように「事業化連携特許技術評価支援」及び金融(投資)機関との協力を通じて事業化資金が確保できるように「金融連携特許技術評価支援」事業を実施している。

ロ. 推進内容及び成果

特許技術評価費用の支援は発明振興法第30条に基づいて施行されており、事業化連携特許技術評価支援事業の場合は技術評価にかかる評価費用の70%以内で申請者1人当たり年間5千万ウォン限度まで支援している。評価費用は事前相談(評価機関)→申込及び受付(韓国発明振興会)→審議→支援対象者の選定→契約締結→評価遂行→評価報告書の検収→補助金支給のプロセスで支援されている。

評価費用が申請できる対象者は申込日現在、特許法、実用新案法によって登録された権利者とその承継人及び専用実施権者であり、個人、中小企業基本法第2条による中小企業は誰でも申請可能である。

評価費用の支援対象者は特許技術の技術性と活用性などを総合的に審議して選定する。また、職務発明補償制度の実施企業、国家功労者または障害者、特許庁が主催する発明関連行事で受賞した個人または企業などに対しては加点を付与している。

最近5年間の評価費用支援実績を見ると以下のとおりである。

<表Ⅲ-3-1>最近5年間特許技術評価の支援実績

(単位：件、百万ウォン)

区分	2011	2012	2013	2014	2015
予算	1,301	1,634	1,586	1,600	1,600
支援件数	59	68	64	71	97

特許技術を評価する時は、権利性、技術性、市場性、事業性に対する多角的な検討が行われる。この評価を通じて該当特許技術の優秀性と事業化の妥当性、そして特許権の金銭的な価値まで算定できるため、特許技術の譲渡、ライセンス(Licensing)のための適正移転取引価格の算定、特許技術現物出資のための適正移転取引価額の算定、技術投資、技術の財務証券化または貸出担保の設定、その他長期戦略的な経営計画の樹立、企業の破産または構造調整による資産評価、紛争関連の法的訴訟資料として使用できる。

特許庁は2006年から技術保証基金との業務協約を通じて創業初期企業など資金の確保が必要な中小企業を対象に保有特許に対する価値評価を通じて保証が行われるように保証連携特許技術評価費用を支援しており、2013年信用保証基金まで協約機関を拡大した。

2013年には特許庁が評価費用を支援して価値評価金額を考慮して最大20億ウォンまで知的財産(IP)だけを担保にして貸し出しを行うIP担保貸し出しを国内で初めて産業銀行を通じて実施して以来、2014年企業銀行、2015年国民銀行にIP担保貸出を拡大し、2016年にはIP金融の充実化及び拡大を持続的に推進する計画である。その他にも投資対象企業が持っている特許に対する評価報告書の作成を支援し、優秀特許保有企業に対する投資活性化を誘導している。

< 図Ⅲ-3-1 > 最近IP金融関連MOUの推進状況



特許庁 - ウリ銀行MOU(2014. 5)



特許庁-新韓銀行MOU(2014. 6)



特許庁-国民銀行MOU(2014. 9)

このような努力の結果、最近5年間1,455社余りの中小企業に計5,310億ウォン余りを連携して予算投入対比約50倍の連携効果を記録した。

最近5年間の詳細な金融連携実績は以下のとおりである。

<表Ⅲ-3-2>最近5年間金融連携評価連携の支援実績

(単位：件、百万ウォン)

区分	2011	2012	2013	2014	2015	合計
予算	899	1,616	1,664	2,932	3,570	10,681
支援件数	219	319	235	303	402	1,455
連携金額	37,900	50,459	75,907	1,658	200,904	530,990

特許庁は評価報告書の信頼度を高め、政府補助金で行われる評価費用支援事業を円滑に運営するため、発明振興法第28条に基づき、国・公立研究機関、政府出捐研究所、民間企業研究所または技術性・事業性評価を専門的に行う機関を発明の評価機関として指定・運営している。また、発明の評価機関を指定する時は評価可能な技術分野と最近3年間の評価実績、専門人材及び評価業務を遂行する上で必要な評価技法と施設の保有程度などを総合的に考慮している。

現在、特許庁は12機関を評価機関として指定・運営しているが、各評価機関の専門性を持続的に維持・管理するとともに評価機関の能力を高めるため、定期的に発明の評価機関運営協議会を開催している。

<表Ⅲ-3-3>発明評価機関の指定状況

指定機関
韓国化学融合試験研究院、韓国産業技術試験院、韓国建設生活環境試験研究院、韓国機械電気電子試験研究院、韓国科学技術情報研究院、韓国産業銀行、韓国産業技術振興院、技術保証基金、韓国発明振興会、農業技術実用化財団、特許法人ダレ、(株)WIPS

ハ. 評価及び発展方向

中小企業の知的財産が無駄になることなく技術取引、現物出資、技術認証など評価を通じて事業化できるよう支援し、IP金融を通じて事業化資金が確保できるようにすることで知的財産を通じて中小企業が成長できる基盤を構築した。

今後は発明の評価機関に民間が参加できるよう指定基準を緩和して評価品質及び評価サービスのアクセシビリティを強化していく計画である。

また、中小企業がIP事業化における最も大きな問題として挙げている資金不足問題を解決するため、保証、担保貸出などIP金融を持続的に拡大する一方、優秀なIPを保有している企業に対する投資活性化に向けた投資用評価支援も拡大・実施する予定である。

3. 特許開放及び活用の促進

産業財産政策局 産業財産政策課 技術書記官 パク・ヒョンス

イ. 推進背景

「特許開放」とは元来独占・排他的な特許権が設定されている特許技術を特許権者が第三者(不特定多数)に有償または無償で移転(譲渡またはライセンス)する意思を表したことを意味する。

企業の特許開放は主に社会貢献活動(CSR)及び広報の意味で行われるが、最近は関連技術の市場拡大、プラットフォーム化など技術・経営戦略レベルで特許を開放する事例も増えている。市場拡大に向けた特許開放の事例として、電気自動車テスラの2014年6月電気自動車特許200件余りの開放とトヨタの2015年2月水素自動車特許5,700件余りの開放などがあげられる。技術のプラットフォーム化に向けた特許開放事例としてはパナソニックが2015年3月IoT特許50件を開放したことが挙げられる。

国内の大企業も大・中小企業の共存及び中小企業の特許競争力の強化のために特許開放に積極的に乗り出している。2015年LG、サムスン、SK、KT、現代自動車、現代重工業、大宇造船海洋、POSCOなど大企業8社が計11万件余りの特許を開放(無償：約3万5千件)した。

そこで大企業など特許権者の特許開放を拡大し、開放された特許が積極的に活用されるように政策的な支援が求められている。

ロ. 主要内容

1) 大企業の特許開放拡大

韓国特許庁は特許開放を活性化するため、大企業など特許権者が中小企業に特許を無償移転する場合は提供するインセンティブを強化した。

まず特許を中小企業に無償移転した特許権者には特許手数料を納付する時に現金のように使える「知的財産ポイント」を支給する制度を2015年11月から施行した。同制度によって大企業など特許権者が特許を無償ライセンス(3年以上)する場合、ライセンス期間中に特許権者が納付した登録料の50%をポイントとして払い戻し、無償譲渡する場合は30万ウォン相当のポイントが支給される。

また、韓国特許庁は同伴成長委員会との協力の下で大企業特許の中小企業への移転・事業化の際は同伴成長評価で優遇することを決めた。2015年9月同伴成長委員会の2016年度大企業同伴成長指数を改編する際に、関連加点項目(知的財産及び技術シェアリング)の配点を上方修正(0.5点→1.0点)したものである。

2) 中小企業への移転・活用の活性化

大企業が如何に多くの特許を開放したとしても中小企業がそれを使わなければ何の意味もない。しかし、開放特許の中小企業へのスムーズな移転には幾つか障害要素が

発生している。

第一、無償譲渡特許に対する税制問題である。中小企業は無償であっても特許の実施権(ライセンス)より特許をIP金融などに活用できる権利譲渡を好む。しかし、税法上特許権者が特許を有償譲渡する時は実際取引価格基準で付加価値税(以下「付加税」、10%、譲受者が負担)が課せられるが、一方無償譲渡の時は該当特許の時価基準で付加税が課せられる。問題は特許の時価算定が難しく、譲受者が多数の特許を譲り受ける場合は付加税の負担が大きくなることである。したがって、付加税問題は特許無償譲渡に足かせとなり、そこで大企業は税制改善を求めた。

韓国特許庁は2015年4月会計法人の諮問を受け、企画財政部、国税庁などと協議を推進した。ついに2016年2月国税庁の有権解釈を通じて大企業など特許権者が特許を中小企業などに無償譲渡する場合、登録後2年が過ぎた特許に対しては付加税を100%非課税することに決めた。特許権は付加価値税法上減価償却資産に該当するが、特許庁に設定登録された時点から事業上使用されたと看做し、6カ月毎に付加税が25%ずつ減免される。

第二、11万件余りに達する開放特許情報が各創造経済革新センター及び企業ホームページに分散提供されていたため、中小企業など特許需要者のアクセシビリティ及び検索効率が落ちる問題が発生した。そこで韓国特許庁は開放特許情報を需要者及び仲介者がより簡単に検索できるよう、2015年10月から知的財産取引情報システム(IP-Market)で統合して提供している。

第三、オンラインでのの特許情報提供だけでは特許供給者・需要者間の適正価格に対する認識のギャップや情報の非対称問題を解消して移転を活性化するには限界がある。そこで特許移転を支援するため、創造経済革新センターに特許支援窓口を設置し、特許取引専門官を配置した。同時に、創造経済革新センター別に特化産業関連の特許供給者・需要者、公共・民間技術取引機関、金融機関などが参加する特許取引説明会を開催した。

3) その他の活動

2015年11月創造経済博覧会でLG、サムスン、SKから特許移転を受けて製品開発及び事業化に成功した中小・ベンチャー企業4社の事例を広報・展示し、2015年12月開放特許に対する企業経営陣の認識向上に向けて日本日産自動車の特許開放事例を共有する知的財産最高責任者(CIPO)セミナーを開催した。

ハ. 成果及び期待効果

2015年の1年間中小・ベンチャー企業131社に498件の開放特許が移転され、一部企業からは新製品の開発及び事業化の成功事例も誕生した。

(株)セイルハイテックはLG電子の粘着剤製造特許の移転を受け、2次電子の電極棒に巻いて外部衝撃からの振動を最小限に抑える「膨張(スウェリング)テープ」を開発した。(株)The Boanはサムスン電子の無線ネットワーク・スマートフォンセンサー及び保安関連特許の移転を受け、既存保安システムの改善に適用した。モバイルアプリケーションを開発するスタートアップであるアンドロメダはSKテレコムの話音の間に広告を入れるリングバックトーン特許の移転を受け、スマートフォンで通話待機時間に発信者が広告を聞けば通信費が割引されるアプリケーションの開発に適用した。

また、韓国特許庁が推進した特許開放関連の税制問題の解消、特許手数料の減免(知的財産ポイント支給制度)及び同伴成長評価インセンティブの拡大を通じて大企業大企業の優秀特許の開放と中小企業への移転が更に拡大していくものと見られる。

実際サムスン電子は2015年11月有償特許2万4千件を無償特許に転換し、POSCOは2015年12月416件を追加で無償開放した。また、SKは2016年1月特許開放規模を既存の4千3百件から5千6百件に拡大するという計画を発表した。

二. 今後の計画

韓国特許庁は2016年全国17の創造経済革新センターに特許取引専門官を指定し、IP金融を連携支援するなど、移転された特許が中小企業の新製品開発と雇用創出につながるよう積極的に支援する計画である。

4. 創造経済革新センター内の特許支援窓口の活性化

産業財産政策局 地域産業財産課 行政事務官 カン・ジスク

イ. 推進背景及び概要

2014年9月大邱を始めに2015年7月ソウルまで政府・自治体・大企業などが相互協力し、地域特性及び支援企業の事業によって地域特化産業を支援できるよう、全国17の創造経済革新センターを構築した。

この中で忠北創造経済革新センターに2015年2月特許支援窓口を設置して以来特許庁は知的財産の創出・保護・支援に向けて全革新センターに特許支援窓口の設置を拡大した。

ロ. 推進内容及び成果

2015年には蔚山を除く全国16の創造経済革新センターに特許支援窓口を設置し、多様な支援業務を行った。

特許支援窓口地域知識財産センターのコンサルタント、地域弁理士、特許取引専門官など特許専門家を派遣して特許専門相談を実施した。特に、忠北、大邱、釜山革新センターには弁理士が常駐し、先行技術調査などの専門業務を行ったが、16カ所の特許支援窓口における特許相談結果を見ると、1年間計1,279件の相談を完了し、計147件の先行技術調査を支援したことが分かった。

また、相談後に企業23社に国内外における権利化を支援し、技術移転を含めて72件

の事業連携を推進した。

大企業はベンチャー・中小企業が企業が保有する特許を活用できるように特許支援窓口を通じて特許を開放したが(LG5.2万件、サムスン3.8万件など)、特許庁は特許支援窓口を通じた大企業開放特許の拡散に向けて11月から無償開放特許に対する特許料減免も実施した。

＜表Ⅲ－3－4＞大企業に対する開放特許関連手数料の減免

無償開放の形態	知的財産ポイントの付与金額	備考
中小・中堅企業に無償で特許などの実施権設定	毎年納付する特許料・登録料の50%	
中小・中堅企業に特許など無償移転	(特許)30万ポイント/件(1回) (実用・デザイン)5万ポイント/件(1回)	1年分の特許料・登録料相当額

*知的財産ポイント 1=1 ウォン

ハ. 評価及び発展方向

2016年には蔚山地域にも特許支援窓口を開所し、全国17地域内の特許支援窓口開所を完了する予定である。また、該当地域の知的財産センターと連携してセンター内のコンサルタント及び弁理士による専門相談とともに、特許出願など知財権の権利化及びIP総合支援も行う計画であり、IP創造ゾーンが設置された地域(江原、大邱、釜山、仁川、光州、全北)は必要な場合に限ってIP教育または3Dプリンター駆動及び事業化なども支援する計画である。

一方、特許取引活性化のために特許取引専門官を2015年9人から2016年17人に増員する予定であり、優秀・汎用特許を選抜してIP-Marketに搭載することも2016年上半期に推進する予定である。

特許支援窓口が地域内のIPハブになれるよう、特許庁は大企業、自治体などと緊密な協力関係を維持していく計画であり、各種支援事業も強化してIP活用ネットワーク(IPLUG)を活用した革新センター内の技術紹介、企業懇談会なども推進していく計画

である。

5. 需要者中心の特許技術取引情報システムの運営

産業財産政策局 産業財産活用課 行政事務官 イ・ハンギョ

イ. 推進背景及び概要

国家経済成長の鍵が有形資産から技術など無形資産にシフトしつつあり、企業の価値においても無形資産が占める割合が持続的に増加している。それによって国家の持続可能な成長のためには、核心技術開発のためのR&D投資と開発された技術に対する特許権を確保してビジネスに活用することで収益を生み出すことが重要である。しかし、熾烈な技術革新競争によって技術ライフサイクルが短くなっているのに対して、技術の融・複合化による技術開発の所要時間や費用は増加するなど技術革新環境は益々悪化しつつある。このような環境の中で競争優位を確保するためには外部技術を導入して技術開発に必要な時間と費用を節減し、活用されない技術はライセンスングして活用する開放型技術革新が求められている。

特許庁は、特許技術の活用促進及び開放型技術革新を支援するため、オン・オフラインを通じた特許技術取引を支援しており、韓国の発明志向の伝統と創意的なアイデアを権利化・事業化につなげ、国家知的財産の保護及び事業化支援システムの構築に積極的に乗り出している。

ロ. 推進内容及び成果

情報技術(Information Technology)と電子商取引の発達は産業の生産性を画期的に高め、顧客により便利で有用なサービスを提供するのはもちろん、政治・経済・社会・文化など全分野において新しいスタイルへの変化を促している。

2000年4月に情報技術を活用して取引情報の交換及び提供を通じて技術取引が活性

化できるように特許技術取引情報システム (<http://www.ipmarket.or.kr>) をオープンした。

2009年からは技術取引と関連する情報のアクセシビリティを強化するため、個別的に運営していた技術取引情報サイトを連携し、2015年には地域別創造経済革新センターに分散提供されていた開放特許を統合提供することで、現在14万件余りの移転希望技術DBを含めて計35万件余りの技術情報DBを構築している。

知的財産取引情報システムに会員として加入した利用者には「最新技術取引ニュース」、「移転対象の国有特許情報」、「関連政府支援事業情報」などをメールを通じて提供している。特に、技術取引において主な障害要因となっている適正技術料の算定をより合理的に算出できるように、関心技術と類似した技術の過去取引類型、技術料などを検索・照会できる「技術取引事例検索機能」を構築・提供している。

<図III-3-2> 知的財産取引情報システムのホームページ



技術取引の特性上、両当事者は取引を希望しても技術価値(取引価格)に対する不一致及び手続きの専門性など実際取引に成功するまではあらゆる障害要因が存在する。特許庁は特許取引専門官をソウル、光州、大邱、大田など全国主要地域に配置するこ

とで取引の成功を支援しており、2016年からは全国17の創造経済革新センターと連携して中小企業が必要としている大企業開放特許の活用を支援する計画である。

特許取引専門官は個人、中小企業を対象に需要技術の調査、適正供給技術のマッチング、仲介交渉及び契約書の作成など技術取引全般に関する技術仲介サービスを無料で提供しているが、必要な場合はIP金融など技術事業化推進策に対する情報と相談まで提供している。

これまでオン・オフライン技術取引支援を通じて成功した技術移転状況を見ると、2004年以後現在(2015年12月基準)まで計6,541件に達している。

＜表Ⅲ－3－5＞権利別技術移転の実績

(単位：件)

取引実績	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	計
特許	72	86	127	259	281	388	441	561	785	808	902	1,071	5,781
実用新案	26	24	39	39	55	34	36	32	44	32	37	22	420
デザイン	-	-	2	1	7	2	14	27	21	31	58	62	225
商標	-	-	-	-	-	-	8	13	13	18	11	1	64
その他*								3	11	12	19	6	51
計	98	110	168	299	343	424	499	636	874	901	1,027	1,162	6,541

*ノウハウ、ソフトウェアなど

＜表Ⅲ－3－6＞類型別技術移転の実績

(単位：件)

取引実績	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	合計
権利譲渡	19	3	32	26	43	62	89	82	101	120	147	188	912
実施許諾	79	107	136	273	300	362	410	554	773	781	880	974	5,629
計	98	110	168	299	343	424	499	636	874	901	1,027	1,162	6,541

21世紀知識基盤社会の到来とともに情報化の進展は技術の融・複合化とともに消費者の要求水準を高め、技術のサイクルが急激に短くしている。このような技術サイク

ルの短縮によって不必要な技術を売却したり、新しい技術を導入しようとする企業も増えている。これは企業が独自開発による費用や時間のリスクを減らし、技術移転やライセンスを通じて迅速に技術を確保する、所謂オープンイノベーション(Open Innovation)を企業の技術経営戦略として採択していることを示唆している。

しかし、このような企業の需要にもかかわらず、国内の特許技術取引市場は少数の技術需要者と多数の技術供給者で構成される、需要と供給のインバランス構造になっているため、特許技術取引が活性化できていないのが現状である。また、技術供給者は市場の需要、すなわち需要者のニーズを無視した技術開発で未活用特許を量産し、需要企業の技術購買欲を低下させているものと見られる。

したがって、特許庁は国内技術取引市場の環境下では知的財産権創出の当事者である多数の供給者を中心とした特許技術移転マーケティングを支援するよりは、知的財産権活用の当事者である少数の技術需要者を中心とした特許技術移転マーケティングを支援した方がより効果的であると判断し、需要者が要求する技術内容を先に把握した後、それに適した供給技術を見つけ出す「需要者中心の技術取引」支援に力を入れている。2009年からは需要者中心の技術取引成功率をさらに高めると同時に民間技術取引機関の仲介能力を強化することを目的に、技術導入を計画している中小企業を対象に特許ポートフォリオ分析を通じた技術導入戦略樹立及び事業化資金の調達方策など特許技術導入から事業化に至るまで全般的な部分を担当民間取引機関から諮問を受けられる「特許技術取引コンサルティング」を支援している。

技術取引は特許権など無形資産を移転対象としているため、技術取引当事者間の情報非対称が問題になる場合が多い。合理的な技術仲介交渉を進めるためには、該当技術に対する優秀性を客観的に立証できる効果的な支援基盤作りが必要であり、2009年に「特許分析評価システム(SMART3)」を開発してこれに対する解決策を設けた。

特許分析評価システム(SMART3)は客観的かつ定量的な特許情報を活用して大量の特許を低費用、リアルタイムで評価し、技術購入者に供給技術に対する客観的な分析資料(技術性、権利性、活用性)を提供している。

2010年4月から国内に登録された特許を評価するサービスを開始した後、2011年には特許ポートフォリオ分析機能を追加的に開発した。2013年には米国登録特許に対する分析及び評価サービスを始め、2015年にはSMART3評価情報を金融機関と連携(API)するサービスを提供している。

2015年12月現在累積実績は377件の年間利用契約と36万7千件余りの利用実績を記録している。

<表Ⅲ-3-7> 機関類型別の特許分析評価システムの年間契約実績

(単位：件)

区分	民間技術取引機関/ 特許法人	企業	大学/ 公共研	公共機関	合計
2010	7	5	11	10	33
2011	12	4	16	11	43
2012	8	8	23	12	51
2013	10	3	30	18	61
2014	25	4	29	12	70
2015	41	5	47	26	119
合計	103	29	156	89	377

<表Ⅲ-3-3> 機関類型別の特許分析評価システムの利用実績

(単位：件)

区分	民間技術取引機関/ 特許法人	企業	大学/ 公共研	公共機関	個人	合計
2010	6,046	3,364	3,444	13,864	455	27,173
2011	9,727	5,558	6,982	11,336	139	33,742
2012	6,046	5,464	7,084	13,276	258	32,128
2013	11,073	4,721	10,611	18,984	354	45,743

2014	40,170	4,858	13,453	53,260	978	112,719
2015	26,926	4,261	22,241	61,462	1,514	116,404
合計	99,988	28,226	63,815	172,182	3,698	367,909

ハ. 評価及び発展方向

国内知的財産取引市場は知的財産に対する認識不足、特許の品質、小さな市場規模など本質的な問題によって活性化されていないのが現状である。このような環境にもかかわらず特許庁のオン・オフラインを通じた特許技術取引支援の実績が持続的に増加している。これは長期的な観点から特許技術取引基盤を構築し、効率的な支援政策展開することで市場が拡大する可能性があることを示している。

今後特許庁は知的財産取引情報システムと特許取引専門官の連携を強化して有機的な支援体系を構築するとともに、他の技術取引機関及び事業との連携、需要技術の発掘拡大を通じて適材適所に必要技術が供給されるように支援する予定である。また、特許技術取引基盤を構築するため、国内外特許技術取引関係機関間の協力強化、特許取引専門家プールの構築・運営を通じたネットワークの強化、優秀事例の発掘及び関連情報の提供に向けたコンファレンスの開催で特許技術取引に対する認識を高める予定である。

6. 知的財産活用戦略の支援

産業財産政策局 産業財産活用課 工業主事補 パク・ゾンイル

イ. 推進背景及び概要

特許庁は現在世界4位の特許出願国であるにも関わらず、慢性的な技術貿易収支赤字から脱していない状況である。これは特許の量的成長は成し遂げたものの、活用を通じた付加価値の創出能力は不足しているからである。特許庁は創意と革新の産物で

ある知的財産を効率的に活用することで企業の付加価値を高め、それを再び投資に回す知的財産好循環体系を構築するよう支援している。

ロ. 推進内容及び成果

知的財産活用戦略支援はIP製品の革新及びIP事業化戦略の樹立のための深層コンサルティングを提供するもので、支援プロセスは事業公告→企業選定(書類及びPT審査)→事業遂行会社の選定(制限競争入札)及び契約締結→企業負担金の納付→戦略樹立及び実行方案の提示→事後管理という流れで支援される。

最近3年間の知的財産活用戦略支援の状況は以下のとおりである。

<表Ⅲ-3-9> 知的財産活用戦略支援実績の細部状況

(単位：件、百万ウォン)

区分	2013	2014	2015
予算	2,352	2,352	2,352
支援件数	39	40	43

細部類型別に見ると、IP製品革新戦略コンサルティングはIP適用製品の問題点を解決・革新できるようにTRIZ、特許、デザインの専門家を選択的に活用することで短期的に付加価値を創り出せるように支援する事業である。既存のIPコンサルティングが回避設計及び権利侵害予防の観点で行われたのに比べて、同コンサルティングでは異種分野の特許を活用して製品の問題を解決するとともに、消費者、市場、トレンド及びIP分析などを通じて最適化されたデザインを導き出せるように支援している。

IP事業化戦略コンサルティングは企業のビジネス戦略と連携したIP経営戦略を樹立し、樹立された戦略を中小企業が独自に実行できるようIP経営体系の構築を手助けする事業である。中小企業がIPを活用して国内外の市場シェアを維持・拡大しようとする企業、投・融資を通じて資金を確保しようとする企業、競合社から自社の事業領域

を保護または競合社を排除しようとする企業、特許費用を節減もしくはIPから収益を作り出そうとしている企業、企業の保有能力と外部資源の融合を通じて新事業を発掘したりマーケティングチャンネルを構築しようとする企業、保有IP資産を基に金融連携支援を希望する企業などに有用な事業であり、企業のニーズに応じてオーダーメイド型コンサルティングを行っている。

特許庁は毎年支援事業の成果を分析するため、支援を受けている企業を対象に成果活用度調査を実施している。調査の結果、主な活用分野は製品革新を通じた利益の創出、事業戦略の樹立、研究開発戦略の樹立、海外市場進出及び海外紛争対応戦略の樹立、インフラ構築、特許情報調査及び分析を通じた空白技術または回避技術の発掘、マーケティング及び広報などであり、毎年80%内外の高い活用率を示していることから、中小企業のIP戦略樹立に大きく貢献していることが分かった。

＜表Ⅲ－3－10＞知的財産活用戦略支援事業の活用率

(単位：%)

区分	2013	2014	2015	平均
活用率	84.38	86.07	87.50	85.98

ハ. 評価及び発展方向

新しい知識の80%は特許文献を通じて公開され、公開された知識のうち70%以上は他の文献としては全く公開されない。技術または製品の革新を考えているのであれば、知識の宝庫である特許情報を積極的に活用する必要があり、これは特許が革新の結果である同時に革新の源泉となっているためである。

このような意味で特許庁が実施している知的財産活用戦略事業は中小企業独自の能力では解決できない技術的な難題をTRIZと他の分野の特許を活用することで低費用、短期間で解決できるように支援する事業であり、中小企業に積極的に拡大する必要がある。

2016年にはこれまで課題を進める中で蓄積してきたノウハウを集約してIP製品革新に対する標準方法論を定立し、教育を通じて中小企業まで拡大していく計画である。

7. ファンド・オブ・ファンズ特許アカウントの運営

産業財産政策局 産業財産活用課 行政事務官 チェ・キュヨン

イ. 推進背景及び概要

優れた技術とアイデアを持つ創意的なベンチャー企業は創造経済時代における経済成長のエンジンになるが、失敗のリスクが高く、資金調達に難航している。民間ベンチャーキャピタル市場の形成が難しく、その規模が限られる可能性があるという判断から、政府が一定規模の基礎資金を設けて市場における誘い水の役割を果たすため、2005年「ベンチャー企業育成に関する特別措置法」に基づいてファンド・オブ・ファンズを作ってベンチャー投資市場を新たに形成した。

特許庁も優秀特許技術を保有している中小・ベンチャー企業に安定的に資金を調達するため、2006年初めてファンド・オブ・ファンズに出資し、2007年と2009年、2015年に追加出資して計1,600億ウォン規模の特許アカウントを設けた。

特許アカウントを含むファンド・オブ・ファンズは毎年予算配分によって投資金額が決まる供給者中心の投資政策から脱し、市場需要を反映した回収財源の再循環方式で運営されることで安定的な投資財源の確保が可能である。

また、政策の効率性を高めるため投資財源の供給は政府が担当するが、投資の意思決定は韓国ベンチャー投資とベンチャーキャピタルなど専門機関が担当している。

ロ. 推進内容及び成果

ファンド・オブ・ファンズの運用方式は毎年新規出資金、前年度の残高及び回収金

を基に出資財源を確保し、それをシードマネー(SEED MONEY)として活用して子ファンドを結成することで個別企業に投資する方式で行われている。特許アカウントの場合、出資金1,600億ウォンを基に34個の子ファンドを結成し(総ファンド結成額9,203億ウォン)、2015年まで計418社の企業に6,865億ウォンを投資した。

このような特許アカウント投資資金は優秀な特許技術を事業化するベンチャー企業に投じられ、技術力のあるベンチャー企業がデスバレー(Death Valley)を克服して強小・中堅企業として成長する基盤となっている。また、アイデアと特許の買入、特許開発、技術移転などを専門的に行う民間特許管理会社と知的財産関連サービス企業に投じられ、国内特許ビジネスの活性化にも貢献した。

特許アカウントを通じてIP担保貸出回収支援ファンドを立ち上げ、産業銀行と企業銀行のIP担保貸出を支援しており、2015年には中小企業庁との協力の下で「創業投資会社などの登録及び管理規定(中企庁告示)」を改正することで、知的財産権そのものに対する投資が可能になり、特許アカウントの投資対象がより拡大された。

このような制度改善を基に2015年特許アカウントを通じたIPサービス企業投資・IP直接投資・優秀IP-R&D企業投資ファンドを立ち上げ、優秀特許の創出及び取引活性化支援を更に強化している。

<表Ⅲ-3-10>特許アカウント出資状況

区分	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	合計
特許アカウント	550	550	-	330	-	-	-	-	-	170	-	1,600

ハ. 評価及び発展方向

特許アカウントは2005年開設以来10年余りの間多様な子ファンド作りを通じて民間ベンチャー投資市場を形成して優秀ベンチャー企業を育成するとともに、国内特許ビ

ビジネスを活性化する礎の役割を果たしてきた。

特許アカウントはIP金融活性化支援、IP直接投資の拡大など新たに求められる投資ニーズに対応しつつ、特許の創出、発掘、事業化、投資につながる知的財産ライフサイクル全般を活性化するための生態系作りを積極的に支援する計画である。

8. 国有特許の活用促進

産業財産政策局 産業財産活用課 行政主事補 ミン・キョンナム

イ. 推進背景及び概要

国有特許とは国家公務員が職務過程で発明したものを国家が所有権を承継し、国家名義で出願して特許・実用新案・デザインとして登録された権利を指し、「公務員職務発明の処分・管理及び補償などに関する規定(大統領令)」を制定(1972. 12. 14制定・公布)すると同時に国有特許制度を導入した。

発明振興法第10条第1項及び第2項は公務員(国・公立大学内に専担組織が設置された国・公立大学の教職員は除く)がその職務に関して発明したものが国家または地方自治団体の業務範囲に属し、その発明行為が公務員の現在または過去の職務に属する場合、その職務発明に対する特許権などは国有または公有とすることを規定している。

また、発明振興法第10条第4項は国有となった特許権などの処分に対して、特許庁長が処分または管理するように規定している。(地方公務員の職務発明による特許権などは地方自治体が管理)

特許庁は「公務員職務発明の処分・管理及び補償などに関する規定」に基づき、職務発明によって国有特許として登録された場合、発明者である公務員に登録補償金を支給し、国有特許権または特許を受ける権利の売却及び専用実施権の設定または通常実施権の許諾を通じて処分収入金が発生した場合は処分補償金を支給している。また、

発明の実施で1年間の処分収入金が1,000万ウォンを超過する特許権の場合、発明機関に機関褒賞金を支給する。

ロ. 推進内容及び成果

1) 国有特許権の登録状況

2015年基準で国有特許(実用新案、デザインを含む)は計4,976件が登録され、前年比約14%程度増加した。全体登録権利の中で特許権が4,258件(85.6%)で最も多く、実用新案権が195件(3.9%)、デザイン権が394件(7.9%)、海外登録国有特許権が129件(2.6%)を占めている。

2015年に新規登録された国有特許は727件で、2014年769件に比べて約5.5%減少し、特許権は前年比11%減少した。

<表Ⅲ-3-12> 年度別国有特許権の保有状況

(単位: 件、%)

区分	新規登録					消滅及び移転	累計				
	特許	実用	デザイン	海外特許	計		特許	実用	デザイン	海外特許	計
2006	154	35	7	9	205	42(特28,実14)	1,178	295	110	37	1,620
2007	196	9	6	1	212	43(特23,実12,デ8)	1,351	292	108	38	1,789
2008	222	14	15	2	253	87(特69,実15,デ3)	1,504	291	120	40	1,955
2009	149	11	34	9	203	34(特25,実8,デ1)	1,628	294	153	49	2,124
2010	188	13	16	11	228	72(特32,実40)	1,784	267	169	60	2,280
2011	316	10	28	7	361	43(特20,実22,デ1)	2,080	255	196	67	2,598
2012	432	21	41	15	509	57(特21,実36)	2,491	240	237	82	3,050
2013	581	26	41	21	669	59(特12,実47)	3,060	219	278	103	3,660
2014	676	34	51	8	769	74(特28,実43,デ3)	3,708	210	326	111	4,355
2015	601	16	85	25	727	106(特51、実31、デ17、海7)	4,258	195	394	129	4,976

2) 国有特許権の活用状況

国有特許権の活用とは登録された国有特許権または出願中の職務発明に対する特許を受ける権利などを売却したり、専用実施権または通常実施権を設定して民間企業などが国有特許技術を活用できるようにすることをいう。

国有特許権を有償または無償で実施した活用件数は、2013年670件、2014年653件であり、2015年度には計847件の有償または無償の通常実施契約を締結し、計6.3億ウォンの実施料収入を記録した。また、2013年10月から実施料を事前納付方式から契約期間満了後に精算して納付する「事後精算制」に改善することで中小企業の実施料負担を緩和した。

国有特許の活用を促進するため2011年12月から委託契約によって民間専門技術取引機関である農業技術実用化財団を通じて農業技術分野の国有特許権の処分が行われており、技術移転成果を分析して2014年8月宇には畜産分野も委託した。さらには2015年7月から委託機関を拡大し、技術取引専門機関である韓国林業振興院(山林分野)、韓国発明振興会(水産などその他分野)と委託契約を締結した。

<表Ⅲ-3-13> 年度別国有特許権の実施状況

(単位：千ウォン)

年度	区分	実施許諾(件)			実施料収入
		登録	出願中	計	
2006		149	59	208	671,185
2007		192	63	255	513,913
2008		161	110	271	720,109
2009		204	120	324	627,494
2010		239	140	379	742,895
2011		243	234	477	1,281,561
2012		388	290	678	1,383,090
2013		391	279	670	1,150,075

2014	454	199	653	277,069
2015	646	201	847	629,769

3) 国有特許権の職務発明補償金の拡大支給

公務員の職務発明を奨励するとともに国有特許の活用を促進するため、「公務員職務発明の処分・管理及び補償などに関する規定」を改正(2004年12月)し、2005年から職務発明者に支給する処分補償金の水準を大幅に上方修正した。

従来の処分補償金は登録された特許権や出願中に特許が受けられる権利を有償で処分した場合、その処分収入金を基準に10%~30%を処分補償金として支給していたが、2005年からは一括して処分収入金の50%を職務発明者に補償金として支給している。

2015年に処分補償金として99件に対して2億4千万ウォン余りを支給し、新規登録補償金として762件に対して3億5千万ウォン余りを支給するなど、これまで計8,220件に対して71億ウォンを公務員職務発明補償金として支給した。

<表Ⅲ-3-14> 年度別国有特許補償金の支給状況

(単位：千ウォン)

区分	登録補償金		処分補償金		機関褒賞金	
	支給件数	支給額	支給件数	支給額	支給件数	支給額
2006	193(特168、実16、デ9)	74,760	232	335,879	10	22,000
2007	103(特94、実7、デ2)	44,235	212	212,498	14	31,000
2008	264(特230、実17、デ17)	113,237	213	240,672	14	22,000
2009	131(特118、実11、デ2)	58,427	187	293,573	20	24,000
2010	166(特145、実7、デ14)	68,730	268	315,257	16	20,000
2011	267(特226、実20、デ21)	119,559	236	292,389	21	21,000
2012	215(特200、実1、デ14)	102,388	300	346,558	32	53,000

2013	582(特511, 実26, デ45)	272, 216	460	674, 729	32	97, 010
2014	649(特585, 実26, デ38)	306, 445	670	763, 620	26	65, 191
2015	762(特677, 実34, デ51)	358, 144	99	239, 502	5	14, 871

ハ. 評価及び発展方向

国有特許権の活用を促進するため、発明機関の職務発明担当者に対する教育を実施するとともに、特許使用希望者に国有特許権に対する技術性及び事業性などの情報を簡単に提供するために2007年から2014年まで計3,951件の国有特許権に対する選別評価を実施して知識財産取引センター(www.ipmarket.or.kr)及び特許庁ホームページに評価結果を載せた。また、未活用国有特許の活用を促進するため、2010年には国有特許として登録されてから3年以上長期未活用の状態である国有特許権の無償実施期間を1年から3年に延長した。

2013年10月から国有特許の技術移転を促進するために民間企業の初期事業費負担を減らして国有特許を先に使用し、契約が満了した後に使用実績によって実施料を納付する事後精算制を導入した。委託された国有特許の技術移転実績など効果分析を通じて、2014年8月農業技術実用化財団に農業分野の委託に引き続き畜産分野に対する国有特許の処分・管理業務を委託し、2015年7月から韓国林業振興院(山林分野)、韓国発明振興会(水産などその他分野)を委託機関として指定した。

2015年には国有特許権を効率的に管理すると同時に活用率を高めるため、中央省庁及び自治体公務員など実務担当者を対象に専門教育を実施し、国有特許の技術移転を促進するため、技術説明会などを通じて優秀技術事業化事例を広報し、今後も国有特許活用促進に向けた広報及び技術事業化支援を拡大していく予定である。

第2節 大学・公共研究機関の知的財産活用の促進

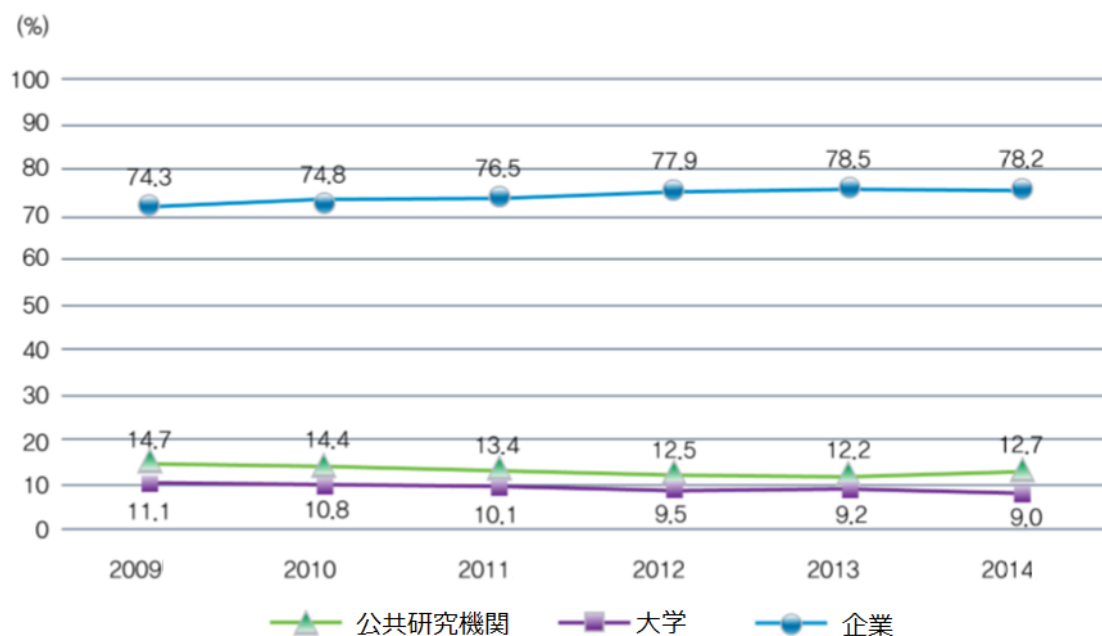
1. 概観

産業財産政策局 産業財産活用課 行政事務官 ソン・ソクミン

知識基盤経済に変わったことによって世界各国は技術主導権を確保して国家競争力を維持するため、科学技術に莫大な資源を投じている。韓国も国家研究開発費を確保するために持続的に努力を傾け、2014年度韓国の総研究開発投資規模は世界6位(63.7兆ウォン)に拡大した。

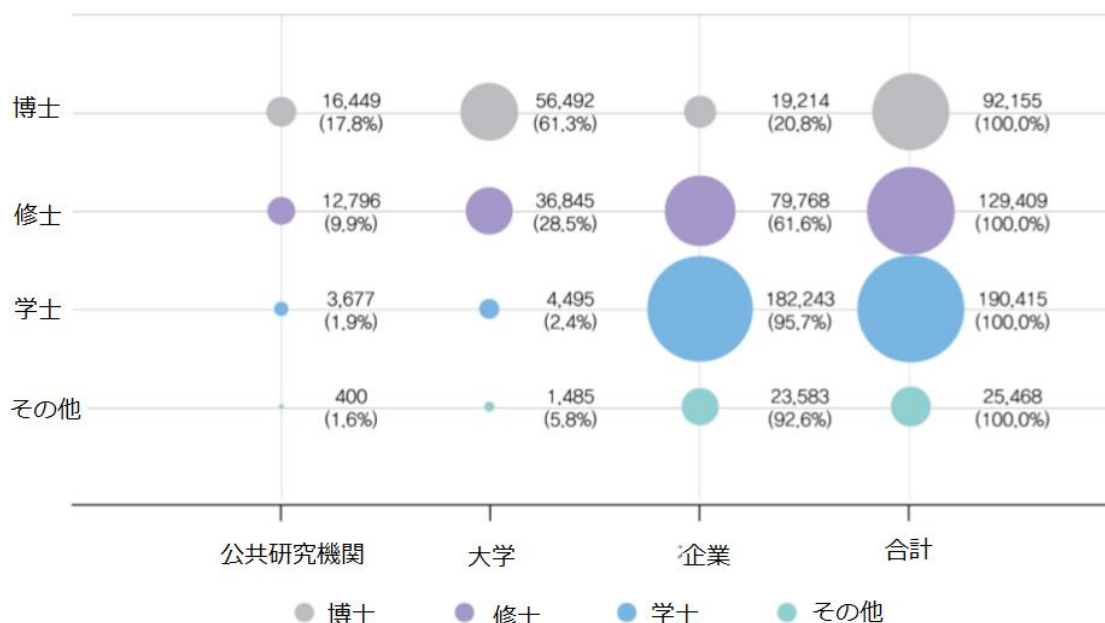
一方、韓国の大学・公共研究機関は国家総R&D投資の21.7%を占め、博士級研究人材の79.1%を保有しているため、技術革新の主体としてのその潜在能力は極めて大きいと言える。

<図Ⅲ-3-3> 韓国主体別研究開発費の比重(2014)



* 出処：2014年度研究開発活動調査報告書(未来創造科学部・KISTEP)

＜図Ⅲ－3－4＞韓国主体別・学位別研究員の分布(2014)



* 出処：2014年度研究開発活動調査報告書(未来創造科学部・KISTEP)

大学・公共研究機関の技術革新を通じて国家経済発展を成し遂げるためには、創出された優秀な研究成果を強い知的財産権として権利化し、産業界に効率的に移転・事業化させ、それを通じて発生した収益を再び研究開発に再投資する好循環体系の構築が必要である。

しかし、国内の大学・公共研究機関はその潜在能力に比べて研究成果を知的財産として創出・保護・活用する能力とインフラが不十分であるのが現状である。

そこで特許庁はこのような市場からのニーズに応えるため、2006年から大学・公共研究機関の知的財産に対する認識向上と特許管理体系の整備などを通じて知的財産インフラの構築と能力強化を支援するための「特許管理専門家派遣事業」を始めた。また、2010年からは有望な特許技術が死蔵されることを防止し、未活用特許技術の活用を促進するために「有望技術発掘及び特許事業化支援事業」を推進した。同時に、グローバルIPビジネスモデルの変化に共同対応し、ノウハウの共有と成果の拡散のために大学・公共研究機関間の協力ネットワーク構築を支援し、知的財産創出と技術移転・事業化を効率的に図るために産業界・金融界との協力ネットワークの育成を支援

する「知的財産生態系活性化支援事業」を展開している。

2. 特許経営専門家の派遣

産業財産政策局 産業財産活用課 行政事務官 ソン・ソクミン

イ. 推進背景及び概要

韓国の大学・公共研究機関の技術移転率は17.6%で、米国の44.7%に比べて1/3にも及ばない水準であり、R&D生産性(年間研究費支出対比年間技術料収入の比率)もまた1.36%で米国の4.31%に比べて1/3水準である。

<表Ⅲ-3-15> 主要指標の国家間比較

	韓国	米国	カナダ	EU	日本
技術移転・事業化 専担及び支援人材(人)*	7.0	12.1	9.3	8.3	17.9
特許出願件数(年間)(A)	24,811	14,333	945	6,621	6,517
技術移転契約件数(年間)(B)	4,358	6,406	427	5,030	2,298
年間技術料収入(百万ドル)(C)	123.6	2,718.4	56.3	572.1	-
年間研究費支出(百万ドル)(D)	9,080.3	63,050.0	5,626.8	51,214.3	
年間技術移転率(%) (B/A)	17.6	44.7	45.2	76.0	35.3
研究生産性(%) (C/D)	1.36	4.31	1.00	1.12	-

* 出処：2014年(公共研究機関)技術移転・事業化調査分析資料集(産業通商資源部、KIAT)

国内の大学・公共研究機関における技術移転・事業化専担及び支援人材は7.0人で米国の12.1人に比べて大きく不足していることが分かり、技術移転の成果が不十分である主な理由は知的財産専門人材の不足とそれによる知的財産経営インフラの脆弱と推測できる。

そこで大学及び公共研究機関に知的財産分野に専門性を備えた特許経営専門家を派

遣して知的財産経営インフラの構築と能力強化を支援している。

ロ. 推進内容及び成果

企業などで知識財産経営の経験が豊富な特許専門家を大学・公共研究機関に派遣し、関連規定の整備、知的財産権経営プロセスの標準化、特許ポートフォリオ戦略の樹立など多様な活動を通じて、大学・公共研究機関の状況に適した特許経営体系を構築し、セミナー及び説明会の開催、知的財産権相談及び諮問などを通して知識財産に対する認識と能力を高めることに貢献している。

2015年特許経営専門家の派遣を通じて相談及び諮問1,456件、セミナー及び説明会275件を実施し、技術移転796件、技術移転収入料17,214百万ウォンの成果を達成した。

<図Ⅲ-3-5> 「特許経営専門家派遣事業」の優秀事例

- ・ (機関名) 韓国生産技術研究院(チョン○○ 特許経営専門家)
- ・ (成果) 特許経営専門家が技術移転を主導し、24億ウォンの大きな成果を上げる
- ・ (成果内容) 環境に優しい鑄造用無機バインダー技術及び中子技術を企業に移転することで、後続研究費を含む24億ウォンの技術料契約を成功させ、企業が新規事業である化学分野にまで進出し、海外まで事業化を拡大。

<技術移転契約書>

기술이전계약서

한국생산기술연구원(이하 '강'이라 함)과 주식회사 덕양텍사운(이하 '술'이라 함)은 다음과 같이 기술이전계약을 체결한다.

제 1 조 기본사항
기술이전계약에 따라 '강'과 '술'이 체결하는 이전 기술의 기본사항은 아래와 같다.

기술이전계약명	강
기술이전계약처	술
이전기술의명세	강

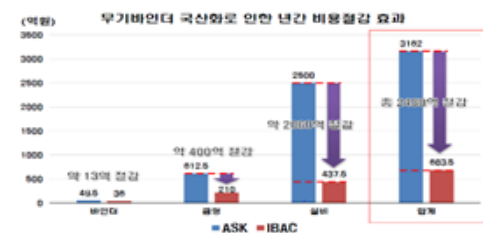
제 2 조 기술이전의 범위
'강'과 '술'은 이項 기술에 대하여 노후의 이전에 동의한다.

① 지적재산권

번호	지적재산권 종류	권리권 출원일
1	특허	10-2014-
2	특허	10-2015-
3	특허	10-2015-
4	특허	10-2015-

② 노하우

번호	노하우실시권	종류
1	무기바인더 원재료	
2	무기바인더 제조방법	
3	무기바인더 제조품	12.31
4	IBAC 무기바인더의	
5	IBAC 무기바인더의	
6	IBAC 촉매 실험적	12.31
7	촉매 생산 시 Troub	



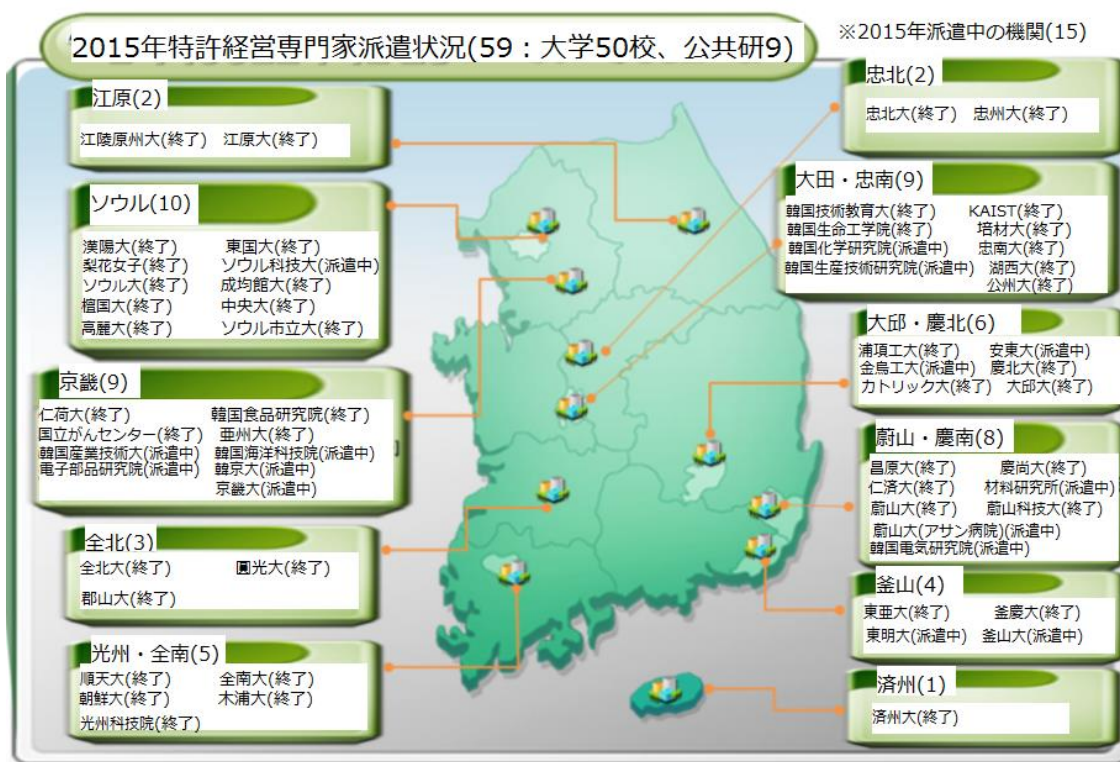
ハ. 評価及び発展方向

2006年から実施中である特許経営専門家派遣事業が安定化段階に入ったことで、2010年からは大学のみならず知的財産経営能力が不足している公共研究所まで支援対象を拡大した。特許経営専門家は地域の産・学・研人材プールを構築し、自治体、特許情報・事業化コンサルタント、企業体などとの協力を通じて技術需要や技術移転関連情報交流に積極的に邁進することで、大学・公共研究機関の技術移転及び事業化に多くの成果を上げている。

世界的に特許競争が過熱してその様子も複雑になり、大学・公共研究機関の知的財産能力が高くなるにつれ、特許経営専門家の役割も既存のインフラ構築と能力強化中心から技術移転・事業化及びIP戦略樹立中心に拡大している。

今後は優れた知的財産能力を備えた機関と能力が足りない機関に対して機関別オーダーメイド型支援を推進するとともに、派遣専門家の能力も強化していく計画である。

<図Ⅲ-3-6> 特許経営専門家の派遣状況(2006~2015年基準)



3. 発明インタビュー及び知的財産事業化の支援

産業財産政策局 産業財産活用課 行政事務官 ソン・ソクミン

イ. 推進背景及び概要

2015年国内に存続している916,584件(外国人237,844件を含む)の特許権のうち大学・公共研究機関は約11%である103,938件を保有しているが、その活用率は32.9%(2015、知的財産活動実態調査報告書)程度で約67%が活用されていない状況である。その主な原因は特許を産業界活用目的ではなく研究実績などの業績評価のために出願する傾向、特許を質的に管理する体系の未定立、需要企業の発掘と技術マーケティングなど技術移転・事業化する上での能力不足などを挙げることができる。

韓・米科学者特許管理実態調査(2007、特許庁)によれば、特許出願の理由が米国の科学者の場合は研究実績12.0%、防御戦略34.8%、収益創出33.7%、その他19.5%で、主に収益創出が中心となっていることが分かる。一方、韓国の大学・公共研究機関の科学者は研究実績40.4%、防御戦略28.6%、収益創出21.8%、その他9.2%で、主に研究実績が中心となっていることが分かる。

また、発明届出件対比特許出願比率は韓国が92.0%で米国61.1%、EU47.8%(2014年公共機関技術移転事業化調査分析資料集、2015)に比べて遥かに高く、事業化が有望な技術の選別なく大半の発明を特許出願していることが分かった。

そこで、大学・公共研究機関研究者の発明に対する特許出願前の相談・審議・評価を通じて発明を補強し、事業化が有望な技術を中心に国内外の権利化と技術移転・事業化を推進できるように「発明インタビュー制」の運営を支援し、活用されていない優秀な特許技術の産業界における活用を促進するため「IP事業化支援」を推進している。

ロ. 推進内容及び成果

「発明インタビュー制」の運営を通じて出願前の発明段階の技術に対して外部専門家(IP専門家、技術専門家、市場専門家)が参加する発明相談・評価・補強を実施し、優秀発明の早期発掘を支援した。また、「IP事業化支援」を通じて大学・公共研究機関が保有している優秀特許技術を発掘し、特許分析、事業化戦略の樹立、特許補強、特許価値評価、需要技術の発掘及び技術マーケティングを支援した。

「発明インタビュー制」は30の大学・公共研究機関を支援し、計3,626件の発明届出件に対して発明等級審議と海外出願審議を実施した。その中で332件の発明に対して未承継決定を下し、1,279件(35.3%)の優秀技術(S、A級)を発掘した。また、優秀発明(S、A級)の中から21件の課題を選定して海外権利確保(PCT出願)を支援した。

<表Ⅲ-3-16>2015年度発明インタビューの支援実勢

区分	発明等級審議						未承継及び保留
	全体	S級	A級	B級	C級	D級	
30機関	3,626件	181件	1,098件	1,533件	506件	308件	332件
	100%	5.0%	30.3%	42.3%	13.9%	8.5%	9.2%

また、「IP事業化支援」を通じて産学協力団及び技術移転専担部署が設置されている25の大学・公共研究機関が保有するIT・BT・NT・ETなど技術分野の有望特許の中から技術の動向及び完成度、商用化可能性、市場参入容易性及び産業への波及効果などが優れている有望特許技術37課題を戦略支援課題として選定し、特許戦略(補強、防御、ポートフォリオ)の提示、技術価値評価及び技術紹介書(SMK)の作成、技術マーケティング支援などを通じて優秀な未活用特許が産業界に移転されるように支援した。特に、今年から出願段階の優秀発明または出願前の技術が発明インタビューを通じて事業性のあるものと評価された場合、翌年の2年目も事業化できるよう支援体系を変えて成果創出を図った。

<図Ⅲ-3-7> 「発明インタビュー及びIP事業化支援」の事業推進プロセス



<表Ⅲ-3-17> 2009～2015年技術移転・事業化の成果状況

(単位：件、百万ウォン)

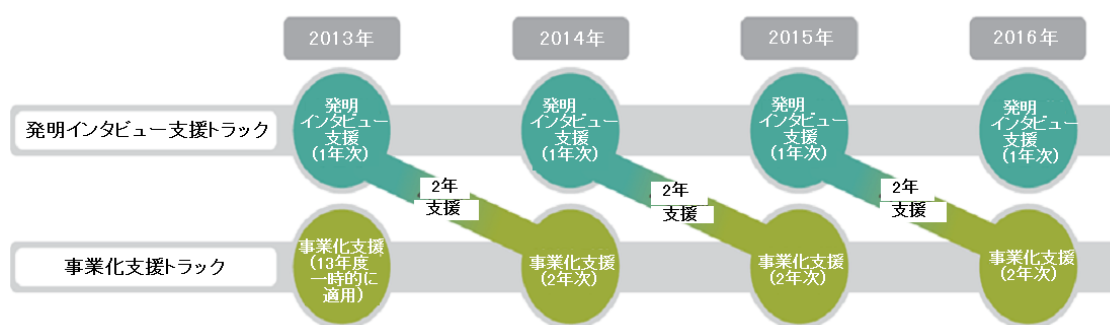
区分	戦略課題数	技術事業化の成果								生産性 (%)
		企業設立	技術移転			共同研究開発		計		
			件数	先払い	経常	小計	件数		金額	
2009年	23	3	7	800	-	800	1	-	11	40
2010年	79	3	22	938	2,244	3,182	6	-	31	159.1
2011年	62	1	31	2,164	1,693	3,857	1	100	33	133.9
2012年	65	-	28	2,994	1,000	3,994	3,	248	31,	128.1
2013年	48	-	34	7,436	-	7,436	-	-	34	265.9
2014年	36	-	32	8,380	-	8,380	1	-	33	382.0
2015年	37	-	58	5,103	-	5,103	-	-	56	215.1

ハ. 評価及び発展方向

「発明インタビュー制」を通じて研究者の知財権に関する認識向上、不良発明の未承継または補強、発明の等級別差別化された特許管理戦略の樹立を支援し、特許管理体系の品質を高め、発掘された有望技術に対しては特許事業化戦略を重点的に支援して優秀な技術移転・事業化成果を創出した。また、支援事業の効率性を改善するため2つの機関を対象に「発明インタビューの運営→海外権利の確保→有望技術の発掘→特許事業化」の統合支援を試験的に推進した。

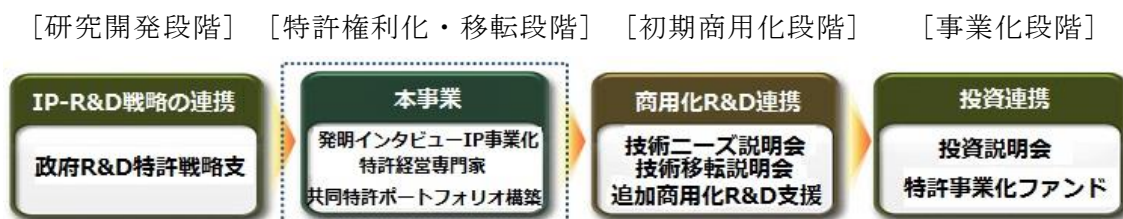
また、大学・公共研究機関の研究開発の特性上、優秀発明の創出と発掘が下半期に集中して同年度に技術移転・事業化のための期間が足りなくなる現象を改善するため、1年目には「発明インタビュー制及び海外権利確保」を支援し、2年目には「有望技術の発掘及び特許事業化」を支援する2年連続支援の運営方を設け、十分な事業期間と連続性の確保を通じて支援事業の効果を最大に引き上げた。

＜図Ⅲ-3-8＞発明インタビュー及びIP事業化支援の2ヵ年統合運営プロセス



今後、産業界－学研界－金融界－官界の知的財産事業化に向けた協力ネットワークを強化し、研究開発段階から特許権利化及び移転段階、商用化段階、事業化段階まで有機的に連携するIP創出－活用の全周期的な支援システムを構築していく計画である。

＜図Ⅲ-3-9＞IP創出－活用の全周期的な支援システム



4. 知的財産生態系の活性化支援

産業財産政策局 産業財産活用課 行政事務官 ソン・ソクミン

イ. 推進背景及び概要

大学・公共研究機関が創出した優秀な知的財産が産業界で効果的に活用されるようにするためには、学研界(大学・公共研究機関)－産業界(企業)－金融界－政府機関など知的財産主体間の効率的な役割分担と有機的な協力が重要である。そこで、特許庁は公共知的財産の事業化を促進するため、産－学－金－官の協力ネットワークを強化するための「知的財産生態系活性化支援」を推進している。

＜表Ⅲ－3－18＞知的財産事業化協力ネットワークの運営状況

主体		役割	主要内容
[学]	大学・公共研	特許技術 Pool 構築・活用支援	・「R&D IP 協議会」の運営 － 公共機関保有技術の共同活用支援事業の推進
[産]	企業	企業ニーズ Pool 構築・活用支援	・「ニーズマッチング協議体」の運営 － 企業の技術ニーズ説明会の開催 ・ 知的財産活用ネットワーク(IPプラグ)の運営 － 特許需要者と供給者間の情報交流の場を設ける
[金]	投資家	投資資本 Pool 構築・活用支援	・「知的財産投資協議会」の運営 － 知的財産投資説明会の開催

ロ. 推進内容及び成果

グローバルIPビジネスモデルに共同対応し、大学・公共研究機関のR&D成果を強い知的財産として効果的に創出・活用できるよう、大学・公共研究機関の特許管理責任者で構成されたR&D IP協議会¹⁷を未来創造部と共同で構成・運営している。

¹⁷ 2009年11月設立、2015年12月基準で大学68、公共(研)27、特別会員機関(投資資本1、研究管理機関7、民間技術取引機関3)11で計104の機関が会員として参加している。

<図Ⅲ-3-10> R&D IP協議会の組織



R&D IP協議会は運営委員会・実務委員会など協議会組織の運営、R&D IP協議会フォーラム及び総会の開催、R&D IP協議会－国家科学技術委員会(知識財産専門委員会)共同ワークショップの開催などを通じて、産・学・研協力ネットワークの構築、制度改善に向けた対政府政策建議、大学・公共研究機関の技術移転・事業化支援などの役割を果たしている。

2011年から特許庁は教科部と共同で複数の大学・公共研究機関などが個別的に保有している類似分野の特許技術を産業界で簡単に活用できるようにするため、特定技術テーマ別にパッケージングした特許ポートフォリオを構築して技術移転・事業化する「公共機関保有技術の共同活用支援事業」を推進した。

同事業は大学・公共研究機関のコンソシアム構成、核心技術の導出・製品分析、共同ポートフォリオの構築、技術移転マーケティングなどを支援するもので、2015年には46の大学・公共研究機関が参加する10件の共同ポートフォリオ課題を支援し、計22件(前払い技術料68.8億ウォン規模)の技術移転契約の成果を上げた。

<表Ⅲ-3-19> 公共機関保有技術の共同活用支援事業における構築段階別支援事項

段階	戦略	所要	支援内容	備考
----	----	----	------	----

		期間		
コンソシアム構成	機関間の コラボレーション	2週	面積特許指標の作成	課題 1段階
核心技術の導出	技術の実体把握	4週	機関別核心技術、研究者ピックアップ、研究者ミーティング	
製品・BM分析	企業の事業戦略、 技術ニーズ把握	6週	核心技術適用製品・BM分析、企業の事業戦略・技術ニーズを把握	
共同ポートフォリオの構築	技術間 パッケージング	4週	移転対象企業別共同ポートフォリオの提示	課題 2段階
マーケティング	技術移転交渉	24週	共同ポートフォリオの再構成、技術料算定作業の補強	

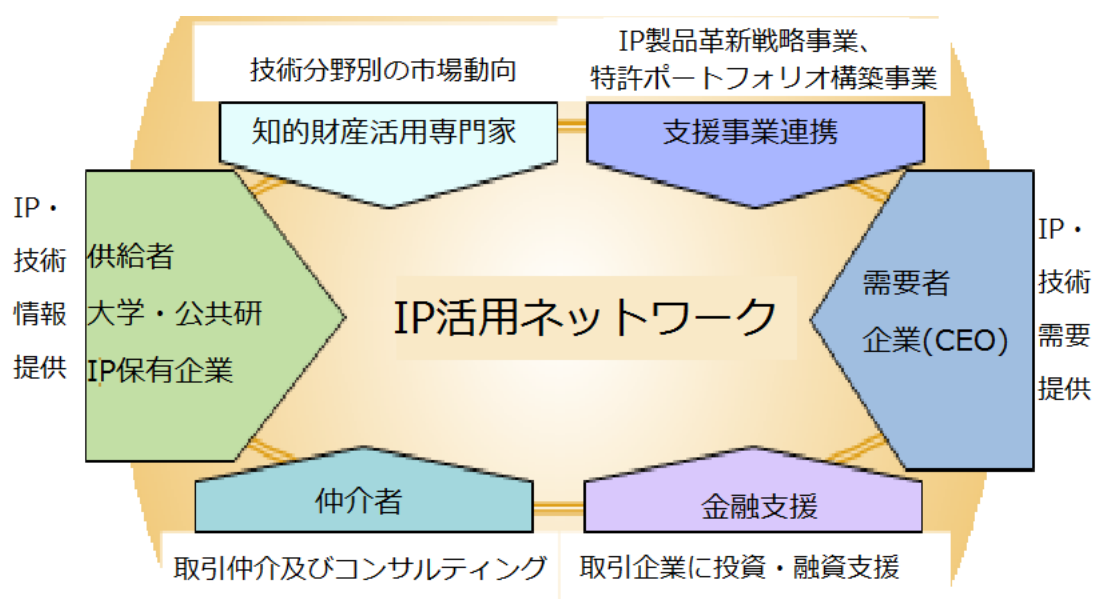
同時に、大学・公共研究機関の特許技術移転を受けたものの投資資金が確保できず、事業化に難航している企業を支援するため、ファンドオブファンズ特許アカウント運用会社などで構成された「知的財産投資協議会」を運営し、投資資本を誘致するための投資説明会を開催した。これを通じて2011年から2015年まで大学・公共研究機関の特許技術移転を受けた企業8社が126億ウォン規模の投資資金を誘致した。

また、企業の技術ニーズを基に大学・公共研究機関の特許技術を移転・事業化するため、技術ニーズマッチング協議体¹⁸を構成(2012.9.)した。技術ニーズマッチング協議体を通じて企業の技術ニーズを発掘した後、それに適した大学・公共研究機関の特許技術をマッチングする「技術ニーズ説明会」を推進し、2015年13社の技術ニーズに対して10の大学・公共研究機関の特許技術11件とマッチングが行われ、技術移転・共同研究に対する交渉を進めている。

¹⁸ [技術事業化支援機関]京畿科学技術振興院、韓国ロボット産業振興院、韓国産学研協会、韓国研究財団、韓国知識財産戦略院、大韓貿易投資振興公社、大中小企業協力財団、韓国環境産業技術院、韓国保健産業振興院、韓国海洋科学技術振興院、農業技術実用化財団、国土交通科学技術振興院、韓国気象産業振興院、江陵科学産業振興院、[投資機関]インテレクチュアル・ディスカバリー、IP Cube Partners、デソン創業投資(株)、[技術供給機関]R&D IP協議会

その他に、特許技術移転の主体である企業、大学及び公共研究所、そして企業への投資を希望する金融・投資機関など多様な技術移転・事業化の主体が集まって相互情報交換できるよう、信頼に基づく開放型ネットワーク (IPLUG) を医療機器、電子部品など2つの技術テーマを対象に9月から7回開催し、800人の企業人、研究者などが参加した。

<図Ⅲ-3-11> 知的財産活用ネットワーク (IPプラグ)



<表Ⅲ-3-20> 知的財産活用ネットワーク (IPプラグ) の開催実績

テーマ	日時	場所	参加者	備考
医療	2015. 09. 10	イルサンKINTEX	113人	発足式
電子部品	2015. 09. 17	韓国科学技術総会館	103人	発足式
医療	2015. 10. 15	韓国科学技術総会館	127人	ソウル共同主管
電子部品	2015. 10. 22	パンギョグローバルR&Dセンター	122人	京畿共同主管
医療	2015. 11. 19	忠北創造経済革新センター	110人	忠北共同主管
電子部品	2015. 11. 26	韓国科学技術総会館	120人	大邱・KIAT共同主管
医療・電子部品	2015. 12. 03	大田ヌポスターレジデンス	105人	大田共同主管

ハ. 評価及び発展方向

「R&D IP協議会」の会員機関を中心に行われた「公共機関保有技術の共同活用支援事業」は多数の大学・公共研究機関が保有する技術を集めて産業界への移転・事業化を支援した成功事例と言える。すなわち、製品単位で特許ポートフォリオを構築・移転することで、企業としては製品の商用化が容易になるだけでなく、特許技術の活用可能性がさらに高くなり、新しい「公共技術事業化方法論」であるという評価を得ている。このような特許ポートフォリオの構築及び技術移転事業化方法論を大学・公共研究機関、企業など知的財産生態系の主体に持続的に拡散していく予定である。

また、技術取引主体が自由に疎通し、情報交換できる常設技術市場である知的財産活用ネットワーク(IPプラグ)を多様な技術に拡大する一方、創造経済革新センターなど地域拠点別でも運営することで、技術事業化主体間で信頼に基づく技術取引文化の構築を強化していく計画である。

一方、2016年には大学・公共研究機関が保有している優秀な特許技術を中小企業に効率的に移転させて企業の競争力を強化するため、産業部、未来部、中小企業庁と共同で「優秀特許技術移転ロードショー」を開催する予定である。特許庁と未来部が大学・公共研究機関の優秀特許技術を発掘し、中小企業庁が需要企業を探索・発掘した後、共同で特許技術移転説明会を開催するイベントである。また、中小企業に移転された優秀特許技術に対して産業通商資源部主管の「R&D再発見プロジェクト」を通じて製品化・商用化の支援を行い、特許庁は特許技術事業化に向けた投資資本との連携を支援する計画である。このような省庁間の協力事業を通じて知的財産活用ネットワークの活性化に向けた産・学・金・官の協力モデルを拡大していく予定である。

第4章 知的財産政策の国家レベルでの推進

第1節 知的財産政策の国家レベルでの推進

産業財産政策局 産業財産政策課 行政事務官 ハ・ユジン

1. 推進背景

21世紀以後知識基盤経済への急激な転換に伴い、主要先進国及び企業は知的財産中心の戦略を推進することでグローバル競争体制に積極的に対応している。先進グローバル企業は核心知識の蓄積・開発・活用に力を集中させ、持続的な競争優位の確保に乗り出している。米国、日本など主要国政府は実質的な国富の創出主体である知的財産政策を多角的に推進している。

韓国も知的財産強国として跳躍するためには知的財産を新しい成長エンジンとして活用し、知識基盤の高付加価値経済に転換する必要がある、そのためには何よりも国家レベルでの知的財産政策の推進が必要である。

2. 推進内容及び成果

特許庁は創造経済生態系の観点から知的財産の役割と機能を改めて定立する5カ年総合計画として「知的財産基盤の創造経済実現戦略」を樹立(2013.6)し、知的財産政策が政府レベルで行われるよう核心政策を具体化・議題化した。2014年計15件の知的財産政策を講じたことに続いて、2015年には特許権の法的安定性を高めるための「特許審査・審判制度の改善策」、ベンチャー・中小企業の特許活用を促進するための「特許の開放及び活用促進策」、中小企業の知財権紛争対応力を高めるための「知財権訴訟保険発展3ヵ年計画」、消費者保護及び知財権紛争予防のための「特許標示改善策」などの政策を樹立して国家知識財産委員会、経済長官会議、国家科学技術審議会など多省庁会議体に上程・議論した。

3. 今後の推進計画

2016年にもIP金融活性化、IP-R&D支援の拡大及び充実化、知的財産基盤の強小企業の育成、知的財産専門人材の養成などを持続的に推進するとともに、職務発明補償制度の改善策、特許無効審判・訴訟制度の改善策などを講じ、特許庁の主要政策 이슈が政府レベルの観点から議論され、政策化できるよう、現場の声を積極的に聞き入れてイシュー化する計画である。

また、知的財産政策を樹立する過程で他省庁・自治体・企業などと多様な協力を推進して政策効果を最大化するため持続的に取り組んでいく予定である。

第2節 知的財産権政策を強化するための基盤作り

産業財産政策局 産業財産政策課 行政事務官 パク・ゾンピル

1. 知的財産政策研究の強化

イ. 推進背景及び概要

知的財産権中心の企業経営活動が活発になるなど社会全般において知的財産権の重要性が増している。急変しつつある知財権の動向を迅速に把握し、最適な対策を構築・普及して国家・産業競争力の向上に貢献するためには、政策環境の変化に一步先に対応することが必要である。

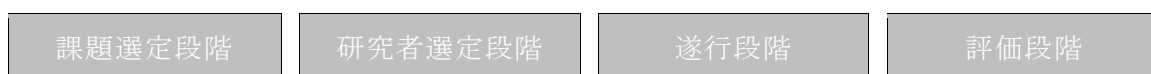
特許庁は米国・日本・欧州・中国など主要国の知的財産関連の法令・制度及び政策動向などを分析して政府の法・制度の改善方策導き出し、政府レベルの知財権政策の樹立に積極的に活用している。

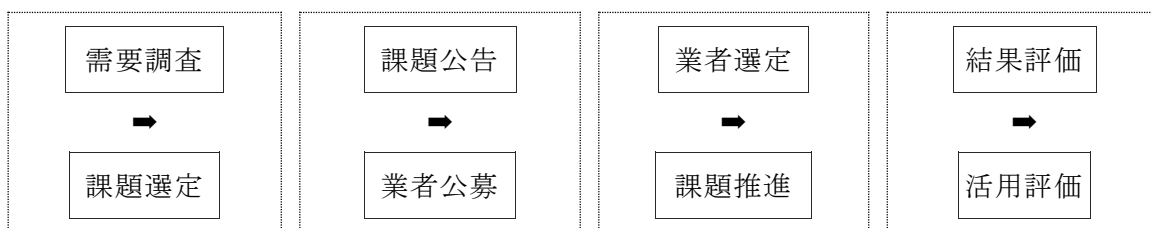
ロ. 推進内容及び成果

国家の中長期的な知的財産政策の方向を提示するため、特許庁内部・学界・企業などの需要に基づいて政策研究課題のテーマを選定している。

政策研究テーマは政策研究審議委員会を選定し、公開競争を通じて該当分野の専門機関(専門家)と研究契約を締結して行っている。政策研究の推進プロセス及び運営は以下のとおりである。

<表Ⅲ-4-1> 政策研究の推進プロセス及び運営





* 特許庁政策研究管理規定(特許庁訓令第759号)運営

2015年度に行った研究課題は以下のとおりである。研究結果報告書は特許庁ホームページ(www.kipo.go.kr)または政策研究委託管理システム(www.prism.go.kr)で誰でも閲覧できる。

<表Ⅲ-4-2>2015年知的財産政策研究テーマ

No	課題名
1	公共分野職務発明補償制度の合理化方策の研究
2	知的財産に基づいた創業及び事業化活性化方策の研究
3	中小・中堅企業の知的財産競争力向上に向けた IP-Index の開発
4	国際共同研究成果の帰属及び配分に関するガイドライン(韓米、韓中)
5	自由学期制における発明教育実践方法の探索及びモデル開発の研究
6	標準特許創出支援事業の経済的な効果分析及び発展戦略の樹立
7	刑事処罰の実効性向上など不正競争防止法の改善策研究
8	北朝鮮の知財権現状の把握及び南北産材権交流協力の活性化に向けた先行事例の分析研究
9	手数料原価分析及び年次登録料の累進体系研究
10	産業別のブランド戦略研究
11	商品の類似判断細部審査基準及び類似群コード整備のための商品説明書の作成
12	修理部品デザイン保護制度の導入による影響分析
13	コンピュータ具現発明の保護合理化に対する SW 業界の認識調査
14	産学共同研究活性化など合理的な特許制度の運営のための改善策
15	創造経済活性化に向けた PCT 国際調査機関能力の高度化戦略の樹立に関する研究
16	デザイン融合型先進発明教育体系の樹立方法の研究
17	特許行政分野の業務生産性向上に向けた成果補償(インセンティブ)体系の設計
18	発明教育支援法施行に向けた細部施行計画の研究
19	伝統知識産業の知的財産競争力向上策の研究
20	海外における国内有名商標の保護に向けた民間専門家検討の有名商標目録の構築

ハ. 評価及び発展方向

これまで政策研究の結果が知財権政策を樹立する上で直接反映できるように努力した結果、2014年知財権研究事業を通じて行われた課題の政策活用率は93.0%（2015年課題の活用率は評価予定）で、2012年（88.4%）、2013年（90.7%）に引き続き活用率が着実に右肩上がりの傾向にある。今後も重複研究を防止するための重複性の事前検討、課題中間点検の充実化など研究管理を強化して、研究課題報告書の品質を改善して活用率を高めていく計画である。

2. 知的財産研究基盤の構築

産業財産政策局 産業財産政策課 行政事務官 パク・ゾンピル

イ. 推進背景及び概要

知識基盤社会において創造経済を実現するためには知的財産の創出・保護・活用のための政策的・学問的な研究基盤を構築する必要がある。特に世界の知財権政策の動向を迅速に把握してIP世界の環境変化に一步先に対応し、IPを産業戦略的に活用するための政策開発の基礎資料として活用することが必要である。特許庁は国内唯一の知財権専門研究機関である韓国知識財産研究院を通じて知的財産研究のインフラ構築に向けた多様な事業を推進している。

ロ. 推進内容及び成果

1) 知的財産動向の収集・普及

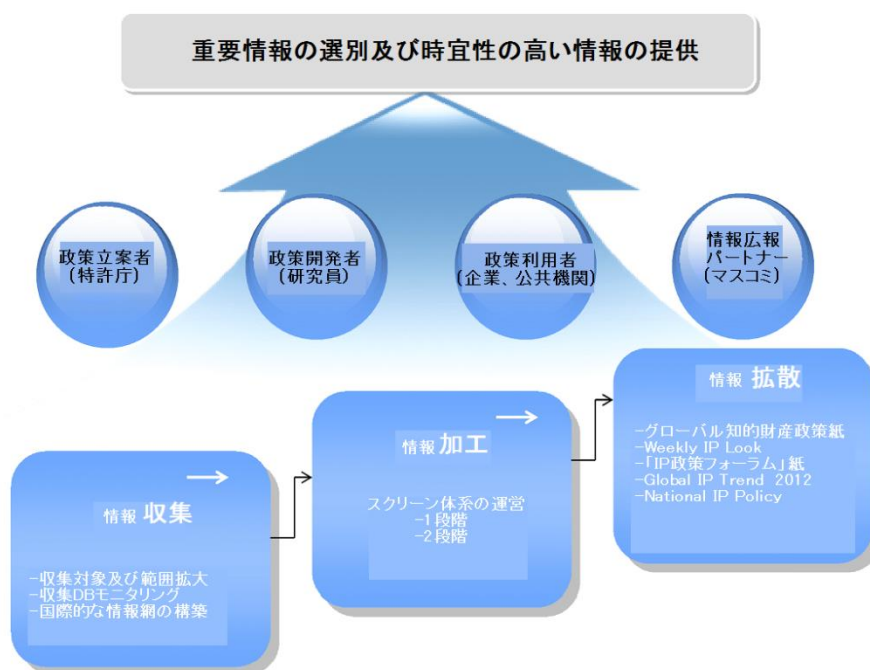
2015年は米国、ヨーロッパ、日本、中国など主要知的財産強国の他にもロシア、オーストラリア、シンガポール、カナダ、インドなど多様な地域と経済水準国家に対する知的財産動向情報を収集し、主要内容を提供した。その他にも世界知的所有権機関(WIPO)を始め、経済協力開発機構(OECD)、世界貿易機関(WTO)など多様な国際機関の知的財産を収集・提供し、国内外の知的財産情報提供データベースを定期的にモニタ

リングした。「Issue & Focus on IP」と「深層分析報告書」の2種のウェブ発刊物と「国家別年間知的財産政策の分析」、「知的財産政策」、「National IP Policy」、「Global IP Trend」など4種の発刊物を通じて収集された知的財産動向を普及した

収集された知的財産関連情報のうち政策的に示唆する点が多いものは別途整理して「Issue & Focus on IP」で毎週提供した。また、「深層分析報告書」は世界動向及び学術情報などの知的財産関連情報を独自分析したものであり、政策立案担当者に外国の関連政策と企業の知的財産動向に対する深層分析資料を提供(28回)した。年末には「Issue & Focus on IP」と「深層分析報告書」を国別に整理して「国家別年間知的財産政策分析」を発刊して提供した。

「知的財産政策」は年4回(3月、6月、9月、12月)四半期毎に発刊しているが、主な知的財産政策 이슈や懸案課題に対する座談会を開催し、主要 이슈及びトレンドを分析して提供した。世界知的財産の主要報告書及び政策資料の原文翻訳本である「National IP Policy」(26回)をウェブで提供し、年2回取りまとめて発刊した。また、「Global IP Trend2015」は2015年選定された国内外の知的財産主要 이슈に対する専門家たちの見解を盛り込んで未来展望を提供した。

<図Ⅲ-4-1> 知的財産動向の収集・普及の流れ図



2) 知的財産に関する国内外ネットワークの構築

発明の日50周年を記念し、世界主要国の知的財産を活用した価値創出事例を共有することで知的財産の価値を見直し、知的財産に対する認識を高めるため、「2015知的財産と価値創出国際コンファレンス」を開催した。また、知的財産分野の能力強化及びIP融合分野に対する民間研究活性化を通じて知的財産政策研究の多様性が確保できるように「研究交流会」事業も始めて運営された。

公益性を強化した政策フォーラム、シンポジウムなどが活発に開催され、政策立案者、政策開発者、政策利用者、マスコミ関係者が参加した「開かれた研究」を実現し、知的財産関連の研究者、専門家たちのネットワーク構築及び情報共有の活性化を通じて専門性を強化した意見収集の場として活用した。

＜表Ⅲ-4-3＞2015年フォーラム、セミナー、シンポジウムなどの開催内容

行事名
2015知的財産と価値創出国際コンファレンス
2015研究交流会「知的財産分野別争点に対する研究成果の発表」総合セミナー
2015知的財産専門家フォーラム(中小企業の知的財産競争力の強化)

3) 知識財産研究の基盤作り

知的財産権に対する大学(院)生の関心と研究意欲を高め、研究人材を発掘するために「大学(院)生知的財産優秀論文コンテスト」を開催した。

＜表Ⅲ-4-4＞大学(院)生知的財産優秀論文コンテストの受付状況

区分		2013年	2014年	2015年
申込チーム数	大学生	75チーム	103チーム	109チーム
	大学院生	71チーム	64チーム	51チーム

	合計	146チーム	167チーム	160チーム
受付チーム数	大学生	24チーム	19チーム	14チーム
	大学院生	27チーム	20チーム	14チーム
	合計	51チーム	39チーム	28チーム

知的財産関連の専門学術誌である「知識財産研究」は知的財産関連法、経済・経営、科学・技術分野の研究成果を発刊・普及するための季刊誌で、現在韓国研究財団に登録された学術誌として登録されている。

知的財産専門図書館は知的財産を研究する上で必要な専門資料を収集・整理・蓄積し、研究者に迅速に提供するために設立された。現在、単行本約8,759冊、研究報告書3,658冊、フォーラムセミナー資料575冊、定期刊行物4,578冊など計18,570冊に達する膨大な資料を提供している。また、国内IP関係機関との図書館利用協定締結を通じてIP専門情報に対するアクセシビリティの向上及び資料利用の拡大を推進している。そして、図書館訪問でのみ利用可能であった学術DBを自宅やオフィスなど外部からでもアクセスできるように遠隔アクセスシステムを導入するなど持続的に利用者の利便性を高めている。

<図Ⅲ-4-2> 知的財産専門図書館



<知的財産専門図書館の内部>



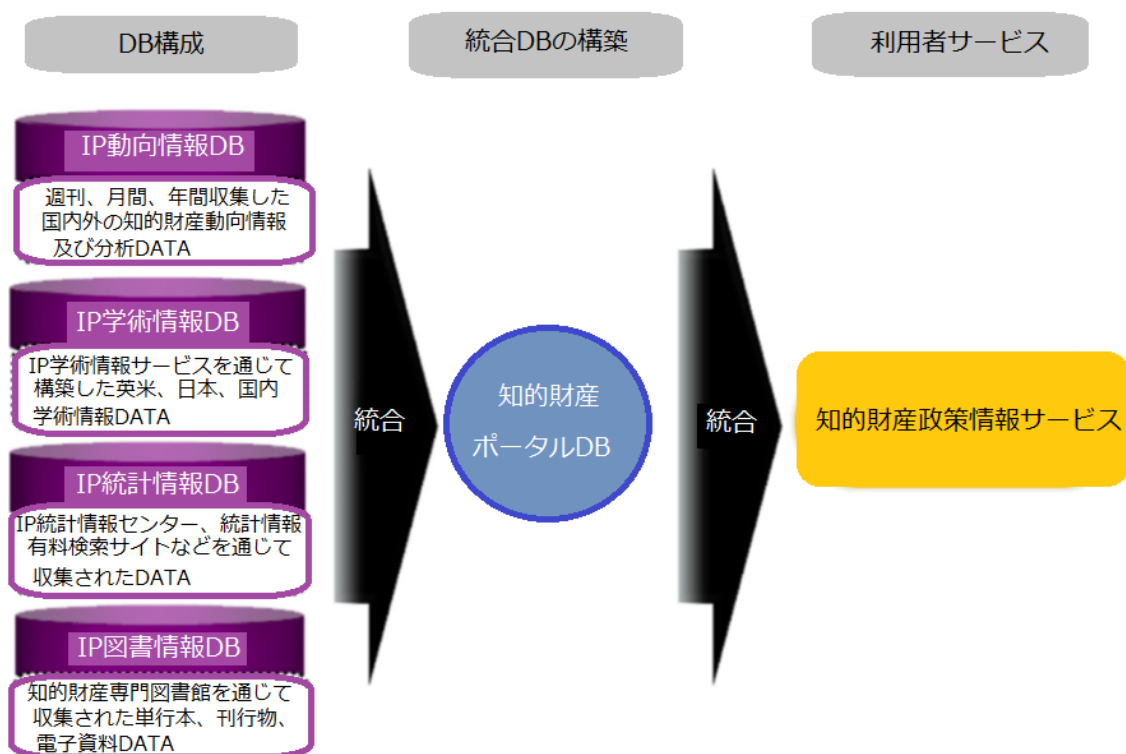
<知的財産専門図書館の書架>

4) 知的財産政策情報サービスの構築

オンラインシステムを通じて国内外の知的財産関連情報を収集・加工し、政策立案資料及び企業経営戦略の樹立に活用できるサービスを提供する統合情報検索システム「知的財産情報サービス」を構築・運営している。2015年12月基準で大学、企業、政府機関、法曹機関、研究機関などを含めて会員数は11,026人に達しており、ウェブアクセシビリティ及びモバイルウェブ(m.kiip.re.kr)、毎週配信するニュースレターなどを通じてユーザー利便性を高めている。

また、IP学術情報マップを構築して論文、動向、人材など多様な分野の知的財産研究DBを構築することで、知的財産分野の戦略的な学術振興に向けた総合的ネットワークの構築を図った。ユーザーたちはIP学術情報マップから知的財産分野における国内外の計46,695件の学術情報を検索・閲覧することができる。

<図Ⅲ-4-3> 知的財産情報サービスシステムの構成図



5) 知的財産基礎研究への支援

創造経済時代において知的財産分野の基礎研究を行うことで経済・経営、法制度及び政策関連の基礎資料と方法論を提供するなど国家知的財産政策及び企業の知的財産権戦略の樹立を支援している。

特に、国家レベルでの知的財産政策の樹立及び企業の戦略的な意思決定を支援するための調査・分析、未来核心知的財産に対する予測・評価方法論の研究などを通じて知的財産の未来予測研究など他の知的財産関連研究の基礎資料と方法論を提供する中長期・中大型基礎研究の遂行を支援している。

知的財産の基礎研究を通じて蓄積された研究結果は国内の知的財産及び技術革新関連の研究を活性化する土台となり、知的財産政策とあらゆる経済部門との関連性分析、特許政策の効果に対する分析を通じて政策執行妥当性の確保及び新しい政策開発の基本資料として活用されている。

＜表Ⅲ－４－５＞2015年知的財産基礎研究の主要内容

基礎研究テーマ	課題の概要
知的財産制度の実効性を高めるための法制度の基礎研究	知的財産制度の実効性を高めるための産業財産権 5 法の解説書の作成及び実効性に影響を与える争点の研究
海外主要国の知的財産法制度及び政策動向の調査・分析	海外主要国の知的財産法体系に対するテーマ別法令、判例、政策などを沿革中心に総合分析し、テーマに対する各国の法令、立法沿革、判例情報を統合的に提供
対外協力研究	WIPO など知的財産国際機関における主要アジェンダの分析及び韓国の対応戦略を樹立し、韓・中、韓・インドネシア、韓・ベトナム FTA など国際交渉時の知的財産方策を講じる
知的財産と経済発展	知的財産制度・政策 (PATENT BOX 制度) が国家・産業・企業に与える経済的な効果の分析、企業の IP 特性変数が創業企業の生存に及ぼす影響の分析など知的財産のマクロ効果分析研究
知的財産動向及び未来展望	知的財産権基盤の経済・産業情報サービスのための知的財産情報連携分析方法の開発、知的財産集約産業の経済的効果の分析などの研究を通じて、知的財産未来展望研究のための基盤構築

国家知的財産戦略の樹立に関する研究	知的財産基盤の創造経済実現戦略の樹立・推進根拠作りにために公共特許成果の民間活用促進方策、知的財産基盤の創造企業育成策、職務発明制度の経済的効果の分析など懸案の研究
-------------------	--

ハ. 評価及び発展方向

知的財産インフラ構築事業を通じて提供される知的財産関連の懸案 이슈 に対する情報サービスは、主要国政策の核心内容に対する深層分析を通じて韓国政府に政策的な示唆点を提案すると同時に、DB 構築を通じて国民向け情報サービスを提供することで、情報アクセシビリティを高めている。また、国内外知的財産専門家間の交流・協力を支援し、法・経済・経営・科学技術など各学問分野との深みのあるテーマを選定して融合研究を行うことで、多様な研究が可能になるように研究範囲を拡大している。特に、国家と企業の知的財産戦略、知財権関連の国内外紛争に対する効率的な対応策の樹立を支援することで、韓国の国家知的財産競争力の向上に貢献するために取り組んでいる。

第3節 知的財産サービス産業の育成

1. 概観

産業財産政策局 産業財産活用課 工業主事補 パク・ゾンイル

知的財産サービス産業とは知的財産の創出・保護・活用を支援して新しい財貨やサービスを創り出す産業であり、調査・分析、取引、評価、コンサルティング、翻訳、システム構築など伝統的な事業領域から管理・経営・金融など高付加価値分野へその領域が広がりつつある。

知的財産サービス産業は知的財産強国の実現に向けた国家知的財産政策の核心産業であり、企業経営では知的財産の重要性が増している(知的財産権紛争の増加、企業価値における知的財産比重の増加、グローバル企業のデザイン経営強化など)ことから今後成長可能性の高い産業である。また、知的財産サービス産業の育成は国家知的財産基本計画の20大戦略目標の中の一つであり、創造経済の実現に向けた知的財産10大核心実践戦略(第9回知的財産委員会、2013. 11. 22)にも含まれている。

知的財産サービス産業は研究開発段階から活用(事業化)段階に至るまで知的財産を創出・保護・活用する過程で発生する中間需要を支援するため、全産業にわたって影響を及ぼしている。このような産業的な特性によって付加価値の誘発効果が大きく、中間需要率が高い。IPサービス業の付加価値率は70.1%で他産業(全産業平均: 37.8%、不動産及び事業サービス: 67.9%)に比べて非常に高く、付加価値誘発係数は0.916で他産業(全産業平均: 0.726、金融及び保険: 1.020、不動産及び事業サービス: 0.918)より高い付加価値を持つ。また、IPサービス最終需要10億ウォンが発生すると21.096人の雇用誘発効果があるものと推定される。(IPサービス業の経済的な効果に関する研究、2012、特許庁・韓国知的財産研究院)

このような知的財産活動を支援して収益を創出するサービス産業が海外では主要産業として浮上している。2012年6月中国は計47の知的財産権サービス機関に対する集

中育成計画を発表し、日本やドイツは知的財産情報検索、翻訳、管理、コンサルティングなどに対する能力検定制度を運営し、知的財産サービス人材を養成している。韓国は特許出願世界4位(2014年)、GDP対比内国人特許出願世界1位(2014年)、国際知的財産指数8位(2015年、GIPC)であることを考えると、今後知的財産サービス業の成長可能性も大きくなりつつある。しかし、国内IPサービス産業は初期段階であり、企業などの認識不足、知的財産サービス企業の能力及び基盤の不足などでまだ市場が活性化されていない状況であり、国家知的財産競争力及び技術競争力の確保に向けて初期知的財産サービス市場の形成及び民間能力強化分野に対する支援が求められている。

2. 知的財産サービス市場の需要拡大

産業財産政策局 産業財産活用課 工業主事補 パク・ゾンイル

イ. 推進背景及び概要

最近特許出願及び紛争などの増加によって海外では知的財産サービス産業が主要産業として浮上しているが、2013年基準で国内知的財産サービス産業の市場規模は約6,359億ウォン、雇用規模も約16,500人に過ぎないものと推定されている。このような市場規模は国内サービス業全体の売上高(1,428兆ウォン)の0.04%に過ぎない水準でまだ初期段階であり、関連企業も零細な水準である。

零細な現状の知的財産サービス企業はIPサービス産業に対する認識不足によって国内及び海外市場で難航している。海外進出は個別企業だけの努力には限界があるため、協議体を通じた体系的な支援が求められている。

このように厳しい状況ではあるが、知的財産サービス産業が活性化できれば、国内の経済成長及び雇用創出にも寄与すると同時に、知的財産サービス産業を通じて高品質サービスが提供されれば、企業、大学、研究機関の知的財産競争力も高くなると予想される。

ロ. 推進内容及び成果

1) 知的財産サービス産業の支援根拠作り

特許庁は発明振興法を2014年1月に改正して知的財産サービス支援政策の推進根拠を作ると同時に、育成するための分野を具体化した。

2011年度に発表した「知的財産基本法」に知的財産サービス業を育成しなければならないという内容が盛り込まれた。しかし、法律が省庁全体を対象にマクロ的にアプローチして実質的に役立つことはできなかった。そこで、特許庁は知的財産サービス業育成施策を樹立して関連業務を行えるように発明振興法を改正することで、知的財産の主務省庁として支援政策を推進できる根拠を作った。

既存の法律上、知的財産サービス業は調査・分析過程において作られる情報を加工して財貨やサービスを創出するサービスだけを指したが、発明振興法の改正を通じて教育・相談・広報・金融・保険などの業務を含めることで知的財産サービスの先進化に向けた知的財産サービスの範囲を明確にした。

2) 知的財産サービスの資格検定制度の施行

知的財産サービス分野における優秀な高級人材の識別体系を構築し、高級人材を持続的に養成するための基盤作りのため、売上高規模及び人材規模の大きい知的財産調査・分析と翻訳分野に対して専門資格制度を2013年から施行している。

＜図Ⅲ－4－4＞資格制度の機能



知的財産検定試験の導入に関する研究委託の結果と知的財産問題銀行を基に知的財産教材を開発して特許事務所及び専門会社など知的財産サービス従事者たちに教育を実施するとともに、資格制度専門家会議を通じて細部検定運営・管理方を樹立し、IP情報サーチャー、IP情報・分析士及びIP翻訳士資格検定試験を施行している。

＜表Ⅲ－4－6＞資格検定試験の施行状況

2015年実施資格検定		受験者数 (人)	合格者数 (人)	合格率(%)	備考
IP情報サーチャー (IPS)		256	206	80.4	定時2回、随時11回
IP情報分析士 (IPA)		54	31	57.4	定時2回、随時1回
IP翻訳士 (IPT、韓→英)	2級	21	11	52.3	定時1回
	3級	70	49	70.0	定時1回、随時2回

3) 知的財産サービス産業の海外進出及び国内販路開拓支援

零細な国内の知的財産サービス企業の海外進出及び国内販路開拓を促進するため、海外の有名展示会と国内の主要R&D分野別セミナーにサービス企業が参加できるように支援している。

海外進出は個別企業の努力だけでは限界があるため、協議体である韓国知的財産サ

ービス協会を通じて中国上海IP PORT展示会及び日本特許情報フェア&コンファレンスなど海外主要国の展示会への参加を支援しすることで、国内知的財産サービス企業を広報するとともに海外動向を把握する機会を提供した。

<図Ⅲ-4-5> 日本特許情報フェア及びコンファレンス



2015IP EXPOなど国内主要知的財産関連の展示会に国内知的財産サービス企業が参加できるように広報ブースの設置を支援し、企業・機関内の知的財産R&D関係者を対象に優秀な特許・商標DBとソリューション関連のカンファレンス説明会を開催して新規顧客の誘致を誘導した。

<図Ⅲ-4-6> 2015IP DB及びソリューションカンファレンスの開催



<図Ⅲ-4-7> 2015IP EXPO参加



ハ. 評価及び発展方向

特許庁は零細な知的財産サービス産業を育成するため、具体的な法的根拠を設けると同時に、知的財産調査・分析及び翻訳資格検定制度を施行することで知的財産サービス人材の能力向上を支援した。また、海外進出及び国内販路開拓の支援を通じて知的財産サービスに対する認識向上と需要活性化に寄与した。

しかし、国内の知的財産サービス産業はまだ初期市場段階であるために自発的な需要が足りず、政府の積極的な支援が必要な状況である。したがって、特許庁は知的財産サービス業の競争力を強化するため、税制支援の根拠作り、サービスR&D推進、サービス企業投資ファンドの造成などより具体的で強化された支援政策を構築して推進する計画である。

3. 知的財産サービス企業における採用連携教育の拡大

産業財産政策局 産業財産活用課 工業主事補 パク・ゾンイル

イ. 推進背景及び概要

知的財産サービスは高度の専門知識と能力を備えた専門人材の確保が欠かせないが、初期段階である国内の知的財産サービス市場では知的財産サービス能力と専門技術知

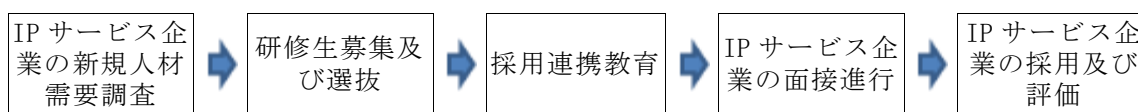
識を備えた専門人材の確保が難しく、知的財産サービス企業への就職を支援するための教育インフラが不十分な状況である。専門人材の不足及び人材養成体系の不在は知的財産サービス業界にとって大きなネックとなっており、知的財産サービス産業の競争力向上及びサービス品質向上のための優秀な人材の養成及び流入が必要な状況である。

国内知的財産サービス関連企業を対象にした調査では全体の49.3%（2014年知的財産サービス産業の現状研究、特許庁）が知的財産専門人材が不足していると認識していることが分かった。そこで特許庁は知的財産サービス市場における専門人材の不足及び人材養成体系の不在という問題を解決するため、2011年から（2011年17人、2012年56人、2013年100人、2014年125人、2015年202人）採用連携教育支援を推進した。

ロ．推進内容及び成果

特許庁は未就業大学生、R&D退職人材などを研修生として選抜して知的財産サービス市場が求めている実務中心の教育を実施し、以後教育修了生が知的財産サービス企業に就業または創業できるように誘導することで、知的財産サービスの発展に寄与する専門人材を養成・支援している。

<図Ⅲ-4-8> 知的財産サービス採用連携教育のプロセス



01) 教育広報及び研修生の選抜

全国の主要大学及び韓国特許戦略院、韓国特許情報院など関係機関との協力を通じて関連内容を掲載し、メールを配信することで教育広報を展開した。また、採用情報サイト及び就職関連コミュニティなどを通じて本教育の趣旨と内容を広報し、R&D退職人材を選抜するため、経歴の優れた科学技術者、研究開発特区支援本部などのホームページを活用した。

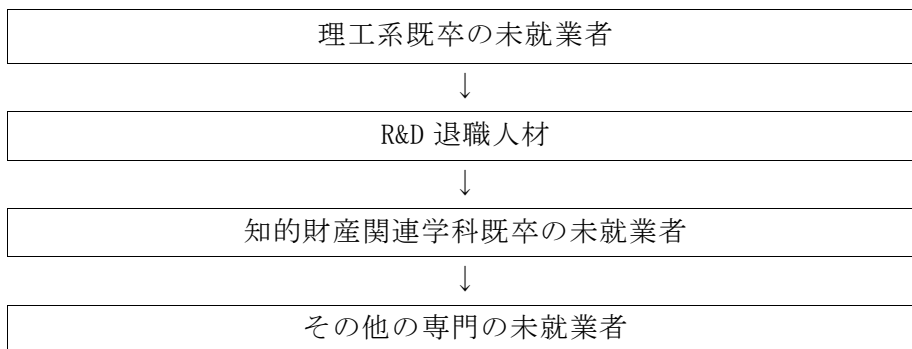
既存知的財産サービスの全分野を対象にする知的財産サービス採用連携教育とともに、知的財産翻訳分野を対象にする知的財産翻訳採用連携教育も推進した。

< 図Ⅲ-4-9 > 教育広報資料



知的財産サービス採用連携教育に第1回目56人、第2回目57人、第3回目48人、第4回目62人、大田忠南課程24人が教育を申し込み、教育趣旨に適合する研修生を選抜するため、知的財産サービス市場で好まれる理工系専門の人たちを優先して第1回目32人、第2回目34人、第3回目31人、第4回34人、大田忠南課程20人で計151人の研修生を選抜した。

< 図Ⅲ-4-10 > 研修生選抜の優先順位



2) 知的財産教育の実施

主な教育内容は知的財産制度、調査・分析、翻訳、コンサルティング、取引で構成し、知的財産サービス業に必要な全般的な内容を習得させ、採用支援教育であることを踏まえて研修生が就職した後に必要な職場及びビジネスマナー、プレゼンテーションスキルなどの内容を教育課程として構成し、実際就職に役立てるようにした。

<図Ⅲ-4-11> 「IP分析の概要及びIP定量分析準備作業の実習」教材

学習目標

- 特許情報の概念及び特徴を理解し、特許情報の主要要素に対する概念が分かる。
- 特許調査から分析までの全般的なプロセスが理解できる。
- 特許定量分析の際に必要な項目(出願国家、出願日、出願人など)が理解できる。
- 特許定量分析に利用される多様なチャート類型を理解し、其々の意味に対して学習できる。

CONTENTS

- 特許情報の概念及び特徴
- 特許定量分析時の必要項目
- 特許定量分析に利用されるチャート
- 特許調査から分析まで

特許情報の概念及び特徴

特許出願手続きによる特許情報の要素

発明者 → 発明 (発明書, 発明要約, 請求項) → 出願 (出願書類, 出願費用) → 公開(公報) (公開番号, 公開日時) → 審査 (審査官) → 登録(公報) (登録番号, 登録日時)

1. 特許情報(発明者、出願人、出願/公開/公告/登録番号及びその日時など)と
2. 発明の具体的な技術情報(明細書、抄録、図面など)、そして
3. 特許制度と特許手続き上発生する特許出願の法的状態や行政処理状況、特許権の引用関係などの情報を特許情報という。

知的財産サービス採用連携教育の第1回目教育は4月に、第2回目教育は6月に、第3回目教育は8月に、第4回目教育は10月に、其々20日間(1日6時間、計120時間)行われ、大田忠南課程は7月に10日(1日6時間、計60時間)行われて151人の研修生が修了した。

研修生の性別は女性(79人)が男性(72人)に比べて約1.1倍多く、研修生の年齢は25～29歳が66.23%で最も多く、R&D退職人材など35歳以上の研修生は9.93%を占めた。

<図Ⅲ-4-12>教育授賞式及び修了式



3) 知的財産サービス企業採用との連携

採用を希望する知的財産サービス企業を調査して研修生リストを公開し、1次書類審査を行った後に採用意思のある企業は教育2週目から面接を始め、教育終了後まで引き続き面接を行った。

<図Ⅲ-4-13>採用連携のプロセス



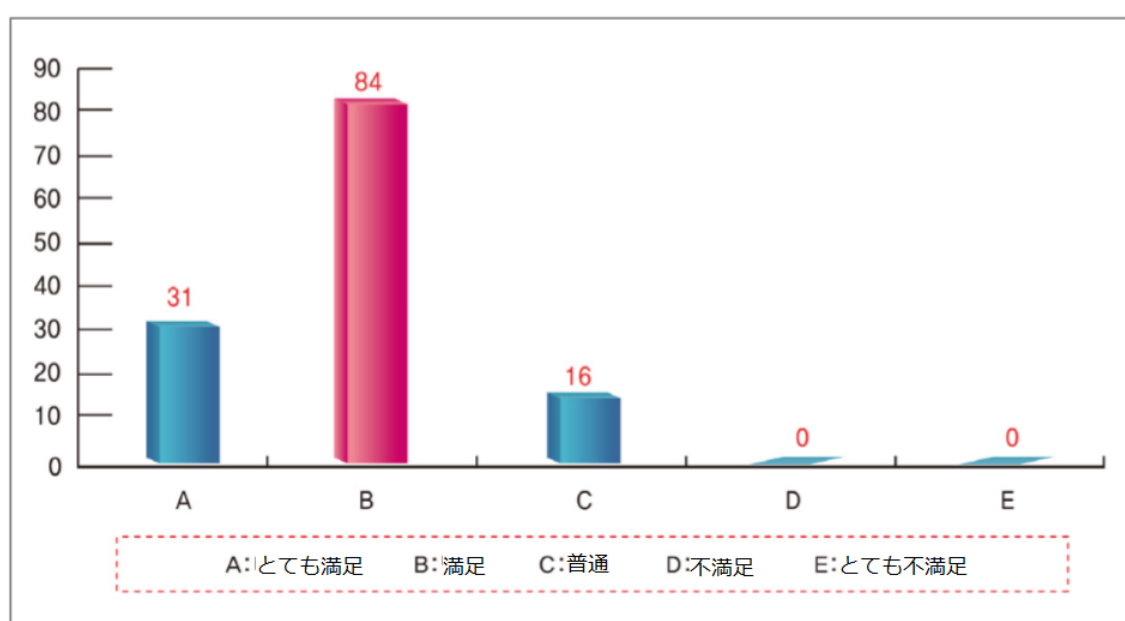
その結果、知的財産サービス採用連携教育の第1回目教育では28人(87.5%)、第2回目教育では29人(85.29%)、第3回目教育では27人(87.1%)、第4回目教育では22人(64.71%)、大田忠南課程では13人(65%)の計119人(77.92%)が採用された。男性(57人採用)修了生よりは女性(62人採用)修了生の方が約4%多く採用され、20代修了生の採用率が約60%を占めて30歳以上の修了生より多く採用された。

一方、知的財産翻訳採用連携教育を通じて第1回目教育では26人(74.28%)、第2回目教育では12人(75%)が採用された。男性(10人採用)修了生に比べて女性(28人)修了生が2.8倍採用された。

ハ. 評価及び発展方向

知的財産サービス採用連携教育に対するアンケート調査を行った結果、教育に87%が満足していることがわかった。特に、知的財産サービス業の多様な職務に対する理解と知的財産サービス業界という就職の方向を決める上で大いに役立ったという意見が多く、教育効果が非常に高いことを確認することができた。

<図Ⅲ-4-14>採用連携教育の満足度



但し、2014年に行った知的財産サービス業採用連携教育のアンケート調査の意見を反映して明細書の作成、調査・分析実習など実習時間の比重を増やしたにもかかわらず、現場実習及びチームプロジェクト課題の追加など理論よりは実習中心の授業に対するニーズが持続的に多く寄せられたため、今後教育運営において実務教育をさらに強化・運営する予定である。

知的財産サービス採用連携教育は教育満足度(87%)のみならず、採用連携率(就業率77.92%)も高く、事業成果が大きいことがわかった。そこで特許庁は知的財産サービス人材の新規採用の需要を調査して採用連携教育を拡大し、知的財産サービス企業への採用連携とともに中小・ベンチャー企業に対する採用連携を同時に進めて専門人

材の知的財産サービス市場への流入を拡大することで、知的財産サービス産業の競争力強化に貢献できるものと期待している。

第4節 知的財産権創出・活用インフラの強化

1. 職務発明制度の定着促進

産業財産政策局 産業財産政策課 行政事務官 パク・ゾンピル

イ. 推進背景及び概要

職務発明とは従業員、法人の役員または公務員(以下「従業員など」とする)がその職務に関して発明したものが、性質上使用者・法人または国家や地方自治体(以下「使用者など」とする)の業務範囲に属し、その発明をした行為が従業員などの現在または過去の職務に属する発明である(発明振興法第2条第2号)。すなわち、職務発明は発明振興法上の概念で、一般的に従業員が業務遂行過程で創り出した発明といえる。また、発明振興法上、発明とは特許法、実用新案法またはデザイン保護法によって保護される発明、考案及び創作であるため(発明振興法第2条第1号)、職務発明には特許法上保護される発明のみならず、実用新案法またはデザイン保護法上保護対象になる考案及び創作が含まれる。

韓国で職務発明に対する権利は発明者である従業員などに帰属(発明者主義)することになっており、従業員などの職務発明に対する権利を使用者などが承継したり、専用実施権を設定するためには、契約や勤務規定に基づいて正当な補償をしなければならない(発明振興法第15条)。したがって、職務発明補償制度は従業員などの職務発明に対する権利を使用者などが承継(設定)する代わりに、それに対する正当な補償をする制度といえる。但し、職務発明の場合、従業員が職務発明を創出できる基盤である研究費や研究施設などを提供するなど使用者などの寄与があつてこそ可能であるため、従業員などと使用者など間の合理的な利益調整が必須であるという点で一般的な権利移転による反対給付の提供とは区別される。

職務発明が重要視される理由は、今日ほとんどの核心・源泉技術が企業・研究機関及び大学など法人主導の下で開発され、法人で開発される発明の大半は職務発明であ

るところにある。

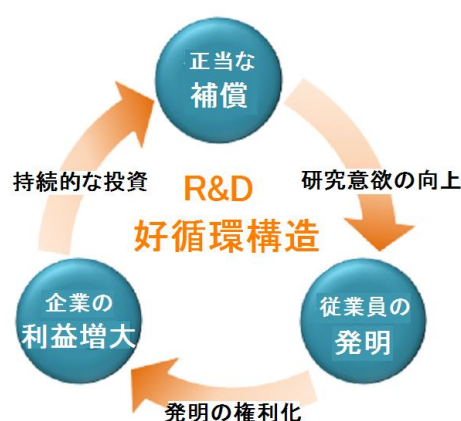
＜表Ⅲ－４－７＞韓国における法人の特許出願の推移

(単位：件、%)

区分	2010	2011	2012	2013	2014
個人出願(A)	33,267	35,424	36,940	38,433	39,041
法人出願(B)	136,834	143,500	151,975	166,156	171,252
計(C)	170,101	178,924	188,915	204,589	210,292
法人出願比重(B/C)	80.4%	80.20%	80.45%	81.2%	81.4%

職務発明制度を通じて使用者などは職務発明を迅速かつ簡単に権利化し、独占的な権利を基に迅速に事業化することで売上を高めて利潤を創出する。一方、従業員などは職務発明に対する正当な補償を受け取ることで、創造的な発明に邁進できるため、従業員などと使用者などが共にウィンーウィン(Win-Win)できる。

＜図Ⅲ－４－１５＞職務発明補償制度のメカニズム

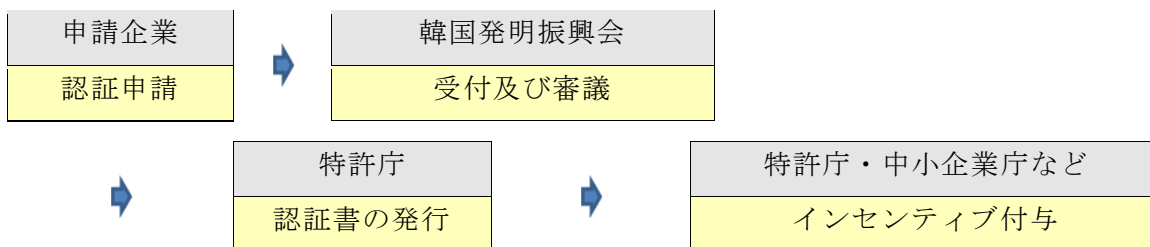


そこで特許庁では国内企業が職務発明補償制度を手軽に導入して運営できるようにするため、職務発明補償優秀企業認証の施行、中小・中堅企業に対するメンタープログラム、職務発明補償制度運営の優秀事例公募及び職務発明フォーラムの開催など多様な支援を展開している。

ロ. 推進内容及び成果

特許庁は職務発明補償制度が韓国の産業発展及び知的財産に対する正当な補償文化の礎になるという認識の下で、発明振興法令の改正を通じて職務発明補償優秀企業を選定・支援できるようにし、2013年4月から職務発明補償優秀企業認証を実施して計346社を優秀企業として認証した。

<図Ⅲ-4-16>職務発明補償優秀企業の認証プロセス



2014年3月から職務発明補償優秀企業として認証を受けた企業は特許、実用新案及びデザイン出願に対する優先審査と4~6年目の登録料に対して20%追加減免を受けられることができるとともに、特許庁、中小企業庁及び未来創造科学部の支援事業に参加する際に加点をもらうことができる。

<図Ⅲ-4-17>職務発明補償優秀企業認証の案内広告

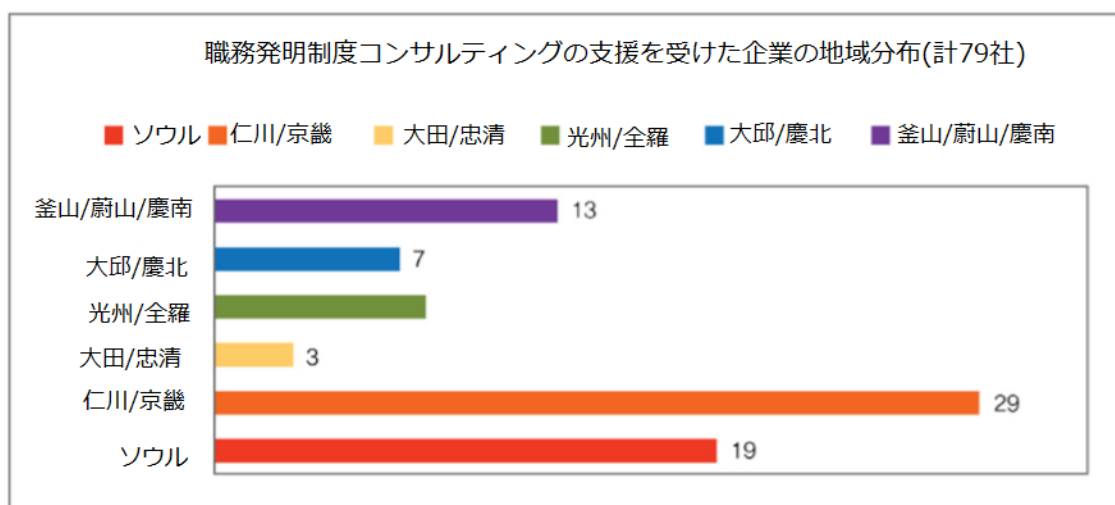


<表Ⅲ-4-8>職務発明補償優秀企業に対するインセンティブ状況

<ul style="list-style-type: none"> ▶ 政府支援事業に参加する際に加点を付与 (特許庁) 民間 IP-R&D 戦略支援事業、特許技術の戦略的な事業化支援事業 (中小企業庁) 中小企業技術革新開発事業、融・複合技術開発事業、商用化技術開発事業、創業成長技術開発事業 (未来創造科学部) モバイル融合製品化技術開発及び R&D 能力強化事業、SW 工学技術現場適用支援事業、IT 中小企業共通隘路解消支援事業など ▶ 特許・実用新案及びデザイン出願に対する優先審査対象 ▶ 特許・実用新案及びデザインの 4~6 年目登録料 20% 追加減免

一方、専門人材や専門組織がなく職務補償制度の導入や運営に困難を感じている中小・中堅企業を支援するため、弁理士など職務発明専門家が直接企業を訪問して企業の職務発明と関連する現状を診断して企業に適した職務発明補償規定を整備したり、職務発明補償制度の運営と関連する問題点の解決を支援するため、企業オーダーメイド型コンサルティングを行った。さらに、職務発明補償制度に対する国内企業の理解を高めるため、企業の従業員や役員を対象に職務発明補償制度に対する説明会と釜山・光州・春川、そしてソウル地域の企業を対象に巡回セミナーを開催した。

<図Ⅲ-4-18>職務発明補償制度コンサルティングの支援を受けた企業の状況



<図Ⅲ-4-19>職務発明補償制度の巡回説明会



2015年下半年には「職務発明補償制度運営の優秀事例」を公募し、トンウファインケム(株)、(株)ビューウィクスなど9社を優秀企業として選定・授賞し、優秀事例集を発刊することで国内中小企業がベンチマークできるようにした。

<図Ⅲ-4-20>職務発明補償制度運営優秀事例の発表



<図Ⅲ-4-21>職務発明制度運営優秀企業の授賞

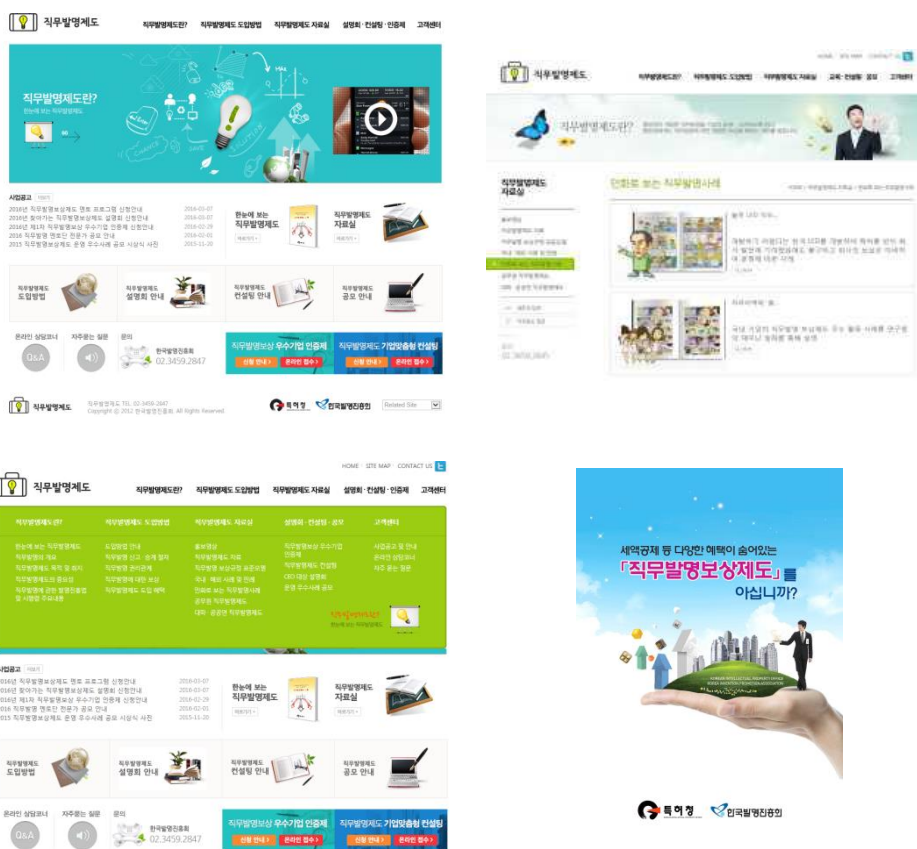


また、「職務発明フォーラム」を開催して職務発明補償制度と関連する法令の改正

事項と国内・外の重要懸案に対する情報を共有し、制度の改善方向を模索する機会を設けた。

職務発明補償制度のホームページ(<http://employeeinvention.net>)を通じて職務発明制度及び関連情報を紹介し、優秀企業認証・企業オーダーメイド型コンサルティング・優秀事例公募などを案内して希望する企業が申し込めるようにした。同時に、職務発明補償規定の標準モデルと制度導入企業に対する各種インセンティブを紹介した案内マニュアルを製作し、国内IP活動企業約2万5千社余りに配布した。

＜図Ⅲ-4-22＞職務発明ホームページ及び広報パンフレット



ハ. 評価及び今後の計画

2014年度知的財産活動実態調査(2015年12月発行)の結果によれば、職務発明補償規定を保有・活用している国内企業の職務発明補償制度導入率は55.6%で、2014年の51.

5%に比べて増加した。特に大企業や中堅企業の場合77.7%と71.6%と非常に高い比率を示したが、これは最近特許紛争または職務発明関連の紛争が 이슈となり、職務発明補償制度の重要性が浮き彫りになったことで、大企業あるいは中堅企業が保有しているIP専門担当組織と人材を活用して職務発明補償規定を制定もしくは改正して迅速に対応した結果と判断される。

＜表Ⅲ－4－9＞国内企業の職務発明補償制度導入比率

年度	2012	2013	2014	2015
企業全体	43.8	46.2	51.5	55.6
大企業	72.9	74.5	84.4	77.7
中堅企業	-	87.5	75.0	71.6
中小企業	32.9	35.0	41.1	46.2

＊ ＊ 出 処：知的財産活動実態調査（韓国知識財産研究院）

しかし、中小企業の職務発明補償制度導入率は46.2%と低迷しており、中小企業の職務発明補償制度導入を促進するためにはより積極的な支援政策が求められる。そこで、特許庁は職務発明に関するインフラが一定水準備えられている多出願企業などは職務発明補償優秀企業の認証が受けられるように「職務発明補償優秀企業認証」を広めていく予定である。一方、職務発明インフラが脆弱な中小企業にはCEO向け説明会の実施、職務発明補償規定標準モデルの製作・配布、企業オーダーメイド型補償規定作りの支援、メンタープログラムなど企業オーダーメイド型制度の導入支援及び現場中心の問題点解消支援を強化する計画である。

さらに、職務発明に対する正当な補償ムードの拡散を狙った職務発明フォーラムを開催し、職務発明補償制度運営の優秀事例を発掘・授賞し、職務発明補償制度のホームページと関係機関のニュースレター、そして各種マスコミ媒体を活用して多様な広報活動を展開する予定である。特に、未来創造科学部、産業通商資源部、中小企業庁及び関係機関との協力体系を構築することで、職務発明補償制度に対する認識向上と制度導入を効果的に支援していく計画である。

2. 知的財産権貿易収支統計の新規開発

産業財産政策局 産業財産政策課 行政事務官 パク・ゾンピル

イ. 推進背景及び概要

知的財産権貿易とは知的財産権の提供者と受領者間の国際取引に対する契約と条件によって金銭的な補償が伴う取引を指し、国際通貨基金(IMF)の基準による「知的財産権使用料収支」と経済協力開発機構(OECD)の基準による「技術貿易統計」がある。

既存統計は国際基準に囚われているため、知的財産権の輸出入状況を正確かつ具体的に把握するには限界があるという問題点が持続的に提起された。このような状況の中で特許庁は韓国の知的財産権国際取引状況を総合的・体系的に分析できる貿易統計を算出するため、韓国銀行と2014年5月MOUを締結し、11か月間の相互業務協議を経て2015年「知的財産権貿易収支」を新規開発及び公表した。

2015年5月から韓国銀行の経済統計システム(ECOS)を通じて提供される「知的財産権貿易収支」統計は知的財産権に特化した貿易収支統計であり、既存の知的財産権関連の貿易収支統計より構成項目や編製方法などでより客観的・包括的である。何よりも特許権、デザイン、著作権など全類型に対する使用料と売買取引を含めているため、既存統計より包括的な取引内容が分かる。

また、「知的財産権貿易収支」統計は韓国銀行の外国為替取引実績資料を基に算出した全数統計であり、大規模のアンケート調査を進めることなく定例的なDBの構築が可能である。

このように「知的財産権貿易収支」統計は韓国の知的財産権対外取引状況及び貿易収支動向を正確に把握できる統計であり、今後知的財産貿易収支の改善に向けた政策と事業の具体的な内容を整備する上で基礎資料として広く活用されると期待している。

ロ. 主要内容

1) 「知的財産貿易収支」統計の発表

「知的財産権貿易収支」統計は貿易収支赤字の改善に向けた具体的な政策樹立と執行が可能になるよう、知的財産権の対外貿易現状を知的財産権の類型別、機関形態別、産業別、貿易国家別に区分して編製した。

特許庁と韓国銀行は「知的財産権貿易収支」統計を知的財産権の類型別、取引者特性別、産業別、貿易国家別に交差(cross tab)分析を行うなど多面的な分析を通じて韓国知的財産権貿易構造の特徴及び赤字原因を具体的に把握した(2015年4月)。

「知的財産権貿易収支」統計を通じて見た韓国知的財産権貿易の問題点を国民のコンセンサスを得て、それを改善するための政策的な合意を導き出すため、特許庁は経済関連長官会合(2015年5月7日)を通じて「知的財産権貿易収支統計の開発結果」を報告し、韓国銀行との共同ブリーフィング(2015年5月12日)を通じて韓国知的財産権貿易の重要性を喚起した。

2) ECOS を通じた「知的財産権貿易収支」統計の提供

「知的財産権貿易収支」統計は2015年4月国際収支統計の統計作成変更承認(統計法第18条)を経て国際収支統計の附属統計として新規登録され、韓国銀行の経済統計システム(ECOS)に収録された。

ECOS のツリー構造を見ると、知的財産権貿易収支統計は8.1「国際収支」の下位項目のうち8.1.3「サービス貿易細分類統計」の下に8.1.4項目として配置し、知的財産権の類型別、機関形態別、産業別、国家別分類統計を基本統計項目に分けて四半期毎に提供している。

＜表Ⅲ－4－10＞韓国銀行経済統計システム(ECOS)ツリー構造の変更

変更前	変更後	備考
8.1 国際収支	8.1 国際収支	—
8.1.1 国際収支	8.1.1 国際収支	—
8.1.2 季節変動調整経常収支	8.1.2 季節変動調整経常収支	—
8.1.3 サービス貿易細分類統計	8.1.3 サービス貿易細分類統計	—
8.1.4 知的財産権貿易収支	8.1.4.1 知的財産権貿易収支(類型別)	新設
	8.1.4.2 知的財産権貿易収支(機関別)	新設
	8.1.4.3 知的財産権貿易収支(産業別)	新設
	8.1.4.4 知的財産権貿易収支(国家別)	新設
8.1.5 輸出決済通貨	8.1.5 輸出決済通貨	一連番号修正
8.1.6 輸入決済通貨	8.1.6 輸入決済通貨	一連番号修正

3) 「知的財産権貿易収支」統計の国際的な拡散

2015年新規開発・公表された「知的財産権貿易収支」統計の主要結果は2015年11月OECD IP統計コンファレンス(IPSDM)で「Development of Korea's Intellectual Property Rights Trade Balance Statistics」というテーマで共有された。韓国の「知的財産権貿易収支」統計はOECD IP統計コンファレンスのポスター発表を通じて、様々な国家と統計結果に対する踏み込んだ議論はもちろん、各国の統計作成体系及び範囲に対する議論など統計発展方法に対する多様な意見を共有した。

＜図Ⅲ－4－23＞「知的財産権貿易収支」統計の国際的な拡散



ハ. 評価及び発展方向

知的財産権が世界経済で占める比重が益々増えている中で、「知的財産権貿易収支」統計は知的財産権に特化した貿易収支統計であり、韓国の知的財産権国際取引状況を正確かつ詳細に把握できる基盤を構築したことに意義がある。さらに、産業別、国家別、機関形態別、類型別に知的財産権貿易収支に対する体系的な情報の提供が可能であるため、知的財産権貿易収支赤字の原因を具体的に把握することはもちろん、知的財産権貿易収支の改善に向けた戦略の樹立に役立てるものと見られる。

構築された統計が韓国だけでなく国際的に広く活用させるためには、統計信頼性の向上とともに国際的な活用可能性を念頭に置いた統計発展方法に対する持続的な考慮と国際的な合意が必要である。

3. 半導体設計財産の振興

産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 工業事務官 イ・チャンナム

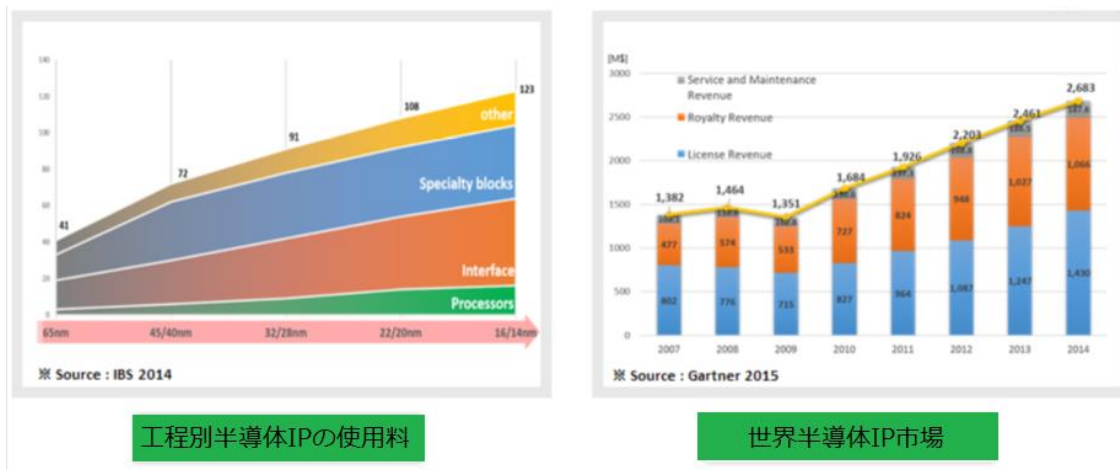
イ. 推進背景及び概要

半導体設計財産とは回路の動作と機能が検証され、半導体集積回路の設計時に独立した機能を持って繰り返し利用が可能な機能ブロック(回路)と定義できる。半導体設計及び生産業界では半導体設計財産を一般的に半導体IP、さらに略してIPと呼ぶケースが多い。

半導体設計財産は複雑・多様な機能を持つシステム半導体を設計するためには必ず必要な要素となっている。半導体チップの集積度、使用工程(Tech)が上昇すれば半導体設計財産の使用料は増加していることが分かり、そこで2014年半導体設計財産市場は前年比9%という成長率を記録し、右肩上がりを持続している。

<図Ⅲ-4-24> 工程別半導体IPの使用料及び世界半導体IP市場の成長率

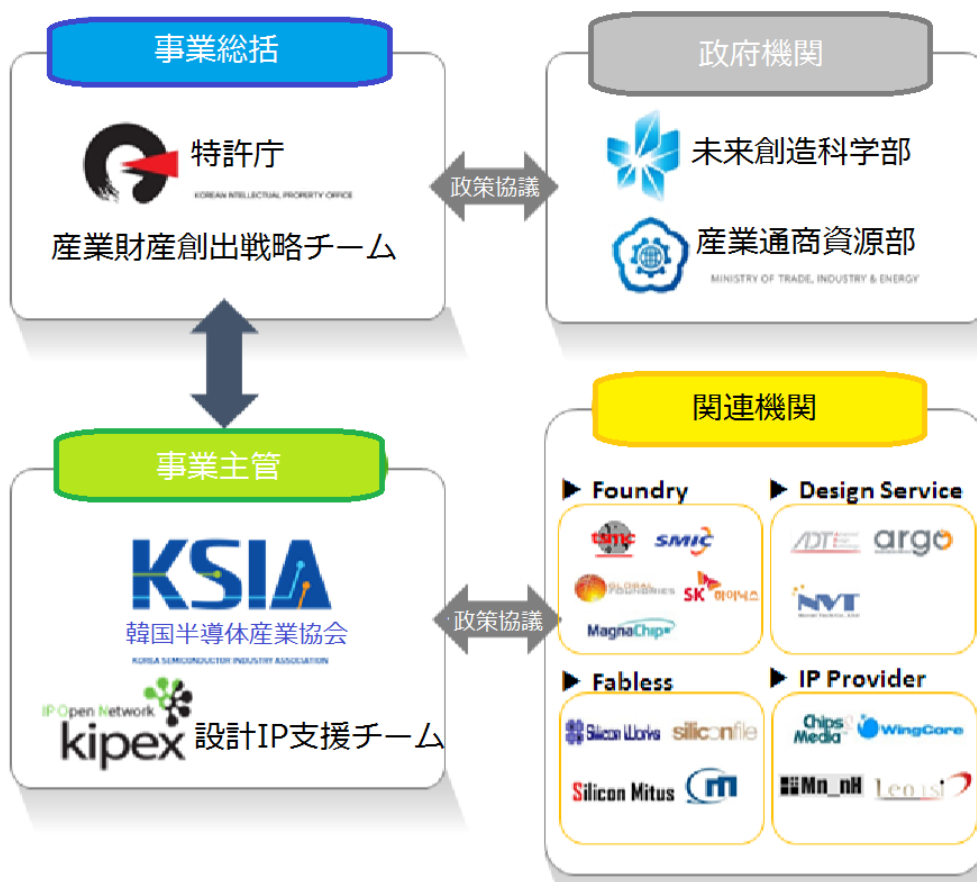
[単位：SM]



しかし、韓国の半導体設計財産の創出及び活用基盤はまだ微々たる水準である。国内全体半導体IPの市場規模は約3千億ウォンに至るものと推定されるが、国内に供給される半導体IP市場の比重は全体の20%にも達しない約200億ウォン水準に止まっている。また、国内で専門的に半導体IPを供給するプロバイダーは5つ内外で、半導体IPに対する基盤が非常に不足している状況である。国内企業が半導体設計財産の創出・活用に消極的な理由は製品の販路が不確実で、あらゆる製造工程に対する信頼性の検証に多額の費用がかかるためであると調査された。

そこで、特許庁は「半導体集積回路の配置設計に関する法律」に基づいて半導体設計財産の創出・活用の活性化を支援するため、半導体設計財産振興事業を推進している。

<図Ⅲ-4-25> 半導体設計財産振興事業の推進体系



ロ. 推進内容及び成果

1) 半導体設計財産振興事業

半導体設計財産振興事業は国産半導体IPの発掘及び取引支援を通じて半導体IPの流通活性化を図る事業であり、優秀半導体IPの発掘及び信頼性検証支援、流通総合情報体系の強化及び取引活性化などの多様な支援を展開している。

2015年には計94件の国産半導体IPを発掘してDB化し(累計590件)、企業のニーズが高い12件の半導体IPに対しては信頼性を検証するためのチップ製作を支援した。また、信頼性の高い半導体IP DBとユーザー中心の取引システム構築などの流通基盤とともに様々な広報などを通じて2015年に計214件の半導体IPが仲介される成果を挙げた。

また、国内半導体IP企業の海外マーケティングを支援するため、毎年中国進出支援プログラムを推進している。流通支援センターは支援プログラムを通じて国内IP企業の広報、相談ブースの設置、IP-SoC Korean Societyを通じた現地韓国人との交流活動を支援しており、支援プログラムを通じて現在まで約65件の輸出相談などの成果を上げた。

* SMIC Tech Symposium：中国最大のファウンドリ企業であるSMICが毎年主催する技術シンポジウムに国内優秀IP Providerの参加を支援し、海外顧客社を対象にしたマーケティング支援

* 中国半導体協会総会 (ICCAD)：中国半導体産業協会 (CSIA) 主管で年1回開催される総会行事に国内企業の参加を支援し、中国市場でのマーケティングを支援

＜表Ⅲ－4－11＞半導体IP検証支援の状況

NO.	検証半導体 IP
1	SAR type ADC の time-interleaving 化 及び background calibration algorithms
2	Color Enhancement IP for DDI/AP
3	12.5Gbps multi-rate electronic dispersion compensator for DFP lasers
4	Low Power 24-bit Stereo Audio ADC for Mobile and IoT Application
5	IoT基盤のスマートセンサーデバイス用の低電力16bit ADC IP
6	Automotive用 Motor driveのためのH-Bridge IP
7	WC18EX2-64K(0.18um Embedded EEPROM Macro 1.8V)
8	HEVC / H.265 Encoder H/W IP
9	DisplayPort及びeDP
10	Unified Host用Bluetooth 4.2 Smart (LE) Protocol Stack及びLink
11	HD SDI TX/RX SERDES/PHY
12	Low Power 14bit SAR ADC

2) 半導体設計財産の産業基盤作り事業

半導体設計財産の基盤作り事業は半導体設計財産の発掘・保護・人材養成など国内半導体IP産業のインフラを作るためのものであり、配置設計権の登録業務、大韓民国半導体設計コンテストの開催及び半導体設計財産教育事業などを推進している。

＜表Ⅲ－4－12＞配置設計権の登録状況

区分	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	計	
内 国	大企業	-	1	-	-	-	11	9	-	-	1	-	-	340
	中小企業	14	9	1	15	7	14	33	23	22	44	4	-	270
	研究所	57	3	89	13	16	14	18	15	37	13	8	2	549
	大学	5	14	17	8	11	13	28	39	52	112	55	57	440
	個人	2	6	-	5	7	-	8	2	13	3	-	2	98
	小計	78	33	107	41	41	52	96	79	124	173	67	61	1,697
外国(企業)	8	8	32	16	13	5	2	5	5	2	-	-	872	
計	86	41	139	57	54	57	98	84	129	175	67	61	2,569	

*影の領域は存続期間(10年)が満了し、権利が消滅した登録分である。

また、国内優秀半導体設計財産を発掘するとともに創作者の士気を高めるために、第16回大韓民国半導体設計コンテストを開催し、大統領賞に電子部品研究院の「マルチShader GPU統合マルチコアフュージョンプロセッサ」など計11作品の優秀半導体設計作品を選定して授賞した。

＜表Ⅲ－4－13＞第16回半導体設計コンテストの授賞作

1) 自由テーマコンテスト

等級	所属	設計作品名
大賞	電子部品研究院	マルチ Shader GPU 統合マルチコアフュージョンプロセッサ
金賞	浦項工科大学	A 2GHz Fully Synthesized Fractional-N ADPLLwith Dual- Referenced Interpolating TDC
銀賞	忠南大学	A Biopotential acquisition AFE (Analog Front-End) with Multiple offset removal

銀賞	電子部品研究院	3次元情報抽出のための高速ステレオビジョン処理 SoC
銅賞	韓国科学技術院	Power-efficient 6-b 10-GS/s TI ADC using time-domain 8x interploating ADCs
銅賞	電子部品研究院	Configurable Device IoT用センシング SoC
銅賞	西江大学	補正技法なくチャンネル間オフセット不整合を最小化した 2x Interleaved 10ビット 120MS/s パイプライン SAR ADC
特別賞	光州科学技術院	低電力イメージセンサーと FPGA を利用した事件感知システム
特別賞	成均館大学	スマートフォン及びウェアラブル機器用磁気共振型無線充電受信 Chip 開発

2) 創意IPコンテスト

等級	所属	設計作品名
金賞	韓国航空大学	IoT サービスのための Advanced ZigBee システム用ベースバンドモデム
銀賞	世宗大学	3D Geometry Model を利用したオーディオ mixing システム

最後に、半導体設計財産取引に必要な文書作成法と優秀事例などを含む半導体IPビジネスガイドブックを活用してセミナーを開催し、E-bookとして製作・配布するなど半導体設計財産基盤作りの拡大に向けて努力を傾けた。

ハ. 評価及び発展方向

特許庁は半導体設計財産振興事業を通じて半導体設計財産の創出・活用を支援することで、国内半導体設計財産の活性化に貢献した。半導体設計財産流通支援を持続的に強化して毎年KIPEXを通じた半導体設計財産流通実績を高め、外国人が半導体設計コンテストに参加できる根拠を作るなど半導体設計財産基盤作りを拡大した。

このような成果を基に2016年には半導体設計財産の取引活性化のために半導体IP国外市場進出支援を確保し、多様な形態のフォーラムを開催する計画である。また、国

内優秀半導体IPの持続的な発掘及びKIPEXウェブサイトの改編を通じて半導体設計財産流通インフラを更に強化し、半導体設計コンテスト受賞作の商用化支援及び半導体IP市場・政策分析の強化を通じて半導体設計財産の活用基盤作りを強化する計画である。

第4編 知的財産の保護及びグローバルリーダーシップの強化

第1章 国内知的財産権保護基盤の強化

第1節 概観

産業財産保護協力局 産業財産保護政策課 技術書記官 チョン・ジェフン

1. 推進背景及び概要

製品とサービス競争力の主要要素となった知的財産権は高付加価値を創り出すことのできる重要な資源として認識されている。しかし、このような知的財産権は情報通信と科学技術の発達によってより速くより簡単に世界各地に伝わり、簡単に盗用・侵害されるようになった。

韓国も例外ではなく、一例として模倣品のケースを見ると、国内模倣品市場規模は流通価格基準で約5兆2千億ウォン（国外流入2兆3千億ウォン、国内生産2兆9千億ウォン）に達している（2014年、現代経済研究院）。このように模倣品の不法流通が拡散すると正規品市場の被害が深刻になり、国家イメージにもマイナス影響を与える。

実際各国の知的財産権保護水準を示すスイス国際経営開発院（IMD）の国家別知的財産権保護順位を見ると、韓国は2015年調査対象国60カ国のうちドイツ（4位）、米国（5位）、日本（23位）より低い27位であり、統計庁が調査したオンラインショッピングモールにおける模倣品取引額も2011年29兆ウォン、2012年34兆ウォン、2013年38兆ウォン台を記録し、持続的に増加していることも軌を同じくしている。

天然資源に乏しい代わりに人的資源が豊富で優秀な韓国は生まれながら無体財産である知的財産に頼って製品とサービス競争力を確保し、国家競争力も確保しなければならない運命である状況の中で、国内知的財産権の保護を強化することは国家レベルの重大な政策イシューである。

＜図IV-1-1＞国家別知的財産権保護の順位

(IMD(スイス国際経営開発院)、2015)

国家	ドイツ	米国	日本	中国	韓国
					
保護順位	5位	4位	23位	47位	27位

2. 推進内容及び成果

2015年度には特許侵害に対する損害賠償水準が低いため保護の実効性が落ちる問題を改善するため、特許侵害訴訟の現状を綿密に分析して損害賠償制度の改善案をまとめて国家知識財産委員会に上程(2014年12月)し、このような基本的な土台を基に制度改善を推進した。

2014年10月に創立された国会特許ハブ推進委員会との協力の下で、損害賠償特許法改正案が2015年2月14日に発議し、2015年7月に国家産業通商資源委員会の審査を通過し、法制司法委員会に回付され、2016年3月に最終的に通過された。該当改正案は2016年6月に施行する予定である。

中小企業の営業秘密保護をサポートするため、秘密管理性要件を緩和し(2015年1月施行)、営業秘密原本証明制度の推定効を付与(2015年7月施行)して制度運営の実効性を図った。そして、営業秘密侵害の際に処罰空白を最小化するため、営業秘密の使用・保有権限消滅後の削除または返還要求を拒否する行為を新しい処罰類型として追加する不正競争防止法改正案を講じて立法予告(2015年8月)し、国会産業通商資源委員会に上程した。

そして、パブリシティ権を保護するために「知的財産とパブリシティ権」政策フォーラムを開催(2015年3月)し、不正競争防止法に規定された一般条項であるチャ目の活用性を高めた。

健全な取引秩序を確立するための知財権表示制度改善計画を国家知的財産委員会に上程(2015年7月)し、韓国知的財産保護院に知財権虚偽表示通報センターを設置(2015年12月)し、表示ガイドラインも配布して知財権表示秩序の確立のための体系を構築した。

知的財産保護認識を大衆に広めるため、国内知的財産権保護執行コンファレンスを開催(2015年4月)し、消費者の知財権保護認識を強化するために消費者院とMOUを締結(2015年11月)し、正規教科課程に知的財産保護内容を反映して保護認識の裾野を広げた。

特許庁模倣品特別司法警察隊による模倣品の製造・流通業者に対する刑事立件者数がオンライン流通を含めて2013年に493人、2014年471人、2015年548人と増加している。最近氾濫しているオンライン模倣品の流通を根絶するため、オープンマーケット上の販売中止及び個人ショッピングモールの閉鎖件が2013年5,250件、2014年5,802件、2015年6,091件に増加するなど取締りを強化している。国内知的財産権侵害行為に対する取締り執行の強化及び認識向上活動を通じて対外国家信任度の向上及び健全な商取引秩序の確立に寄与した。それによって米国貿易代表部の知的財産権監視対象国から2009年以来7年連続除外され、模倣品に対する消費者認識度も2012年66.6点から2015年74.6点に改善された。

3. 評価及び発展方向

2015年には2014年12月に講じられた模倣品流通根絶総合対策、K-ブランド保護総合対策、特許侵害損害賠償制度の改善など各種総合対策を推進し、産業財産保護政策の基礎を構築した。特に、特許法損害賠償制度改善策の一環として改正案が国会に発議され、それを推進することに力を入れた。そして、模倣品の流通を根絶するために大規模な企画捜査に集中し、偽スマートフォン部品の生産業者たちを検挙するなど、国内で大きな役割が認められた。このような過程で国会特許(IP)ハブ推進委員会、米国土安捜査局と緊密な協力体系を構築し、産業財産保護協力の政府内のコントロー

ルタワーの役割を果たし、2016年度にはこのような政策を更に発展していく予定である。

実際市場の状況を見ると、模倣品であることを知りながら購入する消費者の比率が80.8%（2015消費者認識度調査、特許庁・保護院）で、依然として国民の知的財産権保護に対する水準が低い状況である。2016年には知的財産権保護の実効性を高められる損害賠償制度の改善を骨子とする特許法改正案を施行し、特許以外の商標、デザイン権に対しても損害賠償制度の改善を推進することで知的財産生態系の根本的な問題を解決する予定である。また、検察・警察など関係省庁間の協業を通じた模倣品取締りの強化などより精巧かつ強力な政策企画と執行で知的財産権保護の国家基盤を整えていく予定である。

第2節 国内知的財産権保護活動の強化

1. 商標権特別司法警察権を通じた模倣品取締りの強化

産業財産保護協力局 産業財産調査課 行政事務官 キム・デヨン

イ. 推進背景

韓国は特許、商標、デザインなど産業財産権出願における世界4位であり、知的財産権創出の面においては米国、日本などと肩を並べる知的財産強国としてのプレゼンスを固めている。このような国際プレゼンスの強化によって知的財産権保護分野における大韓民国の役割と責任がより強調されている。

2015年スイス国際経営開発院(IMD)が発表した世界競争力の評価資料によると、韓国の知的財産権保護レベルは全体61カ国のうち27位となっている。韓国の知的財産権保護レベルがこのように低く評価された原因は、国内に模倣品の流通が根絶されず、著作物に対する海賊行為が依然として続いているからである。国内に模倣品が氾濫すれば健全な商取引秩序が崩れ、国家ブランドの失墜による輸出競争力の減少及び外国人投資の萎縮など、国家経済全般にわたって深刻な副作用を招くことになる。

特許庁は模倣品流通を根絶するとともに知的財産権保護の基盤を強化するため、特別司法警察権の導入を積極的に推進した結果、2010年4月特許庁に特別司法警察権を付与する法律案が通過された。これによって特許庁は模倣品関連の犯罪を直接捜査できる特別司法警察権限を確保することになった。

ロ. 推進内容及び成果

特許庁は模倣品の犯罪を効率的に取り締るため、2010年9月に「商標権特別司法警察隊」を発足させ、3つの地域事務所に取り締る人材を配置し、模倣品犯罪に対する刑事立件を強化している。2013年9月には従来産業財産保護課内に所属されていた特

別司法警察隊を拡大し、模倣品取締り専門担当部署である産業財産調査課を新設した。一方、近年急増しているオンラインを通じた模倣品流通に対する強力な取り締りのため、オンライン捜査専門のフォーレンシク (Forensics) 装備を備えた「オンライン捜査班」をさらに強化した。

特許庁は2015年の1年間模倣品に対する強力な取締り活動を行い、模倣品犯罪者378人を刑事立件し、模倣品約120万点を押収するなど所期の成果を上げている。特許庁が商標権特別司法警察隊を本格的に運営してから毎年取締りの実績が大きく伸びており、商標権専門担当捜査機関として位置づけられつつある。これは商標権特別司法警察隊が専門性を持って小規模の零細販売業者よりは模倣品製造業者及び大規模の流通業者に対する取締りに注力した結果と分析される。

<表Ⅳ-1-1> 模倣品取締り状況

(単位：人、点)

区分		特司警 導入前 (2010.1~ 8)	特司警導入後						小計
		(2010.9~ 12)	2011	2012	2013	2014	2015		
刑事 立件	人員(人)	15	45	139	302	376	430	378	1,670
	押収(点)	2,860	28,629	28,589	131,599	822,370	1,114,192	1,197,662	3,323,041

*2010.1~8：特別司法警察権の導入以前の検・警との合同取締り実績である。

2015年度に押収した物品を分析した結果、国民の安全に係る健康食品類、化粧品類、洗剤類、電子部品類、自動車部品類が大部分を占めており、正規品の時価で換算すると977億ウォンに達している。

<表Ⅳ-1-2> 主要品目別の取締り状況(2015)

(単位：点)

品目	健康食品類	化粧品類	洗剤類	電子部品類	自動車部品類	その他類	総合計
数量	639,185	373,576	72,854	53,837	3,383	54,827	1,197,662

ハ. 評価及び発展方向

特許庁は商標権特別司法警察権を確保することで他の捜査機関に頼らず、独自に模倣品に対する強力な取締りを体系的に推進することができるようになった。商標権特別司法警察はオン・オフラインを問わず猛威を振るっている模倣品を根絶するため、オンライン取引模倣品を常時モニタリングし、常習・慢性的な製造・流通業者に対する特別取締り、模倣品流通の頻発地域に対する集中取締りの他にも、自動車部品など国民の生命と健康を脅かす模倣品製造・流通業者などに対する企画捜査を拡大・強化して実施する予定である。特に、オンライン捜査班の運営を活性化し、オンライン模倣品流通犯罪者に対する追跡捜査で刑事処罰を強化する計画である。

<図IV-1-2> 模倣品取締りの写真

偽マスクパック取締	偽スマートフォン売り場の取締	偽正官庄の取締
		

2. 政府レベルの知的財産保護活動

産業財産保護協力局 産業財産保護政策課 行政事務官 イ・ハクジン
 産業財産調査課 行政事務官 キム・デヨン

イ. 推進背景

最近国内オンライン市場の規模が拡大し、オンラインショップなどを通じた物品の取引が爆発的に増加していることから模倣品もまた急増している。特に、SNSなど個人間のオンラインコミュニケーション手段が多様化しているため模倣品のような不法的な行為はより隠密化・知能化しており、その対策が急がれる状況である。

そこで特許庁は官・民協力体系の構築などを通じた模倣品流通根絶に向けて2014年5月に模倣品の多い商標権保有企業と模倣品流通が頻繁に行われるオンライン運営企業、そして特許庁、警察庁、関税庁など捜査機関で構成された「模倣品流通防止協議会」を公式に発足した。協議会は国内外商標権保有企業26社、オープンマーケット・ポータル会社などオンライン運営企業12社、特許庁・警察庁・関税庁など関係機関6機関、計44の会員で構成されている。

同時に、特許庁は創造経済の核心テーマとして「知的財産権保護の重要性」が台頭しているものの依然として国民の保護認識と実践は不十分であると判断し、知的財産権保護の重要性に対する国民認識向上及び社会雰囲気作りに向けた多角的な政府政策活動を展開した。

そのため、2015年5月国家知識財産委員会、文化体育部、特許庁、関税庁などが主管し、Naver、SK Planet、e-bay Koreaなど民間が参加する官・民知的財産保護業務協約式など国民向け知的財産保護活動を推進した。

<図IV-1-3> 模倣品流通防止協議会の発足式(2014. 5. 22)



(1) 模倣品流通防止協議会の活動

これまで模倣品流通防止協議会は模倣品取締り機関と常習販売地域に対する合同取締り、全体ワークショップ、分科会議などを通じて模倣品流通根絶方策を模索してき

た。

2015年5月と11月に推進された釜山・大邱地域の模倣品合同取締では特許庁、警察庁など取締機関と協議会の主要会員社が参加し、協議会の会員社は模倣品鑑定などを現場で迅速に行い、合同取締が円滑に行われるようサポートした。また、協議会は今後の運営方法と模倣品流通の根絶に向けた対策などを議論するため、随時分科会議を運営し、2015年10月には全体会員社が参加するワークショップを開催してオンライン模倣品流通根絶に向けた取締強化方法、常習模倣品取引サイトの制裁方法などを議論した。

(2) 政府レベルでの知的財産保護活動

特許庁は今年4月国家知識財産委員会、文化体育部、関税庁、民間企業などとともに政府レベルの知的財産保護活動を以下のように推進した。第一、知的財産の創出・保護、シェアリング・拡散に向けた官・民協力を拡大し、第二、知的財産に対する社会的な認識向上及び教育とともに不法著作物と模倣品などの根絶に向けた保護活動を推進し、第三、知的財産保護の公益広告及びクリーンキャンペーンなど国民レベルの知的財産保護活動を展開した。

また、模倣品流通根絶のために個別的な捜査取締りの限界を克服し、関係機関間の協力に基づいた総合的な捜査を通じた取締り執行力を強化するため、国家知識財産委員会は政府レベルでの模倣品流通根絶年間実行計画を樹立し、検察庁は同種の前歴のある模倣品業者に対しては原則として懲役刑を求刑して常習侵害者の再犯を防止した。同時に、警察庁は各地域別の模倣品頻発流通地域に対して定期合同取締り及び大規模な製造業者になどが海外に逃走した場合の国際捜査協力を進めた。

そして、関税庁・食薬処は官民協力体系を通じてオンライン上の不法模倣品販売の根絶を強化し、特許庁は大規模な製造・流通業者事件中心の専門的な企画捜査を強化することにした。

<図IV-1-4> 協議会の活動

釜山地域の合同取締 (2015. 5)	協議会分科会議 (2015. 6)	全体ワークショップ (2015. 10)
		

ハ. 評価及び発展方向

オンラインなどの模倣品流通根絶は特許庁のような取締り機関の活動だけでは限界があるため、民間との協力が欠かせない。模倣品流通防止協議会はこのような民間の自発的な模倣品流通根絶への取り組みを誘導するだけでなく模倣品取締り機関と協力して模倣品の根絶に取り組む官・民協力体系である。今後、協議会を通じた多様な活動を展開して知的財産保護分野の代表的な協力モデルとして発展させる予定である。

3. 模倣品通報褒賞金制度の運営

産業財産保護協力局 産業財産調査課 行政事務官 キム・デヨン

イ. 推進背景

米貿易代表部 (USTR) は1989年から毎年各国の知的財産権保護状況に対する審査を通じて「スペシャル301条報告書」を作成・発表することで、自国の貿易圧力手段として活用している。韓国はこれまで監視対象国 (Watch List) に分類されたが、2009年から昨年まで6年連続で監視対象国目録から除外された。このような成果は国内の模倣品流通と海賊行為の根絶に向けた政府レベルでの持続的な努力の結果である。

模倣品の流通を根絶するためにはこれに対する関係機関の強力な取締りが

求められるが、国民の意識転換と官民協力が伴わないと限界にぶつかる。そこで、特許庁は2006年から模倣品の不法性に対する国民の認識向上と模倣品流通行為に関する通報の活性化を図るため、「模倣品通報褒賞金制度」を運営している。

ロ. 推進内容及び成果

通報対象は模倣品製造業者や流通・販売業者であり、国民なら誰でも通報できる。また、通報の信頼性を確保するために実名で通報することを原則としている。

2015年度は72件の通報内容に対して計103百万ウォンの通報褒賞金を支給した。2015年度に褒賞金を支給した通報内容を類型別に調べてみると、卸・小売り流通通報48件(61.6百万ウォン)、オンライン販売通報7件(6.6百万ウォン)、倉庫保管通報9件(24.5百万ウォン)と製造工場通報8件(10.3百万ウォン)であった。

<表IV-1-3> 類型別褒賞金の支給状況(2009~2015)

(単位:件、百万ウォン)

区分	細部類型	2009		2010		2011		2012		2013		2014		2015	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
流通業者	卸・小売流通	77	101.5	117	107	109	103.5	123	106	55	38.5	40	38	48	61.6
	オンライン販売	20	17	12	8	5	2.5	4	2	2	1	5	3.8	7	6.6
	倉庫	19	27.5	15	26	39	39.5	6	8	18	17.5	14	24.7	9	24.5
	小計	116	146	144	141	153	145.5	133	116	75	57	59	66.5	64	92.7
製造業者	製造工場	79	103.6	42	59	66	70.1	30	36.5	26	27	19	36.5	8	10.3
合計		195	249.6	186	200	219	215.6	163	152.5	101	84	78	103	72	103

通報褒賞金制度の実施初年度の2006年には計107件の3億2,310万ウォンの

褒賞金を支給するなど、昨年まで過去10年間計19億ウォンの褒賞金を支給した。この褒賞金支給によって摘発された模倣品の正規品価額は、計3兆1,546億ウォンに達している。

ハ．評価及び発展方向

模倣品通報褒賞金制度の運営を通じて国民の自発的な通報を誘導することで、模倣品流通に対する強力な取締りを効率的に推進する官・民協力体制を構築し、模倣品の不法性及びその弊害の深刻さを国民に広く知らせる土台を構築した。模倣品通報褒賞金制度の運営に必要な予算に比べ、模倣品の製造・流通業者に対する不法行為の抑制効果などが極めて大きいため、模倣品通報褒賞金制度は模倣品の流通根絶のためには必ず必要な制度であり、今後も引き続き発展させていかなければならない政策である。今後通報報奨金制度の運営がより活性化できるよう、国民に対する制度の広報などを強化する計画である。

4. 知的財産認識向上のための市民運動及び広報強化

産業財産保護協力局 産業財産保護政策課 行政事務官 イ・ハクジン

イ．推進背景

2008年以降ますますグローバル化が進む経済市場において、模倣品の流通は健全な商取引を混乱させ、企業の固有ブランド開発と正規品市場の発展を阻害するとともに、韓国の国家競争力など知的財産権保護関連のイメージを毀損するなど、国家経済にマイナス要因として作用している。そこで、特許庁は知的財産権保護水準を高めるため、模倣品の不法性に対する消費者の認識向上が最も重要な要因であると判断し、知的財産権の尊重と消費者認識向上に向けた多様な広報活動を展開した。

ロ．推進内容及び成果

1)官民合同キャンペーンなど広報を実施

消費者中心の知的財産権の尊重文化を作るため、2012年5月から消費者団体と共同で模倣品流通根絶のための全国決議大会を開催した。「ニセモノOUT、ホンモノOK」というスローガンに活用して、ソウル及び全国15の市・道の模倣品頻発地域を中心に知的財産権侵害の不法性に対するクリーンキャンペーンとマスコミ広報活動を展開した。更に、青少年・大学生・保護者・サラリーマンなどを対象に模倣品流通根絶の自発的な参加を促すため、消費者教育も同時に展開した。

2)メディアを活用した知的財産権保護の広報強化

特許庁はラジオ公共広告、映画館スクリーン、KTX、地下鉄、バスなど公共交通の媒体広告及びブログ、SNSなどオンラインコミュニティを活用したコミュニケーションを強化・拡大した。多様なメディアを通じて模倣品の弊害を知らせ、正規品消費文化を定着させるために国民コンセンサスの拡散に努めた。

また、消費者が直接参加して知的財産権保護の重要性を認識するとともに、正規品消費文化の定着に率先させるため、知財権保護国民公募展を開催し、2015年度には大学生広報サポーターズを選抜して自発的な広報を強化した。

さらに、模倣品の販売・流通業者を取り締って処罰するより、消費者の認識を高めると同時に疎通と共感を通じた消費者主導の知財権尊重社会のムード作りに力を入れた。

特に、青少年予防教育用のために各市道教育庁及び教育機関との協力を通じて出前青少年体験教育を拡大・運営するなど、正規品・模倣品の比較現場学習を展開した。

同時に、正規教科課程及び自由学期制などを通じた知財権保護教育の活性化のために教師用の副教材と学生用のワークブックなど教育コンテンツの持続的な普及と現職

教師の職務研修を実施した。

ハ. 評価及び発展方向

知的財産保護の日の記念式及び官・民合同キャンペーンは不法著作物と模倣品を追放する上で実質的な国民の参加を呼びかけ、今後消費主体となる青少年に対する知的財産保護教育の活性化のための現場体験学習及び学習用コンテンツの開発・普及・スローガン、UCCなど国民参加公募展などを通じて遵法精神の強化と自発的な参加を誘導することで知的財産権の保護に対する認識転換を促すきっかけを設けた。

また、波及効果と刷り込み効果が大きいラジオ公共広告と生活に密接に関係しているメディアを活用した広報を通じて、模倣品の不法流通根絶に対するコンセンサスを形成し、国格と国家ブランドの向上にも大きく寄与したと評価される。

したかつて、青少年・大学生・主婦・会社員など年齢別消費者を対象に、オーダーメイド型の教育・広報を積極的に展開するとともに、放送、オンライン、モバイルなど多様な媒体を活用した広報を持続的に実施する予定である。

第3節 国内知的財産権保護環境の構築

1. 特許侵害損害賠償制度の改善推進

産業財産保護協力局 産業財産保護政策課 技術書記官 チョン・ジェフン

イ. 推進背景及び概要

韓国は特許侵害に対する損害賠償額が先進国に比べて非常に少なく、侵害立証も困難であるため、特許侵害を助長する可能性があるという指摘が多い。実際韓国の特許侵害訴訟において認められた損害賠償額は約 5,900 万ウォン(2009 年～2013 年)で、GDP を考慮しても米国の 49 億ウォン(2007 年～2012 年)の 1/6 水準に過ぎず、損害賠償額の算定が難しく、弁論全体の趣旨などを考慮して裁判所が職権で算定する事例も全体判決の約 60%(2009 年～2013 年判決分析)に達している。このような環境下で企業が技術開発を通じて合理的な利潤活動を追及することは期待できない。そこで特許庁は損害賠償額の適正化及び特許権者の立証負担緩和を目的に特許法改正案を設けるため、2013 年下半期から多角的な検討を推進した。

ロ. 推進内容及び成果

具体的には学会、法曹界、産業界など知財権専門化などで構成された「知財権損害賠償制度改善委員会」を運営し、具体的な改正事項を発掘・検討した。18 人の委員で構成された本委員会は 2014 年 2 月から 5 月まで計 7 回にわたって開催され、毎回特許法改正のための争点事項を外国の立法例や制度などの比較分析と実務経験などを基に検討する作業を進め、議論の結果を土台に改正草案を設けた。

一方、これと並行して最近 5 年間特許侵害訴訟と関連する民・刑事判決を分析する作業を通じて特許侵害訴訟で認定される損害賠償額の水準及び認容率、適用法条、紛争形態、起訴率など多様な実証的な論拠を設けることにも取り組んだ。分析結果を見ると、上述したように損害賠償額の認定水準が先進国より極めて少ないという問題点

のみならず、実施料賠償における認定実施料率も米国や日本より極めて少なく、正当な賠償が行われているとは言えないことが確認できた。

＜表IV-1-4＞主要国の認定実施料率の比較

国家	逸失利益	実施料	職権	その他	認定実施料率
韓国	53.3%	13.4%	28.3%	5%	3%
日本	52.7%	35.2%	0%	12%	4.2%
米国	35%	81%	-		13.1%

出処：韓南大学産学協力団、「損害賠償制度の改善に向けた特許侵害訴訟判決の動向分析」

また、特許権侵害に対する刑事処罰の規定も起訴率が約 5.1%に止まるなど極めて低く、特許権侵害に対する事前抑制的な機能が正常に作動しているとは言えない。

＜表IV-1-5＞特許権侵害に対する刑事処罰の状況

区分	特許法違反*	知的財産権法違反**	一般刑事犯罪
起訴率	5.1% (2006～2012)	14.7% (2006～2012)	40.6% (2012)
有罪率	46.3%	-	91.2% (2010)、 80.6% (2011)

出処：チョン・チンウク、「特許侵害刑事訴訟判決動向報告」

*特許法違反：特許侵害罪のみならず秘密漏洩罪、偽証罪、虚偽表示の罪、詐偽行為の罪などを含む

**知的財産権法違反：特許法(実用新案法を含む)、商標法、デザイン保護法、不正競争防止法及び著作権法違反を意味する。

特許権の悪意的な侵害を防止するための増額賠償は実際発生した損害として認定された金額を超過する範囲内で賠償責任の拡大を図るものであるため、制度の関連当事者として企業の意見を聞くことが必須であると評価され、企業を対象にしたアンケート調査を推進した(2014年7～9月)。アンケート調査の結果によれば、回答企業の約67%は増額賠償導入に賛成し、反対した企業は6%に過ぎなかった。特に、制度を認

知っている企業の中でも賛成する企業が反対する企業より多かったという点で、韓国企業は特許権侵害に対する強力な事前抑制策が必要であると認識していることが分かった。

＜表Ⅳ－1－6＞増額賠償導入可否に対する企業向けアンケート調査の結果

	区分	賛成	反対	関係ない	知らない
中堅・ 大企業 (32)	制度認知 (12)	9 (75%)	3 (25%)	-	-
	制度不認知 (20)	12 (86%)	2 (14%)	3	3
中小ベンチ ャー企業 (123)	制度認知 (8)	7 (88%)	1 (12%)	-	-
	制度不認知 (115)	76 (96%)	3 (4%)	11	25

出処：特許庁、「増額賠償導入可否に対する企業向けアンケート調査」、2014.9

同時に、特許権侵害訴訟担当経験の多い前職裁判官などを含め、関連専門家などを個別面談する方式で損害賠償制度の改善方向に対する意見も収集した。実務経験の豊富な専門家たちは口を揃えて裁判上証拠提出が正しく先行されてこそ損害賠償額も適正化できると指摘した。一方、増額賠償に対しては意見が分かれて必要性は認めるものの韓国の司法環境において実際導入は容易ではないという見解もあった。

以上のような推進結果に対する綿密な検討を経て2014年11月損害賠償制度の改善に向けた特許法改正案を設け、2014年12月には国家知識財産委員会で「特許侵害損害賠償制度改善方策」を案件として上程し、特許法の改正方向に対する国民のコンセンサスを得た。

2015年2月には特許庁の議論結果を盛り込んだ特許法改正案が国会の「大韓民国特許(IP)ハブ国家推進委員会」を通じて議員発議された。発議された主な内容は①故

意侵害の際は損害額の3倍まで増額可能な懲罰的な損害賠償制度の導入、②適正な実施料賠償のための「通常」削除、③被告実施行為様態提示義務の導入、④証拠対象を書類から資料へと拡大、⑤証拠提出命令の目的に侵害の立証を追加、⑥提出拒否事由を判断するための裁判官のインカメラ制度の導入、⑦侵害の立証または損害額算定に必ず必要な場合は営業秘密であっても提出を義務付ける、⑧営業秘密に対する提出命令時に閲覧者制限措置、⑨裁判官の文書提出命令に応じない場合、相手の要証事実を真実として認定、⑩当事者の計算鑑定人に対する説明を義務付ける、などである。

「特許侵害損害賠償制度の改善方策」に含まれた主要改正事項は正当な損害賠償体系の構築、特許権の悪意的侵害の抑制、特許権者の立証負担緩和及び裁判上営業秘密の流出防止に大きく分けられる。

2015年2月に発議された案に対して法務部は③被告実施行為様態の提示義務の導入は立証責任を特許権者が負う状況で過剰な制度ということで制度導入に反対し、これは発議案から削除された。

2015年7月に国会産業通商資源委員会で法案審査が行われたが、①懲罰的な損害賠償、②適正な実施料賠償のための「通常」削除、③被告実施行為様態提示義務の導入の3つの要素は激論の中で諸刃の剣として作用する恐れがあるということで削除され、残りの証拠手続きに関する④～⑩番は通過した。

以後通過された④～⑩番が盛り込まれた案は国会法制司法委員会に回付された。法司委専門委員の1次検討では提出命令の対象を書類から資料に拡大することは現在民事訴訟法でも「文書」に対してのみ提出命令が行われることを踏まえると検討が必要であり、裁判官の証拠提出命令に応じなかった場合相手の要証事実を直ちに真実と認めることは民事訴訟法で証拠の記載に対してのみ真実と認めていることを考えると悪用される余地があるとし、慎重な検討が必要であるという立場を示した。

そこで、特許庁は法司委専門委員室を通じて裁判所行政処と協議を進め、デジタル記録媒体の発達状況を考慮すると、提出命令の対象を書類のみとすることは望ましくなく、資料に拡大することが妥当であるという検討結果をもらった。そして、裁判官の証拠提出命令に応じない場合相手の要証事実を真実として認める部分に対しては裁判所行政処から「記載に対して具体的に主張することが困難であり、他の証拠で立証することを期待することも難しい場合」という要件を追加することで修正案を作成した。

このような修正案を基に法制司法委員会第2小委審査を無事通過し、2016年3月に特許法改正案が国会を通過した。該当法案は2016年6月に施行される予定である。

ハ．評価及び発展方向

以上の特許法改正案が施行されれば、特許権侵害に対する正当な賠償体系の確立を通じて特許制度の実効性が高まり、健全な知的財産生態系作りに大きく貢献するものと期待している。

2. 健全な取引秩序を確立するための特許虚偽表示の防止

産業財産保護協力局 産業財産保護政策課 行政事務官 イ・ハクジン

イ．推進背景及び概要

最近オンラインショッピングモールでのみならず、新聞及びチラシなどの広告でも特許を受けていないのに特許を受けた製品として広告するなど、知財権の虚偽表示行為が頻繁に発生している。2015年6月特許庁が実施した特許虚偽表示実態調査の結果によれば、国内主要オンラインショッピングモールで特許を活用した広告の中で正しく表示した場合は56.9%、明らかな虚偽表示の場合は6.0%、特許番号を不明確に表示したり特許番号がない場合は37.1%(虚偽表示に該当する可能性が高い)であることが分かった。知財権虚偽表示は消費者に間違った情報を提供し、製品の品質に対する

誤認と混同を引き起こし、不良製品の購買による金銭的な被害を与える可能性が高い。

特許庁は知的財産権専担部署としてこのような問題を解決するため、2015年7月に開催された国家知的財産委員会の案件として「健全な取引秩序を確立するための知的財産権表示改善方法」を上程・議決した後、特許法施行規則を改正し、知財権虚偽表示通報センターを運営するなど、知財権全般に対する虚偽表示問題を防止し、正しい知財権表示文化の定着に向けて様々な政策を推進している。

ロ．推進内容及び成果

知財権関連法令に従って正しい知財権表示方法に対する具体的なガイドラインを国民に提供するため、「知的財産権表示ガイドライ」を制定・配布した。知財権虚偽表示による消費者の被害発生を防ぎ、正しい知財権表示文化の定着に向けて法制を改善するなど多様な政策を推進する一方、知財権虚偽表示に対する行政的な対応を強化するため、「知的財産権虚偽表示通報センター」を2015年12月に開所した。

通報センターは知財権虚偽表示行為を通報したり、関連相談サービスが受けられる専担サービス窓口として一般国民は誰でも利用可能で、代表電話(☎1670-1279)、オンライン(www.ip-navi.or.kr)及びメール(1279@kipra.or.kr)を通じて通報もしくは相談サービスを受けることが可能である。

ハ．評価及び発展方向

2015年に特許庁は知財権虚偽表示の防止に向けた段階的・制度的な推進基盤作りのため、国家知的財産委員会で知的財産権表示改善方法を樹立して上程・議決し、国民が出願を登録と誤認することを防ぐため、特許法、実用新案法、デザイン法、商標法関連施行規則の改正を完了した。

また、国民と企業が正しい特許表示の要領を理解しやすくするため、知財権表示ガイドラインを制作し、知財権虚偽表示の軽重による行政指導と告発措置処理基準を設

け、知財権虚偽表示に対する通報・受付及び相談窓口である知財権虚偽表示通報センターを運営するなど、知財権表示秩序を正すために多様な政策を講じて施行した。

今後特許庁は知的財産権全般に対する虚偽表示問題を防止し、正しい知財権表示文化を定着させるため、多様な広報チャンネルを通じて多角的な国民向けキャンペーンと教育を実施する予定である。

また、関連省庁、自治体、知財権関連の関係機関、民間企業などとのネットワークを通じて政府や全地域に広報メッセージを広める計画である。

3. 企業営業秘密保護のための制度改善

産業財産保護協力局 産業財産保護政策課 行政事務官 カン・ヒョンジ

イ. 推進背景及び概要

北米自由貿易協定 (NAFTA) によって営業秘密保護が国際協定において初めて明文化された後、WTO体制の発足などで技術及び知識が無限競争時代の核心的な生産要素として登場し、韓国も営業秘密保護制度を導入することになった。

営業秘密保護制度は営業秘密を産業財産権と同じ権利の形態として保護するよりは、他人の努力と成果に便乗して不当な利益を取得しようとする行為を禁止する不正競争防止の法理に従ったものであり、健全な競争秩序を確立するためのものである。

<表IV-1-7> 中小企業の産業機密漏洩状況 (2010~2012)

標本集団数(社)	流出比率(%)	平均流出回数(件)	1件当たり被害金額(億ウォン)
1,518	10.2	1.5	16.9

*資料：中小企業庁、2014

近年営業秘密漏洩事件の増加による企業の被害が増大しているが、企業、特に中小

企業の営業秘密保護に対する認識及び管理能力が不十分であると調査され、これに対する対策が求められる。

<表IV-1-8>企業の営業秘密管理実態(特許庁、2014.1)

-
- * 営業秘密保護制度に対して知っていると答えた企業はわずか21%。
 - * 企業の過半数以上(57.3%)が自社が営業秘密漏洩に脆弱であり、危険にさらされていると回答。
-

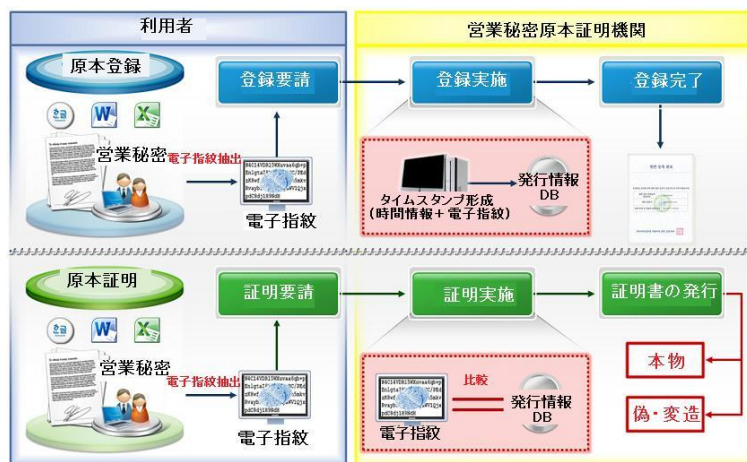
そこで特許庁は営業秘密保護制度を改善し、営業秘密保護に関する広報・教育・相談及び企業の営業秘密管理体系の構築を支援することで、営業秘密保護の基盤作りに取り組んでいる。

ロ. 推進内容及び成果

特許庁は営業秘密保護制度を改善するため、2013年7月「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」を改正して営業秘密原本証明制度の法的根拠を設け、営業秘密侵害に対する罰則規定を改善した。また、2015年1月には原本証明機関を通じて原本登録された情報に対して原本証明書を発行してもらう場合は該当情報の保有事実に対する推定効力を導入するなど既存制度の不備点を補完した。また、中小企業など経済的な弱者の営業秘密保護の実効性を高めるため、営業秘密の認定要件のうち秘密管理性を緩和するなど韓国企業の営業秘密保護を強化するための制度的装置を更に強化している。

営業秘密原本証明制度は電子文書から抽出した固有の識別値と公認認証機関の時間情報をプラスしてタイムスタンプを生成した後、これを原本証明機関に登録することで該当電子文書の原本存在及び保有時点を立証することができる制度である。企業は営業秘密侵害訴訟で営業秘密保有事実に対する立証負担を緩和するために本制度を利用している。同制度が法的根拠及び登録による推定効を持ったことから信頼性と効率性が増大し、今後企業の利用が更に活性化すると期待している。

<図IV-1-5> 営業秘密原本証明制度



改正前の法律は刑事処罰の保護対象となる営業秘密の保有主体を「企業」に限定したため、企業でない個人や非営利機関は営業秘密の侵害を受けても刑事的な保護を受けることができなかったが、法改正を通じて営業秘密保有主体を企業から営業秘密保有者に拡大することで誰でも営業秘密を保有していれば刑事的な保護が受けられるようにした。これによって最近技術契約などで収益活動を推進している大学など非営利機関の営業秘密保護が一層強化できると見られる。

また、営業秘密の認定要件のうち秘密管理性を「相当な努力」から米国、日本など先進国水準に合わせて「合理的な努力」に変更した。これによって相対的な営業秘密保護システムの不備で営業秘密性が認められなかった中小企業など経済的弱者の営業秘密保護にも大きく貢献できるものと見られる。

一方、特許庁は法律改正を通じた制度改善のみならず、韓国企業の営業秘密を保護するための総合的なサービスを提供するため、2012年6月から営業秘密保護センターを運営(<http://www.tradesecret.or.kr>)している。

2015年には相談、出前教育、地方所在企業の密集地域を対象にした地域説明会を実施し、中小企業に対して原本証明費用の70%を支援するなど、多様な支援政策を推進した。特に10月には産業保安国際セミナーを産業部と共同開催し、営業秘密保護の重要性に対する社会的なコンセンサスを得た。

<図IV-1-6> 営業秘密セミナー及び知的財産権保護コンファレンス



また、企業を対象にした営業秘密診断コンサルティングを通じて企業の営業秘密管理実態の診断を行い、診断結果に適した管理方法を提示するとともに、営業秘密管理システムを備えていない企業が最小の費用と人材で営業秘密管理ができるように標準管理システムを普及するなど、企業の営業秘密管理体系の構築を直接的に支援している。

<図IV-1-7> 営業秘密診断コンサルティング及び標準管理システム



ハ. 評価及び発展方向

特許庁は2016年にも営業秘密保護の基盤づくりに向けた活動を強化していく予定である。特に、営業秘密保護管理システムを無償で普及し、中小企業が財政負担なく営業秘密を管理できるように支援し、企業の役員・研究人材など需要者別オーダーメイド型教育と主要産業企業団体を対象にした広報を実施することで韓国企業の営業秘密保護に向けた活動を多角的に展開していく計画である。

4. 公正な商標使用体系の確立

商標デザイン審査局 商標審査政策課 行政事務官 ノ・ジェソン

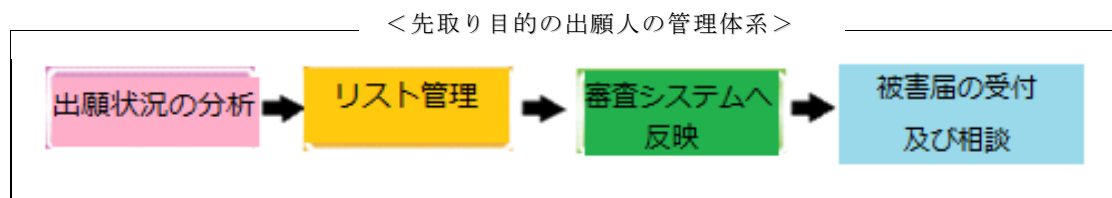
イ. 推進背景及び概要

「商標ブローカー」とは自分の商品またはサービス業に使用する目的で商標を出願するのではなく、登録受けた商標権を根拠に他人に商標使用料または商標移転による示談金を要求するなど不正な目的で商標を出願する人を指す。2012年から2014年までこのような商標ブローカーによって小商工人など善良な商標使用者の被害が急増した。

ロ. 推進背景及び成果

1) 商標ブローカーの商標権登録を防止するための職権調査の強化及び実態把握

特許庁は出願履歴、苦情、マスコミなどを通じて持続的に商標ブローカーに対する実態を把握し、毎月商標ブローカーリストをアップデートして彼らの商標登録出願に対して特別に管理することで、不正な目的の商標ブローカー出願商標が登録されることを徹底的に防止している。また、商標ブローカーの商標登録出願でなくても全ての出願商標に対して審査官に職権で商標使用実態を調査させ、既に使用中の他人の商標を先占して不当な利益を得るなど、不正な目的で出願したのではないかを厳しく審査するよう審査指針を設けて施行している。



* 不正な目的の商標出願に対する登録拒絶件数1,875(12月末基準)

* 最近3年拒絶件数：(2012)903→(2013)991→(2014)3,046→(2015)1,875

また、商標基準を改正して2015年1月から不正目的の商標出願及び有名芸能人・放送番組名称の先取り目的の出願などに対する拒絶決定を強化した。

2) 商標ブローカー被害通報サイトの開設及び運営

商標ブローカーの商標登録を防止するために法制を改善するなど多様な政策を推進する一方、商標ブローカーが既に登録受けた商標で善意の商標使用者に被害を与えることを防止するため、2014年1月被害通報サイトを開設して運営中である。2015年の1年間計102件の相談を受け、商標ブローカーが登録受けた商標であっても「出願前から商標を使用してきた場合、登録商標とは関係なく引き続き使用する権利がある」という商標法の内容などを案内することで、商標ブローカー被害防止に実質的に寄与している。また、公益弁理士相談センターとの連携を通じて被害防止のための無効審判制度など商標制度を案内している。(1,109件、12月末基準)

ハ. 評価及び発展方向

2015年商標ブローカーによる新規出願は月平均28件(計332件)で、2014年月平均523件(計6,276件)の1/19に急減した。また、登録件数もまた2014年刑133件から2015年計29件に大きく減少し、非正常の正常化の成功事例として評価されている。

今後も商標ブローカーの行為に対する警戒心を呼び起こし、善意の商標使用者が不測の被害を被らないようにするため、商標ブローカー行為の深刻さ及び被害防止策に対して国民キャンペーンを展開し、ラジオキャンペーン、役所電光掲示板の公共広告、特許庁知的財産大典での広報ブースの設置、商標法改正案の内容に対するブリーフィング・報道資料配布・寄稿文掲載・弁理士など専門家集団を対象にした懇談会の開催など多様なチャンネルを通じて積極的に広報を展開していく計画である。

5. 知的財産権訴訟における専門性の強化

イ. 推進背景及び概要

最近全世界的に展開されたサムスンとアップルの特許訴訟によって社会的に知的財産権訴訟に対する関心が高まっている。2012年8月24日米国カリフォルニア連邦北部地方裁判所で9人の陪審員はサムスンがアップルの特許を侵害したと評決した。しかし、米国地方裁判所の陪審員の評決が公正であったかに対しては疑問を提起する見方が多かった。色々理由はあるが、最も大きな理由は陪審員たちがサムスンとアップルの特許技術を充分理解して実質的に議論を進めたかに対する懸念であった。このように知的財産権訴訟の判断主体が関連技術に対する専門性を持っているかどうかは極めて重要な問題である。

知的財産権訴訟における専門性を高めるためには訴訟主体である裁判所と当事者の専門性を強化する必要がある。世界各国が特許事件において「裁判所の専門性」を強化するために特許専門裁判所に管轄を集中させるとともに、「当事者の専門性」を強化するために専門性のある訴訟代理人を出席させる紛争解決制度を採択している。効率的かつ専門性の高い紛争解決に向けて特許訴訟関連制度を整備することで、自国企業の知的財産競争力の強化を図っているのである。

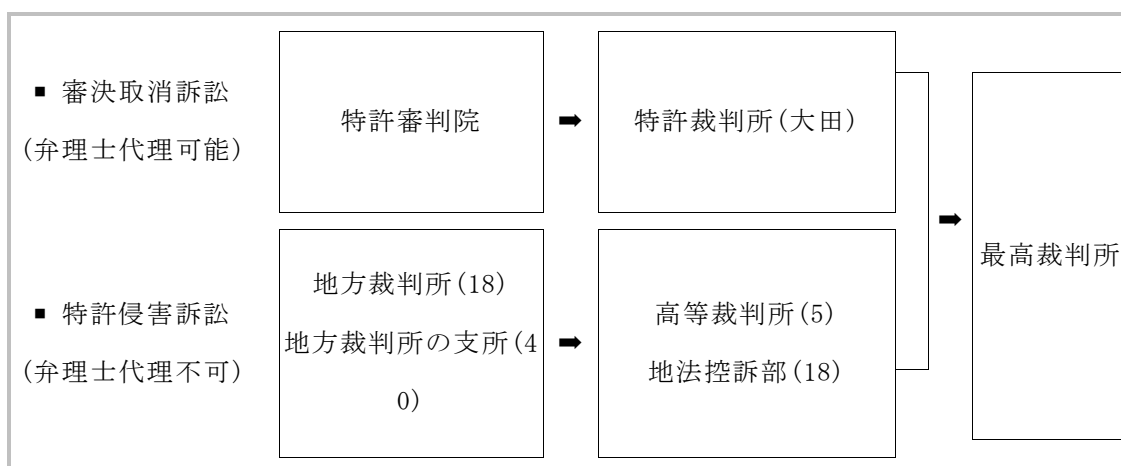
＜表IV-1-9＞主要国の知的財産権訴訟制度

区分	特許侵害訴訟の管轄	特許侵害訴訟の代理権
日本	1 審は東京・大阪地方裁判所に(2004)、 2 審は東京知的財産高等裁判所に集中(2005)	弁護士・弁理士共同代理制度を導入(2003)
米国	連邦巡回区控訴裁判所(CAFC)を設立し、2 審管轄集中(1982)	弁護士・特許代理人(Patent Agent)資格を同時に持つ特許弁護士(Patent Attorney)制度を運営
イギリス	民事 1 審裁判所(High Court)に特許裁判所(Patent Court)を設置して管轄集中(1977)	法廷弁護士(Barrister)と弁理士の共同代理制度を導入(2000)

EU	加盟国全体に通用する特許侵害など判断のため、EU 共通特許裁判所の設立を準備中(2012年合意、2015年開所目標)	ヨーロッパ弁理士(EPA)の特許侵害訴訟代理を許容
----	--	---------------------------

韓国もまた知的財産権訴訟の専門的な特性を認め、1998年ドイツに続いて世界で二番目に専門裁判所である特許裁判所を設立した。しかし、特許裁判所の管轄範囲が特許無効訴訟など審決取消訴訟に限られ、特許侵害訴訟は一般民事裁判所で進めるなど特許訴訟が二元化しているため、訴訟の長期化など多くの問題点が現れている。また、現在弁護士だけが特許侵害訴訟を代理することができるが、特許訴訟の特性上特許技術専門家である弁理士が特許侵害訴訟に参加すべきであるという意見が持続的に提起されている。

<表IV-1-10>管轄集中前の訴訟体系



ロ. 推進内容及び成果

これまで長期間にわたって特許訴訟の管轄集中、特許侵害訴訟における弁理士共同代理の導入など知的財産権訴訟制度の改善を求める意見が持続的に提起されてきたが、利害関係者間の見解の違いによって合意可能な改善案を作り出すことには失敗した。

知的財産権訴訟の管轄問題を解決するため、16代、17代、18代国会では特許侵害訴訟2審を特許裁判所に集中させる裁判所組織法改正案が発議されたが、法司委上程の

後に任期満了で自動廃棄された。その後、2010年10月総理室主管で総理室、法務部、特許庁、全経連、弁護士協会、弁理士会が参加する特許訴訟管轄集中TFが構成されたが、合意案の作成には辿り着くことができず、TF会議の議論は中断された。

また、知的財産権訴訟の代理問題を解決するため、17代、18代国会で弁護士・弁理士共同代理制度の導入に向けた弁理士法改正案が発議されて知識経済委員会を通過したが、やはり法司委上程後に任期満了で廃棄された。その後、2010年12月弁理士の訴訟代理権関連の憲法訴願が提起されたが、憲法裁判所は特許侵害訴訟は高度の法律知識及び公正性と信頼性が求められる訴訟であるため、弁護士にだけ特許侵害訴訟の訴訟代理を許すべきであると判示した。但し補充意見として、特許侵害訴訟で弁理士の法律専門性を強化するために信頼性の高い能力担保措置を講じた後、弁護士と弁理士の共同訴訟代理を許容することで訴訟の迅速化及び専門化を図り、訴訟当事者の權益が充分保護されるよう、立法的措置をとることが望ましいという意見を提示した。

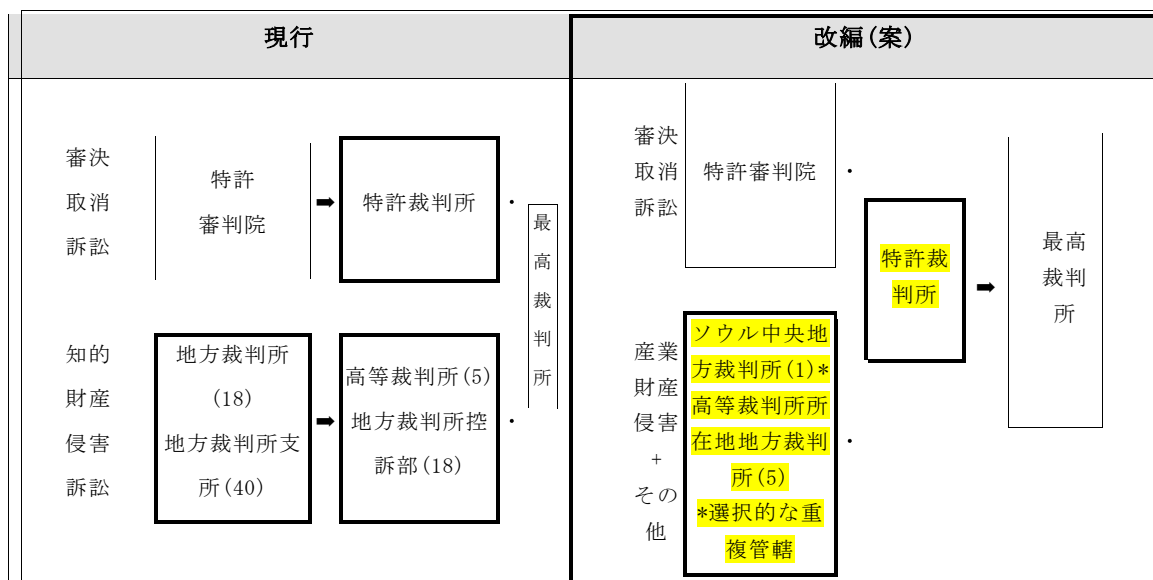
このように利害関係者の立場の違いによって平行線をたどっていた知的財産権訴訟制度に対して2012年1月第3回国家知識財産委員会で政府レベルで改善を推進することを議決した。それによって2012年3月7日国家知識財産委員会、法務部、特許庁、産業界、弁護士協会、弁理士会など関係省庁・機関が参加する「知的財産権紛争解決制度の先進化特別専門委員会」が構成され、議論を始めた。

特委は2012年3月7日から2013年9月6日まで1年6ヶ月間に計16回の会議を通じて「特許訴訟の管轄集中」と「訴訟代理の専門性強化」の二つの問題を集中的に議論した。その結果、「特許訴訟の管轄集中」と「訴訟代理の専門性強化」に対する改善策を導出し、2013年11月13日第9回国家知識財産委員会本会議で改善策が議決された。

まず、「特許訴訟の管轄集中」に対しては知的財産権侵害訴訟1審はソウル中央地方裁判所・大田地方裁判所の専属管轄とし、2審は特許裁判所に集中させることを決めた。但し、特許・商標など産業財産権侵害以外の訴訟はその他地方裁判所・高等裁判所と重複管轄することにした。

国家知識財産委員会の決定に対する後続措置として、2014年4月第9回司法政策諮問委員会は1審を高等裁判所所在地に管轄させるものの、但しソウル中央地方裁判所と選択的な重複管轄を認め、2審を特許裁判所に管轄を集中させる案を議決した。以後法務部・裁判所行政処など関係機関の協議を通じて司法政策諮問委員会案で改善方向を決め、2014年9月国会「世界特許ハブ国家推進委員会」を通じて法律改正案を発表した。2015年2月民事訴訟法及び裁判所組織法など関連規定の改正案が発議され、同年11月19代国会で改正案が最終通過した。

<図IV-1-8>管轄集中による知的財産権の訴訟体系



次に特委は「訴訟代理の専門性強化」のために訴訟と特許分野の専門性を備えた特許弁護士制度の導入及び弁理士の特許侵害訴訟への参加が必要であるという改善策を提示した。

そこで2015年5月から毎月1回法務部、国家知的財産委員会、特許庁が特許司法制度の改善をテーマに議論した。また、民事訴訟法・知的財産権法の教授、特許裁判所の裁判官など専門家の懇談会、裁判所行政処との制度改善案立法協議、大韓弁理士会・大韓弁護士協会・企業界など関係機関会議などを通じて主要利害関係者の多様な意見を取り集めた。

また、弁理士が特許侵害訴訟に参加できず、それによって訴訟の当事者が被る不利益を防止するため、弁理士の訴訟参加を許容する方向の改善案を法務部と協議中である。

<表Ⅳ-1-11> 知的財産権訴訟代理制度の改善案

<特委の合意案(2013. 9. 4.)>

1. 韓国特許訴訟の先進化に向けた制度改善の方向として訴訟と特許分野の専門性を備えた特許弁護士制度の導入を推進する。
 - 特許弁護士制度は3年以内の準備過程を経て施行する。但し、1年以内の経過期間において施行することができる。
 - 特許弁護士制度の導入に向けて弁護士及び弁理士制度の改編など関連課題は法務部と特許庁など関係機関間の協議を通じて準備する。
2. 弁理士の特許侵害訴訟への参加が必要であり、そのための追加議論と調査研究を経て制度改善を推進する。

ハ. 評価及び発展方向

国家知識財産委員会で議決された改善案は長期間提起されてきた知的財産権訴訟関連の課題に対して関係省庁、関係団体など政府と利害関係者が参加して制度改善案を講じたことに大きな意義がある。

特許訴訟管轄集中は裁判所・特許庁など関係省庁と関連団体などが合意して設けられた制度であり、国会立法済みである。それによって国内知的財産権訴訟の専門性強化に大きく貢献できると見られる。

一般法特則の特許法への導入に関する関係省庁または利害関係者の意見対立によって制度改善に難航していたが、知的財産権訴訟体系を整備するための関係省庁間の持続的な協業と国会・民間の立法推進努力などを通じて制度改善が切実であるという認識を拡散させ、それを通じて制度を改善したのは大きな成果と言える。

第2章 海外知的財産権の紛争対応支援

第1節 概観

産業財産保護協力局 産業財産保護支援課 書記官 チェ・チョルスン

1. 推進背景及び概要

知的財産権紛争の基本的な傾向は市場において可視的な存在感が現れる市場シェアを持つ製品とサービスに対して侵害問題が台頭していることである。このような脈絡から、韓国企業の技術水準の向上や製品とサービスの競争力向上によって対外輸出も増えたことで、2009年154件であった国際特許紛争件数が2013年342件と大幅増加した。以後韓国輸出企業の知的財産権に対する認識がある程度強化され、政府の知的財産権紛争予防及び対応支援策などを通じて韓国企業の国際特許紛争件数は2014年300件、2015年259件と減少傾向にあるが、依然として新しい技術分野を中心に知的財産権紛争が持続的に発生している(韓国知的財産保護院調査)。

海外知的財産権紛争の激化は韓国企業の成長の足枷となっているが、外国企業の特許攻勢による輸出中断、過剰な訴訟費用負担などによって韓国企業の海外市場進出において問題となっている。輸出過程において先進国からは特許保証を要求されたり、展示会物品を押収されるなどの被害が多く、途上国では模倣品が出回るなどによる被害が多く発生している。特に、中国、ASEAN地域との貿易増加及び韓流ブームなどで韓国企業製品の人気急上昇し、韓国企業のブランド被害も持続的に増加傾向にある。特に、海外現地で模倣品の流通による問題だけでなく、現地人による韓国ブランドの無断先占は韓国企業の海外進出を準備している企業及び政府に大きな示唆点を示している。

したがって、韓国企業、特に中小企業が海外でより積極的に市場を開拓して製品とサービスを輸出することで国家経済に寄与できるようにするためには海外における韓国企業の知的財産権侵害を事前に予防し、後で侵害が発生した場合は紛争対応を支援

することを政策的に拡大する必要がある。

2. 推進内容及び成果

特許庁はこのような海外知的財産紛争に対する支援を拡大するため、「韓国企業の国際特許紛争に対する対策(党政協議会、2013.8)」、「輸出中小・中堅企業の国際知的財産権紛争対応総合対策(経済長官会議、2013.11)」、「K-ブランド保護総合対策(国家知識財産委員会、2014.2)」、「知財権訴訟保険発展3ヵ年計画(国家知識財産委員会、2015.12)」のように、韓国輸出中小・中堅企業の知的財産権保護及び紛争予防を通じた国際競争力強化に向けて政府レベルの総合対策を講じて発表した。

また、2015年知的財産権紛争コンサルティング支援348社、訴訟保険支援149社など中小・中堅企業に対して知的財産紛争に備えた予防・対応支援を強化した。そして、特許管理専門会社(NPEs)の訴訟に備えるよう、知的財産権紛争の動向、判例情報などを調査して専門サイト(www.ip-navi.or.kr)で紛争情報を提供している。

海外現地で知的財産権紛争が発生した場合、米国、中国など6カ国の11ヶ所に設置されている海外知識財産センター(IP-DESK)を通じて効果的に対応できるようにし、知的財産権紛争多発地域を中心に40の在外公館及び21のKOTRA現地貿易館に知的財産担当者を指定して現地で対応できるよう支援した。

そして、海外知識財産センターが設置されていない地域における知的財産権紛争の発生、韓国企業の進出が活発な国家における韓国企業の知的財産権保護及び紛争に対する初期対応のために国内外専門家プールを構築(2015.2)した。

また、第3国で生産された韓国ブランド模倣品の世界的な拡散及び流通を防止するため、特許庁と関税庁間の政策協議会を運営(2015年2月、7月)し、中国など外国税関と知的財産権保護に向けた各種協力事業を推進し、韓国企業が現地税関に知的財産権を登録することで税関段階で模倣品が取り締まれるように支援した。

3. 評価及び発展方向

海外知的財産権紛争に対する認識と対応能力が大企業に比べてまだ不十分な中小企業に対して紛争コンサルティング、訴訟保険支援、紛争情報を提供する政策的な努力を通じて、実際海外輸出の前・後段階で発生した様々な紛争状況にうまく対処して良い成果を出した事例が多く登場した。

国内市場に安住せず、海外市場の開拓を通じて生き残りを図らなければならない韓国企業の経済的な環境を踏まえ、今後も持続的に海外知的財産紛争に対する支援は拡大していく予定である。特に、量的には紛争コンサルティング・訴訟保険の支援企業数をさらに増やし、質的には特許紛争情報を産業別に細分・提供するなど、様々な方法の実効的な政策を企画・遂行していく予定である。

しかし何より重要なことは、海外進出を控えている企業はまず進出しようとする国において知的財産権を確保することが紛争予防の最善策であることである。特に、最近韓流ブームが起きているアジア国家を中心に商標権をめぐる紛争が持続的に増加していることを考慮し、韓国企業が商標権を先に確保してから進出できるよう、企業及び業種別産業団体と協力して多様な政策的な支援を強化していく計画である。

第2節 海外知的財産権の保護強化

1. K-ブランド保護及びIP-Deskを通じた知的財産権支援の強化

産業財産保護協力局 産業財産保護支援課 行政事務官 クァク・スホン

イ. 推進背景及び概要

特許庁は海外に進出した韓国企業の海外知的財産権の確保及び保護を目的に海外IP-DESK事業を運営している。2008年には知識經濟部と特許庁が共同で運営し、2009年からは特許庁が単独で中国の北京・上海・広州・瀋陽、タイのバンコク、ベトナムのホーチミンなど7つの地域でIP-DESKを運営した。2012年米国のLA、2013年ニューヨーク、2014年にドイツのフランクフルト、2015年日本東京にIP-DESKを追加オープンし、現在6カ国、11ヶ所でIP-DESKを運営している。

また、中国・ASEAN地域において侵害被害の多い韓国ブランドの紛争予防及び紛争対応体系を構築するため、外交部、関税庁など関係省庁が合同で「K-ブランド保護総合対策」を打ち出し、国家知識財産委員会を通じて議決・発表し、韓国輸出企業の知的財産保護及び競争力向上に向けた支援政策を強化している。

ロ. 推進内容及び成果

海外において知的財産権紛争を予防するためには、まず先に現地において韓国企業の知的財産権を確保することが何より重要であり、紛争に適切に対応するためには侵害内容を正確に調査・把握し、現地の法律と手続きによる適切な戦略を立てることが重要である。

しかし、韓国の中小企業は「輸出が先で商標確保は後」という企業慣行のため、海外における権利確保を通じた紛争予防努力も不十分であるだけでなく、知的財産権専門人材や管理戦略の不在によって知的財産権紛争対応能力も足りない状況である。

そこで特許庁はIP-DESKを通じて知的財産権無料相談とともに、現地商標出願費用など権利確保支援はもちろん、海外模倣品侵害調査及び取締り費用の支援、現地取締り公務員に対する模倣品識別セミナーとともに国内招請研修事業も展開するなど多様な形態の支援事業を行っている。特に、模倣品識別セミナーは2015年中国、タイ、ベトナムで計7回にわたって現地の取締り公務員計548人を対象に実施し、海外進出企業の商標目録集を製作して知的財産権侵害物品取締り公務員に配布した。これをきっかけとして中国地方政府が韓国企業のために自発的に取締を実施し、約790個余りの模倣品を押収した成果は意味があると言える。

また、オフラインだけでなくアリババ、タオバオなど中国内のオープンマーケットを通じた模倣品の流通に対応するため、韓国企業製品に対するモニタリングを強化した結果、約18,000件余りの模倣品を摘発し、販売サイトを削除措置した。

同時に、産業団体、貿易協会など輸出関係機関との連携を通じて海外進出企業向け知的財産権説明会を国内外で開催したり、関税庁とともに政策協議会を構成して海外税関取締り公務員向けの模倣品識別セミナーなどを開催し、模倣品の水際措置を強化した。

そして、日本に進出する韓国企業の知的財産権問題を解決するため、2015年6月日本東京でIP-Deskを新規開所した。最近先進国を中心に韓国企業関連の紛争が増加傾向にあり、主要輸出対象国である日本は特許訴訟2位の紛争頻発国家である。

そこで、特許庁は東京IP-Deskに知財権専門家である弁理士を採用し、弁理士が直接IP-Deskの支援事業を運営し、高品質の知財権保護サービスを提供している。

その他にも権利確保に向けた商標出願支援件数の拡大、現地模倣品に対応するための侵害調査支援費用の上方修正、海外現地の取締り執行力を強化するための公務員招請研修の拡大、海外税関と現地知的財産権関係機関との国際協力などを強化し、2014年関係省庁合同で国家知識財産委員会を通じて議決・発表した「Kブランド保護総合対

策」の細部実行戦略を推進した。

2016年にもK-ブランド保護に向けて国家知識財産委員会内の「知的財産権保護政策協議会」を通じて関係省庁と細部実行戦略を議論し、産業団体中心の模倣品取締支援、知財権権利確保の重要性に対して持続的に広報を展開していく計画である。

<図IV-2-1>青島模倣品識別セミナー(2015.6)



<表IV-2-1>2015年IP-DESK支援状況

(単位：件)

細部事業	2015年	中国					タイ	ベトナム	米国		ドイツ	日本	
		北京	上海	青島	広州	瀋陽	バンコク	ホーチミン	LA	ニューヨーク	フランクフルト	東京	
知的財産権 相談	5,992	330	1,119	745	685	474	343	325	1,079	540	320	32	
出願	受付	1,452	262	163	141	159	300	71	93	116	67	30	50
	出願	692	113	55	66	44	153	43	55	91	9	34	29
侵害調査	25	2	10	3	4	3	1	2	-	-	-	-	
説明会	52	5	2	1	12	1	1	3	7	7	12	-	
協力チャンネル	163	7	6	8	21	25	54	4	12	17	9	-	
情報提供	250	19	3	10	10	40	26	5	93	22	22	-	

ハ. 評価及び発展方向

K-ブランド保護への取り組みとして、政府省庁、関係機関との協業、権利確保の重要性を知らせるための認識向上活動などを通じて企業の「先輸出ー後出願」の慣行が改善されつつある。その結果、昨年IP-Deskを通じた海外商標出願申請件数は大きく

増加した。

また、知財権紛争がIP-Desk設置国家のみならず、全世界的に発生している現状を反映し、海外各地域にインフラを構築しているKOTRA本社に知的財産権専担チームを新設し、2016年から世界各地に進出している韓国企業を支援する計画である。

従来は海外知財権紛争が発生する場合はIP-Deskが設置されている11カ所の都市でKOTRAを通じた支援が可能であったが、その他の地域では韓国知的財産保護院を通じて支援を受けざるを得ないなどの問題があった。

このような問題を解決するため、特許庁とKOTRAは全世界のKOTRA貿易館を通じて現地で発生する知財権紛争に対する支援申請を受け付け、サービスを提供することを決めた。

IP-Desk設置有無とは関係なく、海外紛争対応支援の効率化を図るため、IP-Desk未設置地域に対する支援事業の遂行主体をKOTRAに一元化し、全世界的な海外知財権保護支援体系を構築する計画である。

また、最近中国西部地域への韓国企業の進出が活発になっていることから、中国西部地域における知財権紛争も増えているが、IP-Deskは中国東部に偏っているため、西部地域に対する支援は不十分である。それを受け、特許庁は2016年中国西部地域の経済中心地である「西安」にIP-Deskを新設して、中国東部のみならず西部地域に対する支援も強化する予定である。

今後も特許庁は韓国企業の海外知的財産保護を強化するため、政府省庁及びKOTRA、韓国知識財産保護院など関係機関との協力の下で、輸出競争力を高めるための各種支援施策を持続的に推進していく計画である。

2. 企業の国際特許紛争対応能力の向上

産業財産保護協力局 産業財産保護支援課 行政事務官 ムン・ウンジョン

イ. 推進背景及び概要

韓国企業の世界市場進出拡大によって外国企業からの特許攻勢が激化している。紛争の対象になる企業も大企業のみならず中堅・中小企業まで拡大しており、半導体・デジタル分野では売上高10億ウォン以下の小さい企業も紛争の対象となっている。海外競合社からの過剰なロイヤルティー及びライセンスの要求は韓国企業の価格競争力を低下させる一方、莫大な特許訴訟費用(平均約300万ドル)は韓国企業の輸出における足枷となっている。

国内MP3輸出中堅企業A社が外国企業の特許侵害警告状を受け取った後、それに対して効果的に対応できず米国輸出を諦めざるを得なかった事例からもわかるように、海外で発生する知的財産権紛争の事前予防及び解決のためには競合社の特許分析など十分な事前準備が如何に重要であるかが分かる。

しかし、韓国企業の知的財産権紛争に対する対応環境は不十分な状況である。2015年特許庁が実施した知的財産活動実態調査の結果報告書によれば、知的財産権専門担当人材を保有している企業は全体企業の約20.6%に過ぎないなど紛争対応インフラが不十分であり、紛争対応の際も過剰な時間と費用の発生などで困っていることが分かった。

そこで特許庁は韓国企業の知的財産権紛争の対応能力を強化するため、紛争情報及びコンサルティングの提供など紛争発生による産業被害を最小化するための様々な紛争対応支援政策を実施している。

ロ. 推進内容及び成果

特許庁は韓国企業が外国企業との知的財産権紛争に対し円滑に対応できるように知的財産権紛争情報インフラを構築し、特許管理専門会社((NPEs : NON-PRACTICING ENT

ITIES)の活動動向を随時把握するとともに、関連データを体系的に整理して国内企業が紛争対応に活用可能な定期ニュースレター及び各種分析報告書を発刊した。また、海外進出(予定)企業を対象に専門コンサルティング及び訴訟保険加入支援など紛争対応に必要な資源を提供した。

1) 国際知的財産権紛争関連情報の提供

特許管理専門会社(NPEs)との訴訟に備えたオーダーメイド型紛争情報を提供した。

NPEs訴訟アラームサービスを通じてNPEsからの告訴された事実などを該当企業に案内し(2014~2015)、3Dプリント、スマートカー分野、IoTに対する海外特許紛争対応戦略シナリオを構築した。また、2015年から主要知財権 이슈ー及び判決に対して分析・整理したIP Insightの提供を開始した。

<参考> 特許管理専門会社(NPEs)とは?

NPEsは様々な定義があるが、一般的に特許を活用して製品を生産せず、保有した特許権を行使して収益を創り出す企業を意味する。NPEsは①特許権を企業に行使してロイヤリティーを受ける攻撃型NPEs、②攻撃型NPEsに対応して今後攻撃を受け得る特許を買収することで将来特許紛争を遮断する防御型NPEsに分類できる。最近 이슈ーになっているパテント・トロール(Patent Troll)は攻撃型NPEsの一部に該当する。

最近外国における知的財産権訴訟判決の傾向を提供するため、主要国の知的財産権判例及び訴訟事例分析報告書を発刊した。商標・デザイン分野の主要判例100件を深層分析して示唆点を分析した。また、国別の知的財産権法・制度及び進出企業の事例を整理した海外知的財産権保護ガイドブックを改訂・発刊した。

<表IV-2-2> 海外知的財産権保護ガイドブックの発刊状況

(計28種：地域別26種、特性別2種)

アジア(12種)	中国、香港、シンガポール、台湾、日本、ベトナム、タイ、マレーシア、フィリピン、インド、アラブ首長国連邦(UAE)、インドネシア
ヨーロッパ(7種)	ドイツ、英国、オランダ、ロシア、トルコ、EU、フランス
アメリカ(5種)	米国、カナダ、メキシコ、ブラジル、チリ
オセアニア(1種)	オーストラリア
アフリカ(1種)	南アフリカ共和国
特性別(2種)	輸出企業チェックポイント、EU圏の保護実務ハンドブック

2) 国際知財権紛争コンサルティング

2015年には知的財産権紛争発生への恐れがある、もしくは紛争が発生した中堅・中小企業348社を選定し、紛争予防・対応コンサルティング費用の一部(中小企業70%、中堅企業50%)を支援した。コンサルティング支援事業に選定された企業はコンサルティングを通じて自社が他社の権利を侵害しているか否かを確認したり、他社の権利主張にどのように対応していくかに対する戦略を樹立することができる。

<表IV-2-3> 知的財産権紛争対応コンサルティングの成功事例

- ・(紛争事実)携帯電話クリーナー国内製造業者であるA社は日本R社から警告状を受けたため、海外取引先から侵害問題による取引中断の通知が届く。
- ・(支援内容)警告状に記載された問題の特許及び日本R社の登録特許分析、無効資料の確保及び対応策を構築。
- ・(成果)2億ウォン以上の売上被害を防止し、回避設計を通じて日本だけで追加2.5億ウォンの輸出契約を達成。

ハ. 評価及び発展方向

2014年にはIP-NAVI内の知的財産権判例情報検索システムの機能を改善し、DBを再整備することでユーザーの検索利便性を高めた。2016年からは代理人情報検索システムを構築し、国際知財権紛争コンテンツをブランド化してIP-Daily、IP-Insightに統合して提供する予定である。

一方、紛争予防・対応コンサルティング支援事業はその経済効果が約409.37億ウォンであり、政府予算投入に比べて13.4倍の効果が発生するものと評価されており、支援を受けた企業のうち39.8%が海外輸出中、38.5%が輸出準備中であることが分かった(国際知的財産権紛争コンサルティング支援事業の事後追跡調査及び経済効果分析、2015.12、公共政策成果評価研究院)。

今後も韓国企業が自ら外国企業との知的財産権紛争をスムーズに解決できるよう、知的財産権紛争関連の情報を量的・質的面を継続して拡充するだけでなく、企業が情報を有効に活用できるよう積極的に支援する計画である。これに伴い、今後は海外知的財産権保護ガイドブックを随時改訂することで常に最新のコンテンツを提供するとともに、企業が「国際知的財産権紛争情報ポータル」が保有するデータベースを自社のデータベースのように自由に活用できるようデータを積極的に開放する計画である。

また、国際知的財産権紛争予防コンサルティングは企業の海外進出段階及び知財権紛争状況によるオーダーメイド型コンサルティングを支援し、創業段階の小企業の紛争対応力を高めるためのスタートアップIP保護コンサルティングを実施する予定である。

その他にも支援事業説明会及び知財権保護セミナーの開催を支援し、知的財産権紛争対応の重要性に対する企業の認識向上に力を入れる予定である。

3. 知財権訴訟保険の活性化を通じた企業支援強化

産業財産保護協力局 産業財産保護支援課 行政事務官 ムン・ウンジョン

イ. 推進背景及び概要

国際特許紛争の全世界的な拡散、発展途上国における模倣品流通の急増などによって、特許庁は海外進出企業の紛争危険の予防及び紛争費用の緩和のため、訴訟保険支

援事業を2010年から運営している。

中小・中堅企業が知財権訴訟保険に加入する際に加入保険料の一部を支援しており、支援比率は総保険料の最大70%（中小企業基準、中堅企業は50%）である。2014年には少額保険とNPE防御保険、2015年には中国進出企業のための団体保険を発売して試験運営するなど、保険商品を多様化している。

ロ. 推進内容及び成果

海外進出を準備している韓国企業が知的財産権紛争に適切に対応するためには紛争対応のための安全装置が必ず必要である。知財権訴訟保険に加入した企業は輸出過程で直面し得る知財権紛争に事前に備えることができ、紛争発生時にも紛争費用の補填が可能である。

知財権訴訟保険支援事業に参加する保険社も拡大され、2016年遂行保険社はDONGBU火災、KB損害保険、現代海上、NH農協損害保険、MG損害保険、The-K損害保険など計6社である。

支援企業の数も増え、2015年119社、2016年149社を支援した。訴訟保険加入支援の経済的な効果は約28.6億ウォンで、政府支援金3.7億ウォン対比7.7倍と評価されており、支援企業の83.7%が訴訟保険加入が企業経営の安定化に、75.5%が技術事業化に寄与していると答えた。（知財権訴訟保険支援事業の成果分析及び運営改善方策の樹立、2015年12月、公共政策成果評価研究院）

ハ. 評価及び発展方向

知財権訴訟保険の活性化を図るため、企業の加入需要の拡大、多様な保険商品、支援インフラの構築などが必要である。今後特許庁は保険社の積極的な保険商品の開発及び買収などのための評価体制を導入し、需要者ニーズの高い保険内容、保険料、保障範囲などの発掘及び改善を推進する予定である。また、加入企業を拡大するため、

自治体との共同支援、輸出企業支援企業との連携など効率的な保険拡散体系の構築を推進し、さらには知財権訴訟保険支援に対する認知度を高めるための広報活動にも力を入れる計画である。

第3章 知的財産権分野におけるグローバルリーダーシップの強化

第1節 概観

産業財産保護協力局 国際協力課 電算事務官 チョン・イクス

1. 概要

韓国企業の活動舞台が全世界に拡大したことで、知的財産分野における国際協力の重要性も増大しつつある。そこで特許庁は韓国国民に実質的に役立てる国際協力の推進を目指して先進5カ国特許庁(IP5)協力を通じた友好的な海外知的財産保護環境作り、知的財産行政韓流の拡散、知的財産行政サービスの国際競争力の強化など多様な事業を推進している。

2015年中国の蘇州で開催された第8回IP5長官会合では5庁が重点的に推進すべき業務分野を選定するなど、今後IP5協力の青写真を盛り込んだ「IP5共同宣言文(Joint statement)」を採択し、特許制度ユーザーと一般人に改善されたサービスを提供するための5庁の心構えと今後の協力方法を発表した。

また、産業界からの意見を集めてシステム構築過程でまず先に備えるべき5つの主要機能に対する推進方向(Vision)に合意するなど、これまで議論段階に止まっていた世界特許審査情報システム(Global Dossier)¹⁹を構築するための基本骨子を設けた。

2015年は二国間協力を通じて韓国企業に友好的な海外知的財産環境を作るためにも大きな努力を傾けた1年であった。米国、中国、ヨーロッパなどと二国間会議を開催して持続的な協力関係を確認し、特に米国との「共同調査プログラム(CSP)」のパイロット実施に向けたMOUを締結し、韓国出願人の米国特許獲得における手数料の削減

¹⁹ IP5の特許審査進行状況を一括照会し、自分の出願を管理することもできると同時に、直接出願も可能なオンラインシステム。

及び期間短縮に成功した。一方、韓国企業の進出が増加しつつある新興・途上国との協力も拡大し、ASEAN、中東、アフリカ、中南米国家と友好的な協力関係構築に向けた二国間会議を持続的に開催した。また、韓国企業の海外知的財産紛争に効果的に対応するため、中国広州に特許館を新設するなど在外公館及び貿易館の知的財産担当者の指定を持続的に拡大した。

国際機関を中心とする多国間議論を通じて遺伝資源の保護、地理的表示の保護、デザイン法条約の採択など知財権グローバルイシューに対しても主導的に対応した。WIPOとWTOを主な舞台として知財権制度の強化を図る先進国と知財権制度の弱体化を図る途上国の立場の差が依然として続いている中、地理的表示の国際的な保護イシューをめぐる旧大陸と新大陸という先進国間の新たな対立構図が表面化した。韓国特許庁はこのような複雑微妙な国際知財権力学関係の中で韓国と利害関係を共にする国家との協力関係を強化し、必要な場合は共同対応することで韓国の国益を最大限反映するために戦略的かつ主導的な対応活動を展開した。

一方、自国の知的財産権が海外で安定的に保護されることを希望する各国の取り組みも強化されているが、貿易交渉において知的財産権分野を核心議題として持つていくことが代表的な事例である。それを反映して大半のFTAにおいて知的財産権分野は一つの独立したチャプターとして構成されるのが一般である。2014年中国、ベトナムなどとのFTA妥結の際に、知財権分野の別途交渉を通じて未登録商標の保護など韓国企業を保護する方法を設け、現在進められている韓・中・日及びRCEPなどのFTA交渉においても別途の知的財産権チャプターを通じて議論をリードしている。

韓国の高まったプレゼンスを基に特許行政サービスの輸出を拡大している。2011年モンゴルにODA(政府開発援助)形態で韓国型特許情報システムの構築を初めて完了して以来、2013年アゼルバイジャン、そして2015年にアフリカ広域知財権機関(ARIPO)に特許情報システムの構築を完了した。また、2014年2月にはアラブ首長国連邦(UAE)と知財権協力MOUを締結して6月から特許審査代行サービスを開始し、これを基に2016年にはUAE政府がシステム構築費用を全額負担する輸出形態のシステム構築事業の契約を締結する予定である。

知的財産シェアリング事業も持続的に拡大している。途上国向けの適正技術及びブランド開発を持続的に支援しており、国際知的財産教育を通じて途上国の知財権能力を強化し、知財権格差(IP-Divide)の解消にも寄与した。

国際知財権議論における主導的な参加と韓国制度への反映を通じて韓国知的財産システムの国際競争力を強化した。特許分野は先進特許分類体系であるCPC²⁰の全面導入で全ての新規出願にCPCを付与し、既存文書のCPC返還作業も持続的に進めている。また、多国間特許審査ハイウェー(PPH)を施行(2014年1月)して統一された要件と様式でPPH申請が可能になり、特許庁間の審査品質に対する相互信頼を確保し、審査結果活用基盤を構築するために日本、中国、ドイツなどと共同先行技術調査事業を施行した。また、デザイン分野の国際出願制度であるハーグ協定の施行を通じて韓国企業が海外デザイン権を手軽に獲得できる基盤を整えた。

2. 国際動向及び対応策

米国、中国、日本などの主要国は、知的財産が国家競争力の強化に向けた核心要素の一つとして認識し、知的財産競争力の強化に向けて国家レベルで努力を傾けている。

イ. 米国

米国特許庁は「2010-2015知的財産戦略計画(以下、2010-2015 戦略)」に続き、「2014-2018 知的財産戦略計画(以下、2014-2018戦略)」を発表した。今回発表された2014-2018戦略は、米国特許庁が特許及び商標の品質向上と審査期間の短縮、国際社会における知的財産保護及び執行強化を目標に取り組んできた「2010-2015戦略」が満了される前に立案したものであり、米国の改正特許法(AIA : America Invents Act)制定以降に変化した周辺の環境を反映し、これまで一貫して取り組んできた米国の特許改革努力の成果を発展的に継承しようとした点に意義がある。

²⁰ Cooperative Patent Classification : ヨーロッパと米国が主導する最新特許分類体系

また、米国特許庁は特許品質を強化することで世界最高水準の特許システムを構築するための推進策として「特許品質向上計画(Enhanced Patent Quality Initiative)」を樹立・発表し、同計画に基づいて審査官及び国民向けの教育、組織の簡素化、地域事務所の運営時間の拡大などの措置を取っている。

米国特許庁は2015年1月22日、短期的な成果達成中心であった既存ITインフラ戦略を改善することで、米国特許庁の長期的な便益の最大化及び核心出願システムの現代化を推進するため「戦略IT計画2015-2018(Strategic Information Technology Plan for 2015-2018)」を発表した。それによる措置として、既存特許ITシステムを再設計して特許出願から登録までの全過程を電子的な手続きで提供する「Patent End-to-End(PE2E)」システムの導入を推進している。その他にも特許検索DB(Patent Assignment Search database)を改善し、「特許出願アラムサービス(patent application x-alert services)」を無料提供し、「特許関連申請タイムライン(Patents Petitions Timeline)」を構築するなど、特許関連ITシステムの全般的な改善作業を進めた。

一方、米国特許庁は特許審査の効率性を高めるため、日本特許庁(JPO)及び韓国特許庁(KIPO)と其々「特許共同審査パイロットプログラム(Collaborative Search Pilot Program、CSP)」を実施することに合意し、それによって日本特許庁とのCSPは2015年7月1日から、韓国特許庁とのCSPは2015年9月1日から施行されている。

FY2015年基準で特許審査官は9,161人で前年比141人が減少し、特許審査期間は審査着手が平均17ヵ月9日、審査終結が平均26ヵ月18日を達成した。商標の場合は、審査官456人で、審査着手が平均2ヵ月、終結が平均10ヵ月3日を達成し、前年と同レベルを維持した。

米国は知的財産権分野においてグローバルリーダーシップを確保するための多様な活動も持続的に続けている。2015年1月1日からCPCを全面導入してCPC拡散をリードし、2015年3月産業デザイン国際登録に関するハーグシステムに加入して一つの出願で世界60カ国余りにデザイン出願が可能になった。また、中国と知財権協力に関するMOUを締結し、両国の知財権制度の発展と保護強化に向けた協力を強化していくことに合意した。審査積滞解消のために特許審査ハイウェイ(PPH)対象国を31カ国に拡大して

特許審査ハイウェイ利用者も着実に増加し、FY2015年には計7,200件のPPH出願があった。また、知的財産認識向上のために米国特許庁傘下の国際知的財産研修院（GLOBAL INTELLECTUAL PROPERTY ACADEMY）を通じて知的財産権関連の政府省庁、中小企業知的財産権担当者等の自国民3,021人に対する教育訓練を実施しただけでなく、140のプログラムの100カ国の5,283人に達する外国人向けの訓練過程を運営した。知的財産に対する国際的な認識向上を通じて持続可能なグローバル知的財産システムを拡大に向けた米国の努力が伺える。

ロ．日本

日本の知的財産戦略本部は2013年に「知的財産政策ビジョン」を樹立し、「知的財産基本法」に基づいて毎年「知的財産推進計画」を公表している。知的財産政策ビジョンは①産業競争力の強化のためのグローバル知的財産システムの構築、②中小・ベンチャー企業の知的財産マネジメント強化支援、③デジタル・ネットワーク時代に備えた環境整備、④コンテンツを中心とするソフトパワーの強化を4大戦略として提示している。特に2015年6月には「知的財産推進計画2015」を公表し、ビジョンに対応する細部業務推進計画を提示するとともに、2015年ビジョン施行3年目を迎えて推進し難い3大重点課題を選定して知的財産戦略本部傘下の検証・評価・企画委員会などで踏み込んだ研究を進めた。

一方、日本特許庁は知的財産の創造・保護・活用に寄与する制度的な基盤を通じて「知的財産立国」を実現させるため、特許審査期間の短縮と審査品質向上活動も活発に推進している。特に、2014年には産業構造審議会の知的財産分科会内に審査品質管理小委員会を設立したが、同委員会は世界最高品質の審査を実現するため、特許・デザイン・商標審査の品質管理強化活動とともに、審査品質管理状況、審査実施体制などに関する外部専門家の客観的な評価を審査業務に反映するための活動を展開している。

審査品質を高めるための努力の一環として2015年4月、「審査品質管理の充実化方」報告書を公表し、審査品質管理に関する評価項目及び評価基準を備え、それによ

って評価を実施している。また、6月には特許審査品質管理マニュアル、デザイン審査品質管理マニュアル、商標審査品質管理マニュアルを公表して審査部は審査品質の維持及び向上に向けてPDCA(Plan・Do・Check・Act)サイクルによって審査品質管理業務を遂行するようにした。

日本特許庁は中小企業を支援するための政策も施行中であるが、中小企業の訴訟対策を支援するための補助金制度を新設し、現地の弁護士費用や訴訟準備費用など訴訟関連費用の2/3を最大500万円まで支援している。また、3月には海外進出を控えている中小企業に「海外進出の前/進出判断時/進出時」の段階別知的財産関連の訴訟リスク及び必要な予防策に対する情報を提供するための「中小企業の海外知的財産訴訟リスクに対する対策マニュアル」を製作・発表した。

日本特許庁は国民の知的財産情報アクセスにおける利便性を高めるための方法として2015年3月新しい特許情報プラットフォームである「PDCA(Plan・Do・Check・Act)」を開設した。同サービスはキーワードを入力するだけでも簡単に検索でき、文献番号、発明の名称、公開・公表分類など検索結果の情報が多様であることが特徴である。また、特許文献に対する中国語及び韓国語への機械翻訳サービスにも連携可能である。

一方、日本企業のグローバル活動を支援するための努力も行っている。日本企業の海外知的財産権活動を促すために2015年にチェコ、エジプト、エストニア、ルーマニアと各々特許審査ハイウェイ(PPH)を開始し、2015年末現在34カ国とPPHを実施している。特に、米国特許商標庁と特許に関する審査協力の強化に合意し、2015年4月から日本特許庁のPCT国際調査・国際予備審査管轄国に米国を含めることにした。

日本は新興国との知的財産権分野における協力強化にも努力を傾けている。そこで、2月26日、ミャンマーとの知的財産分野における協力強化のためにミャンマー科学技術部に日本特許庁の職員を長期派遣した。また、8月25日には日本特許庁とシンガポール知的財産庁(IPOS)間で「官民協力型審査能力向上プログラム」を開始した。日本特許庁はIPOSが9月からASEANの知的財産庁としては初めてPCT国際出願に対する国際調査機関・国際予備審査期間として本格的に運営され始めたことを受け、IPOSとPCT

国際出願の国際調査及び国際予備審査に対して日本企業を含むPCT使用者との対話を共同実施し、IPOSにPCTに基づいた制度及び運用の調和のために特許審査官を派遣した。

ハ. 中国

2015年中国の知的財産権業務の中で注目すべき点は知的財産権裁判所の円滑な運営である。北京(2014. 11. 6)知的財産権裁判所を始めとして、広州(2014. 12. 16)、上海(2014. 12. 28)知的財産権裁判所は各自特化した方法で訴訟事件を解決し、司法的な保護水準を高めている。北京知的財産権裁判所は知的財産権行政訴訟の中心管轄としての機能を果たしており、上海知的財産権裁判所は裁判公開を通じて司法判断の客観性を確保し、調停を通じた紛争解決にの乗り出している。また、広州知的財産権裁判所は技術調査官制度を積極的に運営して90%以上の1審特許民事訴訟を解決していることが分かった。

知的財産権の乱用行為に対する制裁が強化された点も注目すべきである。2015年2月、中国政府は米国のクアルコムに賦課した技術使用料の要求は反独占行為と判断し、約61億元(韓国ウォンで約1兆1,200億ウォン)の課徴金を賦課する制裁を下した。また、最高人民裁判所の発表によれば、最近2015年中国の裁判所に知的財産権濫用行為に対する救済を求める訴訟が増加傾向にあるが、これと関連して国家工商行政管理総局(SAIC)は4月知的財産権の誤用・乱用を規制するために「知的財産権を濫用して競争を排除・制限する行為を禁止する規定」を制定して8月付で施行している。このような措置は知的財産権関連の不正競争行為または半独占行為に対する処罰を強化し、公正競争環境を作ることで、中国が世界経済の中心として生まれ変わるために努力する姿を見せるための努力と言える。

中国は国際社会における知財権関連の影響力を広げるために様々な取り組みを展開している。シンガポールを始め、ASEAN国家との知的財産権協力を更に固めつつ、ロシア、モンゴルなど周辺国との交流を活発に行う一方、BRICS特許庁長官との会議を主導するなど国際社会で強力な影響力を発揮している。その他にもオーストラリア、

ニュージーランドとの知的財産権協力MOUの締結、米国との審査協力方法の議論などを通じて先進国との協力を重視する姿も確認できる。また、2015年9月、中国は世界知的所有権機関(WIPO)と「SIPO-WIPO自発的な寄付に関するMOU」を締結し、途上国に対する知的財産権及び技術支援に向けた信託基金を設けるとことを明らかにした。WIPOに信託基金を供与する国家が11カ国に過ぎないことを踏まえると、中国が途上国援助のための信託基金を設けたことの意味は世界知的財産権分野における中国のプレゼンスがますます強くなっていることを示している。

2014年12月10日、中国国務院は2014年から2020年までの国家知財権政策実行計画を盛り込んだ「国家知的財産権戦略深化実施行動計画(2014～2020)」を発表した。同計画において中国政府は知的財産強国を建設すると宣言している。同計画で提示した主要目標は①知的財産権の量的増大及び高品質の優秀知的財産権創出の強化、②市場価値の増大に向けた知的財産権の活用支援、③知的財産権侵害に関する事後対策及び事前予防を強化して社会的な満足度の増大、④知的財産権審査能力向上のための行政管理能力の強化、⑤知的財産権人材の増大及び知的財産権尊重文化の拡散である。

現在中国が知的財産権の進歩のために支援を強化している分野は中小・強小企業の成長である。中小企業のための知的財産権分野支援は既に世界的な傾向であるが、中国が今年これを更に強調したのはアイデア中心社会への認識転換を図っていることを示唆する。中国で航空、宇宙、鉄道のような重工業中心の国家基盤施設産業は政府主導によって大きな発展を成し遂げ、ある分野は既に先進国レベルに達している。しかし、相対的に製造業中心の中小企業の発展は遅れている方である。そこで中国政府は創業活性化及び製造業強化政策である「中国製造2025」を発表して製造業発展に向けた大きな絵を描く一方、具体的に中小企業の核心技術に関する知的財産権の確保と保護、ブランド競争力強化の重要性を強調している。

二. ヨーロッパ

2015年ヨーロッパの知的財産政策の主要イシューの一つはデジタル経済の発展と言える。電子情報通信技術の発達と多様な情報のデジタル化及びデジタル市場の拡大は

ヨーロッパの知的財産政策において最も重要な考慮要素と言っても過言ではない。それによってEUはデジタル経済で知的財産権の情報共有を図る同時に、オンラインを通じた多様なプラットフォーム支援に力を入れており、これを通じて国民の暮らしにおける便宜も図ろうと努めている。但し、デジタル市場拡大の裏面としてデジタル化の問題の一つである個人情報保護問題も台頭している。

一方、2014年度に続いてヨーロッパでは単一特許パッケージ(Unitary Patent Package)の議論が進んでいる。現在25カ国のEU加盟国が単一特許制度に参加し、現在イタリアが加盟を前向きに考慮している。一方、統合特許裁判所設立の場合、同裁判所の導入及び運営のためには最低13カ国の協定承認が必要であるが、3月ルクセンブルク、8月ポルトガルが同協約に批准し、計8カ国が加盟した状態である。それによってヨーロッパは2016年中に単一特許パッケージが開始できることを期待して関連する取り組みを続けている。

二. 対応策

主要国は自国の知的財産権競争力の強化のために多様な政策手段を活用している。これに対応するため、まず先に主要国では、知的財産権取得手続きの簡素化と保護強化のために整備している知的財産権関連法制の改正状況についての動向把握が必要である。変更される制度を熟知してないことによって発生する不利益を予防し、知的財産権保護関連制度と規定の十分な活用のためには現地情報に対する正確な接近が求められる。

その次に、激化する知的財産権紛争の流れをよく調べる必要がある。全世界的に景気低迷傾向の長期化によって先進国を中心に技術保護主義が更に強まる見通しである。それによって、海外進出あるいはグローバル市場でプレゼンスが高まっている韓国企業は大中小企業を問わず海外競合社とパテントトロールの標的になる可能性が常に存在する。したがって、政府レベルでは中長期的な観点から健全な知的財産生態系作りのための政策を展開し、企業の知的財産権関連の競争力を高めていかなければならない。また、増えつつある中国での知的財産権紛争にも備えなければならない。最

近中国内の知財権紛争件数が増加し、中国知財権専門裁判所が設置され、知財権に対する認識も向上している。一部韓国企業も中国現地の企業との知的財産権紛争に巻き込まれていることを踏まえると、韓国企業の精巧な中国進出戦略が求められている。

韓国企業の海外進出が増えている東南アジア、中東、南米、東ヨーロッパのような途上国及び新興国との知的財産権協力も一層強化していく必要がある。韓国企業の海外進出が多角化していることから、知的財産権協力においても先進国中心の協力から脱し、協力対象国及び協力分野を多様化する必要があるためである。韓国企業が知的財産権侵害の恐れなく、現地において思う存分活動できるよう新興国及び途上国の知的財産権機関との協力強化が一層要求されているといえる。

さらに、国際的な知的財産権規範に関する議論に積極的に参加し、効率的な知財権システムと制度の構築において寄与すべきである。韓国企業が多く活用しているPCT制度や特許審査ハイウェイ制度を韓国企業の現状に適合するように改善し、共同審査のように庁間審査協力プログラムを拡大することで海外の特許活動がより便利かつ迅速になるように支援すべきである。また、特許法条約(PLT)、商標法に関するシンガポール条約のような国際的な知的財産権制度の統一化議論にも積極的に参加し、韓国企業に有利な方向に国際的な知的財産権規範が形成されるように取り組んでいかなければならない。

第2節 知的財産先進5カ国協力体制の強固化

1. 特許先進5カ国特許庁(IP5)の協力体制

産業財産保護協力局、国際協力課 技術書記官 イ・ジンヨン

イ. 推進背景及び概要

知的基盤経済への経済体制の変化と先進国の知的財産重視政策により、世界全体の知的財産の出願が着実に増加している。特に、韓・米・日・中・ヨーロッパなど先進5カ国特許庁の出願が世界全体の出願の約80%を占め、このうち26%程度が2カ国以上に重複出願されるものと推算されることから、IP5間の協力の必要性もまた高くなりつつある。

このような審査協力の必要性を痛感した5カ国の長官は、2007年5月にハワイにおいて初めて合い5ヶ国庁の協力について議論をスタートさせ、翌年の2008年5月に開催された次長レベルの実務会合においては韓国がIP5間の協力の必要性について力説した。以降、2008年10月27日～28日韓国の済州において開催されたIP5長官会合において、IP5業務協力のビジョンとこのビジョンを実現するためのIP5の10大基盤課題樹立に合意し、2010年4月に中国桂林にて開催されたIP5長官会合において10大基盤課題の短期所要資源が確定され、各庁の基盤課題の取組みを総括、調整するプログラム管理グループ(PROGRAMME MANAGEMENT GROUP)の責任と任務が確定され、10大基盤課題の取組みが本格的に加速化した。

2011年6月に東京にて開催された長官会合では、既存の業務協力に加え特許調和及びPCTを基盤とする業務協力強化の必要性について認識を共にした。一方、米国とヨーロッパが新たな内部の特許分類を独自の開発することになってから、同会合においてIP5間で運営中であった特許分類実務グループの責務(MANDATE)に対する改定の必要性について議論し始めた。以降の2012年6月にコルシカにおいて5カ国の産業界代表と5カ国の特許庁官が共に参加した会合が初めて開催されたが、これは特許制度利用

者の意見を反映することができる制度的装置を設けた点で高く評価されている。

2013年6月にサンフランシスコにて開催された長官会合では、これまで合意に至らなかったいくつかの重要イシューに対する合意がなされ、IP5が生産してお互いに交換した特許情報を第三者に無償又は最小限の費用で普及するための「IP5特許情報政策」と各国の特許審査情報をリアルタイムで見ることができる「グローバルドシエ (GLOBAL DOSSIER) システムの推進基本方向」に合意し、特許分類のための新たな責務を承認することによってFI(日本特許庁の内部分類)とCPC(米国とヨーロッパ特許庁が新たに作った内部分類)の漸進的調和を通じてIPC(国際特許分類)を改正しただけでなく、同年の10月にジュネーブで5カ国長官会合を通じて2014年1月からIP5 PPHを試験的に施行することに合意し、5カ国の出願人が一層便利に特許制度を利用できる新しい基盤が整えられた。

ロ. 近年先進5カ国特許庁長官会合の主な成果

2014年には韓国においてIP5次官会合(4月、大田)とIP5長・次官会合(6月、釜山)が開催されたが、これは2008年の済州にて開催された第2回IP5長官会合に続き6年ぶりに韓国が再び議長を務めることとなり、過去長官会合の中で最も多くの合意事項が導出された会合であった。

主な成果は、これまでIP5特許庁審査官同士でのみ共有していた特許審査の進行状況の情報をインターネットを通じて一般にも公開することに合意した点であるが、これは韓国政府が推進中である開放、疎通、協力の「政府3.0」基調と軌を一にするという点でより大きな意味があるといえる。具体的に審査進行情報は OPD(ONE PORTAL DOSSIER)というサイトを通じてIP5特許庁の審査進行情報を一目で見ることができるようにし、遅くとも2016年までにはIP5すべての特許庁において各自のサイトを構築することにした。

また、特許審査協力分野においてはIP5の審査業務協力の実効性を高めるため、各庁の審査結果を適切な時期に相互共有するようにした適時性戦略(TIMELINESS POLIC

Y)に合意し、「特許調和専門家パネル(PHEP; PATENT HARMONIZATION EXPERTS PANEL)」という別途の協議体を構成して議論を行っている特許制度及び実務調和分野においては、過去数年間の議論の末にIP5国で優先に取り組むべき議題3つを最終的に確定し、主題別に主導庁を指定したが、韓国は米国特許庁と共に「先行技術の記載要件」、中国とヨーロッパ特許庁は「発明の単一性」、日本特許庁は「明細書の記載要件」を担当することになった。

2014年の釜山での長官会合は、2012年からスタートした産業界(使用者)との疎通を通じた意見収集の努力が実質的な成果を収める重要な決定がなされた会合であり、IP5協力の長期的な方向性を設定し、使用者の要求を反映した特許制度の発展という取り組み方式を確固たるものにした点で、IP5協力の新たな段階への第一歩になったと評価できる。

2015年中国蘇州で開催された第8回IP5長官会合ではIP5が重点的に推進すべき業務分野を選定するなど今後IP5協力の青写真を盛り込んだ「IP5共同宣言文(Joint statement)」を採択したことで特許制度ユーザーと大衆に改善されたサービスの提供に向けたIP5の心構えと今後の協力方法を発表した。

また、産業界から意見を取り集め、システム構築の過程で優先的に設けるべき5つの主要機能に対する推進方向(vision)に合意するなど、これまで議論段階に止まっていた世界特許審査情報システム(Global Dossier)²¹を構築するための基本骨子を構築した。

IP5の制度と実務を比較して作成した事実確認報告書(Fact-Finding Report)の関連用語比較表を承認したことも第8回IP5長官会合の主要成果と言える。これを通じてIP5間の制度調和に向けた第一段階を無事遂行したと言える。

ハ. 今後の推進計画

²¹ IP5の特許審査進行状況を一括照会し、自分の出願が管理でき、直接出願も可能なオンラインシステム。

2008年の濟州会合でIP5業務協力のビジョンとそれの実現に向けた10大基盤課題が樹立され、IP5協力の実態的な議論がスタートして以来、過去7年間のIP5の協力は実務グループ別に試行錯誤を重ねる過程である程度安定期に入った。特許分類実務グループ(WG1)はCHC(COMMON HYBRID CLASSIFICATION)²²を経て、2013年6月GCI(GLOBAL CLASSIFICATION INITIATIVE)²³に合意することでその協力の枠組みを整え、検索戦略と審査結果の共有、共通出願の書式、機械翻訳等の議論からスタートした情報化実務グループ(WG2)は、OPDを含むGLOBAL DOSSIERの取組みと特許情報の活用(普及)に集中し、特許審査政策実務グループ(WG3)は、審査官の訓練政策、審査関連統計等からスタートして現在は特許審査はハイウェイ(PPH)と適時性戦略をはじめとする業務協力(WORK-SHARING)、特許協力条約(PCT)分野の協力、品質管理だけでなく別途の特許調和専門家パネル(PHEP)会合を共に開催しながら特許制度の調和についての議論まで行っている。

これからのIP5協力はその根本的な目標である業務協力の効果的な実現、使用者中心の特許システムの構築、そしてIP5を通じた世界特許制度の発展という方向へと進む計画であり、そのために実務グループ別に整った推進枠組みの中で課題別に議論が益々活発化・多様化すると見られる。

このような側面で2016年6月に日本で開催されたIP5長官会合では、これまで自国法と規定などを問題に議論に消極的であったIP5のために相対的に足踏み状態であった特許制度調和関連議論が、IP5が姿勢を前向きに変えたことによって、議論により拍車がかかるものと見られる。2015年IP5長官会合で新たに承認されたGlobal Dossierの推進に向けた5大優先課題に対する実質的な推進方法と計画が議論され、Global Dossierの構築に向けた基本的な推進方向が定まるものと見られる。

²² IP5が事前合意を通じて共通の意見(共通分類)を取りまとめた後、IPC改正を推進するプロジェクト(2013年6月に正式終了)

²³ 内部分類(CPC、FI)間でお互い一致した分野または新技術分野に対するIPC改正を推進するFRAMEWORK(2013年6月MANDATE承認)

2. 商標先進5カ国特許庁(TM5)の協力体制

商標デザイン審査局 商標審査政策課 行政事務官 ソン・キジュン

イ. 商標先進5カ国特許庁の協力推進の経過

1) 推進背景

中国は近年10年余りの間、連続して商標・デザイン出願において多国を圧倒する出願量を記録しており、伝統的な多出願国である米国、日本、ヨーロッパ、韓国のみならず、最近ではインド、ブラジルなどの商標、デザイン出願もまた急増している。

各国の商標、デザイン出願の増加とともに注目すべきことは、一つの商標で複数の国に出願できる多国出願が増加傾向にあるという点である。複数国において商品とサービスを販売している企業の立場としては、一つの商標で複数国において登録を受けて使用する商標管理が必須の時代となっている。このような状況下において、韓国企業が主な出願国において商標・デザインの権利を簡単に確保できるようにするため、商標、デザイン分野における国際協力の強化に対する必要性が提起された。

2) 商標IP5体制の形成

商標・デザイン分野における国際協力の強化に関する高まるニーズに応じ、韓国特許庁は2009年4月、既存の米・日・ヨーロッパの商標先進3庁(TM3)体制への加入について議論を始めた。2009年12月には商標3庁会合に公式的な参加意思を表明し、TM3は2010年商標3庁の会合における韓国のオブザーバーとしての参加を決定した。さらに2011年5月に開催されたTM3中間会合では、韓国特許庁の商標3庁会合の正式会員としての参加が決まり、2011年12月には第1回商標先進4庁会合を通じて商標先進4庁体制が本格的に発足した。この会合では新しい会合運営規則の制定、4庁間の協力事項についての検討及びユーザーグループとの懇談会など有意義な成果を導出し、韓国は商標・デザイン分野においてグローバル協力体制を強固なものにする契機を設けた。20

12年にはオブザーバーとしてのみ参加してきた中国の正式会員としての参加が確定され、4庁間の協力体は先進5庁間の協力体制であるTM5に拡大された。

韓国特許庁は2011に正式会員として加入した後、商標・デザイン分野の協力事業に積極的に参加してTM5協力の進展に貢献した。その結果、2012年10月に開催された初のTM5定例会合では韓国特許庁が2013年TM5の議長国に選任され、2013年の中間会合と定例会合を開催した。

ロ. 商標先進5庁会合の主な成果

1) 2013年TM5定例会合の成果

韓国特許庁は2013年TM5の議長国として12月5日～6日の2日間にわたる定例会合の開催に成功した。同会合で韓国特許庁はTM5の長期発展方向を提示するとともに、新規協力事業として「審査結果の比較分析事業」を提案し、公式事業として採択された。

「審査結果の比較分析事業」はTM5間で同一商標に対する審査結果を比較・分析することで各国の商標法と審査基準、審査慣行等に対する差異を理解し、それを基に統一化を模索する一方、出願人に比較・分析資料を提供して海外出願時の審査結果の予測などに役立てようとしたものである。

また、2013年の定例会合では国内外のユーザーグループ代表70人余りが参加し、各国の制度について踏み込んだ質疑応答が行われ、TM5協力事業に対するユーザー側の意見を聞くことができた。

2) 2014年の中間会合及び定例会合の成果

2014年の中間会合及び定例会合では、日本と米国が提案した「マドリッド国際出願に対する情報提供事業」と「非典型商標分類基準の作成事業」が新規事業として採択されてTM5協力の範囲が拡大する契機となった。また、図形商標検索システムの構築事業と悪意的な商標出願に対応する事業に対する最終報告書を採択し、これまで取組

んできた協力事業の可視的成果を導き出した。

また、2014年の定例会合では、TM5会合からデザイン関連の議題を分離させ、デザイン分野の別途5カ国協力体の設立に対する合意を導き出し、デザイン出願の増加及び国際協力需要増大により効果的かつ緊密に対応できる基盤を整えた。

3) TM5協力事業の進捗状況

2015年TM5中間会合及び定例会合ではTM5ウェブサイトのUser-friendly化方法を紹介し、TM5会員国はこれまでTM5ウェブサイトを開発・管理してきた韓国特許庁の努力に感謝を表した。また、6月末までTM5会員国に提示する改編案に対して高い関心を示し(審査結果比較分析事業関連)、現在までの進捗事項である研究対象選定のためのリスト(最終審査結果を含む)の送付及び研究項目に対する合意事項を説明した。

<表VI-3-1> TM5の主要協力事業

事業名		事業内容及び現状
韓国特許庁 (KIPO)	TM5 ウェブサイト	・TM5 公式ウェブサイトの構築・運営 ☞ ウェブサイトの初期画面、管理システムなどを user-friendly に改編中
	審査結果比較事業	・審査事例の比較・分析結果情報を提供 ☞ 比較・分析に必要な国家別事例を抽出中
米国 特許商標庁 (USPTO)	共通認定商品目録	・会員国が認める商品名称目録の構築 ☞ 毎月 30 個の各国商品名称の相互交換及び認定を検討中
	共通状態指標	・商標出願の法的な処理状態を表示指標として構築 ☞ 具体的な出願状態表示の可否を内部で議論中
	非典型商標の Indexing	・非典型商標の各国共通基準の構築 ☞ 各国の実務現状を把握中
ヨーロッパ 商標庁 (OHIM)	TM-class & Taxonomy	・国家別認定商品名称を検索システムの構築・運営 ・Nice 分類体系を階層化 ☞ Traffic light system 及び Taxonomy 構造関連の意見収集中
	TM-view	・商標出願・登録情報の検索システムを構築・ぬん営 ☞ 各国の参加を通じて事業終了
	共通統計指標	・共通統計指標の構築及び活用 ☞ 指標産出方法に対する各国の意見を収集中(例：審査官の定義)
日本特許庁 (JPO)	悪意的な商標 対応セミナー	・悪意的な商標出願に関するセミナーを開催 ☞ 最終報告書の発刊(国家別法・制度の update を持続的に推進)

イメージ検索 システムの構築	・各国の図形商標検索システムの構築、情報共有 ☞ 最終報告書の発刊(2016年、関連会議の開催予定)
マドリッド 出願情報の提供	・マドリッド出願手続きユーザーとの共有 ☞ 各国の出願手続きに関する情報収集中

ハ. 今後の推進計画

2013年のTM5議長国として選出されたことや、TM5定例会合の開催国としての役割を担うことになったことは、韓国企業の国際的な商標・デザイン出願の便宜を図るという政策目標に基づきTM5協力体系を積極的に利用するための戦略によるものである。

韓国特許庁は2013年TM5議長国としての役割を充分果たし、定例会合を順調に開催したことで、商標先進5カ国協議体であるTM5における韓国特許庁の位置づけを堅固なものにした。また、2014年にTM5ウェブサイトオープンし、「審査結果比較分析事業」を効果的に推進することで、協力事業にも積極的に参加した。このような基盤を基に今後韓国企業の国際的な商標・デザイン出願における隘路事項をTM5加盟国と協力して解消していく計画である。現在進められているTM5協力事業が計画とおりに進まれて実を結び、新規協力事業を発掘して推進できるように加盟国との緊密な協力関係を維持していく。各国の指定商品・サービス業の目録が異なることによって発生する商品・サービス業名称の不明確による拒絶査定を減らせる共通認定事業目録事業、多国の商標を一括検索できるTM-View、商品名称の国別認定可否を一括検索できるTM-class等の事業は既にある程度実を結んでいる。特に、韓国特許庁が主導しているTM5ウェブサイトを通じて加盟国及び各国のユーザーとの情報共有及び疎通を活性化させ、審査結果比較分析事業の最終報告書の発刊を通じて各国の制度に対する理解を深め、長期的には制度の調和に対する検討基盤を整えていく計画である。

3. デザイン先進5カ国特許庁(ID5)の協力体制

商標デザイン審査局 商標審査政策課 行政事務官 ソン・キジュン
デザイン審査政策課 行政事務官 チェ・ウンリム

イ. ID5協力の推進経過

韓国特許庁は2009年4月、既存の米・日・ヨーロッパの商標先進3カ国特許庁(TM5)体制加盟に対する議論を始め、2011年5月に開かれたTM3中間会合で韓国特許庁のTM3会合における正式会員としての参加が決まった。2012年にはオブザーバーとしてのみ参加してきた中国の正式会員としての参加が決まり、4カ国特許庁協力体は先進5カ国特許庁間の協力体系であるTM5に拡大した。

これまで先進5カ国特許庁はTM5協力体系を通じて商標とともに各国のデザイン制度とシステムに関する情報を交換し、韓国特許庁は2012年定例会合で3D CADファイルデザイン出願システムを紹介するなど積極的に参加し、先進的なシステム運営に対して反響を呼んだ。また、加盟国は国家間のデザイン図面提出要件が異なることによって発生する出願人の不便解消に向けた共同取り組みが必要であるという認識から、2013年ヨーロッパ商標庁(OHIM)の主導でデザイン図面提出要件の比較事業を遂行して完了した。

2014年TM5定例会合ではデザインの重要性を認識し、デザイン関連の議題を分離することに合意した。また、2015年12月に開催されたTM5定例会合ではID5という産業デザイン分野の新規協議体を設立した。

ロ. デザイン先進5カ国特許庁創立会合の主要成果

国内外の市場における産業デザインの価値と重要性及びますます拡大している産業デザインの役割を考慮し、ユーザーに優しく相互互換可能な産業デザイン保護制度を奨励・発展させることが必要である。

2015年米国が事務局と主催を担当しているID5創立会合では産業デザイン保護に関する政策と手続きの効率を高めると同時に認識拡大及び一貫性を高めるため、相互理解と協力を導き出すという、加盟国の未来に関するビジョンを盛り込んだ合同合意文を承認した。

ID5創立会会合の主要議題は審査実務と統計情報の共有、デザインの国際出願に関するハーグ協定、デザイン保護に向けた手続き的なフレームワークの向上、審査政策及び審査一貫性の向上、新しい分野のデザイン保護に関してセッション5つに分けて各国のデザイン審査実務と法令の改正状況などを発表・議論し、各テーマ別に13の協力課題を導き出した。

韓国特許庁は国家別デザイン登録要件の比較研究事業とID5ウェブサイト開発事業を主導的に遂行し、デザイン分類政策及び実務研究事業を日本との共同遂行に合意した。

＜表IV-3-2＞ID5の主要協力事業

協力事業(主導型)	主要内容
国家別デザイン関連統計情報の収集(JPO)	・国家別デザイン関連の共通統計指標の開発及び交換
ID5 ウェブサイトの開発及び運営(KIPO)	・ID5 公式ウェブサイトの構築・運営(2016) ウェブサイトの設計(2017)の開通、分岐別アップデート
デザイン登録要件カタログの開発(KIPO)	・各国の法律に基づいてデザイン登録が受けられる要件の収集及び分析
Designview の拡大方法研究(OHIM)	・39 官庁の登録デザインが閲覧できる Designview の質的、地理的拡大方法研究
デザインが国家経済に及ぼす影響研究(OHIM)	・デザインと国家経済の相関関係研究
国家別の電子的優先権書類の交換推進現状研究(USPTO/SIPO)	・優先権主張書類の電子的交換システムの活用に関する研究
デザイン分類政策及び実務研究(JPO/KIPO)	・国家別デザイン分類システムの運営状況研究
物品名称の標準化方法研究(OHIM)	・デザインの物品名称標準化に関する研究
デザイン図面要件カタログのアップデート(OHIM)	・各国のデザイン図面提出要件を比較・整理
国家別の優先権主張の実務研究(SIPO)	・条約による優先権主張実務に対する各国の手続的、実地的な要件の比較・整理
国家別新規性議題主張実務研究(USPTO)	・国家別の新規性喪失例外を主張に対する手続的、実体的な要件の比較・整理
国家別の部分デザイン表示方法研究(USPTO)	・国家別部分デザインの表示方法及び権利範囲の解釈に関する研究
国家別新技術関連のデザイン保護に関する研究(USPTO)	・新しいデザインの保護に対する国家別制度改善事項の研究

4. 今後の推進計画

全世界デザイン出願の90%を占める5カ国で構成されるID5は多少遅れた感じはあるものの協議体の結成だけでも大きな意味を持つ。

韓国特許庁はID5国家の中で唯一審査と一部審査の2-track審査を運営する国家であり、ID5で議論されるデザインの国際規範形成に向けてより合理的な意見が開陳できる位置にあり、ID5国家のうち審査主義国家としては初めてハーグ協定に加盟し、実体的・手続き的な要件の国際規範調和に向けて制度を整備した経験がある。加盟国はいずれも国家間デザイン制度の差と今後調和の必要性を認識しているだけに、経験を基にID5協議体の協力課題を充実に履行するなど能動的なID5活動を通じてデザイン国際規範の形成をリードしていく。

韓国特許庁は2014年TM5公式ウェブサイトを開クして運営しており、デザイン分野もまた2016年にはID5ウェブサイトを開クするための基礎設計などの基盤研究を開クする予定であり、2017年には実質的なウェブサイトの開クを通じて主要国デザインに関する情報の集積及び情報交流の場が完成する予定である。

第3節 二国間及び多国間協力の積極的な推進

1. 主要国との特許審査協力など二国間協力の強化

産業財産保護協力局 国際協力課 電算事務官 チョン・イクス

イ. 推進背景及び概要

韓国経済がグローバル経済体制の主要構成員として仲間入りし、韓国の企業、研究院等により海外主要国へ出願する国際出願が持続的に増加している。これにより韓国の出願人が、特許権、商標権等を海外市場において正当な保護を受け事業を遂行するためには、海外における韓国の知的財産権に関する保護基盤を強化する必要がある。そこで韓国特許庁では、米国、日本、中国等の韓国企業の進出が活発な主要国と二国間の協力関係を持続的に発展させ、韓国企業が現地において出願及び登録手続きを迅速かつ正確に進行でき、知的財産権の紛争から正当な保護を受けられる環境づくりに努力している。

特に特許審査分野においては、特許審査滞積に伴う経済的損失が世界全体において重要な課題として浮上しており、特許庁間の業務共助(work-sharing)が審査滞積の解消のための効果的な解決策として注目されるようになった。これにより先進国特許庁を中心に外国特許庁との審査共助により、もっと早く質の高い特許審査サービスを提供できる対応策が模索されることになった。

主要国との二国間協力は、相手国の特許庁長官と長官会合を開催し、二国間の知的財産権に係わる主要懸案及び協力事業の取組みについて合意する。これを土台に両特許庁の該当実務部署において後続処置を取る手続きを行う。長官会合とともに両庁の局長レベル以上の高位レベル実務会合と課長レベル以下の実務会合も、主要国との二国間協力のための重要なチャンネルとして活用されている。

ロ. 推進内容及び成果

2015年の1年間、韓国特許庁は米国、中国、日本、OHIM、フランスなどと20回以上の長官会合を開催し、知的財産権専門家の派遣、特許分類の協力、特許情報交換、知的財産権教育の協力等の合意を導き出し、特に韓国知的財産行政人材及びサービスの海外進出を加速化させ、知的財産分野において行政韓流の拡大を成した。

具体的には、米国とは韓・米特許共同審査MOUを6月に締結して9月から特許共同審査(CSP)パイロット事業を開始した。また、審査協力分野の専門家を派遣するなど知的財産専門課派遣も持続的に推進した。韓国企業の進出が活発な中国との協力を強化させ、中国特許庁(SIPO)とは定期的な二国間会合を基に8月には北京で韓・中大学知財権強化共同セミナーを開催した。また、既存連絡館の持続的な維持、紛争情報の交流のための審判官の新規派遣、そして 特許情報の国民向け普及などに合意した。日本とは商標、デザイン、教育、審判等の各分野別の専門家会合を通じて両国間の知財権協力関係を強化し、長官会合を通じて韓・日審査官交流事業の拡大、審判官交流プログラムの持続的な開催などに合意した。ヨーロッパ特許庁(EPO)とは、両機関の協力事業を体系的に進めるための2016年～2017年二国間協力ワークプランを承認し、特許分類協力、データ交換、審査協力など、これまでの協力事業を充実に推進するために力を入れ、ヨーロッパ商標庁(OHIM)とは、6月に個人情報保護MOUを締結し、商標とデザイン分野に対する相互協力を強化することに合意した。

韓国特許行政サービスに対する関心の増大を基に、知的財産行政における韓流拡大にも力を注いだ。アラブ首長国連邦(UAE)側と特許審査の代行及び人材派遣に関する協議を終え、2014年6月に韓国審査課5名をUAE現地に派遣して特許審査代行サービスを開始し、2014年9月には韓国特許庁の情報システムを基盤にUAE特許情報システム構築のためのMOUを締結した。これを基に2016年にはUAE政府がシステム構築費用を全額負担する輸出形態のシステム構築事業契約を締結する予定である。

特許審査ハイウェイ(PPH)については、IP5 PPH及びグローバルPPH(21カ国特許庁が参加)など多国間PPHに参加し、韓国とPPHを施行する国家が2014年は21カ国から2015年24カ国に拡大され、制度利用においても従来の二国間協約に基づくPPHとは異なり、

一つの申請書を通じて複数の国家へPPHを申請することができるようになり、利用者の便宜性が大幅に増大した。

このようにPPH施行国の増加によって、韓国企業が海外において特許登録をより早く簡単に受けられる道も拡大された。海外で特許登録が受けられる新しい「高速道路」が開通されているのである。特許庁の観点からみると、PPHは外国で登録を受けた特許出願の審査結果を審査官がより簡単かつ正確に活用できるようになったことで、審査の品質を高め、審査期間を短縮できる効果をあげることができる。PPH対象国の拡大とともに、PPHが企業が海外において特許登録を迅速に受けれる効果的な手段であるという認識が広がり、このような観点からPPHは現在まで導入、もしくは導入を検討しているグローバル審査共助プログラムの中で最も成功した制度とされている。

ハ．評価及び発展方向

韓国企業の活動舞台が世界全体に広がっていることで、知的財産分野においても国際協力の重要性が増大している。そこで韓国特許庁は、韓国国民に実質的に役立つ国際協力の推進を目標として韓国企業の海外における知的財産権獲得及び保護のための多角的な協力事業について展開している。主要拠点国との二国間会合を通じて知的財産権協力基盤を持続的に拡大し、PPH及びPCT-PPH対象国の拡大を通じて韓国企業が海外においてより迅速かつ効率的に知的財産権を取得できるように支援した。特に二国間会合を知的財産行政の韓流拡大のためのセールス外交の場として活用して、アラブ首長国連邦(UAE)特許情報システムの輸出に合意するなどの成果をあげた。今後も特許審査協力などの二国間協力は引き続き拡大される見通しである。

2. 知的財産権の二国間協力対象国の多角化

産業財産保護協力局 国際協力課 電算事務官 チョン・イクス

イ．推進背景及び概要

成長エンジンとして知的財産に対する認識が拡大し、韓国企業が知的財産権を獲得する国も多角化している。これにより韓国特許庁は、韓国企業の進出及び交流が拡大されている次世代有望経済圏国を中心に、知的財産権外交の外延を拡張するために努力を続ける計画である。

ロ. 推進内容及び成果

2015年の1年間、韓国特許庁は米国、日本、中国、EPO等の主要パートナーと二国間協力を持続的に推進するとともに、アジア、中南米、アフリカ地域へと知的財産権協力の外延拡大に取り組んだ。

距離的にも近く、韓国企業の投資と進出が活発に行われるアジア地域国家との協力も活発に行われた。2015年上半期には台湾、香港とハイレベル会合を設け、審査及び情報化協力に向けたMOUを締結し、2015年3月にはブルネイとIP政策コンサルティングのための専門家派遣と知材検協力MOUを締結するなど、知的財産権全般にわたる協力基盤を構築した。

中南米地域の特許庁とは、知的財産権分野の交流・協力の基盤を構築するとともに、韓国特許庁の立場を強化した一年であった。2015年5月には、メキシコとハイレベル会合を設け、知材権協力に向けたMOUの延長に合意し、10月にはコロンビアとの長官会合を通じてPPH及びIPデータ交換のためのMOUを締結した。また、アルゼンチン、エクアドル、パラグアイなど新興途上国との新規MOU締結に向けた実務協議を進めるなど韓国との貿易規模が漸進的に拡大している中南米地域に対する知材検協力体系の構築を推進した。

アフリカの場合、特許庁はアフリカ広域知的財産機関 (ARIPO) の特許行政電算化事業の円滑な推進を支援するため、知的財産権情報化専門家を2014年から2年間派遣し、アフリカ地域内における韓国特許庁のプレゼンスを高めると同時に、現地に進出した韓国企業の知的財産権関連の活動環境作りに寄与する契機を設けた。このような努力の結果として2015年4月に、アゼルバイジャンに続いて3番目に韓国型特許行政自動化

システムの構築を完了した。

一方、2015年にはスウェーデン、ヴィシエグラード(ハンガリー、チェコ、ポーランド、スロベニア)など既存の協力関係があるもしくは微々たる水準であったヨーロッパ国家との関係を構築するための努力を傾けた1年であった。9月にはスウェーデン特許庁と長官会合を開催し、アジア特許情報を提供するためのMOUを締結し、これを通じて韓国特許庁傘下の専門機関でスウェーデンユーザーを対象に韓・中・日文献に対する検索サービスを有料提供するなど韓国特許サービスの優秀性を国際的に確認する成果を上げた。また、2015年4月には新しく設立されたヴィシエグラード特許庁との知材権協力を推進するための実務協議を進め、2016年に長官会合を開催する計画である。

ハ. 評価及び発展方向

2015年には、これまで着実に協力基盤構築のために努めてきたUAE等の中東国家及びアジア国家との協力事業が実を結んだ年であると評価できる。特に韓国の先進特許行政サービスを輸出したことによって有形資源を中心になされた既存の中東国家との協力を高級知識サービスの輸出に変え、類似協力モデルを拡大する重要な契機をつくった。このようにな韓国特許庁の努力は他の途上国を対象にする知的財産行政の韓流拡大と雇用外交強化に大きく貢献したと言える。

また2015年は、中南米、東ヨーロッパなど従来協力が少なかった国との協力が活発になり、実質的な協力が強化された1年といえる。今年構築された友好的協力関係を基に、該当地域内のその他知的財産権主要国との協力範囲がさらに拡大できるものと見られる。

新興国及び途上国との知的財産権協力は、該当国の知的財産権制度の発展に寄与することで、責任ある先進国としての韓国のイメージを高めるだけでなく、知的財産権保護の重要性についても認識させることで、韓国企業の海外知的財産権保護の基盤構築に大きく貢献したといえる。

3. 知的財産分野の多国間交渉における能動的な対応

産業財産保護協力局 多国機構チーム 書記官 イ・ボギョン

イ. WIPO(World Intellectual Property Office、世界知的所有権機構)

1) 第55回WIPO総会

2015年10月5日からスイスジュネーブにて開催された第55回WIPO総会でチェ・ドンギョ韓国特許庁長官は基調演説を通して創造経済革新センターの設立を通じた地域創業ハブ作りなど創造経済の主要成果及び特許価値評価の強化、外国語出願制度の導入を骨子とする特許法の改正など特許庁の主要政策を紹介した。また、知的財産サービスを強化するためにWIPO地域事務所が如何に重要なのかを強調し、知的財産システムの持続的な発展に向けた開発格差問題の解消必要性などWIPOの主要懸案に対する基本的な立場を表明した。

一方、第55回総会においては、WIPO2016－2017年度予算案が通過され、遺伝資源・伝統知識の保護に関して議論する政府間委員会(IGC)会議を2016－2017年会期の間に毎年3回開催し、協定文を作成するための議論を続けることにした。また、WIPO地域事務所の新設に関する一般原則を採択し、今後2019年まで2年ごとに最大3つずつ新設することに合意するなど、これまで加盟国間で尖鋭に対立してきた主要争点がある程度妥結された。

2) 特許法常設委員会(SCP)

WIPOは特許法の世界統一化に向けて1998年から特許法常設委員会(Standing Committee on the Law of Patents : SCP)を通じて特許出願人の利便性を高め、費用節減を図るため、2000年に特許手続きを統一する特許法条約(PLT)を妥結した後、実体的な特許要件の統一に向けて特許実体法条約(SPLT)に関する議論を展開しているが、先進

国と途上国間の対立はもちろん、先進国間の意見対立によってなかなか合意点を見出せていない状況である。

2005年6月に開催された第11回SCPにおいて特許実体法条約(SPLT)の対象範囲の設定に関する合意に達することができず議論が中断された。2008年6月に3年ぶりに再開された第12回会合においては特許システムに関する今後の検討課題として技術移転等、18のイシューを選定して今後議論を行うことにしたが、「規範統一化」は議論の対象からは事実上除外された。

2012年5月及び2013年2月に其々開催された第18回目、第19回目のSCP会合では、既存6つの議題(国際特許システム、特許権の例外及び制限、特許の品質、顧客-特許助言者間の秘密維持、特許と保健、技術移転)に加え、開発アジェンダグループが提案した「開発アジェンダ勧告案の施行のためのSCPの寄与」議題が追加されて議論が行われ、各議題に対する先進国と途上国間での極めて激しい立場の違いによって主要争点のほとんどが最終合意に至らず、次期会合にて継続して議論することにした。

2014年1月及び11月に其々開催された第20回、第21回のSCP会合では、既存6つの議題に対する議論が行われたが、特許制度が技術移転、公衆保健などグローバルイシューに障害となり、開発及び発展と関連した議題を強調する途上国と、特許品質、依頼人の特権など国際協力議題に対する議論の強化を主張する先進国間の激しい意見の対立によってSCPの活動範囲を単純な情報収集活動のみに制限することにした。

2015年7月及び11月に其々開催された第22回、第23回SCP会合で既存6つの議題に対する議論を続けたが、先進国と途上国間の立場の違いだけを確認し、情報共有に議論の範囲が制限された。また、一部途上国が顧客-特許助言者間の秘密保持及び特許の品質と関連した業務協力議論に強く反対し、2016年議論議題に対する合意に失敗した。

3) 商標法常設委員会(SCT)

SCTとは「Standing Committee on the Law of Trademarks, Industrial Designs a

nd Geographical Indications (商標、デザイン及び地理的表示の法律に関する常設委員会)」の略称である。各国の商標出願及び登録手続きの簡素化と統一化のための商標法条約をWIPOの主管で構築した後、WIPO加盟国は1998年3月に特定テーマの個別的な議論のためにSCTを設置し、関連事項について持続的に議論を行うことに合意した。1998年7月にジュネーブで第1回会合を開催して以来、2013年末基準で計30回の会合が開催され、主要成果としては2002年以降8回のSCTを通じて商標法条約を改正したことで2006年に商標法に関するシンガポール条約を採択したことが挙げられる。

一方、2005年からは特許出願及び登録手続きの国際的調和を追及する特許法条約(PLT)と商標法条約(TLT)に相応するデザイン出願及び登録手続きを国際的に調和させるためのデザイン法条約(DLT:Industrial Design Law and Practice Treaty)に対する議論が提起され、最近まで続いている。

2012年9月第27回会合では、「デザイン法条約に対する影響分析」の結果、デザイン法条約は先進・途上国のデザイン産業発展とデザイン制度改善に肯定的であると分析され、EU国家を中心にデザイン法条約の採択に向けた外交会合の開催が本格的に取り上げられた。しかし、2012年12月第28回会合では、途上国の技術支援問題を中心にアフリカグループとEUグループが技術支援(案)を提案したが、先進・途上国の見解の違いを狭めることができず閉会となった。2013年5月に開催された第29回会合では、韓国は技術支援(案)に関する議論を進展させるため、EUグループとアフリカグループが提案した技術支援(案)を基に、技術支援仲裁(案)を提案し、同会合では3つ(案)を統合した単一(案)の導出に寄与した。

2013年11月に開催された第30回会合では、デザイン法条約の文案に対しては一部の条文を除けばほとんど合意段階に至り、技術支援の内容においても相当な進展があったが、技術支援規範形態において、アフリカグループは条約本文を前提にしてのみ外交会合の開催ができると主張した反面、米国は外交会合の決議文形式を強く主張したことで、結局デザイン法条約の採択のための外交会合の採択は中止となった。

2014年3月及び11月に其々開催された第31回、第32回SCT会合では、デザイン法条約

文案と関連して技術支援規範形態において先進国と途上国間の意見食い違いが続き、地理的表示議題に対する新大陸と旧大陸間の意見対立も続いた。一方、第32回SCT会合では、アフリカグループがデザイン法条約文案に遺伝資源、伝統知識、表現物関連の新規条項の追加を提案したため、外交会合の開催は益々不透明となった。

2015年3月及び11月に其々開催された第33回、第34回SCT会合でもデザイン法条約と関連してデザインに含まれた遺伝資源、伝統知識の保護及び技術支援規定の形態に対する先進国－途上国の対立が続き、第34回会合では地理的表示保護に関する研究と関連して韓国、米国、日本などは研究調査の範囲及び具体的な質問書を作成して加盟国の情報を収集することを主張したが、EUなどは次期会合で議論することを主張するなど、対立が続いた。

4) 遺伝資源・伝統知識・民間伝承物の保護に対する政府間委員会 (IGC)

WIPOは遺伝資源及び伝統知識の保護問題を議論するため、2001年4月に「遺伝資源・伝統知識・民間伝承物の保護に関する政府間委員会」を構成した。

2013年及び2014年のIGCは、外交会合開催の可否及び遺伝資源などの効果的な保護方法について議論が続いた。途上国を主軸とする資源提供国は、過去12年間十分な議論がなされたということでIGC活動を終了して外交会合を開催することを主張する立場であったが、一方韓国及び先進国を主軸とする資源利用国は、依然として両グループ間の立場の差が大きいため、外交会合の開催は時期尚早という立場である。一方、遺伝資源などの効果的な保護方法と関連し、資源提供国は遺伝資源の安定的な利用及び適切な代価支払いなどのために出所の公開などを特許許容要件として新設することを主張したが、資源利用国は当事者間の契約を通じて遺伝資源の保護が可能であるため、出願人の負担と法的に不確実性が加重する特許要件の新設に反対している。

2014年には遺伝資源及び伝統知識保護に係わる統合文案の議論のために第26回IGC(2014年2月)、第27回IGC(2014年3月)、第28回IGC(2014年7月)が開催され、遺伝資源・伝統知識保護関連の利益共有、特許出願時の出所公開義務などを骨子とする遺伝

資源・伝統知識の保護関連協定文(案)の主要イシューに対して議論された。しかし、2014年WIPO総会(2014年9月)で外交会合開催の可否及び2015年会合日程に対する加盟国の合意を導き出すことに失敗したため、2015年IGC会合の開催は不発に終わった。以後2015年WIPO総会(2015年10月)でIGC mandateの更新及び会合日程に合意したことで、2016～2017年計6回のIGC会合が開催される予定である。

5) 開発アジェンダ

WIPOは開発分野活動を拡大するため、2004年に開発アジェンダ(Development Agenda)を設立した。WIPO加盟国は開発アジェンダの議論を発展させるため、2005年に臨時委員会(PCDA)を創設し、2006年から2007年まで4回の会合を開催した。2007年9月の総会では、WIPO公式活動領域に途上国支援を主な内容とする開発アジェンダ関連6クラスター(A～F)²⁴、45の勧告を採択した。具体的な履行方法を議論するため、2008年から発足した開発委員会(CDIP: Committee on Development and Intellectual Property)は、2015年まで31のプロジェクトを採択し、このうち26課題が完了され、課題5つは推進中である。

2013年に開催された第11回、第12回会合では、主要争点分野の「開発アジェンダ履行の義務を持つ関連機構の範囲」、「技術的支援に対する外部検討方法」及び「開発アジェンダ勧告事項の履行と関連した検討範囲の決定」などのCDIP業務推進の基本哲学に対して依然として先進国と途上国間の見方の違いを狭めることができず会合が終わった。ただし、技術支援の外部検討において、アフリカグループと開発アジェンダグループ(DAG)の共同要求事項の中の技術支援マニュアル、WIPOウェブサイト改編及び技術支援DBアップデートの部分に対しては合意がなされ履行となる進展があった。一方、韓国は途上国ビジネス創出のためのIPとデザイン管理事業を2013年5月の第11回会合において提案し、11月の第12回会合で多くの加盟国から関心と支持を受け、WIPOの正式事業として最終的に採択される成果を収めた。

²⁴ Cluster A(技術的支援及び能力向上)、B(規範形成、柔軟性および共同政策と公共の領域)、C(技術移転、情報通信技術及び知識接近)、D(分析、評価、影響研究)、E(機構運営)、F(TRIPS第7条遵守)

2014年5月及び11月に其々開催された第13回、第14回会合では、韓国が提案して第5回会合にて採択された適正技術情報活用能力の強化事業に対する2段階事業が追加承認され、開発アジェンダ履行に対する外部検討基準は数回の非公式会合を経て先進国と途上国間での意見を調整することによって最終承認されたが、IPと開発に対する国際コンファレンス開催及びWIPO技術支援に対する外部検討の履行可否は合意を導き出せず、次期会合において再議論することになった。

2015年2月には国際技術移転に対する専門家フォーラムが開催され、WIPO技術支援に対する外部検討履行の可否とCDIP調整メカニズム関連イシューに対して4月と11月に開催された第15回、第16回会合で引き続き議論が行われた。スペイン、メキシコなどが修正提案書を提出し、数回の非公式会合を経て議論を展開したが、先進国と途上国間の立場の違いが解決されないまま、次期会合で持続的に議論を続けることにした。一方、IPと開発に対する国際コンファレンスは2016年4月に開催される予定である。

ロ．APECの知的財産専門家会合 (IPEG)

1996年に発足したAPEC知的財産専門家会合 (INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS EXPERTS GROUP; IPEG) はAPEC 貿易投資委員会 (COMMITTEE ON TRADE AND INVESTMENT; CTI) 傘下の非拘束的会議体であり、知的財産関連の協力構想 (INITIATIVE) の採択及び事業遂行を通じて域内加盟国の知的財産権の発展と相互協力を追及している。

2005年APEC内の知的財産権分野において最も重要な議論事項は、韓・米・日の3国が共同で提案した「APEC偽造及び違法コピー防止構想」と3つのモデルガイドラインの採択可否であった。同構想と3つのモデルガイドラインはAPEC域内で知的財産権侵害物品の交易防止のための執行体制を構築するためのものであり、「2005年6月の通商長官会合 (MRT) において最終承認・採択された。

同構想は、知的財産権保護に関する範囲が広範囲であり、レベルの高い執行体制の策定について取り上げているため、加盟国の支持獲得が難しいと予想されたが、韓国

特許庁は中国及びASEAN市場などにおいて韓国知的財産権保護の必要性などを念頭に置き、共同提案国として参加することで同構想に韓国の立場も適切に反映できるようにした。

2007年には同構想を根拠に開発された5つのモデルガイドラインを提出し、韓国の知的財産権保護活動及び関連法、制度のような状況を加盟国に紹介し、9月シドニーで開催されたAPEC首脳会談の宣言文に挿入された「偽造及び違法コピー品を販売する有名市場」の用語使用を巡る先進国及び途上国の尖鋭な対立の中で、韓国は仲裁的役割を立派に遂行した。

これまでAPECにおいて知的財産権の効率的な管理と執行のための概念的な側面から韓国の主張を積極的に提起したとすれば、2008年には実質的な事業遂行国としての地位を確保するため、APEC域内の各国に対して知的財産権専門家養成のためのオンラインコンテンツ事業として「IP Xpediteを活用した特許情報活用人材養成事業」を提案して採択され、これによって同事業を2009年に遂行した。「IP Xpediteを活用した特許情報活用人材養成事業」の結果、多くの加盟国が満足し、これに対応するため2010年9月後続事業として「IP Xpediteを利用した特許情報活用人材養成高級課程」を提案し、事業承認を獲得した。これとは別途に新しいIPの創出及びこれを通じて最貧国及び途上国を支援できる事業を推進するため、21のAPEC加盟国及び国際機構、NGOなどを招聘し、2010年6月にソウルで「APEC1村1ブランドセミナー」を開催した。途上国の地域商品をブランド化に向けた直接的な支援要請に応じて、2011年4月「APEC1村1ブランド事業」をAPECに後続事業として承認を受けることでブランド事業の連続性を確保した。

2012年2月に開催された第34回及び6月に開催された第35回会合においては、韓国は2011年4月に採択された「APEC1村1ブランド事業」の円滑な推進状況及び最終的に中国竹繊維製品（「ANJIAN」）及びチリの果物カクテル（「MAQUIRE」）に対するブランド開発の結果及びブランディングガイドラインを加盟国に配布することで、加盟国内地域の小商工人の低評価された商品に対するブランディング戦略を提供し、実質的に恩恵を受けられる事業として加盟国内で好評を得た。一方、2010年9月に承認された「I

P Xpediteを利用した特許情報活用人材養成高級課程」事業の段階別推進計画によって、加盟国の知的財産権専門家を対象にオン・オフライン教育(2011年)、及びeラーニングコンテンツを開発・普及(2012年)することで事業を無事完了した。タイでの同プログラムを自国語に翻訳・活用した事例からも分かるように、韓国はIP情報化教育を通じたAPEC加盟国の能力開発に中枢的な役割を遂行したものと評価される。IPEGは基本的にAPEC域内の知的財産権発展のための協力関係を追及するが、敏感なイシューに対しては国益によって立場が対立する様相をみせている。2012年の第34回会合において米国が提案した「地理的表示制度：原則と勧告」、2012年の第35回会合において日本、韓国、米国、メキシコが共同で提案した「知的財産権関連国際条約の加盟拡大」の協力構想などが利害関係国の反対によって採択されなかったのが実例である。

従って、非拘束的協議体であるAPEC会合の特性を鑑み、APECを加盟国間の知的財産権政策の情報交流の窓口として活用する一方、韓国の実質的な影響力の確保が可能な議題及び事業を発掘し提案することにより、持続的な協力を強化する必要があると判断される。これにより韓国は2013年1月の第36回会合で、先進-途上国間の開発格差を縮め、APECレベルの適正技術開発事業のモデル発掘及び拡大を目標に「持続可能な成長のためのIP基盤知識シェアリング議題」を提案し、ベトナム、メキシコ、チリ、パプアニューギニアが共同後援国となって最終的に採択された。主要内容としては、加盟国間の適正技術の政策及び経験共有のためのアンケート調査、ケーススタディーを通じた適正技術開発モデルの実現、特許情報を活用した適正技術開発の方法・活用戦略ガイドラインの作成及び国際的拡散のためのコンファレンス開催を目標にした。ケーススタディーは特許庁の独自予算で加盟国の需要調査を行い、フィリピンで生息するイランイラン木(Ylang-Ylang Tree)のオイル抽出機とパプアニューギニアの自転車を活用したウォータポンプを開発することにした。また、同計画によって韓国特許庁は2013年9月に「IP知識シェアリング：適正技術コンファレンス」を提案してAPEC基金約9万ドルを確保することができ、2014年7月に同コンファレンスの開催に成功した。

2014年にAPECは「未来指向的なアジア太平洋地域の同伴者関係構築」をその基調と定めて加盟国の協力を求めた。韓国特許庁は、2014年2月に第38回IPEG会合において、2014年APEC基調と関連し、加盟国間の実質的な協力を導き出せる議題として「中小企

業革新及び知的財産権の活用促進のための協力構想」を提案し、この協力構想は万章一致で承認された。この協力構想は知的財産権を通じて中小企業の革新を支援することで、APEC域内の貿易及び投資の活性化に寄与することを目的としており、アンケート調査などを通じて中小企業に対する知的財産権支援政策を共有(2014～2015年)し、APEC基金を活用した研究役務を実施して関連政策に対するマニュアルを製作(2015～2016年)し、APECネットワークを活用して希望する加盟国にコンサルティングを提供(2017年)することを骨子としている。

2015年に韓国は同協力構想履行の一環として「中小企業の革新に向けたIPビジネスマニュアル開発事業」を提案した。これは各国中小企業向けのIP創出・活用促進支援政策を深層調査し、優秀事例を発掘してIP支援政策総合ガイドブックを製作する事業であり、APEC基金約10万ドルを確保して2016年事業を進める予定である。韓国は本事業を通じて域内加盟国中小企業向けのIP創出・活用支援政策に関するマニュアルを開発及び普及することで、中小企業の革新と経済発展を導き出す予定である。

このように韓国特許庁はAPEC知的財産権専門家会合(IPEG)において加盟国間の持続的な協力を引き出せる議題を提案し、会合を主導することで、知的財産権先導グループとしての役割を遂行することに最善を尽くしており、韓国のプレゼンスを高めるために絶え間なく努力する予定である。

ハ. その他国際機関及び多国間交渉

1) WTO TRIPS理事会

世界貿易機関(WTO)創設以来、貿易の円滑化のための後続交渉が持続的に展開されてきた。2001年11月にカタールのドーハで開催された第4回WTO閣僚会議を通じて発足された世界貿易機関(WTO)ドーハ開発アジェンダ(Doha Development Agenda, DDA)の交渉は、WTO発足以来の初めての多国間貿易交渉である。「開発」という名前をついた理由は、過去行われた交渉とは違って途上国の開発に重点を置くべきという途上国の主張を反映したからである。交渉開始当時の計画は2005年以前に交渉を一括妥結方

式で終了させることであった。しかし、農産物に対する輸入国と輸出国の対立、工産品の市場開放に対する先進国と途上国間の対立等によって未だに交渉が続いている。

2007年から加速化したDDA交渉は、農業、非農業(NAMA)及び規範議長が各々自由化細部原則の草案を提出し、これを改正しながら少しずつ進展を見せてきたが、途上国の農産物輸入急増時の緊急関税を賦課するメカニズムを含む幾つかの争点に対する異見を解消できず、合意には至らなかった。2009年には3月、6月、10月に定期TRIPS理事会が開催され、定期理事会の間に特別会議を通じて立場の違いを調整するための交渉が行われた。2009年12月ジュネーブで開催された第7回WTO閣僚会合では、2010年のDDA交渉妥結に向けて第一四半期中にDDA交渉の状況を点検することに合意したが、交渉にこれといった進展はなかった。2010年下半期に、2011年中にDDA交渉の妥結を再び目標として設定し、TRIPSで議論中のGI多国間登録システムの設立に関する文案交渉を2011年に開始することを決め、その準備作業を行った。

2012年に開催されたWTO TRIPS理事会では、主要イシューに対する先進国と途上国の立場の違いが依然として先鋭に対立して議論が進展を見せなかった。既存の途上国と相互協力的な関係を構築していたEUが途上国の意見に対し積極的に同調しなくなり、先進国、EU、途上国間の意見対立がより明白になった。すなわち、途上国はCBD名古屋議定書の主要内容である遺伝資源を活用して発生した利益に対する共有体系の確立をTRIPSに反映すべきであると主張していることに対し、EUはこれに反対している。また、米国はACTA以降、知的財産権執行イシューに対する議論を続けていくために、新たに「模倣品に対する供給ネットワーク遮断を通じた知的財産権保護」に対する提案書を提出したが、同議題に対し途上国が大きく反発して提案書内容についても批判的な立場を見せ、インドネシア、南アジア共和国を含む途上国は、模倣品の取引防止に関する交渉(ACTA, Anti-Counterfeiting Trade Agreement)が先進国業界の利益だけを反映した交渉であり、現時点では締結国のみを拘束する交渉であるが、今後の執行分野においてTRIPSの代替となる新しい規準となり、先進・途上国間のRTA(Regional Trade Agreement、地域貿易交渉)交渉時には先進国が途上国に同基準を強要する状況を招くことを恐れ、知的財産権執行に対する議題が持続的に議論される見通しであるため、韓国は米国、日本など同案件に対して意見を共にする国家間での持続的な協

議が必要と見られる。

2013年以後開催されたWTO TRIPS理事会では、米国とスイスを除くほとんどの国の反対で非違反・状況提訴のTRIPS適用が2年間猶予となり、生命工学等のイシューは途上国と先進国の立場の差は縮められていない状況である。先進国グループは生命工学についての議論をWIPO IGCにおいてのみ議論したいと主張しているが、途上国の反対によってこれさえできなくなるなど、二つのグループ間で先鋭な意見対立が続いている。一方、2014年理事会で途上国は、近年国際的に公衆保健を脅かしている伝染病に対する協力のために医薬品の強制実施要件を緩和することを主張したが、先進国は医薬品関連の強勢実施権の正当性は認めながらも同事案が単純な知的財産に限った問題ではなく、経済規模、貿易、関税等の経済全般に関するものであるため、より慎重な接近が必要と主張した。2015年理事会で猶予期間が終了する非違反/状況提訴のTRIPS適用に対する議論が進められたが、米国とスイスを除くほとんどの国家が同制度のTRIPS適用が不適切であると主張するなど、合意には至らず第10回WTO閣僚会議で同制度の適用を次の閣僚会議まで再三猶予し、TRIPS理事会で持続的に議論することに合意した。

2) 生物多様性条約(CBD)と遺伝資源へのアクセス及び利益共有(ABS)

1992年に生物多様性条約(Convention on Biological Diversity, CBD)が採択された。CBDは生物多様性の保全、生物多様性構成要素の持続可能な利用、生物遺伝資源の利用により発生する利益に対する公平な共有を目的とする。CBDの採択により国際社会は生物遺伝資源を含む自国の生物資源に対する主権的な権利を認めることになった。

CBDは先進国の生物資源の利用から正当な利益を分けてもらえず被害を受けたことを主張する途上国の立場が反映され、「遺伝資源の利用から発生する利益の公平な共有」を条約の目的の一つとして採択した。また、遺伝資源を利用するためには、遺伝資源提供国に事前通報承認(Prior Informed Consent, PIC)を求めなければならない、利用方法及び正当な利益の共有条件等に対して相互合意条件(Mutually Agreed Terms,

MAT)に基づくことを規定した。

2010年3月第9回ABS作業班会合において、既存の文案を改善した31条項の簡潔な議長修正案(カリ草案)が作成され、法的拘束力のあるABS議定書の採択が可視化となった。2010年7月に第9回ABS作業班の再開会合において、カリ草案を基に主要論点に対する意見収集が行われ、2010年9月に地域間交渉グループ会合を経て2010年10月30日第10回生物多様性条約当事国総会の最終日にABS議定書(名古屋議定書)が採択され、現在各国では国内履行のための法制度の整備作業に取り組んでおり、韓国は環境部主管下で名古屋議定書履行TFチームを構成して履行準備を進めている。しかし、最も重要な 이슈は連絡機関(focal point)、責任機関(competent national authority)、点検機関(check point)などの各主要機関を指定することである。特に遺伝資源接近の要求がある際に、PIC(事前通報承認書)を発行する責任機関の指定及び遺伝資源モニタリング機関である点検機関の指定と関連して関係省庁間の緊密な協力が求められる。

2012年7月に開催された名古屋議定書の政府間委員会においては、グローバル多国間利益共有システム、ABS-CHM、義務遵守委員会の設立など主要 이슈に対して、本会議と同時に行われた各主要 이슈別の分科会合(Contact Group Meeting)を活用し、会合時間を効果的に活用した結果、各 이슈別の議論が進展を見せ、同案件に対する議論は今後開催される専門家グループ会合にて本格的に行われる予定であり、同会合に備えて細部 이슈別の韓国の立場を整理する必要がある。今後多国間の利益共有体系(Contact Group Meeting)の必要性和様式(Modality)を巡り、先進国と途上国間の先鋭な意見対立が予想されるため、これに対する対応論理及び徹底した準備が必要である。

2012年10月に開催された第11回生物多様性条約当事国総会においては、名古屋議定書の2回にわたる政府間委員会の議論結果に対する再確認及び今後の日程に対して議論され、これまで議論されたABS情報共有体系、能力培養、認識向上、履行遵守、世界多国間の利益共有体系、財政体系、資源動員に係わる議題に関する議論が続いた。グローバル多国間の利益共有体系の設立及び運営方式については、具体的な方法は同

システムの必要性に対する国家間の合意導出後でないと議論ができないため、今回の会合で韓国は資源利用国の立場を反映して先進国の意見(GMBSM不必要)を支持することが望ましいという開陳し、ABS情報共有体系(Clearing- House Mechanism)のうちABS Clearing- Houseの役割は国内の遺伝資源状況など情報体系を形成して国家間のネットワークを総括するCBD上のシステムであり、online包括機能を担い、情報登録及び検索を許容する内容の議論が続いた。2014年2月には第3回名古屋議定書政府間委員会会合(ICNP-3)が平昌で開催され、第1回名古屋議定書当事国会合の運営規程、議題準備、GMBSM、ABS Clearing-Houseなど主要未解決争点に対して議論が行われ、2014年10月には平昌で第12回生物多様性条約当事国総会が開催された。一方、50か国が批准してから90日後になる日に名古屋議定書が発効するという規定に基づき、2014年10月12日に名古屋議定書を正式発効され、現在70カ国余りが当事国として加盟している。

4. 知的財産権分野の通商交渉対応

産業財産保護協力局 多国機関チーム 工業事務官 ファン・サンドン

イ. 推進背景及び概要

自由貿易協定(FTA: Free Trade Agreement)は、特定の国との間で排他的な貿易特恵を付与する協定であり、FTAに代表される地域主義(regionalism)は、世界化とともに今日の国際経済を特徴づける明確な潮流となっている。

1995年WTO体制発足を前後にして、多国間貿易交渉等により全般的な関税水準が低くなり、他の分野へと協力領域が広がる傾向が拡大され、FTAの適用範囲及び対象範囲が徐々に広がっている。このような傾向により、最近のFTAは商品の関税撤廃のほかに、サービス及び投資自由化等まで包括することが一般的であり、知的財産権分野が別途のチャプターとして含まれる場合がほとんどである。このような知的財産権分野の通商環境の変化によって、韓国特許庁はFTA交渉を通して知的財産分野の通商摩擦を予防し、韓国の知的財産権が海外においてより保護される環境づくりに努めている。

ロ. 推進内容及び成果

韓国は、第1回目のFTA交渉対象国であるチリ(2004. 4. 1. 発効)をスタートに、シンガポール(2006. 3. 2. 発効)、EFTA²⁵(2006. 9. 1. 発効)、ASEAN²⁶(2007. 6. 1. 発効)、米国(2012. 3. 15発効)及びEU(2011. 7. 1. 発効)、ペルー(2011. 8. 1. 発効)、トルコ(2013. 5. 1. 発効)とのFTAを発効した。インドとの包括的な経済連携協定(CEPA)²⁷は、2010. 1. 1. 付けで発効された。また、オーストラリア(2014. 12. 12. 発効)、カナダ(2015. 1. 1. 発効)、中国(2015. 12. 20.)、ベトナム(2015. 12. 20.)、ニュージーランド(2015. 12. 20.)とのFTAも発効され、コロンビア(2013. 2. 11. 署名)とのFTAに署名した。

＜表VI-3-3＞FTA協定の主要内容

区分	主要内容
・ 韓・チリFTA (2004. 4. 1. 発効)	<ul style="list-style-type: none"> ・ (チ→韓) 韓国の人参、キムチ、寶城緑茶を地理的表示として保護 ・ (韓→チ) Pisco, Pajareto, Vino Asoleadoの3つの地理的表示に対し独占権付与
・ 韓・シンガポールFTA(2006. 3. 2. 発効)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 韓国特許庁をシンガポールPCT国際出願のISA/IPEA指定 ・ 韓国特許出願と同一なシンガポール出願の早急審査処理
・ 韓-EFTA FTA (2006. 9. 1. 発効)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2008年までローマ協約など3つの国際条約に加入及び遵守 ・ GIの保護、未公開情報(undisclosed information)に保護
・ 韓-ASEAN FTA (2007. 6. 1. 発効)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知財権保護強化 ・ 知財権分野の情報交換及び協力強化
・ 韓-米 FTA (2007. 6. 30. 署名、2)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登録遅延による特許権存続期間延長制度の導入 ・ 公知例外適用期間12ヵ月延長

²⁵ European Free Trade Association(ヨーロッパ自由貿易連合): スイス、リヒテンシュタイン、ノルウェー、アイスランドで構成

²⁶ Association of Southeast Asian Nations(東南アジア国家連合): インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ブルネイ、カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナムで構成

²⁷ Comprehensive Economic Partnership Agreement: 商品交易、サービス交易、投資、経済協力等の経済関係全般を含む内容を強調するために採択された用語であり、実質的に自由貿易協定(FTA)のような性格である。

012. 3. 15. 発効)	<ul style="list-style-type: none"> ・音、におい商標認定及び証明標章制度の導入 ・商標侵害に対する法廷損害賠償制度の導入 ・知財権侵害関連の民事訴訟において裁判所の権限強化
・韓-インド FTA (2010. 1. 1. 発効)	<ul style="list-style-type: none"> ・PCT ISA/IPEA指定、特許手続き簡素化などの分野で協力 ・両国特許庁間、別途協力のMOU締結推進
・韓-EU FTA (2011. 7. 1. 暫定発効、2015. 12. 13. 全体発効)	<ul style="list-style-type: none"> ・GIは付属書*交換方式で保護及び今後追加可能 (使用が確立された先行商標は継続保障) ・(韓→EU) チーズ、ワインなど162個 (EU→韓) 寶城緑茶など64個 ・医薬品分野の特許期間延長、資料独占は既存制度を維持
・韓-ペルー FTA (2011. 8. 1. 発効)	<ul style="list-style-type: none"> ・GIは付属書*交換方式で保護 * (韓→ペ)Pisco Peruなど4個、(ペ→韓) 寶城緑茶など82個 ・遺伝資源/伝統知識はCBD Textの宣言的内容などで妥結
・韓-トルコ FTA (2013. 5. 1. 発効)	<ul style="list-style-type: none"> ・GIは付属書*交換方式で保護及び今後追加可能 * (韓→ト)Hereke, Bunyan(カーペット)、(ペ→韓)高麗 ・有名商標の保護に関するパリー条約及びTRIPS義務遵守
・韓-コロンビア FTA (2013. 2. 11. 署名)	<ul style="list-style-type: none"> ・音、におい商標など非視覚的商標の保護 ・有名商標の保護強化
・韓-オーストラリア FTA (2014. 12. 12. 発効)	<ul style="list-style-type: none"> ・未登録有名商標の保護 ・公知例外適用期間を12ヵ月延長など
・韓-カナダ FTA (2015. 1. 1. 発効)	<ul style="list-style-type: none"> ・(カ→韓)高麗紅参、白参、水参、利川米を地理的表示で保護 ・(韓→カ)カナダウイスキー、カナダライ麦ウイスキーを地理的表示で保護
・韓-ニュージーランド FTA (2015. 12. 20. 発効)	<ul style="list-style-type: none"> ・未登録有名商標保護、団体標章保護(特許条項は含まれない)
・韓-ベトナム FTA (2015. 12. 20. 発効)	<ul style="list-style-type: none"> ・有名商標の保護強化 ・特許公知例外要件の緩和及び優先審査制度導入への取組みを明示
・韓-中 FTA	<ul style="list-style-type: none"> ・有名商標保護(中国内の消費者に広く知られている韓国企業の商標は中国

(2015.12.20.発効)	商標庁に登録有無とは関係なく有名商標として保護) ・ 実用新案権紛争時に裁判所に根拠資料(評価報告書)の提出規定 ・ 知材検チャプターの履行・協力などを議論するための知材権委員会の構成
-----------------	--

現在、韓国は4つのFTAを進めており(韓・中・日、RCEP²⁸、中米(Central America)、エクアドル)、4カ国と交渉再開に向けて準備を整えている(インドネシア、日本、メキシコ、GCC²⁹)である。

韓・中・日FTAとRCEPは2012年11月に交渉開始を宣言し、韓・中・日FTAは2015年11月まで9回にわたってFTA交渉が行われ、RCEPは2015年10月ソウルで第10回公式交渉が開催された。

中米とエクアドルとのFTAは2015年下半期に交渉を開始した。韓・中米FTAは2016年2月に第3回交渉を開催し、韓・エクアドルFTAは2016年3月に第2回交渉を開催し、両国の協定文を基に議論を進めている。

ハ. 評価及び発展方向

政府のFTA多角化政策によって今後主要国とのFTA交渉はさらに活性化されると見込まれる。特に、近年FTAが二国間貿易自由化を超えて米国主導のTPP³⁰、中国主導のRCEP等などMega-FTAが発足・進行されはじめ、地域経済統合の議論が一層加速化する見通しである。特に2014年に妥結された韓・中FTAは、両国の経済規模、貿易量、地理

²⁸ RCEP(Regional Comprehensive Economic Partnership:域内包括経済同伴者協定):アセアン10ヶ国、韓・中・日、オーストラリア、インド等アジア/太平洋16ヶ国が参加する経済交流協定

²⁹ GCC(Gulf Cooperation Council;ガルフ沿岸協力会議):ガルフ隣近6ヶ国(バーレーン、サウジアラビア、アラブ首長国連邦、オマーン、カタール、クウェート)で構成される中東経済協力体

³⁰ TPP(Trans-Pacific Partnership;環太平洋戦略的経済連携協定):米国、オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、メキシコ、ペル、チレ、シンガポール、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、日本等の12ヶ国が参加しているアジア・太平洋地域の関税撤廃と経済統合を目標とする多国間自由貿易協定

的隣接性を考慮すると、どの国とのFTAよりも大きな影響を与えると見られる。一方、韓・中FTAは別途に韓・中・日FTAとRCEP交渉などを通じて近いうちに名実ともに東北アジアの経済時代を迎えることになる見通しである。韓国は米国及びEUとのFTA締結を通じて知的財産権保護において既に相当なレベルに到達しているため、今後締結するFTAでは韓国が既に施行している制度の効果を最大化できる戦略の策定及び持続的な努力が必要であると見られる。

第4節 グローバル特許行政情報化の先導

1. グローバル特許行政情報化に向けた海外協力の強化

情報顧客支援局 情報顧客政策課 電算事務官 チョウ・アラ

イ. 推進背景及び概要

世界知的所有権機関(WIPO)の統計によれば、2014年(1月～11月)の韓国は特許協力条約(PCT)による国際特許出願件数が11,582件であり、2013年に続いて世界5位の多出願国となった。また、韓国特許文献が2007年4月から「PCT最小文献」に指定され、国際調査機関(14の特許庁)がPCT国際出願を審査する場合、韓国の特許文献を必ず事前に検討することとなった。2009年からは韓国語がPCT国際公開語として発効されたことで、韓国語でもPCT出願書を作成して提出することができるようになった。一方、韓国は米国、ヨーロッパ、日本及び中国特許庁と3極文書接近システム(TDA: Trilateral Document Access)を通じて相互間の審査情報及び優先権書類を交換することで、審査結果の相互活用と行政効率を高めることができた。

特に、韓国特許庁は2015年3月に韓国国民が他国の審査進行情報を容易に照会できるように、審査官にだけ提供していた審査情報統合照会システム(OPD: One Portal Dossier)を国民に対し拡大開放し、グローバル特許情報に対する敷居を下げた。

一方、知的財産情報化分野の国際的な流れをみると、持続的に増加している各国の審査・審判業務の負担を軽減するため、グループ別、地域別のブロック化を通じた協力が活発になっている。先進国は既存の3極(米・日・ヨーロッパ)体制から変わった5極(IP5: 米、日、ヨーロッパ、韓、中)体制の下で、庁間の業務協力のためのIT情報化インフラ構築活動に注力している。カナダ、イギリス、オーストラリアなどもバンクーバーグループ(Vancouver Group)を設立して審査結果を互いに活用する基盤を構築する活動に力の注ぎ、アジア途上国も東南アジア諸国連合(ASEAN: Association of Southeast Asian Nations)を通じて知的財産権協力を強化するとともに、ITインフラ

拡充及び共通教育課程案の策定に集中している。

韓国特許庁はこのように急変するグローバル知的財産権の環境において、知的財産権情報化分野を持続的に先導するため、米国、ヨーロッパ、日本及び中国特許庁等の主要特許庁との情報化協力体系を持続的に強化している。

韓国特許庁は1999年世界で初めてインターネット基盤の特許出願システムを開通し、2005年からは年中24時間運営の電子出願サービスを開始した。また、2012年はクラウド技術を基盤に3世代特許ネットシステムを開発するなど、特許行政情報化分野において世界最高の技術を整えている。さらに先進む情報通信(IT)技術を基にアジア、アフリカ地域の主要開発途上国を対象に特許ネットシステム基盤の情報化システムの構築の支援を行う等、特許行政システムの途上国への進出分野においても先進国として浮上している。

ロ. 推進内容及び成果

1) 主要国特許庁との情報化協力強化

イ) IP5特許庁との情報化協力

全世界の特許出願急増による審査滞積がグローバルイシューとして台頭し、これを解消するためにIP5協力の必要性が増大された。このような中で韓国特許庁は、IP5体制の発足を国際社会に提案し、2008年10月済州にて「IP5特許庁庁間会合」を開催し、その後の実務会合を通じて審査協力のための10の基盤課題の推進に合意した。10の基盤課題のうちの6課題が情報化に係わる課題であり、特許庁間の審査協力において情報化に関する支援がとても重要な役割を占めていることが分かる。

韓国特許庁は機械翻訳課題を主導する庁として、2011年にはIP5機械翻訳エラー検収事業を無事完了することに成功し、2012年にはエラー検収結果を反映するための機械翻訳の品質改善事業を遂行した。

2012年の下半期には、ヨーロッパ及び米国審査官が参加してアジア3つの特許庁の機械翻訳品質評価を遂行した結果、2008年の機械翻訳基盤課題の推進時に立てた目標である「先行技術調査に使用可能な品質」をアジア3つの特許庁が全て達成したことを確認した。

他国の主導課題である共通検索文献、優先権書類の電子的交換及び審査結果の共有システム等に対しても積極的に意見を延べるなどの活動を遂行し、国際情報化の議論において韓国特許庁の立場を強固にしている。

また、2013年に特許グローバル化及び大衆化の時代に適した新たな課題として「グローバル特許審査情報システム(Global Dossier:GD)」の構築議論を始めた。GDは世界の特許庁審査官、出願人、代理人に各国の特許庁が進めている特許審査情報を言語の障壁なしで全体をみることができ、希望する国に簡単に出願できるシステムである。2013年1月オランダのハーグにおいて、IP5特許庁とユーザーが参加する第1回Task Force会合が開催され、2015年1月には中国蘇州で第2回Task Force会合を通じてユーザーからの要求事項と必要な機能について意見を収集した。

また、韓国特許庁は2014年6月に釜山で「IP5 特許庁長官会合」を開催し、米国、ヨーロッパ、日本、中国と共に審査情報統合紹介システム(OPD: ONE PORTAL DOSSIER)を国民に対して公開することについて今後の日程などを具体的に発表した。審査情報統合紹介システム(OPD: ONE PORTAL DOSSIER)は、審査官が一つの画面からIP5特許庁の審査進行情報を一目で見ることができるシステムであり、2013年8月に開発を完了して国内の審査官が使用しており、インターネット環境における保安処置、使用便利機能などを追加し、2015年3月には別途のウェブサイトを構築して一般国民誰でも該当システムが利用できるようにした。また、2015年12月にOPD審査官サービスのWIP0-CASEシステム連携を通じてIP5庁のみならず、イギリス、カナダ、オーストラリアなどにサービス範囲を拡大した。

また、特許情報の自由な利用を骨子とする「IP5特許情報の普及政策(IP5 PI Polic

y)」と関連して、具体的な実現方策に対する合意に至った。先進5庁の特許公報、英文抄録、書旨事項をテキスト形態で各国の国民に配布することで、韓国の国民が活用度の高い先進海外特許庁の特許文献により容易にアクセスできるものと期待される。

ロ) 韓・日特許庁の情報化協力

韓・日特許庁は2015年7月に東京で開催された第18回韓・日情報化専門家会合において、両庁の情報化状況及び今後の計画を共有した。両庁はデータ交換MOUの締結(2014年10月)による後続措置議論において米国、ヨーロッパ及び中国公報の日文抄録の提供及び非特許文献リストの交換に合意し、OPD文書の機械翻訳の品質向上に向けてXMLフォーマットの交換推進に向けた協力を合意した。また、韓国特許庁が提案した「OPD文書コードの細分化」と日本特許庁が提案した「審査関連文書の別途コード付与」に対する相互支持を確認し、GD Task Force課題の迅速な推進に向けて協力することに合意した。

韓国特許庁は今後も日本との緊密な情報化協力を通じて既存のIP5情報化の課題はもちろん、新たに浮上したGD議論過程において積極的な意見を開陳する予定である。また、合理的な情報化協力モデルなどを提示することで、IT分野の最強国としての主導的な役割を強化していく予定である。

ハ) 韓・中特許庁の情報化協力

韓・中特許庁は2002年11月に両庁の情報化状況及び今後の計画の共有を通じて、両庁の情報化協力を強化して能力を高めるため、毎年1回の情報化専門家会合を開催することにした。2014年9月に韓国で開催された韓・中情報化専門家会合では、これまで特許庁内部使用用途として交換中であるデータ目録を点検し、データ交換目録の拡大及び国民に対する普及などに対する今後の推進方向を議論した。また、IP5で活発に議論が行われている「IP5特許情報普及政策(IP5 PI Policy)」の適用対象を法的状態情報等に拡大するための両庁の立場を共有した。

また、両庁間の交差出願件数が日々増加しており、二国間基盤の優先権書類交換システム(TDA-PDX)の構築が必要であるという立場を共にし、これによって優先権書類の電子的交換のためのMOU(了解覚書)を締結した。これを受けて2014年1月から優先権書類の交換システム(TDA-PDX)を構築し、優先権書類を電子的に交換し始めた。

2015年8月中国北京で開催された韓・中特許庁間の情報化専門家会合で両庁はこれまでデータ交換中に発生した問題に対する意見交換を通じて解決策を講じ、データ交換MOU改正案を設けて同年11月に両庁間長官会合で締結した。また、両庁は同会合で国際標準ST. 96(特実商デ統合XML標準)、ST. 26(XML基盤の塩基配列目録表記標準)の制定・改正による各庁の現状と計画及び情報化システムの発展方向に対する情報を共有し、ITシステム改善に向けて持続的に協力することに合意した。

二)韓・中・日特許庁の情報化協力

韓・中・日の3国特許庁は、2015年8月北京で開催された第13回韓・中・日情報化実務会合において、各国の情報化推進状況及び今後の計画を共有し、IP5体制の下で3国間共同発展に向けて持続的に協力することに合意した。

韓国特許庁は3国間の情報化協力を通じて、情報化が急速に進んでいる中国及び日本と共同協力を強化することで、IP5体制における韓国特許庁の役割及び位置づけの強化が図れるものと期待している。このような努力はグローバル知的財産時代に、東北アジア地域の特許庁間で実質的な協力の枠組みを構築したという点で重要な意義がある。

ホ)韓－ヨーロッパ特許庁の情報化協力

韓・ヨーロッパ特許庁(EPO)は、2005年6月に両庁間で包括的な協力事項を盛り込んだ了解覚書(MOU)を締結した後、了解覚書の充実な履行のために毎年協力計画(Work Plan)を樹立して体系的に情報化協力を推進している。

近年両庁は、情報化の 이슈が韓・EPO間の協力を強化して共同発展のための核心課題であることを認識し、協力計画の多くの部分を情報化協力プロジェクトで構成した。実際両庁は、情報化協力プロジェクトの一環として、優秀なIT専門家を派遣して機械翻訳、データ処理プロセスなど情報化システム全般にわたるベンチマークの機会を持つことに合意し、これによって韓国特許庁はIT専門家2名を2012年11月にハーグ所在のEPOに派遣した。2014年12月には韓-EPO実務会合において、データ交換範囲の拡大及び同年下半期にEPO側の専門家派遣などに対して議論し、その結果2015年3月にEPO側の専門家が韓国特許庁を訪問し、韓国特許庁の検索システム及び検索枠組みに対する理解を深め、更には両庁のIT状況と今後の発展方向などに関する技術協力方法を模索する機会を設けた。

また、韓国特許庁に先に出願してEPOに後で出願する場合、韓国特許庁での先行技術調査の結果を電子的にEPOに伝送するようにし、2013年3月からは韓国国民がEPC Rule 41(ヨーロッパ特許条約141条)に基づいて出願人が先行技術検索結果を提供しなければならない義務事項が免除となった。

今後韓国特許庁はヨーロッパ特許庁との情報化専門家会合を定例的に開催し、韓国特許庁の出願人の利便性はもちろん情報化能力が高められる新しい議題と共同協力事項を提案し、戦略的なパートナーシップを構築する計画である。また、EPOと持続的にIT技術を共有し、最新技術を導入することで韓国特許庁の技術力を強化していく予定である。

へ) 韓-米特許庁の情報化協力

韓・米特許庁は2008年9月に包括的な協力を行うための了解覚書(MOU)を締結した。同MOUの後続処置として2008年10月に開催された情報化実務会合において、両庁の審査官業務の効率性を高め、両庁の審査官間協力を強化するため、PCT文書の両方向交換、仮想協業システムなど多様な協力事業への取組みに合意した。

2009年には両庁間でSHARE(Strategic Handling of Application for Rapid Examin

ation)プロジェクトを試験的に遂行し、オンラインを通じて両国の先行技術、検索戦略、審査結果及び審査ノウハウのような多様な情報を相互共有するシステムを構築した。これを通じて両国は審査品質を向上させることができ、業務効率性の向上によって審査滞積の解消に大きく寄与できると見られる。また、出願人は韓国特許庁の高品質の審査サービスを通じて、韓国だけでなく米国でも安定的かつ強力な特許権獲得が可能になると期待している。

2) 国際機関との情報化協力事業の拡大

韓国特許庁は韓-WIPOが共同開発したPCT - ROADを2005年に初めて披露した。以後現在まで、ブラジル、マレーシア、エジプト、フィリピンなど各国に普及され、持続的な品質改善及び機能の高度化作業を経て2011年4月に新バージョンを発表したことで、世界各国の特許庁の注目を集めている。特に、受理官庁から送られるPCT電子出願データの整合性はPCT加盟国から送られてくる全てのデータの中で最も品質が優秀であり、WIPO内部においてもその優秀性が認められている。

3) 国家間の特許情報交換・活用システムの構築及び運営

韓国の半導体、電子、移動通信分野の技術が1990年代末から国際的な認定とともに世界市場において優位を占めることになり、関連した韓国特許情報に関する需要も急激に増大し、2007年には韓国特許文献がPCT国際調査及び国際予備審査機関において必修的に参照すべきPCT最小文献として指定された。これによって韓国特許庁は韓国特許情報に対する海外特許庁の審査官の接近と理解を高めるため、2005年11月に韓国特許公報の韓・英機械翻訳サービス(K-PION:Korean Patent Information Online Network)を開始し、それ以降サービス情報の範囲と品質改善に向けた取り組みを持続的に推進している。

このような努力の一環として、2006年11月に審査過程書類の翻訳サービスを追加し、2007年11月には英文キーワードを利用した韓国特許英文抄録(KPA:Korean Patent Abstract)の検索サービスを追加した。また、2008年12月からは韓国特許公報を英文のキ

ワードで検索できるようにして韓国特許情報の活用手段を多様化し、2009年にはデザイン及び商標に対する検索機能と韓国語PCT文献の検索機能を追加した。2010年にはユーザーの利便性向上のためにヘルプデスク機能を追加し、2011年と2014年には翻訳の品質改善のために1万件の翻訳メモリーと23万件の単語辞典を構築した。

2013年12月基準で、米国、ヨーロッパ、日本及び中国特許庁を含めて全世界42の海外特許庁がK-PIONサービスを利用しており、これを通じて韓国特許情報に対する海外拡散に寄与している。

これとは別に韓国特許庁は2009年12月に国内企業の海外進出を支援するため、国民向け検索サービスであるKIPRISに海外登録商標の検索機能を追加し、国内外のユーザーにサービスを提供している。2012年12月には既存の米国、日本、オーストラリア、カナダの登録商標約830万件に加えてヨーロッパ商標DB約95万件を追加搭載した。

また、韓国特許庁は3極(米・日・ヨーロッパ)特許庁とTDAを基盤とする審査情報及び優先権書類を相互交換・活用している。日本特許庁とは2007年4月から審査情報を相互交換しており、2008年4月からは優先権書類を電子的に交換している。米国特許庁とは2008年10月から優先権書類を、2008年11からは審査情報を相互交換しており、米国で依頼するPCT国際調査の件数が急増したことで2008年11月からはPCT文書の電子的交換を実施している。ヨーロッパ特許庁とは2008年12月から優先権書類を相互交換している。また、TDA基盤サービスの安定性向上のために国家及びサービス別の分散システムを構築し、TDAの既存ネットワーク装備(Virtual Private Network)をアップグレードして保安機能を強化した。

韓・米間のTDAを通じた審査情報及び優先権書類の相互交換が可能になったことで、2009年9月から韓-米間審査業務負担を減らすための審査業務協力プログラムである韓-米SHARE(Strategic Handling of Application for Rapid Examination)のパイロットプログラムを施行した。SHAREプロジェクトは両国の共通出願に対して第1庁が先に審査着手し、第2庁は第1庁の審査結果の活用が可能になる時まで待った後、第1庁の審査結果を利用して審査するプロジェクトであり、韓国特許庁は2009年9月からK-P

IONとTDA審査情報共有システムで審査報告書を提供している

そして、韓国特許庁は2009年6月にWIPO加盟国間の優先権書類交換システムであるDAS(Digital Access Service)を構築し、IP5の他にイギリス、スペイン、オーストラリア、フィンランドなど他の主要特許庁とも優先権書類を電子的に交換している。また、2013年にはシステムに保安強化機能を追加してDAS2.0にシステムを高度化した。

ハ. 評価及び発展方向

韓国特許庁はK-PION及び3極文書接近システム(TDA)を通じて韓国特許情報を海外に普及するなど、国内特許権を保護するために努力を続けている。また、IP5基盤課題の中の機械翻訳課題の主導庁として韓-英機械翻訳機の品質を高め、韓国特許文献に対する海外審査官の接近性を高めるためにも努力している。

さらに、審査効率性を高める努力も続けている。そのために審査情報統合照会システム(OPD)の開通以来、既存の米国、ヨーロッパ及び日本特許庁の審査進行情報とともに過去接近が不可能であった中国特許庁の審査進行情報まで一目で見ることができた。このように多様な努力によって国際特許権紛争の原因を最小化でき、審査処理期間の短縮にも大きく役立てると期待している。

韓国特許庁は、今後も二国及び多国間において多様かつ充実した情報化協力事業を推進する計画である。また、韓国型特許情報化システムの国際的な支持と信頼の確保に力を入れ、特許行政情報化分野における世界標準の定立に主導的な位置を確保し、ひいては世界特許行政情報化の発展に寄与するモデルを積極的に発掘し、国際機関との協力事業として推進して行く予定である。

2. 韓国型特許行政情報システムの海外拡散

顧客情報支援局 顧客支援政策課 技術書記官 キム・ヨンウン

イ. 推進背景及び概要

今日世界各国の特許庁は急増する特許出願を効率的に処理し、出願人の利便性を高めるため、特許情報化システムの高度化を重要な政策目標に設定して取り組んでいる。特に、3極特許庁と呼ばれる米国、日本及びヨーロッパ特許庁は自国特許行政の情報化だけでなく、「グローバル特許システム」を開発して途上国を含む全世界の特許庁に普及する計画を推進するなど、特許行政情報化分野における主導権確保のために熾烈な争いを展開している。

韓国は2010年OECD開発援助委員会(DAC : Development Assistance Committee)への加入をきっかけに持続的にODAを拡大することで、国際社会において経済規模に適した役割を遂行している。2013年ODA予算は2.4兆ウォンで、国民全体所得対比0.16%の水準である。2015年までに0.25%水準である約4.3兆ウォン規模に増額する方針である。特に短期間で先進国仲間入りを果たした発展経験を基に、経済発展共有事業(KSP : Knowledge Sharing Program)などの韓国型ODAモデルを定立している。特許分野においても、ODAを活用した韓国型特許情報化システムの海外普及活動を活発に展開している。これを通じて知的財産権行政情報化分野において技術標準の国際的主導権を確保でき、発展途上国との戦略的パートナー関係を形成することで、国際社会において国益優先の協力関係形成に向けた前哨基地を構築するとともに、韓国IT企業の海外市場への進出を支援することにその意義がある。

ロ. 推進内容及び成果

最近韓国特許庁が開発・運営している特許情報化システムである特許ネットが、3極特許庁を含む世界各国の特許庁のベンチマークの対象となっているだけでなく、AP EC域内途上国の特許庁に対する情報化協力事業の担当者及びWIPO PCT国際出願システム開発及び普及事業のパートナーとして選定されるなど、韓国特許庁の特許情報化システムが世界から注目を浴びている。

APECは世界で初めてインターネット基盤の電子出願システムを実現した韓国特許庁

の特許情報化のレベルを高く評価し、2002年度の途上国特許行政技術協力事業の主パートナーとして韓国を満場一致で選定し、韓国特許庁への特別基金の提供を決めた。このように提供を受けたAPEC特別基金で、タイ、ペルー、パプアニューギニア、フィリピン、ベトナム及びインド特許庁に対する情報化コンサルティングを順調に遂行し、APEC域内加盟国からの高い評価とともに、特許情報分野におけるリーダー国として浮上した。

特許ネット海外進出の取組みは主要拠点国を中心に2006年から本格的に行われた。2006年2月タイの商務部はタイ特許庁の情報化事業(IP Center構築事業)に韓国特許庁の参加を要請し、これを受けて韓国特許庁は韓国通信、LG-CNSなどとコンソーシアムを構成して2006年下半年に予備事業提案書を作成し、両庁間でモデル事業について合意したが、クーデター勃発によって同事業の推進は保留となった。2006年12月末にタイ政局が安定を戻したことで協議を再開し、2007年9月に両国の特許庁はタイIP Center構築協力のための了解覚書(MOU)を締結するとともに、韓国特許庁がWIPOと共同で開発したグローバル知的財産権コンテンツであるIPパノラマのタイ語バージョンの開発に着手することで、韓国特許庁はIP Center構築事業の参加のための国際競争において比較的に優位な立場を確保した。

また、2003年8月に韓・インドネシア特許庁間で包括的な協力のために締結した了解覚書(MOU)を基に、2007年上半期にインドネシア特許庁の情報化事業のための事業妥当性調査事業を遂行し、33百万ドル規模の特許情報化事業を共同で推進することに合意した。2007年9月に両国の特許庁はインドネシア特許情報システム構築協力のための了解覚書(MOU)を締結した。2008年にインドネシア政府は事業の妥当性調査の結果を基にインドネシア特許情報システム構築事業を借款事業形態の国策事業として公式的に選定した。2009年にはインドネシア特許庁の情報化事業を韓国政府の借款である経済開発協力基金(EDCF:Economic Development Cooperation Fund)事業として確定し、2010年4月にはインドネシアと特許情報化事業支援のための技術協力了解覚書(MOU)を締結し、両国政府は2010年8月に33百万ドル規模の借款契約に署名した。

2008年に事業妥当性調査から始まったモンゴル特許情報化事業は、2010年4月に335

万ドル規模の韓国国際協力団(KOICA)公的開発援助(ODA)として確定され、主事業者であるLG-CNSがシステムの開発に参加し、2011年12月にモンゴル特許情報化システム(I POMnet)を開通することに至った。モンゴル特許情報化事業を推進するため、韓国特許庁は2011年6月に韓・モンゴル技術協力MOUを締結し、管理者・実務者の国内招聘研修などを通じて能力強化プログラムとコンサルティングを提供した。

2009年知的財産権教育分野における協力を開始したアゼルバイジャン特許情報化事業は、2010年に事前妥当性に関する調査を終え、2011年2月に420万ドル規模のKOICA ODA事業として確定された。2011年8月に事業者として選定されたシリウスソフトが2013年5月に特許情報システムの構築を完了し、韓国特許庁は事業のモニタリング、評価、技術諮問及び能力培養プログラムの提供などを通じてアゼルバイジャン特許情報化事業を支援した。

2014年カンボジア特許庁に対して事前妥当性調査を実施し、その結果を基にシステムを開発するための両国間協力MOUを締結した。

2015年7月にはモンゴル特許情報システム事前妥当性調査を行い、事後管理事業結果に対する現場実査及びユーザー満足度調査を12月に行った。特に、既に構築されているモンゴル特許情報システムメンテナンスのため、企画財政部との緊密な協力を通じて予算を確保した。

同時に、2015年10月モザンビーク及びパラグアイに対する実務者招請研修を実施し、開発事業の推進可能性を検討するため、2015年7～12月にミャンマー向け特許行政システムの構築に向けたコンサルティングを行った。

また、韓国の先進特許行政情報化の海外進出を中東、アフリカ地域に多角化するための取り組みを続けている。

まず、2010年11月に樹立した「特許ネットアフリカ進出基本推進戦略」において、アフリカ18の英語圏国の政府間知的財産権協力機構であるアフリカ地域知的財産機関

(ARIPO)を特許ネット進出拠点として活用することにし、2010年12月ARIPOと知的財産権分野の包括的協力MOUを締結した。ARIPO本部が所在するジンバブウェ・ハラレにて開催された韓・ARIPO・WIPO情報化実務会合で、韓国特許庁は3者間の技術協力MOU締結を提案し、同年9月のWIPO総会(ジュネーブ)においてMOU署名式を行った。2012年10月にARIPO特許情報化事業が2013年～2015年の3年間で580万ドル規模のKOICA ODA支援事業として確定され、2013年10月7日にハラレにおいて着手報告会を開催したのを始めに、特許情報システム改善事業を展開し、ARIPO及び18の加盟国の既存システム(PO Lite, IPAS)を特許ネット技術に基づく特許情報システムに改善している。また、特許ネットシステム構築事業を効率的に推進するため、2014年7月にIT専門家を現地に派遣し、ARIPOの要請によって派遣期間を1年延長して2016年6月まで支援するようにした。

また、知的財産を国家核心事業として推進している中東の拠点国家アラブ首長国連邦(UAE)とシステム構築協力MOUを2014年9月締結した。特許庁は同MOUを基に韓国IT企業が中東市場に進出して韓国型特許行政情報化システムが輸出できるように支援する計画である。

ハ. 評価及び発展方向

2009年アジア最大の電子商取引協議体であるア・太平洋電子商取引理事会のe-ASIA Awards公共電子ビジネス分野の優秀事例に選定されるなど、韓国特許庁の情報化レベルはAPEC、WIPOなど国際機関と海外特許庁から好評を得た。また、スペイン特許庁、フランス特許庁などの先進特許庁も自国の基金を提供してまで韓国特許庁との情報化共同協力を希望している。今後特許ネット基盤技術の海外拡散及び援助国としての国のレベルを高めるためにODA財源を多様化にし、専門性を基に韓国特許庁のイニシアチブを強化して行く方針である。

また、ヨーロッパ特許庁の場合、自国のシステム(EPTOSシステム)とPCT-ROADシステムとの統合を提案するなど、これまで3極特許庁主導で進められていた特許行政情報化の国際協力に変化が起こっている。このように韓国特許庁が情報化システムの開

発など情報化国際協力事業の主要パートナーとして認識されている。

韓国特許庁はシステム開発などの情報化ノウハウを基に、先進特許庁の国際機関情報化システムに特化された情報化協力事業モデルを持続的に発掘する予定である。また、情報化標準議論においても主導的な役割を遂行するとともに、3極特許庁との協力を強固にし、知的財産権分野の先導特許庁として取り組んでいく予定である。

3. 高品質のグローバル知的財産権コンテンツの開発及び活用事業

産業財産保護協力局 多国機構チーム 行政主事補 イム・ジュンヨン

イ. 推進背景及び概要

韓国特許庁は特許先進5カ国(米国、日本、ヨーロッパ、中国、韓国)の一員として、知的財産権の格差問題を解消することが最終的には韓国の国の品格を高め、海外知的財産権保護環境にも寄与できるものと認識し、国内外の知的財産権専門人材のグローバル競争力の強化のため、知的財産権コンテンツの開発及び普及を目標に、2006年から国際機関との協力を通じて知的財産権の英文教育コンテンツを作成して普及するようになった。まず、初心者向けに「世界知的所有権機構国際教育院(WIPO World Academy : WWA)」のオンライン教育課程を活用して大学の教育課程を開設し、世界知的所有権機関の中小企業局の内部資料である「IP for Business」を活用して中級者向けのIPパノラマを開発した。また、米国、日本、オーストラリアなどとAPEC基金を活用して専門家用のIP Xpediteを開発した。

ロ. 推進内容及び成果

韓国特許庁は2006年から2010年までWIPO中小企業局と協力して知的財産権と国際取引などのビジネス的観点からの活用戦略に関する知的財産権英文コンテンツ「IPパノラマ(Panorama)」を開発した。2009年6月には、WIPOとIPパノラマを国連共用語として開発することに合意したことで、2009年アラブ語、2010年スペイン語、フランス語、

2012年中国語、2013年ロシア語を発売し、国連共用語の6バージョンを全て完成した。また、韓国特許庁は途上国を支援するためにIPパノラマ開発に関する協定を締結し、タイ語、ハンガリー語、ベトナム語、スワヒリ語、ポルトガル語、スロバキア語、エストニア語、ポーランド語、インド語、ブルガリア語、ペルシア語、セルビア語、クロアチア語、アルバニア語、ラオス語、ミャンマー語、カンボジア語など17の言語でIPパノラマを開発するとともに、韓国版も開発して2014年初めから国内に普及するなど、これまで世界24カ国の言語で開発・普及されている。

2015年にはIPパノラマの教育内容を基に実際事例を中心に再構成したモバイル知的財産教育コンテンツである「IPパノラマモバイル」を開発し、2016年披露する予定である。

また、2012年にIPパノラマとして初めて海外の民間企業(インドReliance Industries社、8千ドル)とライセンス契約を締結する成果を収めた。

韓国特許庁はまた、APEC特別基金を確保して2006年から特許情報の検索・分析及び活用など特許情報に係わる実証的内容に関する知的財産権コンテンツ「IP Xpedite」を開発した。2009年にはAPEC基金14万1千ドル(USD)を誘致し、ア・太平洋地域の21の加盟国を対象とするオン・オフラインの知的財産権情報活用教育課程の運営及びコンテンツ開発事業である「IP Xpediteを活用した特許情報活用人材養成事業」を、2010年にはAPEC基金14万7千ドル(USD)を誘致して「IP Xpediteを活用した特許情報活用人材養成事業の高級課程」を順調に推進した。これによって2011年10月にはAPEC加盟国を対象に教育参加者別のオーダーメイド型教育課程を提供して国内特許情報システムの優秀性を広報し、APEC加盟国向け最大規模のオン・オフライン・ブレンデッド教育課程を提供するとともに、2012年には「IP Xpediteを活用した特許情報活用人材養成事業の高級課程」の主要講義を基に、主要国の特許進歩性判断に係わる判例中心のオンラインコンテンツを開発・普及した。

韓国特許庁はグローバル知的財産権教育課程の運営効率性及び学習の利便性増進、利用者のアクセシビリティを高めるため、2013年に新規学習管理システムを導入し、

IP Discoveryというグローバル知的財産権教育コンテンツを提供するホームページをオープンして途上国の知的財産権教育コンテンツのプラットフォームを構築した。

上記のように韓国特許庁のグローバル知的財産権コンテンツに対する国際社会の反応は非常に熱い。しかし、既存ウェブまたはCD形態のコンテンツ普及が物理的・財政的な限界に直面しており、最近のモバイル情報通信環境に適した教育コンテンツの普及が切実な状況である。また、デジタル環境に慣れている幼・少年を対象とするオーダーメイド型知的財産権コンテンツの不在によって開発が急がれる。そこで2014年には文化体育観光部及び韓国コンテンツ振興院との協業の下で、幼少年発明学習用機能性モバイルゲーム「発明探偵陳」を開発してゲームと学習を融合した。

2016年には年齢別、対象別のオーダーメイド型知的財産教育コンテンツを開発・普及し、生涯周期別オーダーメイド型発明学習体系を構築して国際知的財産教育市場において先導的な役割を果たしていく計画である。

4. 国内外特許情報の活用・拡散のための特許情報博覧会

情報顧客支援局 情報顧客政策課 専門経歴官 ナ群 キム・インスク

イ. 推進背景及び概要

特許情報が国家・企業競争力の核心要素として浮上したことで、特許情報の戦略的かつ体系的な活用のために政府レベルでの国際イベントが必要となった。そこで韓国特許庁は国内外の最新特許動向を共有し、特許情報会社にマーケティングの場を提供できる特許情報博覧会を企画し、第1回イベントを2005年11月にCOEXにて開催した。

ロ. 推進内容及び成果

韓国特許庁は2005年から毎年特許情報博覧会(PATINEX)を開催している。イベントは大きく特許情報分野の主要イシューに対する国内外の有識者による基調演説と講演、

特許庁・特許情報会社・企業の特許情報普及政策及び活用実態を主に紹介するテーマ発表、特許庁・特許情報会社のサービスと商品を展示する展示ブースの運営、特許情報商品・サービスに対する専門的なコンサルティング及び教育が行われるワークショップで構成された。

PATINEX2015は2015年9月3日から4日の両日間、ソウルインペリアルパレスホテルで開催され、「境界を超えた知的財産(IP Knowledge Beyond Borders)」というテーマで3つのセッション、5つのワークショップ及び企業17社の展示会で構成・開催された。

ハ. 評価及び発展方向

PATINEX2015はシム・ヨンテク韓国ライセンス協会副会長の基調演説をスタートに、Google、IBM、現代自動車などグローバル企業の特許運営総括担当者などが出席し、各企業の特許活用戦略を紹介し、司会者との討論を通じて追加質疑応答機会を提供することで参加者から大きな反響を得た。また、WIPS、ウィズドメイン、マークプロ、LexisNexisなど国内外特許情報サービス提供会社の展示イベントを通じて、参加者が特許情報の活用に関する国内外市場の動向が把握できるように取り計らった。これを基に翌年度のイベントは国内外著名スピーカーの早期渉外とバランスの取れたセッションの構成、参加者と展示会社間のコミュニケーション機会の拡大を通じてコンファレンスの充実化と展示イベントの活性化により集中する計画である。

第5節 最貧・途上国に対する知的財産シェアリングの拡大

1. 推進背景及び概要

産業財産保護協力局 多国間機構チーム 行政事務官 ソン・ウンジョン

2015年9月国連開発首脳会議では2030持続可能開発議題(2030 Agenda for Sustainable Development)を公式採択し、17つの持続可能開発目標(SDGs)を提示した。既存のミレニアム開発目標(MDGs)が社会開発中心であったとすれば、持続可能開発目標では社会開発、経済開発、環境保全など開発の分野を多様化した。このような国際環境の中で韓国は援助の効果を高め、統合推進体系の構築を図った。特許庁はこのような基調に符合と同時に、知的財産5大先進国という国際社会における位相と期待に適合した知的財産分野の政府開発援助事業を推進した。途上国に適正技術を開発して提供する一方、途上国の優秀な商品に対してブランド獲得を支援する事業を通じて先-後進国間開発格差問題の解消を図り、韓国知的財産権の外交力強化に寄与した。

適正技術(Appropriate Technology)とは、「高額投資の必要がなくエネルギー使用が少ない、誰でも簡単に習って使え、現地の原材料を使用し、小規模の人が集まって生産可能な技術」である。一言でいえば、先進国では活用価値が高くないが、途上国では効用が大きい技術のことである。飲水の不足、コレラ、疫痢のような水系感染症で苦しんでいるアフリカ住民のため、一度に75リットルの水を汲んで簡単に転がして運搬できるように円柱形で設計された「キュードラム」と、汚染された浄水源から99.9%のバクテリアを除去できる携帯用浄水器である「ライフストロー」がまさに適正技術の代表的な製品である。

韓国特許庁は2010年からグットネイバース、ハビタットなどのNGO及びWIPO、APECなど国際機関と協力して途上国に適正技術を開発・普及してきた。

<図VI-3-1>適正技術製品の事例



Q Drum

飲水源から遠いところまで簡単に水を運搬できる



Life Straw

汚染した上水源の細菌を99.9%除去

<図IV-3-2>ブランド開発の成果



ボリビア QUINUA のブランド



フィリピン TARLAC 地域のブランド

また、韓国特許庁は途上国の農産品、特産品が優秀な品質であるにもかかわらず、ブランドの不備によりまともな価額をもらえない状況を解決するため、途上国にブランドを開発して支援する事業を推進してきた。2010年にはアフリカのチャドに乾燥マンゴ技術に対してブランドの獲得を支援し、2011年にはチリの果物カクテル製品に対してブランドを開発した。2012年にはカンボジアの赤米と熱帯果物「リュウガン」に対するブランドを開発して提供した。2013年にはボリビアの代表輸出穀物であるQUINUAに対するブランドを開発して支援を行った。また、フィリピンTARLAC州の地域認証ブランドを開発して提供したが、現地企業の代表は韓国特許庁が開発した地域認証ブランドが事業拡大及び現地の所得増大に大きく寄与するものと期待感を示した。

一方、韓国特許庁は2009年に韓国特許文献をDBで構築して英文のホームページを通

じて提供している。2015年には染色技術関連49件、排水処理関連57件の適正技術特許情報を補強した。このように技術の宝庫といえる特許文献を公開することによって途上国が必要とする技術情報を自ら探し出して活用できるよう支援している。

2. 主な推進成果

2015年に韓国特許庁は商品性を強化した適正技術開発支援で水源国経済を活性化するという目標を掲げ、適正技術の開発及び普及の拡散、ブランド開発を支援した。適正技術開発事業はまずWIPO韓国信託基金事業である適正技術コンテストを通じて発掘された需要技術を基に適正技術を選定し、特許技術及び情報を調査してこれらを現地化するための試作品を開発して普及する流れで行われた。特に、モンゴルを対象に適正技術事業とブランド開発をパッケージで支援し、事業の効果を高めるために取り組んだ。支援を受ける側の機関であるNooson Zangliaa協同組合はWool製品生産の効率性と品質を高めるための技術を希望していたため、2014年KIPO-WIPO適正技術コンテストでこのような技術需要を提出した。それによって一つの装置で天然染料の抽出と染色が同時に可能な装置を開発し、協同組合の販売店(Tsagaan Alt Wool Shop)で使用するブランドロゴと売上拡大に向けた経営戦略を提供した。

また、ミャンマーのピンロン科学技術高等学校(G. T. H. S Pinlon)を対象に下水処理技術を開発した。ピンロン高校は学校の地帯が低いものの、排水処理が不十分な状態であったため、雨季が訪れる度に苦労していた。そこで、韓国中小企業が保有している特許技術を基に現地ですぐ手に入る材料を活用して排水装置を製作・設置した。

<図IV-3-3>天然染料の抽出及び染色技術



天然染料の抽出及び染色機械

染料技術ワークショップ



モンゴルウールブランド

また、インドネシア・フロレスのバジャワ (Flores Bajawa) 地域の特産品であるコーヒーブランドを開発した。バジャワコーヒーはインドネシア内の地理的表示認証 (GI) を獲得したが、但しGI表示が差別性なく使用されていたため、これを改善した。ブランドロゴデザインのため、フロレスバジャワ地域の意味を活用し、花、山、風、自然の美しさを形状化し、スペシャルコーヒーの高級感を強調した。

<図IV-3-4>インドネシアコーヒーブランド



既存ブランド

開発されたブランド

3. 知的財産シェアリング事業の国際的拡散

産業財産保護協力局 多国間機構チーム 行政事務官 ソン・ウンジョン

韓国特許庁は世界知的所有権機関 (WIPO) と共同で、2015年4月29日～30日の両日間、ソウルイムペリアムパレスホテルにて「適正技術 GRAND シンポジウム」を開催し、途上国及びWIPO加盟国とともにこれまで推進されてきた適正技術開発事業の成果と教訓について話しあい、今後適正技術開発事業が進むべき方向を模索した。

本コンファレンスにはイ・ジュンソク前特許庁長官、チョン・ジンギョ外交部開発協力局審議官、Miguel A. Margainメキシコ特許庁長(APEC知的財産権専門家グループ議長)、Chinbat Namjilモンゴル特許庁長官、Mario Matus WIPO開発事務次長をはじめ、途上国の政府関係者、国際機関及びNGO関係者など国内外人事260人余りが出席した。同行事で韓国特許庁は適正技術開発事業を通じてフィリピンに提供したイルランイルランオイル抽出機試作品など多様な適正技術製品を展示して参加者から注目を浴びた。

さらに、WIPOとの協業を通じてWIPO韓国信託基金を活用して、モンゴル、ドミニカ共和国で途上国の日常生活問題の解決及び特許情報を活用した適正技術開発方法論の拡大に向けた適正技術コンテストを開催した。モンゴルからは計40件の適正技術が受け付けられ、予備審査と口頭発表を経て最終的に3件の受賞作が決まった。授賞式は国営TVを始め、多数のマスコミが駆けつけてモンゴル国民の高い関心を示した。

このように韓国特許庁は国際知的財産シェアリング事業を積極的に遂行することによって、途上国の国民が知的財産を創出・活用する能力を培養し、生活の質を改善して経済発展を成し遂げられるように支援し、今後も知的財産5大強国という位相に相応しい知的財産分野の開発援助先導国としての国家イメージを構築していく予定である。

第5編 知的財産人材養成及び国民向けサービスの改善

第1章 知的財産に親和的な社会基盤の形成

第1節 知的財産専門人材の育成

1. 概観

産業財産政策局 産業財産人材課 行政事務官 アン・ビョンウク

創意的な科学、技術、コンテンツ及びアイデア等の知的財産が商品価値の主な決定要因となる近年、知的財産集約産業が新たに成長のパラダイムとして浮上する創造経済時代において、知識基盤経済革新の主体である起業家精神と創意的で融合的なマインドを備えた人材養成が国家競争力の核心要素として重要視されることにより、政府省庁の合同による協力体系を構築し、知的財産専門人材養成に向けて中長期的な総合計画(第2次国家知的財産人材養成総合計画(2013~2017))を策定し取組んでいる。

知的財産創出人材養成のためには何よりも既存の理工系中心であった知的財産教育の形態から脱皮し、医学、薬学系列、デザイン系列、商経系列等の系列全体において知的財産講座を開設し支援を行い、複合的な問題解決のために学制間の融合教育を実施している。また、知的財産担当教授の任用等を通じて大学の自律的な知的財産の基盤構築及び優秀な教育モデルの拡大等に向けて知的財産教育の先導大学を選定し支援している。また、体系かつ標準化された知的財産教育に向け、知的財産教育課程を開発して全国の大学に普及するとともに、大学教授を対象に知的財産に関する基礎から上級までの多様な教育課程を運営をし認識向上及び専門性の強化に努めている。

また、企業と大学が協力して創意的なアイデアを発掘し、問題を解決する開放型革新(OPEN INNOVATION)形態の新産学協力プログラム(キャンパス特許戦略ユニバーシアード、大学創意発明大会、D2Bデザインフェア)を通じ、参加企業は多様なアイデアで問題の解決や優秀な知的財産人材が確保でき、学生は知的財産を基盤にアイデアの発掘及び商品化による事業化又は技術移転等で競争力を高めるなどの役割を果たしている。

そして、現在熾烈に行われているグローバル特許戦争に対し効果的に対応し、企業の知的財産経営基盤の構築及び競争力向上に向け、多様な事例内容で企業の実務人材向けに知的財産教育を持続的に実施している。

2. 知的財産権に強い大学(院)の人材養成

産業財産政策局 産業財産人材課 行政事務官 アン・ビョンウク

イ. 大学(院)の知的財産講座

1) 推進背景及び概要

コア特許、収入源となる特許の創出は、研究者の創意的な能力だけでなく、特許についての事前調査を行って特許戦略を策定することにより成敗がわかる。日増しに増加する国内企業に対する海外先進企業との特許パテントロールによる特許訴訟も、特許の事前調査と適切な特許戦略の策定により最小化することができるため、該当技術分野の専門知識と特許活用能力を備えた研究者と特許専従人材の養成が必要である。

これにより2006年から本格的に工学及び自然科学系列大学(院)学生向けの特許教育に取り組んでいる。2009年には大学における教育が体系的に推進できるよう「知的財産の理解」という教材を開発して普及した。

2010年には未来有望知的財産権の創出分野である医薬、経営、デザイン系列にまで知的財産教育を拡大し、2012年には大学の自律的な知的財産教育基盤構築のために知的財産教育先導大学を選定して支援を行い、2013年には知的財産教育の標準化に向けて標準教育課程及びこれと関連した標準教材を開発する等の事業基盤を構築した。

2) 推進内容及び成果

大学(院)の知的財産教育活性化に向けて理工系及び医薬、デザイン系列大学(院)だけでなく経営大学にまで知的財産科目を定期課程として開設し、知的財産に対する学生達の関心を高め、特許等の知的財産制度全般についての講義と特許検索及び明細書作成等の実習も実施した。

2014年には64大学において知的財産講座が188講座が新設され8,569名が受講したが、2013年に比べると502名増であった。2015年の場合は関連予算の減少により56大学に182の知的財産講座が開設され7,308名が受講し、2014年に比べ6講座の1,261名の受講生が減少となった。

＜表V-1-1＞大学の知的財産講座志願状況

区分	大学及び大学院				
	2011	2012	2013	2014	2015
大学数(校)	60	57	57	64	56
講座数(講座)	207	183	183	188	182
講座履修学生数(人)	9,762	8,345	8,067	8,569	7,308

このような知的財産講座は理工系列だけでなく、医薬、デザイン、社会系列等で多様に推進されており、工学教育認証プログラムと連携して知的財産教育を持続的に実施する等、大学における知的財産権教育についての関心度が高いことが分かる。

また、体系的で効果的な知的財産教育のために水準別（知的財産の理解、特許の理解（1、2）、専攻別（知的財産、経営、デザインと知的財産、医薬、生命工学と知的財産、スマートフォンアプリと知的財産、建築と知的財産）知的財産の教材を開発して普及した。

また、大学1年から大学院に至るまで体系的で標準化された知的財産教育のため、分野別、段階別の教育履修体系を反映した知的財産標準教育モジュールと標準教材を開発して全国125の工科大学に普及を行い、大学における知的財産教育の拡大に取り組んだ。

<図V-1-1>大学(院)の知的財産教育履修体系



2012年から大学の知的財産能力を強化し、大学自ら体系的な知的財産人材養成教育の実施ができるよう、知的財産専門教授を採用して運営するようにした。これにより江原大学、仁荷大学、全南大学(1次)、釜慶大学、ソウル大学(2次)、公州大学、金烏工科大学、東国大学(3次)、慶熙大学、国民大学、牧園大学、安東大学(4次)等の12大学を知的財産教育の先導大学に指定し運営した結果、2015年度には12大学において611の知的財産講座が開設され20,028名が受講した。

また、校内の教授等の教職員向けに内部教育を推進し、知的財産についての認識を高め、地域大学及び企業と連携して特別講演及び産学連携プログラムにより地域への知的財産拡大のために多くの活動を行った。体系的な教育のために教材を開発して活用しており、仁荷大学、慶熙大学、国民大学等では、内部において知的財産教育の活性化と体系的な教育のために知的財産教育センター、知識創業教育センター、IP R&Dセンター等を開設して活発に運営している。そして、創意的な融合型の人材養成のために学制間の融合講座も開設して問題解決を通じて特許等の創出が可能な教育も推進した。

<表V-1-2>知的財産教育先導大学の運営結果

次数	大学	2012		2013		2014		2015	
		講座数 (個)	受講生 (名)	講座数 (個)	受講生 (名)	講座数 (個)	受講生 (名)	講座数 (個)	受講生 (名)
1次	江原大	26	1,084	29	1,042	38	1,434	33	1,042

(2012)	仁荷大	31	1,407	54	2,130	58	2,544	62	3,166
	全南大	26	950	27	1,167	31	1,288	33	1,253
2次 (2013)	壇国大	21	1,010	54	2,362	61	2,806	-	-
	釜慶大	7	232	21	508	24	753	30	790
	ソウル大	7	231	15	429	15	526	14	525
3次 (2014)	公州大	16	691	21	698	79	2,348	89	2,259
	金烏工科大	3	105	6	263	36	1,101	64	1,757
	東国大	3	268	3	165	76	3,202	88	3,349
3次 (2014)	慶熙大	7	234	6	254	12	501	26	883
	国民大	3	392	-	-	4	139	85	2,157
	牧園大	-	-	-	-	1	57	56	1,743
	安東大	-	-	1	38	6	219	31	1,104
合計	計	150	6,604	237	9,056	441	16,918	611	20,028

* 壇国大学の場合は2015年から知的財産専門学位過程に転換

3) 評価及び発展方向

大学(院)の知的財産講座は2006年から本格的に実施されて以来、量質ともに順調に成長しており、先導大学の講座を含め大学(院)全体の知的財産講座は、2006年に48講座であったものが2015年には793講座に17倍以上増加した。

今後、教養授業又は理論中心の教育から工学認証プログラム、専攻科目との連携や知的財産を基盤に工学、経営、医学、デザイン系列等、学制間の融合を通じて知的財産教育を持続的に取組み、創意的な融合型の人材養成と先導大学をさらに拡大して支援を行い、大学の知的財産教育基盤の構築と競争力強化に積極的に取り組む計画である。

ロ. 知的財産専門学位課程の運営

1) 推進背景及び概要

近年国内外の知的財産紛争が激化となるにつれ、このような紛争に効果的に対応し、知的財産権基盤の戦略的R&D・技術投資戦略を策定できる知的財産専門人材の必要性が強調されている。知的財産専門人材は工学的な知識だけでなく、知的財産に対する法学的能力と経営戦略に対する深い理解が必要とされる。人材養成のためには大学院

レベルの学問間の融合教育を実施しなければならず、既存の工科大学、法科大学、経営大学においては、このような融合教育の実施が難しかった。

そこで、特許庁は知的財産専門人材養成のため、特化された大学院修士課程である「知的財産専門学位課程」を支援することになった。「2009年にはKAISTと弘益大学が運営大学に選定され、2010年に初めて新生を募集し本格的に知的財産専門人材養成を始めた。

2) 推進内容及び成果

KAISTと弘益大学は支援終了後にも継続して知的財産専門学位課程を運営しており、2015年には高麗大学で22名の新生を選抜して修士学位の知的財産専門学位課程教育を運営した。また、知的財産関連の研究活動のために外国の大学とも活発な交流を推進し、学術大会の開催等の知的財産に係る研究活動も推進している。壇国大学は2016年の学位課程の準備のための教育課程の開発、学生募集のための広報活動等を推進した。

<表V-1-3> 知的財産専門学位課程の運営状況

大学	学位名称	授業形態別	授業年限	単位	登録人員
KAIST	工学修士 経営学修士 (知的財産権法専門)	週末	2年 (6学期)	33単位	2011年 45名 2012年 58名 2013年 48名 2014年 45名 2015年 48名
弘益大	知的財産学修士	週内 (平日 夜間 /週末週間)	2年 (4学期)	24単位	2011年 44名 2012年 45名 2013年 26名 2014年 30名 2015年 12名
高麗大	知的財産学修士	週内 (平日 夜間 /週末週間)	2年 (4学期)	34単位	2015年 22名
壇国大学	知的財産学修士	週内 (平日 夜間 /週末週間)	2年 (4学期)	30単位 (論文) 36単位 (研究 報告書)	開院準備

3) 評価及び発展方向

知的財産専門学位課程は、国内において初めて知的財産分野の専門家養成のために工学-法学-経営学間の融合教育を実施している。この課程を終了した専門人材は、特許戦略の策定、特許紛争に対する戦略対応、知的財産の創出及び活用等において企業と国家の知的財産競争力強化に核心的な役割を果たすものと期待される。今後大学別に特性化された課程を強化するとともに、社会において必要とされる教育を実施する等のさらに活発な活動を繰り広げる計画である。

ハ. 知的財産教授向け教育のプログラム(T3)運営

1) 推進背景及び概要

大学で知的財産についての知識とこれを活用できる能力は、教授のほうがもっと必要とされる。特に理工系の教授は、知的財産に対する理解を基に教育を実施しなければならない知的財産教育者であって、科学技術研究の最前線に立つ研究開発者でなければならないからである。

大学において開設される知的財産講座は、大半において特許庁の支援により弁理士等の特許関連専門家によって講義が行われた。これは多くの理工系大学において専門分野と融合した知的財産教育について実施できる教授がいないか、又は不足しているからである。そして、教授が研究開発を行う場合、知的財産を基盤に研究戦略を策定して取組まないと収入源となる強い特許権を創出する成果等が極大化できないため、研究教授は知的財産に対する基本的な素養と能力を備えるべきである。

従って、教授の知的財産能力向上のために理工系教授向けの知的財産教育プログラム(T3: TEACHING THE TEACHERS)を構築し施行した。

2) 推進内容及び成果

大学教授が教育課程を修了した後、これを教育や研究に活用させるために段階別・分野別の教育プログラムを構築して実際に講義に適用できるよう事例中心の教育を実施した。

教育に参加できない教授には便宜を図って大学へ直接出向いて講義するプログラムと、中間試験期間中や夏と冬休みを利用した短期集中教育プログラムを運営した。また、知的財産教育に対する認識向上と知的財産に関する 이슈を伝えるため、韓国知的財産教育研究学会等の計5の専門学会と協力して定期的な学術大会において知的財産セッションを開設し、イシューとなる分野の特許動向や研究戦略を発表して知的財産講義を実施した。

2008年に初めてスタートした教育課程には、知的財産の必要性を認識した教授の参加が増加し2015年まで累計2,451名が教育を受けた。特に短期集中教育の場合、2015年は84の大学で350名が教育を修了し大学内の知的財産教育の裾野拡大に寄与した。教育全般に対する満足度も93.01%で高い満足度を示した。

<表V-1-4> 大学知的財産教授教育の状況

区分	主な内容	2011		2012		2013		2014		2015	
		大 学 学 員	人 員	大 学 学 員	人 員	大 学 学 員	人 員	大 学 学 員	人 員	大 学	人 員
訪問型教育	知的財産権基本	4	51	4	79	4	108	2	45	8	67
短期集中教育 (課程別 2泊3日)	知的財産権基本、特許情報 調査分析、海外特許制度等	66	228	71	285	64	268	88	303	84	350
国外深化教育	先進国特許制度等	9	10	10	10	-	-	-	-	-	-
合計		81	79	289	73	374	64	376	88	348	90

<表V-1-5> 大学の知的財産教授教育プログラム

訪問型教育	短期集中教育
-------	--------

<ul style="list-style-type: none"> ・圏域別の大学訪問型教育により需要者便宜性の向上 ・知的財産権に対する興味を誘導 ・大学名(8大学)：嶺南大学、韓国技術教育大、慶雲大学、大邱漢医大、大邱芸術大、大邱外国語大、嶺南神学大、嶺南理工大 	<ul style="list-style-type: none"> ・教授の知的財産能力向上及び特許活用能力の強化 ・課程名 <ul style="list-style-type: none"> - 春T3(知的財産権基本課程、特許明細書作成課程) - 夏T3(特許情報検索課程、知的財産マスター課程) - 秋T3(特許請求範囲解釈と回避戦略課程、海外特許出願戦略課程) - 冬T3(特許技術価値評価及び技術移転課程、特許ポートフォリオ構築戦略課程)
---	---

<表V-1-6>学会学術大会における知的財産セクションの開設状況

区分	イベント名	日時	場所	参加者数	テーマ
韓国知識財産教育研究学会	春季学術大会	2015. 4. 9～10	麗水HIDDENBAY HOTEL	68	知的財産教育及び知的財産権創出一般
大韓金属材料学会	春季学術大会	2015. 5. 30	ポポインツバイシェラトンホテル	94	生命工学遺伝子及び医療・威嚇分野と知的財産権
韓国生薬学会	春季学術大会	2015. 6. 25	中央大302館会議室	34	コンテンツ、デザインと法律
ICT フラットフォーム学会	夏季学術大会	2015. 6. 22	済州ラマダホテル	24	物のインターネット (IoT) 分野の特許動向
韓国工学教育学会	秋季学術大会	2015. 9. 17	大田KTX駅会議室	53	発明とおきよ商品のブランドデザインに関する研究等
計				5学会、273名	

3) 評価及び発展方向

教授向けの知的財産教育プログラムに参加する教授が持続的に増加し続け、学生向け知的財産講義の必要性について認識し始めた教授が高い関心と情熱をもって教育に参加し、知的財産講座を開設する等の教育課程運営に対する成果を収めている。しか

し、量的な規模においては至らないところが多い。知的財産教育プログラムを終了した教授は、累計で2,451名(2008年～2015年累積人数)であり、全国の教授88,163名(2014年の専任教員基準)対比2.78%に過ぎず、知的財産創出の核心人材である大学教授向けの教育を強化する必要がある。

さらに多くの教授が教育に参加できるようにするためには、知的財産に対する認識を広範囲に拡大する方策を講じる必要があり、特許庁主導の教育プログラム運営だけでなく先導大学等を通じて大学自ら教育を実施することが望ましい。

現在のプログラムをレベル別、プログラム別にプログラムを体系化、多様化にして教授が容易に参加できるようにするとともに、学会との協力を拡大して知的財産に対する認識向上を図る必要がある。また、知的財産教授同士のネットワーク構築を推進し、知的財産教育についての情報と教案の共有、研究活動の活性化等を期すればより効果的なものとなるはずである。

3. 企業・大学間の新産学協力プロジェクトの推進

産業財産政策局 産業財産人材課 行政事務官 ソン・イング
施設主事補 ユ・ヨンチョル

イ. キャンパス特許戦略ユニバーシアード

1) 推進背景及び概要

キャンパスの特許戦略ユニバーシアードは、特許教育に対する大学の関心を高めることができ、大学の実用的な特許教育を拡大するとともに、企業が必要とする特許に強いエンジニアを養成し、大学の斬新なアイデアを産業界に供給することを目的に実施された。企業は問題の出題及び審査、賞金を負担し、大学(院)生は指導教授とともに企業が出題した問題について未来獲得戦略を提示し、特許庁は大会の運営を支援する。このようにキャンパス特許戦略ユニバーシアードは企業、大学、政府の実質的な

産、学、官の協力事例である。そして、企業が大学のアイデアを選択して企業経営に適用することは、企業内部に限られたR&Dから果敢に脱皮することであり、外部の技術やアイデアを積極的に活用することによって企業内部の革新に繋がる開放型革新(OPEN INNOVATION)の事例ともいえる。

イ)競合部門

キャンパス特許戦略ユニバーシアードの競合部門は、特許戦略策定部門、専攻技術調査部門の2部門である。特許戦略策定部門は、細部的な技術主題に対し国内外の特許を分析して研究開発戦略及び特許獲得の方向を策定するものである。先行技術調査部門は、産業別仮想の出願書又は発明要約書について関連のある先行技術を調査した後、特許可能性の判断や出願書の作成と補正を行うものである。

ロ)参加資格

国内大学(院)生を対象に、特許戦略策定部門は3名以内のチーム又は個人で参加でき、必ず指導教授1名が参加しなければならない、先行技術調査部門は個人の参加である。

ハ)審査手続き

審査は書類審査、書面審査、発表審査、最終審査の順で進行され、書類審査は、申請資格の有無、推薦書(参加確認書)確認等の基礎審査であり、書面審査は、企業が提出した答案を審査基準に従い受賞者数の3倍数程度を選抜する。発表審査は、書類審査で選抜された者を対象に自分が作成した論文発表を通して最終順位を決める。最終審査においては企業が推薦した最優秀学生を対象に特許庁長官賞以上の上位の賞を選定する。

ニ)審査基準

審査基準は、競合部門別に書類審査基準と最終審査基準を定めて評価を行う。先行技術調査部門の書面審査基準は、先行技術の検索、請求範囲の作成、補正を中心に細部評価指標を定めた。特許戦略策定部門は先行特許調査及び分析、特許戦略策定を評価項目として評価指標を定めた。

<表V-1-7> コンペティション部門別の書面審査基準

部門	評価項目	評価指標	詳細内容
先行技術調査部門	先行技術検索	先行技術調査の達成度	効果的な検索方法の使用有無、先行技術調査結果の達成度等
		検索先行技術の適正性	検索先行技術の問題出題意図との不適合性
	請求範囲作成、補正	請求範囲の作成、補正の適正性	最も広い独立項の作成、適切な従属項の使用等
		特許要件に係る意見の妥当性	新規性及び進歩性等に関する説得力のある意見改進を行ったか否か
特許戦略策定部門	先行特許調査及び分析等	技術開発及び産業動向等の分析	技術、市場、産業動向分析の適正性等
		先行特許調査(定量、定性分析)等	主要技術に対する先行特許調査等の細部モジュール別、国家別、出願人別の分類等の核心特許の導出等
		核心特許の導出、選別、分析等	主要特許の検索レベル、選別、分析の適正性等
	特許戦略策定等	未来技術開発の方向、戦略等の提示	未来技術開発のための基本方向、戦略提示の適正性等
技術獲得戦略の具体性・適正性等		コア特許確保のための特許戦略提示等、回避技術設計法案等の内部開発、外部導入戦略等の判断	

<表V-1-8> コンペティション部門別の最終審査基準

部門	評価項目	評価指標	詳細内容
----	------	------	------

先行技術調査部門	学生 答案	先行技術検索等	先行技術の調査達成度レベル 検索先行技術の適正性等
		請求範囲作成・補正等	請求範囲作成の適正性 特許要件判断の適正性等
	企業 成果	問題解決寄与度	問題出題の目的・意図符合性等 該当産業分野などに対する波及効果程度等
		発展可能性等	今後の研究課題採択可能性、実務適用計画等
特許戦略策定部門	先行特許調査及び分析等	技術開発及び産業動向など分析	技術・市場・産業動向分析の適正性等
		先行特許調査(定量・定性・分析)等	主要技術に対する先行特許調査等 細部モジュール別、国家別、出願人別分類等 コア・基盤特許導出等
		基盤特許の導出、選別、分析等	重要特許の検索程度、選別・分析の適正性等
	特許戦略策定等	将来技術開発の方向・戦略等提示	将来の技術開発のための基本方向・戦略提示の適正性等
		技術獲得の戦略策定の具体性・適正性等	基盤特許確保のための特許戦略提示等 回避(空白)技術設計の方策等 内部開発、外部導入戦略など判断 短期、中・長期開発可否判断等
	特許分析と戦略策定(回避設計)間の論理的関係性等		

ホ)2015年の授賞内訳

2015年キャンパス特許戦略ユニバーシアードの授賞は、特許戦略策定部門では特許庁長官賞以上の上位の賞に学生6チーム、指導教授6名が選定され、後援機関の優秀賞は19チーム、後援機関の奨励賞は31チームが選定され、全体で56チームが選定された。先行調査部門では特許庁長官賞以上の上位賞に4名、後援機関優秀賞27名、後援機関

奨励賞53名で全体で84名が選定された。団体賞には最多受賞大学賞と最多応募大学は仁荷大学が受賞した。授賞式には大学総長、企業CEO等の社会著名な有職者200名余りが参加し全体では420名の参加となった。

＜表V-1-9＞2015年の授賞内訳

区分		特許戦略策定		先行技術調査
		学生	指導教授	
産業通商資源部長官賞		1チーム (1000万ウォン)	1人 (500万ウォン)	1人 (300万ウォン)
韓国工学翰林院会長賞		1チーム (1000万ウォン)	1人 (500万ウォン)	-
特許庁長賞		4チーム (問題当たり800万ウォン)	4人 (問題当たり500万ウォン)	3人 (問題当たり200万ウォン)
特別賞(WIPO事務総長賞)		1チーム (700万ウォン)	-	1人 (150万ウォン)
後援機関長賞	優秀賞	問題当たり1チーム (600万ウォン)	-	問題当たり1人 (100万ウォン)
	奨励賞	問題当たり2チーム (200万ウォン)	-	問題当たり2人 (50万ウォン)
最多応募大学賞 (韓国発明振興会長賞)		1大学(1000万ウォン)		
最多応募大学賞 (韓国工科大学長協議会長賞)		1大学(1000万ウォン)		

へ)2015年の主要日程

2015年キャンパス特許戦略ユニバーシアードは、2015年4月20日大会公告を始めに申込書の受付、論文提出、審査の順で行われた。

＜表V-1-10＞2015年の細部推進日程

区分	詳細内容	2014年の日程
公告・受付	大会公告	2015. 4. 20

	参加申込書の受付	2015. 4. 20～5. 7
先行技術 調査部門	問題公告	2015. 4. 20
	答案提出	2015. 6. 1
	基礎・書面・発表・最終審査等	2015. 6. 2～8. 5
特許戦略 策定部門	論文提出	2015. 8. 24
	基礎・書面・発表・最終審査等	2015. 8. 25～10. 21
授賞式		2015. 11. 23

2) 推進内容及び成果

イ) 電機電子、造船機械金属、化学生命等3分野に41機関が参加

特許戦略ユニバーシアード参加企業は、2010年はサムスン電子、LG電子、現代KIA自動車等43機関、2011年は韓国電力公社、DOOSANインフラコア等46機関、2012年は(株)KT、サムスントータル、日進製鋼、サムスンSDI等47機関、2013年はサムスンディスプレイ、現代ROTEM、FEELUX の41機関、2014年はLGディスプレイ、韓国電子通信研究院等の45機関、2015年はLGディスプレイ、POSCO等41機関が参加した。受賞者に対する2015年の就職優遇企業は現代自動車等18企業が参加した。

※2015年キャンパス特許戦略ユニバーシアード参加企業(41社)

サムスン電子株式会社、現代自動車、ロッテケミカル(株)、LG電子、LG化学、LGディスプレイ、POSCO、ソウル半導体、DOOSANインフラコア、現代重工業、大宇造船海洋、サムスン重工業、現代三湖重工業、韓進重工業、現代尾浦造船、STX造船海洋、シンアエスピ、DAESUN造船、ソンドン造船海洋、韓国電力公社、現代製鉄株式会社、SKハイニックス、LGシリトロン、株式会社緑十字、(株)KT、サムスンディスプレイ、サムスン電気、KITURAMI、ILJIN複合素材(株)、韓国科学技術研究院(KIST)、韓国航空宇宙研究院(KARI)、韓国機械研究院(KIMM)、韓国電子通信研究院(ETRI)、韓国標準科学研究院(KRISS)、韓国原子力研究院(KAEIR)、ジュウソンエンジニアリング(株)、高麗亜鉛(株)、DOOSAN重工業、HUROM、韓国鉱物資源公社、プラス技術(株)

※受賞者就職優遇企業(18社)

現代自動車、ロッテケミカル(株)、 LG電子、LG化学、LGディスプレイ、ソウル半導体、
LGシリトロン、現代重工業、大宇造船海洋、サムスン重工業、韓進重工業、STX造船海
洋、シンアエスビ、ソンドン造船海洋、KITURAMI、ジュウソンエンジニアリング(株)、
ILJIN複合素材(株)、HUROM

ロ)参加状況

大学の積極的な参加により、2012年は101の大学から3,423チーム、2013年は106の
大学から3,844チーム、2004年は109の大学から3,757チーム、2015年は113大学から3,
572チームが参加した。この中で89大学の1,839チームが論文を提出し、この中から34
大学の140チームが受賞者として選定された。

＜表V-1-11＞部門別の参加及び受賞状況

区 分	特許戦略策定		先行技術調査		合計	
	大学	チーム(名)	大学	チーム(名)	大学	チーム(名)
参加申込	67	699(1,212)	107	2,873	113	3,572(4,082)
論文提出	56	256(470)	72	1,583	89	1,839(2,053)
発表審査	33	99(243)	30	186	44	284(428)
受賞者	23	56(138)	24	84	34	140(222)

ハ)大学別の受賞者状況

2015年のキャンパス特許戦略ユニバーシアードにおいて受賞者を出した大学は34大
学(140チーム、222名)である。最多受賞大学及び最多応募大学は仁荷大学が占め
た。

＜表V-1-12＞最多受賞大学及び最多応募大学

最多受賞大学	最多応募大学
仁荷大学	仁荷大学

※ 最多受賞大学賞の選定基準

(先行技術調査部門の受賞チーム数×1.0) + (特許戦略樹立部門受賞チーム数×3.0)
 *(上位賞受賞チーム数×1.5) + (優秀賞受賞チーム数×1.0) + (奨励賞受賞チーム数×0.5)
 *上位賞:産業通商資源部長官賞、工学翰林院会長賞、特許庁長賞

※ 最多応募大学賞の選定基準

(先行技術調査部門の答案提出学生数×1.0) + (特許戦略樹立部門の論文提出チーム数×3.0)
 *書面審査で失格処理された水準以下の答案(論文)は提出実績に未反映

3) 評価及び発展方向

2015年キャンパス特許戦略ユニバーシアードに参加した企業及び学生は大会について肯定的な評価をした。後援企業は「全般的に技術力が優秀であり、問題の理解が明確で具体的な実現アイデアが優れている」、「国内外市場動向を包括的に分析しており、特許分析も体系的だ」と評価した。また、主催・主管機関は後援機関の管理、授賞式の開催、次世代の知的財産リーダのネットワーク運営支援業務の協力を行う等、成功的な大会開催のために努力を傾けたと評価した。

参加した学生たちは大会を通じて特許の重要性を悟ることができ、特許戦略の策定において将来の技術発展方向を予測する経験ができたと評価し、就職学生たちも大会で習った知識が企業の研究開発と特許経営にどのように役に立つかを面接官に説明することができたことから肯定的な評価を受けたと述べ、大会の参加主体の全てがキャンパス特許戦略ユニバーシアードに対し肯定的な評価をした。

ロ. D2Bデザイン・フェア

1) 推進背景及び概要

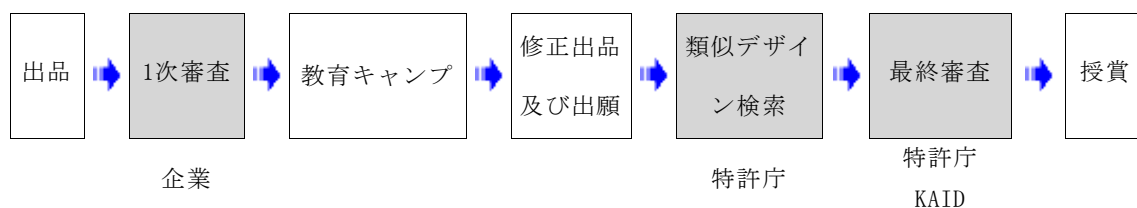
D2Bデザイン・フェアは、デザイン権の認識向上により国家産業競争力を強化する

ことが目的であり、2006年の大学生デザイン公募展 (Design & Right) からスタートした。2008年にはその対象と方法を画期的に変えたデザイン権公募展 (Design Right Fair) となり、韓国貿易協会と共同の開催で輸出企業のデザインを支援している。2008年から出品資格を大学生から一般人に拡大し、2010年には外国人及び外国企業も出品し、外国企業の参加も可能となり作品の多様性を高めた。2011年からは大会の名称を「D2Bデザイン・フェア」に変えて参加者向けにIP教育を拡大して現場における参加企業の教育とインターンシップを拡大する等、より多くの支援を強化した。

数多くあるその他のデザイン公募展は、各企業の広報と安価な費用で優秀なデザインとアイデアを得ることに目的を置いているため、出品者はすべての知的財産権を主宰側に譲り渡し所定の賞金だけ受け取ることが現状であった。しかし、D2Bデザイン・フェア出品作のデザイン権等は知的財産権創作者であるデザイナーが所有でき、デザイン権を媒介に企業がデザイナーから創意的なデザインを得るオープンイノベーション (open innovation) であることが最も大きな特徴である。

この公募展は、新しいデザインが必要な物品について企業側で提示し、デザイナーは、この物品のデザインを出品する方式で進行される。企業の1次審査を通過したデザイナーらはD2Bサマースクールに参加でき、企業のデザイナーと意見を交換してデザイン権に対する所定の教育を履修する。このような過程を通じてデザイナーらは、本人のデザインについての問題点を修正し2次出品する一方、自らデザイン登録の申請も行う。2次審査後、特許庁の類似デザイン検索が終われば韓国産業デザイナー協会 (KAID) 所属のデザイン教授で構成される審査委員団が最終受賞作を選定するが、この過程において企業の意見を最大限反映する。企業が受賞作を商品化する場合は、受賞者と企業はライセンス契約を締結し、受賞者は製品売り上げに伴うロイヤリティーを受けることになる。

＜表V-1-13＞D2Bデザイン・フェアの審査手続き



2) 推進内容及び成果

2015年の「D2Bデザインフェア」では、24企業が公募物品を提示し75大学で4,809件が出品されデザイン124件を出願した。また、その内の10件についてはライセンスの締結又は締結する予定である。

＜表V-1-14＞2015年のD2Bデザイン・フェアの受賞者状況

区分		出品者	作品名
大賞	産業通商資源部庁官賞	イム・ヘウオン	多用途箱に変形可能な扇風機 (Storage Fan)
金賞	特許庁長賞	イ・キョンス	Egg BLOCK
	キム・ソユン、キム・ジョンファ	マジックカーペットライド	Easy Clean Pack
	韓国貿易協会会長賞	ハン・アジョン	Melting Heart
銀賞	韓国デザイナー協会会長賞	ファン・インホ	Cool-handlebar 2.0
		パク・ソンス、ユ・ジェソン	Beanstalk Pole (ユニバーサル樹液据置台)
		パク・カヨン、ヨ・ソヨン	putple
	韓国発明振興会賞	リュ・ソンフン	iMirror
		ユン・ジャヨン、ソチェン	FAKE POTATO
		ヨン・テコン	ジョイデザインかかと保護パッド
	韓国産業デザイン振興院長賞	グ・ミンジ	put in space
		イム・ヘウオン	3Dプリティンクを活用した再活用モジュールブロック
		キム・テフン	スマートフィー(スマートホイッスル)

＜図V-1-2＞2015年大賞 (Storage Fan、左) 及び金賞 (Egg Block、右) 受賞作



3) 評価及び発展方向

出品作が4,809件で前年度(4,806件)に続き順調な成長を見せたが、1件のライセンス締結、9件の締結予定、5件の事業化進行等の成果を記録し実質的な内的成果を収めた。しかし、出品作が首都圏に集中されていることから今後は地方大学等に対する多様な広報も必要とされ、企業のデザイン品目も製品のデザインに止まる等、今後視覚デザインとマルチメディアのような分野に拡大する必要がある。

また、大学と企業を積極的に参加させる広報戦略を多角化にして多様な企業を選定し、事業化が容易で効果の高いローテク (Low-tech) 分野へと拡大すべきであり、授業と連携させるために期間を調整して大学において実質的な知的財産権の出願教育機会を提供するとともに、出品作の多様化を追求すべきだと評価された。この他に1次合格者に対する教育と出題企業とのメンタリングにより知的財産権管理及び活用能力の強化と、事後の受賞作品に対するライセンス管理を徹底させて名品公募展として跳躍できるようにする計画である。

ハ. 大学創意発明大会の開催

1) 推進背景及び概要

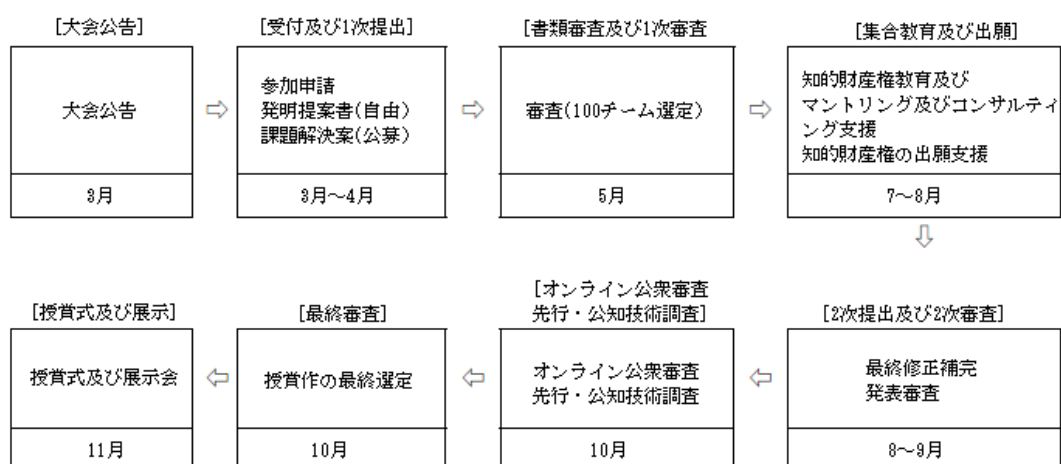
知財戦争に勝つためには、特定分野に対する工学的知識と創造力、知的財産に対する能力を兼ね備えた人材が必要である。学生たちが工学的知識を基盤に技術課題について創意的な解決策を講じる過程と、知的財産と関係した研究計画の策定及び発明の事業化等R&D過程を総合的に経験できれば、研究開発人材、青年起業人材としての能力を高めることができるはずである。

このような認識の下で、知的財産に強い創意的な発明人材を育成し、大学発明活動の活性化及び大学生発明の権利化・事業化のため、2002年から行ってきた学部の学生

及び発明サークル中心の「全国大学発明大会」と、2009年に開催された大学院生中心の「大学IPオーシャン公募展」を発展させて統合した「大学創意発明大会」を2010年から運営している。

2013年の大会では、これまで「発明研究部門」、「発明特許部門」、「発明公募部門」の3部門により開催された大会を自由部門と公募部門に統合して開催した。大会開催の成功のために韓国科学技術団体総連合会と共催で開催し、教育部を始め大韓機械学会等7の工学専門学会及び韓国ベンチャー企業協会の後援とLG産電(株)の協賛により参加基盤を拡大した。

<表V-1-15>大会の主要進行日程及びプロセス



特に書類審査を通過した作品については2泊3日のIPサマー(IP-Summer)キャンプを運営し、知的財産専門家が大学(院)生に先行技術調査及び特許明細書の作成教育等を通じて参加者のアイデアが知的財産権として出願できるように積極的に支援する。また、優秀作品については特許費用、試作品の製作、事業化等の支援を行う。

2) 推進内容及び成果

2015年の大会では計127大学から4,284件が出品され、申請件数を基準に前年度の実

績と比べると8%の増加となった。その中から47件を選定して授賞したが、大統領賞は「音声認識多用途の収納箱」を出品した全州大学の(チーム長)ジョン・ス、チェ・シヨン、ユ・チャンヨル学生チームが、最優秀発明サークル賞は金鳥工科大学の発明サークルの「亀甲船の神話」が受賞した。

＜表V-1-16＞大学創意発明大会の出品状況

区分	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
申請件数	2,360	3,030	3,442	3,961	4,284
参加大学	122	115	94	124	127

＜表V-1-17＞2015年大学創意発明大会の優秀発明受賞作状況

賞格	授賞主体	大学名	氏名(学年)	発明の名称
大統領賞	大統領	全州大学	ジョン・ス チェ・シヨン ユ・チャンヨル	音声認識多用途の収納箱
国務総理賞	国務総理	金鳥工科大学	パク・スンミン オ・シンイル ソ・ジョンボク	安全性を向上させた電磁石クルリッシューズ
最優秀賞	未来創造科学部長官	金鳥工科大学	イ・ジフン	歯磨きキャプセルを使用するための一回用歯ブラシ
		公州大学	シン・ユチョル キム・ジョンシキ	安全キャップが脱着可能なはさみ
	産業通商資源部長官	蔚山大	キム・ジュンホ キム・サンフン	モジュールブロックキャリアパック
		金鳥工科大学	キム・ヒョンジュン キム・ジュンギョ ジョン・ジュヘ	子供の言語と色の理解を助けるブロック
	特許庁長官賞	金鳥工科大学	カク・ソンシル イ・ジョンビン キム・ソジン	エアキャップを具備した包装袋
		仁済大学	ジョン・ジュンヒョク キム・ヒウォン イ・ヨンジン	回転したような用途に使える松葉杖

3) 評価及び発展方向

2015年の大学創意発明大会を通じて大会の安定と充実化を図り、大学発明活動の底辺を拡大した。参加者は大会において発明特許教育、メンタリング、試作品製作、チームワーク等の経験を積みR&D及び知的財産創出・活用能力を向上することができ、また、大学発明サークル活動の支援を行うことにより大学生らの自発的な発明活動へと導き、発明ノウハウと知識を共有することができた。

今後も大会受賞者のために持続的な能力開発と事後管理を強化していく必要がある。出品された発明の事業化、技術移転、創業・後続開発及び受賞者のためのネットワーク構築等を通じて大学生の持続的な発明活動の支援を行い、延いては受賞学生をR&Dの核心人材、創意的リーダーとして育成する努力を続けなければならない。

4. IP経営Level-upプログラムなどを通じた企業の知的財産専門人材の育成

産業財産政策局 産業財産人材課 行政事務官 キム・フンコン

イ. 推進背景及び概要

知識基盤社会の到来により知的財産が付加価値創出の核心基盤となり、企業の競争力を左右する核心要素として注目されている。最近、知的財産を巡る企業間の紛争が急増することにより、知的財産の創出、活用、保護のための総合的な対応戦略の策定が求められ、このような業務がますます高度化・専門化となっている。これに伴い、知的財産に関する専門知識を有し、企業の知的財産業務を円滑に遂行できる知的財産専門人材の育成が急を要する。

しかし、現状は一部の大企業を除いた大半の韓国内企業は、知的財産の人材基盤が劣悪であり、急変する知的財産環境に適切に対処できていないのが実情である。2015年の知的財産活動に関するアンケート調査によると、知的財産専門担当の組織を保有している企業の割合が5.9%に過ぎないものと調査され、専門担当の人材を保有して

いる企業の割合も約20.6%でレベルが低いことが分かった。³¹

特に、資金と人材が不足する中小企業の場合は知的財産の紛争に無防備で露出されており、知的財産専門担当者の基盤構築が切実な状況である。

従って、特許庁では、中小企業の知的財産専門担当者を体系的に育成し、知的財産能力を高めるために中小企業の知的財産専門人材養成及びインフラ構築のための政策を策定し取組んでいる。

ロ. 推進内容及び成果

1) 中小企業IP経営 Level-upプログラムの運営

2009年から本格的に運営された企業知的財産の職務教育課程は、中小企業の人材レベルに合う多様な教育課程を提供する等、持続的な業務改善の過程を通して企業の知的財産能力の強化及び専門性向上に寄与した。また、知的財産基盤が脆弱な中小企業人材に対する支援を強化するため、中小企業人材に対する教育費を80%支援した。

2015年の場合は、中小企業人材のレベルに合う多様な教育課程を提供するために教育対象別に「初心者向けの入門課程」と「在職者向けの上級課程」に区分し、教育内容を段階別に細分した31の教育課程を構成して需要者がレベルに合う教育科目を選択できるようにした。

入門課程は知的財産基礎教育が必要な中小企業の新規人材を対象に構成され、上級課程は在職人材を対象に特許評価及びライセンス契約、知的財産紛争対応及び交渉等の専門家レベルの業務知識を中心に構成した。31課程において225名の中小企業人材が教育を修了した。

³¹ 2015年度の知的財産活動実態調査、2015年11月特許庁・貿易委員会

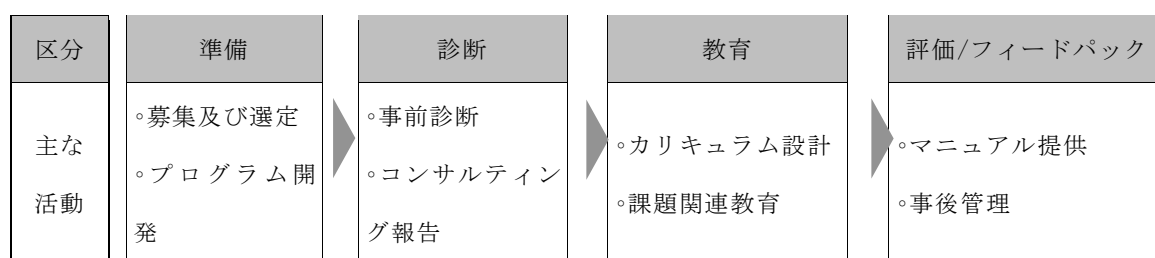
＜表V-1-18＞2015年の中小企業知的財産職務教育課程状況

区分	教育内容	課程数	中小企業 修了生数
入門課程	知的財産権基礎、特許請求範囲の解釈と侵害判断等	14	108
上級課程	特許評価とライセンス契約、知的財産紛争及び交渉等	17	117
計		31	225

しかし、このような国内職務教育の課程は主題別の理論教育であることから教育効果が低く、首都圏での短期集中教育として行われているので、接近性が悪い地方の中小企業人材の参加が低い。中小企業経営層の立場からみると、人材不足、教育に対する信頼不足及び情報不足等の理由により実務人材に対する知的財産教育に消極的な状況であった。

このような問題点を解決するため、2014年から国内職務教育課程を「IP経営Level-upプログラム」に全面改編した。既存の主題中心(SUBJECT-BASED)の理論教育ではなく問題中心(PROBLEM-BASED)の実務教育を通して教育に対する企業の満足度を高め、現業において即活用できる教育へと方向を変えた。

＜表V-1-19＞IP経営Level-upプログラム



IP経営Level-upプログラムは、企画・R&D・製品生産等の企業経営全般において、特許を戦略的に活用して企業において特許経営ができるよう知的財産管理能力を強化する教育である。研究開発部署と特許部署の有機的な連携を通して企業の強い特許創出を誘導するため教育対象に企業のR&D研究人材及び特許担当者等を含める。支援企

業は知的財産権保有状況、知的財産専従組織及び人員、R&D研究人材規模等の企業の知的財産活動及びインフラ等を総合的に評価して選定した。

起業家、弁理士及び地域知的財産センターの特許コンサルタントで構成される専門家グループを企業とマッチングし、2ヵ月間企業現場に5回程度派遣した。まず企業の知的財産状況及び経営実態、能力レベル、R&D政策方向等について設問(面談)及びテスト等で診断を行い支援企業の教育ニーズに合うカリキュラムを構成した。実際の教育時には、支援企業の事例を活用することによって教育効果を最大化にして現業に役立つよう運営した。昨年試験的に実施し、今年は40社を支援した。2016年には今年より7社を拡大した47社の中小・中堅企業を対象に知的財産創出・管理、知的財産紛争予防等の2段階プログラムで構成し、企業のレベルと領域に合わせて体系的に教育課程を運営する計画である。

2) 海外知的財産戦略人材育成課程の運営

海外における最多出願及び特許紛争が予想される中小企業人材のグローバル知的財産紛争対応能力強化のため、韓国内で海外主要国の知的財産制度及び訴訟手続き等を教育する「海外知的財産紛争及び交渉課程」を開設し運営した。

2015年には、出願、紛争及び訴訟等を経験した弁理士及び弁護士等を国内専門家講師として招聘し、知的財産に係わる海外先進国の特許・商標等の出願戦略、特許侵害事例及び紛争解決のための交渉戦略等について教育を行った。また、米国特許出願戦略及び訴訟手続きの教育6回、中国知的財産動向、出願戦略及び紛争対応6回、国際特許ライセンス契約と交渉1回、ヨーロッパ特許動向及び出願戦略1回を開設して計15回の教育を実施し、中小企業人材の海外知的財産実務能力を牽引した。本課程においても中小企業の費用負担を減らし参加率を高めるために中小企業人材に限り教育費の80%を支援した。

＜表V-1-20＞2015年海外知的財産実務人材養成課程の運営状況

課程名	教育期間	全体教育者数(中小、中堅企業人材)
国際ライセンス契約及び交渉	2015. 4. 16～4. 17	21(18)
成功する米国特許出願戦略	2015. 4. 28～29	11(11)
米国特許訴訟の段階別ガイド	2015. 5. 15	18(15)
中国知的財産動向及び出願戦略	2015. 5. 28	21(20)
ヨーロッパ知的財産動向及び出願戦略	2015. 6. 10	13(13)
中国知的財産紛争動向と対応方策	2015. 6. 24	47(36)
米国特許侵害判断と事例分析	2015. 7. 9	37(32)
中国知的財産動向と出願戦略	2015. 7. 23	39(33)
国際知的財産ライセンス契約及び交渉	2015. 8. 26～27	47(45)
中国知的財産紛争動向と対応戦略	2015. 9. 9	44(35)
成功する米国特許出願戦略	2015. 9. 23～24	23(23)
中国知的財産紛争動向と対応戦略	2015. 10. 28	18(12)
米国特許侵害判断と事例分析	2015. 11. 11	20(15)
中国知的財産動向及び出願戦略	2015. 11. 25	13(13)
米国特許訴訟の段階別ガイド	2015. 12. 9	15(15)
計		387(336)

同課程は、国内専門家を講師として招き、海外特許出願及び訴訟制度等の実務を中心に深度ある教育を実施した。受講生の海外知的財産制度に関する理解に役立たせ、増加する企業の国内外の知的財産紛争に備え知的財産管理人材の知的財産能力を高める機会となった。

3) 中小企業関連機関と連携した知的財産教育課程の運営

中小企業教育機関であるベンチャー協会と中小企業人材に対する知的財産教育を実施した。中小、ベンチャー企業CEO及び役職員を対象に「IPビジネス環境変化に伴う中小・ベンチャー企業の特許経営戦略」等の事例中心に現実感のある講義を行い、知的財産に対する関心と興味を誘発して知的財産中心の企業経営に対する重要性を悟らせる機会となった。

＜表V-1-21＞2015年中小企業関連機関と連携した知的財産課程の状況

区分	連携機関	課程名	教育日付	教育者数 (名)
1	ベンチャー企業協会ベンチャーアカデミー	「特許経営トレンドと海外特許出願戦略」セミナー	2015. 5. 21	25名

4) 企業間における知的財産ノウハウ共有等のためのKINPA運営と支援

現在、企業間における知的財産ノウハウの共有と、知的財産教育等による企業の知的財産人材能力を強化する目的に、韓国知的財産協会(KINPA)³²⁾が設立され活動している。

2015年には、KINPA内に特許、商標・デザイン、ライセンス紛争など7つの分科委員会³³⁾を計36回開催し、企業特許担当者の知的財産ノウハウの共有及び事例を計86回発表した。また、会員企業の特許実務者で構成される企画調停委員会を隔月単位で開催し、KINPA活動に関する全般的な事項を決めて議論する役割を遂行している。

これとともに全体ワークショップ、コンファレンス等の対外行事を主管し、特許庁と協力して主要IP5会合及びIP5 Industry会合に韓国代表団体として参加した。また、新規会員企業の加入を決め、分科委員会の活性化方案等のようなKINPAの充実化を図る多様な活動を展開した。

そして、最近の知的財産 이슈に関する国内外の知的財産専門家の主題発表等で構成されるKINPA Annualコンファレンスを開催した。2015年には350名余りの企業関係者が参加し、「知的財産分野における公正取引法の執行と事例」、「特許権の正当な行使についての判断基準」、「特許紛争段階別の公正取引法 이슈」、「韓国特許法改正に伴う企業の対応戦略」、「特許組織内商標特殊性の理解」、「職務発明補

³²⁾ 韓国知識財産教会(KINPA, Korea Intellectual Property Association) : 2008年6月4日、サムスン電子、LG電子、現代自動車、POSCO等の国内主要企業67社が集まって、知的財産に対するノウハウの共有及び拡散、大・中小企業の知的財産共存協力などを目的に設立された。

³³⁾ 特許分科、商標デザイン分科、国際分科、中小企業分科、ライセンス紛争分科、特許情報分科、IP経営分科

償に係る最近の動向及び対応方策」等の知的財産戦略及び実務者の専門性を高めるための主題を取り扱った。なお、企業の知的財産経営に貢献し、知的財産ノウハウの共有及び拡大に寄与した企業の知的財産担当者に対しBest特許エンジニア賞を授賞した。

<図V-1-3>KINPA Annualコンファレンス開催模様



また、2015年にも企業内で知的財産を総括しているCIP0(Chief Intellectual Property Officer、知的財産最高責任者)が参加する朝食会セミナーを開催し、国内企業の出願戦略、フランチャイズ企業の海外進出時の商標保護戦略、日本企業の特許開放事例等を紹介した。

<表V-1-22>2015年CIP0朝食会セミナーの開催状況

日時	発表主題	発表者
2015. 5. 7	海外特許環境変化に伴う国内企業の出願戦略	サムスン電子 イ・フンモ専務
2015. 7. 2	フランチャイズ企業海外進出時の商標保護戦略	キョチョンF&B イ・グンカプ副社長
2015. 10. 14	通信サービスの進化とKT特許戦略	KT ソン・スクキョン常務
2015. 12. 16	特許開放による新規ビジネスの創出	日産 コウイチ・イワタ部長

同協会の運営を通じてこれまで「秘密と競争」として代表される知的財産分野が「共有と協力」の雰囲気を作り出し、企業間の知的財産ノウハウ及び情報共有等の活動により企業の知的財産能力を高める契機となった。

ハ. 評価及び発展方向

本事業は、中小企業知的財産の人材を対象に知的財産の理論と現場で適用可能な実

務中心の教育課程を併行して行い、中小企業担当者の知的財産業務能力を高めることに寄与した。また、企業間の知的財産ノウハウ及び情報共有等のKINPAにおける活動は、企業人材の知的財産能力の強化及び企業間の知的財産協カインフラ構築等、知的財産専門担当者を育成する基盤を構築することに貢献した。

今後本事業の運営方向は、知的財産基盤が脆弱な中小企業の実務人材の他、CEO、役員等の経営陣に対する教育も行い、海外出願及び訴訟中心の海外知的財産教育に紛争・交渉分野を強化し、中小企業関連機関と連携した教育課程を拡大する計画である。

一方、職務教育課程を新たに改編してR&D研究課題等、企業が直面している知的財産関連課題について専門家の診断を受けた後、オーダーメイド型の教育を実施する問題解決型教育への転換とともに、知的財産紛争・交渉関連分野に対する教育も強化する予定である。

また、社団法人KINPAが独立性と自律性を確固たるものにし、名実共に知的財産分野の企業協議体として発展できるよう支援する計画である。

5. 知的財産単位バンク制度

国際知識財産研修院 教育企画課 行政事務官 キム・キョンオク

イ. 推進背景及び概要

近年、技術が高度化し競争が熾烈化するにつれて知的財産の重要性が増大し、これに伴い知的財産が一般大衆にも必ず必要な知識として注目されている。これを受け知的財産専門人材の養成及び知的財産大衆化の実現に向け、知的財産分野の生涯教育制度の導入が必要となった。

また、既存の知的財産教育が単発的、散発的に運営されており、知的財産人材の体系的な養成が難しく、また、研究所、企業等の関連業務従事者を中心に教育が行われ

ていたため、一般大衆が体系的に知識を習得することに限界があった。従って、現在の趨勢に合わせてパラダイムを国民向けの教育に展開させるとともに、知的財産の管理・保護・創出・教育の体系的な知的財産専門家養成の教育プログラムが必要となった。

一方、特許庁で2013年1月に発表した「第2次知的財産人材養成の総合計画」によると、特許庁が2013年から2017年までの5年間に93万名余りの知的財産教育の需要が発生し、その中で知的財産管理及びサービス等の専門分野に8万名の人材が必要になると推定している。それにもかかわらず、現在の国内知的財産関連の教育課程は、学士課程と大学院課程を含み、光雲大学、京畿大学等の17大学のみ運営されている。また、教育カリキュラムも理工系科目と法学科目を融合しているわけではなく、理工系又は法学中心の科目に偏重しており市場で要求する人材を養成することに限界があった。

そこで国際知識財産研修院では、国家生涯教育制度内の単位バンク制度の標準教育課程に31科目で構成される「知的財産学」専攻を新設し、知的財産分野に関心のある国民であればだれでも「知的財産」を専攻とする「学士学位」を取得できるようにした。

ロ. 推進内容と成果

単位バンク制度は、大学と同様に1科目(30時間)終了時に3単位が認められ、計140単位を履修すると単位取得の所要研修と関係なく学士学位を取得することができる。その他専攻学士及び専門学士所持者は、専攻の48単位を取得すれば学士学位取得が可能であり、弁護士・弁理士資格証所持者は資格を単位として認められ、簡単に学位を受けることができる。

特許庁国際知識財産研修院は、2012年に「知的財産大衆化に向け知的財産教育の生涯教育制度の導入方策」を設け、2014年5月に標準教育課程に専攻必修課程の10科目、専攻選択21科目の計31科目で構成された「知的財産学」専攻を新設した。

＜表V-1-23＞知的財産単位バンク制度の知的財産一般科目

区分	科目名	主な内容	他専攻連携
全体必修	知的財産概論	－産業財産権及び著作権の基本概念	法学史
全体選択	発明の理解	－発明のための理解及び創意的発想技法	
	デザイン論	－デザイン理論の概念、傾向、歴史等	産業デザイン等10科目
	インターネット知的財産権法	－インターネットと商標・著作権・特許・パブリシティ権	
	知的財産出願実務	－産業財産権の出願実務教育	
	知的財産審判訴訟実務	－知的財産権の審判制度実務	
	国際出願実務	－主要先進国の出願実務	
	国際知的財産権	－主要先進国の制度及び国際条約	
	デザイン経営課ブランド戦略	－ブランドとデザインを通して経営戦略	産業デザイン等3科目

＜表V-1-24＞知的財産単位バンク制度の法学科目

区分	科目名	主な内容	他専攻連携
全体必修	特許法	－特許制度の基本的理解	－
	商標法	－商標制度の基本的理解	－
	デザイン保護法	－デザイン保護制度の基本的理解	－
	著作権法	－著作権制度の基本的理解	
	法学概論	－法学に対する基本的理解	法学史
全体選択	民法総則	－民法に対する基本的理解	法学史
	知的財産と競争法	－独占と独占禁止の相互関係	
	不正競争防止及び営業秘密保護法	－法の基本的理解	－

＜表V-1-25＞知的財産単位バンク制度の理工系基礎科目

区分	科目名	主な内容	他専攻連携
全体必修	自然科学概論	－現代科学に対する基礎的理解	－
全体選択	物理学概論	－大学物理	物理治療学等3科目
	科学概論	－大学化学	化学工学等7科目
	生物学概論	－大学生物学	臨床病理学等5科目
	地球科学概論	－大学地球科学	教養科目
	工業設計	－大学機械構造設計一般	機械設計工学

	材料科学	－大学材料科学概論	金属工学等3科目
	生物資源保護論	－新品種保護制度、生物資源保護・活用	－
	遺伝子と遺伝工学	－大学遺伝工学概論	教養科目
	電機電子工学概論	－大学電気電子工学概論	機械工学4科目

＜表V-1-26＞知的財産単位バンク制度の研究開発・経営関連科目

区分	科目名	主な内容	他専攻連携
全体必修	技術経営論	－工学と経営学の統合、技術開発及び管理	
	研究開発と知的財産	－研究者が知って置くべき知的財産権	
	知的財産権管理論	－知的財産管理戦略	
全体選択	技術移転とライセンスの理解	－技術の事業化戦略、交渉手続き・戦略	

上記の知的財産単位バンク制度の施行によって「知的財産概論」科目が国際知的財産研修院の教育場において2014年8月に開設され、公務員、CEO、学生等18名が受講した。

2015年には、初めて遠隔基盤の知的財産学単位バンク制度により運営された「知的財産概論」科目は、1学期に270名、2学期に483名が受講した。また、知的財産単位バンクの拡大のために忠南大学、東明大学、仁済大学と単位交流のための業務協約を締結し、開設を希望する大学との協議を通じて協力大学を増加させるために努力を傾けた。

ハ. 評価及び発展方向

知的財産に関心のある国民であればだれでも容易に教育が受けられ、知的財産と関連した理工系、法学科目及びこれらを融合した総合科目等の知的財産の国際的能力を強化できる課程まで取り入れ設計されており、体系的に優秀な知的財産人材を養成することができるものと期待される。

2016年には遠隔基盤単位バンク制度を運営し、専攻必修4科目(知的財産概論、商標

法、研究開発と知的財産、知的財産権管理論)及び専攻選択1科目(インターネットと知的財産権法)を開設し、知的財産単位バンク制度をさらに拡大する計画である。

また、特許法、デザイン保護法等の専攻必修6科目を2016年に開発することによって、知的財産学の学士単位予定者のための科目を拡大する計画である。それだけではなく、単位交流大学を拡大し、IP教育発展協議会の会員機関、全国市道の生涯教育振興院、大学生涯教育院等の国内教育専門機関が「知的財産学」科目を開設できるよう支援を行い、一般大衆が「知的財産学」単位取得を容易にできるようにする予定である。

6. 弁理士法改正の推進

産業財産政策局 産業財産人材課 技術書記官 ヨ・ドクホ

イ. 推進背景及び概要

国際特許紛争が特許と関係なく一般人にまで広く知れ渡り、知的財産は国の競争力を判断する未来の国家資産としてその位相は確固なものとなっている。このように知的財産紛争が激化する時代環境に対応するため、弁理士の専門性強化についての要求も一層高くなっている。これまで弁理士法は部分的な改正だけが行われ、1961年に改正されて以来、全面的な改正は一度もなかった。時代の流れや法体制に合わない、また、法解釈について多数の苦情等が提起される曖昧な規定が多かった。

特に弁理士法第3条は弁護士の弁理士資格について規定されており、第5条の登録と解釈上の議論がかなり多かった。

また、弁理士資格に対する欠格事由が他の資格司法に比べ不十分な部分があり、特許法人最小構成員の要件が5名以上に規定しており、5名の構成員要件が満たさなければ法人登録が取り消される場合などが発生している。

ロ. 主要内容及び成果

1) 弁理士資格要件の強化

弁理サービスはますます分野別に高度化・専門家されており、2009年から法学専門大学院制度が導入され、年間1,500名程度の弁護士が排出されている。このような時代の変化に合わせて弁護士も弁理士業務を行うためには、知的財産権関連の能力を備える必要がある。従って、従来は「弁護士資格を持つ者」は登録だけで弁理士になれたが、改正案では弁護士も大統領令で定める一定時間以上の実務修習を履修しないと弁理士資格が付与されない内容で改正された。

2) 弁理士資格の欠格事由強化

従来の弁理士法は、国民の財産権を扱う弁理士資格に対する欠格事由が弁護士法等その他の資格司法に比べ不十分な部分があった。今回の改正案では、禁固以上の実刑の宣告を受け執行に終わったか、又は免除された者の欠格期間を現行の3年から5年に拡大し、禁固以上の刑の執行猶予宣告を受けた者の欠格期間を現行の「猶予期間中」から「猶予期間が終了した日から2年」に延長し、禁固以上の刑で宣告猶予の宣告を受け、その猶予期間中にある者を欠格事由として新設した。弾劾又は懲戒処分によって免職又は解任となった場合、現行の2年から免職は5年、解任は3年にそれぞれ欠格期間を拡大し、また、弁理士法に基づき懲戒処分として登録が取り消され、弁護士法に基づき除名された者の欠格期間は現行の2年から弁護士法と同一に5年に延長した。

3) 特許法人設立要件の緩和

現行法は、特許法人の最小構成員要件を5名以上としているが、弁護士、公認会計士、税務士等の他の資格士の事例と比較して多少規制が厳しい側面があり、現実的に5名の構成員要件が満たされず法人登録が取り消された場合等が発生している。従って、特許法人の最小構成員の要件を他の法律と類似な水準である3名に緩和して規定した。

ハ. 評価及び発展方向

50年ぶりに行った弁理士法の全面改正の過程は順調ではなかった。改正案を構築するために2012年11月から翌年の4月まで計16回の「弁理士制度の改善委員会」を運営し、委員会において多様な利害関係により重ねて修正された初案を用意して法務部、国務調整室等の関係省庁及び大韓弁護士協会、大韓弁理士会等の関連団体と協議過程を経てさらに修正を繰り返した。

特に、弁理士法第3条の資格制度と関連して、弁護士と弁理士の先鋭な立場の違いを狭めるために法務部等の関連省庁と意見調整会合等を経て最終合意案を導出し、再度立法予告に至ったのである。

弁理士法の全面改正は利害関係者の反対により最終立法が撤回されたけれど、これまで論難となってきた資格関連規定は議員立法を通じて改正された。

弁理士資格関連の規定は、従来の弁護士が登録だけで弁理士になれたが、弁理士法改正により実務修習を履修しなければ弁理士の資格が付与されないものと弁理士の資格要件が強化されたことに大きな意義がある。今後、施行令、施行規則の改正を通して弁護士が弁理士として専門性を備えることができるよう推進していく計画である。

第2節 創意的発明人材の発掘・育成

1. 概観

産業財産政策局 産業財産人材課 司書事務官 チョ・ヒョンジュ

現在、教育の政策方向は多くのことを習得する教育から楽しく学ぶ幸せな教育へと教育のパラダイムが変わった。特定分野への知識偏重現象を減らし、社会現象に対する統合的理解ができる各分野と細部技術の知識にまたがる統合と融合教育が大きな軸となっている。

特許庁において80年代からスタートした発明教育は、科学的思考方式と知識を基に人文的素養を養い、発明の活用価値を計るための経営的判断力等を備える複合的融合教育である。特定教科目間の境界に縛られず、科学・数学・工学・芸術分野の融合を通じて拡散的思考の訓練が可能な創意性及び共同精神を養う教育である。

米国、日本、イギリス等の先進国においても類似な教育等が実施されているが、創意的な人材育成に向け多様な国家政策を策定し実践を行い、小中等教育課程において発明教育等の融合的な教育が強調されている。米国は、米国特許庁のプロジェクトを基盤に小中等生徒らのために標準教材を開発して普及し、融合教育を全国的に実施する中でプロジェクトと実習中心のアイデア創出、発明教育等を実施している。日本は、発明協会と各自治体が連携して発明サークルを支援しており、農業高等学校、商業高等学校等の専門系高等学校を協力学校として指定し発明教育を実施している。イギリスは、デザインと技術という正規科目があって発明教育と類似な技術と芸術の融合、アイデアの実体化等の教育を行っており、ロシアでは、TRIZ発想法について小学校から教育を行っている。

2012年の韓国ギャラップで実施した「発明教育に関する国民の認識調査」の結果、発明教育の必要性について一般国民の87.3%が必要であると答えている。2011年に企業等を対象にした調査においては「発明・特許教育を履修した学生を優遇・採用する

意向がある」と答えた企業が73.6%に至った。発明教育は「体験と実習を通じて夢と才能を育てる」ということが現在の教育方向と教育理念によく符合していることから教育的効果が期待され、今後需要が増加するものと予想される。

2. 発明教育の基盤構築及び制度化

産業財産政策局 産業財産人材課 司書事務官 チョ・ヒョンジュ

イ. 推進背景及び概要

特許庁は、21世紀の知識基盤社会を先導する将来の発明家に対する潜在力を見つけ出し、韓国の未来を担う優秀発明人材の発掘及び育成する発明教育の基盤を構築するため、発明教育の正規教科への反映に取組み、発明教育センター運営等を推進している。

ロ. 推進内容及び成果

1) 発明教育の制度化

これまでの発明教育は正規の教育ではなく特別活動の形で運営されていたため、父兄及び学生の関心不足、発明教師の指導意気込み低調等により発明教育の拡大に限界があったが、関連学界、教育機関及び教員の努力によって教育部の「2007改正教育科目」及び「2009改正教育科目」において初・中・高等学校の正規教育科目として反映され、発明教育の量・質的転換のための契機が構築された。また、「2015年文理系統合型の教育課程」において、「知的財産一般」が高等学校で独立教科目として新設され、知的財産保護に関する内容も小学校の課程に含まれた。2018年に改正教育課程が施行されれば小中高校において発明アイデアの導出技法から知的財産紛争、事業化まで水準別に体系的な教育が行われるものと期待される。

＜表V-1-28＞教育課程への反映状況

＜2009改正教育課程「発明単元」反映現況＞

- 小学校の実生活課程(必須)5～6学年課程:生活と技術(大単元)(2015年適用)
- 中学校技術・家庭(必須)1～3学年課程:技術と発明(大単元)(2010年適用)
- 高等学校技術・家庭(選択)1～3学年科目:技術革新と設計(大単元)(2013年適用)
- 高等学校工学技術(選択)課程:工学と創意的問題解決(中単元)(2012年適用)

＜2015改正教育課程の反映現況＞

- 高等学校知的財産一般(選択)1～3学年課程の中から選択(2018年以降適用)

2) 発明教員の専門性向上及び教育機会の拡大

発明教育の品質に係る教員の役割は、発明教育において非常に重要である。よって、特許庁は発明教育の活性化において何より重要な発明指導教員の専門能力及び政策満足度の向上に向け多様な政策に取り組んでいる。発明教員のオン・オフライン職務研修、発明教員の研究能力を高めるために研究大会及び研究会支援、発明教員ワークショップの実施等の支援を行っている。2009年には発明教員の職務研修を大幅に拡大し、発明教育の正規教科への反映に備え発明教育の質的レベルを高めた。

3) 発明教員教育センターの運営

これまで発明教育指導教員は、発明教育に関心のある小・中・高の現職教員が特許庁の職務研究課程、市・道教育庁の教育研修院及び一部大学における発明教育職務研修を通じて発明教員に入門した。2013年から予備教員をはじめ現職教員に至るまで体系的で専門的な発明教育指導教員の養成に向けて、全国の4教育大学と師範大学を発明教員教育センターに指定して運営している。

発明教員教育センターに選定された大学は、春川教育大学(首都圏)、忠南大学(中部圏)、光州教育大学(西南圏)、釜山教育大学(東南圏)である。

今後、教育課程の改正、自由学期制度等の体験教育の強化等により発明教育の需要

に備え、教員に対する教育体系の総括管理機能強化に向け、2015年12月に教育部の民間総合教育研修院を指定(発明振興会)し、教員に対する研修をさらに拡大する計画である。

イ) 予備教員向け発明講座の開設

予備教員のための学部課程は、発明教育理論及び実習を各々2単位で正規講座を運営し、現職講師を対象に休み期間中、発明教員基礎課程、上級課程等を開設している。

ロ) 現職教員向け職務研修課程の運営

各4大圏域別の地域における現地教員を対象に、休み期間中に発明教員基礎課程(60時間)と発明教員上級課程(30時間)を教員職務研修課程として運営した。

ハ) 発明教育文化拡大のための内部プログラム運営

地域の発明教育文化活性化に向け、地域の教育庁、各学校の教育管理者(奨学官、奨学士、校長、教頭等)を対象に、発明教育優秀事例発表会、小・中・高校の学生発明大会の開催、大学内の発明サークル運営及び発明教育の才能寄付等を運営した。

ニ) 発明教員認証制度の施行

また、教員の専門性を高める動機付与のために研修課程と連携し、教員の専門性と経歴を保障する制度を施行することになった。教育・研修や大会の指導等の一定基準を満たした教員に対し発明教員認証制度による資格を検証する認証制度が施行され、2014年1月に認証を受けた講師が初めて輩出された。

認証制度は、発明教育の実績によって2級⇒1級⇒マスターの3段階で運営され、専門家レベルのマスターは、発明教育経歴7年以上、大会入賞指導、研究等の多様な条件を充足することにより付与される最高等級であり、2015年まで10名のマスターが輩

出された。

＜表 V-1-28＞ 発明教員認証制度の運営要件

区分	必修科目		選択項目			
	単位/研修	教育履修	講義	大会指導 入賞	研究・ 特許	追加条件
発明教員 2級	4単位/60時間	-		-	-	2級評価通過
発明教員 1級	120時間	3年	20時間	5件	150%	経歴3年、1級評価
専門家(マスター)	180時間-	7年	40時間	10件	300%	経歴7年、深層面接

ハ. 評価及び発展方向

2009年に改正した教育課程（2011年8月確定）により、これまで放課後の教育として行ってきた発明教育を、2015年からは小・中・高校の正規教科目の中で発明教育ができるようになったことは、発明教育において大きな転換点といえる。

今後、正規の教科目に反映された発明教育の充実化と発明教育の活性化に向け、発明教育の専門性を整えた教員を育成できる体系的な教員育成システムを持続的に開発して運営する計画である。

3. 学生レベル別・学校レベル別発明教育の推進

産業財産政策局 産業財産人材課 司書事務官 チョ・ヒョンジュ

イ. 推進背景及び概要

韓国特許庁は、1995年から教育庁と共同で設置した全国196の発明教室センター(旧発明教室)を運営し、全国の小・中・高校生を対象に発明教育を実施している。

また、個別に発明教育センターで自主的に取組んでいた発明英才教育について、本格的に実施できるよう政府省庁との協力を強化した。教育部が中心となって策定した

「第2次英才教育振興総合計画(2008～2012)」と、「第3次英才教育振興総合計画(2013～2017)」に積極的に参加し、発明教室を活用した発明英才教育の拡大に取り組むなど、発明英才育成のための教育根拠及び基盤を構築し、その一環として2008年から発明英才の選抜ツール及び発明英才教授の学習資料を毎年開発し普及している。

一方、政府レベルで取組んでいる「政府省庁による特性化専門係高校の育成」事業の一環として、2008年発明特許特性化高校4校を選定し本格的な支援に突入した。2014年現在、6校を対象に支援を行っている。同事業を通じて高校段階における体系的な発明及び特許分野専門教育を通じて創意的な問題解決力が優れた学生たちを育成し、関連産業界の技術開発及び特許管理分野の実務人材としての進出が期待される。

ロ. 推進内容及び成果

1) 発明教育センター(旧発明教室)の運営支援

発明教育センターは、1995年ソウル・ボンチョン中学(現、インヒョン中学)において模範的に設置された以降、全国市・郡・区の教育庁別に1カ所ずつの設置を目標に、各市・道教育庁と連携して毎年平均16のセンターを設置した。また、2006年には24のセンターを設置し全体で182の発明教育センターの設置事業を一次的に完了した。

2007年以降は、市・道・教育庁の主官で14の発明教育センターを追加で設置し、現在全国において196の発明教育センターが設置されている。

<表V-1-29> 年度別発明教育センターの設置状況

年度	1995～2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	計
設置数(センター)	187	2	-	1	3	1	2	-	196

特許庁は2006年まで発明教室設置事業を完了し、その以降からは発明教育センター

の充実した運営のために発明教室の運営費支援を持続的に行っている。

このような発明教育センター設置等のインフラ構築だけでなく、充実した教育課程の運営に努めている。発明教育センターの設置初期には、1回2～3時間の教育を通じて発明に対する認識転換を中心に教育課程を運営したが、最近は基礎、中級、上級の3段階の教育課程に分けて10～30時間程度で運営し教育の品質を一層高めた。また、学生だけでなく父兄など一般人向けの教育まで拡大し、地域の発明教育と知的財産権に対する認識向上にも寄与している。

＜表 V-1-30＞発明教育センターの利用者状況

区分	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
学生	201,283	182,126	151,896	191,661	230,284	216,143
父兄	29,459	42,001	6,715	21,344	16,804	17,720
教員	26,071	21,629	12,334	16,569	12,410	9,780
利用者合計	256,813	245,756	170,945	229,574	259,498	243,643

*調査期間(前年12月～該当年度11月末基準)

また、発明教育センターへより多くの学生が関心を持って参加できるよう、2012年に発明教育センターの履修実績を学校の生活記録簿に掲載できるように根拠規定を発明振興法施行令に盛り込み、教育科学技術部では「学生生活記録簿の記載要領(初等用、中等用)に、上記の内容を反映して全国の各学校に伝えた。

2014年9月には特許庁と17の市・道教育庁間でMOU締結を通じて発明教育拡大に向けてさらに基盤を強化した。

発明教育センターは、単純な理論教育だけではなく体験と実習中心の教育方式を行い、変化する教育傾向を反映するため、教育施設及び機資材等の改善が要求されてきた。

よって、2006年～2009年までの1次発明教育センターの現代化が特許庁と教育部、市・道教育庁の協力で行われ、さらに、2014年から現代化事業が再開され、2015年2ヵ年の間に41ヵ所の申請を受け付け現場審査等を経て計10地域の12発明教育センターの現代化が行われた。

2) 発明英才教育

特許庁は、2007年に政府レベルで取組んでいる「第2次英才教育振興総合計画(2008～2012)」の策定に積極的に参加し、発明英才育成に向けた基盤を構築した。

「第2次英才教育振興総合計画」は、2007年12月に国家人的資源委員会で確定されたものである。同計画には、教育人的資源部、科学技術部、文化観光部、女性部、企画予算処、特許庁等の6省庁が参加した。特許庁は、同計画に発明教室を活用した発明英才クラスの推進、特許庁指定の発明英才教育院の設置など、発明英才を体系的に発掘・育成できる制度的装置を構築した。

また、2013年10月には英才教育の機会を拡大し教育の質を高め、教育の効果を高めるために教育部、未来創造科学部、文化体育観光部、特許庁等が参加して「第3次英才教育振興総合計画(2013-2017)」を構築した。

イ) 市・道教育庁の発明英才教育支援

2008年から発明英才の選抜ツールを開発して市・道教育庁に配布する等、発明英才の選抜を支援し、選抜された発明英才を指導できる教授学習プログラムを開発して普及した。

2010年にソウル、大邱、慶南において発明英才クラスを運営し、世宗市を除く16市・道において発明英才クラスを運営している。2015年には発明英才学生数が前年度の4,474名に続き小幅増加した4,548名と把握された。

＜表V-1-31＞発明英才教育の状況

年度	2010	2011	2012	2013	2014	2015
発明英才クラス数	192	242	237	230	243	240
発明英才学生数	3,765	4,650	4,568	4,361	4,474	4,548

発明英才学生の教育プログラムとして、2008年に小・中学の初級レベルプログラムの各1種類(計2種類)を開発・普及し、その後も毎年小、中、高校対象の発明英才教育プログラムを開発して普及した。2013年には、発明教育関連の6学会(技術教育学会、実科教育学会、職業教育学会、英才学会、英才教育学会、相談学会)と連携して体験中心の発明教育プログラムを開発して普及した。また、2014年以降からは京畿教育庁と共に進路教育プログラムに連携させ、2015年には自由学期制、融合教育方向に合わせ教育プログラムを開発し普及している。

発明英才の選抜を支援するため、2008年～2009年に発明英才選抜ツール4種類(学問適性検査用/小4～5、小6～中1、中2～3、高1各1種類)を開発して配布した。2010年～2011年には発明英才選抜ツールの他に、英才選抜方法が多様化しているすう勢を反映して観察、推薦制度の選抜マニュアルを開発して配布した。2012年には発明英才選抜ツールを8種類(小4～5、小6～中1、中2～3、高1各2種類)と、2010年～2011年に開発した観察・推薦制度の選抜マニュアルを補完及び改善して配布した。2013年には深層面接を行う市・道が増加することにより、深層面接の選抜問題3セットを追加で開発し、2015年には正規教育課程内の遂行評価と連携した観察遂行チェックリストを追加で開発するなど、発明英才選抜ツールは毎年新たに開発し普及している。その過程において市・道教育庁の英才担当奨学士及び開発者間で会議を年3～4回開催し、検討・補完している。

＜表V-1-32＞発明英才教育プログラムの主要事例

年度	内容	対象	遂行機関
2008	発明とSTEM	小(初級) 1種類、中(初級) 1種類	忠南大学
2009	多重知能理論に基づいた発明英才教育プログラム	小(初級) 1種類、中(初級) 1種類、高校(初級) 1種類	忠南大学
2010	発明・設計プロセス基盤	小、中、高校各1種類	光州教育大学

	チームプロジェクト中心の 創意的問題解決の教育科目	中級3種類(発明、人文社会、数理 科学、問題解決)	崇実大学
2011	発明教育標準教材	小、中、高校各1種類	国庫/忠南大学
	発明英才教育内容 標準指導ガイド	初、中、高級各1種類	光州教育大学
2012	発明英才内容標準教育プロ グラム後続開発	初、中、高5大領域1種類	光州教育大学
2013	発明教育関連学会との連携 を通じた体験中心の発明教 育プログラム	初2種、中3種、高1種	6の学会
2014	発明教育の進路教育プロ グラム	小、中	6の学会 教育庁
	TRIZ記法を利用とんとん博 士した楽しい発明話	小、中、高	イートルズ等
2015	科学教科連携の発明教育プ ログラム	中3種類	京畿教育庁等
	自由学期制連携の発明教育 プログラム	中4種類	発明振興会、舎 堂中等
	未来の発明CEO探索プログラ ム	小、中、高	KAIST, POSTECH 等

*6の学会：韓国技術教育学会、韓国実科教育学会、韓国職業教育学会、韓国英才学会、韓
国英才教育学会、韓国相談学会

ロ) 知的財産基盤次世代英才起業家の育成

特許庁は、創意性が優れた小数精鋭の中・高校生の発明英才に対し、今後新成長産
業を創出できる知的財産基盤英才起業家として育成するため、KAISTと POSTECを次世
代英才起業家教育院に指定し運営している。

そこで、科学技術翰林院と共同で2009年3月から諮問団と企画団を構成し運営した。
諮問団はKAIST POSTECH大学総長、(株)メディソン創業者のイ・ミンファKAIST招へい
教授、(株)アン・チョルス研究所創業者のアン・チョルスKAIST客員教授等の最高の碩
学で構成され、企画団は発明・英才・職業教育、技術事業化、ベンチャー創業等の関
連分野の専門家で構成された。数回にわたる企画団の会議を経て人材像から選抜・育
成体系に至るまでの方向を策定し、導出された計画を2009年9月の諮問会議に報告す
ることによって、政策方向の諮問結果を含んだ選抜・育成計画を完成した。

2009年2月に韓国内理工系大学の先頭に立つKAIST・POSTECHと業務協約を締結し、共同で知的財産基盤の次世代英才起業家を選抜・育成するための基盤を造成した。その後、随時に推進団会議を開催し教育院の運営方策の論議を行い、2009年9月に両大学に次世代英才起業家教育院を指定・設置した。

このような過程を経てKAIST・POSTECHに設置した次世代英才起業家教育院は、書面審査と選抜キャンプを通じて中・高校生の教育対象者として2009年末に第1期の教育生を181名を選抜し、2010年から2年の基本課程の教育を運営しはじめた。2015年12月に第7期の教育生160名を先発して運営中である。

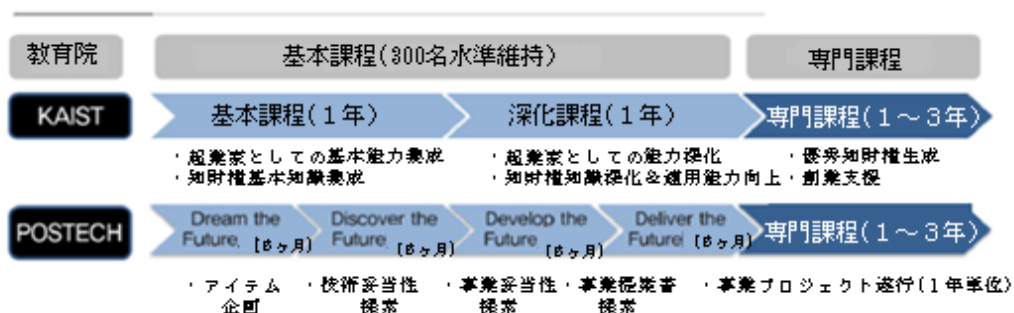
両教育院を通じて核心能力である創意的な問題解決力・未来技術・起業家の精神・知的財産専門性等を兼ね備えるために多様な教育プログラムを提供している。特に、選抜された学生たちが将来社会で要求される融合型人材に成長できるよう、工学・人文学・芸術など多様な分野に接する教育機会を提供している。

<表V-1-33>次世代英才起業家に対する教育院の教育内容

	KAIST 教育院	POSTECH 教育院
教育目標	・ 価値あるIPを創り出し、時代的流れを先導する創造的起業家育成	・ 将来の市場を創り出す破壊的技術革新を主導する起業家育成
方式	<ul style="list-style-type: none"> ・ オンライン講座受講後、課題提出及び提出課題に対する意見提示(2週間単位) ※未来通信環境に馴染むようツイッター、グーグルBuzz、グーグル Docs等を通じた討論及びフィードバックを同時に運営 ・ オンオフラインキャンプの運営(週末に年6-8回、学期休み中1週間ずつ2回) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎週日誌など課題提出及び学習結果物に対するフィードバック(1週間単位) ※学習メンターが個人別に学習結果物に対する持続的なフィードバック及び動機付与を通じ円滑な自己主導的な学習支援 ・ オンオフラインキャンプの運営(学期休中2週間ずつ年2回)
	※ KAIST.POSTECH 連合教育(年1回) <ul style="list-style-type: none"> - 両教育院教育対象者間の相互交流機会構築 - 年間教育課程の結果物に対する競争、共有の場構築 	
教育内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 未来の技術変化に対するビジョンを育てる未来技術教育 ・ 企業発達史等の人文学教育 ・ 知的財産を創出できる能力を培養するための知的財産教育 ・ 企業を設立・運営するリーダーシップ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ Dream the Future : 未来技術の先見及びアイテム企画 ・ Discover the Future : アイテム実現のための技術検索・開発 ・ Develop the Future : ビジネスポートフォリオの作成、マーケティング、事業

を培養する企業家精神の教育等	化 ・ Deliver the Future：アイテムを選定して実際に設計・事業化プロジェクト
----------------	--

<図V-1-4> KAIST.POSTECH次世代英才起業家に対する教育院の教育体系



2010年9月には韓国発明振興会内に英才、心理、進路分野などの修士・博士レベルの専門担当者5名で構成された「次世代英才起業家センター」を開所した。センターでは、次世代英才起業家教育生の認知的な領域の発達をはじめ、情緒的領域に至るまで安定的に成長できるよう、教育生個人別の心理、能力分析及び進路等に対する個別相談サービスを提供した。

2012年12月には、次世代英才起業家教育生及び発明英才を総合的に支援するため、「次世代英才起業家センター」を「発明英才教育研究院」に拡大・改編した。発明教育研究院は次世代英才起業教育生の支援の他にも発明教育の政策研究及び教育プログラム開発の役割を果たしている。

3) 知的財産創出能力を備えた産業技術実務人材の育成

特許庁は、高校レベルでの体系的な発明及び特許分野の専門教育を通じ、関連産業界の技術開発及び特許管理分野の実務人材として育成するため、2007年に4つの専門系高校を「発明・特許特性化プログラム支援校」に選定した。これは、教育人的資源部等の7部(省)2庁が参加し、「政府部署(省庁)による特性化専門系高校の育成事業」の一環として取組んだ事業である。

事業計画書の評価、現場の実態調査、発表審査等を通して2007年6月に特性化高校に選ばれた学校は、サムイル工業高校(京畿水原、私立)、テドク電子機械高校(大田、公立)、デクァン工業高校(釜山、私立)、慶南航空高校(慶南固城、公立)等の4校である。

2007年には発明・特許特性化高校の運営策に対する研究を行った。これを通じて教育目標、教科開発、教育課程の運営等、学校別の事業推進計画を具体化にし、韓国特許庁、教育人的資源部と4つの教育庁間で特性化高校支援のための業務協約(MOU)を締結し支援主体間の役割を明確にした。

これを基盤に2008年には本格的に発明・特許特性化高校の運営支援をスタートさせ、初年度には、特性化高校の成功的な運営基盤を整えるするための基本枠の構築に重点を置き、学校別の専門家コンサルティング等により運営の方向性を提示した。同事業は2012年まで継続され、第1回目の支援が完了した。

一方、2012年には第2回目の支援(2013~2017)を行うため、発明、特許特性化高校を選定した。全部で6校が選定され、このうち支援を受けたことのある学校のサムイル工業高校(水原、私立)、デクァン発明高校(釜山、私立)の他に、未来産業科学高校(ソウル、私立)、ゲサン工業高校(仁川、公立)、光州自然科学高校(光州、私立)、西帰浦産業科学高校(済州、公立)などの計4校が新規に選定された。また、高校の専門教科科目に発明・知的財産関連の独立された教科科目の新設のために教科部とMOUを締結し、特性化高の発明教育の基盤をより一層整えることができた。

第2次支援の初年度である2013年には、発明・特許教育を通じた「創意的な職務発明産業人材」という新たな人材像の実現に向け、管理運営指針の改定等の事業管理体制を強化し、学校別に協力企業と連携した職務発明プログラムを運営し、学生の知的財産創出能力と就業競争力を強化した。

＜表V-1-34＞2015年企業連携職務発明プログラムの参加状況

学校	参加学生数	参加企業数	知的財産権出願
サムイル工業高校	341名	57社	17件
デグァン発明科学高校	99名	9社	25件
ゲサン工業高校	42名	20社	10件
未来産業科学高校	65名	14社	1件
光州自然科学高校	88名	25社	12件
西帰浦産業科学高校	75名	15社	21件

また、2014年には特許庁、兵務庁、中小企業庁、農林畜産食品部等の関連部署(省庁)との協議を行い、これまで特性化高校・マイスター高校の卒業生を中心に運営されてきた産業機能要員制度を発明・特許特性化高校の卒業生にも適用できるようにし、2015年には発明・特許特性化高校の卒業生78名が50企業に産業機能要員に選抜され、兵役サービスの恵沢を受けられるようになった。

ハ. 評価及び発展方向

発明教室を通じた発明教育拡大が発明教育の正規教科目への反映に寄与し、「第2次英才教育振興総合計画(2008～2012)」、「政府部署(省庁)による特性化専門系高校育成」等により、発明教育の裾野が英才教育と特性化高校にまで拡大した。

今後も発明教室教育、発明英才教育、特性化高校の発明教育がより一層広がるようにするため、各分野別にこれまでの成果を評価し意見を取りまとめて、学生のレベル別・学校レベル別に体系的な中長期推進計画を構築する計画である。また、地域の教育政策を管轄する17の市・道教育長とMOUも締結しているので、関連部署(省庁)との業務協力も強化していく予定である。

4. 発明活動優秀学生及び教員の発掘・拡大

産業財産政策局 産業財産人材課 行政事務官 ソン・インギョ

イ. 推進背景及び概要

特許庁では創造力に優れた優秀発明人材を発掘して発明意識を高めるとともに、望ましい発明人材像を確立するため、多様な発明・創意性大会を運営して優秀発明活動学生と教員を選抜して支援している。

＜表V-1-35＞優秀発明学生及び教員の発掘・拡大活動

発明・創意性大会	優秀発明活動学生及び教員選抜・支援
<ul style="list-style-type: none"> ・ 発明フェスティバル * ・ 大韓民国学生発明展示会 ・ 大韓民国学生創造力チャンピオン大会 ・ 青少年発明家プログラム(YIP) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発明奨学生 ・ 大韓民国発明教育大賞

* 大韓民国学生展示会及び大韓民国学生創意力チャンピオン本戦大会を同時開催

これまで分離・運営されていた「大韓民国学生発明展示会」と「大韓民国学生創意力チャンピオン本戦大会」、「青少年発明家プログラム」を2014年から「青少年発明発明フェスティバル」として同時に開催し、発明教育学術大会等の多様な催しを提供することにより発明教育の拡大にシナジー効果を生みだせるようにした。

大韓民国学生発明展示会は、創意性のある発明品の考案及び製作を通じて学生たちの発明に対する創意性を啓発し、発明を生活化させることによって知識基盤社会の主役となる将来の発明家を発掘・育成することを目的に1988年から開催している。

大韓民国学生創造力チャンピオン大会は、「他人と違う私」と「一緒に暮らす私」の調和を基盤とした協同的な問題解決の過程を通じて青少年らの幅広い思考力と創造力の育成を目的に、2002年から特許庁とサムスン電子が共同で開催している。この大会は、5～7名の学生たちがチームを組み、事前に与えられた課題(事前課題)と大会現

場で与えられる課題(即席課題)の解決過程における学生たちの創意性を評価することが特徴である。

青少年発明家プログラム(YIP)は、企業が提示した課題を、中・高校の学生たちに創意的なアイデアで解決策を提示するようにし特許出願まで行えるよう支援することであり、青少年らに創造力、協同精神、起業家精神を育てるプログラムである。

また、発明活動が優秀な学生を選抜する発明奨学生選抜制度があり、2011年度から発明教育の拡大及び発明文化の造成に貢献した教育者を発掘・授賞しているが、これに発明教育者の志気と自負心を鼓吹するために大韓民国発明教育大賞を新設して運営している。

ロ. 推進内容及び成果

1) 青少年発明フェスティバル

これまで分離して開催した大韓民国学生発明展示会、大韓民国学生創意力チャンピオン大会、青少年発明家プログラムを2014年からは同時に開催(7.26~30)し、開かれた発明教室、チャンピオン大会模擬体験、想像の宇宙体験、次世代英才起業家フォーラム、学術大会等のさまざまな催しを提供したことにより、観覧客が4万名余りに増加するなどの大きな成果を収めた。

イ) 大韓民国学生発明展示会

大韓民国学生発明展示会は、小・中・高校の学生たちの優秀な発明品に対するアイデアを発掘・授賞・展示する大会であり、2015年で28回目を迎えた。

同大会の出品対象は小・中・高校の学生たちの発明及び考案品であり、書類審査→先行技術調査→公衆審査→作品審査→総合審査の過程を経て受賞作が選ばれる。

優秀な発明品は大統領及び国務総理賞等の個人賞と団体賞に分けて授賞している。上位受賞者には賞状及び賞金の他にも海外研修、特許出願諮問支援等の機会が与えられる。

2015年に開催された第28回大韓民国学生発明展示会は7,884件の出品作が受付られた。審査過程を経て選抜された160件の出品作は2015年7月24日から7月23日までソウルCOEXにおいて展示した。そして、国務総理賞及び特別賞を受賞した学生及び指導教員には、海外研修の支援を行い、先進発明文化の学習と学生発明の活性化を図り発明指導意欲を高めた。

＜表V-1-36＞大韓民国学生発明展示会の出品件数

年度	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
受付作品(件)	6,344	7,060	9,768	8,485	9,538	8,466	7,884

ロ)大韓民国学生創意力チャンピオン大会(旧大韓民国学生創意力オリンピック)

2002年からサムスン電子と共同で主催している大韓民国学生創意力チャンピオン大会は、青少年に創意的な問題解決の能力涵養と知的基盤社会を先導する人材育成を目標にしている。2009年に16の市・道別予選大会を開催し参加チームの数が大幅に増加したが、今年は多少減って898チームの参加となった。

全体参加チームの中で書面審査及び6月に開催される16の市・道予選大会以降、7月23日から25日までソウルCOEXにて本戦大会を開催した。チーム毎5～7名の指導教員1名が同伴し表現課題と即席課題を解決する。

＜表V-1-37＞大韓民国学生創造力チャンピオン大会の参加チーム数

年度	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
参加チーム	1,022	1,036	1,240	1,273	1,256	1,132	898

全国16の市・道予選大会において同時に進行される即席課題の問題が同一であることから問題の保安を強化し、本選大会時に参加チーム講演中の音響施設の故障等によって予期せぬ状況を考慮して運営を行い、内実のある大会を準備する計画である。

ハ)YIP(Young Inventors Program:青少年発明家プログラム)

YIPが初めてスタートした2009年には、DUOBACK KOREA及びCOREX自転車(前INFIZABI KE社)などの2社が参加したが、2015年には後援企業11社が参加し70チームを選抜することによって、より多くの青少年らが発明教育の支援を受けられるようにした。

YIP参加を希望する学生チームの数は飛躍的に増加し、2009年に134チームが参加申し込みをしたのに比べ、2015年は928チームがアイデアを提出することにより大きな成長を成し遂げた。申請チームの中で選定されたアイデアは教育を通じてアイデアの改善課程を経て、すべて特許出願を完了した。

＜表V-1-38＞YIP(青少年発明家プログラム)状況

年度	2010	2011	2012	2013	2014	2015
後援企業数	6社	8社	8社	9社	11社	11社
申込チーム数	386	586	822	1,087	1,123	928
参加チーム数	30チーム	40チーム	50チーム	80チーム	66チーム	70チーム

*2015年YIP 後援企業：クムホ電気、デユウィニア、モーニンググローリー、サムスン電子、AMOREPACIFIC、LG化学、KGC人参公社、TEAMEXE、POSCO、韓国航空宇宙研究院、CRUCIALTEC

2) 発明奨学生の選抜

特許庁は21世紀の知的財産基盤社会を主導する創意的潜在力を持つ優秀発明学生の発明活動を促進するため、2003年から「発明奨学生」選抜事業を実施している。

発明奨学生を選抜は、2008年までは書類評価のみ行われ、産業財産権出願及び登録実績・学生発明大会の参加及び入賞実績・発明教育履修実績等の発明活動を総合的に評価して選抜し、小・中・高・大学別の等級(1～3等級)によって奨学金を支給した。

2009年からは発明奨学生を選抜人数を320名から100名に調整し、小・中・高・大学別の等級(1～3等級)を廃止した。また、多くの学校の学生たちが受けられるよう1校当たり申請人数を5人に制限した。そして、選抜方式を定量的な書類評価の1次選考から、書類評価と深層面接評価で構成される2次選考方式を導入した。優秀発明人材に創意的な潜在力を開発し持続的な発明活動に対する動機付与を誘導するため、金銭的支援による教育的な補償を強化する方向へと選抜方式と支援内容を大幅に改編した。

2014年からは、発明奨学生を選抜対象を小・中・高・大学生から大学生を除いた小・中・高校の学生に対象を変更し、選抜方式も書類評価と深層面接評価から書類評価と観察評価(選抜キャンプ)に切り替えた。

2011年からは地域均衡選抜制度を導入し、発明奨学生選抜の地域格差を緩和して発明活動が不振な地域発明文化の拡大を試みた。2012年には選抜学生全員に対し海外発明文化体験の機会を提供した。

2013年には、既存の一元化した補償の代わりに奨学金支援の他、個別特性診断プログラムの提供等を行い、選抜学生の自己主導的な能力開発を支援した。

2014年は発明活動奨励金及び専門家の個別特性診断プログラム特典を運営し、新規発明人材発掘のために前年度の選抜者について申請制限の基準を設けた。

<表 V-1-39> 発明奨学生の年度別選抜人数

年度	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
人数(名)	100	100	101	101	102	101	100

3) 大韓民国発明教育大賞

2011年に新設された大韓民国発明教育大賞は、教育現場で発明教育に献身した優秀発明教員を発掘し、そのモデルを広く共有して励ますために行われた。

受賞者は候補者の推薦を受けて書類審査と公開検証、面接審査を経て選ばれるが、2015年には8名の受賞者が選ばれた。選抜基準は教育活動の実績及び貢献度、教育方法の優秀性、現場波及性、教育的熱意及び持続性等であり、過去3年間の功績を対象に評価した。

ハ. 評価及び発展方向

特許庁は発明・創意性大会の運営を行い、対国民の発明認識の拡大と発明文化活性化に向けて多様な努力を傾けている。

大韓民国学生発明展示会は朝鮮日報、大韓民国学生創意力チャンピオン大会はサムスン電子と各々共同で主催しており、YIPはLG化学、韓国航空宇宙研究院、POSCO等11企業の後援を受けて運営している。また、企業及び報道機関などと連携して大会開催の効果を高めることに努め、毎年、大会の制度改善と褒賞の拡大を行うことで大会の参加動機を高めることに努めた結果、参加者数が大きく増加している。

今後発明教育に対する教育界と社会の関心に応じ、増加する大会の参加ニーズに歩調をそろえ、これまで成し遂げた量的拡大とともに質的な面においても充実度を向上させ、公正かつ透明な大会を運営するために多様な努力を傾ける計画である。

5. 知的財産スマート教育³⁴を活用した国民全体に対する知的財産常時学習の推進

国際知識財産研修院 教育企画課 行政事務官 キム・キョンオク

³⁴ 最上のICT環境を基盤に人間修身のソーシャルランニング、オーダーメイド型学習を取り入れた学習形態

イ. 推進背景及び概要

韓国政府は知的財産基本法の制定以後、第2回目の知的財産基本計画(2012～2016年)を策定し具体的な教育実行計画を推進している。これと歩調を合わせ、知的財産に関する教育の一軸を担当している国際知識財産研修院では、知的財産スマート教育(e-ラーニング)を通して多くの国民が知的財産教育を受けられるよう運営しており、知的財産社会を先導する優秀な知的財産の人材養成に力を入れている。

国際知識財産研修院では、知的財産スマート教育を通して需要者オーダーメイド型コンテンツを開発し、実務中心の知的財産教育拡大、小・中・高校等の創意的な知的財産未来の主役育成等の知的財産分野におけるコア人材を育成している。知的財産スマート教育事業はe-ラーニング教育を通して急激に増加する教育需要に効率的に対応しつつ、多様な階層に知的財産の学習機会を提供し、企業で必要とする知的財産専門人材を養成している。

ロ. 推進内容及び成果

国際知識財産研修院は、知的財産教育が必要な7分野について支援を行っている。①創意力中心の青少年、②実務人材中心の企業役職員、③知的財産権が必要な理工系の大学生、④発明教育を指導する教員、⑥発明の拡大を推進する特許関連機関、⑦審査、審判の専門性が必要な特許庁公務員、⑧中央、地方自治団体公務員などを対象に生涯周期別の生涯教育を実施している。2015年には企業の研究員、大学生、青少年、教員などの約36万8千名に対し教育を行い累積受講者数は344万名に達している。

また、インターネット基盤のリアルタイム放送を通じてフラッシュアニメーション及び動画像で製作した205のコンテンツを提供し、効果を高めるため必要時には集合教育等を併行してFLIPPED-LEARNING教育を実施している。

国家知識財産教育ポータルでは、知的財産教育情報統合システム、教授要員の登録

システムだけでなく、400件を超える関連資料を保有している知的財産教育情報資料室を運営し、名実共に国内知的財産教育総合ポータル役割を果たす機能を拡大したことにより、教育の信頼性と知的財産教育の民間活用度を高めた。

また、ポータル内に知的財産ストーリーセンターを構築し、国民なら誰でも容易に知的財産関連の主要 이슈や時にかなったコンテンツに接することができる情報と、感性が融合した知的財産ストーリーコンテンツ40個のサービスを行った。2015年には、国内最大規模のポータルサイトであるNAVERのTVキャストに「知的財産ストーリーセンター」チャンネルを開設することにより、国民向けに知的財産ストーリーコンテンツを広く普及できる基盤を構築した。

大学では、知的財産スマート教育のサービスを通じて253講座27,706名に対し良質の知的財産教育を提供した。また、小学生から高校生まで発明に関心のある青少年のために発明記者団を運営している。発明体験活動とこれに関する作文等を通じて発明の原理と理論的な思考を育成でき、このような発明記者団の活動はオンラインで実施され、多くの人数を効果的に教育することができ、父兄と青少年に好評を受けており、2015年には6,894名が発明記者団として活動した。

一方、発明教員の職務教育は発明教育の必修的な履修課程として認識され、発明教員の人気を集めている。全体で15時間と30時間の課程である「遠隔職務研修」は、発明教員に必要な単位を無理なく取得できるよう支援し、2015年は計3,130名が研修を受けた。

知的財産スマート教育の効率的な管理と支援のため、進捗率の確認、受講認証等の職務教育が必要な企業等を対象に教育管理システム(LMS)とオーダーメイド型コンテンツを提供し、これまで804機関を対象に団体教育(B2B)を実施している。オンライン教育システムを備えた企業にはコンテンツを貸し出し知的財産教育を拡大している。

ハ. 評価及び発展方向

教育環境が相対的に劣悪な中小企業に対する教育支援を行うため、オーダーメイド型の知的財産スマート教育を提供し、特許に強い中小企業研究員を育成している。また、青少年発明記者団の運営を改善し、2015年度には6,894名の発明記者に拡大した。記者団が作成した3,012件の記事の中から審査を行い選定された優秀記事を年10回にわたりインターネット青少年発明新聞に掲載することによって、創意的な知的財産における未来の主役を育成するための基盤を構築した。発明教員の遠隔職務研修については効率性を改善して88.7%の高い終了率を達成し、韓国教育學術情報院において主管する遠隔教育研修院の運営評価においても最高等級である「優秀」等級を獲得した。

青少年発明教育分野においては、最近の教育界において 이슈となっている FLIPPED-LEARNING技法を初めて活用した発明教育コンテンツを「知的財産e-ランニング先導学校」4校と共に開発し、その開発されたコンテンツと学習資料をオンラインを通して全国の学校へ普及することにより、オン・オフラインが連結した学校の現場発明教育の地平を開いた。

そして、多様な階層が参加できる知的財産スマート教育の常時学習体系は、中央、地方公務員と弁理士の義務教育等の関連機関を対象に知的財産教育を提供するなど、知的基盤社会に対応できる社会的な能力を高めることに一翼を担っている。

2016年には、2015年に初めて開発された青少年向けの発明-FLIPPED-LEARNINGコンテンツの拡大と開発を行い、多様な教科領域において発明教育を活用することができるよう基盤を強化する計画である。また、中小企業などの企業研究員向けにオン・オフラインが混合するIPリーダーFLIPPED-LEARNING課程を2回運営することにより教育効果を高める計画である。そして、これまで50回にわたって発行した発明記者団の新聞をスマート基盤の発明記事へと拡大するため、オンラインとモバイルの互換が可能な反応型ウェブマガジンに改編し、今年計10回の発刊を予定しており、青少年の発明文化拡大に寄与する見通しである。

また、企業における知財権の出願及び登録実務と関連した主要事例を取り上げた映像コンテンツ13個と、学校現場における活用度を高め、直接活用が可能な青少年用の

コンテンツ10個の開発及び普及され、知的財産に対する一般人の認識向上に寄与するものと期待される。

<表V-1-40> 知的財産スマート教育対象別の運営状況

(単位：名)

教育対象	教育形態		教育運営の状況		
			教育課程の形態	運営方式	受講人数 (2015年基準)
1. 企業体	B2C	一般人	開かれた教育	知的財産認識向上	16,394名
		中小企業	IPリーダプラス	基礎、混合課程	41名
	B2B	大企業	団体教育	基礎、企業職務教育	7,122名 (38企業)
		中小企業	団体教育	基礎、企業職務教育	43,109名 (186企業)
		公的機関	団体教育	基礎、企業職務教育	23,213名 (25機関)
		その他	団体教育	基礎、企業職務教育	7,306名 (52機関)
2. 関連機関	B2B	関連機関職員	団体教育	先行技術調査機関教育	5,957名 (5機関)
3. 弁理士	B2B	弁理士及び職員	団体教育	(修習)弁理士食教育連携	1,295名
4. 大学生	B2B	理工系	団体教育	単位課程と連携	17,407名 (232講座)
		デザイン	団体教育		584名 (6講座)
		教育大/師範大	団体教育		215名 (8講座)
		人文大/法大/経商大/レンタル等	団体教育/コンテンツレンタル		9,499名 (7講座)
5. 青少年	B2C	青少年	開かれた教育	自律受講	16,225名
	B2B	小	団体教育	正規授業、放課後の活動、裁量活動、学生生活指導等と連携	81,081名 (63の学校)
		中	団体教育		20,672名 (43の学校)
		高	団体教育		19,565名 (41の学校)
		地域教育庁	団体教育		93,873名 (103の教育機関)
6. 青少 発明記者	B2C/ B2B	小/中/高	個別教育	自律受講	6,893名
7. 発明教員	B2B	小	教育庁団体教育	年5期数、職務教育	1,921名
		中			1,187名
		特殊幼稚園/その他			22名
8. 公務員	B2B	特許庁	個別教育	年5期数、職務教育	9,217名

2015年度知的財産白書

	B2B	中央/地方	個別教育	職務教育	988名
計		コンテンツ 205個			368,612名 (オンライン教育 受講者)

第3節 社会的弱者に対する配慮の拡大

1. 概観

産業財産政策局 産業財産人材課 工業主事補 ユ・ヨンチョル

特許庁は社会的弱者に対する支援を拡大するため、シェアリング発明教育、無料弁理サービス、知的財産才能シェアリング等に取り組んでいる。

教育の疎外地域及び疎外階層の青少年のために推進したシェアリング発明教育は、「訪問型シェアリング発明教室」を運営することにより発明教育に接する機会があまりない島しょやへき地地域の学校、児童福祉センターなどに対し、2015年は40機関を訪問して853名の学生に発明体験型の発明基礎教育を提供した。また、「訪問型シェアリング発明教室」において優秀な成績で終了した92名の学生を国際知識財産研修院に招いて「シェアリング発明キャンプ」に参加させ、発明上級教育及び国立中央科学館等の見学プログラムも提供した。

㉔

国民基礎生活受給者、障害者、中小企業等の社会的弱者の産業財産権創出・保護のため、相談、明細書などの書類作成及び審判訴訟支援などの方法で社会的弱者に対する支援を行った結果、相談実績が前年比15.5%増の18,828件を達成し、2011年から実施している公益弁理士の審判・訴訟取消訴訟の直接代理支援事件の勝訴率は毎年着実に上昇するなど、社会的弱者に対する産業財産権保護の実効性を高めた。

「知的財産才能シェアリング事業」は、弁理士、知的財産サービス業の従事者、デザイナー等の知的財産権専門家の才能寄付により、小企業、社会的企業等の社会、経済的な弱者を助ける活動である。2014年は86名の才能寄付者が111名の受患者(企業)とマッチングが行われ、先行技術調査、明細書作成、ブランド及びデザイン開発等計139件の才能シェアリングが行われた。

2. 疎外地域・階級の青少年に対するシェアリング発明教育

産業財産政策局 産業財産人材課 工業主事補 ユ・ヨン Chol

イ. 推進背景及び概要

シェアリング発明教育は、教育脆弱な階層の青少年を対象とする発明教育を通じてシェアリング文化を広く伝える目的で2008年から実施した。発明教育の機会がない島しょやへき地及び児童福祉施設、発明教育未設置地域の小中学生に発明教育を提供し、彼らの創意力と素質を育て上げ未来に対する希望を与えることができるよう取り組んできた。

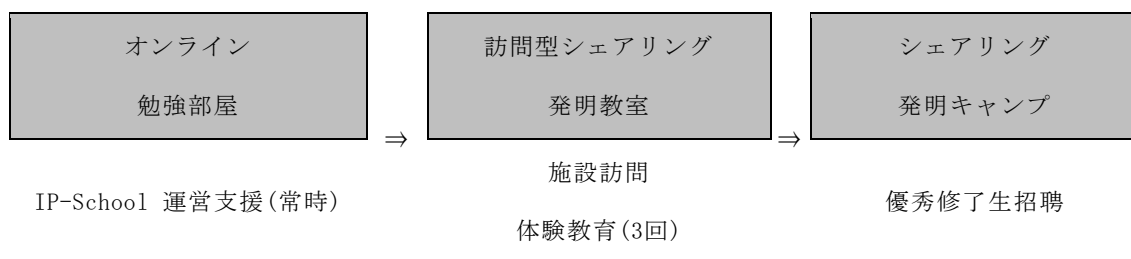
訪問型シェアリング発明教室とシェアリング発明キャンプを連携して、学生らに段階別に構成された体系的な発明教育のプログラムを提供した。

ロ. 推進内容及び成果

1) 教育の疎外地域・階層の青少年を対象に「訪問型シェアリング発明教室」の運営

島しょやへき地及び発明教室未設置の小・中学校、児童福祉センターなど、2015年には40機関を訪問し853名の学生に発明体験教育を実施した。教育対象の年齢別特性及び教育連携性を考慮し、発明教育専門教員を機関当たり毎週3時間ずつ3週間にわたり計9時間課程の創意力向上の体験プログラムを提供した。また、必要な全ての準備物と教具材を提供し、青少年が発明教育にもっと関心を持てるようオンライン課程(IP-School)も開設して運営した。

<表V-1-41>2015年シェアリング発明教室の運営体系



2) 疎外地域・階層の青少年を招待して「シェアリング発明キャンプ」の運営

「訪問型シェアリング発明教室」を履修した学生の中から優秀な成績で終了した学生を、国際知識財産研修院の発明教育センターに招いて、発明上級教育を提供するシェアリング発明キャンプを1回運営した。教育疎外地域の92名の学生が2泊3日間のシェアリング発明キャンプにおいてチームごとの発明ミッションプログラムとともに、日ごろ接し難い都市文化体験と国立中央科学館見学などの多様な体験活動を行った。

＜表V-1-42＞2015年シェアリング発明教育の運営状況

課程名		教育対象	回数	人数
シェアリング 発明教育	訪問型シェアリング発明教室	島しょやへき地、児童福祉施設の小・中学生	119	2,559
	シェアリング発明キャンプ	島しょやへき地、児童福祉施設の小・中学生	1	92
	計		120	2,651

＜表V-1-43＞年度別の疎外地域・階層のためのシェアリング発明教育状況

区分	2012年	2013年	2014年	2015年
教育回数(回)	177	246	120	120
教育機関(機関)	35	52	40	40
教育人数(名)	921	1,276	895	853

※ 2011年の場合は自治体が運営するプログラムとの連携により数値が高い。

ハ. 評価及び発展方向

2008年に初めてシェアリング発明教育を実施して以来高い満足度をみせており、教育を希望する申請機関が増加している。今後も持続的に島しょやへき地及び児童福祉施設などの疎外地域の学生たちに、発明教育を通じて夢と希望を与えるために多様な努力を傾ける計画である。

3. 社会的弱者のための無料弁理サービス

産業財産保護協力局 産業財産保護支援課 行政事務官 ハン・ソンジェ

イ. 推進背景及び概要

高価な弁理サービスを受けられない国民基礎生活の受給者、障害者、国家有功者、学生、小企業などの社会的弱者と、弁理サービスから疎外された地域住民らに対する権利確保から紛争対応に至る全過程を支援することにより、知的財産権分野における社会的公平性を高め、彼らの産業財産権を創出・保護するため、2005年4月から公益弁理士による特許相談センターを開所し運営している。

公益弁理士特許相談センターは計12名(2015年末基準)の公益弁理士が、相談、明細書等、出願、審査、審判関連書類の作成支援、産業財産権関連説明会、審判・審決取消訴訟の直接代理及び紛争コンサルティングなどの業務を遂行している。

また、社会的弱者の知的財産権保護のために審判・訴訟の代理費用を支援する特許法律救済事業を2001年から施行中であり、2011年からは「社会的弱者のための知的財産権保護支援事業」に改編し「公益弁理士特許相談センター」と統合して運営している。

ロ. 推進内容及び成果

公益弁理士の特許相談センターの相談実績は、2012年10,319件、2013年16,304件、2014年18,828件で制度についての持続的な広報、支援対象及び業務範囲の拡大などにより毎年順調に上昇した。しかし、2015年には特許庁顧客相談センター(1544-8080)及び政府統合コールセンター(110)との業務協力により重複する業務が調整され、また、5月に国内マーズの拡散によって巡回相談などが縮小されて前年に比べ約15%減った16,041件の相談が行われた。

書類作成支援の場合は、前年から施行した同一人に対する書類作成支援件数の制限緩和(年間1回→権利別年間1回)により相談実績が縮小されたのにもかかわらず支援実績が順調に増加している。過去3年間の具体的な書類作成支援についての実績は、2013年700件、2014年860件、2015年895件である。

＜表V-1-44＞2015年相談及び書類作成支援実績(支援類型別)

(単位：件)

知財権関連相談				コンサルティング	書類作成支援	知的財産権説明会	合計
電話相談	オンライン相談	来訪者相談	巡回相談				
13,119	761	1,722	439	37	895	21	16,994

＜表V-1-45＞2015年相談及び書類作成支援実績(支援対象別)

(単位：件)

小企業	学生	障害者	基礎生活受給者	次上位階層	国家有功者	満19才未満	軍服務遂行者	その他	合計
2,835	1,416	1,106	512	146	674	72	46	10,187	16,994

* その他：小企業を除外した企業、疎外地域住民及び一般人

社会的弱者に対する産業財産権保護支援強化のため、既存の代理人費用を支援していた特許法律救済事業の方式を改編し、2011年からは審判・審決取消訴訟の場合は公益弁理士が直接事件を代理することとなり、2015年は制度導入以降の最大支援実績(53件)を達成した。これは前年に比べ65%の増加であり、多様な広報とともに直接代理支援回数を通年1回に制限していたものを回数の制限をなくして支援できるよう制度を改善したからとみられる。直接代理支援事件の具体的な支援実績は、2013年14件、2014年32件、2015年53件で持続的に上昇しており、勝訴率も2013年61.5%、2014年71%、2015年75%で上昇趨勢である。訴訟費用支援も2013年17件、2014年28件、2015年29件で支援件数も増加している。

＜表V-1-46＞2015年審判・訴訟関連の支援実績(支援類型別)

(単位：件)

審判代理	審決取消 訴訟代理	審決取消訴訟 上告代理	民事侵害 訴訟費の支援	合計
43	7	3	29	82

＜表V-1-47＞2015年審判・訴訟支援実績(支援対象別)

(単位：件)

中小企業	零細個人発明家	障害者	基礎生活受給者	国家有功 者	学生	合計
56	12	4	3	6	1	82

そして、2015年には社会的弱者に対するサービス支援活性化に向け、多様な広報活動も実施し、公益弁理士特許相談センターの優秀事例集を発刊・配布して広報効果を極大化した。また、パンフレット、ガイドブックなどの各種広報パンフレットの発刊・配布を行い、中央日刊紙、地域新聞、インターネットバナー及び地下鉄広告を通じて無料弁理サービス支援の拡大に向けて努力した。

また、公益弁理士の特許相談センターのホームページを視覚、聴覚などの障害類型別に改編することによって、障害者である社会的弱者によるウェブ接近性を高めた。

ハ. 評価及び発展方向

2015年は社会的弱者に対する知財権保護支援を強化するため、一回の相談で解決できない社会的弱者を対象に、知財権紛争経営コンサルティングを新規に推進して37件を支援し、より多くの社会的弱者に支援の恵沢がいくよう支援対象を独立有功者、参戦有功者、大学院生にまで拡大して支援範囲も商標登録取消審判までできるように関連法令を改正することによって、特許相談センターの核心事業である法律救済支援事業に力を集中させる基盤を構築した。

今後、公益弁理士の特許相談センターは受患者により大きな効果がいくよう法律救済、コンサルティングなどの核心業務を中心に事業を改善する予定である。特に、商標ブローカなどの権利乱用による被害者に対しても法律救助を新規に推進し、審判・

審決取消訴訟に対する直接代理の支援を拡大するなど、需要者中心のサービスが提供できるよう持続的に努力していく計画である。

4. 知識財産才能シェアリング事業の取組み

産業財産政策局 地域産業財産課 行政主事 パク・ダヒョン

イ. 推進背景及び概要

1) 推進背景

知的財産が企業の重要な資産として浮上し、知的財産権の確保に企業が活発に動いている。特許庁は、地域の中小企業に対する支援のために多様な知的財産経営に関する支援政策に取り組んでいるが、限定された予算と高い競争率で小企業、予備創業者などの多くの零細企業が支援を受けられない状況にある。特に、零細企業は特許出願、ブランド、デザイン開発による費用負担により知的財産経営に参加することが困難である。そこで、特許庁は零細企業の知的財産活動を支援するため、自分が持っている才能を助けが必要な人にシェアリングする「才能シェアリング」を知的財産分野に取り入れ「知的財産才能シェアリング」を2012年から取り組んでいる。

<図V-1-5>知的財産才能シェアリングのCI



2) 概要

「知的財産才能シェアリング」は、弁理士、デザイナー、教授などの知的財産関連の才能及び専門知識を持つ個人、団体企業が、知的財産活動において困っている小企

業、社会的企業、予備創業者等を助ける活動である。知的財産シェアリングを通して支援を受けられる知的財産分野は、△出願相談、△ 先行技術調査、△知的財産教育、△知的財産経営コンサルティング、△ブランド、デザイン開発などである。

才能シェアリング又は才能受惠を希望する者は、地域知識財産センターに直接相談するか、又は知的財産才能シェアリングのホームページに申し込むと、地域知的財産センターにおいて才能シェアリング・才能受惠の適合について判断して担当のコンサルタントが分野によって適合する寄付者と受恵者のマッチングを行う。マッチングされた寄付者と受恵者は才能シェアリング分野と細部進行事項などについて協議を行い、才能シェアリングを通じて知的財産活動を支援することになる。

<図V-1-6> 知的財産才能シェアリングの構造図



ロ. 推進内容及び成果

2012年から開始した「知的財産才能シェアリング」は徐々に拡大し現在は471件の才能シェアリングが行われた。

2015年の細部支援についての現況をみると、デザイン開発支援56件、知財権出願の相談47件、ブランド開発の支援27件、先行技術調査19件、知的財産経営コンサルティング19件、知的財産教育6件、その他11件で計185件の知的財産才能シェアリングが行われた。

＜表V-1-48＞2015年の知的財産才能シェアリング分野別状況

出願相談	先行技術調査	IP教育	IP経営コンサルティング	ブランド開発	デザイン開発	その他	合計
47	19	6	19	27	56	11	185

参加事例として、市販されている包装デザインを使用していた某営農組合は、知的財産才能寄付に参加したデザイナーから組合を代表する新しい包装デザインの開発支援を受け、そのデザインで製品競争力を確保することができ、全国の大型マートへ進出するなど、流通販路の拡張に大きな助けとなった。また、他の事例として、海外進出を準備していた某小企業は、才能寄付に参加した弁理士から先行技術調査、特許分析、明細書の作成などについて助けを受けて特許戦略を策定することができ、技術改良により後続の特許出願まで済ませることができた。

また、2013年から大韓弁理士会、サムスン電子、金&張法律事務所、第一特許法人等と業務協約を締結し、大企業の才能シェアリング(知的財産経営コンサルティング、教育、出願相談等)の参加を督励している。2014年からは地域大学のデザイン学科の教授と学生が参加しブランド・デザイン開発の支援を行い、大学内寄付文化の拡大及び学生の実務能力向上に貢献している。さらに、「知的財産才能シェアリング」終了後、寄付を受けた受惠企業において、才能寄付を通して得た収益又は製品を地域の脆弱階層に寄付するなど、シェアリングの循環へと繋がり地域のシェアリング文化の拡大に肯定的な役割を果たしている。

ハ. 評価及び発展方向

知的財産才能シェアリングは知的財産活動において困っている零細企業を支援し、地域企業の知的財産競争力を高めることに大きな役割を果たしている。専門家の才能シェアリングと共に大企業と大学などの団体の参加を積極的に督励し、知的財産分野全般に渡って社会貢献文化が拡大できるよう運営を行うべきである。

第4節 発明振興イベントの開催

1. 概観

産業財産政策局 産業財産政策課 行政事務官 カン・ギョンサン

「発明の日」の記念式は、優秀発明家及び発明有功者を褒賞することによって、発明家と科学技術者の士気を奨励し、国民全般に発明雰囲気づくりを拡大するために開催するイベントである。2015年には「発明50周年、創造の韓国を切り開く」という主題で、国務総理職務代行兼企画財政部長官が臨席しCOEXのグランドボールルームで行われた。

2015年の「発明の日」の記念式では、金塔勲章を含む政府褒賞など80の授賞が行われ、この中で今年の発明王の授賞作に対しては褒賞金の支給、トロフィーの授与、「発明家の殿堂」献納及び海外優秀発明展示会の参観経費の支援などの副賞が授賞された。

韓国内に登録された特許及びデザインを対象に、優秀発明を発掘して授賞する特許技術賞は、2015年には17件の発明と2件のデザインが選定され、韓国知識財産センターにおいて特許庁と中央日報が共同で授賞した。全体の応募が330件で17：1の競争率をみせ、全体授賞作19件のうちに個人及び中小企業が16件を占めた。

2011年度から統合し実施している大韓民国発明特許大典及び商標・デザイン権展示会、ソウル国際発明展は、国内の優秀特許と商標及びデザインだけでなく、世界各国の発明品を展示する国内最大規模の知的財産権展示会として開催している。2015年には38,000名以上の観覧客が展示会場を訪れ、国内96社(名)から96件、海外33ヵ国から525件を出品及び展示され、国内外の発明家の交流拡大及び国際ネットワーク構築の機会を提供した。

2. 第50回「発明の日」記念式の開催

産業財産政策局 産業財産政策課 行政事務官 カン・ギュサン

イ. 推進背景及び概要

知的情報化社会において、知的財産の創出・活用及び保護に至る知的財産の好循環構造の確立有無は、国家と企業競争力の主な基盤となっている。

このような循環のスタート時点である知的財産創出を促すためには、社会各界の各層へと知的財産創出の底辺を拡大する法的・制度的・文化的インフラが構築されなければならない。そのために発明家に対する尊重とともに、発明と知的財産の重要性に対する共通認識を拡大させ、国民全般において発明雰囲気を作成する必要がある。

政府は、知的財産に関する認識の重要性を向上させ、発明の生活化を定着させるため、1957年に世宗大王が世界最初に測雨器発明を公布した日(1442. 5. 19)を記念して、5月19日を「発明の日」と決め法定記念日に指定した。発明の日の記念式典では、発明家の士気を高めるために有功者の褒賞、発明パフォーマンス、優秀発明品の展示などの多様なイベントを行っている。

ロ. 推進内容及び成果

2015年の第50回「発明の日」の記念式典では、「発明50周年、創造の韓国を切り開く」というタイトルで50回を迎えた記念式に、国務総理職務代行の副総理兼企画財政部長官と国家知識財産委員会の委員長をはじめ、主要人事及び発明有功者、優秀発明業者、発明学生及び指導教員などの約600人余りが参加した中で5月19日にCOEX グランドボールルームで開催された。

大統領の祝辞メッセージを通じ半世紀が過ぎた発明の日を祝い、知的財産育成のための政府の支援意思を表明した。

記念式典では、発明及び特許分野に貢献した有功者に対し金塔産業勲章などの政府褒賞を国務総理職務代行の副総理兼企画財政部長官が伝授し、大韓民国を代表する発明家 1 名を今年の発明王に選定し大統領の表彰と月桂冠を授けた。特に、第 50 回の発明の日を記念して一般人の関心を高めるために映画祭、写真展、特許ハッカソンなどの多様な付帯イベントを行った。

<図 V-1-7> 国務総理職務代行の副総理兼企画財政部長官の授賞



<図 V-1-8> 大統領の祝辞メッセージ



<図 V-1-9> 2015年今年の発明王授賞式



<図 V-1-10> 記念パフォーマンス



ハ. 評価及び発展方向

第 50 回目の発明の日記念式典では、50 周年を記念して発明に対する多様な付帯イベントを行った。発明の写真公募展、発明の 50 秒映画祭、発明のウェブマガジン、

特許ハッカソン大会及び時代別の優秀発明品を選定した。特に、50 回目発明の日を迎えて大統領の祝辞メッセージ映像、一般人のお祝いメッセージ映像、発明の 50 秒映画祭受賞作の映像、特許ハッカソンメイキングフィルム映像、発明の写真公募展受賞作など、多様な映像制作及び上映を通じて褒賞者及び記念式参加者がお祝いの雰囲気を作成し、発明家としての自負心を高める機会を設けた。

優秀発明品、時代別の発明品、付帯イベントの成果物展示も同時に開催され、発明の日に対する国民の関心を高めた。

3. 2015年大韓民国知的財産大典の開催

産業財産政策局 産業財産政策課 行政事務官 カン・ギョンサン

イ. 推進背景及び概要

大韓民国特許大典、商標・デザイン権展及びソウル国際発明展示会を「2015大韓民国知的財産大典」という名前で統合し開催した。創造経済博覧会と同時に開幕することにより知的財産の重要性を広く伝える契機となった。大韓民国知的財産大典は、知的財産権に関する国民の認識を向上させて発明の雰囲気を広め、国内外の発明家の交流を拡大して国際的なネットワークを構築することが目的である。さらに、今回の展示を通して優秀発明品を一般の国民に広く知らせ販路を切り開き流通を活性化することができる。技術先進国への跳躍に向けて今年1年間の発明と特許を決算して授賞することによって、新技術の発掘ができるとともに、その価値がますます重要となっている商標とデザインの発展を図る効果もある。

これまで大韓民国発明特許大会は、1982年から毎年開催されて34回目を迎え、商標・デザイン権展は、2006年から毎年開催されて9回目であり、ソウル国際発明展は、2002年から2008年まで隔年開催されたが、2009年からは毎年の開催となって10回目を迎えた。

ロ. 推進内容及び成果

2011年から大韓民国発明特許大典及び商標・デザイン権展、ソウル国際発明展示会を同時に開催し、韓国内の優秀な特許と商標及びデザインのみならず、世界各国の発明品を共に展示することにより名実共に韓国内における最大規模の知的財産権展示会であった。韓国内外の発明特許イベントのレベルを高め、国際的イメージ向上にも大きく寄与した。大韓民国発明特許大典は、受賞作の96社96件の製品展示と共に多様な見どころを提供することで一般国民の関心を集めて展示会のレベルを高めようと試みた。また、受賞作中心のメイン展示館以外に外国人発明創業大典、軍発明展示館、ハイテク展示館、特許技術の事業化支援館、地理的表示団体表彰の広報館、購買相談会場などの多様な付帯展示館を運営して参加者に製品(技術)に対する評価と販路拡大の機会を提供した。

商標・デザイン権展は、優秀商標権公募展とデザイン公募展の受賞作品をはじめ、商標・デザイン権トレンド館、商標・デザイン権紛争事例館などで構成され、多様な年齢層の観客のために様々な工夫を行った。併行イベントとしてSNSを活用した展示広報のイベントとフォトカードイベントを実施し、多様な年齢層の観覧客が直接体験できる展示空間を造成した。

ソウル国際発明展示会は8年連続30ヵ国以上の参加と、ここ3年間で650品目を超える出品作を紹介し、世界的な発明展示会として位置づけられた。2015年には38,000名以上の観覧客が展示会場を訪れ、国内140品目、海外33ヵ国385品目が出品及び展示され、世界的な発明展示会として国内外の発明家らの交流拡大及び国際ネットワーク構築の場となった。また、購買相談館を運営して発明家とバイヤーの相談の場を提供することにより、参加者に対する発明品の広報だけでなく事業化の実績向上にも貢献した。

<図V-1-11>展示会場の様子



<図V-1-12>ハイテク展示館の様子



<図V-1-13>授賞の様子



<図V-1-14>商標デザイン権展の展示様子



<図V-1-15>説明会場運営の様子



<図V-1-16>ソウル展授賞式の様子



ハ. 評価及び発展方向

展示会の他に併行イベントとして特許技術政策説明会場などを運営し、展示会の参加主体である中小企業に対して実質的に役立つようにした。既存の広報方式に加え海外広報も積極的に施行することにより計443件の国内外における報道(海外214件)が行われた。

e-BAY、楽天、タオバオ、アマゾン、クテン等の海外オープンマーケットのバイヤーとオークション、Gマーケットなどの国内オープンマーケットバイヤー、KSEED クラウドファンディング相談企業などを招聘して既存のB2Cバイヤー中心の購買相談会ではなく、B2B分野の相談ができるように運営を変え、大量生産のない受賞企業向けにSKYQUEST(技術移転専門企業)を招聘して技術移転相談会も同時にできるよう運営した。

第5節 女性発明振興活動の展開

1. 概観

産業財産政策局 産業財産政策課 行政主事 シン・ヘヨン

女性発明振興事業の結果、ここ3年間の女性特許出願率は毎年増加している。

* 女性の特許出願件数(出願率)

(2012) 4,670(12.9%)→(2013) 5,458(14.6%)→(2014) 5,505(14.4%)

* 男性の特許出願件数(出願率)

(2012) 31,402(87.1%)→(2013) 32,019(85.4%)→(2014) 32,690(85.6%)

しかし、未だ男性に比べて微弱であり、韓国の女性経済活動参加率も2014年基準で57%であり、OECD加盟国平均の62.8%より低いレベルである。高い教育レベルと優れた才能を持つ女性人材を適材適所にうまく活用できないことは国家的に大きな浪費である。また、韓国は急速な高齢化及び出産率の低下により労働力がますます不足している状況に置かれている中で、女性の経済活動の参加を高めるための多様な女性発明振興事業を推進すべき必要性が台頭している。

特許庁は、韓国女性発明協会の支援事業により女性の知的財産に係る認識を高めるため、全国において女性向け知的財産権教育を実施している。女性の発明アイデアが死蔵されず産業的に積極活用できるよう、世界女性発明大会、生活発明コリア、試作品製作支援、女性発明品博覧会等の多様な支援政策に取り組んでいる。

女性の潜在力と創意力の開発は国家産業発展の新しい原動力であり、女性特有の創意性とアイデアが特許で具体化され、その特許が商品化に繋がる女性発明・起業家の成功事例がより沢山生まれるよう、多様な女性発明振興のために積極的な努力を傾ける計画である。

2. 女性発明家の底辺拡大及び知的財産の認識向上

産業財産政策局 産業財産政策課 行政主事 シン・ヘヨン

イ. 推進背景及び概要

女性の社会経済活動に対する関心の増大と持続的な支援により、女性経済活動の参加人口は着実に増加している。しかし、そのレベルはOECD主要国34ヵ国の中で30位であり、出産と育児の時期である30代に発生する経歴断絶減少もまた持続し、女性の経済活動の参加向上のために多様な女性発明振興事業に取り組む必要性が台頭している。

＜表V-1-49＞OECD主要国における女性経済活動参加率の比較

区分	2011年	2012年	2013年	2014年
韓国	54.90%	55.20%	55.60%	57.0%
日本	63.00%	63.40%	65.00%	66.0%
米国	67.80%	67.60%	67.20%	67.1%
OECD平均	61.80%	62.30%	62.60%	62.8%

*出所：OECD Employment Outlook 2014

そこで、政府は女性特有の創意性と創造力の開発のために、女性向けに体系的な知的財産権教育及び情報提供、生活発明発掘支援などを行い、女性発明の底辺拡大と発明人材を育成している。

ロ. 推進内容及び成果

1) 女性対象の知的財産権教育

特許庁は、女性発明に対する社会的関心と雰囲気向上をさせ、潜在力のある女性発明家の発掘及び育成のため、各地方自治体、地域女性団体などと協力して発明に関心の高い主婦、発明教室の参加学生、父兄、女子大生などを対象に、女性対象知的財産

権教育として「女性発明創意教室」を運営している。

弁理士、発明教育現場の専門家、成功した女性発明家を講師に招いて運営している女性発明創意教室は、知的財産権に対する概要及び事例、女性の創意性及び潜在力開発の価値、発明技法及び要領、女性発明家の発明体験事例などを主な内容に講義を実施している。これにより知的財産権に対する認識を向上させ底辺拡大に大きく寄与し、2008年から2015年まで計423回の29,947名が参加した。

2) 生活発明コリアの運営

2014年から女性創造経済支援プロジェクトとして「生活発明コリア(WWW.WOMANIDEA.NET)」システムを新たに構築し、女性の生活発明発掘支援事業に取り組んでいる。2015年には2月11日から5月4日まで女性の生活の中のアイデア公募を行い計1,494件のアイデアが受け付けられた。受け付けられたアイデアについては、オンライン書類審査、先行技術調査、アイデア発表及び面接などの3段階にわたる審査を通じて最終支援大賞作36件を選定し、未出願アイデアに該当する〈参加部門1〉の選定作は、オーダーメイド型メンタリングを通じて知的財産権の出願、技術及びデザイン開発などを体系的に支援した後、試作品を製作して11月25日にオンライン上で公開して12月7日まで消費者の評価を実施した。さらに12月12日の東大門デザインプラザにおいて生活発明コリアの最終審査及び授賞式を開催した。

公開オーディションの形態で進行された最終審査においては、関連分野の専門家で審査委員会を構成し、20名の提案者が自分で開発した製品について説明と紹介をした後、現場の審査委員会の点数に事前に実施した消費者の評価を加算して最終順位を決め、最高の大統領賞の受賞者に対し発明奨励金として1千万ウォンを授与した。出願発明に該当する〈参加部門2〉の選定作は、試作品製作の支援後に創業及び事業化に関するオーダーメイド型コンサルティングを提供した。

3) 女性発明情報誌の発刊

女性発明イベント及び支援情報、発明界の各種ニュース情報、政府の知的財産権創出促進事業の紹介を行うため、月刊誌「発明する人々」を発刊して月7,000部を配布した。知的財産権の認識向上、発明家の自負心奨励及び権益擁護、国民全般に対する発明生活化運動の展開、発明家と企業間関係の取組み、発明企業の広報等のナマ情報と多様なニュースを発明家、政府機関、地方自治体、女性団体、関連機関、全国大学発明サークル、女性出願者及び登録者などに提供している。

4) 弁理諮問サービス

発明に関心のある一般女性や企業活動中である女性発明家を対象に、知的財産権の創出及び保護に関する諮問サービスを通年運営している。韓国女性発明協会とMOUを締結した特許法人において出願を行う際に便利費用の割引も提供する。2015年には計340件の相談、40件の出願が行われ、知的財産経営と関連した多様な教育も8回実施し約200名が参加した。

ハ. 評価及び発展方向

女性発明振興事業はより多くの女性が知的財産権を有し、経済活動に参加することによって韓国の産業発展を促進することを目標に繰り広げられた。また、創意的女性発明家の育成と活用により優秀女性発明の出願及び事業化の支援を行うため、体系的な女性発明教育と多様な振興事業に取り組んできた。特に2015年には生活発明コアに参加部門を追加で新設し、支援規模を拡大することにより女性の創造経済活動の活性化に寄与した。これにより女性発明親和的な社会環境を造成し、女性発明支援インフラを構築して国家発展に女性発明家が直接参加できる基盤づくりに取り組んだ。

3. 女性発明事業化支援

産業財産政策局 産業財産政策課 行政主事 シン・ヘヨン

イ. 推進背景及び概要

21世紀は、土地と資本などの有形資産が競争力の基盤となる産業社会から、情報と知識が基盤となる技術力・ブランド・デザインなどの無形資産中心の知識基盤社会へと転換する知識を活用した新しい産業が成長動力として台頭する時点である。特に、このような状況下において、低出産-高齢化社会に入った韓国の場合は、女性の経済活動が新しい活動の主体として重要性がより一層高くなっている状況である。

そこで、女性発明の事業化を通じた国家競争力向上のため、製品化支援、販路開拓及びビジネスマッチングの機会を提供する世界女性発明大会、試作品製作、女性発明品博覧会などへの支援が求められるようになった。

ロ. 推進内容及び成果

1) 女性発明品博覧会及び世界女性発明大会の開催

女性発明品の販路開拓及びブランド認知度向上を通じて女性企業活動の活性化に寄与するため、女性発明品博覧会と世界女性発明大会を開催している。

女性発明品博覧会は、2015年に第15回のイベントを5.15～5.18にaTセンターで開催し、国内の女性発明・企業97社が100ブース規模で参加した。展示場内の事業化支援館を運営し、参加企業対象に4日間の間112回の技術取引・評価及び流通戦略の相談サービスを提供した。博覧会において同時に開催された世界女性発明大会は、2008年から世界知的所有権機関(WIPO)の後援で開催され、韓国が知的財産強国として国際的なリーダーの役割を果たすことに大きく寄与した。また、国内女性発明家に国際大会の受賞及び幅広い海外ビジネスマッチングの機会を提供しシナジー効果を創出した。2015年には海外24カ国で115品目、国内で138品目が出品され、グランプリを始め本賞216品目について授賞した。

<図V-1-17>大韓民国世界女性発明大会の開幕式



<図V-1-18>大韓民国女性発明品博覧会



<図V-1-19>大韓民国女性発明フォーラム



2) 世界女性発明フォーラム、アカデミー開催

世界女性発明大会と連携して2008年から世界女性発明フォーラムと2009年からグローバル女性IPリーダーシップアカデミーを開催している。女性発明起業家の国際交流拡大及びビジネスマッチングを通してグローバルIP女性企業を育成することに寄与してきた。

2015年にはWIPOの支援によりブルネイ特許庁長、アイスランド特許庁長、チリ生命工学研究所の代表などを講演者として招聘し、「世界経済を導くアイデア創業」を主題にフォーラムを開催した。アカデミーは5.19～5.21にコトラビル国際会議場で開催し、国内外の女性発明起業家及び理工系大学生など約100名が参加した。WIPOが支援する海外講演者が国際標準IP教育プログラムを基礎に知的財産ビジネス戦略に関する講演と討論、体験学習などを提供した。

ハ. 評価及び発展方向

世界知的所有権機関(WIPO)との緊密な協力により世界的唯一な規模の女性発明大会を韓国において開催することで、特許強国としての大韓民国のレベルを高めることに寄与し、国内外の女性発明品を国際的に広報することができ、販路開拓及び海外進出の機会を提供した。2007年から女性アイデアの製品化、事業化に寄与してきた試作品の製作支援事業は、IP創業の女性らの実質的な助けとなるために2015年から生活発明코리아事業と統合した。

女性の潜在力と創意力の開発は、国家産業発展の新しい原動力であるだけあって、女性特有の創意性とアイデアが特許として具体化され、このような特許が商品化へと連結させ、女性発明、企業家の成功事例が多く発生するよう、多様な女性発明振興に向けて積極的な努力を傾ける計画である。

第6節 軍将兵の知的財産認識の向上

1. 概観

産業財産政策局 産業財産人事課 行政事務官 アン・ビョンオク

世界経済は土地、資本などの有形資産中心の経済から想像力、創意性と科学技術を基盤とする経済的付加価値を創出する創造経済へと転換している。創意的創造が実現される過程において知的財産は創造の結果物であり、経済的価値を創出する重要な手段となっている。

<図V-1-20>想像力、科学技術と知的財産権



そのために創意的アイデアを知的財産権として確保し競争力を維持することが重要であり、創造経済の競争力の核心は、想像力と創意性を基盤とする創意的なアイデアを生産する創意人材である。

そこで特許庁は、知的財産を通して創造経済の実現を促すために、小中高校から大学(院)、企業、軍の将兵などの国民全体を対象に生涯周期的な知的財産教育に取り組んでいる。

特に軍においては、知的財産の重要性を認識して軍部隊を知的財産人材育成の前進基地として活用し、軍の知的財産管理体制の効率性を高めるため、特許庁と各軍との間でMOU(陸軍、空軍と2013.4.8、海軍2013.6.27)を締結した。

イスラエルでは軍で取得した高級技術、知識を通してアイデアを発掘し権利化を行い、軍サービスにより形成されたネットワークを基盤に除隊後も創業する文化が形成されている。最も若い時代に同年輩の同僚と一緒に過ごしなが、創意的なアイデアで新しい創作物を作り上げる環境がイスラエルではベンチャー企業の発展基盤となっている。

韓国の軍隊でも創意的なアイデアを発散させ、創造経済実現に向けてインキュベーターとなるようにするため、特許庁では将兵の知的財産認識向上のための将兵向け知的財産教育などを拡大している。

2. 軍将兵向け知的財産権教育

産業財産政策局 産業財産人材課 行政事務官 アン・ビョンオク

イ. 推進背景及び概要

韓国の場合、政府R&D予算の中で国防R&D予算が占める割合はおよそ12%程度占めているが、国防技術(国防部所有の国有特許)は国有特許全体の1.3%に過ぎない水準であり、現在も軍将兵の知的財産教育に関する認識は低く、関連インフラ及び体系的な教育プログラムなどが不足している状況である。

そこで、特許庁では軍サービスの現場において生み出されたアイデアを研究開発し、軍の戦闘力向上に直結する軍用品開発及び機能改善ができる創意人材育成のため、軍将兵の知的財産教育事業を開始した。軍将兵に対する体系的な教育を通して、その重要性を認識させ創意的なアイデアを発掘し、新特許技術創出能力の培養及び予備知的財産創出人材として育成することにその目的がある。

<表V-1-50>軍の技術を民間分野に伝播した事例

軍の技術	レーダー技術	軍用粉乳で作った噴霧乾燥技術	潜水艦厨房の技術	「米軍通信技術アルファネット」
------	--------	----------------	----------	-----------------

民間活用事例	電子レンジ	「インスタントコーヒ」	マクドナルド売り場の厨房適用	インターネット
--------	-------	-------------	----------------	---------

このために軍将兵の知的財産教育の単位履修、知的財産認識水準別のe-ラーニング教育、軍の知的財産専門担当部署の設置及び支援などがある。

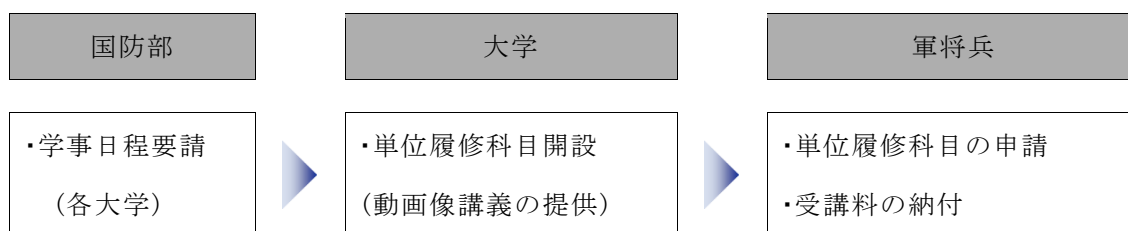
<表V-1-51> 軍将兵の知的財産認識向上のための主要推進事業内容

事業名	事業内容
軍将兵の知的財産教育単位履修	国防部、知的財産教育先導大学などと協力して軍将兵（軍服務期間中の大学生）に対する知的財産教育の単位履修制度（2～3単位）
知的財産認識水準別のe-ラーニング教育	各軍内部の専用通信ネットワークを通して知的財産e-ラーニングコンテンツにアクセスして教育
軍の知的財産専門担当部署の設置及び運営支援	軍の知的財産専門担当組織を構築（2013.6月に陸軍及び2014.1月に空軍の知的財産チームを運営、海軍は推進中）及び知的財産専門人材の採用支援

ロ. 推進内容及び成果

軍将兵が兵営生活の中で知的財産に対する認識を高め単位履修ができるよう、知的財産教育の先導大学において開発したオンラインコンテンツを活用し学習を行うか、又は共有して活用できるコンテンツを開発して国防部及び大学などと協議を行った。その結果、2015年には江原大学、仁荷大学、全南大学、釜慶大学出身の大学生107名が単位を履修した。

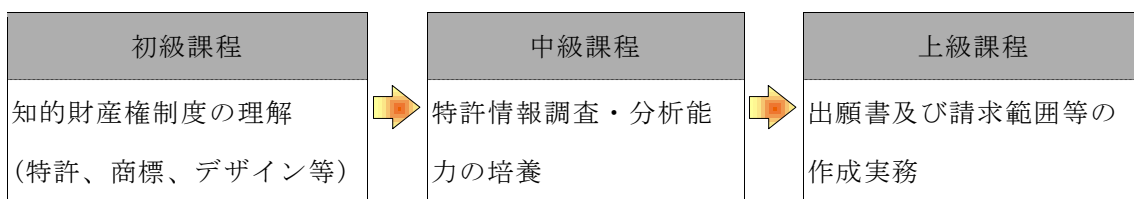
<表V-1-52> 軍将兵の知的財産に関する遠隔講座単位履修体系





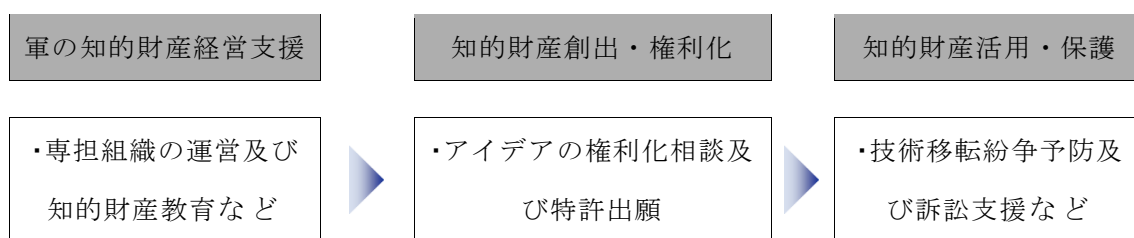
軍隊における問題を創意的に解決するため、各軍の専用通信ネットワークを活用してレベル別の知的財産教育ができるようe-ランニングコンテンツを提供し、オーダーメイド型のオンライン教育に取り組んだ。

＜表V-1-53＞レベル別の知的財産オンライン教育体系



また、知的財産管理が不足している軍においては、直接開発した国防技術や軍将兵のアイデアについて体系的に管理し、技術移転などのために「知的財産管理チーム」を設置して運営できるよう支援することによって、知的財産インフラの構築に寄与した。

＜表V-1-54＞軍の知的財産管理チームの主要機能



ハ. 評価及び発展方向

オンライン講座の場合、単位履修のためにテスト、課題の提出などの必要な手続きを経なければならないなどの問題があるが、国防部と緊密な協力を通して単位履修教育がうまく行くよう改善し、持続的に軍隊における知的財産教育が活性化する多様な施策に取り組む計画である。

3. 軍将兵の知的財産権創出支援

産業財産政策局 地域産業財産課 電算書記 イム・ジョン

イ. 推進背景及び概要

国防だけでなく社会で必要とされる人材資源を育成する役割を遂行している軍の重要性に比べ、知識基盤社会の核心である知識基盤社会に備えた知的財産権の認識は不十分である。

そこで特許庁は軍内の知的財産権創出に寄与し、未来産業人材の知的財産権に対する認識を向上させ、知的財産マインドを兼ね備えた創造的人材の育成に寄与するため、「軍将兵の知的財産認識向上事業」を2006年に陸軍1部隊において試験的に実施した後、2011年にすべての軍将兵に対し施行している。

ロ. 推進内容及び成果

特許庁では軍将兵の知的財産創出能力を培うため、年度の初めに軍部隊の知的財産教育需要調査を実施し、上半期に各部隊に専門講師を派遣して知的財産権基礎及び特許出願などの理論教育と、コンテスト準備のためのアイデア発想技法、創出課程などの実習教育を支援する。これを基に下半期には、発明体験の機会を提供及び軍用品の活用改善のためのアイデアを発掘して軍務員及び幹部を含む大韓民国全体の軍部隊を対象に発明コンテストを開催する。

大会に提出されたアイデアは書類審査、先行技術審査、対面審査などの幾つかの段階の審査過程を経て優秀作品が選定され、選定された優秀作品は展示会を開催して対内外に広報を行うことにより、展示会を訪ねる一般人に軍用品に対する認識を高めるとともに受賞者に対する自負心も高めた。

2015年には、軍将兵発明コンテストを通して172部隊、1,630件のアイデアが受け付

けられ、専門家の審査を経て軍用品及び一般用品対象を含め、陸軍21件、空軍10件、海軍6件などの計39件が受賞の名誉を授かり、「2015知的財産大典」において展示された。

本コンテストは、2014年から軍用品部門以外に一般用品部門も新設して、軍将兵ならだれでも幅広くアイデアの提案ができるようにした。また、2015年からは展示のための発明品製作とは関係のない、通信、ソフトウェア、化学分野などの無形のアイデアも提案できるようにしたことから、軍将兵の目線から多様な関心分野に対するアイデアの提案機会が拡大された。よって、大会に受け付けられたアイデアの件数は、2013年731件から2014年847件、2015年1,630件に持続的に増加した。

ハ．評価及び発展方向

今後、軍用品に対する将兵の実務改善アイデアを発掘し現場において実際に適用することにより、軍の戦闘力の向上に寄与できるようにし、一般用品の優秀アイデアの事業化及び技術移転のための創造経済タウンの連携支援など、また、関係機関との協力を通して発明大会に出品したアイデアの活用を促進する予定である。

第2章 知的財産行政サービスの改善

第1節 特許行政情報システムの開発・運営

1. 概観

情報顧客支援局 情報開発課 放送通信事務官 イム・ミンソプ

1999年に特許ネットシステムの開通とともに電子出願時代が始まってから特許顧客の多様かつハイレベルなニーズとIT技術の急激な変化など環境変化に積極的に対応するため、特許ネットシステムの持続的なアップグレードを推進するとともに、国際的には特許ネットシステムを海外に拡大し、WIPO(世界知的所有権機関)などとの協力事業の推進により特許情報化システムの国際標準をリードするための努力を持続的に展開した。

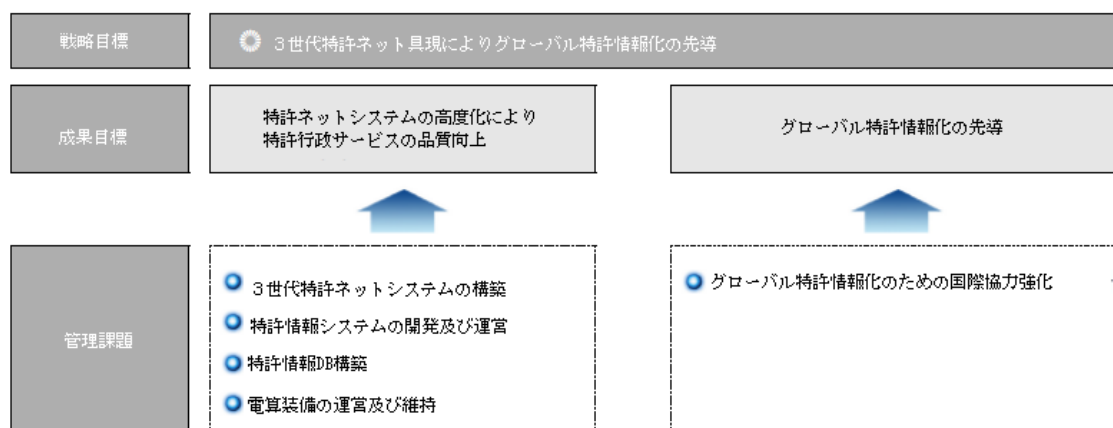
まず、2009年から取組んできた3世代特許ネットシステムの構築事業を完了することによって、出願人に簡単な電子出願環境の提供及び審査・審判官に便利な審査環境の提供ができ、サーバー基盤コンピュータ環境の導入により特許文書の保安を一層強化した。また、国民に対し国内外の産業財産権情報を簡単かつ便利に利用できるような特許情報検索サービス(KIPRIS)の品質を高めた。

2014年にはオープン特許路事業を展開して電子出願システムを改善し、審査支援事業の拡大及び効率化のために審査協力型先行技術調査の拡大に向け情報化基盤を構築した。

さらに、グローバル特許情報化を先導するため、米国、ヨーロッパなどの先進5カ国(IP5)特許庁とグローバル特許審査情報システム(GLOBAL DOSSIER)開放拡大の推進、UAE、サウジアラビア、アフリカ地域知的財産機構(ARIPO)などの主要戦略国に韓国型特許行政情報システムの拡大、国際デザイン制度の施行によるシステム構築の高度化、WIPO及びAPEC(アジア-太平洋経済協力体)との情報化共同協力などに取組んだ。

最後に、2015年には特許審査の効率性向上及び品質向上のための情報システム高度化が進行された。通知書及び請求項の誤謬を点検するスマート審査システムを構築し、検索後に加重値を付与する加重値検索などの新しい検索技術が適用された次世代審査官用の検索システムを構築して迅速かつ正確な審査を支援している。

<図 V-2-1> 戦略目標の体系図



2. 3世代特許ネットシステムの開発・運営

(1) 3世代特許ネットシステムの構築及び高度化

情報顧客支援局 情報システム課 放送通信事務官 イム・ミンソプ

イ. 推進背景及び概要

特許庁は1999年1月2日に、特許行政情報化において記念すべきことである特許ネットシステムの開通に成功した。特許ネットシステムは産業財産権の全分野(特許・実用・デザイン・商標)に対する出願、受付、審査、登録、審判及び公報発刊業務を自動化にしたインターネット基盤の電子出願及び事務処理自動化システムである。特許ネットシステムの開通によって特許庁の業務処理方式が従来の書面による手作業の業務処理方式から電子文書による自動化業務処理方式に変わり、特許ネットシステムが

特許庁の業務プロセス及び制度改善に中枢的な役割を果たし始めた。

2002年にはサービス利用時間の拡大など、多様化・高級化された特許顧客の情報化に関するニーズが積極的に提起され、これを受けて次世代特許ネットシステム(特許ネットⅡ)の開発に向けた情報化戦略計画(ISP)が策定された。2003年から2005年まで3年間で構築された特許ネットⅡは、いつでも(Anytime)どこでも(Anywhere)利用可能な「U-特許庁(Ubiquitous特許庁)の実現」を目指し推進された。

特許ネットⅡでは24時間電子ユーザーサービスとオンラインPCT国際出願サービスの支援と、世界初のオンライン在宅審査制度を導入し、民間ポータルサイトであるNAVERを通じた特許情報検索サービスを提供した。また、出願・登録・審判業務処理情報の閲覧サービスを支援するMy-特許ネットを構築するなど、特許ネットシステムをアップグレードさせ、グローバル競争力を備えた最先端の特許情報システムを構築することができた。しかし、特許ネットⅡ開通以降、数年が経過する間に特許行政環境が急変したため、全く新しい特許ネットシステムの開発が求められるようになった。

特許法条約(PLT)、ハーグ協定などのように米国、ヨーロッパ、日本など主要先進国を中心に進められる知財権規範の国際的な統一化に歩調を合わせて国内特許法・商標法・デザイン保護法が全面改正されたことで、特許ネットシステムの全面改編が避けられなくなった。また、最初の特許ネット開通以降、法制度の変更などやむを得ない状況によって持続的にシステムの改善が行われたため、特許ネットシステムの規模や複雑性が増加したことによりシステムのモジュール化や軽量化に対するニーズが発生した。同時に、業務処理に必要な状態情報管理において、特許価値分析・源泉技術把握などに活用される審査・検索履歴情報の提供が可能な新しいシステムが求められるようになった。

ロ. 推進経過

このようなあらゆる環境変化に対応し、既存特許ネットの問題点を解決するため、2009年7月に「3世代特許ネットの構築戦略計画」が樹立され、それによって3世代特

許ネット構築事前分析事業が同年9月から12月にわたって行われ、3世代特許ネット事業において推進する細部推進課題が発掘された。

2010年には3世代特許ネット構築に向けた専担組織が構成され、3世代特許ネットメインシステムの分析・設計事業を行い、出願・受付・方式・審査・登録など事務処理システムと基盤システムに対する分析・設計を行った。2011年には2010年設計結果物を基に具現・テストが段階的に進められ、知財権分野の国際的な統一化・簡素化の動きに備えた特許法・商標法・デザイン保護法の改正及び韓・米FTA発効に合わせて2012年1月に3世代特許ネットを1次開通した。2012年6月からは国際特許、国際商標、及び審判システムに対し分析・設計・構築を進めると同時に、電子出願ポータルである特許路の全面改編も推進した。

ハ．主要推進内容及び成果

2012年1月に1次開通した3世代特許ネットでは出願人が出願手続き及び用語に慣れていないことを考慮して電子出願SWの案内機能を強化した。また、出願プロセスが簡単に把握できるプロセスマップ及びEasy-Web出願システムを構築した。そして、出願段階で出願技術と類似する先行特許を自動検索する機能を構築することで、強い知財権を創出するための電子出願環境を整えた。

審査能率を高めるために24時間ノンストップ審査を可能にし、特許ネットにアクセスすれば何所でも続けて業務が行える仮想デスクトップ技術を導入したサーバー基盤コンピューティング環境構築を完了した。また、審査対象件の技術内容と類似する先行技術をコンピュータが自動で検索・提供してくれる知能型検索システムと出願明細書上の該当名称と図面符号を連携する図面解釈機能など審査に便利な機能も構築完了した。

システムの側面では業務システム共通機能のモジュール化、開発言語の単一化及び電子政府フレームワークの適用を通じてシステムのメンテナンスが簡単になり、データ品質改善とシステム性能アップのために従来US7ASC II形態で管理されてきたデータ

をUTF-8形態のデータに転換した。そして、サーバー基盤コンピューティング環境の導入で特許文書のコピー搬出が統制されることでセキュリティ体系も強化された。

特許ネットの対国民の窓口役割をする特許路改善作業も着実に行われた。2013年1月に全面改編された特許路では新規出願人の手軽な出願を支援するためにヘルプ機能が強化され、頻繁に使用するメニューを簡単に速くアクセスできるようユーザー利便性を中心にインターフェースが変更された。また、ユーザー認証には公認認証書のみ使用できるように認証システムが統合され、諸証明発行プロセスを改善して単純な証明書類はオンラインで申請すると即時発行できるようにした。その他にも政府機関としては初めて手数料の外貨納付を導入して国際特許(PCT)出願手数料をスイスフラン(CHF)で納付できるよう変更するとともに、手数料自動納付が可能な金融機関を既存の企業銀行から農協銀行まで拡大・適用した。

また、2014年には電子出願ソフトウェアを前面再構築して明細別・権利別に存在した多数の明細書作成機及び書式作成機を統合明細書作成機及び総合書式作成機に単体化する一方、使用者に慣れたツール箱形態で使用者インターフェースを改善し出願の便宜性を向上させた。

国際市場においてデザイン権の重要性がますます大きくなるにつれ、2014年に特許庁は一回のデザイン出願によって各国又は政府間機構に出願したことと同じ効力を持つハーグ協定に加入した。これを反映してデザイン出願から登録、審判に至るまで全体デザインシステムを再構築し国際デザインシステムを開通した。これにより特許庁は知的財産権先進5ヵ国の中で初めて特許、商標、デザインに渡る知的財産3権に対するグローバル情報システムを完成した。

二. 評価及び発展方向

3世代特許ネットシステムはインターネット基盤の電子出願と24時間365日ユーザーサービスを提供した特許ネットⅠ、Ⅱシステムに引き続き、世界最高水準の特許行政情報システムの地位を維持するためにスマート出願・審査環境を構築する意欲的な事

業であった。また、急変する知的財産権環境に対応し持続的に高度化した。今後はユーザーからの多様なニーズに対するオーダーメイド型サービスの提供で顧客を満足させ、知的財産権分野の国際的な統一化の流れに適時対応し、国家競争力を高めていく計画である。

(2)特許ネットシステムの運営

情報顧客支援局 情報システム課 行政事務官 コン・ジョンイ

イ. 推進背景及び概要

特許ネットシステムの運営を民間情報技術企業に委託した目的は、民間専門業者の情報技術ノウハウを活用して特許ネット運営の効率を図り、最新情報技術を適時に反映させ庁内外ユーザーのニーズに迅速に対応することで、特許行政業務処理の効率と顧客満足度の向上を図ることである。特許ネットシステムの民間委託運営は1998年3月当時企画予算処の情報システム運営に対する民間委託方針に基づき、公共機関としては初めて特許庁が1999年1月に特許ネットの開通と同時にスタートした。2012年から特許ネットシステムは応用システム部門と基盤システム部門に分離して委託・運営している。

特許ネット応用システム部門は出願・登録・審査・審判など特許行政における20のシステム及び知識管理・成果管理・ホームページなど一般行政における13のシステム運営を委託している。

ロ. 推進内容及び成果

1)特許行政の応用システム部門

特許ネット応用システムの運営部門は特許行政分野における20の応用システムの安定的かつ効率的に運営するとともに、知的財産権法制度の改正及び業務プロセス変更

に伴う機能改善を特許ネットシステムに適時反映することで、特許ネットが世界最高水準の特許行政情報システムと評価される上で重要な役割を果たしている。

2005年には中央行政機関では初めて特許ネットシステム委託運営事業に特許ネット運営サービス水準を定量的に測定・評価し、運営事業者の責任を明確にするためにサービス水準協約(Service Level Agreement、以下SLA)を導入した。その後、毎年SLA評価指標を新たに発掘・補完し、指標水準を着実に引上げ、特許ネット運営サービスの品質を上げると同時に委託運営事業の効率性を高めている。

2008年からは特許ネット委託運営事業の事業遂行の連続性を確保し、競争体制を誘導するため、2年長期継続契約方式に切り替えた。また、システム機能改善部門に対しては業務処理量によって事業代価を精算支給する機能点数基盤の変動費制度を新たに導入し、委託運営事業者にシステム改善のモチベーションを与え、計量的な成果管理を可能にすることで、特許ネット委託運営事業予算の合理的な執行を図った。

このような一連の特許ネット委託運営事業の持続的な改善を通じて、2009年12月に行政安全部が配布した「ITアウトソーシング運営管理マニュアル」に特許ネットシステムの委託運営モデルが参照事例として紹介されるなど、特許行政情報システム運営サービスの向上に相当な成果をあげていると評価されている。

2011年からは特許ネット応用システム運営部門を大・中小企業コンソーシアム事業の特許行政システム運営事業と中小企業事業の一般行政システム運営事業に分けて発注することで、政府の大・中小企業の同伴成長施策に込めている。

2012年には既存の特許ネットを全面改編した3世代特許ネットの開通(2012年1月)を支援することでシステム運営の混乱を早期に安定させ、運営サービス水準協約、機能改善手続き、マニュアル管理など新しいシステムに最適化された運営プロセスを見直した結果、カーネギーメロン大学ソフトウェア工学研究所(SEI)からソフトウェア国際認証である「特許ネットシステムCMMIレベル4」を獲得(2012年11月)した。

2013年には3世代特許ネットの完全開通(2013年5月)を支援することでシステムを早期に安定させ、特許ネット機能テストの実施を通じたエラー及び機能不備に対するフィードバックを行うことで3世代特許ネットシステムの完成度を高めた。

2014年にはオープン特許路及び国際デザイン出願システムの新規開発事業の推進を支援し、システム開発完了後の特許ネット機能テスト実施を通じたリハーサル、エラー及び機能不備などを把握して先制・常時の障害予防活動を誠実に遂行した。

2015年にはスマート審査システム構築事業を成功的に完了させるために実環境テストを支援し、特許ネットシステムの実際使用部署と運営チームとの緊密な協業体系を備え3世代特許ネットシステムの品質を高めた。

2)一般行政システム部門

一般行政システム運営部門は13個の一般行政システムを効率的に運営・維持保守し、法制度の改正及び業務プロセスの変化に伴う改善事項をシステムに適時に反映して行政業務の効果的な遂行と職員同士の意思疎通の改善に重要な役割を担当している。

主要業務はオンナラ電子文書システム、知識管理システム、メッセージャー、成果管理システムなどの内部行政業務用システムの運営と代表ホームページ、苦情請願窓口、特許顧客相談センターなど、外部へのサービス用システム運営に分けることができる。

1999年から2011年まで特許ネットと応用部門の運営委託事業に含めて契約締結し運営していたものを、2012年からは中小企業の事業参加拡大のために一般行政システム部門として分離し、調達庁に公開競争の形態で発注を行い2年長期契約を締結して運営している。

2012年にIP法令総合情報システムを導入し、特許庁所管の法律とマニュアルを迅速かつ正確に検索、活用できるようサービスを提供している。

2015年には老巧化した顧客管理システム(CRM)をアップグレードした。顧客管理システムは特許関連の各種通知案内書をe-mail又はSMSで発送するシステムであり、顧客サービス満足度の向上に大きく寄与した。

ハ. 評価及び発展方向

特許庁は特許行政情報システムの単純運営から脱皮し、一定規模の機能改善に対しては別途の開発事業ではなく委託運営事業で遂行し、また、特許庁内部の情報化人材による運営管理体系を強化して特許ネット委託運営事業の効率性を一層改善していく計画である。

さらに、高品質の特許ネット運営サービスの提供のために既存のサービス水準指標を大幅に改正し新規指標を新たに発掘するなど、成果中心の特許ネット運営サービスの提供を通じてサービス水準を持続的に高める計画であり、基盤システム運営チームと緊密な協業を通して特許ネットシステムの安全性と性能の向上にも主力する計画である。

(3)特許ネット基盤システムの運営及びインフラの高度化

情報顧客支援局 情報システム課 電算事務官 キム・ピョンソ

イ. 推進背景及び概要

特許庁は韓国知的財産分野の核心インフラである特許ネットの安定的な運営及び利用環境改善に向けた特許ネットシステムのインフラ高度化を持続的に推進している。最近の主要インフラ構築及びインフラ高度化の事例を見ると、2011年～2012年には特許ネット事務処理システムの最適化を通じて特許ネットの稼働時間を週末及び休日まで拡大し、保安性の強化・業務効率性の向上などのためにサーバー基盤コンピューティング(SBC)環境に転換・構築した。また、2013年～2014年にはサービス品質及び性能

を高めるための管制体系を強化し、審査協力型の先行技術調査事業を拡大するため、外部調査員用のサーバー基盤コンピューティング環境を提供するとともに、検索システム電算資源の増設を実施した。

また、2015年には新規開発システム支援のために特実検索の開発環境とスマート審査システムの開発及び運営環境を構築して提供した。

このように特許庁は特許ネットシステムが開通されて以来、サービスの拡大及び使用者の多様な要求事項を満足させるために電算インフラの拡充及び再配置、二重化構成を通じた安全性の強化、システムチューニングによる性能改善などを持続的に取組んでいる。

物理的な構成観点から見ると以下のとおりである。現在、電子出願、審査、登録、審判、検索など大半の特許行政情報システムは光州統合電算センターで稼動中である。災害復旧センターは大田統合電算センターに構築され、災難・災害に備えてリアルタイムでデータのバックアップが行われている。もし災害が発生した場合は3時間以内に自動的に転換できる復旧体系を構築している。また、特許庁電算センターは政府統合電算センターが運営している特許ネットサービスを支援するために必要な統合サービス管制、品質管理・メンテナンス・開発システムなどの運営支援及び開発に必要な最小限の情報システムを備えている。

<表V-2-1>特許ネットシステムの稼動時間

区分	平日	土曜日	日曜日	ウィークデーの休日
従来 of 運営時間	08:00～23:00	08:00～23:00	運営しない	運営しない
現在(2011.2以後)	07:00～24:00	07:00～18:00	14:00～20:00	07:00～24:00

*休日の特許ネットサービス利用者は平均141人で、平日比12.2%利用中

ロ. 推進内容及び成果

審査・審判業務の生産性を最大に引き上げるため、2011年にはバックアップ・配置

作業・メンテナンスなど特許ネット事務処理システムの点検時間を最適化にし、特許ネットの稼動時間を大幅延長した。

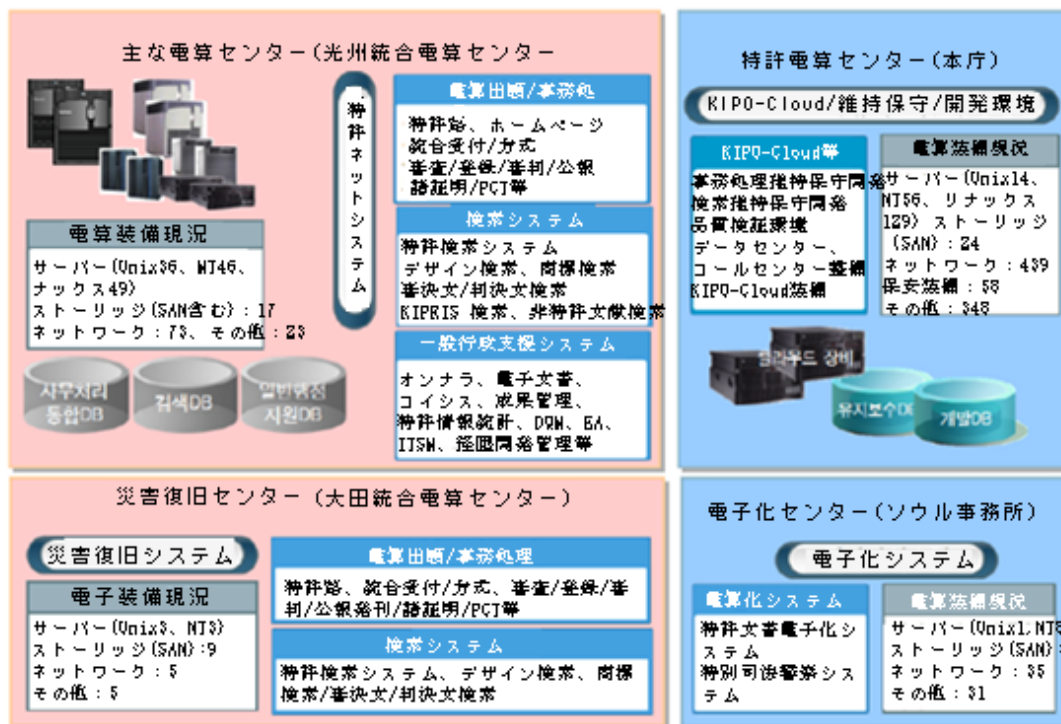
2012年には3世代特許ネットにユーザー業務環境をサーバー基盤コンピューティング(SBC)環境に構築し、特許ネットシステムの保安を強化するとともに、ユーザーの特許ネット業務環境を改善した。

2013年には審査・審判業務に直接影響を及ぼす検索及び翻訳システムの性能を改善するための資源増設と電算資源を再配置することで、審査・審判業務の環境を改善した。また、特許ネット異常兆候に対して早期対応するための24×365サービス管制体系を構築した。

2014年には審査協力型先行技術調査事業の拡大による先行技術調査員の人員増加に備えてサーバー基盤コンピューティング(SBC)環境を増設し、先行技術調査機関に対する検索システムを開放するために新規電算資源の導入と既存電算資源の再配置を推進した。

2015年には中小企業が参加する開発事業を支援するためにスマート審査システムの開発サーバーと運営サーバーを構築して提供し、検索システムの開発サーバーを構築した。また、特許ネットシステムの性能向上と安全性を高めるためにHW、通信、SWなどの基盤環境を改善し、サービスが中断せず提供できるよう二重化及び災難復旧訓練などを実施した。

<図V-2-2>特許情報システムインフラの構成図



<表 V-2-2> 電算設備の運用状況

(2015年12月末基準)

区分	主要施設及び設備
*サーバー345台、ディスク52台、ネットワーク設備552台、バックアップ設備5台、ユーザーパソコン2,684台など	
特許電算センター (特許庁、8階)	<ul style="list-style-type: none"> サーバー(Unix:14台、NT:56台、Linux:129台) ストレージ24台(Disk20、SAN4) ネットワーク設備439台、バックアップ設備1台、その他347台(コールセンター7台、一般設備83台、管理用242台、クラウド用管理ツール15台)
統合保安管制センター (特許庁、8階)	<ul style="list-style-type: none"> 侵入遮断システム18台、侵入探知システム3台、統合危険管理システム2台 その他保安設備(VPN、IPS、ContentsFilterなど)35台
光州政府統合電算センター	<ul style="list-style-type: none"> サーバー(Unix:36台、NT:46台、Linux:49台) ストレージ17台(Disk10、SAN7台) ネットワーク設備73台 その他23台(バックアップ設備3台、JukeBox1台、UNIXコンソール2台、保安設備17台)
災害復旧センター (大田政府 統合電算センター)	<ul style="list-style-type: none"> サーバー(UNIX:3台、NT:3台) ストレージ9台(Disk8、SAN4台) ネットワーク設備5台、その他5台(スーパードームコンソール1台、保安設備4台)
特許文書電子化センター (ソウル事務所)	<ul style="list-style-type: none"> サーバー(Unix:1台、NT:8台) ストレージ2台(Disk1台、SAN1台) ネットワーク設備35台、その他31(バックアップ設備1台、

	コールセンター交換機 1 台、保安装備 4 台、一般設備 25 台)
特許行政用ユーザーパソコン及びプリンター	<ul style="list-style-type: none"> ◦パソコン 2,864 台、ノートパソコン 136 台 ◦プリンター428 台、スキャナー115 台、バーコードリーダー/プリンター99 台

ハ. 評価及び発展方向

2015年まで資源の再配置及び資源導入を通じた電算環境の最適化、二重化訓練などでサービス時間の拡大とともに、安定的なサービス提供の基盤を構築し、高品質の情報化サービスを持続的に提供した。また、それだけでなく、開発サーバーを構築して運営サーバーの構築を支援することで、中小企業参加の開発事業が成功的に完了できるようにした。今後、安定的なサービス提供、サービス性能の向上、開発事業の支援は電算装備運営維持の基本目標として持続的に遂行する計画である。

そして、2016年には公開SWを段階的に適用して基盤運営の効率性を高めるとともに、商用システムSWに対する従属性を減らしていく計画であり、電算出願システムの性能を重点的に改善して国民のアイデアを迅速に権利化できるよう支援に主力する予定である。

(4) ユーザー支援顧客満足度の向上

情報顧客支援局 情報システム課 電算事務官 キム・ピョンス

イ. 推進背景及び概要

ユーザー支援サービスは個人用電算装備(パソコン、モニター、パソコン用ソフトウェア、プリンターなど)の障害要因を事前に点検して障害を予防し、障害が発生した時は迅速かつ正確なサービスの支援を行うことで、ユーザーの不便を最小化する役割を担当している。

＜表V-2-3＞年度別ユーザー支援の状況

サービス支援事項	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
障害受付及び処理	32,654件	47,396件	34,451件	21,805件	19,757件
訪問型サービス	2,914件	2,516件	3,077件	2,563件	921件
在宅勤務支援	1,648件	957件	1,008件	481件	408件
集中支援サービス	389人/ 1,117回訪問	480人/ 1,255回訪問	631人/ 1,247回訪問	605人/ 1,156回訪問	600人/ 1,740回訪問

*2015年4月から訪問型サービスの代わりに使用者満足度が高い集中支援サービスを強化

ロ. 推進内容及び成果

ユーザー電算環境の性能・機能改善、障害予防などユーザーに最適の電算事務環境を提供するため、ユーザー支援チームは現場で顧客からのニーズを記録・検討し、より良いサービスを提供するための資料として活用している。

2008年からは頻繁に助けを求めるユーザーを集中支援するサービスを始め、ユーザー意見の収集及び事前障害予防活動を展開している。また、局別に訪問型サービス(Before Service)を定期的実施して運営者の立場ではなくユーザーの立場から見て不便な所を把握し、改善に向けて取り組んできた。

一方、2012年3世代特許ネットシステム及びSBC(Server Based Computing:サーバー基盤コンピューティング)システムを開通して初めの頃はユーザー向けの緊急支援チームを組織・運営して新規システム開通によるユーザーの不便を最小化した。2013年には在宅勤務者のKIPO-Cloud転換、網間資料伝送システムの安定的な定着と支援に力を入れ、下半期の庁職制改編による電算装備の移転設置及び障害処理支援を通じて早期業務安定化に寄与した。2014年には迅速なユーザー支援サービスの提供を最優先課題として選定して障害解決要請に対する迅速な処理に更に集中しサービスを提供した。同時にユーザー利便性を高めるため夜間トナー需給支援サービスを実施し、電算資源別に使用手続き、自己措置、最適化方策を案内した事務用電算資源ユーザーガイドを制作・配布した。2015年には既存の訪問型サービス支援体系を改編することで集中ケアサービスを強化し、数年間蓄積された使用者支援のノウハウを反映した支援事例マニュアルを製作及び活用して使用者支援サービスの品質を改善した。

また、3世代特許ネットシステム環境及びWindow7、ワイドモニターの一般化などIT技術のトレンドを考慮し、ユーザーに最適な電算環境を提供するため持続的に関心を傾けている。また、事務用電算装備及びソフトウェアを購入する際に実使用者である庁職員を評価委員として委嘱するなど、積極的な方法でユーザーの意見を反映している。

ハ．評価及び発展方向

ユーザー支援サービスは常にユーザーに最高のサービスを提供するために様々な努力を傾けているにもかかわらず、ユーザーの目線と期待値は高くなる一方であるため、顧客を感動させるのは極めて困難である。特に、個人の性格や業務特性が異なるため、ユーザーの多様なニーズに全て応えることは不可能に近い。

それにもかかわらずユーザーからの要求事項の常時収集、頻繁にサービスを要請するユーザーに対する集中支援サービス及び訪問型サービス(Before Service)などの積極的な支援活動を通じてユーザーに最適な電算環境を提供するために絶えず努力した結果、ユーザー満足度を相当な水準まで引上げることに成功した。

2016年にはサービスの提供を受けたすべてのユーザーからサービスの品質に対するフィードバックとサービスマインドを高めるために苦情対応教育を実施し、ユーザー支援サービスの能力を強化した。また、技術者が直接電話対応を行い、有線上又は直接訪問して迅速にサービスを提供できるようにし、サービスを受けるユーザーの満足度を高めることに力を入れる計画である。

3. オーダーメイド型検索システムの構築・運営

情報顧客支援局 情報管理課 放送通信事務官 ハ・ジョンフン

イ．推進背景及び概要

検索システムは、国内及び世界各国の特許、商標、デザイン、審判決文及び非特許文献などを迅速・正確・便利に検索できるよう構築された情報検索システムであり、特許庁の審査官及び審判官、外部の先行技術調査機関が利用する検索システム(KOMPASS)と国民がより簡単・便利に検索できるよう無料で提供する検索システム(特許情報ネットKIPRIS)に分かれている。

これまで特許庁はKOMPASS及び特許情報ネットKIPRISシステムを利用してユーザーオーダーメイド型サービスを持続的に提供してきた。KOMPASSを利用する審査官の情報アクセスに対する言語の壁を解消するため、英・日・中→韓の機械翻訳サービスの提供及び持続的な翻訳品質の改善を進めており、審査対象後出願件の検索は除外、既閲覧図面の一括紹介、米国・日本のイメージ公報キーワード検索の拡大など、オーダーメイド型情報を提供することで高品質審査の基盤を整えた。

また、特許情報ネットKIPRISにおける英→韓、日→韓、韓→英の機械翻訳サービスだけでなく、ユーザーの要求を反映して中→韓の機械翻訳サービスも提供し、政府3.0開放・共有・疎通・協力を通じて審査に伴う中間書類の原文拡大(3種→6種)、アイデア公募展受賞作、標準文書などの知的財産における情報提供範囲を持続的に拡大し、初心者でも容易に欲しい情報検索が可能な文章検索サービスなど、ユーザーオーダーメイド型の検索サービスを強化した。

<表V-2-4> 2008年～2015年検索システム高度化の推進経過

年度	内容
2008	<ul style="list-style-type: none"> ・ 未来型検索システム構築事業の推進(1年目) - 英→韓自動翻訳システムの構築及び翻訳品質の高度化 - 特許及び非特許文献が一括検索できるワンクリック検索サービスを実現 - 国内及び海外検索データの標準化及び再構築
2009	<ul style="list-style-type: none"> ・ 未来型検索システム構築事業の推進(2年目) - 検索システムの検索性能及びユーザー利便性の改善を通じたサービスの高度化

	<ul style="list-style-type: none"> - 公開・未公開 DB の分離など DB セキュリティー強化及び国民に対する検索セキュリティ強化
2010	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検索システムの高度化 - 英韓、日韓機械翻訳品質の高度化 - THOMSON INNOVATION など有料 DB の構築範囲の拡大
2011	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検索システムの高度化 - 標準文書(3GPP) DB 一部を構築
2012	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検索システムの高度化 - 商標イメージ及び日韓機械翻訳照会スピードの改善 - 中国特許公報の照会及び中国デザイン検索サービスの構築
2013	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検索システムの高度化 - 中→韓機械翻訳システムの構築及び翻訳品質の高度化 - KIPRIS 韓英無料機械翻訳サービスの構築 - イメージ検索システムの構築など商標・デザイン・審判決文検索システムの高度化 - 標準技術文書(3GPP、IETF)DB の拡大構築(731,000 件) - 非特許文献統合検索システムの構築
2014	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検索システムの高度化 - 最新検索技術が反映された次世代検索エンジン交替 - スーパー引用文献検索、IPCシソーラス検索の提供 - 先行技術調査機関用の検索システムの構築 - KIPRIS MY関心特許メーリングサービスの開始
2015	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検索システムの高度化 - 審査対象後出願件の検索除外機能、既閲覧図面の一括照会機能の提供 - 米国、日本の過去の特実文献に対するOCRデータの提供 - 次世代Uプラットフォーム導入を通じてオーダーメイド型利用者検索環境の提供 - 初心者も容易に欲しい特許情報検索が可能なKIPRIS文章検索サービスの提供 - KIPRIS中間履歴情報の原文サービスを6種類に拡大して提供 - KIPRIS次世代検索エンジンの導入

ロ. 推進内容及び成果

1) KOMPASS及び特許情報ネットKIPRISの検索性能・利便性の改善

審査官の検索業務における正確性及び効率性を高めるため、審査対象の後出願件の検索除外機能、既閲覧図面の一括照会機能の提供及び米国、日本のイメージ公報キーワード検索拡大等を提供した。また、検索業務の効率化を図るため、次世代Uプラットフォームを導入した。

国民に対して知的財産情報活用の活性化のために初心者も容易に欲しい情報の検索が可能な文章検索サービスを提供し、審査に伴う中間履歴情報の原文拡大(3種→6種)、アイデア公募展の受賞作、標準文書などまで拡大して提供した。また、迅速かつ正確な検索サービスの提供のために次世代の検索エンジンを導入した。

2) KOMPASSの先行技術調査機関への開放

先行技術調査報告書の品質向上のため、KOMPASSと同じDB、検索エンジンで構成されている先行技術調査機関用検索システムを構築して先行技術調査機関に全面開放した。

3) 資源利用の最適化

商標・デザイン・審判決文の検索DBであるKOMPASS及びKIPRISの共同活用体系を構築することで、データ重複の解消、整合性の確保、データ搭載プロセスの簡素化などを実現し、電算資源の再配置を通じた資源利用の最適化を取り戻した。

4) 個人情報保護の強化

国民に提供する特許情報ネットKIPRISの個人情報を保護するため、毎年審査を通じて個人情報保護認証マークを更新し、e-mailと暗証番号で会員加入ができるよう会員加入方式を改善した。また、ログインのセキュリティー強化のためにHTTPSプロトコルを適用している。

ハ．評価及び発展方向

知的財産に対する関心の増加とともに、KIPRIS検索回数も2010年27百万件余りから2015年50百万件余りに81.3%が増加し、訪問回数は2010年15,594千回から2015年28,205千回に80.9%増加した。また、特許庁は国民に知的財産情報をより多く提供するために持続的に提供情報を拡大している。また、アイデアの重複受賞防止のためのアイデア情報、特許紛争で 이슈となっている標準技術文書まで提供データの範囲を拡大した。

審査官に提供されるKOMPASSは先行技術調査の迅速性・正確性を高めるため、持続的な機能の高度化を進めている。今後高品質審査を支援するため、検索項目加重値の適用、予約検索、検索式の共有など検索サービスを持続的に高度化にし利便性を強化していく計画である。そして、審査官と外部先行技術調査機関の高度化された検索サービスを共同で活用できる情報化支援体系を持続的に管理し、情報化事業支援を通じた「審査支援再創造」を実現して今後さらに発展させる計画である。

4. 情報保護体系の強化

情報顧客支援局 情報顧客政策課 放送通信事務官 キム・ムンソン

イ．推進背景及び概要

特許庁はサイバー攻撃への対応水準を強化するために多角的な保安業務を行っている。2005年に特許部門保安管制センターを構築して以来、365日24時間サイバー攻撃をリアルタイムで監視しており、2011年からは保安管制範囲を傘下機関まで拡大することで、国家知識財産である特許情報を完璧に保護するための基盤を構築した。その結果、2009年、2010年連続で「情報保安有功」大統領機関表彰を受賞し、2008年から2015年までには行政自治部主管の「個人情報保護水準診断」の結果、優秀機関として選ばれる成果を挙げた。また、2012年から実施している行政自治部主管の「電子政

府国民向けサービス情報の保護水準診断」でも2015年まで4年連続で優秀な成績を記録し、行政自治部主管の「2014年行政管理能力の実体点検」において「サーバー安全分野」の優秀事例に選定された。最後に行政機関の情報保安管理体系を総合的に評価する尺度である国家情報院主管の「情報保安管理実態評価」でも2009年から2015年まで7年連続保安水準が優秀等級と格付けされ、特許庁の情報保安能力に対するレベルを高めている。

特許庁は現在も行政機関の中で最高の情報保安水準を維持するため、情報保安政策、組織及び技術等の各分野で情報保安業務が有機的に連携できるよう多角的な努力を続けている。

ロ．推進内容及び成果

第一、ハッキングなどサイバー攻撃によって国家資料が流出することを防止するため、ネットワークを一般行政網、特許業務網、インターネット網に分離して一般行政網と特許業務網の安定性を確保した。2008年には国家情報院が主管する中央行政機関網分離事業の対象機関として選ばれ、一般行政網・業務統合網の網分離事業を展開した。更に2012年にはクラウドシステムを導入して業務統合網を特許業務網とインターネット網に分離することで業務網に対する保安を更に強化した。それによって特許文書は全て中央で管理するサーバーに保存され、特許情報の外部流出を根本的にシャットアウトした。

第二、サイバー攻撃による侵害事故を予防し、リアルタイムで探知・対応するため、2005年から特許部門保安管制センターを運営し、2011年には保安管制の対象を特許情報を取り扱う関係機関まで拡大した。2012年にはサイバー攻撃の動きを正確に探知し迅速に対応するため、国家情報院との二重保安管制体系を確立し、ネットワーク・サーバー・パソコンに対する多様な情報保護システムを持続的に拡大・構築した結果、現在20段階の情報保安防御体系を確立した。

第三、庁職員の情報保護に対する認識を高めると同時にサイバー攻撃に対する対応

手続きを熟知させるため、政府レベルのサイバー攻撃対応訓練とは別にハッキングモデルの対応訓練、侵害事故の対応訓練、個人情報流出事故の対応訓練等、独自の模擬訓練を毎年行っている。また、定期的に職員を対象に情報保安及び個人情報保護政策説明会を開催し、アウトソーシング業者を対象に別途の情報保安運営協議会を開催して情報保安遵守事項及び政策方向の伝播及びセキュリティ意識の向上に取り組んでいる。また、傘下機関及び先行技術調査機関対象の情報保安評価を実施してアウトソーシング業者に保安違規に対する責任を付加する等、本庁のみならず関連機関の保安レベル向上のためにも努力を傾けた。

最後に、改正された「個人情報保護法」義務事項の遵守及び政府レベルの個人情報保護努力に積極的に参加している。住民登録番号に対する暗号化措置を完了し、個人情報処理システムに対する権限及びアクセスを技術的に統制できる体系を構築することで個人情報保護体系を強化した。特に、特許庁は最近急増している個人情報流出事故を予防するため、本庁のみならず傘下機関の個人情報保護改善にも努めている。傘下機関を対象に個人情報管理実態の一斉点検及び現場実査を行い、個人情報保護責任官会議を開催して個人情報に対する責任意識を高めた。また、個人情報を取り扱う者のために特許庁個人情報保護ガイドラインを別途設け、個人情報保護・管理強化に万全を期している。

ハ．評価及び発展方向

特許庁は最高の情報保安水準を維持するために多角的な努力を傾けた結果、政府機関情報保安評価において最優秀機関として選ばれる成果を達成した。しかし、最近サイバー攻撃がますます知能化・多角化しているだけに現在の成果に満足せず、情報保安管理体系を持続的に強化して特許情報が安全に保存・処理できるよう最善を尽くす予定である。

第2節 ユーザー中心のサービスシステム体制の構築

情報顧客支援局 情報顧客政策課 工業事務官 ハン・マンヨル

1. 概観

イ. 推進概要及び概要

特許庁は企業型責任運営機関としてユーザーのニーズに応じた特許行政サービス体系の構築、ユーザーの不満及び隘路事項の解消に向けた制度改善、高品質の相談サービス拡大、出願・登録サービスの改善、ユーザーの負担緩和及び納付利便性の向上に向けた手数料システムの改善などに取り組んできた。

ロ. 推進内容及び成果

特許庁は毎年ユーザーサービス総合推進計画の策定・施行を通じて国民の不満事項を体系的に改善・是正し、出願人住所の自動変更制度の導入、手数料減免制度の持続的な拡大、無料オンライン特許証(登録証)の再発行推進及び手数料納付制度の便宜向上などを推進した。

そして特許庁はユーザーサービスの向上のために毎年2回にわたって特許顧客満足度調査を実施しており、職員の電話対応態度をモニタリングする電話親切度調査も併行している。また、弁理士会、韓国知識財産保護協会など外部の専門家が参加して特許行政の全般にわたり点検を行う特許行政モニター団を運営している。

特許庁は、いつでもどこでも簡単に特許行政サービスの利用ができるよう、24時間電子ユーザーサービスの「特許路」システムを提供している。24時間提供するサービスとして書類の受付、特許庁発送の通知書閲覧、登録原簿など各種証明書の申込み及び発行、審査進行情報の閲覧、出願番号及び提出書類処理過程の通知などが電子ユーザーサービスで利用できる。2006年にシステム改善を行い翌日処理から当日処理が可

能となり、サービス処理期間が短縮された。

ハ．評価及び発展方向

特許庁はユーザーの利用満足度及び利便性の拡大、効率的な特許行政サービスを提供するため、今後も申込書類の簡素化など各種サービス制度を改善し、合理的な手数料システムの構築とシステム整備を持続的に推進していく計画である。

2. ユーザー指向的な手数料体系の改編

情報顧客支援局 情報顧客政策課 工業事務官 ハン・マンヨル

イ．推進概要及び概要

特許庁は手数料政策が知的財産基盤の創造経済の実現に寄与できるよう、ユーザーの立場に立って手数料関連の改善事項を常時発掘し、適期に制度と慣行を改善するための努力を続けている。

ロ．推進内容及び成果

1) 外国語(英語)出願制度の導入に伴う徴収根拠の用意(2015. 1)

特許・実用新案の出願明細書などを韓国語以外に外国語(英語)でも記載できるよう、「特許法」及び「実用新案法」が改正されることによって手数料の徴収根拠を設けた(外国語特許・実用新案出願手続きを取るときに発生する外国語出願料、誤訳訂正料、韓国語翻訳文の提出期間の延長料)。

2) 複数デザイン登録出願制度の改善に伴う徴収基準の変更(2015. 1)

複数デザイン登録出願制度の改善に伴う審査登録出願の手数料、複数デザイン登録

出願の移転登録料徴収基準の変更及び手続き補完料を新設した。

3) 商標登録出願制度の改善 (2015. 1)

商標登録出願を電子文書で提出し、指定商品の特許庁で告示する商品名称のみ使用する場合、商標登録出願料の減免を受けられるようにした。

4) 特許・実用新案登録出願の公知例外主張補完料の新設 (2015. 7)

特許出願の補正期間などについて補完手数料を納付すれば、出願前に公知された発明や考案が特許又は実用新案登録を受けられる権利を有する者の発明や考案であることが主張できるよう「特許法」及び「実用新案法」が改正されることによって補完手数料を新設した。

5) 非正常的な出願乱用の防止 (2015. 7)

出願乱用を防止するため、1出願に特許審査請求料又は実用新案審査請求料の免除が受けられる請求項を30項以下にし、個人の特許出願・実用新案登録出願又はデザイン登録出願がそれぞれ年間20件を超える場合には出願料の減免率を30%に調整した。

6) 職務発明補償制度の活性化 (2015. 11)

職務発明補償制度を活性化させるために「発明振興法」に基づいて選定された職務発明補償優秀企業に対する特許料などの減免期間を2018年2月28日まで延長した。

7) 知的財産ポイント制度の新設 (2015. 11)

知的財産活用を促すために特許権者、実用新案権者又はデザイン権者が中小企業や中堅企業に無償で特許権、実用新案権又はデザイン権の移転やそれに対する専用実施権、通常実施権を設定するか、許諾する場合、知的財産ポイントを付与して特許料、

登録料及び手数料を納付する際に使用できるようにした((無償移転時)特許30万ポイント/件、実用新案・デザイン5万ポイント/件、(実施権設定時)毎年納付する特許料の50%)。

ハ. 評価及び発展方向

特許庁は需要者の立場から費用負担なしで便利に特許行政サービスの利用ができるようサービスの基盤を持続的に改善した。特許法などの法改正に伴う手数料の規定を整備し、職務発明補償制度の活性化のために職務発明補償の優秀企業に対する減免期間を延長し、知的財産活用を促進するために知的財産ポイント制度を新設した。今後、特許庁は顧客の立場から権利維持の負担を緩和し、手数料制度と慣行を改善する努力を続けていく計画である。

3. 出願・登録分野における特許行政制度の改善

情報顧客支援局	出願課	行政事務官	キム・ジョンフン
	登録課	行政事務官	パク・ソンヨン
	国際出願課	行政事務官	ジ・サンフン

イ. 出願分野の制度改善

1) 優先方式審査制度の拡大実施

特許庁は出願方式審査の段階においても優先審査制度の趣旨を活かすため、一般出願件と区分して4日以内に処理する優先方式審査制度を初めて2014年4月から特許と実用新案に導入した。

方式審査段階においても優先審査申請件に限り一般出願件と区分して4日以内に処理する優先方式審査制度を2014年4月に導入した。従来は出願方式審査の時、優先審査申請件も一般出願件と同じく6日以内に処理しており、速い審査を希望する出願人

のニーズに応えられなかった。優先方式審査制度の導入を通じて方式及び実体審査段階での迅速な審査が可能になった。これにより、優先審査処理期間が平均2日以内に短縮できる効果をとれ、また、方式審査処理対象に対する公平性及び顧客満足度を高めるため、2015年4月からは商標及びデザインの出願所、優先審査申請書、審査請求書に至るまで全面拡大を実施した。

2) ポジティブ方式審査の拡大実施

出願経験の不十分な出願人の場合、補正、差戻し事由に対する具体的な説明が不十分か、又は処理結果に対する理解が不十分で簡単に対処できない場合が多い。このため、特許庁は2014年10月からモデル実施対象として補正頻度が高い手数料の未納などの書類について補正事由を詳細に案内し、具体的な補正方向を提示するポジティブ(Positive)方式審査を実施した。これにより受理率が急激に増加して出願人の再補正件などが減るなどの可視的な効果をとれ、2015年5月からはすべての書類に全面的に拡大実施した。

3) 弁理士無料相談サービス

特許庁は出願人の疑問点を積極的に解消するために開かれた行政サービスの一環として、審査官面談制度を運営している。これを利用する利用者数が毎年着実に急増している趨勢である。しかし、この制度だけでは知的財産権紛争の解決や明細書及び中間書類作成などの複雑な内容の疑問点まで解消するには限界があった。それで特許庁は、直接訪問する顧客の満足度を高めるために2015年5月から弁理士会及び協議会所属の弁理士を活用して弁理士無料相談サービスを実施している。これにより出願人は一回の特許庁訪問により審査官面談及び弁理士相談などを通して審査の疑問点から書類作成及び手続の案内までワンストップでユーザー案内サービスの提供が受けられるようになった。

4) 申請による出願書類返還の実施

特許庁は、2015年7月から出願人が提出した出願書類に対し方式審査前に自由に書類の差戻し要請を行い返還を受けられるようにした。従来は、既に提出された書類については、方式審査を進める最中に問題点が発生したときに補正期間の指定を受け、一定の補正期間が過ぎた後でないとい次の審査を進めることができなかつた。このような手続きは、所要時間が短縮でき、顧客の十分な意思反映ができる制度であつて、方式審査前の一部書類について出願人の自由な申請により、既に提出された書類を自ら撤回して再補正できるようにしたものである。これは特許法施行規則第11条の2の新設によるものであり、特許庁は出願書類などの返還に関する具体的な事項を定めるために「出願書類などの返還申請」に関する告示を以下のように制定した。

<表V-2-5> 主要改正内容

区分	改正内容
出願書類などの返還(特許法施行規則)	特許庁長又は特許審判院長は既に提出されたが受理される前である出願書類などの中で特許庁長が定め告示する書類については、該当書類を提出した者の申請があればその書類を返還することができる。
出願書類などの返還申請(告示制定)	<p>(目的)この告示は「特許法施行規則」第11条の2、「実用新案法施行規則」第17条の規定に基づいて出願書類などの返還申請に関する事項を具体的に定めることを目的とする。</p> <p>(対象になる書類)特許及び実用新案に関する手続きを取る者が出願書類などが受理される前に返還を申請できる書類は、次の各号の1に該当する書類とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 権利関係の変更申請書 2. 代理人に関する申請書 3. 書類提出書 4. 情報提出書 5. 手数料事後減免申請書 <p>(再検討期限)「訓令・例規などの発令及び管理に関する規定」(大統領訓令第248号)に基づいてこの告示後の法令や現実与件の変化な</p>

	<p>どを検討し、この告示の廃止、改正などの処置をすべき期限は2018年6月30日までとする。</p>
--	---

ロ．登録分野の制度改善

1) 登録完了前の登録料返還機会拡大

登録申請者が登録料を誤納したか、又は納付意思の変更などがあった場合、従来は納付者が登録料を戻してもらえない不便さがあったが、「特許権などの登録令」を改正して権利が登録される前に納付者が登録料の返還申請をすれば登録料を返還できるようにしたことから顧客満足度を向上させた。

2) 年次登録料納付案内サービスの改善

権利者の不注意で年次登録料を未納することにより権利が消滅されることを防止するために、特許庁では年次登録料納付案内書を正常、追加、回復納付期間にわたり3回発送している。正常納付案内書は納付満了日の3ヵ月前に発送し、追加納付案内書は正常納付満了日が経過した翌日に発送して6ヵ月間の納付期間を付与し、回復納付は権利が消滅された以後も登録料を2倍納付することにより消滅された権利が回復できるようにしている。

一方、2015年10月からは郵便発送の費用を節減するために2013年3月から書留郵便で発送していた追加納付案内書を大企業、代理人に限り一般郵便に変え、同一受信者についてはまとめて発送することにより年次登録料の納付案内書を発送している。

3) 商標登録料分割納付案内の実施

2010年7月から商標登録料を5年分ずつ2回にわたって分割納付する制度の導入により、2015年から登録された商標権について2回目の納付時期が到来したことにより分割納付の案内を実施した。2回目の商標登録料を不納する場合、該当の商標権は設定

登録日又は存続期間の更新登録日から5年が過ぎると消滅されるため、顧客の貴重な権利が消滅されることを防止するために案内を行っている。十分な案内期間がある場合、満了日から6ヵ月前には一般郵便で発送し、満了日から3ヵ月前には書留郵便で納付案内を行っている。

4) 商標デザイン英文登録証発給の開始

国際化時代にふさわしく海外へと事業を拡張しようとする顧客の便宜を図って2006年から外国語で特許証を発給してきたが、商標、デザインに対する英文登録証は発給していなかった。商標、デザイン権も海外広報及びマーケティングのために必要であるという顧客のニーズを反映し、2015年1月からは商標、デザインの英文登録証を発給している。

ハ. 国際出願分野の制度改善

1) PCT国内段階進入時の発明者国籍記載要件の削除

PCT国際出願の国内段階進入時に要求された発明者の国籍記載表示義務を廃止して進入要件を緩和した。従前は外国出願人がPCT国内段階に進入するためには、国内書面に発明者の国籍を記載して提出すべきであったが、PCT Rule 4.6(a)によると国際出願書に発明者の指名と住所のみ規定しており、国内要件とPCT条約規則との間で差が生じていた。よって、特許法施行規則改正を通じて外国発明者の国籍記載欄を国内書面様式において削除することによってPCT条約規則との調和を図った。

2) 優先権書類提出案内サービスの実施

PCT国際出願の際に優先権主張を伴う出願人は、優先日から16ヵ月以内に優先権を主張した先出願書類を受理官庁又はWIPO国際事務局に提出しなければならないと規定されている。しかし、書類を提出しないことに対する通知義務が受理官庁にないことから、出願人のPCT手続きに対する知識不足又は注意不足などにより提出時期を守れ

ない憂慮があった。そこで、優先権主張を伴うPCT国際出願書を提出した出願人が、優先日から15ヵ月過ぎるときまで優先権書類を提出しない場合には書面や有線を通じて案内サービスを提供し、出願人が意図しない権利流失を防止することにより出願人のPCT制度の利便性を向上させた。

4. ユーザーの意見を反映したサービス・制度の改善

情報顧客支援局 情報顧客政策課 行政事務官 ジョン・レウイ

イ. 顧客サービス総合推進計画の樹立

特許庁は知的財産基盤の創造経済活性化のため、国民の幸せにつながるオーダーメイド型サービスの強化に向けた顧客サービス総合推進計画を策定して施行した。2015年には需要調査、懇談会などを通じて政策または制度改善需要者の参加や意見収集手続きを活性化にし、需要者中心の双方向計画を立て5つの推進課題23の細部課題を策定して推進した。これを通じて外部リサーチ専門機関が調査した韓国特許庁顧客満足度は、ここ5年のうちで最高点を記録するなど需要者中心の顧客サービスを提供するとともに、全職員の顧客サービス水準を持続的に高めている。

ロ. 顧客の意見を反映したサービス制度の改善

1) 推進背景及び概要

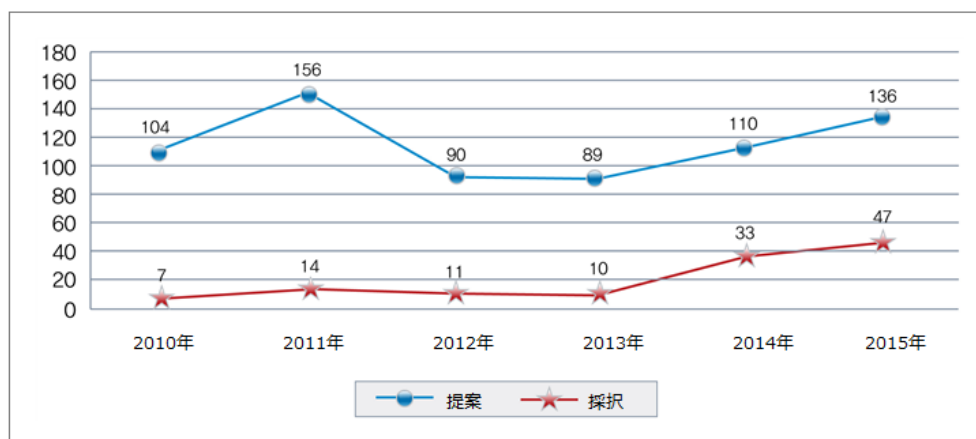
特許庁は特許行政に対する特許顧客の積極的な参加を誘導し、制度改善課題を発掘するため、「発明の日」の行事と連携して2015年5月に特許顧客を対象に制度改善提案公募を実施した。

2) 推進内容及び成果

2015年5月には国民提案公募を通じて計136件の提案を受け付け、このうち47件の制

度改善課題を採択した。提案公募は2008年から持続的に実施しており、2015年は採択率と提案件数が以前に比べて大きく上昇した。

<図V-2-3> 過去5年間の提案公募件数及び採択率の推移



所管部署では採択された提案について即時施行可能な提案なのかどうか、中・長期的な検討が必要な案件なのかどうかを判断して提案実施の時期を決め、提案実施が完了すれば国民シムンゴ(苦情申立窓口)などを通して実施結果を提案者に通知する。

3) 評価及び発展方向

出願・登録・手数料など多様な部門において制度改善事項が発掘され、一般国民のアクセシビリティ向上と利便性の向上に寄与した。今後も特許庁は顧客からの提案をより多く取り入れるため、公募提案及び特許行政モニター団の運営を更に活性化させる計画であり、顧客からの提案が単純な採択や不採択の案件としてではなく、一回提案された顧客からの声大切に管理されるよう、多様な管理方策を講じる予定である。

ハ. 特許行政モニター団の運営

特許行政モニター団は顧客中心の特許行政サービス実現に向け、専門性と参加度の高い外部ユーザーをモニター団として選定して特許行政全般にわたるモニタリングなどを行い、顧客からの現場の声を反映するコミュニケーションの窓口役割を果たしている。

2015年に第3期を迎えた特許行政モニター団は専門家でない一般需要者の目線から特許行政を改善するため、公開募集を通じて企業、特許事務所、学生、公共機関、傘下機関、一般人など25名の一般顧客参加型のモニター団で構成した。

第3期は、特許行政モニター団に与えられた課題を特定期間の間にモニタリングする課題付与方式と自由課題に対する常時モニタリング方式を併行した。また、庁内部署別のモニタリング課題需要調査を通じて充実した政策モニタリングを行うために努力した結果、計146件の提案を受けて所管部署で検討し103件を採択して措置を取る成果を挙げた。

二. 顧客サービスの常時モニタリング及びモニタリング結果のフィードバック

1) 顧客満足度調査

＜表V-2-6＞過去5年間特許満足度の推移

区分	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
満足度	72.70	74.40	75.98	76.18	79.58

特許庁は分野別の特許行政サービス水準を正確に診断し、ユーザーの意見を取りまとめて制度改善に反映するため、毎年2回の特許顧客満足度調査を実施している。出願・登録・審査・審判など特許行政全分野を対象に出願人、代理人、請願人など1200人余りを対象に、特許行政全般にわたる満足度調査を実施している。評価の公正性を確保するため、外部のリサーチ専門機関に評価を委託して施行しており、評価結果は顧客サービスを改善するための基礎資料として活用している。特許顧客満足度は2011年度に若干下落したものの毎年上昇傾向にあり、2015年度には79.58点とここ5年間で最高点数を記録した。

2) 電話親切度調査

＜表V-2-7＞5年間電話親切度の推移

(単位：点)

区分	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
満足度	92.85	90.99	91.02	92.75	91.02

特許庁は職員の電話対応時の態度をモニタリングして局別・課別の点数を公開することで、電話対応時の態度の向上に努めている。2012年からは特許行政サービス提供機関の全体的な電話親切度向上に向けて、特許庁のみ実施していた調査を傘下機関まで拡大して実施している。最初の受信状態、応対態度、アクセス状態、まとめの部分に区分してモニタリングを行っている。2015年の総合点数は91.02点を記録し、2014年の総合点数(92.75点)に比べて多少下落したが、一般的に「極めて良好」な水準を維持している。2015年から傘下機関の電話対応態度を向上させるため、傘下機関長評価の際に電話親切度調査の結果を反映しており、2014年の傘下機関における電話親切度の総合点数は88.68点を記録して一般的に「極めて良好」な水準である。

3) 請願行政サービスに対する評価

国民権益委員会では2015年41の中央行政機関を対象に国民シムンゴ(苦情申立窓口)で受付・処理される苦情と国民提案に対する評価を実施した。請願サービス総合評価は請願満足度、処理期間、追加回答など10の指標で評価され、国民の提案は提案処理率、採択率、実施率など5の指標で評価される。請願サービス総合評価は全体中央行政機関に対する請願サービスの品質を測定することで、競争的かつ国民指向的な行政サービスの実現を通して請願行政サービスの質的向上を図るためのものである。特許庁は顧客満足サービス推進計画の策定、毎月請願サービス状況の分析・報告など、顧客満足のための多様な内部点検システムを運営している。2015年に特許庁は国民権益委員会が実施した国民シムンゴ請願サービス総合評価及び国民幸福提案運営実績総合評価で普通グループとして評価され、今後も需要者中心の特許行政サービスの実現に向けて多様な顧客満足度の向上方策を講じて施行する計画である。

第3節 顧客を感動させる電子請願サービスの提供

1. 24時間電子請願サービス

情報顧客支援局 情報システム課 工業事務官 チェ・フンヨン

イ. 推進背景及び概要

特許庁は1999年から世界初のインターネット基盤電子出願サービスを提供し始めたが、電子出願サービスの時間が勤務時間内に限定されていることから、顧客からのサービス時間に対する拡大要請が多く寄せられた。

そこで、特許庁は顧客の要望に応じて24時間、365日、いつでもどこでも電子請願サービスの利用ができる特許ネットシステムを改善することに決め、まず24時間365日のNon-stop電子出願サービスを提供するマスタープランを策定した。2002年に策定されたマスタープランに基づいて2003年から特許ネットシステムをリアルタイムサービスシステムに切り替える作業に着手すると同時に関連法制度を改善し、2005年11月から24時間の電子請願サービスを提供することになった。

また、オンライン出願支援システムである「特許路」はユーザーのコンピューティング環境変化に敏感であることから、運営体制(OS)のアップグレード、ウェブブラウザ(IE、Chrome、Safariなど)の多様化など、国内外ユーザーのコンピューティング環境変化に伴う特許路システムへのアクセシビリティ改善が必要であった。

ロ. 推進内容及び成果

2003年度にはマスタープランに基づいて、まず一括処理(Batch Processing)形態の特許ネット構造をリアルタイム業務処理(Real-Time Processing)体系に切り替えられるよう、特許ネット基盤構造(Infrastructure)の設計作業に取り組んだ。また、請願人が電子出願サービスをより簡単に利用できるよう、出願人コード付与の申込、電子

文書利用届出など事前登録手続きを簡素化にし、インターネット「Giro」納付、過剰に支払った手数料のオンライン払い戻しなど、手数料の管理体系を改善した。

＜表V-2-8＞2003年に完了した主要改善事項

推進分野	推進内容
請願 サービス 改善	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出願人コード付与申請、電子文書利用届出などオンライン事前登録手続きの簡素化 ・ 過誤手数料のオンライン払い戻しなどの手数料管理体系の改善 ・ メールによる通知書受信などユーザーの利便性を中心に電子出願ソフトウェアの改善
特許ネット 基盤の 構造改善	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一括処理方式の特許ネット構造をリアルタイム処理方式にするアーキテクチャーの再設計 ・ 電子出願サービスのリアルタイム連動のために出願網、特許網、行政網を単一網にネットワーク統合設計 ・ 24時間データベース起動のためのノンストップ・リアルタイムバックアップ体系の構築 ・ 不必要なデータの移管・複製作業除去のためのDBの統合設計 ・ 特許ネットシステムの最適化・軽量化のための統合ミドルウェア適用

2004年には一括処理形態の特許ネット構造をリアルタイム業務処理体系に改編する作業を実施するとともに、電子出願システム障害発生時の救済策及び週5日勤務制度の施行に伴う書類提出期限の調整など関連法制度の改編作業も併行した。これは電子出願システムに障害が発生した場合、書類提出の期限が自動的に延長できるなどの取組みを行い、制度変更によって請願人に不利益が発生しないよう制度的な装置を取ったものである。即ち、書類提出期限の末日が土曜日の場合は、提出期限の末日を次の勤務日まで延長できるように改善した。

＜表V-2-9＞2004年に完了した主要改善事項

推進分野	推進内容
------	------

法制度の改善	<ul style="list-style-type: none"> 電子出願システムの障害によって提出期限のある書類が提出できない場合の処理策を構築 週5日勤務制度の施行に伴う請願人の便宜を図るため、提出期限末日が土曜日の場合は次の勤務日まで延長
特許ネットの改善	<ul style="list-style-type: none"> 翌日一括処理形態のプログラムをリアルタイム処理方式に改善 リアルタイム侵入探知及びセキュリティモニタリングのために統合セキュリティ管理システム(ESM:Enterprise Security Management)を適用 ノンストップサービスのための災難復旧(DR:Disaster Recovery)システムの構築 オンライン・リアルタイム受付及び通知機能の実現
電子出願ソフトウェアの改善	<ul style="list-style-type: none"> 提出書類のエラー検証機能の実現 多様な添付書類の受付及び通知機能の実現 書類提出に伴う後続手続き連携機能の実現 電子文書の提出時点及び提出日時算定機能の実現 書類提出期限の末日が土曜日の場合、期限末日の算定機能の実現

2005年2月の特許ネットⅡシステム開通により、請願書類のリアルタイム受付及び通知書のリアルタイム発送サービスが施行されることとなり、特許顧客の電子請願サービス利用における便宜を図りサービス時間を拡大した。また、2005年11月からは夜間及び休日も電子出願など電子請願サービスの利用ができるようになった。24時間体制で提供するサービスは出願書類の受付、特許庁が発送した通知書の閲覧、登録原簿など各種証明書の申請及び発行、審査進行情報の閲覧サービス、出願番号及び提出書類の処理過程リアルタイム通知など、ほとんどの電子請願サービスを含んでいる。また、書類作成及び特許業務の処理手続きに不慣れな個人出願人の不便及び予期せぬ不利益を未然に防止するために、請願人が納付すべき特許手数料及び提出する書類のエラーを書類提出前にリアルタイムで確認できるようにした。

<表V-2-10>2005年24時間電子請願サービスの拡大

対象サービス	推進内容
--------	------

オンライン 出願	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務時間帯に支援→24時間支援(方式審査は現行維持) ・書類の欠陥を提出前に検証/校正するサービスを24時間提供
オンライン 通知	<ul style="list-style-type: none"> ・請願処理過程の通知に対し、 - 翌日一括処理→リアルタイム処理 - 勤務時間帯支援→24時間支援
諸証明 申込/発行	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務時間帯支援→24時間支援 <p>※申込サービスは24時間支援するが、発行サービスは手数料が納付された場合に限り24時間支援</p>
審査進行 情報など検索	<ul style="list-style-type: none"> ・非リアルタイム・サービス→リアルタイム・サービス

<表V-2-11>24時間電子請願サービスの段階別開通時期

区分	夜間サービス(1段階)	休日サービス(2段階)	24時間サービス(3段階)
時期	2005. 2 ~2005. 6	2005. 7~2005. 10	2005. 11~
サービス 時間	<ul style="list-style-type: none"> ・平日:08~24時 ・土曜日:08~24時 ・公休日:なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・平日:06~24時 ・土曜日:06~24時 ・公休日:09~21時 	<ul style="list-style-type: none"> ・平日:00~24時 ・土曜日:00~24時 ・公休日:09~21時

2006年には24時間電子請願サービスの提供によって翌日に処理されていた業務が当日リアルタイムでNon-stop処理されることとなり、請願処理時間の短縮に伴う請願費用の節減及び行政効率の向上など請願サービスの画期的な改善をもたらした。特に、単なるサービス時間の延長だけではなく、特許庁の特許情報をリアルタイムで利用できるサービス体系が構築されたことで、書類作成及び特許業務処理手続きに不慣れな個人出願人の不便及び不利益を最小化することができ、時間及び空間に縛られず外国特許庁とリアルタイムで電子文書の交換が可能となり、特許庁の対内外におけるプレゼンスを高めた。

一方、請願書式の簡素化作業に取り組んだ結果、334種の請願書類を149種に減らすことができ、手数料の過誤納による請願人の不便を解消するため手数料の納付事項を

オンラインで照会・訂正・リサイクルできるシステムを構築するなど、手数料払い戻し及び納付手続きを簡素化したことで請願処理時間を大幅に減縮した。

<表 V-2-12> 2006年に完了した主要改善事項

推進分野	推進内容
請願書式の 統廃合	<ul style="list-style-type: none"> ・類似請願書式の統廃合(334種→149種) ・記載項目の簡素化(6,881個→1,336個)
手数料納付事項 オンライン訂正	<ul style="list-style-type: none"> ・手数料払い戻しに関する情報のオンライン照会機能 ・手数料納付事項のオンライン訂正機能
国有特許 活用度の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・国有特許の閲覧・管理機能 ・通常実施権のインターネット申請及び契約機能
寄託微生物 管理システム	<ul style="list-style-type: none"> ・微生物寄託機関との連携 ・寄託情報・特許情報の統合管理及び検索機能 ・微生物の分譲申請及び発行手続きのオンライン化

これまで持続的な電子請願サービスの拡大によっていつでもどこでもNon-stop請願処理が可能となったが、受動的なサービス提供による請願人の不便までは解消されなかった。そこで、オーダーメイド型電子請願サービスを開発し、請願人が該当サイトを訪問せず処理しなければならない情報を一箇所に集めて提供するサービスを2007年11月から施行している。

また、これまで電子出願を行うためには、特許庁が提供する専用ソフトウェアをダウンロードして設置する必要があったが、Web基盤の電子出願システムを構築することで、専用ソフトウェアを設置せず誰でも特許庁ホームページにアクセスさえすれば簡単に電子出願できるように改善した。更にクレジットカード、携帯電話、リアルタイム「Giro」による銀行振り込みなど手数料の納付手段も多様化にし、特許ユーザーの手数料納付における利便性を大幅に強化した。

＜表V-2-13＞2007年に完了した主要改善事項

推進分野	推進内容
請願書式の統廃合 及び簡素化に伴う 電子出願システム の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・書式統廃合(347種→149種、57%縮小) ・ユーザー便宜機能の提供により書式作成時間の短縮 (件当たり10分、年間236,237時間短縮予想) ・Window Vistaなど多様なPC環境支援
電子出願SW 機能改善	<ul style="list-style-type: none"> ・明細書記載不備による意見提出通知率の減縮 (43.62%→4.36%、90%減縮) ・請願書類の再作成・提出による請願費用の節減 ・記載不備による審査処理遅延の予防
オーダーメイド型 電子請願サービス 提供	<ul style="list-style-type: none"> ・請願サービスのアクセス段階の縮小(5段階→3段階) ・請願処理結果などリアルタイム・オーダーメイド型お知らせ情報の提供により処理期限満了による請願被害の予防
Web基盤電子出願 サービスの拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・商標から全権利へと拡大 ・個人出願人の利用増加(商標の場合、前年比5.6%増加)
手数料納付手段の 多様化	<ul style="list-style-type: none"> ・手数料納付手段の拡大(2種→7種) (クレジットカード、携帯電話、口座振替、プリペイドカード、ARS、Giro銀行振り込み、訪問) ・手数料納付時間の短縮(既存訪問、Giro銀行振り込みによる納付) ・納付情報のリアルタイム管理で行政効率の向上

2008年にはこれまで需要者中心の電子請願サービスの拡大を通じて主な請願書式を直ちに作成・提出することができたが、支援対象の書式が出願書中心に限られていたためサービスの利用に限界があった。そこでWeb出願サービス支援対象の書式を登録書式、審判書式など請願書式全体へと拡大し、各種便宜機能を拡充した上、2008年11月からサービスを提供している。同時に出願人が作成した請願書式の作成エラーを最小化するため、コールセンター相談システムを構築した。ホームページの個人情報流出防止のための公共I-PINの適用、障害者・高齢者など情報疎外階層の利便性、多様なPC運営環境を支援するWeb標準・Webアクセシビリティの適用を通じて特許顧客のホ

ームページ利用における利便性を高めた。

また、これまで出願・登録・審判に関する基本情報を中心に特許情報Webサービスを提供していたため、サービスの利用及び特許情報の活用において限界があったが、諸証明書発行情報、手数料納付情報及び期間到来情報などに提供対象範囲を拡大することで、特許情報の管理及び活用の活性化に貢献した。このように電子請願サービスの持続的な拡大により、個人出願人などのWeb出願サービスの利用が前年比76.7%増加し、電子出願率も93.1%から94.1%に増加した。

<表 V-2-14> 2008年に完了した主要改善事項

推進分野	推進内容
Web出願サービスの拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・ Web出願支援対象書式の拡大 - 出願書式→登録・審判書式 - Web出願人の利用増加(前年比76.7%増加)
特許情報ウェブサービスの拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特許情報Webサービスにおける提供情報の拡大 - 特許(出願、登録、審判)基本情報→諸証明・手数料・期間到来情報 ・ 特許情報Webサービス拡大策の策定 - 特許検索及び統計情報に拡大 - 特許情報Webサービスインフラの拡大
請願サービス改善	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提出前作成書式の整合性検証結果に対するコールセンター相談システム構築 ・ 書類ファイルの履歴照会を通じた諸証明発行システム改善 ・ 電子出願専用サイト(特許路)の拡大 ・ オンライン出願過程を中心に特許路のメニュー体系及び初期画面改編
ホームページWeb標準・Webアクセシビリティの適用	<ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページ Web標準・ Webアクセシビリティの強化 ・ 個人情報保護のための公共I-PIN適用

2009年にはこれまで電子出願サービスを中心に運営されていた「特許路」を特許情報総合管理ポータルサイト(www.patent.go.kr)として改編した。顧客は特許路Webサイトを通して出願進行情報、登録、審判情報など使用者別にすべての特許情報をひと目で確認でき、より簡単かつ便利に特許手続きを行うことができるようになった。また、知識シェアリング、ブログサービスの構築を通じてユーザー参加活動を拡大するなど、ユーザーコミュニケーション活動を強化した。

また、顧客オーダーメイド型サービスを強化するため、未公開情報、通知書情報、締切り期限情報などに対するWebサービスを拡大した。Webサービス拡大に伴い安定的なサービス提供に向けて、主要サーバー、ミドルウェアを交替するなどインフラ拡充にも努力を傾けた。その結果、顧客は拡大されたWebサービスを通じてより多くの特許情報を顧客が使う内部システムと関係させ、活動及び加工できるようになった。

電子文書作成機分野では、安全性、互換性及び編集機能が優れた商用ワード基盤の特許文書作成機を開発して、ユーザーが特許文書をより便利に作成できるようになった。そして、共通出願書式の適用によって国内出願書式でPCT出願まで可能となり、出願人の明細書作成に対する負担が大きく減少した。

一方、手数料の管理では顧客の手数料納付の利便性を高めるため、特許手数料の自動納付サービスを構築した。手数料自動納付サービスは顧客が別途の納付行為をしなくても、顧客本人の口座から特許などの手数料が自動振り替え方式で引き出される方法である。年次登録料の場合、毎年納付時期が到来すると顧客が直接納付をしなければならない不便さがあったが、自動納付サービスの構築によりそのような不便さが解消された。7月から施行された手数料自動納付サービスによって12月まで14,048件、30億ウォン程度の手数料が納付された。

<表V-2-15>2009年に完了した主要改善事項

推進分野	推進内容
------	------

オーダーメイド型 特許管理ポータル の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ My特許保管箱を通じて特許関連業務の全社管理を実現 ・ 知識シェアリング、ブログなどユーザー参加型の空間構築
特許情報 Webサービスの 拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2008年49種から2009年181種へとコンテンツを拡大 ー未公開情報、通知書情報、締め切り期限情報など ・ サーバー及びミドルウェア交替を通じたインフラの拡充
商用ワード基盤の 電子文書作成機 開発	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出願書及び補正書作成における利便性の向上 ・ 共通出願書式(CAF)の適用による国内/外出願作業の簡素化
特許手数料自動納付 システム構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出願、年次登録、設定登録手数料の自動納付体系構築 ・ 自動納付お知らせサービスを通じた請願人利便性の向上

2010年にはこれまでソウルを中心に推進していた電子請願サービス懇談会を全国にまで拡大し、地方所在の出願人・代理人の不便事項を直接意見聴取(特許法律事務所及び地域別の懇談会を17回開催)の結果を、電子出願関連システムと制度改善に反映した。特に、地域知識センターの地域実情に合うオーダーメイド型の教育と面談を実施し、2009年開発したグローバル特許文書作成機を利用した電子出願方法の教育及びマニュアルの提供で注目を集めた。

<表V-2-16> 2010年に完了した主要改善事項

推進分野	推進内容
電子出願SW	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共通出願書式の適用を通じて一度提出した出願文書を翻訳さえすれば主要国(韓国、米国、ヨーロッパ、日本など)の特許庁に提出できるように電子出願ソフトウェア機能を改善 ・ 塩基配列目録作成機の便宜機能の改善
諸証明サービス 分野	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諸証明発行サービスにおいてマドリッド国際商標の事後指定件に対する「謄・抄本交付申込」の発行機能追加 ・ 諸証明発行サービスにおいて1件単位で発行可能であった「最初出願人確認書」を複数件併合して申し込めるように改善

手数料分野	<ul style="list-style-type: none"> ・個人及び中・小企業顧客の手数料納付負担軽減のために特許庁に納付した特許料の一定比率をポイントとして換算して現金のように使えるように手数料マイレージ システムを反映 ・個人にだけサービスするクレジットカードによる納付を中小企業まで拡大
特許路 ホームページ	<ul style="list-style-type: none"> ・特許路の出願人情報変更履歴事項の照会機能改善 ・特許路の出願人コード付与申込の「本人証明書類」欄を新設し、案内文を追加

2011年にも電子請願サービス懇談会を持続的に開催し、地方所在の出願人・代理人の不便事項を直接意見聴取した上、電子出願関連システムと制度を改善した。特に、大学との協議の下で特許に関心のある大学生を対象に電子出願関連の教育を行い、大きな反響を呼んだ。

<表 V-2-17> 2011年に完了した主要改善事項

推進分野	推進内容
電子出願SW	・グローバル特許文書作成機の性能改善及びエラー検証強化など、懇談会で出た使用者の意見を基に使用者の利便性を向上
諸証明 サービス分野	・登録原簿写本申込を出願人コード発行及び認証書発行/登録など事前登録の手続き要らずに基本個人情報(署名、住民番号など)の入力だけでオンライン発行できるように改善
手数料分野	・一部の特許手数料(年次登録料)に対してオンラインだけでなくATMで納付できるように仮想口座サービスを構築
特許路 ホームページ	・出願件に対して審査進捗状況をひと目で確認できるように、審査処理進行事項確認機能を改善

2012年にはユーザーフレンドリーな特許ネット構築のために特許ネット顧客諮問団を発足して運営するとともに、要求事項を持続的に収集し、特許路 UI(User Interface)の改善、諸証明発行速度の改善などを反映した。また、3Dデザイン出願制度の利

便性を高めるため、3Dデザイン多出願顧客の政策懇談会を実施し、3Dデザイン出願可能なファイルの拡大などの要望事項を反映した。

＜表V-2-18＞2012年に完了した主要改善事項

推進分野	推進内容
特許路	<ul style="list-style-type: none"> ・登録原簿など諸証明発行速度の改善 ・出願件に対し審査進捗状況を一目で確認できるよう審査処理進捗事項確認機能を改善 ・特許顧客の電子出願に係わる作成ガイドを動画で提供する電子出願登録案内動画サービスの構築 ・特許権者の権利を本人が便利に照会及び管理できる年次(更新)登録管理サービス構築 ・微生物情報及び特許出願の連携状況を照会できる寄託微生物照会登録サービス改善 ・特許保管箱において登録公報情報を一括して照会できるよう、特許情報院に連携する登録原簿照会サービスの構築
電子出願分野	<ul style="list-style-type: none"> ・個人出願人の明細書作成の品質向上及び審査官の審査業務効率を高めるための模範明細書作成方法の内容を補完

2013年にもオープン特許路開発事業を通じてIEでのみ動作する非標準技術であるアクティブXの代替技術を開発して、Chrome、SafariなどIE以外のブラウザでも使用者が「特許路」を利用できるようにウェブ互換性を改善した。また、視覚障害者、聴覚障害者などシステムにアクセスし難い使用者のアクセシビリティを高めるため、イメージ代替テキストの提供、色と関係のないコンテンツ認識、キーボードアクセシビリティの向上を通じてウェブアクセシビリティを改善した。

＜表V-2-19＞2013年に完了した主要改善事項

推進分野	推進内容
------	------

特許路	<ul style="list-style-type: none"> ・ウェブ互換性の改善 <ul style="list-style-type: none"> - ウェブ標準技術及びアクティブXの代替技術適用を通じてIE以外のChrome、Firefoxなどのウェブブラウザでも特許路へのアクセスが可能 ・ウェブアクセシビリティの向上 <ul style="list-style-type: none"> - イメージ代替テキストの適用などを通じて障害者などのシステムアクセスが難しいユーザーを支援 <p>*イメージ代替テキスト：イメージで表現されたコンテンツの内容を理解しやすくするためにテキストで提供する方法</p>
-----	---

2014年にもオープン特許路開発事業を持続的に推進し、電子出願SW(明細書作成SW、通知書閲覧、統合書式作成機など)を全面的に再構築し、出願人がより便利に知的財産権関連出願を行えるように改善した。また、諸証明申込機能の改善を通じて書類履歴を照会して必要な書類だけ発行できるようにした。

<表V-2-20> 2014年完了した主要改善事項

推進分野	推進内容
電子出願SW	<ul style="list-style-type: none"> ・明細書作成SWの統合及び再構築 <ul style="list-style-type: none"> - 既存3種の明細書作成SWを1つに統合し、他ワードプロセッサとの互換性を改善 ・PDF基盤の統合書式作成機の構築 <ul style="list-style-type: none"> - 書式作成機ポップアップの最小化と直感的なユーザーインターフェースの提供を通じて書式作成の利便性を提供 - 1回の統合書式作成機設置で国内書式、国際デザイン書式、国際商標書式を全て作成できるように支援 ・通知書閲覧器の再構築 <ul style="list-style-type: none"> - 特許庁からダウンロードした通知書の検索、整列、一括出力など管理機能の提供

特許路	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諸証明申込機能の高度化 - 既存の同一書類名に対して一括発行されていた書類を履歴を確認して必要な書類だけ発行できるように改善
-----	---

2015年にも電子出願SW(明細書作成SW、通知書閲覧機、統合書式作成機など)の安定化及び持続的な改善により、出願人がより便利に特許出願及び関連業務に取り組めるよう改善した。また、制度及び手続改善を通じて出願人の満足度の向上を成し遂げ、特許路サイト改編を通じて初めて特許出願を行い、利用者に簡単に便利に接近できるようマニュアル体系の改編と使用者便宜性を向上させた。

＜表V-2-21＞2015年完了した主要改善事項

推進分野	推進内容
特許路	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出願システムのオンライン包括委任制度の改善 <ul style="list-style-type: none"> - 出願人権益向上及び代理人便宜向上のための委任制度改善策として携帯電話SMS認証方式導入 ・ 審査官指定SMSアラームサービスの実施 <ul style="list-style-type: none"> - 出願人及び代理人に審査着手以前の出願件を対象に関連出願人に指定された審査官を携帯SMSを通じてアラーム文句の発送 ・ 出願人の便宜改善のための特許路サイトの改善 <ul style="list-style-type: none"> - 特許路ホームページメニュー体系の改編、使用者オーダーメイド電子出願SWダウンロードページ構成、案内文句明確化及び利用手続き段階化など利用者便宜の改善

ハ. 評価及び発展方向

これまで電子出願中心の電子請願サービス高度化に取り組んだことで、特許顧客の電子出願満足度及び電子出願率が持続的に向上した。今後はユーザーオーダーメイド型の電子請願サービスだけでなく高付加価値特許情報活用を最大化するため、特許情報普及インフラの拡大及び情報提供の範囲を持続的に拡大していく計画である。

第4節 特許情報DBの構築

1. 概観

創造経済の実現及び政府3.0課題の成功的な遂行のためには公共情報の民間開放・共有拡大が重要視されており、特許庁もこれを受けて知的財産情報の民間開放・共有拡大を通じた国内知的財産情報の国内外活用の活性化を図るために持続的に力を入れている。具体的には、国民と審査官が簡単に必要な知的財産情報を活用できるよう多様な特許情報DBを構築して提供している。特許庁は国際協力の強化を通じて米国、日本などのIP5国の特許情報だけではなくロシア、ベトナムなどの新興国の特許情報の入手及びDB構築を推進しており、海外特許情報のDB構築と共に、国内特許情報の国内外への活用強化に向けてインターネット特許公報を発刊し、審査官及び国民向けに検索システムを通して海外特許情報と統合検索を提供している。また、海外においても迅速かつ正確に活用できるよう韓国特許英文抄録を発刊して海外に普及している。

また、書面で受け付けられる全ての書類を電子文書に転換し、特許行政の全体的な過程を紙のない(PAPERLESS)行政で推進している。このような特許行政過程において発生する全てのデータは品質管理過程を経てデータの誤謬を整備しており、品質管理課程を通して国民が信頼して使用できる特許データの構築のために努力を行っている。

特許庁は多様な特許顧客の要求事項を分析・収集を通じて今後さらに有用で品質の良い特許情報提供を持続的に推進し、解放された特許情報の民間活用促進に向けて着実に努力していく計画である。

2. 知的財産権データの拡充及び管理・活用

情報顧客支援局 情報管理課 工業事務官 ヤン・キソン

イ. 検索DBの持続的な拡充

1) 推進背景及び概要

特許庁は国民と審査官が先行技術の検索に活用できるよう1999年から国内及び海外の知的財産権検索DBを構築している。現在、米国特許商標庁などIP5国(韓国、米国、ヨーロッパ、日本、中国)を含め海外53ヵ国から知的財産権データを入手しており、その中で米国、ヨーロッパ、日本など主要知的財産先進国の特許技術データを検索DBに搭載して検索に活用している。2015年12月末基準で検索DBに搭載された国内及び海外知的財産権データは30,256万件に達しているが、これは前年比3,136万件が増加したものであり、毎年3,000万件以上の増加傾向にある。現在審査官の利用率を基準にしてみると、日本、米国、ヨーロッパのデータ利用率が高い。

2008年には世界各国の特許庁が国際特許審査過程において調査が義務付けられているPCT最小限文献に韓国特許文献が含まれ、韓国検索DBの品質が重要な事項として台頭した。これを受けて韓国特許庁は2009年に精製用DBを構築し、国内外から入手したデータを検索DBに搭載する前にデータエラーなどを体系的に整備・加工するシステムを整えた。また、2009年には「データ品質管理システム」を構築し、エラーデータの発生を未然に防ぎ、既存データのエラーを自動的に探知して整備できる体系も整えた。2012年にはデータフローを統制し、システム間の連携を通じてエラーの発生原因をより簡単に追跡・分析できる「データフローを管理する情報システム」を構築した。

2) 検索DBの構築状況

<表V-2-22> 特許及び実用新案検索DBの構築状況

(2015年12月末基準、単位：千件)

区分	資料の種類	構築年度	資料形態	累計	国別件数
国内 特許	書誌	1983～2001	Text	8	6,964
	公開公報	1983～1998	Image	413	
		1983～2005	SGML	1,088	
		2005～	XML	1,469	
	公告公報	1947～1998	Image	144	
		1979～2005	SGML	459	
		2005～	XML	1,091	
英文抄録(KPA)	1979～	SGML/XML	2,292		
国内	書誌	1948～2001	Text	238	1,457

実用	公開公報	1983～1998	Image	373	
		1983～2005	SGML	152	
		2005～	XML	74	
	公告公報	1948～1998	Image	142	
		1979～2005	SGML	376	
		2005～	XML	102	
日本	書誌	1975～1998	Text	8,236	65,529
	公開請求項/明細書 OCR	1971～1995	Text/SGML	4,116	
	登録請求項/明細書 OCR	1971～1995	Text/SGML	557	
	公開請求項/明細書	1986～1992	SGML	1,093	
	登録請求項/明細書	1986～1993	SGML	961	
	特・実公開登録(実 用)公報	1971～1996	Image	16,688	
		1993～2004	SGML	4,372	
		2004～	XML	4,556	
	特・実公告	1950～1979	Image	5,881	
		1994～2004	SGML	1,522	
2004～		XML	2,294		
特許抄録イメージ	1975～1996	Image	5,159		
特許英文抄録(PAJ)	1976～	SGML	10,094		
ヨーロ ッパ	DOCDB2.0	1974～	Text	104,063	110,931
	ヨーロッパ公開 (Espace-A)	1978～1999	Image	914	
		1975～2004	SGML	1,477	
		2004～	XML	1,491	
	ヨーロッパ公告 (Espace-B)	1980～1999	Image	356	
		1980～2004	SGML	742	
		2004～	XML	622	
	国際公開パンフレッ ト(Espace-world)	1978～1999	Text	462	
2000～2002		SGML	346		
1978～1999		Image	458		
WIPO	国際公開パンフレッ ト(Impact Rule87)	2002～	XML	2,700	2,700
米国	特許公告	1790～	Image	12,256	28,917
		1920～1975	OCR Text	2,496	
		1976～2004	SGML	3,045	
		2005～	XML	2,391	
	特許公開	2001～	Image	4,349	
		2001～2004	SGML	760	
2005～		XML	3,620		
台湾	特許公開書誌/抄録	2000～	XML	774	774
イギリ ス	特許公開	1991～2007	SGML	184	271
		2007～	XML	87	
中国	特許公開/公告(英文 抄録)	1985～	Text	7,369	27,951
		特許公告	1985～	Image	
	1996～2012		XML	8,719	
カナダ	特許公開/公告	1999～2007	SGML	410	2,035
		2007～	XML	1,625	
オース トラリ ア	特許公開/公告	1998～	SGML	863	779

ドイツ	特実公報	1991～	Image	1,681	1,681
フランス	特許公報	1992～	Image	273	273
計				250,346	250,346

<表V-2-23>デザイン検索DBの構築状況

(2015年12月末基準、単位：千件)

区分	資料の種類	構築年度	資料形態	累計	国別件数
国内	先出願	1960～	Image (JPG, TIFF)	5,007	27,689
	先出願全文イメージ	1960～1998	Image (TIFF)	169	
	国内公報	1966～	Text	933	
			Image (JPG, TIFF)	6,006	
	国内公報全文イメージ	1966～1998	Image (TIFF)	244	
	拒絶包袋全文イメージ	1992～1998	Image (TIFF)	36	
	登録書類綴り全文イメージ	1966～1999	Image (TIFF)	235	
	登録原簿全文イメージ	1948～1991	Image (TIFF)	132	
	カタログ(全文イメージ含む)	1980～	Text	4,452	
			Image (JPG)	6,769	
	画像デザイン	2003～	Text	175	
			Image (JPG)	175	
	フォント(typeface)	2004～	Text	32	
			Image (JPG)	69	
実用新案デザイン	1970～	Text	483		
		Image (JPG, TIFF)	2,518		
平面デザイン	1976～	Text	127		
		Image (JPG)	127		
日本	1965～1999	Text	898	7,385	
	1997～	SGML	481		
	1965～	Image (JPG)	6,006		
ドイツ	1988～	Text	625	1,618	
		Image (JPG)	993		
WIPO	1999～	Text	177	669	
		Image (JPG)	492		
OHIM	2003～	Text	805	3,869	

		Image (JPG)	3,064	
過去の海外デザイン (米国、ベネルックスなど)	1975～2004	Text	798	1,867
		Image (JPG)	1,069	
米国デザイン	1997～	Text	292	584
		Image (JPG)	292	
中国デザイン	2010～	Text	146	904
		Image (JPG)	758	
国外平面デザイン	1960～	Text	90	180
		Image (JPG)	90	
計			44,765	44,765

＜表V-2-24＞商標検索DBの構築状況

(2015年12月末基準、単位：千件)

区分	資料の種類	構築年度	資料形態	累計	国別件数
国内	書誌	1950～	Text	3,284	7,444
	見本イメージ	1950～	Image (JPG)	3,103	
	拒絶包袋全文イメージ	1989～1998	Image (TIFF)	151	
	登録書類綴り全文イメージ	1974～1999	Image	527	
	登録原簿全文イメージ	1952～1991	Image	379	
計				7,444	7,444

3) 評価及び発展方向

世界最高レベルの特許情報サービス体系の実現に向けて、海外データの多様化と情報サービスの高級化、データ管理体系の効率化を中長期計画に沿って体系的に推進するため、2013年に特許情報分野の情報化戦略計画 (ISP) を樹立した。

現在国内外から入手している特許データを持続的に拡充する一方、質の高いデータを生産し対外に提供するため、2009年に精製用DB及び「データ品質管理システム」の構築を完了し、検索DB品質管理の土台を構築した。その後もデータ品質管理体系を持続的に運営及び高度化にしエラーデータを整備することで、検索DBの品質が持続的に向上した。

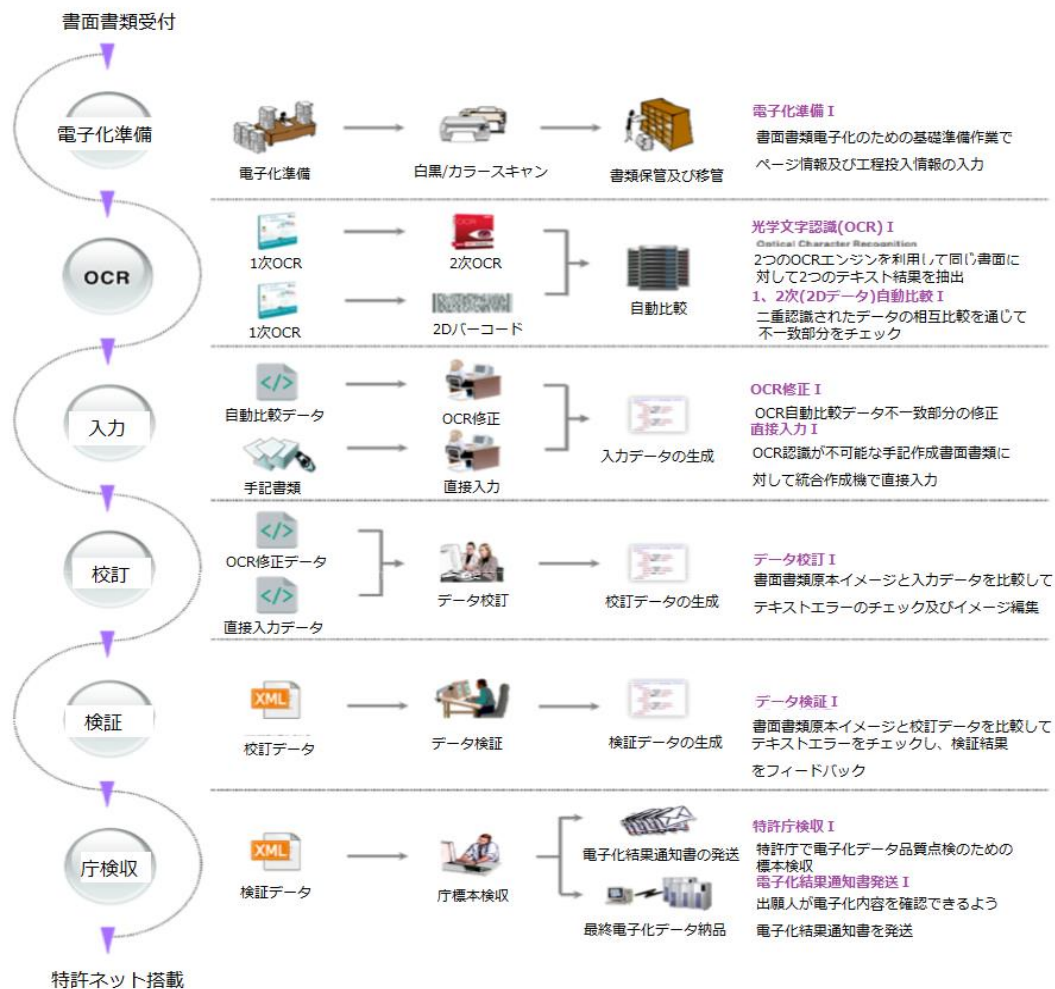
今後も特許庁は国民と審査官がより膨大かつ高品質の知的財産権データを活用できるように検索DBに搭載する海外のデータを拡充し、「エラーデータ自動検証のための業務規則(Business Rule)」を拡充するなど、データ品質管理体系を持続的に高度化していく計画である。一方、外国の特許庁が自国の検索DBに韓国のデータを搭載して活用する際に不都合が発生しないよう、データの普及及び技術支援体系も強化していく計画である。

ロ．特許文書電子化センターの運営

1) 推進背景及び概要

特許庁は紙のない(Paperless)特許行政に向けて、書面で受け付けられる全ての書面書類を電子化している。そのため、韓国特許情報院に特許文書電子化センター(以下、電子化センター)を2001年1月に設立し、特許法に基づき特許文書電子化機関である電子化センターに委託して事業を展開している。電子化センターでは、特許庁に提出される全ての産業財産権に係る書面書類(出願書、補正書、登録申込書、審判請求書など)を特許ネットで活用できるように電子化を推進しており、特許情報の疎外階層を対象に特許情報検索及び電子出願に対する無料教育を実施することで、特許情報の活用及び電子出願の利用拡大に貢献している。

<図V-2-4>電子化処理工程フロー



2) 推進内容及び成果

15年間特許文書電子化事業を推進し、紙文書の保管に必要な空間と書類の維持管理費及び公報制作費などの節減を通じて約400億ウォンの経済効果を達成し、行政処理の過程において紙を無くすことで、約126トンの炭素排出量の減少効果をもたらした。電子化の対象書類は1,098種であり、2015年には韓国特許庁に提出される書面書類計13万件余りを特許ネットから活用できるよう電子化にするなど、迅速かつ正確な審査審判に寄与した。また、電子化のエラー率を核心成果指標(KPI)として管理し、2015

年には8.36ppm³⁵を達成した。特に、2014年には特許文書電子化システム高度化事業の推進を通じて導入された新規電子化システムで、未公開書面書類に対する情報セキュリティを強化しており、OCR認識率の向上により電子化の業務効率を高めた。

<図V-2-5> 年度別の電子化処理期間及びエラー率の状況



また、一般国民、中小企業、大学、地域知識センター、創業インキュベーションセンターなどの特許情報利用者を対象に訪問型の出願支援教育を実施している。特に、2015年には250回の教育(6,696人受講)を行い、教育需要者中心のオーダーメイド型教育サービスを実施した。

<図V-2-6> 年度別の訪問型特許情報検索及び教育回数と教育人数



³⁵ PPM(PPM, Parts Per Million) : 百万率、電子化 100 万ラインの中でエラーライン数

3) 評価及び発展方向

1999年にインターネット基盤の電子出願システムである特許ネットを開通して以来電子出願率が持続的に上昇し、2015年には96.1%を達成したが、電子出願率の増加が限界に達したため、書面出願に関する電子化作業は続くものと見られる。2014年のウェブ基盤電子化システムの高度化を基にOCR認識率の向上などシステム環境の最適化を持続的に推進し、今後も電子化処理所要期間の安定的な維持と無欠点の電子化データ確保に向けて持続的に努力する計画である。

また、知的財産権大衆化に向けて地域知識財産センターなどを通じた地域別の拠点教育体系を構築し、創造経済革新センターなどの外部機関との協業を通じてオーダーメイド型の出願支援教育サービスを拡大していく予定である。

ハ. データ管理専門担当組織の運営

1) 推進背景及び概要

1999年1月から本格稼動となった特許ネットシステムの安定化によって、特許情報データの一元化されたデータ管理組織を通じて体系的に生産・整備・分析・加工するとともに、データエラーを検証・整備するため、2002年5月にデータ管理専門担当組織を構成した。

現在、特許庁は効率的な組織運営及び予算節減のため、同専門担当組織を特許情報専門機関である韓国特許情報院に委託運営している。専門担当組織は特許情報DBの構築、インターネット公報の発刊、特許情報の普及・交換、データの整備、データの品質管理業務を遂行している。

2) 推進内容及び成果

専門担当組織を運営した初年度の2002年にはデザインのカタログ、書面包袋など6

万2千件の過去書面書類を電子化のにし、特許庁検索及び特許ネットDBのエラー・漏れのデータ8万5千件を整備した。

2003年には文字商標の円滑な検索のため、データ生成の工程に商標名の入力を追加した。2004年からは過去の文字商標名の検証と外国書面デザイン公報の電子化を同時に推進した。2006年には特許データ検証式(BR)、データ整備マスタープランの樹立などデータ品質管理基盤を整え、国内外の特許情報分析及びファミリーデータの再構築など高付加価値データの加工に注力した。

2008年には政府機関初のデータ品質管理自動化システムを構築した。その結果、特許庁は政府機関初のデータ品質管理大賞(文化観光部長官賞)を受賞し、政府機関の中で唯一のデータ品質認証(韓国データベース振興院主管)レベル2を獲得した。

2009年にはデータ品質管理だけを専門に担当する別途組織を構成し、データ品質管理組織を強化した。また、既に構築されたデータ品質管理自動化システムを高度化にし、データ品質管理の指針と手続きを整備した。特に、データ品質管理の義務化水準を強化するために、政府機関初の「特許庁データ品質管理規定(訓令第805号)」を制定することで、特許庁内のデータ品質管理活動をより体系化した。

データ品質管理規定の主な内容は、

1. データ品質管理組織及び任務の定義(第2章)
2. データ管理手続きの樹立(第3章)
3. データベース及びデータアーキテクチャ管理の体系化(第4章)
4. データ品質管理協議会の規定策定(第5章)

である。

2010年には「特許庁データベース標準遵守指針」を制定して情報システム開発時にデータ標準の遵守を義務付け、体系的なデータ品質管理のためにデータ品質管理指針と手続きを改正して配布するとともに、データ品質重視文化の定着のために定期的にデータ品質管理教育を実施した。

2011年には特許データ品質管理の先進化に向けてEPOなどの先進特許庁と国内官庁及び民間銀行の情報化インフラをベンチマーキングし、2012年特許ネットⅢの開通に伴いそれに最適化したデータ構造の運営のため、データ構造管理計画を樹立・運営した。また、特許データ検証式(BR)の導出及びエラーデータの整備を通じてデータ品質指数を高めた。

2012年には「特許データ品質管理の先進化事業」を通じて3極特許庁レベルの先進データ管理体系構築の戦略計画を樹立し、特許データフロー管理情報システムを構築してデータエラーの発生原因に対する追跡・分析機能を通じてより迅速かつ正確なエラー整備が可能となった。

2013年には「データ品質中心文化の定着」に向け、現業部署データ担当官の懇談会を通じて品質改善活動の活性化方策を樹立し、特許庁のデータ品質管理の先進事例を他政府機関及び公共機関に伝播し、公共データ品質管理の拡大にも寄与した。

2014年にはこのような高品質の知的財産データが政府3.0戦略によって民間に開放され、円滑に活用できるよう出願人代表名、特許分類・ファミリー情報など知的財産オーダーメイド型の普及DBを開発して民間に普及した。

2015年にはイメージ、電子文書などの非定型形式データの品質を確保するために「非定型データ品質管理方法」を樹立し、予防型データ検証式(BR)を導出して事前予防型データ品質管理体系の構築に着手した。このような努力により2006年の397件であった特許データ検証式が2015年基準で6,535件に特許ネットエラーデータ監視範囲を拡大し、データ品質の正確度は毎年増加して2015年現在のデータ品質の正確度は99.75%に達した。

<表V-2-25> 2015年度教育及び広報状況

教育	開発企業	運営企業	現業部署	傘下機関	データ担当	外部機関ベン
----	------	------	------	------	-------	--------

対象	回数	時間	回数	時間	回数	時間	回数	現 時間 業部署	官懇談会	チマーキング
実績	1	2	3	2	2	4	1	22	2回	6回

＜表V-2-26＞年度別データ品質の正確度

年度	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
データ品質 正確度(%)	96.97	97.80	99.27	99.35	99.46	99.56	99.63	99.70	99.75

＜表V-2-27＞2015年度データ管理業務処理の状況

(単位：千件)

区分	データ品質管理			特許情報DB構築		システム運営管理			特許情報 共同活用
	検証式	BR 分析	BRによる データ整 備	国内	国外	公報 発刊	優先権 交換	顧客要 請処理	
実績	6,535件	38件	8,858	2,296	32,638	480	64	18	61,184

3) 評価及び発展方向

品質の高い特許データは特許審査品質の向上につながり、信頼度の高い特許行政サービスのための礎石となる。データ管理専門担当組織を中心にデータ品質管理自動化システムの安定的な運営とデータ標準及び構造管理などの活動を展開しており、エラーデータの流入を遮断するために特許データを常時監視している。また、データにオーナーシップ(OWNERSHIP)を付与し、現業部署と情報化部署の協力の下でデータを管理することで、特許庁全体のデータ品質重視文化を造成しており、優秀データ担当官及び品質改善活動優秀者に対する多様な支援策を講じてデータ品質管理を活性化していく予定である。

今後もデータ管理専門担当組織を通じて特許データの構築・加工・普及などの管理体系を改善し、特許庁全体のデータ品質統制管理が持続できるようデータ品質管理シ

システムを高度化にし、データ管理制度及び手続きを持続的に先進化していくことで世界最高レベルの特許行政サービス実現に向けた基盤を提供する計画である。

3. 韓国特許英文抄録の発刊及び普及

情報顧客支援局 情報管理課 工業事務官 ヤン・キソン

イ. 推進背景及び概要

特許庁は海外で国内の知的財産を保護し、特許多出願国としてのプレゼンスを高めるため、国内で出願された特許技術内容を英文で記載した韓国特許英文抄録(KPA³⁶)を発刊している。発刊された韓国特許英文抄録は、海外における韓国特許技術保護のための先行特許技術調査及び技術動向の把握のための資料として、海外特許庁及び国際調査機関に迅速に普及している。

韓国特許文献が2005年10月WIPO総会でPCT最小限文献に含まれたことで、韓国は2007年4月から韓国特許英文抄録を国際調査機関にPCT最小限文献として提供している。

韓国特許英文抄録は、特許公報に記述されている発明の主要内容を海外の審査官及び利用者が迅速かつ正確に理解できるように英文で記載した英文要約書であり、書誌事項、要約書及び代表図面で構成されている。

³⁶ KPA(Korean Patent Abstracts)

<図 V-2-7> 韓国特許英文抄録の構成項目

The diagram illustrates the structure of a Korean patent abstract. It is divided into three main sections:

- 1 書誌事項 (Bibliographic Information):** This section includes registration details such as the registration number (101432042 B1), application number (102017023663), and the names of the proprietor and inventor (AKIRA NISHIHATA/JP).
- 2 要約書 (Abstract):** This section contains the abstract text and a technical diagram. The abstract describes a packet processing method in a data link layer for a steped fiber network (SFAET).
- 3 代表図面 (Representative Drawing):** This section includes reference numerals and a list of components related to the technical drawing, such as MAC packet composition and network packet extraction.

ロ. 推進内容及び成果

特許庁は1979年から登録特許を対象に冊子形態で韓国特許英文抄録を発刊し、1997年からは3極(米国・ヨーロッパ・日本)が共同で開発したMIMOSA S/Wを活用して検索と照会が可能なCD-ROM形態で普及している。2000年からは国内出願技術の海外保護機能を強化するため発刊対象を公開特許まで拡大し、2010年にはデータ形式標準をSGMLから国際的なデータ標準であるXMLに変更した。これまで登録特許の先行技術調査文献情報(2011年)、代表図面に存在する国文に対する英文翻訳(2013年)、PCT国際出願書誌情報及び出願人国籍情報(2014年)など韓国特許英文抄録の活用度を高めるため、ユーザーが求めるコンテンツを持続的に拡大した。特許庁はこれまで韓国特許英文抄録の発刊及びDB構築のために計580億ウォンを投入し、2015年に発刊した136,208件を含め計2,270,328件の英文抄録を発刊した。

<表 V-2-28> 韓国特許英文抄録DBの構築状況(2015年12月末基準)

(単位: 件)

区分	1979~1999	2000~2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	合計

登録特許	82,086	214,136	14,543	12,503	16,470	20,258	28,936	35,471	33,391	457,794
公開特許	-	1,014,089	119,812	126,324	111,762	109,340	127,653	100,737	102,817	1,812,534
小計	82,086	1,228,225	134,355	138,827	128,232	129,598	156,589	136,208	136,208	2,270,328

韓国特許英文抄録はCD-ROMで製作し、55の海外特許庁と国際調査機関、国際調査機関及び国立中央図書館など国内11機関に無料で普及しており、迅速な普及のためにオンライン(FTP)普及先を2012年から中国(1カ国)から2015年まで米国、ヨーロッパ、日本、台湾、ロシアなど27カ国に拡大した。

<表V-2-29>韓国特許英文抄録の国内外配布機関の状況

(2015年12月末基準)

区分		内容
海外 (55カ所)	特許庁 (48カ所)	グリース(FTP)、南アジア共和国、台湾(FTP)、デンマーク(FTP)、ドイツ(FTP)、ロシア(FTP)、ルーマニア、マレーシア、メキシコ、米国(FTP)、バングラデシュ、ベネズエラ、ベトナム、ベラルーシ(FTP)、ブラジル(FTP)、スリランカ、スウェーデン(FTP)、スペイン(FTP)、スロバキア(FTP)、シンガポール、アルヘンチーナ(FTP)、アゼルバイジャン(FTP)、アンゴラ、イギリス、オーストリア、ヨルダン、ウルグァイ、イラン、イスラエル、エジプト、イタリア、インド、日本(FTP)、中国(FTP)、チェコ、カナダ(FTP)、ケニア、コロンビア(FTP)、クロアチア(FTP)、キルギスタン、タイ、トルコ、パナマ、ペルー、ポーランド、フランス、フィリピン(FTP)、ハンガリー(FTP)
	関連機関 (7カ所)	APCTT, CIPTC, INPIT(FTP), WIPO(FTP), ARIPO(FTP), EAPO(FTP), EPO(FTP)
国内(11カ所)		国家情報院、国立中央図書館、国会図書館 など11箇所

また、外国審査官と外国人が韓国特許英文抄録を無料で利用できるように、特許情

報ネットキプリスとK-PION(韓国特許情報照会サービス)において検索サービスを提供している。2014年からは制作工程の簡素化及び出願人の意図を反映するために出願人が提出した要約書を翻訳・制作しており、書誌情報提供周期の短縮及びオンライン(FTP)普及先の拡大を通じて迅速に海外に英文抄録を普及している。最近このような努力や韓国特許英文抄録に対する需要の増加によって外国審査官の韓国特許英文抄録の検索回数が毎年増加傾向にあり、2015年の1年間で16万回を超えた。

<表V-2-30> 過去4年間韓国特許英文抄録の検索状況(2015年12月末基準)

(単位：回)

区分	2011	2012	2013	2014	2015
KIPRIS	1,209,798	7,032,213	2,506,529	1,887,137	5,108,439
K-PION	117,254	136,899	175,490	189,167	161,200

*外部リンク：PatentScopeなど他検索サービスとのリンクサービス

ハ. 評価及び発展方向

国家競争力の核心要素として知的財産の重要性が増しており、グローバル特許紛争が激化していることから、米国、日本などの主要先進国は知的財産政策を国の最優先課題として推進している。知的財産政策の一環として日本、中国、台湾、ロシアなど非英語圏の国家は自国特許に対する英文抄録を持続的に発刊し、海外普及に努めている。

これまで韓国も外国審査官と外国人が韓国特許技術情報を活用できるよう、韓国特許公報に対する英文抄録を適期に発刊して迅速に普及し、海外における韓国特許技術の保護に貢献した。

今後も外国審査官が特許審査の時に韓国特許英文抄録を積極的に活用し、韓国特許技術を先行技術として引用できるよう、顧客が求めるコンテンツを持続的に拡大し、迅速な普及に向けてオンライン(FTP)普及先を拡大するなど多様な取り組みを持続的に展開する計画である。

＜表V-2-31＞各国における韓国特許英文抄録の活用状況

(2015年12月末基準)

区分		対象国家
自国検索敵機システム活用	審査官用	(15カ国)米国、日本、ヨーロッパ、中国、ロシア、エジプト、台湾、ベラルーシ、ドイツ、ポーランド、ハンガリー、キルギス共和国、スウェーデン、フィンランド、バングラデシュ (1機関)ユーラシアン特許機構(EAPO)
	一般国民用	(6カ国)日本(IPDL)、中国(CNIPR)、ヨーロッパ(Esdac enet)、ドイツ(DEPATISnet)、ロシア、ハンガリー (1機関)WIPO(Patentscope)
海外検索システム*活用		スロバキア、スイス、スペイン、カナダ、ブラジル、ハンガリー、クロアチア、カザフスタン、ポルトガル、カタール、セルビア、キルギス共和国、ルーマニア、イギリス、ポーランド、チリ、モロッコ、ニュージーランド、フィンランドなど
特許庁検索システム活用	KIPRIS	米国、ヨーロッパ、日本、中国、台湾など90カ国余り
	K-PION	米国、ヨーロッパ、日本、中国など40カ国余り

*海外検索システム：Patentscope、espacenet、EPOQUE、EAPATISなど

4. 知的財産権公報の発刊

情報顧客支援局 情報管理課 工業事務官 ヤン・キソン

イ. 推進背景及び概要

特許庁は発明の技術内容を公衆に公開することで発明者の産業財産権を保護し、技術の進歩を促進するため、1948年から産業財産権公報を発刊している。1998年5月からは公報をCD-ROMとして発刊し、2001年7月からは世界初のインターネット公報サー

ビスを提供した。

誰でもインターネット公報サービス(特許庁ホームページwww.kipo.go.kr)を通じて公開公報及び登録公報を発刊と同時に無料で閲覧できる。プログラムを別途設置する必要もなく、インターネット環境で閲覧できるようにPDF文書形式で発刊している。発刊された公報は特許庁ホームページに毎日掲載され、毎月2回DVD及びFTPで31機関(国内12機関、海外19機関)に配布している。そして、検索DBにも搭載し特許情報検索サービス(www.Kipris.or.kr)を通じて民間と海外に提供している。

ロ. 推進内容及び成果

<表V-2-32>2015年度公報発刊件数

(2015年12月末基準、単位：件)

公開特許	公開実用	登録特許	登録実用	デザイン	商標公告	その他 公告	計
146,113	4,666	102,128	3,285	56,794	140,197	6,800	459,983

<表V-2-33>インターネット公報メーリングサービス加入者及びメール配信件数

(2015年12月末基準、単位：人/件)

区分	2002～ 2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
加入者	8,563	10,367	10,868	11,099	11,240	11,425	11,548	11,748	11,819
配信 件数	2,511,428	3,373,541	4,380,697	5,280,945	6,083,659	6,827,983	7,597,503	7,965,950	8,051,153

ハ. 評価及び発展方向

現在特許庁は、発明家、企業及び研究員、弁理士など特定分野において最新特許技術情報が必要なユーザーのために、新たに発刊した公報と関心分野に関する情報リストを電子郵便で配信する「関心分野のメールサービス」を実施している。出願人には

自分の産業財産権公報に関する発刊予定日をメールで事前に通知される「公報発刊予告サービス」を導入しサービスしており、国民が公報サービスを理解して活用し易いように公報書式を改正するなど、ユーザーの便宜を図るために持続的に努めてきた。2013年からは個人情報保護に関する苦情を解消するため、公報の特許法施行令などの改正を完了し、2014年度7月から情報主体が希望する場合は、全体住所の代わりに部分住所のみ公開できるように公報の住所公開方式を改善した。’

韓国特許庁は今後も特許技術情報流通幅の拡大、ユーザー利便性の向上及び権益保護、国家競争力の向上に向け、国民に国際標準とIT新技術が反映された世界最高水準の公報サービスを提供していく計画である。

第5節 知的財産情報サービス水準の向上

1. 概観

情報顧客支援局 情報管理課 放送通信事務官 ハ・ジョンフン

創造経済の実現及び政府3.0課題の成功のために、公共情報の民間開放・共有の拡大が重要視されており、特許庁もこれを受けて知的財産情報の民間開放・共有拡大を通じた国内知的財産情報の国内外活用の活性化を図るために持続的に力を入れている。特に、知的財産情報の開放、共有、拡大のために「特許情報DBの構築」と「知的財産情報サービス水準の向上」を重点的に推進している。

特許庁は全世界特許出願件数の約80%を占めるIP5の一員として、出願量だけでなく特許審査の品質向上にも努力を重ねている。そのため「審査支援の再創造」を宣言し、特許審査官に品質の高い多様な特許・非特許情報を提供するために努力しており、R&D研究人材、個人発明家などの出願前の先行技術調査及びIP戦略の樹立支援などのために国民向けの検索サービスの拡大・提供も推進している。

国際協力の強化を通じて米国、日本などIP5国の特許情報だけでなく、ロシア、ベトナムなど新興国の特許情報の入手及びDB構築を推進しており、論文、標準技術文書、アイデア公募展の受賞作など、多様な非特許文献のDBも持続的に拡充している。また、非特許文献の特許審査活用のために2013年に審査官のための非特許統合検索システム(N-PIS)を構築し、2014年にはサービスを開始して審査品質の向上に寄与する予定である。2013年に新規構築した標準技術文書DBは、特許情報ネットKIPRISを通じて民間への開放を推進中である。

海外特許情報のDB構築だけでなく、国内特許情報の国内外での活用強化のためにインターネット特許公報を発刊し、審査官及び国民向け検索システムを通じて海外特許情報と統合検索を提供しており、海外で韓国特許を迅速かつ正確に活用できるよう、韓国特許英文抄録を発刊して海外に普及している。

DB構築とともに一般国民のためにモバイル検索サービス及び海外特許検索サービスの拡大、知的財産統合検索の支援などを通じて特許情報オンライン検索サービス活用の活性化にも力を傾けている。

特許庁は高品質の審査・審判支援に向けて海外引用文献の言語障壁を最小化にし、海外特許に対する国民のアクセシビリティ向上及び国内企業の国際競争力強化のために翻訳サービスを提供しており、翻訳品質向上に向けて持続的な努力を傾けている。

特許庁は多様な特許ユーザーからのニーズに対する分析と受入れを通じて、今後より高品質で便利な特許情報サービスを提供し続ける計画であり、韓国特許情報の海外における保護強化のためにも努める計画である。

2. ユーザー指向型の特許情報検索サービス (KIPRIS) の運営

情報顧客支援局 情報管理課 放送通信事務官 ハ・ジョンフン

イ. 推進背景及び概要

特許制度は国が一定期間発明家に独占排他的な権利を付与する代わりに、出願内容を一般人に公開して技術発展を促進することで、産業発展に貢献するための制度である。そこで米国、日本、ヨーロッパなどの先進特許庁は自国の技術保護及び技術活用の増大のため、特許情報の普及に努めている。韓国特許庁は2000年1月1日から特許情報検索サービス (KIPRIS : Korea Intellectual Property Rights Information Service) を通して、国内外の特許情報を一般国民に無料でサービスしている。また、多様な連携情報及び利用者オーダーメイド型サービスを提供することで、国民の知的財産情報の活用強化に努めている。

ロ. 推進内容及び成果

1) 特許情報普及の促進

特許庁は特許情報の活用拡大に重点をおいた多様な政策に取り組んでいる。2006年から中小企業、研究機関などのホームページにKIPRISの検索窓を生成する「訪問型の特許検索サービス」を実施し、2015年末には特許事務所、中小企業、研究所、学校など計458機関で活用している。また、2012年には初心者を含む多様な階層が特許情報を便利にアクセスできるようKIPRISホームページ及び機能を全面改編し、2013年1月からは国内特許、実用新案、デザイン、商標、審判情報をもモバイル機器を通じていつでもどこでも特許情報が検索できるよう、KIPRISモバイルウェブを構築しサービスを行っている。

2) 検索及び照会情報の拡大

特許情報ネットKIPRISが提供する情報は、初期は国内特許だけに限られていたが、2002年商標、デザイン資料を追加で提供し、米国、日本、ヨーロッパなどの海外特許の英文抄録(2003年)を始め、2006年から海外特許全文(full text)サービスを実施している。海外特許に対する持続的なサービス提供の努力により、2008年中国、2009年英国、ドイツ、フランスに続き、2011年にはオーストラリア、カナダ、ロシア、台湾の特許情報検索が可能になった。特許庁ホームページでのみ提供していたインターネット技術公知検索サービスを2011年から提供し始め、2012年からは公報上の技術移転希望情報を検索詳細情報から見られるように提供している。また、審査官用の検索システムから提供しているファミリー情報を活用してKIPRISの海外特許ファミリー情報を改善した。2013年にはKIPRISを検索する際に非特許文献情報、知的財産紛争及び判例情報、Googleポータル情報が同時に検索できるよう、統合検索にNDSL、IP-NAVI、Google Patentを連携した。2014年には特許・実用新案の中間書類綴りの原本サービスを提供し、海外特許CPCコード情報検索サービスの提供、海外特許検索における日本特許情報及び引用文献情報を拡大した。2015年には国内特・実CPCコード情報検索サービスの提供及び初心者が簡単に文書で検索できるよう文書検索サービスを提供している。また、IP5特許庁の審査行政文書の照会ができるよう国民のOPDサービスと連携した。

3) 普及及び使用方法の改善

このようなデータの規模拡大とともに利用者の利便性を考慮した政策及びコンテンツ開発を持続的に推進した。2006年会員加入及びログインなしで自由に検索できるようにし、2007年には言語障壁を解消するための自動翻訳サービスも提供した。また、発行された公報をKIPRISで提供するためにかかる期間も着実に短縮し、2005年3日から2日に、2008年7月からは当日提供が可能となった。2009年にはKIPRISの特許検索用データベースを特許庁審査官が検索するデータベースと統合させ、審査官が審査に活用する特許情報を一般国民にも同様に提供し、2010年には利用者の検索利便性を高めるため、関心のある特許情報を自動検索してその結果を提供するオーダーメイド型の特許サービスを実施している。2012年には既存の項目別検索機能を改善した「スマート検索」を構築して提供し、利用者が多様な統計情報を一目で見られるように「TODAY KIPRIS」を構築した。2013年には政府省庁・自治体・関連機関と協力して国民に対する広報活動を強化し、KIPRISを初めて使用する初心者が知的財産情報を効果的に検索できるように特許情報ネットKIPRIS「即席講座」を製作してオン・オフラインを通じて配布した。2014年にはスーパー引用文献、標準技術文献などIP情報の開放とMY関心特許メーリングサービスを通じたワンストップサービスの提供で国民のIP情報活用を強化した。

2015年には消滅特許、国有特許、物質特許の検索サービスの提供及び子供を対象とする「ラバ」キャラクターを活用したKIPRISウェブマガジンを製作するなど、多様な広報チャンネルを通じた配布を行い国民向けにIP情報の活用を強化した。

4) これまでの成果

このような特許情報の活用拡大政策によって特許情報ネット(KIPRIS)の利用量も毎年大幅に増加した。KIPRISの利用指標である年間検索回数を調べてみると、2001年88万回に過ぎなかったのが、2002年203万回、2004年686万回、2006年11月に史上初の年間検索回数1,000万回を超え、2015年には5,017万回に達した。また、全世界172カ国でKIPRISを活用するくらいKIPRISは知的財産権情報検索分野における韓国の代表商品

である。特許情報の普及が国と産業界が進むべき産業発展の方向を提示する指針を提供し、研究開発の重複を未然に防げるツールとしての比重と重要度が日増しに増加することによって、KIPRIS利用者は今後も持続的に増加するものと期待される。

ハ. 評価及び発展方向

特許庁は一般国民が知的財産権情報を迅速かつ正確、より便利に利用できるよう、常に顧客の声に耳を傾けてきた。2012年には国民向け特許情報検索サービスであるKIPRISを初心者など多様な階層がより便利に利用できるように大幅な改善を行い、その結果として2012年にインターネットエコワードサービス革新大賞を授賞した。また、情報脆弱階層(障害者、老人)向けにウェブへの接近性及び個人情報保護のために毎年再認証を行っている。今後も特許庁はより多様な情報を国民が便利に閲覧できるよう最善を尽くし、持続的なサービス改善を通じて国民が知的財産権情報を円滑に活用できるように最善を尽くしていく予定である。

<表V-2-34> KIPRISの状況

(2015年12月現在)

区分	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
KIPRIS 検索回数 (千回)	879	2,033	5,514	6,858	9,242	13,049	16,107	18,699	23,785	27,675	27,361	33,085	40,805	49,053	50,170
機関別 (増加率)	-	131%	171%	(24%)	(35%)	(41%)	(23%)	(16%)	(27%)	(16%)	(-1%)	(21%)	(23%)	(20%)	(2%)
ホームペ ージ訪問 回数 (千回)	3,279	3,765	4,104	4,220	4,429	7,808	11,214	15,914	13,863	15,594	16,914	17,972	18,596	20,427	28,205
機関別 (増加率)	105%	(15%)	(9%)	(3%)	(5%)	(76%)	(44%)	(42%)	(-13%)	(13%)	(9%)	(6%)	(4%)	(52%)	(0%)

<表V-2-35> モバイル検索サービスの利用状況

(2015年12月現在)

区分	2013年	2014年	2015年
モバイルKIPRIS検案件数	1,828,642	2,801,810	4,037,124

＜図V-2-8＞モバイルKIPRISの画面



3. 特許文献翻訳サービスの拡大

情報顧客政策局 情報管理課 工業事務官 ヤン・キソン

イ. 推進背景及び概要

特許庁は高品質の審査・審判支援に向けて海外引用文献の言語障壁を最小化にし、海外特許に対する国民のアクセシビリティ向上及び国内企業の国際競争力強化のため、翻訳サービスを提供している。審査品質の強化と審査期間の短縮及び業務効率化のため、海外特許文献翻訳サービスの翻訳品質高度化事業を推進し、KIPRIS³⁷国民向けサービスの海外技術文献翻訳サービスに対して、審査官と同品質の翻訳サービスを提供するための基盤を構築した。

主要5ヵ国特許庁であるIP5特許庁間における審査情報の共有拡大及び審査品質向上を目指して、海外特許文献の機械翻訳の活用が広がりつつある。韓国特許に対する世

³⁷ KIPRIS(Korean Intellectual Property Information Service) : 国民向け特許情報検索サービス

界的関心の増加及び国内特許の保護強化のためには特許公報の言語的アクセシビリティの向上及び翻訳品質の管理が非常に重要である。

＜表V-2-36＞翻訳サービスの提供状況

区分	審査官用	国民用	連携検索サービス
日→韓機械翻訳	2001～	2008～	KOMPASS, KIPRIS
韓→英機械翻訳	2006～	2007～2014(有料)、 2014～(無料)	K-PION ³⁸ , KIPRIS
英→韓機械翻訳	2008～	2008～	KOMPASS, KIPRIS
中→韓機械翻訳	2013～	2015	KOMPASS, KIPRIS

ロ. 推進内容及び成果

特許庁は新規技術用語など特許文献内において頻繁に登場する単語に対する翻訳辞典を持続的に構築して翻訳品質を高めている。2015年は国内特許技術の海外保護強化のために国民向け検索システムで有料提供されていた中韓機械翻訳を無料で提供した。

＜表V-2-37＞翻訳辞典及び翻訳メモリ(TM)の構築状況

(単位：万件、()は翻訳メモリー構築件数)

区分	基本辞典 ³⁹	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	合計
英韓辞典	300	30	35	20(1)	9(5)	-	-	-	394(6)
日韓辞典	123	30	30	10(1)	6(2)	-	-	-	199(3)
中韓辞典	30	-	-	-	-	30(1.5)	26	21	107(1.5)
韓英辞典	310	30	-	-(1)	20	5	3	3	371(1)
計	763	90	65	30	35	35	29	24	1,071

2009年から持続的な英韓・日韓機械翻訳品質改善事業によって、過去5年間(2009～

³⁸ K-PION(Korean Patent Information Online Network)：韓国特許情報照会サービス

³⁹ 基本辞典は機械翻訳エンジンが内部に搭載された基本辞典のうち技術用語辞典の数である。

2015)英韓・日韓の特許文書の引用活用件数は年平均それぞれ5.5%、9.5%増加している。特に、2013年中韓機械翻訳の導入以降、中国特許文献の活用件数は過去5年(2008～2012年)間の平均活用件数(50件)より24倍増加した1,213件である。

<表V-2-38>海外特許文献の引用文献活用推移

(単位：件)

区分	2012	2013	2014	2015
英語圏	27,476	33,146	31,767	35,709
日本語圏	78,194	88,264	88,580	104,425
中国語圏	86	197	436	1,213

ハ. 評価及び発展方向

特許庁は今後国民向け中韩翻訳サービスの拡大のために中・韓機械翻訳辞典DB21万個を追加で構築し、中国特許文献の活用性を強化する予定であり、英韓及び日韓翻訳辞典も持続的に整備することにより、全体的な翻訳品質管理を続けていく計画である。

4. 知的財産情報の統合検索支援

情報顧客支援局 情報システム課 行政事務官 コン・ジョンイ

イ. 推進背景及び概要

特許庁は知的財産情報が国家経済成長と技術革新のエンジンとして認識されることにより、国民が手軽にアクセスして活用できるように多様な分野の知的財産関連サイトを構築して提供している。ユーザーは知的財産サイトにアクセスして良質の特化された情報を簡単に手に入れることができる。しかし、多数のサイトを個別的にアクセスして情報を得なければならない不便があって、情報間の相互連携性確保及び融合情報への活用が困難である。

そこで、特許庁では国民に役立つ有用な知的財産情報をより手軽に総合的にアクセスできるよう、知的財産分野のポータルサイトである知的財産情報統合サービス (IPI S、www.ipis.or.kr) を構築した。現在、ユーザーが求める知的財産情報とともに利用度の高い非特許文献を持続的に発掘して追加連携し、検索機能を高度化したオーダーメイド型サービスを提供している。

ロ. 推進内容及び成果

1) 知的財産情報統合・連携サービスの拡大

多様な知的財産情報をワンストップで提供するため、従来(2013)提供していたIP情報サービス(特許分析報告書、知的財産政策情報、伝統知的情報など、24種)に公共データポータルサイト(data.go.kr)を通じて活用度の高い非特許文献である著作権登録情報サービスを追加で連携し、計25種のIP情報の統合検索ができるようにサービスしている。

2) 検索品質向上に向けた改善

既存サービスにデータ連携方法と検索エンジンを再整備することで検索結果の正確性と検索速度をより高め、連携されたデータの定期的な最適化を通じて利用者が一回のアクセスで複雑で難しい情報に簡単にアクセスできるように改善した。

<表V-2-39> 知的財産情報統合サービス (IPIS) の連携状況

年度	2011	2012	2013	2014	2015
連携IP情報個数	7個	12個	24個	25個	25個
連携データ件数	6,699,578件	7,508,963件	143,984,269件	156,959,303件	168,031,648件

<図V-2-9> 知的財産情報統合サービス (IPIS) の連携拡大



ハ. 評価及び発展方向

各種知的財産情報サイトで個別的に提供されていた知的財産情報を統合・再構成して関連情報を総合的に照会できる窓口を構築した。それによりユーザーは知的財産情報統合サービス (IPIS) を通じてより手軽に欲しい情報を手に入れることができるという実質的な支援を行っている。今後もユーザーが希望する高品質の知的財産情報を持続的に発掘してサービスの連携を拡大し、需要階層別のオーダーメイド型コンテンツ分析を通じて融合情報の提供などユーザーからのニーズを積極的に反映し、知的財産関連の代表ポータルサイトとして発展させていく計画である。

第6編 知的財産分野における非正常の正常化、規制改革及び政府3.0

第1章 知的財産分野における非正常の正常化

第1節 概観

企画調整課 創造行政担当課 技術書記官 ジョン・ジンウク

1. 推進背景及び概要

韓国政府は過去から続いてきた間違った慣行と非理、不正腐敗を正すために「非正常化の正常化」に取り組んでいる。「非正常の正常化」とは、韓国社会のいたるところに根強く定着している不正腐敗、不条理、不法、便法などの「非正常」を正すことにより法と原則が正常化となり、透明で効率的な国家と社会を築きあげ、社会的資本が蓄積された「正常」を実現することによって、「強固な基盤の大韓民国」を築きあげることが現政府の国政運営方向である。

非正常の正常化を主管する国務調整室においては、「非正常の正常化」について国民が身近で感じることができるよう、4大分野（△公共部門の改革、△法秩序の確立、△透明で公正な社会、△国民安全の確保）から「政府100大非正常の正常化課題」を選定し発表した（2015年4月）。

100大課題は、従来の245件に上る課題について選択と集中により75件の課題に選別し、新たに25件の新規課題を追加したものである。

特許庁と知的財産分野のいたるところに隠れている不条理の慣行、国民に不便を与える古い制度を探して正常化にすることに拍車をかけた。

まず、「政府100大非正常の正常化課題」に特許庁の「商標ブローカ、特許虚偽表示などの非正常化の特許・商標慣行の改善」を含ませた。

「商標ブローカ、特許虚偽表示等の非正常的な特許・商標慣行の改善課題」は、①

国内商標ブローカの根絶、②海外商標ブローカの根絶、③特許虚偽表示の防止など、計3つの細部課題で構成された。海外へ進出した韓国企業を脅かす海外商標ブローカを根絶し、オンラインショッピングモールなどに蔓延している特許虚偽表示を防止するために、2014年に取り組んだ「国内商標ブローカ根絶」という課題の範囲を拡大したものである。

一方、今年で非正常の正常化取組から3年目を迎え、非正常の正常化課題に対する充実な取組だけでなく、非正常化の正常化に対する効果について全国民が身近で感じられるよう多様な努力を傾けた。

省庁全体において初めて開放・共有・疎通・協力の「政府3.0の業務方式を適用した非正常の正常化」を目標として設定し、課題の選定、取組、管理、拡大などの取組に係る全過程において国民の参加機会を拡大した。また、「非正常の正常化に係る国民広報サポーターズ」を構成して国民オーダーメイド型広報コンテンツを制作しオンライン広報の実施と、街角キャンペーンを行うなど、国民が非正常の正常化について認識できるよう幅広い広報活動を繰り広げた。さらに、国民にもっと近づくために特許庁において非正常の正常化キャラクター「バロム」を作り、多少硬い非正常の正常化についての概念を簡単に伝えるために非正常の正常化スローガン「(-)不便と負担を減らし、(+)信頼を加え、(÷)困難な状況を分かち合えば、(×)幸せは倍になる」を製作するなど、非正常の正常化の対内・外の拡大に向けて努力した。

2. 推進内容及び成果

特許庁では国民の声をより積極的に反映するために、「政府3.0業務方式を通じた非正常の正常化」に取り組んだ。「政府3.0業務方式による非正常の正常化」とは、非正常的な慣行の発掘、正常化法案の構築・取組に続き、正常化成果の改善・補完および対内・外の拡大まで非正常の正常化取組のすべての過程を政府3.0パラダイムである「解放・共有・疎通・協力」の4つの原則に従って取り組むことをいう。

特許庁は省庁全体で初めて試み、そのノウハウを「政府3.0方式の非正常の正常化

を真似てやってみる」のマニュアルを製作して全体省庁及び自治体に配布した（2015年12月）。

<図VI-1-1> 政府3.0方式の非正常の正常化取組概要



イ. 課題発掘チャンネルの多様化

従来は、非正常の正常化に係る新規課題を発掘するために国民提案公募を実施し、内部的には他の部署に課題提出を依頼するなどの自発的な参加だけに依存してきたが、国民の意見を多角かつ積極敏に反映することに対し限界があった。このような限界を克服したく、課題発掘のチャンネルを多様化にし、国民・職員全体が課題発掘に参加できる環境を造成した。その結果、不公正・不平などの慣行改善、国民の安全確保、古い制度及び国民の不便をもたらす慣行改善など、5分野にわたり31件の非正常の正常化課題を発掘して取り組むことができた。

<表VI-1-1> 課題発掘チャンネルの多様化事例

外部	民間専門家	特許庁における非正常の正常化取組協議会（4月）
	▶（事例）民間専門家（学界・業界）で構成された協議会の構成・運営により	

	「特許へのアクセス性改善を行い出願人の不便を解消」などの内部推進課題の発掘・推進	
	一般国民	正常化についての国民提案を公募（5月）
	▶（事例）国民に対する「特許行政制度改善の公募展」に「非正常の正常化」部門の公募（5月）を実施し、「顧客便宜向上のための具体的な情報提供」を内部推進改題として発掘・推進	
	請願人	国民請願システムー国民苦情窓口・規制改革窓口（常時）
	▶（事例）「手数料」関連の苦情を内部推進課題として発掘・推進	
内部	全体職員 （個人）	「My Jpb Idea」公募展（2014年11月）
	▶（事例）全体職員を対象に実施する提案公募展により「代理なし（弁理士なし）個人出願のアイデア死蔵防止」を内部推進課題として発掘・推進	
	全体部署	正常化の優秀事例競合大会（7月）
	▶（事例）各部署で取り組む政策事項を競合大会を通じて「正常化」課題として発掘するシステムであり、「政府R&D特許成果を個人が所有する非正常的慣行の根絶」を内部推進課題として発掘・推進	
	全体部署	庁内における業務共有（常時）
	▶幹部会議・内部業務報告などを一週間単位でモニタリングし、内部推進課題を発掘・推進	

<表VI-1-2> 2015年度特許庁における非正常化の正常化推進事例

区分	番号	課題内容
不公正慣 行の改善 (8)	核心課題	商標ブローカ、特許虚偽表示等の非正常的特許・商標慣行の改善
	1-1	オンライン上の模倣品不法販売・流通の根絶
	1-2	特許侵害損害賠償制度の改善
	1-3	消滅商標使用秩序の改善
	1-4	正当な権利者の出願可能期間延長
	1-5	アイデア公募展重複受賞予防のためのアイデアDB構築

	1-6	営業秘密侵害・流出防止実効性の向上
	1-7	不合理な政府R&D特許成果の認定及び収集慣行の改善

区分	番号	課題内容
不平等慣 行の改善 (3)	2-1	特許法人の設立要件緩和
	2-2	海外特許獲得支援事業対象の拡大
	2-3	権利を自ら放棄のときに残余登録料の払い戻し

区分	番号	課題内容
国民の安 全確保 (3)	3-1	国民安全のための模倣品流通根絶
	3-2	災難に備え特許微生物安全保存基盤の構築
	3-3	国際知識財産研修院の安全管理口座

区分	番号	課題内容
古い手続 き及び制 度改善 (8)	4-1	審判請求手数料の払い戻し
	4-2	指定商品別権利範囲確認審判制度の導入
	4-3	優先審査制度の改善
	4-4	審査請求手数料の払い戻し
	4-5	知的財産権貿易収支統計の新規開発及び普及
	4-6	拒絶査定不服審判において取消審決時に審判請求手数料の払い戻し
	4-7	不必要な予算浪費防止のための非正常出願の改善
	4-8	強い特許創出及び権利保護のための審査・審判制度の改善

区分	番号	課題内容
国民の不 便をもた らす慣行 の改善	5-1	不必要な審査処理遅延の改善
	5-2	モバイル手数料の納付システム構築
	5-3	傘下機関のウェブサイト統合管理により特許庁の製作利用を増大

(9)	5-4	特許路（出願システム）アクセス性の改善により出願人の不便を解消
	5-5	再拒絶査定不服審判を優先審判対象に追加
	5-6	デザイン登録料未納による権利回復申請手続きの緩和
	5-7	特許管理人のない在外者に対する審判関連の英文案内範囲拡大
	5-8	顧客便宜向上のための正確かつ具体的な情報提供
	5-9	無代理審査・審判請求人のためのオーダーメイド型審査・審判サービスの提供

ロ．関連部署間の協業体系に基盤した「協力疎通型」の課題推進

非正常の正常化課題に係る全般的な取組は課題の所管部署で担当するが、他の部署の協力が必要であるか、又は非正常の正常化推進のために課題との連携が必要な場合には、課題所管部署単独で取組むと企画や協力が多少難しい側面があった。このような問題点を解決したく、課題の推進過程において正常化総括部署が参加して非正常の正常化コンサルティング、定期的な実績点検を実施するなど、課題推進において抜かりがないよう体系的な管理システムを構築した。その結果、遅延又は漏れなく31件の課題をすべて正常的推進を完了した。

<表VI-1-3> 協力・疎通課題推進の要素及び事例

正常化 コンサル ティング	非正常的な慣行・制度及び正常的な様子を定義し改善するための計画策定、拡散方案、政府3.0方式の適用など、正常化方案の構築のためのコンサルティング
定期 点検	核心課題及び内部推進課題など、31件の課題すべて定期的な実績点検（5, 7, 8, 10月）と実務担当者会議を行い課題計画に備え実績、推進内容などを常時に協議
▶（事例）「政府R&D」特許成果を個人が所有する非正常的な慣行の根絶」の場合、該当課において内部的に進行していた政策事項を正常化課題として発掘、正常化コン	

サルティングを通じ「非正常の正常化推進形態」に設計

ハ．正常化Feedbackが実際に政策改善につながる循環管理体系の構築

特許庁は教授、弁理士などの外部知的財産専門家と推進課題を担当する特許庁内部の委員が共同で参加する「特許庁非正常の正常化推進協議会」を構成した。推進協議会を通じて推進課題の選定から履行点検、対応方策の検討などの正常化に係る推進全般について管理し、正常化課題の推進過程全般において国民が参加できるようにした。また、推進協議会で提案された意見は課題の所管部署に伝え検討した後に反映できるようにし、処置条項に対するモニタリングを行った。また、非正常の正常化に対する国民のアクセスを容易にするために特許庁ホームページ (www.kipo.go.kr)に「非正常の正常化」コーナーを新設し、特許庁の31件の非正常の正常化に係る課題推進事項を定期的に掲載し、これに対し国民が自由に意見を提示できるようにした（2015年6月）。

<表VI-1-4>非正常の正常化に係る国民の意見及び処置内容

国民の意見	処置内容
国内商標ブローカ情報共有と関連し、業種別共有を通じて対応能力を強化することが必要（正常化推進協議会）	「韓国衣類産業協会」など、海外商標ブローカに脆弱な分野の業種団体を中心に懇談会及び説明会開催（7回）
海外商標ブローカ根絶と関連し、予防教育なども必要であるが、事例及びノウハウを共有することも必要（正常化推進委員会）	事例中心に記述された「中国知財権活用及び保護ガイド」の発刊及び配布（10月）
中小企業の場合、制度の理解不足により特許虚偽表示をする場合が多いので、認識向上への努力が必要（正常化推進協議会）	「特許表示に関するガイドライン」の発刊及び配布（12月）

ニ．国民が分かりやすく、国民が直接参加する「国民親和型の広報」

「非正常の正常化」の概念が多少慣れなく、特に特許庁の課題の場合は知的財産権と関連した専門的な内容が多いことから、従来の広報方法において限界があった。そこで、特許庁は国民にさらに近づくために特許庁の非正常の正常化キャラクター「バロム」を開発し、キャラクター「バロム」を活用したCartoonを通じて課題内容を分かりやすく説明する「ストーリーテリング」方式の広報を実施した。一方、国民が直接参加し、国民オーダーメイド型広報を遂行するために「非正常の正常化に係る国民広報サポーターズ」を構成してブログ、SNSなどのオンライン広報及び街角キャンペーンなどのオフライン広報を多角度から取り組んだ。

<図VI-1-2>非正常の正常化に係る国民親和型の広報事例



3. 評価及び発展方向

特許庁及び傘下機関の2015年非正常の正常化推進に対する履行点検の結果、特許庁内部の課題31件（核心課題含む）、韓国発明振興会など6傘下機関の37件課題の中で一部課題を除外してはずべて正常に推進を完了した。

ただし、法令改正後の後続処置が必要な一部の課題は、後続処置が完了するまで別途で管理する計画である。すでに完了して終わった課題についても定期的なモニタリングを通じて正常化の成果が安定的に定着できるよう持続的に管理していく予定である。

一方、「政府3.0方式の非正常の正常化推進を通じて非正常の正常化推進の全過程において国民の参加機会を設けたが、新規課題の発掘や広報などの一部においてのみ

国民の参加が集中される傾向を補完する必要があった。そこで、政策策定から実施などの実際の正常化推進課題においても国民が積極的に参加できるよう「国民デザイン団（仮称）」を運営し、国民サポーターズの活動範囲及び期間を拡大するなど「政府3.0方式の非正常の正常化」推進方式を改善・補完する予定である。

第2節 正常的な商標使用のために国内商標ブローカの根絶

商標デザイン審査局 商標審査政策課 行政事務官 ノ・ジェソン

1. 推進背景及び概要

「商標ブローカ」とは、自分の商品又はサービス業に使用する目的で商標を出願することではなく、登録を受けた商標権を根拠に他の者に商標使用料又は商標移転に伴う合意金を要求するなど、不正な目的で商標を出願する者を意味する。

商標ブローカによる被害事例は、零細小商工人から大企業に至るまで広範囲であり、被害問題が深刻となっている。

特に、2012年から2014年まで商標ブローカにより小商工人など善良な商標使用者の被害が急増した。

商標ブローカは主に未登録の有名な商標、TVプログラムの主題、芸能人の名称、小商工人が商号としてよく使用する未登録商標、新設法人の名称などを冒認出願し登録を受けた後、本当の商標使用者に対し逆に合意金を要求して営業を妨害する。これに止まらず、商標ブローカの無分別な出願は商標登録出願の趨勢を歪曲し、商標ブローカの大半は、出願を取下げるか登録を放棄していることから審査などにおいて不必要な行政力の浪費を招いている。

<表VI-1-5>商標ブローカの出願類型及び事例

商標類型	出願事例
有名な芸能人の名称	2NE1、ビックバン、東方神起、カンホドン、クッチニなど
有名な放送プログラム	1泊2日、ハッピーサンデー、マパド、ワンガビ、デチャンクム、男の資格など

国内外の有名商標の模倣	アバンテ、Twitter、グーグル、TOYOTA、ヘジス、カカオトク、ハイディンクなど
先使用商号の模倣	イースター航空、LNS METAL、製薬会社薬品ブランドなど
識別力のない標章	江南スタイル、#、=、ID、@、3.4、3.0、Sex.com、%、.kr 等

特許庁は、このような商標ブローカによる被害を防ぐために多様な法的、制度的装置を用意してきた。まず、2013年10月には商標ブローカが未登録商号を先に商標登録を行い、零細小商工人に合意金を要求する行為を防止するために、商標出願の前にまず使用した企業の名称や商号について商標権の効力が及ばないように法改正を行った。また、2013年12月には商標審査基準を改正してインターネットなどを通じた審査官職権調査を強化することによって外国商標や有名商標を模倣した場合、厳格に登録を拒絶するようにしている。2014年6月には商標法を改正し他人の商標を先占する目的で信義則に反して出願した商標及び有名商標の識別力を弱体化させる商標の登録を防止し、他人の成果物を無断で登録を受けた商標に対する使用を制限する規定を設けた。

しかし、このような法的処置にも関わらず商標制度に対する理解が多少不足の個人、零細小商工人を中心に商標ブローカの被害が依然として発生している。

<図VI-1-3> 商標ブローカの被害報道事例



2. 推進内容及び成果

イ. 商標ブローカの商標権登録防止のための職権調査の強化及び実態把握

特許庁は出願履歴、苦情窓口、マスコミ等を通じて持続的に商標ブローカに対する実態把握を行い、毎月商標ブローカリストをアップデートし、ブローカの商標登録出願について特別な管理を行うことで、不正目的の商標ブローカ出願商標の登録を徹底的に防止してきた。また、商標ブローカの商標登録出願だけでなく、すべての出願商標に対し審査官が職権で商標の使用実態を調査できるようにし、既に使用中の他の者の商標を先占して不当な利益を得ようとするなどの不正な目的で出願していないか否かを厳格に審査するよう審査指針をつくって施行してきている。また、商標審査基準を改正し1月から不正目的の商標出願及び有名芸能人・放送プログラム名称の先占を目的とした出願などに対する拒絶査定を強化した。

＜表VI-1-6＞ 商標ブローカ出願類型及び事例

区分	2012	2013	2014	2015
不正な目的の商標出願に対する拒絶件数	903件	991件	3,046件	1,875件

ロ. 被害申告サイト運営などにより商標ブローカ根絶に向けて国民キャンペーンの展開

1) 商標ブローカ被害申告サイトの開設及び運営

商標ブローカの商標登録を防止するために法制度の改善などの多様な政策に取り組み、商標ブローカが既に登録した商標により善意の商標使用者が被害を受けないよう防止するために2014年1月に被害申告サイトを開設した。2015年には計102件の相談を実施し、商標ブローカが登録を受けた商標であっても「出願前から商標を使用してきた場合は、登録商標との関係を問わず継続的に使用できる権限がある」という商標法の内容などについて案内を行い、商標ブローカ被害防止に実質的に役立っている。また、

公益弁理士相談センターと連携して商標ブローカに対応するために無効審判制度などの関連制度を案内している(2015年1,109件)。

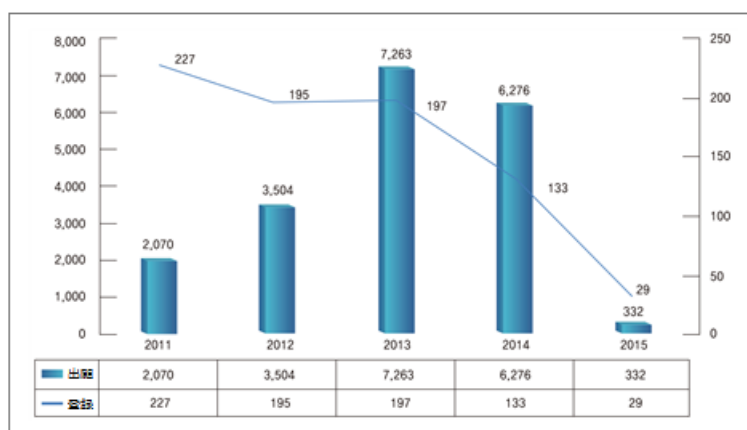
2)多様な広報チャンネルを通じて商標ブローカ根絶について国民キャンペーンの展開

商標ブローカによる不必要な紛争防止を防ぎ、商標権確保の重要性を広く知らせるために業種別代表団体と商標制度協議会を構成し(2015年6月)、模倣商標の被害が頻繁な韓国衣類産業協会などと7月から11月まで計6回の現場疎通を行った。

また、商標ブローカ行為に対する警戒心を高め、善意の商標使用者が不測の被害を受けないよう、商標ブローカ行為の深刻性及び被害防止方策について国民に対しキャンペーンを展開した。ラジオキャンペーン、官公署電光板の公益公告、特許庁知的財産大展内の広報ブース設置、商標法改正案の内容についてブリーフィング、報道資料の配布、寄稿文の掲載・弁理士等の専門家集団に対する懇談会の開催など、多様なチャンネルを通じて積極的に広報を実施した。

その結果、商標ブローカによる新規出願は月平均28件(計332件)で、2014年の月平均523件(計6,276件)の1/19の水準に急速に減少した。さらに、商標ブローカの登録件数もまた、2014年133件から2015年は29件に大幅に減少した。

<図VI-1-4> 商標ブローカの出願登録推移



3. 評価及び発展方向

昨年度に特許庁は、商標法などの関連法制度の改善、商標ブローカ出願商標に対する拒絶強化及び商標ブローカによる被害申告サイトの運営など、不公正な商標ブローカの行為を根絶するために統合的・全周期的な対策を講じて施行した。このような努力と成果は国際的にも認定を受けている。すなわち、米国商工会議所傘下のグローバル知的財産センター(GIPC:Global IP Center)が発表した「2016年国際知的財産指数(国家の知的財産保護及び執行能力について測定・評価する指標)」の商標分野の評価において韓国は米国と共同で1位を占めた。

このように商標分野において2年連続世界1位を占めたのは、商標ブローカ常時モニタリング・被害申告サイトの運営、悪意的な模倣商標出願に対する厳格な審査など、商標ブローカ根絶のための一連の処置と努力が大きく作用したものとみえる。また、ラジオキャンペーン、知的財産大典展示などの全方位的な広報は、単純に「商標ブローカの根絶」という非正常の正常化に対する課題内容についての広報に留まらず、商標ブローカに対し商標ブローカ出願誘因の減少を認知させて行為を抑制させることができ、また、善意の商標使用者に対しては予期せぬ被害予防のための商標権管理に役立つなど、その波及効果がかなり高いと評価された。

特許庁はこのような成果を基盤に商標ブローカ根絶に向けた政策を持続的に取組み、公正な商標秩序の確立に努める計画である。特に、審査官職権調査の強化を通じて不正目的の商標出願に対する厳格な審査を持続的に履行することによって、商標ブローカの商標登録を徹底的に防止し、被害申告サイトを運営するなどの多様な政策に取り組む計画である。また、商標ブローカの商標出願行為そのもの自体を根絶させるために、特許庁の推進政策に対しても多様なチャンネルを通じて積極的に広報する計画である。

第3節 海外商標ブローカから韓国企業被害の予防

産業財産保護政策局 産業財産保護支援課 行政事務官 ガク・スホン

1. 推進背景及び概要

中国、ASEAN地域との貿易が活発化となり、韓国ドラマ、K-popなどの韓流により、K-ブランドの認知度が高くなるにつれ、衣類、食品、化粧品などの全産業にわたりK-ブランドの侵害被害が徐々に増加した。

これまで韓国企業は、海外市場開拓のためにはまず輸出を行い、輸出物量が増加する過程において商標権確保の必要性を認識し始め、商標権確保に努力を傾ける場合が多かった。このような状況を悪用して海外商標ブローカが韓国企業の商標を無断で先登録を行い、商標のロイヤルティーを要求したり、海外流通市場の進入を妨害するなどの被害事例が続出した。

特許庁は「海外商標ブローカ行為」という非正常的慣行を正常化にし、商標ブローカによる被害を防止するため、商標ブローカの常時モニタリング体系を構築して商標ブローカの摘発時に関連情報を迅速に被害企業に提供して被害の拡大を防止するとともに、異議申し立て・無効審判・回収（交渉）支援のための紛争対応コンサルティングを提供するなどの商標侵害対応体系を構築して持続的に海外商標ブローカによる韓国企業の被害を防止するために努力した。

2. 主要内容及び成果

イ. 海外商標ブローカの状況及び被害状況の点検

2014年11月IP-DESK（海外知的財産センター）において商標ブローカの疑いのある状況を発見した後、特許庁はK-ブランド相談センターの内部調査及び外部の専門機関調査を通じて商標ブローカの被害現況を把握し、14名の商標ブローカを発見して調査

結果を被害企業に伝えた。

その後、海外現地におけるK-ブランドの権利確保による紛争予防と体系的な紛争対応体系の構築による韓国企業の競争力強化を目的に、2014年12月に国家知識財産委員会において関連省庁合同で策定した「K-ブランド保護総合対策」を議決・発表し、商標無断先登録の被害事例に対するマスコミ報道を通じて商標ブローカに対する心理的圧迫も並行した。

食品、衣類、化粧品、フランチャイズなどの業種別団体と協力して該当団体の会員社を対象に被害事例を伝播し、特許庁長とフランチャイズ企業のCEO間懇談会などを通じて商標ブローカ対応のための意見交流の機会も拡大した。

海外現地IP-DESKと国内K-ブランド相談センターなどを通じて悪意的な無断先登録の疑いのある商標ブローカを調査した結果、2015年12月まで16件の商標ブローカによる350企業の1,040件の権利先占事実を摘発して被害企業に通報し、このうちの33企業に「K-ブランドコンサルティング」と連携して支援した。

ロ．海外商標ブローカモニタリング及び商標権確保の支援を通じて被害予防

中国などの海外商標ブローカ現況を調査し、把握された商標ブローカに対しては出願・登録情報等を周期的にモニタリングを行い関連企業に情報を提供した。悪意な商標ブローカに推定される出願人に対しては、月単位で出願動向を把握して韓国企業に関連情報を提供するなど、被害が拡大されることを防ぐために努力した。

摘発された海外商標ブローカの先占状況に対しては、外部専門家が中国内の出願内容を確認してから対応期限、法律的な基礎意見、韓国内の権利状況などの韓国企業の初期対応方向の設定に必要な総合的な調査を進行し、その結果を企業に提供することによって迅速な対応ができるようにした。

また、海外商標ブローカの摘発経路をIP-DESKを通じてモニタリングの受付と産業

団体を通じた被害事例の受付、企業らが参加した各種懇談会を通じた事例受付などで多様化にし、被害企業には「知的財産権紛争対応センター」を通じて類型別・段階別の対応戦略を総合的に支援し、必要な場合「K-ブランドコンサルティング」と連携支援した。

海外商標ブローカが商標を先占した以後には、先出願主義原則によって商標権の無効化又は回収（譲渡交渉）などで対応するほかなく、海外進出前に商標権の確保を通じて被害を予防できるよう海外進出企業に対する海外知財権出願費用の支援を拡大した。

ハ．海外商標ブローカ被害の類型別・段階別対応戦略の支援

特許庁は、海外商標ブローカによる被害事例発生時に被害類型が類似な業種又は企業間において協議体を構成して段階別に異議申し立て、無効審判などの法的手段を活用できるようにし、被害企業が侵害対応を通じた自社の権利を取り戻せるように支援した。

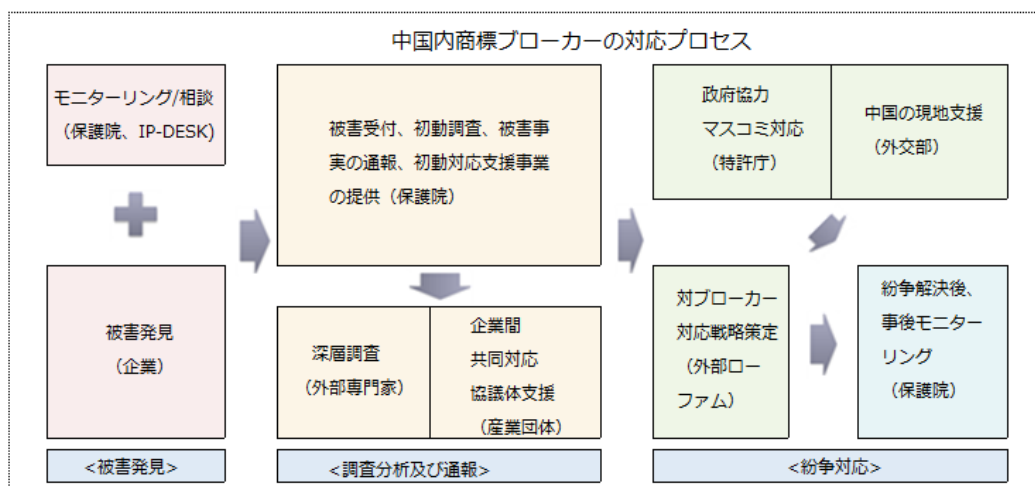
これのために商標ブローカに対する中国商標法の体系に合う法律的対応戦略及び改正された中国商標法と関連した判例研究などを推進して、出願公告中である商標については、無効審判請求、不使用取消審判請求等の方策を検討し、「K-ブランドコンサルティング」を通じて被害企業への支援を行った。

また、韓国企業の中国進出の状況及び権利別の被害状況を根拠に、異議申し立て、無効審判、譲渡交渉などの多角的な対応を通じて企業の交渉力を最大化にし、商標権の回収費用を節減できるように助け、ブランド・ネーミングなどの中長期的な戦略策定を支援した。

ニ．海外商標ブローカ被害予防・初期対応のための総合窓口の運営及び国民向け広報

韓国知識財産保護院内に商標ブローカー被害予防・初期対応のための「知的財産権紛争対応センター」を運営し、海外商標ブローカーの被害相談及び対応戦略の提示、中国の商標検索サービスなどのOne-Stopサービスを支援した。

<図VI-1-5> 中国内商標ブローカー対応のプロセス



海外商標ブローカーによる被害が大きい5つの産業別団体と広報及び被害対応体系を共同で構築し、被害予防のための認識向上に向けて放送社と日刊紙、寄稿文などの各種媒体を活用した広報強化と、産業分野別の特性を考慮した「K-ブランド保護」の説明会・懇談会を開催して参加企業の関心を集中させた。

また、企業の知的財産権担当者に適時に必要な情報を提供できるよう毎月ニュースレター（K-ブランドニュースレター、計12回）を提供し、IP-DESKを通じて海外現地の説明会（35回）を開催するなど、海外商標ブローカーの被害及び対応戦略の共有・伝播を通じて海外商標権確保の重要性に対する認識を拡大させた。

<図VI-1-6> 商標ブローカー根絶推進の広報活動



特許庁長—フランチャイズ
CEO懇談会（2015年1月）



フランチャイズCEO懇談会
（2015年3月）



K-ブランドニュースレター

3. 評価及び発展方向

特許庁は韓国企業の海外進出を妨害する海外商標ブローカを予防するために常時モニタリングを実施し、コンサルティングを通じて法的対応をする等の非正常の正常化に係る課題を積極的に遂行した。

モニタリングの結果、16件の商標ブローカによる1,040件の韓国商標の先占事実を発見したことがあり、今後予算投入を通じてモニタリングの人材を補強して商標ブローカ対応のための民間合同T/Fも構築するなどの追加的な成果導出にも努力する計画である。

国際的な共助体系の構築のため、韓・中の商標庁長会談などを通じて二国間の商標権保護に対し持続的な協力をしているが、商標ブローカ関連の具体的な議論はまだ不十分な段階である。特許庁は、法令・判例に対する深化研究を通じて制度の改善事項を導出し、中国政府との交流・協力を通じて商標ブローカの被害を縮小できるよう国際協力を強化する予定である。

また、特許庁は、中国・ASEAN地域の現地政府との協力により、現地取り締まり公務員対象のK-ブランド説明会及び国内招へい研修などを積極的に推進し、現地において韓国ブランドの模倣品の取り締まりが効果的に行われるよう支援した。また、企業が海外進出前に現地の商標を確保することにより紛争を予防し、ブランドの侵害発生時にも迅速に対応できるよう多角的な努力を続ける予定である。

第4節 健全な取引秩序確立のための特許虚偽表示防止

産業財産保護政策局 産業財産保護政策課 行政事務官 イ・ハクジン

1. 推進背景及び概要

「知的財産権（知財権）表示は、製品、商品などに適用される知的財産権の出願・登録に関する具体的な事項を該当製品又は包装に表記して第三者が分かるようにすることをいう。このような表示は製品に対する消費者の信頼度形成に大きな影響を及ぼし、不必要な知的財産権紛争を事前に予防する効果がある。延いては、消費者は製品の優秀性を判断する表示となり、企業には製品を広報するマーケティング手段となる。

しかし、最近オンラインショッピングモールだけではなく、新聞及びチラシなどの広告でも特許を受けていないにもかかわらず、特許を受けた製品として広告する等の知財権虚偽表示行為が多く発生している。

2015年6月に特許庁で実施した特許虚偽表示の実態調査の結果によると、国内の主要オンラインショッピングモールにおいて、特許を活用した広告の中でまともに表示している場合が56.9%、明確に虚偽表示である場合が6.0%、特許番号を不明確に表示又は特許番号がない場合が37.1%（虚偽表示に該当する可能性が高い）と調査された。知財権虚偽表示は消費者に間違った情報を提供することにより製品の品質に対する誤認と混同を誘発し、不実製品の購買による金銭的被害を及ぼす可能性が高い。

<図VI-1-7>特許虚偽表示の代表事例



特許庁は知的財産権専担部署としてこのような問題を解決するため、2015年7月に開催された国家知識財産委員会の案件として「健全な取引秩序確立のための知的財産権表示改善方策」を上程・議決した後、特許法施行規則の改正と知財権虚偽表示申告センターを運営するなどの知財権全般に対する虚偽表示問題を防止し、正しい表示文化の定着のために多様な政策を推進した。

2. 主要内容及び成果

イ. 知財権出願表示に関する混同防止の規定整備

知的財産権表示は特許法、実用新案法、商標法、デザイン保護法などの関連法令に基づいて知財権の種類と登録（出願）番号を表記する方式で成り立っているが、一般の国民が出願を登録として誤認することを防止するために関連規定を7月に整備した。特許出願を表示するときには「審査中」をともに記載するよう施行規則を改正したものである。

<図VI-1-8> 知財権表示方法の改正内容

知財権表示方法			
変更前		変更後	
知財権	表示方法	知財権	表示方法
特許	登録 特許 第10-0000000号 方法特許 第 10-0000000号	登録 特許 第10-0000000号 方法特許 第 10-0000000号	
	出願 特許出願 第10-0000-0000000号 方法特許出願 第10-0000-0000000号	出願 特許出願(심사中) 第10-0000-0000000号 (15.7.29 申請) 方法特許出願(심사中) 第10-0000-0000000号	
実用新案	登録 実用新案登録 第20-0000000号	登録 実用新案登録 第20-0000000号	
	出願 実用新案登録出願 第 20-0000-0000000号	出願 実用新案登録出願 (審査中) (15.7.29 申請) 第 20-0000-0000000号	
デザイン	登録 디자인등록 第 30-0000000号	등록 디자인등록 第 30-0000000号	
	出願 디자인등록출원 第30-0000-0000000号	출원 디자인등록출원(심사중) (15.7.29 申請) 第30-0000-0000000号	
商標	登録 商표등록 第40-0000000号	등록 상표등록 第40-0000000号	
	出願 商표등록출원 第40-0000-0000000号	출원 상표등록출원(심사중) (15.7.29 申請) 第40-0000-0000000号	

ロ. 知財権表示ガイドラインの制定・配布

知財権関連法令に基づいて正しい知財権の表示方法について、具体的なガイドラインを国民に提供するために「知的財産権表示ガイドライン」を製作して配布した。ガイドラインは正しい知財権表示方法及び事例とともに、知財権虚偽表示の類型及び事例、刑事処罰制度、行政処理手続きなどの知財権表示全般にわたる説明と案内が含まれている。

<図VI-1-9> 知財権表示ガイドライン



ハ. 知財権虚偽表示申告センターの開設・運営

知財権虚偽表示による消費者の被害を防止し、正しい知財権表示文化の定着のため

に法制度を改善するなどの多様な政策を推進するとともに、知財権虚偽表示に対する行政的対応を強化するために「知的財産権の虚偽表示申告センター」を開所した（2015年12月）。

申告センターは、知財権虚偽表示行為の申告や関連相談サービスの提供が受けられる専担請願サービス窓口であり、一般の国民ならだれでも利用でき、代表電話（1670-1279）、オンライン（www.ip-navi.or.kr）及びe-mail（1279@kipra.or.kr）を通じて申告や相談サービスを受けることができる。

申告センターを通じて申告できる対象は偽って知財権の表示（広告含む）を行う行為である。具体的には知財権登録されたものでない物や知財権出願中でない物などに、知財権登録表示又は知財権出願表示をしたり、又はこれと混同しやすい表示をする行為をいう。


<図VI-1-10> 知財権虚偽表示の代表類型及び事例

知財権虚偽表示代表類型

- ① 製品に適用されない知財権登録(出願)番号の表示や存在しない知財権登録(出願)番号を表示する行為
- ② 知財権登録が拒絶された製品なのにもかかわらず、知財権表示をする行為
- ③ 存続期間満了等で権利が消滅されたのにもかかわらず、知財権表示をする行為
- ④ 知財権出願中である製品に対し知財権登録表示をする行為
- ⑤ 知財権名称を間違えて表記して知財権表記をする行為(例：実用新案登録を受けたのに特許表示する場合)
- ⑥ 知財権出願中でないのにもかかわらず、知財権出願表示をする行為

代表事例


特許庁ロゴの不当な使用



特許庁認証製品として不当広告



不明確な知的財産権表示



知財権を受けたものと混同を起こさせる行為も知財権虚偽表示に該当され、申告対象に含まれる。例を挙げると、知財権を受けていないにもかかわらず、特許庁のロゴを使用したり、又は特許庁の認証製品であると偽って広告する行為などが該当する。

申告された事件については、特許庁で特許法、商標法などの関連法令に違反か否かを最終確認を行った後、行政指導書を送付し是正するよう啓導していく予定である。行政指導書を2回送付した後にも是正がない場合には刑事告発のような実効的な処置もとる計画である。

これ以外にも申告センターでは、虚偽表示が多く発生するインターネットショッピングモールを対象に周期的なモニタリングを実施し、正しい知財権の表示方法を伝えるための広報及び教育も進行する計画である。

3. 評価及び発展方向

特許庁は知財権出願中である場合には「審査中」であることを明確に表示するよう、特許法施行規則を改正した。また、知財権表示ガイドラインを製作して普及した。このような制度改善と広報を通じて特許関連表示の混同による消費者被害を事前に予防することにより、正しい表示文化が定着され、公正で透明な取引秩序を確立できることが期待される。

今後特許庁は特許だけではなく、商標、デザインなどの知財権全般へと課題範囲を広げ、知財権虚偽表示の問題を改善して行き、国民に正しい知財権表示方法を知らせるための努力を続けていく計画である。

企業、個人、青少年などの需要者別にオーダーメイド教育を提供し、公益広告、街角キャンペーン、説明会開催等の多様なチャンネルを通じて正しい知財権表示について積極的に広報する計画である。

第2章 知的財産分野における規制改革

第1節 概観

企画調整官 規制改革法務担当官 書記官 キム・ヨンベ

1. 推進背景

昨年度政府は、大統領主宰の規制改革長官会合において結論が出るまでの議論や現場建議に対する迅速な解決などを通じて強力な規制改革推進の意思を引き締め、規制ギロチン・核心規制改善・経済規制10%減縮などに取り組んだ。今年も大統領の新年記者懇談会（2015. 1. 12）において「内需不振、低成長の基調克服のために慢性的な規制を改革することが至急」であるとし、「投資拡大」と「職場創出」を通じた経済回復に向け「2段階の規制改革」の成功的な推進が重要であると強調した。これを受けて、国務調整室では「経済革新に向け2段階の規制改革推進指針」を作成して政府省庁に送付した。規制改革が国家競争力を高め、投資の活性化及び職場創出につながるため、経済革新を阻害する規制の障害物を除去することが経済活性化に一番効果的な手段であるからだ。特許庁でも政府の規制改革政策に積極的に同参し、知的財産基盤創造経済の実現に寄与するために発明家と「開かれた知的財産規制改革」により疎通する必要がある。

2. 推進内容及び成果

特許庁は国民と企業が共感する規制改革の課題発掘のため、規制改善に関する国民公募（2015. 2）を実施（19件受付）するとともに、規制改革推進課題の総合的・体系的な管理のために革新規制3件、従来規制24件、内部改善38件、持続課題15件、苦情窓口3件を含む、「2015年の特許庁規制改革総合推進計画」を策定した（2015. 4）。そして、2度にわたり「規制改革国民陪審団会合」を開催して国民の目線に合わせて未登録規制34件を検討し、「特許・商標・デザインに関する文書電子化機関についての指定要件の緩和」などの6件の規制緩和を決定した（2015. 4）。特許庁が推進した83

件の規制改善課題について評価が行われ、「政府研究開発特許の開発機関所有原則を他省庁へ拡大」、「大企業等の開放特許に対する年次登録料の減免」、「審査着手前の取下げ・放棄時に審査請求料の払い戻し」などの3件が優秀課題に選定された（2015.10）。また、手数料の制度改善を通じて140億ウォン余りの費用負担も緩和されるものと期待される。

【2015年度主要規制改革課題の推進成果】

- ①（大企業などの開放特許に対する年次登録料の減免）無償で3年以上実施権契約時に50%相当額、無償移転時に1件当たり30万ウォン相当額の知的財産ポイント提供
- ②（年次登録料の減免）個人、中小企業などが保有した4～6年次特許年次登録料を最大50%まで減免
- ③（審査請求料の払い戻し）出願日から1ヵ月以前に出願放棄・取下げした場合のみ戻していた審査請求料を出願人が拒絶理由の通知を受けなかった場合にも審査請求料を払い戻しできるようにし年間約13億ウォンの費用を軽減できる見通し。
- ④（消滅された権利の回復制度改善）特許・デザイン権の回復時に実施中であることを証明する書類提出の廃止と回復費用を3倍から2倍に緩和して5億ウォンの費用節減が予想。
- ⑤（政府研究開発特許の開発機関所有原則について他省庁へ拡散）各省庁ごとに異なる研究開発結果物の知的財産権帰属主体を実際の実験機関が所有できるよう関連規定に反映。

※規制改革国民陪審団会議の結果（2015.6）規制緩和決定

連番	規制課題	根拠法令	所管省庁	推進状況
1	特許・デザイン・商標文書の電子化機関指定要件の緩和	特許庁施行規則など	特許審査制度課など	改正完了（2015.12.31など）
2	先行技術調査、特許分類付与、デザイン及び商標専門機関の指定取消要件緩和	特許法施行規則など	特許審査制度課など	改正完了（2015.12.31など）

3	国際出願調査員の資格要件緩和	先行技術調査専門機関の指定等に関する告示第13条	特許審査企画課	改正完了（2015.12.23）
4	事前抑制力の確保のために過料の上方	特許法	審判政策課など	2016年立法計画反映予定
5	秘密遵守義務の実効性確保必要	先行技術調査専門機関指定等に関する告示第20条	特許審査企画課	完了（2015.12）
6	研究ノート専門機関の指定告示制定	発明振興法施行令第6条の4	産業財産創出戦略チーム	未来部に業務移管（2016.1）

* 先行技術調査専門機関の指定及び運営と先行技術調査事業管理等に関する告示

※「規制改革国民陪審員団」選定の規制改革優秀事例

課題名	改善内容
政府研究開発特許の開発機関所有原則の他省庁拡散	（現行）政府研究開発結果物の知的財産権所有主体関連規定が省庁毎に異なる。 （改善）実績研究成果を創出した機関が該当する特許権所有可能
大企業等の開放特許に対する年次登録料減免	（現行）特許権者が経済的利益を放棄しながら無償で特許を開放しても別途の恵沢はない。 （改善）無償で3年以上実施権契約時に特許料50%相当額、無償移転時に1件当たり30万ウォン相当額の知的財産ポイント提供
審査着手前の取下げ・放棄時に審査請求料払い戻し	（現行）出願日から1ヵ月以前に出願取下げ・放棄した場合にのみ審査請求料の払い戻し可能 （改善）先行技術調査結果が特許庁に通知された場合を除外しては、出願人が拒絶理由の通知を受けていなければ1ヵ月以後も審査請求料の払い戻し可能

3. 評価及び発展方向

規制改革の成果は短期間で現れないこともあるので、受恵者である国民と企業が体感できるよう持続的に推進することが何よりも重要である。その点で特許庁が毎年推進している「手数料制度の合理化」は、経済的弱者である中小企業や個人の経済的負担を軽くする代表的な事例であり、共感も得ている。ただし、デザイン保護法の改正の遅延によりデザイン保護法施行規則の改正が完了されてない課題については、2016年に「前年度規制改善の後続課題」として選定し持続的に管理する計画である。そして、企業環境の変化に合わせて日没規制、従来の規制を再検討するとともに、企業と国民に負担を与える規制新設(強化)を最小化するために規制影響の評価、規制費用の分析等の規制審査も強化していく計画である。

第2節 従来規制の整備

企画調整官 規制改革法務担当官 書記官 キム・ヨンベ

1. 推進背景

政府は、2014年度「規制システム改革施行指針」に基づいて従来規制は10%減縮し、登録規制については30%以上規制再検討の日没を設定するようにした。特許庁でも経済規制46件について経済省庁の勧奨目標率である12%(5.52件)よりも高い17.4%の8件を減縮するとともに、特許庁の登録規制96件については、経済省庁の日没設定勧奨目標率33%(32件)よりも高い39.6%の38件を規制再検討の日没を設定した。また、登録規制21.9%の21件についても規制緩和を並行して取り組んだ。同じ指針において、2015年以降には省庁別に自律的に従来規制の減縮目標を定めるようにした。これにより国務調整室では経済革新のための規制改革と成果についても「2段階規制改革推進戦略」のパラダイムを「量的」規制改善から「質的」規制改善に転換し、省庁別に自律的に規制整備計画を樹立して不合理な従来規制を改善するようにした。そして、規制登録単位の一貫性不足などを理由に規制登録体系を「規制事務名」単位から「規制条文」単位に全面改編した。

2. 推進内容及び成果

イ. 従来規制

特許庁は、従来規制減縮課題である登録料未納、デザイン権者の誤りによって権利が消滅される場合、権利者の立場からこれ以上事業を営むことができない困った状況に置かれれば、例外的にデザイン権を回復することができる救済手続きを運営している。しかし、デザインが実施(製品の生産、使用、譲渡など)中であることを証明できる書類の提出が容易でないため、デザイン権者に負担要因として作用した。また、「実施中であるデザイン権」だけが回復要件に該当し、「未実施」又は「実施予定」デザイン権については回復申請ができない不合理な点もあった。そのため、回復要件

を実施したか否かを問わず「すべてのデザイン」へと拡大し、回復登録料も「3倍」から「2倍」に緩和した。これと並行して規制緩和の課題として知的財産サービス産業の活性化支援に向けて特許文書などの電子化機関指定要件及び特許専門機関の指定取消要件を緩和するとともに、国民の立場から納得し難い拒絶査定取消時の審判請求料払い戻しなどの手数料払い戻し制度を合理化にし費用負担を軽減できるようにした。そして、特許法改正を通じて不必要な特許紛争を予防し、正当な権利者の権利を保護する制度改善も推進した。

※特許庁における従来の規制整備状況

NO.	規制名	改正規定	規制内容	推進状況
1	消滅されたデザイン権回復要件の廃止及び緩和	デザイン保護法第84条	回復要件のうち、「実施中である」削除 回復料緩和(3倍→2倍)	公布(2016.1.27) 施行(2016.4.28)
2	消滅されたデザイン権の回復のための書類提出廃止	デザイン保護法施行規則64条	実施中であることを証明する書類提出の規定削除	公布(2016.4.22) 施行(2016.4.28)
3	特許専門機関の指定取消及び業務停止基準緩和	特許法施行規則第36条の2	文献及び装備未保有時(1次)業務停止6月、(2次)指定取消→(1次)業務停止3月、業務停止6月、(3次)指定取消	公布(2015.12.31) 施行(2016.1.1)
4	先行技術調査専門機関の指定取消緩和	先行技術調査専門機関指定及び運営と先行技術調査事業管理等に関する告示第22条	文献及び装備未保有時(1次)業務停止6月、(2次)指定取消→(1次)業務停止3月、業務停止6月、(3次)指定取消	公布(2015.12.23) 施行(2016.1.1)
5	特許分類付与専門機関の指定取消基準緩和	特許分類付与専門機関指定及び運営と特	文献及び装備未保有時(1次)業務停止6月、(2次)指定取消→(1次)業務停止3月、業務停止6月、(3次)指定取消	公布(2015.12.28) 施行(2016.1.1)

		許分類付与事業管理等に関する告示第22条		
6	特許文書電子化機関の指定要件緩和	特許法施行規則第120条の2	学士学位を持つ9年以上電算情報処理分野の業務遂行者→5年以上電算情報処理分野の業務遂行の経験がある1人以上の責任者を保有すること。	公布(2015.12.31) 施行(2016.1.1)
7	デザイン文書電子化機関の指定要件緩和	デザイン保護法施行規則第96条	学士学位を持つ9年以上電算情報処理分野の業務遂行者→5年以上電算情報処理分野の業務遂行の経験がある1人以上の責任者を保有すること。	公布(2015.12.30) 施行(2016.1.1)
8	商標文書電子化機関の指定要件緩和	商標法施行規則第107条	学士学位を持つ9年以上電算情報処理分野の業務遂行者→5年以上電算情報処理分野の業務遂行の経験がある1人以上の責任者を保有すること。	公布(2015.12.30) 施行(2016.1.1)
9	迅速な権利確定のための審査請求期間短縮	特許法第59条第2項	特許出願日から5年以内→特許出願日から3年以内	公布(2016.2.29) 施行(2017.3.1)
10	正当な権利者の出願可能期間の延長	特許法第35条	(現行)無権利者特許→無効審決→①無権利者特許の登録公告後2年&②無効審決確定日から30日まで正当な権利者の出願→出願日遡及、特許獲得 (改善)無権利者特許→無効審決→無効審決確定日から30日まで正当な権利者の出願→出願日遡及、特許獲得	公布(2016.2.29) 施行(2017.3.1)
11	正当な原理者の特許権移転請求制度の導入	特許法第99条の2	(現行)無権利者特許→無効審判・審決→正当な権利者の出願→再審査→特許→	公布(2016.2.29) 施行(2017.3.1)

			(改善) 正当な権利者が直接無権利者に該当特許権の移転を法院に請求する方法によっても自分自身の特許権の返還が受けられる根拠規定ができた。	
12	代理人委任状提出の緩和	特許法第7条	(現行) 代理人によって特許に関する手続きを踏む場合、すべての手続きにおいて委任状を提出することを義務化 (改善) 出願取下げ・放棄等の出願人に不利となる手続きや代理人の選任・変更等の出願人の意思確認が必要な手続きのみ委任状を提出	公布(2016. 2. 29) 施行(2017. 3. 1)
13	特許審査官の職権補正範囲拡大	特許法第66条の2	(現行) 記載不備、請求範囲記載方法違背等は職権補正不可 (改善) 些細な誤脱字の他に拒絶理由に該当する記載不備事項も明白に間違えて記載された場合に審査官が職権で補正可能	公布(2016. 2. 29) 施行(2017. 3. 1)
14	特許権を自ら放棄時には残余特許料払い戻し	特許法第84条	(現行) 無効審決が確定された場合のみ審決が確定された年の翌年からの特許料払い戻し (改善) 特許権を自ら放棄した場合にも放棄した年の翌年からの特許料払い戻し	公布(2016. 3. 29) 施行(2016. 6. 30)
15	デザイン権を自ら放棄時には残余登録料払い戻し	デザイン保護法第87条第1項	(現行) 無効審決が確定された年の翌年からの登録料のみ払い戻し (改善) デザイン権を自ら放棄した時に、放棄した年の翌年からの特許料払い戻し	公布(2016. 1. 27) 施行(2016. 4. 28)
16	拒絶決定取消時審	特許法第84	(現行) 拒絶決定取消時の審判請求料払	デザイン保護法

	判請求料の払い戻し	条、商標法大38条、デザイン保護法第87条	い戻し規定なし。 (改善)審査対象と審判対象が同一な場合に限り審判によって審査官の拒絶決定が取消となった場合、審判請求料払い戻し	商標法施行 (2016. 4. 29) 特許法施行 (2016. 6. 30)
17	審理最終前の請求取下げ時に審判請求料の一部払い戻し	特許法第84条、商標法第38条、デザイン保護法第87条	(現行)審理最終前の請求取下げ時に審判請求料払い戻し規定なし。 (改善)審判長が審理最終を通知する前に審判請求を取下げた場合、請求人の申請によって既に納付した審判請求料の2分の1払い戻し	デザイン保護法 商標法施行 (2016. 4. 28) 特許法施行 (2016. 6. 30)
18	地域知的財産センター定員及び職員任免に対する協議緩和	地域知的財産センター登録及び運営に関する規定(告示)第8条	センター職員及び職員任免に対する協議規定削除	改正(2015. 11. 27)

また、今年推進した規制緩和の課題と産業財産権情報化・サービス業の専門機関及び特許専門機関の指定及び指定取消基準などについて、2年ごとに政策環境及び与件変化等を鑑み、規制の廃止・緩和について検討できるよう17件の規制再検討の日没を設定した。そして、規制存置の必要性がない2件の規制については該当条項を削除した。

※特許庁における従来の規制日没設定状況

NO.	規制名	関連法令	改善内容
1	特許文書電子化機関の指定	特許法施行規則第120条の2	第123条に日没根拠新設 (2016. 1. 1施行)
2	デザイン文書電子化機関の指定等	デザイン保護法施行規則第96条	第102条に日没根拠新設 (2016. 1. 1施行)

2015年度知的財産白書

3	商標文書電子化機関の指定	商標法施行規則第107条	第113条に日没根拠新設 (2015. 9. 14施行)
4	専門調査機関の指定取消	商標法施行規則第52条	第113条に日没根拠新設 (2015. 9. 14施行)
5	産業財産権情報化専門機関の指定等	発明振興法施行令第8条の3	第29条の2に日没根拠新設 (2015. 11. 19施行)
6	指定要件	産業財産権情報化専門機関指定及び運営に関する規定第3条	第11条に日没根拠新設 (2015. 11. 19施行)
7	指定取消	産業財産権情報化専門機関指定及び運営に関する規定第6条	該当規制条項削除 (2015. 11. 19施行)
8	登録申請及び査定	地域知的財産センター登録及び運営に関する規定第5条	第30条に日没根拠新設 (2015. 11. 27施行)
9	登録抹消及び業務停止処分	地域知的財産センター登録及び運営に関する規定第6条	該当規制条項削除 (2015. 11. 27施行)
10	発明の評価機関指定基準	発明振興事業運営要領第72条	第157条に日没根拠新設 (2016. 1. 1施行)
11	評価機関の指定取消	発明振興事業運営要領第78条	第157条に日没根拠新設 (2016. 1. 1施行)
12	指定要件	産業財産権保護専門機関の指定及び運営に関する規定第2条	第4条に日没根拠新設 (2015. 11. 24施行)
13	委託機関の指定要件	不正競争防止及び営業秘密保護事業委託機関の指定要領第2条	第8条に日没根拠新設 (2015. 11. 24施行)
14	指定取消	不正競争防止及び営業秘密保護事業委託機関の指定要領第6条	第8条に日没根拠新設 (2016. 1. 1施行)
15	実用新案文書電子化機関の指定	実用新案法施行規則第17条	第17条に日没準用根拠新設 (2016. 1. 1施行)

16	産業財産権サービス業専門会社の指定基準	発明振興法施行令第19条の9	第29条の2に日没根拠新設 (2015. 11. 19施行)
17	専門会社の指定取消	発明振興法施行令第19条の9	第29条の2に日没新設 (2015. 11. 19施行)
18	微生物寄託機関の指定基準	微生物寄託機関の指定及び運営に関する告示第4条	第23条日没根拠新設 (2015. 12. 1施行)
19	微生物寄託機関の指定取消等の処分基準	微生物寄託機関の指定及び運営に関する告示第10条	第23条日没根拠新設 (2015. 12. 1施行)

3. 評価及び発展方向

特許専門機関の指定及び取消基準の緩和など、従来の規制整備を通じて知的財産サービス産業の活性化を図るとともに、これまで国民が納得し難かった特許手数料の払い戻し制度を合理化にし、国民と中小企業の費用・負担を緩和できるようにした。そして、特許行政関連の不合理化制度を内部的に改善して国民の便宜を増進した。ただし、デザイン保護法、商標法、特許法関連の整備課題が国会の法律改正遅延により2015年内に改正が完了されず、2016年第1四半期に遅延改正された点については、規制整備の迅速性側面において残念なことであった。今後も規制法案の迅速な処理のために国家法案審査の対応力を高める必要がある。そして、経済革新及び職場創出のために企業環境の変化を図り、知的財産関連の規制全般を周期的に再検討できるよう従来の規制管理を強化していく必要がある。

第3節 核心規制の改善

企画調整官 規制改革法務担当官 書記官 キム・ヨンベ

1. 推進背景

大統領は新年の記者懇談会において、「投資拡大と職場創出を通じて経済回復を図るために2段階の規制改革の成功的な推進が重要」と強調した。これを受けて、国務調整室では、「経済革新に向け2段階の規制改革推進指針」を通じて規制管理を「量」から「質」へ転換し、経済的波及効果が大きく、至急解決すべき企業活動の隘路及び多数の省庁連携の課題などについて省庁別に革新規制を発掘し改善することを要求した。

2. 推進内容及び成果

特許庁では核心規制のブランド課題について、「国家レベルで特許活用促進を阻害する規制改善」に定め、細部課題3件を選定・改善した。その細部課題は、次のとおりである。

第1件目の細部課題は、「政府研究開発特許の開発機関所有原則を他省庁に拡大」することである。これまで政府は予算を支援した企業で開発された特許の所有・管理することに力を傾けてきた。その結果、政府支援事業を通じて創出された特許は量的な側面では相当な成果を収めたが、特許活用側面では先進国に比べ不十分な実情であった。このため、研究界と産業界では、政府R&D事業を通じて創出された特許技術を開発した企業や機関が所有できるよう改善すべきであるという意見を提示した。これを受けて、特許庁は多数の省庁との協業課題により「特許所有制度の改善法案」を作成し、政府予算が投入されていても実際に技術を開発した企業や機関が特許を所有できるよう改善した。そして、「開発機関の所有原則」を未来部等の10省庁の研究開発管理規定に反映した。

省庁名	関連法令	推進状況
産業通商資源部	産業技術革新事業の共通運営要領	既施行
中小企業庁	中小企業技術開発支援事業の運営要領	既施行
未来創造科学部	国家研究開発事業の管理等に関する規定	2014.8施行
農林水産食品部	農林水産食品研究開発事業の運営規定	2014.10施行
海洋水産部	海洋水産研究開発事業の運営規定	2014.10施行
国土交通部	国土交通部所管研究開発事業の運営規定	2014.12施行
環境部	環境技術開発事業の運営規定	2014.12施行
国民安全処	国民安全処所管研究開発事業処理規定	2015.2施行
保健福祉部	保健医療技術開発事業の管理規定	2015.8施行
食品医薬品安全処	食品医薬品安全処研究開発事業の管理規定	2016.1施行

第2件目の細部課題は、「大企業などの開放特許に対する年次登録料の減免」である。全世界で特許を開放し活用を促進するための動きが拡大されている。このような動きの代表企業が米国のテスラと日本のトヨタである。これらは市場規模の拡大のために自社が保有した新技術の特許を独占せずだれでも使用できるように開放した。最近、LG、サムスン、SKなどの国内企業も創造経済革新センターを通じて特許を開放してベンチャー・中小企業の新製品開発を支援している。しかし、特許権者が経済的利益を放棄してまで無償で特許を開放しても、権利者のための別途の支援策がない状況であった。そこで、特許庁は顧客類型別の定期懇談会及び92社の企業に設問調査などを通じて眠っている特許がより価値あるものとして活用され、特許開放を促進するためには開放特許に対する政策的支援の必要性があるという意見を収斂した。これを受けて、特許庁は「特許料などの徴収規則」を改正し、2015年11月1日から特許権者が中小・中堅企業に無償で3年以上使用できるよう許容すればその期間の間に納付した特許料の50%を、特許権そのもの自体を移転すれば1件当たり30万ウォンを各々「知的財産(IP)ポイント」を提供した。特許権者は特許手数料を納付するとき知的財産ポイントを現金のように使えられ、開放特許に対する維持料負担が軽減されるものと期待される。

第3件目の細部課題は、「共有特許権者持ち分の処分制限緩和」である。大学が企業と共有特許を保有している場合、企業の同意がなければ持ち分の譲渡、通常実施権の許与等を通じた利益創出が難しいとの意見があった。これに対し、特許庁は企業と大学等を対象に設問調査、国民に対する公聴会等多様な意見収斂を通じてその他の共有者の同意がなくても持ち分の全体譲渡、通常実施権の許与等を可能にした特許法改正案を2015年8月に国会に提出した。しかし、国会産業通商資源委員会の法案審査において「共有者の同意なしで共有特許の持ち分譲渡は大学側には利益となるが、相対的に契約能力が弱い中小企業には深刻な被害を与える可能性がある」という指摘によって改正案が廃棄され、これに対する中長期的な補完・検討が必要となった。

3. 評価及び発展方向

特許庁は「政府研究開発特許開発機関の所有原則に関する他省庁への拡大」を通じて実際技術を開発した大学・研究機関・企業が特許を所有できるようにしたことにより産業界における研究開発の意欲が高まり、公共特許の活用がさらに促進されるものと期待される。そして、特許権者の開放特許に対する特許手数料の支援を通じて開放拡散基盤も構築した。今後、実質的に現場の変化のための質的規制改革への転換定着と創造経済の牽引のための規制改革波及力が大きく、現場において規制改革の過失を活用できる課題を発掘・整備する必要がある。

第3章 知的財産分野における政府3.0

第1節 概観

企画調整官 創造行政担当官 技術書記官 ジョン・ジンオク

1. 推進背景及び概要

韓国は由来のない早い経済成長を築きあげ、2010年には世界7大輸出国として発展した。2012年には2050クラブに参入する国となったが、高齢化による老後の不安、青年の就職難、中央行政機関の地方移転による統合的な行政能力の分散などにより重大な国政懸案が山積みとなって、国民が感じる幸福体感指数は早い経済成長ほど高く示されなかった。

政府はこのような問題を解決するため、2012年7月に国政運営の新しいパラダイムとして「国家中心から国民中心に」公共サービスを提供する政府3.0構想を発表した。民間の意見収斂及び検討を経て2013年5月に政府3.0の推進基本計画を策定、2013年6月にビジョン宣布式を行い、政府3.0の取組みを本格化した。

政府3.0とは、「政府が保有する公共情報を開放し積極的に国民と共有することであり、政府省庁間の疎通を遮る仕切りを取り払い、互いに疎通と協力を行うことによって国政課題に対する推進動力を確保することである。また、国民に対しオーダーメイド型サービスを提供するとともに、職場づくりと創造経済を支援する新しい政府運営のパラダイム」を意味する。

また、政府3.0が追求する価値は、①公共情報の開放と共有により政府の透明性と信頼性の向上を目指し、政府と国民間の円滑な意思疎通と協力を拡大、②国民の各個人の便宜と幸福に焦点を合わせ、オーダーメイド型サービスを提供、③民間の創意と活力増進に向け革新環境づくりを支援、④効率的に働く統合型政府運営のために省庁間の仕切りを取り払う、⑤民間の能動的な参加を誘導するプラットフォームの政府を

構成することである。

＜表VI-3-1＞政府運営パラダイム変化の方向

区分	政府 1.0	政府 2.0	政府 3.0
運営方向	政府中心	国民中心	国民の各個人が中心
革新価値	効率性	民主性	拡張された民主性
参加	官が主導・動員方式	制限された公開・参加	能動的公開・参加、開放・共有・疎通・協力
行政サービス	一方向提供	両方向提供	両方向・オーダーメイド型提供.
手段(チャンネル)	直接訪問	インターネット	無線インターネット、スマートモバイル等

2014年7月には政府3.0推進委員会が発足され、民間委員を中心に学界・企業・関連省庁などの意見を収斂し、推進委員会で2014年9月にアップグレードされた政府3.0発展計画を提示することにより、政府3.0内在化に向けて中・長期の政府3.0実行計画の構築が必要となった。

このような政府運営パラダイムの変化に伴い、創意的なアイデア・技術革新・知的財産によって持続的な成長を成し遂げる時代が到来した。特許庁は、政策環境の変化及び時代の流れに合わせ、特許庁の政府3.0の実行計画を策定して創造経済(CREATIVE ECONOMY)を牽引する「特許庁の政府3.0」を本格的にスタートさせた。

2. 推進内容及び成果

特許庁は 政府・国民中心のサービス・仕事ができる有能な・疎通する透明な政府実現を推進戦略に定め、仕事のプロセス革新と変化の管理を行い推進管理体系を構築した。

イ．国民オーダーメイド型サービスを提供する政府の実現

企業競争力の基盤となる高品質の知的財産権創出支援に向けて、先制的に最適の補正方向を提示する特許審査 3.0 の拡大(補正案レビュー制度の施行⁴⁰、予備審査サービス⁴¹の対象拡大など)を行い、企業の製品市販時期に合わせた一括審査制度⁴²を拡大するなど、企業戦略に合わせたオーダーメイド型特許審査サービスを先制的・積極的に設計・実現した。また、中小企業が特許紛争を避けながら競争社の模倣に対し攻撃ができるよう、特許庁は中小企業の R&D 初期から特許情報を活用して最適な技術開発の方向を提示し、競争社の特許技術を回避しながら競争社を圧倒させる優秀な特許創出を支援するオーダーメイド型 IP-R&D を推進した。

また、首都圏に居住する審判当事者の時間及び費用負担による不便を解消するため、顧客指向の遠隔映像口述審理サービスを推進し、2014 年 4 月から 2015 年 12 月まで 2,328 時間及び 7,000 万ウォンの費用を節減でき、当事者が便利な時点で口述心理の実施を可能にし、その結果利用者数も順調に増加となった。⁴³

そして、地域の有望な中小企業向けに企業の IP 能力に基づいて IP Start-up → IP Scale-up → IP Star に繋がる成長段階別のオーダーメイド型知的財産権サービスを提供する IP スター企業育成事業に取組み、2014 年に比べ受惠企業の売上高が 18.0%増、雇用人員は 9.7%増となり、IP 出願も 35.4%が増加する成果を収めた。

ロ．仕事ができる有能な政府の実現

⁴⁰ 補正案レビュー制度：公式審査(拒絶理由通知)後に、面談を通じて審査官が出願人の予備補正案の拒絶理由解消可否と最適な補正方向を提示する制度

⁴¹ 予備審査サービス：公式審査(拒絶理由通知)前に、面談を通じて審査官が出願人に拒絶理由及びその解消方法を説明するサービス

⁴² 一括審査制度：一つの製品に関する特許・商標・デザイン出願等に関し、出願人が希望する時点で一括的にまとめて審査する制度

⁴³ 映像口述心理件数(割合)：2014年4月～12月105件(21%)→2015年189件(29%)

優秀な特許を保有しながらも有形資産が不足している中小企業が、不動産などの物的担保がなくても必要な資金の調達ができるようにする IP 評価基盤の金融システムインフラ拡充のために簡素化された価値評価モデルを開発し⁴⁴、知的財産価値評価機関として WIPS、ダレなどの民間業者が参加できるようにするとともに、中小・ベンチャー企業が保有した IP を担保に事業資金を確保できるよう投資・融資支援を拡大した。⁴⁵

また、特許庁と大法院行政処間で協議チャンネルを構築し、特許庁の検索システム(KIPO-NET)と大法院総合法律情報サービス(COURTNET)を連結した。これにより、大法院が保有する最近の判例及び未刊行判決などの 15 万件の情報をインターネット網を通して特許庁の全職員が便利に利用できるようになり、審判品質の向上(特許法院提訴率⁴⁶減少：2014 年 14.5%→2015 年 13.8%)及び審判処理期間の短縮⁴⁷(2014 年 5.1 ヶ月→2015 年 4.9 ヶ月)に一助する成果を収めた。

ハ．疎通により透明な政府実現

透明な政府実現に向けて、まず国民が希望する事前情報を公表して局長級以上の文書に対する原文情報公開率を高めた。情報公開ポータル(WWW.OPEN.GO.KR)に掲示された事前情報公表数は 431 件であり、公表情報の周期別現行化可否、情報目録別の掲示板設定可否、ホームページにおける公表情報利用の利便性などに対する事前情報の公表運営実績の定量・定性評価の結果、満点(優秀)を獲得しており、2015 年の局長級以上の決済文書原文情報公開率は 56.6%となり、その評価の結果、満点を獲得した。

また、高価値・高需要の知的財産情報を民間に開放して民間需要基盤の知的財産情報開放ロードマップを構築し、段階別に民間活用支援に取り組むことによって、知的財

⁴⁴ (従前)単一モデル(1,500万ウォン、6週)→(改善)普及型(650マンウォン、3週)、深化型(1,500万ウォン、6週)

⁴⁵ 投資・融資連携金融支援：(2014年)303社/1,658億ウォン→(2015年)400社/2,000億ウォン

⁴⁶ 特許法院の提訴率：特許庁の審判結果について不服し上級審である特許法院に訴訟を提起する割合で、審判の品質を示す代表的な指標に該当する。

⁴⁷ 法院の侵害訴訟と類似な手続きで行われる権利範囲確認審判の処理期間を意味する。

産に対する民間活用の強化を通じて透明な政府実現に取組み、解放データ商品数を拡大した。⁴⁸

そして、民間－公共が共生する環境を造成するために「特許庁知的財産情報の国民に対するサービス提供及び管理に関する規定」を制定・施行した(2015年6月)。公共データの信頼性確保のための全周期の品質管理体系を構築してデータ品質の正確度を99.75%に高めた。また、行政自治部主管の「公共データ利用活性化支援事業」において「公共DB品質診断・改善」分野の課題として選定され、これに対する診断評価の結果、一位を達成した。

二. 仕事のプロセス革新及び変化管理

1) 仕事のプロセス革新

特許庁の政府3.0の精神に基づいて仕事のプロセスを革新するため、政府省庁の内部組織についての診断を通じて情報化担当部署間の類似機能を統合して機関内の効率的業務遂行の体系を構築し、出願、登録などの顧客接点サービス改善のための方式審査人材補強などを通じて遊休人材の運営を最適化した。毎週実施していた幹部会議の開催回数を減らし、幹部会議報告のための追加業務の発掘、参考資料作成などの業務負担を軽減した。

また、従前の単独審査でない2人以上が協業・疎通する再審査3人協議制を実施し重複検証を通じた審査品質向上により不実特許を未然に防止し、先行技術調査員が審査官の審査業務一部を補佐して業務の減縮及び効率化に取り組んだ。

そして、審査局内の各課に分散された類似技術の分類を統合して審査チームを新設し⁴⁹審査専門性の向上に取り組むことによって業務を効率化させた。PCT先行技術調

⁴⁸ (2014年)API60種、Bulk39個→(2015年)API67種、Bulk64個データ提供

⁴⁹ 特許審査2局内で分散して審査していた汚染物分離、廃棄物加工等の業務を統合して資源再生審査チームを新設することによって審査の専門性を高めた。

査結果に対し PCT 審査官又は調査員が会って論議するための相互における頻繁な出張により発生する時間と費用を節減できるように映像会議も活性化させた。

2) 変化管理

特許庁の政府 3.0 内在化のために、政府 3.0 を含む国政課題中心の組織成果指標を設定して部署別の評価を反映し、政府 3.0 政策広報の実績を局の共通成果指標に設定して成果評価に反映した。

また、政府 3.0 方式の国民親和型の広報により政府 3.0 広報を強化した。すなわち、3.0 のビジョンと目標をよりわかりやすく説明し、国民に親しく近づくために特許庁の政府 3.0 キャラクターを開発し広報物を製作して広報やイベントなどに活用した。専門的な IP 政策についてカートーンを活用したストーリーテリング方式により一般国民が理解し易い広報に取り組んだ。「特許庁 3.0 サポーターズ」を構成してオンライン広報、街角キャンペーンなどを実施し、国民が直接参加する政府 3.0 方式広報にも取り組んだ。また、植樹日を迎え政府 3.0 広報文句を含む花の種袋をソウル駅、新村等の国民との接点地域において配布するなど、訪問型広報を実施した。全中央省庁、自治体などが参加する政府 3.0 体験広場イベントにおいて、一括審査制度などを国民が直接感じ取れる体験型の展示コンテンツ⁵⁰を製作・展示した。

そして、特許庁政府 3.0 優秀事例を共有して拡大するために、各局・傘下機関の政府 3.0 推進事例の中で、庁内外の委員などの書面審査を通じて選定された優秀事例などの動画像を製作してオン・オフライン教育用に持続的に活用した。特許庁主観で行政自治体組織室長を含む他の中央省庁・公共機関などを招聘して特許庁政府 3.0 優秀事例及び現場を紹介する政府 3.0 現場フォーラムも開催した。⁵¹また、KIPO アカデミー内の「政府 3.0 の理解」に関するオンライン特別課程を開設し、庁内教育課程に

⁵⁰ 水素燃料電池車等の一括審査制度で作られた物品展示、一括審査制度の仮想体験等

⁵¹ 政府3.0現場フォーラム開催内容：遠隔映像口述心理制度に関するブリーフィングおよび模擬映像口述心理試演、IP-R&D戦略支援事業のブリーフィングおよび受惠企業の事例発表等

「政府 3.0 の理解」教科目を編成・運営した。政府 3.0 推進委員会の専門委員を招聘して特許庁及び傘下機関の職員を対象に教育を実施した。

3. 評価および発展方法

政府 3.0 推進戦略であるサービスを提供する政府・有能な政府・透明な政府の実現と仕事のプロセス革新および変化管理を通じて政府 3.0 の内在化と拡大を推進し、各種知的財産サービスと政策を国民オーダーメイド型サービス体系へと転換する成果を創出した。

2016 年には国民幸福と企業成長を牽引する知的財産サービスの提供を目標に、重点推進課題を中心に特許庁の実行計画に取り組む計画である。

まず、政府 3.0 変化管理推進に向けて政府 3.0 方式の国民親和型の広報強化及び他省庁との統合広報に取り組み、創意的な公職文化の造成のための疎通と共感に関する成果管理 3.0 を推進し、国民とともにする特許庁の政府 3.0 優秀事例の共有・拡大を実施して、現場疎通型の変化管理プログラム運営を活性化させ、特許庁の政府 3.0 提案公募展を実施する計画である。

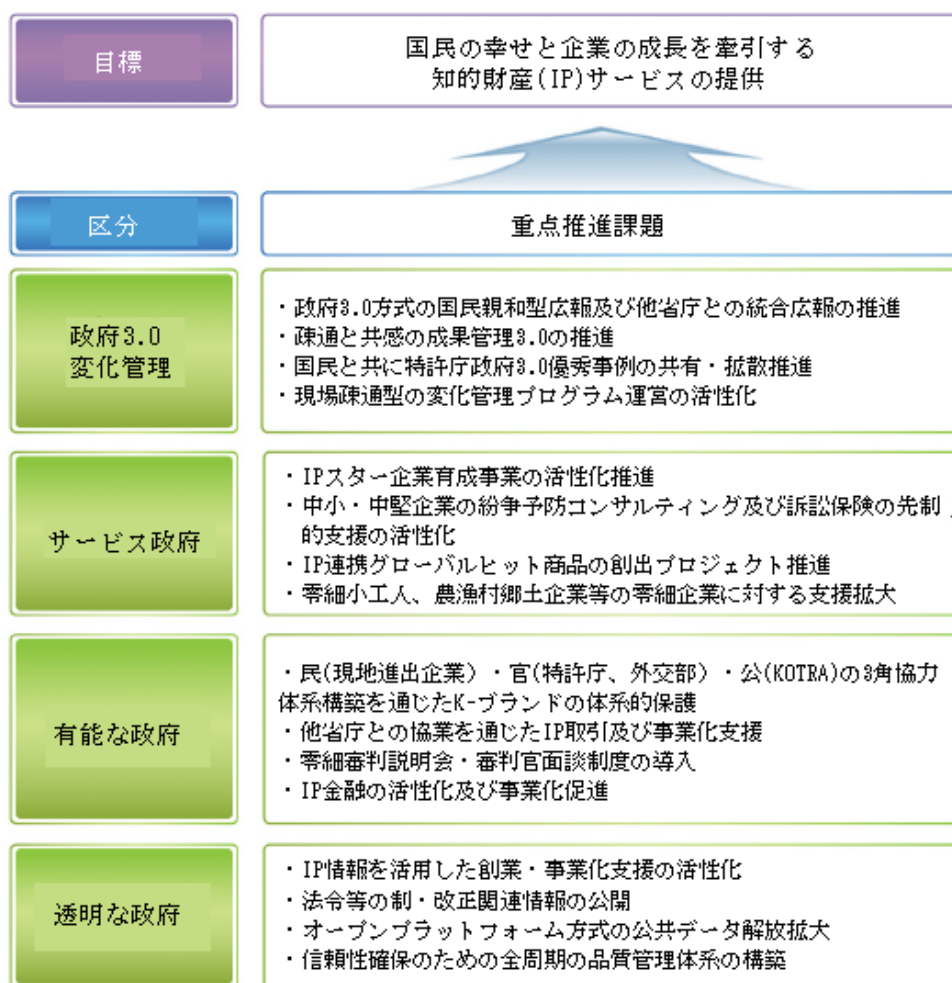
次に、国民オーダーメイドサービス政府実現のために、IP スター企業育成事業の活性化に取り組み、生涯周期別の発明学習体系を構築し、国家未来技術「青写真特許データセンター」構築を通じて統合特許 DB を提供した。また、中小、中堅企業の紛争予防コンサルティング及び訴訟保険の先制的支援を活性化させ、知的財産連携のグローバルヒット商品の創出プロジェクトに取り組み、零細小工人、農漁村郷土企業などの零細企業支援を拡大し、現場疎通型審査協力を通じて審査品質を高め、国民デザイン団構成により IP サービスプロセス革新の取組む計画である。

また、仕事ができる有能な政府実現に向けて、民(現地進出企業)・官(特許庁、外交部)・公(KOTRA)の 3 角協力体系の構築を通じた K-ブランドの体系的な保護に取り組み、他省庁との協業を通じた IP 取引および事業化を支援し、映像システムの活用対

象を口述心理だけではなく審判説明会、審判官の面談などの拡大、IP 金融の活性化及び事業化の促進、次世代検索システムの高度化を通じて審査業務効率性を高める計画である。

最後に、国民に信頼を与える透明な政府実現のためには、知的財産情報を活用した創業・事業化支援を活性化させ、法令など制・改正関連情報の開放、オープンプラットフォーム方式公共データ開放の拡大、誤謬のないデータ提供などにより信頼性の確保のため、全周期品質管理体系を強化し、過去のデータの全面整備を通じたサービス品質向上を推進していく計画である。

<図VI-3-1> 2016年特許庁の政府3.0実行計画の推進目標及び方向



第2節 中小企業の技術隘路解消のためのIP-R&D戦略支援

産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 技術書記官 パク・ソンウ

1. 推進背景及び概要

企業がR&Dを遂行する目的は、より良い製品を開発して事業化に成功し利益を創出することである。このような理由により、大企業は技術開発の企画段階を重視し、初め頃から多様な調査を行ってからR&Dを推進するか否かについての細部方向などを定める。また、場合によっては R&D 推進中にその方向を変えたりもする。

しかし、中小企業はR&Dを開始する前に十分な事前企画段階を経ない場合が多い。既に市場において定着された先導企業若しくは競争社の製品をモチーフにし、それと類似な製品を開発することを目標にするか、又は自社が保有した技術に対する自信感を基に市場や周辺的环境に対する客観的な検討をしないままR&Dを推進する 경우가多い。大半の中小企業は環境分析を行い、関連製品の市場が今後どの程度に拡大するのかについて予測する市場調査報告書を参照する程度である。

製品開発前に未来市場を分析して成功可能性がある技術を開発すれば試行錯誤を減らすことができ、開発された製品に対し経済的成功を収めることができる点について中小企業がよく理解していても、これを実際にR&D 過程で適用するという事は容易ではないということである。

R&Dの企画に対する十分な経験を持つ人材や時間やノウハウも不十分であり、検討すべき「R&Dの周辺環境」は、会社のニーズ及び現況のような自社の環境、市場・顧客に対する巨視的な動向、市場において直接する競争社の製品及び技術に対する評価分析、特許紛争に対する予想、各国別の規制・国家政策、技術標準化の動向など、かなり多様であるからだ。

そこで、特許庁は韓国中小企業の研究開発の成果を画期的に高めるため、企業に特

許情報を活用したオーダーメイド型研究開発戦略を提供するIP-R&D戦略支援事業に取り組んだ。IP-R&D戦略支援は、全世界の特許ビッグデータの綿密な分析を土台に競争社の核心特許に対する事前対応戦略を策定し、中小企業が直面する特許紛争を未然に防止し、特許情報から新技術アイデアを導出した後、これを実現する最適な研究開発方向を提示して、研究開発の結果を優秀特許として確保できるよう支援する企業オーダーメイド型サービスである。

2. 主要内容及び成果

イ. 企業参加の活性化

特許庁は中小企業の技術隘路問題の解決のために中小企業のIP-R&D能力を強化し、インフラ構築のための多様なオーダーメイド型参加チャンネルを構築した。

IP-R&D事業に参加した企業及び産・学・研の関係団体が集まって相互間の疎通及び協力する民間中心の自律的な協議体である「知的財産創造企業協議会」を運営しながら、IP-R&D大衆化のための研究と人材養成及び仕事場づくりのための努力とともに、企業現場の隘路問題や不合理な規制を発掘し提言する通路として活用した。

特許庁は、2009年～2015年まで998企業と大学・公共研究院などに「IP-R&D 戦略策定支援」コンサルティングを提供し、このような経験を基にIP-R&D活用書の発刊、研究会及び優秀事例共有会の開催などを運営し、「IP-R&D」大衆化の先頭に立ってきたが、限定された予算と人材だけではIP-R&Dを全体企業へと拡大させることに限界があったため、参加企業及び関連団体が意思を共にし2014年4月に協議会を発足することになったのである。

参加企業のニーズに対する体系的な分析のため、消滅特許の活用、先端部品・素材支援、大・中小企業の共存戦略などのIP-R&D支援分野を細分化にし、企業に対しより密着的に、戦略的に支援を強化した。特許庁において構築した特許DB連携を通じて特許紛争、ビジネス情報も提供した。

<図VI-3-2> 知的財産創造企業協議会の発足式



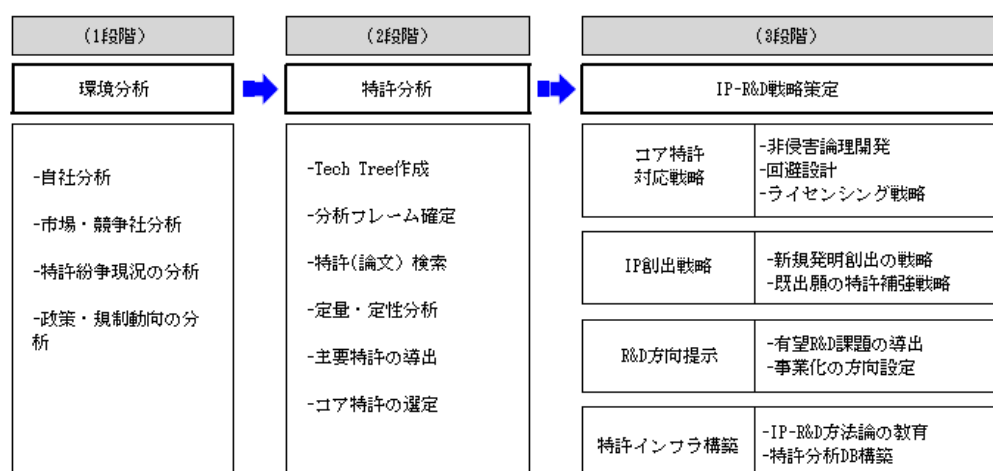
そして、IP-R&D戦略支援事業に企業の参加を拡大するため、事業広告だけに依存せず、各地域別に出向いて行って事業説明会を開催し、IP-R&D ポータル、ネットワーク等を通じて多角的に広報を行うなどで参加企業の発掘に出た。

R&Dで開発された技術が商用化されるまで市場分析とマーケティングなどの支援が必要であり、特許庁はIP-R&D事業の後続処置の連携を通じた R&D 分野のワンストップ体系を構築し、より多くの企業が本事業に参加して恵沢を受けられるよう支援した。

ロ. オーダーメイド型サービスの実現

特許庁はIP-R&D 戦略支援事業参加企業の規模を基準に、より密着的で差別的なコンサルティングを提供した。中小企業に対しては「先端素材・部品 IP-R&D 戦略支援」事業を通じて素地部品中小企業の技術競争力強化に向けて特許観点からの R&D 戦略を策定支援している。

<図VI-3-3> 先端素材・部品のIP-R&D戦略支援プロセス



初めに、環境分析の段階においては、企業ニーズ及び現況把握などの自社分析を通じて戦略目標を設定し、市場及び主要競争社の分析とともに、特許紛争の現況、国家政策動向などの技術課題に対する総合的な環境を分析する。

次に、特許分析段階では企業保有技術に対する関連特許及び論文の定量・定性分析を実施し、これを基礎に主要コア特許を導出する。

最後に、導出されたコア特許に対応するための非侵害論理開発及び回避設計の実施、新規IP創出及び有望R&D課題を提示する。また、企業の事業化方向の設定、特許DBなどの特許インフラ構築を支援する。

特許庁は2015年に本事業を通じて計128社の中小企業にオーダーメイド型知的財産権ポートフォリオ構築を支援した。その結果、計665件のIP獲得戦略、973件のコア特許対応戦略、521件のR&D方向提示戦略等を導出して中小企業のR&D現場に提供した。

<表VI-3-2> 2015年先端素材・部品IP-R&D戦略支援事業の実績

区分	IP獲得戦略(買入、補強、新)	コア特許 無力化戦略	R&D方向 提示戦略	ライセンス ング戦略	特許Infr a構築戦	合計

	規)		(事業化、生産性、R&D課題)		略	
117社*	665	973	521	56	224	2,439

3. 評価及び発展方向

IP-R&D戦略の支援を受けた研究開発の課題は、支援を受けていない課題に比べ特許出願件数は11.7倍、優秀特許割合⁵²は2.9倍、三極特許割合⁵³は5.2倍高いものと示され、参加企業は売上高の増大、開発期間の短縮、投資誘致などの費用対比11倍に達する経済的効果を収めたものと確認されている。

2015年の本事業に関する支援を受けた企業の主要事例及び反応を整理すると次のとおりである。

<表VI-3-3> 支援企業の優秀事例

- (V社)海外グローバルC社との特許訴訟の勝訴(2014年)
 - グローバルスポーツ衣類会社N社・A社に輸出(2015年)
 - *C社のコア特許に対する無効か戦略支援を通じて特許紛争の勝訴
 - *太陽光に発熱する機能性繊維の性能を極大化する原料物質・製造方法の提示
 - *従来のカモ・カチョウ繊維に比べ1/10価額、環境にやさしい製品の事業化成功
- (N社)先導競合企業の製品対比耐久性2個強化、画期的な開発期間短縮(3年→2年)
 - *特許回避のためにTV用反射防止フィルムの細部模様変更(△→Ω)及びΩ模様形成の工程技術を提示してさらに進歩した特許創出
 - *特許分析を通じてフィルム細部模様の最適スペック(高さ/幅)を提示し試行錯誤を最小化

⁵² 優秀特許の割合：特許分析評価システム(SMART3.0)の9等級の評価結果のうち、上位3等級特許の割合

⁵³ 三極特許の割合：国内に登録された特許と同一な発明が米国、ヨーロッパ及び日本特許庁に同時に申請された割合

<表VI-3-4>支援企業の反応

○(V社代表)IP-R&D支援がなかったのであれば、グローバル企業と特許訴訟においてどうしようもなく攻撃されたはず、IP-R&Dで事前に準備したために特許訴訟での勝利が可能となり、成長の機会として活用することができた。

○(N社代表)特許庁とともにIP-R&Dを進行しながら特許がどのように創出されるのか、競争社はどの位置にいるのか、それならば我々はどの方向へどのように進めばいいのかを悟った。

○(D社理事)IP-R&Dは会社の新成長に大きな資産となった。特許紛争を防御したことはもちろん、紛争可能性が低い独自モデルで世界市場の進入に成功した。これは海外中心に売上高構造が変わる契機となった。

○(L社常務)IP-R&D支援の結果物で事業化に成功した製品の売上高が毎年増加している。今後も新事業アイテム開発にあたって特許情報を積極活用して差別化した製品を開発する計画である。

2016年にはオーダーメイド型戦略強化のために事業の種類を多様化にし、需要者の満足度を高めるための事業を内実化した。IP-R&D底辺拡大のために産・学・研の教育対象者及び就業希望者を対象に理解度によって段階別にオーダーメイド型教育体系を設計して運営し、特許分析競合大会の開催及び地域別研究会等を拡大するなどの民間拡大を強化する予定である。

中小企業に対しては、従来の素材部品分野において全産業分野に支援を拡大し、限定された財源で殺到する中小企業の養成に応じるため、より多くの成果創出のための予算増額などについて政府レベルで関係部署と協力する予定である。

第3節 高価値・高需要データの開放・活用支援

情報顧客支援局 情報管理課 行政事務官 キム・ヨンス

1. 推進背景及び概要

国内外の公共データ解放政策により活用価値が高い知的財産データに関する民間の開放要求はますます増加しており、産業的波及効果が高い未来戦略産業として知的財産に係る情報産業が注目されている。

しかし、国内の知的財産情報産業は成長初期段階に止まっており、企業の特許戦略の策定、特許紛争の対応などの活用価値が高い特許情報に関する民間への開放需要は増加しつつあるが、これまでの特許情報開放の努力は供給者中心の特許情報DBの開放、短編的な民間活用支援などに止まっており民間活用に限界があった。

これを受けて特許庁では、知的財産情報の生産・普及から活用・流通までの全周期にわたる支援を行い、知的財産情報の民間活用強化と市場活性化を図るために政府3.0の精神に基づいて 民間の需要に基盤を置いた特許情報開放ロードマップを構築(開放インフラの高度化及び意見収斂の体系)し、特許情報の商品開発から創業、マーケティング・広報に至るまで段階別に民間活用支援政策に取り組んでいる。

2. 主要内容及び成果

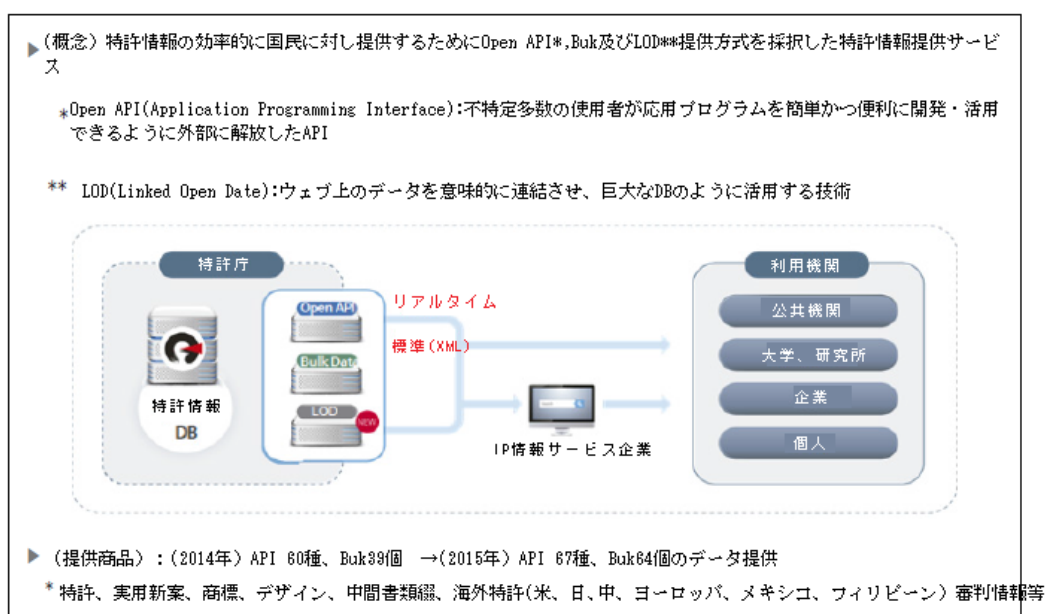
イ. 計画策定及び開放インフラの整備

特許庁はまず先に、民間需要基盤の特許情報の開放・段階別な民間活用支援に向けて総合計画を策定(2014年3月)し、特許情報の開放・流通ポータル(KIPRISPlus)を利用して出願人の代表名、中間書類綴りの情報などについて民間需要及び波及効果が大きい特許情報を優先して開放している。効果的な特許情報開放のために特許庁の「公共データ提供に関する規定(訓令第768号)」を設定(2014年6月)し関連法・制度を

整備した。、 国民提供用の特許データ拡大及び創業・中小企業の手数料負担緩和のために手数料告示を改正(2014年11月)した。⁵⁴

特許庁はOpen API方式の多様化等を通じて使用者のデータ活用が容易にできるようKIPRISPlusを改編(2014年12月)した。また、IP情報以外にも韓国貿易協会、韓国科学技術情報研究院などの他機関(12機関)が保有するビジネス情報を統合して提供する「IP-Biz情報一括サービス」を開発し民間に開放(2015年3月)した。

<図VI-3-4>KIPRISPlus(plus.kipris.or.kr)概要



ロ. 段階別の民間活用支援

政府3.0及び公共データの開放・活用政策の支援、特許情報の商品開発・流通・創業総合支援のために「KIPRISPlus」運営チームを「特許情報活用支援センター」に拡大改編(2014年6月)し、特許情報の商品開発から商品テスト、創業、マーケティング、販売などにおいて段階別に支援を行った。特に、特許情報商品開発のために「KIPRISPlus」を活用した創業支援プログラムを通じて、2015年に上半期と下半期で計20千

⁵⁴ (2013年)Open API 41種の購買費用3,711万ウォン/年→(2014年11月以降)Open API 45種の購買費用249万ウォン/年

ームの創業支援者に特許情報DBを無償で支援した。

<表VI-3-5> KIPRISPlusを利用した創業支援プログラム

区分	IP情報商品の体験支援	優秀商品の開発支援
提供対象	IP情報の商品化のために体験を希望する個人及び法人(6チーム)	優秀商品に開発アイデアを有する個人及び法人(上半期5チーム、下半期9チーム)
提供内容	全Open API商品に対し4ヵ月以内において提供	優秀商品開発に必要なBulk及びOpen API特許商品1年間無料で提供

2014年8月に特許庁(特許情報活用支援センター)、中小企業庁(創業振興院)間の政策協力により、IP情報を活用したスタート業支援プログラムを最初に施行し、また、国内外の特許情報イベント、フォーラムなどにおいて民間の特許情報商品の広報及びマーケティングの機会を提供した。

<表VI-3-6> IP情報活用環境造成のための民・官協力活動

イベント名(主管)	イベント概要	支援内容
IP情報使用者ポータル	-1000名余りの企業内特許情報専門家集団を中心に、新規情報の入手及び専門知識交流の場を構成して運営(2013年4月に設立、四半期毎に運営)	- 特許情報商品についての専門家意見を提供
公共データ活用競合大会	- 未来部、安全行政部の主管によりICT分野の創意的問題解決型の人材発掘及び就業連携のために公共・民間DB融合の優秀アイデアを公募(2015.7.30~2015.11.23)	- IPデータ活用アイデア競合大会の大賞受賞作を本選に推薦
IP情報DB&ソリューションコンファレンス	- 特許庁主催、韓国知識財産協会の主管で国内企業の特許情報サービス広報のためのコンファレンスを毎年開催(2015年5月)	- 需要者のマッチング及び商品広報
国際特許情報コン	- 毎年国内外の最新特許情報を活用して付加	- 特許情報商品の展示ブー

ファレンス (PATINE X)	価値創出のための国内外の企業戦略の共有 及び展示広報ブースの運営など(2015年9月)	ス運営支援
------------------	--	-------

＜表VI-3-7＞IPデータ活用アイデア競合大会

賞勲・賞金	選定数	アイデア名	連携支援
大賞(100万ウォン)	1チーム	- 特許ビッグデータの自動化検索サービス	公共データ活用競合大会の本選推薦
優秀賞(50万ウォン)	2チーム	- 代表イメージの検索サービス - GS-1コード基盤の特許分類検索システム	2015年優秀商品の 課題支援連携
奨励賞(30万ウォン)	2チーム	- 実施権者の追跡サービス - 競争者出願件の公開アラームサービス	
入選	2チーム	- QRコードのKIPRIS連携サービス - Sponaid(IP Sponsoring Aid)	

ハ. 意見収斂体系の構築及び広報強化

特許庁は「特許情報使用者フォーラム」、「IP情報サービス業者統合懇談会」、「特許情報開放・活用の諮問委員会」などを設置してVOC及び政策諮問を求め、機関長の現場訪問を行い、民間活用時の隘路事項についてのモニタリングに積極的に取り組んでいる。

また、KIPRISPlusの韓国文・英文のウェブサイトを改編して利用者が便利に統合検索や照会ができるように図り、特許情報の開放及び活用成果について機関長の寄稿、インタビュー、報道記事、全国25ヵ所の屋外広告版、地下鉄などを利用して広報を行い、市場活性化に努力した。

3. 評価及び発展方向

このような努力により知的財産情報の開放・活用実績は、2015年のKIPRISPlus利用機関数が2014年の47機関から2015年は51機関に8.5%の増加となった。また、Open APIの利用件数は2014年200百万件から2015年320百万件に65.6%の増加し、商品の利用件数は2014年258件から2015年450件に74.4%増加した。

また、開放ロードマップの策定を通じて体系的な知的財産データの開放を拡大することにより、開放データ件数が2014年39件から2015年64件に知的財産データが拡大した。

<図VI-3-5> KIPRISPlusによる知的財産情報活用の実績



また、民間企業においてはKIPRISPlusと連動して特許情報商品を開発するときに、企業別の開発費用(DB構築、人件費)を7.3億ウォン程度(23企業で計167.9億ウォン)の開発費用が節減でき、開発期間も2ヵ月短縮した効果があった。費用節減は売上高の増加につながりKIPRISPlusを開通した2011年からの利用企業の売上高及び雇用増加の動きを分析した結果によると、KIPRISPlusを利用した6企業は、特許情報商品開発などにより前年対比の売上高が16.7%(2015年計485億ウォン)の増加をみせ、58名の新規雇用の創出が予想されるものと示された。また、2015年には特許情報サービスを基盤に6企業が新たに創業し、11名の新規雇用の創出が行われた。

また、IP-Biz一括サービスの提供により情報検索の費用を節減した。

特許庁は今後も政府3.0精神に符合する知的財産情報の開放・流通活性化のために多様な支援政策に取り組む予定である。

第一に、需要者中心の知的財産情報の開放・共有を持続的に拡大する。そのために新規の産業財産権に係る情報商品を提供し、民間の新規商品の発掘を支援する計画である。また、国民の活用度が高いデータを発掘してOpen APIを開発しLOD⁵⁵のデータ提供・連携拡大などのIP情報サービス提供方式の多変化に取り組む予定である。

また、台湾の特許情報、中国の法的状態程度などの活用度が高い高付加価値の海外知的財産情報と審判情報、異議申し立て情報などの民間の需要が高いオーダーメイド型知的財産情報の開放を拡大する計画である。

第二に、予備創業者にIPデータ・情報資源を無料で提供し、優秀IP情報商品の開発を誘導するなどの創業支援プログラムを活性化させ、技術保証基金との協業により商品開発及び市場進入のための創業初期資金を優遇支援し、技術評価及び事業化コンサルティングなどのIP情報サービス企業の育成のための創業及び事業化プログラムを発掘して支援する計画である。

<図VI-3-6>省庁協力のスタートアップ支援モデルプロセス



第三に、民間参加型オンラインヘルプデスクの構築により、IP情報開放データの品質改善、開放データの問い合わせ、Open API技術支援など、国民の便宜機能の改善及び高品質の知的財産データの提供のために努力する計画である。

第四に、IP情報活用の認識を高めるために活動を強化していく計画である。IP情報利用低辺の認識向上及び活用支援体系の強化に向けて「IP情報活用アイデア競合大会」

⁵⁵ LOD(Linked Open Data)： ウェブ上のデータを意味的に連結させ巨大なDBのように活用する技術基盤

を開催し、IP情報活用の増大及びIP情報サービス市場の活性化に向けて「IPDB&ソリューションカンファレンス」も開始する予定である。

また、IPデータ活用コミュニティーを造成してIPデータ利用者間で自律的に意思疎通と情報共有をすることにより、IPデータの活用、開発ノウハウの共有などのためのオンラインでの情報共有空間も構築する予定である。

さらに、地域知識財産センター(RIPC)などと連携して全国的なネットワークを構築することによって、IP情報に対する活用認識を高めることに努める計画である。

第4節 遠隔映像口述審理を通じた国民向け特許行政サービスの改善

特許審判院 審判政策課 工業事務官 バン・スンフン

1. 推進背景及び概要

2014年4月に特許審判院は、ソウル及び首都圏などの遠距離に居住する審判当事者及び代理人の時間及び費用負担による不便を解消する国民オーダーメイド型サービスを提供し、また、科学技術ICT(INFORMATION AND COMMUNICATION TECHNOLOGY)を活用して創造経済に貢献する新しい政府運営のパラダイムに応じるために「映像口述審理システム」を開通した。

口述審理制度は書面審理に比べ争点を早期に整理することができ、審判官及び当事者に事件の理解度を高めて迅速な審判処理と審判品質の向上に寄与するメリットがある。このようなメリットを積極的に活用して国民の便宜を増進させるため、特許審判院では「遠隔映像口述審理」サービスを行い、政府3.0精神に基づいた国民と直接疎通する顧客オーダーメイド型サービスを提供した。

2. 主要内容及び成果

2006年に特許審判院は事件の争点を正確に判断し、当事者間における十分な説明機会を与えるために口述審理制度を導入した。導入後から口述審理は一日平均3件以上が行われ、2013年には879件に上った。しかし、口述審理は審判当事者が直接大田市を訪れるか、審判部と速記士などの支援人員がソウルに移動しなければならないなどの時間的、経済的な不便さがあった。そこで、これまで国民が行政機関を直接訪問しなければならない行政便宜サービスから脱皮し、科学技術を利用した「遠隔映像口述審理」サービスを導入することにより、国民に対し便利なサービスの提供ができ、国民幸福の追求に寄与した。

口述審理制度を施行した以降も持続的に制度を改善していき、国民の参加を拡大し

たことにより審判当事者から好評を受けていたが、顧客の目線でさらに便利なサービスを提供するための働きかけが特許庁内部で起こり、ソウル事務所の審判廷と大田審判廷間の遠隔映像口述審理システムを構築すれば、遠距離居住の当事者間で時間及び費用負担の不便が解消できることに着目した。

遠隔映像口述審理システム導入のため、大韓弁理士会、審判部、審判当事者などの対内外の顧客の意見を積極的に収斂し、鉄道公社、ソウル国際仲裁センターなどへの現場訪問、海外特許庁の状況などについて事前調査を徹底的に行い、映像口述審理システム導入についての妥当性を検討した。

2013年6月に本格的に遠隔映像口述審理システムの構築方を策定して映像会合システム構築の方向性、予算確保の方案などについて論議した。7月からは遠隔映像口述審理試演会の開催と事業予算の確保、訓令改正などを行い、遠隔映像口述審理導入に対する事前準備作業を行った。

当事者、代理人の90%が主にソウル、京畿、大田に居住しているため、2014年4月に大田ーソウル間の遠隔映像口述審理システムを構築し、2014年10月から一般人の関心度が高く、映像による証拠物の確認及び争点の把握が容易な商標分野を優先して試験的に運営した。試験運営の結果、問題なく成功的に口述審理が行われたことから、2014年10月からは特許・実用新案などの全分野に拡大して実施している。

<表VI-3-8> 当事者及び代理人の分布 (2014年口述審理参加者基準、計1,156名)

居住地	ソウル	京畿	大田	釜山	大邱	慶南	光州
割合	87.4%	2.3%	5.0%	1.5%	0.7%	0.7%	0.3%

<表VI-3-9> 口述審理の開催件数

(単位：件)

年度	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
口述心理件数	647	757	953	879	633	645

映像口述心理件数	0	0	0	0	105	189
----------	---	---	---	---	-----	-----

遠隔映像口述審理システムの構築によって、審判当事者はわざわざソウルから大田まで訪れなければならない不便さがなくなり、映像を通して便利に口述審理を行うことができた。

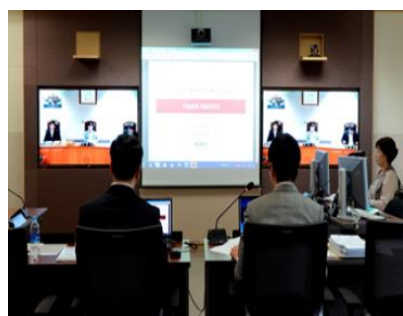
また、専用光ケーブルを利用した映像システムを活用してリアルタイムで質疑応答ができるようになり、実物画像機などの先端IT装備を活用して音声、文書、イメージ、動画像などの多様な方法で審判部に資料を提示し、便利に事件の争点を説明することができるようになった。

<図VI-3-7>遠隔映像口述審理の審判廷

大田審判廷



ソウル審判廷



3. 評価及び発展方向

遠隔映像口述審理システムの開通により審判当事者の絶対多数である首都圏居住者

が希望する時間にソウルにて口述心理に参加することができ、2014年4月から2015年1月2月まで2,328時間及び7,000万ウォンの費用が節減できた。

また、生業に従事する時間及び代理人費用などの経済的負担により口述審理に参加ができなかった経済的弱者及び情報脆弱階層の口述心理に対する接近性が一層強化された。

そして、ソウル審判廷に遠隔映像口述審理システムを構築することによって、出願、登録、審判などの特許関連業務をソウル事務所へ一度だけ訪問すればワンストップで処理することができるようになった。

<表VI-3-10>遠隔映像口述審理システムの経済的効果

◇時間節減：2,328時間＝[2時間×2名×291回（2014年4月～2015年映像口述心理回数）]×2（往復）
◇費用節減：7,000万ウォン＝旅費[(2.5万ウォン×2名×291回)×2（往復）＝3,000万ウォン]＋移動に伴う機会費用[1.8万ウォン（時間当たりの人件費）×2時間×2名×291回]×2（往復）＝4,000万ウォン]

また、遠隔映像口述審理を利用した当事者及び代理人を対象に満足度調査を実施した結果、遠隔映像口述審理に対する満足度が95%以上でかなり高く示され、また、今後も遠隔映像口述審理を再度利用したいという回答の割合も98%に上った。

遠隔映像口述審理に対する国民の満足度が高く、大半の回答者が遠隔映像口述審理を再度利用することを希望しているため、特許審判院では持続的な遠隔映像口述審理の活性化に関する方案を模索し、審理遅延による顧客の不満が発生しないように遠隔映像口述審理システムの障害に対する対策を講じるとともに、技術及び装備の持続的なアップグレードを行う計画である。

また、2016年1月から遠隔映像システムを口述審理だけでなく、技術説明会、審判官の面談などにも活用する予定であり、首都圏以外の地域においても審判請求件数が

増加する場合には、他地域でも映像口述審理システムの導入を推進する予定である。

これからも特許審判院は、韓国のICTサービス技術を基盤に国家レベルでスマートワーク活性化の政策に応じ、創造経済実現の牽引車となるよう絶え間なく最善を尽くす予定である。

第7編 産業財産権の出願・登録及び審査・審判統計状況

第1章 国内出願分野の統計状況

第1節 産業財産権全般

1. 産業財産権の出願動向

情報顧客支援局 出願課 行政事務官 キム・ジョンフン

2015年度の産業財産権出願件数は全体で475,802件であり、2014年の444,552件に比べ7.0% (31,250件)の増加となった。

※商標法改正（2010.7.28）により商標登録更新登録出願が商標登録更新登録申請に変更

各権利別の出願動向をみると、特許登録出願は213,694件、デザイン登録出願は67,954件、商標登録出願は185,443件で前年度に比べそれぞれ1.6%、5.5%、15.4%増加したのに対し、実用新案登録出願は8,711件で前年度に比べ△5.2%の減少となった。

<表Ⅶ-1-1> 過去5年間の権利別出願状況

(単位：件、%)

区分	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
特許	178,924	188,915	204,589	210,292	213,694
増減率	(5.2)	(5.6)	(8.3)	(2.8)	(1.6)
実用新案	11,854	12,424	10,968	9,184	8,711
増減率	(△13.2)	(4.8)	(△11.7)	(△16.3)	(△5.2)
デザイン	56,524	63,135	66,940	64,413	67,954
増減率	(△1.2)	(10.5)	(6.0)	(△3.8)	(△5.5)
商標	134,234	142,176	159,217	160,663	185,443
増減率	(3.9)	(5.9)	(12.0)	(0.9)	(15.4)

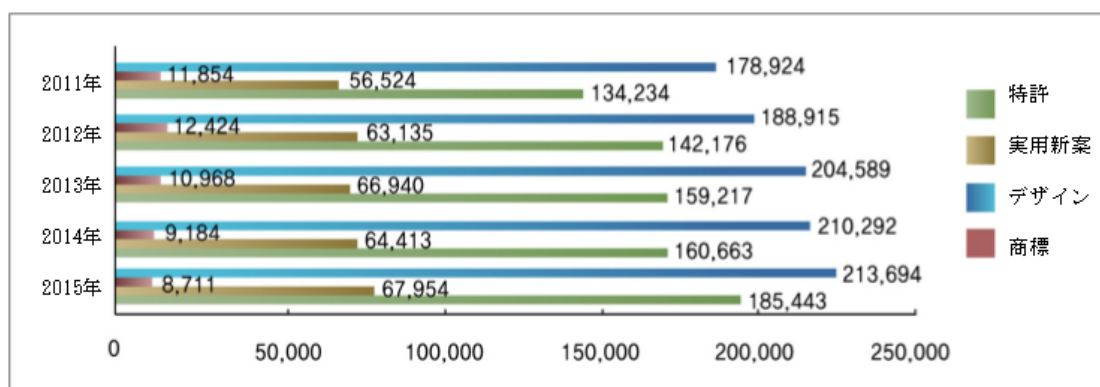
合計	381,536	406,650	441,714	444,552	475,802
増減率	(3.1)	(6.6)	(8.6)	(0.6)	(7.0)

*2012年までは受理基準、2013年からは受付基準

*PCT、マドリッド、ハーグ等国際出願（指定官庁・指定国基準）を含む。

産業財産権の年度別出願推移は、2011年381千件、2012年406千件、2013年441千件、2014年444千件、2015年475千件で出願件数の増加傾向が続いた。これは主に企業に集中していた出願活動が教育及び公共部門へとつながり、出願人類型別に出願活動が分散され活発となったことと、特にその中でも国内における個人及び外国人の出願活動の増加により、出願件数が増加したものとみられる。

<図VII-1-1> 過去5年間の権利別出願推移



2. 外国人の出願状況

情報顧客支援局 出願課 行政事務官 キム・ジョンフン

2015年度外国人の出願は全体で62,500件であり、産業財産権の全体出願462,243件に対し13.5%を占め、前年度に比べ0.3%増となった。権利別にみると、前年度に比べ特許登録出願は0.4%、商標登録出願は2.5%でそれぞれ増加し、実用新案登録出願は△3.0%、デザイン登録出願は△8.5%で前年度に比べそれぞれ減少となった。

<表Ⅶ-1-2> 国内・外国人別の出願状況

(単位：件、%)

区分		2014年		2015年		前年度比 増加率
		件数	比率	件数	比率	
特許	内国人	164,069	78.0	167,282	78.3	2.0
	外国人	46,223	22.0	46,412	21.7	0.4
	計	210,292	100.0	213,694	100.0	1.6
実用新案	内国人	8,754	95.3	8,294	95.2	△5.3
	外国人	430	4.7	417	4.8	△3.0
	計	9,184	100.0	8,711	100.0	△5.2
デザイン	内国人	60,796	94.5	64,077	95.2	5.4
	外国人	3,549	5.5	3,249	4.8	△8.5
	計	64,345	100.0	67,326	100.0	4.6
商標	内国人	138,108	91.9	160,090	92.8	15.9
	外国人	12,118	8.1	12,422	7.2	2.5
	計	150,226	100.0	172,512	100.0	14.8
合計	内国人	371,727	85.6	399,743	86.5	7.5
	外国人	62,320	14.4	62,500	13.5	0.3
	計	434,047	100.0	462,243	100.0	6.5

3. 法人及び個人の出願状況

情報顧客支援局 出願課 行政事務官 キム・ジョンフン

2015年度の法人出願件数は300,169件で前年度に比べ5.5%の増加となり、個人出願は162,074で前年度に比べ8.4%の増加となった。

法人及び個人の実用新案登録出願は前年度に比べ△5.2%の減少となったのに対し、特許登録出願、デザイン登録出願は、商標登録出願は前年度に比べそれぞれ1.6%、4.6%、14.8%の増加となった。

＜表Ⅶ-1-3＞法人、個人別の出願状況

(単位：件、%)

区分	法人			個人			全体		
	2014年	2015年	増減率	2014年	2015年	増減率	2014年	2015年	増減率
特許	171,092 (81.4)	171,546 (80.3)	3.0	39,200 (18.6)	42,148 (19.7)	7.5	210,292	213,694	1.6
実用 新案	3,373 (36.7)	3,250 (37.3)	△3.6	5,811 (63.3)	5,461 (62.7)	△6.0	9,184	8,711	△5.2
デザイ ン	34,611 (53.8)	36,388 (54.0)	5.1	29,734 (46.2)	30,938 (46.0)	4.0	64,345	67,326	4.6
商標	75,432 (50.2)	88,985 (51.6)	18.0	74,794 (49.8)	83,527 (48.4)	11.7	150,226	172,512	14.8
計	284,508 (65.5)	300,169 (64.9)	5.5	149,539 (34.5)	162,074 (35.1)	8.4	434,047	462,243	6.5

* () は法人・個人別の構成比である。

4. 女性及び学生の出願状況

情報顧客支援局 出願課 行政事務官 キム・ジョンフン

2015年度の女性出願は37,053件で前年度に比べ13.9%の増加となり、学生出願は3,889件で前年度に比べ1.3%の増加となった。

女性出願の場合は、2014年度を除外しては2010年以降から持続的な増加をみせている。これは女性の潜在力と創意力開発に向けて、女性を対象に全国において知的財

産権教育を実施し、女性の発明アイデアが死蔵されず産業的に積極活用できるよう、世界女性発明大会、生活発明コリア、試作品の製作支援、女性発明品博覧会等の多様な支援政策を特許庁において取り組んだ結果である。

学生の場合は、これまで出願手数料の減免恵沢において変化があった。2009年からは出願件数と関係なしに出願手数料について100%減免を受けていたものが、年間10件に対してのみ恵沢を受けることとなり、また、2014年からは学生減免対象から大学生は除外させた。これにより学生らの出願件数は、毎年増減の幅が大きく変化している趨勢である。

<表Ⅶ-1-4>女性及び学生の出願状況

(単位：件、%)

区分	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
女性	26,095 (25.7)	27,291 (4.7)	32,884 (20.5)	32,520 (△1.1)	37,053 (13.9)
学生	3,041 (△11.2)	3,949 (33.0)	3,618 (△8.4)	3,839 (6.1)	3,889 (1.3)

* ()は前年対比の増減率

*学生出願の場合、商標登録出願は除外

5. 代理人有無別の出願状況

情報顧客支援局 出願課 行政事務官 キム・ジョンフン

2015年度の代理人全体出願件数は382,940件であり、産業財産権の全体出願件数の462,243件に比べ82.8%を占め、直接出願の全体件数は79,303件で全体出願件数の17.2%を占めるものと示された。代理人出願と直接出願は、2011年以降から出願の割合に大きな変動がなく、それぞれ2%台の水準で変動しているものと示された。

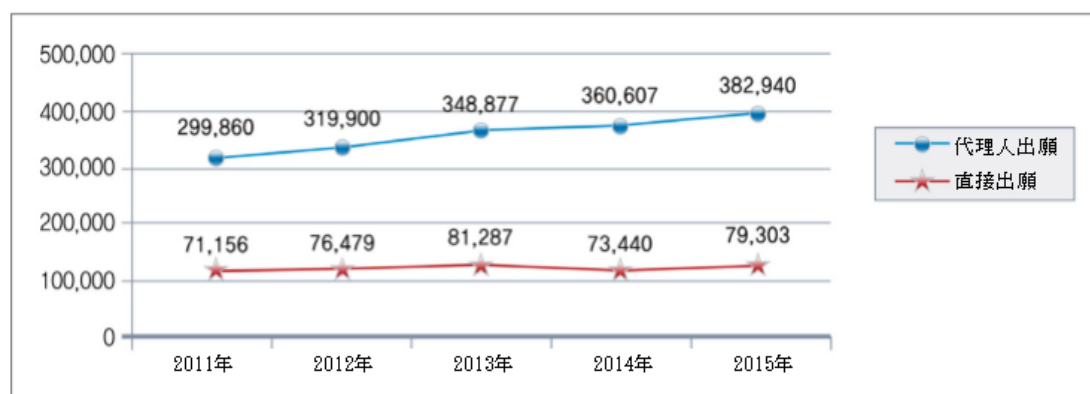
＜表Ⅶ－1－5＞代理人有無別の出願件数

(単位：件、%)

区分	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
代理人出願	299,860 (80.8)	319,900 (80.7)	348,877 (81.1)	360,607 (83.1)	382,940 (82.8)
直接出願	71,156 (19.2)	76,479 (19.3)	81,287 (18.9)	73,440 (16.9)	79,303 (17.2)
計	371,016 (100)	396,379 (100)	430,164 (100)	434,047 (100)	462,243 (100)

*()は代理人有無別の構成比である。

＜図Ⅶ－1－2＞代理人有無別出願推移



6. 主要国(米、日、中、ヨーロッパ)の特許出願状況

産業財産保護協力局 国際協力課 電算事務官 ジョン・イクス

産業財産権主要4カ国(米・日・中・ヨーロッパ)の過去5年間の特許出願をみると、2014年に最も多い特許出願件数を記録した国は中国であり、過去5年間(2010年～2014年)の全体出願件数が3,323,679件であった。その次に多い国は米国、日本、韓国、ヨーロッパ(EPO)の順であった。

中国の場合、開放化及び産業化の影響により急激な出願増加率を記録し、2010年以降初めて20%以下の出願増加率を記録した。2014年の中国特許出願件数は前年度に比べ12.5%増加した928,177件を記録した。

＜表Ⅶ－1－6＞主要国の過去5年間の特許出願状況

(単位：件、%)

区分	2010	2011	2012	2013	2014
米国	391,177 (24.3)	526,412 (34.6)	652,777 (24.0)	825,136 (26.4)	928,177 (12.5)
日本	490,226 (7.5)	503,582 (2.7)	542,815 (7.8)	571,612 (5.3)	578,802 (1.3)
中国	344,598 (△1.1)	342,610 (△0.6)	342,796 (0.1)	328,436 (△4.2)	325,989 (△0.7)
ヨーロッパ	150,961 (12.2)	142,793 (△5.4)	148,560 (4.0)	147,987 (△0.4)	152,662 (3.1)

*WIPO ホームページ参考

* () は前年比の増減率

7. 韓国の主要国(米国、日本、中国、EPO)に対する特許出願状況

産業財産保護協力局 国際協力課 電算事務官 ジョン・イクス

＜表Ⅶ－1－7＞過去5年間の韓国の主要国に対する特許出願状況

(単位：件、%)

区分	2010	2011	2012	2013	2014	平均 増加率 ⁵⁶

⁵⁶2010～2014年の5年間増減率の平均

中国	韓国人 出願	5,909 (△26.3)	7,178 (21.5)	8,985 (25.2)	10,866 (20.9)	11,528 (6.1)	9.5%
	中国 全体出願	391,177 (24.3)	526,412 (34.6)	652,777 (24.0)	825,136 (26.4)	928,177 (12.5)	24.4%
米国	韓国人 出願	26,040 (8.7)	27,289 (4.8)	29,481 (8.0)	33,499 (13.6)	36,744 (9.7)	9.0%
	米国全体 出願	490,226 (7.5)	503,582 (2.7)	542,815 (7.8)	571,612 (5.3)	578,802 (1.3)	4.9%
日本	韓国人 出願	4,782 (△14.6)	4,872 (1.9)	5,708 (17.2)	6,134 (7.5)	5,682 (△7.4)	0.9%
	日本全体 出願	344,598 (△1.1)	342,610 (△0.6)	342,796 (0.1)	328,436 (△4.2)	325,989 (△0.7)	-1.3%
ヨーロッパ (EPO)	韓国人 出願	4,193 (△3.5)	4,715 (12.4)	5,721 (21.3)	6,342 (10.9)	6,162 (△2.8)	7.7%
	ヨーロッパ (EPO)全体 出願	150,961 (12.2)	142,793 (△5.4)	148,560 (4.0)	147,987 (△0.4)	152,662 (3.2)	2.7%

*WIPO ホームページ参考、

* () は前年比の増減率

第2節 権利別・産業部門別の出願

1. 特許・実用新案登録の出願状況

情報顧客支援局 出願課 行政事務官 キム・ジョンフン

特許出願の産業部門別構成比をみると、内国人・外国人が共通に医療用機器（4.0%、4.1%）、事務用以外の一般機械（7.0%、6.2%）、通信及び放送装備（5.4%、7.6%）、特殊機械（4.4%、5.1%）などの産業分野において万遍なく出願されている反面、医療用物質及び医薬品と半導体産業分野においては、内国人（3.2%、4.7%）に比べ相対的に外国人（8.8%、9.4%）の出願割合が高く、コンピュータプログラミングと自動車製造業産業分野においては、外国人（4.3%、2.7%）に比べ相対的に内国人（7.1%、4.0%）の出願の割合が高く示された。

また、実用新案登録出願の産業部門別構成比をみると、内国人は家庭用機器（10.0%）、ゴム製品及びプラスチック（7.3%）分野順に多く出願され、外国人の場合は医療用機器（8.6%）、家庭用機器（7.7%）分野順に多く出願されたものと示された。

<表VII-1-8> 産業部門別特許、実用新案登録の出願状況

（単位：件、%）

区分(特許)	内国人		外国人		計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
農林漁業	2,414	1.6	195	0.4	2,609	1.2
鉱業	279	0.2	43	0.1	322	0.2
食料品製造業	4,164	2.4	306	0.7	4,470	2.1
飲料製造業	119	0.1	7	0.0	126	0.1
タバコ製造業	140	0.1	139	0.3	279	0.1

繊維製品製造業	511	0.3	80	0.2	591	0.3
衣服、アクセサリー及び毛皮製品製造業	515	0.4	48	0.1	563	0.3
皮、ガバン及び履物製造業	935	0.7	88	0.2	1,023	0.5
木材及び木の製品製造業：家具除外	584	0.4	40	0.1	624	0.3
パルプ、紙及び紙製品製造業	130	0.1	58	0.1	188	0.1
印刷及び記録媒体複製業	239	0.2	51	0.1	290	0.1
コークス、練炭及び石油精製品製造業	221	0.1	132	0.3	353	0.2
基礎化学物質製造業	1,067	0.6	975	2.1	2,042	1.0
肥料及び窒素化学物製造業	149	0.1	6	0.0	155	0.1
合成ゴム及びプラスチック物質製造業	2,323	1.3	2,144	4.6	4,467	2.1
殺虫剤及びその他農薬製造業	216	0.1	207	0.4	423	0.2
インク、ペイント、コーティング及び類似製品製造業	617	0.4	332	0.7	949	0.4
洗剤、化粧品及び光沢剤製造業	1,734	1.0	386	0.8	2,120	1.0
その他化学製品製造業	2,078	1.2	1,210	2.6	3,288	1.5
化学繊維製造業	248	0.1	66	0.1	314	0.1
医療用物質及び医薬品製造業	5,683	3.2	4,073	8.8	9,756	4.6
ゴム製品及びプラスチック	4,247	2.8	999	2.2	5,246	2.5
非金属鉱物製品製造業	5,806	3.5	1,413	3.0	7,219	3.4
1次鉄鋼製造業	1,088	0.6	587	1.3	1,675	0.8
1次非鉄金属製造業	46	0.0	23	0.0	69	0.0
金属鑄造業	411	0.2	76	0.2	487	0.2
救助用金属製品、タンク、蒸気発生器製造業	865	0.5	134	0.3	999	0.5
武器及び銃砲弾製造業	214	0.1	19	0.0	233	0.1

その他金属加工製品製造業	2,348	1.5	618	1.3	2,966	1.4
半導体製造業	8,216	4.7	4,357	9.4	12,573	5.9
電子部品製造業	4,665	2.7	1,371	3.0	6,036	2.8
コンピュータ及び周辺装置製造業	4,250	2.5	1,140	2.5	5,390	2.5
通信及び放送装置製造業	9,440	5.4	3,507	7.6	12,947	6.1
映像及び音響機器製造業	4,042	2.3	1,412	3.0	5,454	2.6
マグネチック及び光学媒体製造業	65	0.0	48	0.1	113	0.1
医療用機器製造業	6,678	4.0	1,884	4.1	8,562	4.0
測定、試験、航海、制御及びその他精密製造業	7,498	4.3	1,862	4.0	9,360	4.4
眼鏡、写真装置及びその他光学機器製造業	2,323	1.4	1,391	3.0	3,714	1.7
時計及び時計部品製造業	159	0.1	34	0.1	193	0.1
電動機、発電機及び電気変換、供給、制御装置製造業	2,748	1.6	558	1.2	3,306	1.5
一次電池及び蓄電池製造業	3,569	2.0	1,221	2.6	4,790	2.2
絶縁線及びケーブル製造業	2,462	1.5	718	1.5	3,180	1.5
電球及び照明装置製造業	2,116	1.4	192	0.4	2,308	1.1
家庭用機器製造業	5,161	3.4	402	0.9	5,563	2.6
その他電気装置製造業	2,220	1.3	328	0.7	2,548	1.2
事務用機械及び装置製造業	408	0.2	197	0.4	605	0.3
事務用以外の一般機械製造業	11,903	7.0	2,898	6.2	14,801	6.9
特殊機械製造業	7,400	4.4	2,353	5.1	9,753	4.6
自動車製造業	6,816	4.0	1,260	2.7	8,076	3.8
船舶製造業	2,348	1.5	190	0.4	2,538	1.2
鉄道装置製造業	400	0.2	52	0.1	452	0.2

航空機製造業	598	0.3	109	0.2	707	0.3
戦闘用車両製造業	2	0.0			2	0.0
モータサイクル製造業	158	0.1	11	0.0	169	0.1
その他分類されない運送装備製造業	413	0.3	30	0.1	443	0.2
家具製造業	1,516	1.1	60	0.1	1,576	0.7
その他製品製造業	4,225	2.8	384	0.8	4,609	2.2
電気、ガス、重機、水道	684	0.4	134	0.3	818	0.4
下水、廃棄物処理、原料再生、環境復元	1,608	0.9	146	0.3	1,754	0.8
建設業、建築技術サービス	5,106	3.2	208	0.4	5,314	2.5
コンピュータプログラミング、情報サービス業	12,339	7.1	1,998	4.3	14,337	6.7
その他	6,348	3.9	1,509	3.3	1	3.7
合計	167,275	100.0	46,419	100.0	7,856	100.0

(単位：件、%)

区分(実用新案)	内国人		外国人		計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
農林漁業	332	4.0	6	1.4	338	3.9
鉱業						
食料品製造業	46	0.6	2	0.5	48	0.6
飲料製造業	2	0.0			2	0.0
タバコ製造業	30	0.4			30	0.3
繊維製品製造業	4	0.0	1	0.2	5	0.1
衣服、アクセサリー及び毛皮製品製造業	232	2.8	1	0.2	233	2.7

皮、ガバン及び履物製造業	267	3.2	9	2.2	276	3.2
木材及び木の製品製造業：家具 除外	91	1.1	2	0.5	93	1.1
パルプ、紙及び紙製品製造業	22	0.3			22	0.3
印刷及び記録媒体複製業	49	0.6			49	0.6
コークス、練炭及び石油精製品 製造業						
基礎化学物質製造業	3	0.0			3	0.0
肥料及び窒素化学物製造業	3	0.0			3	0.0
合成ゴム及びプラスチック物質 製造業						
殺虫剤及びその他農薬製造業						
インク、ペイント、コーティン グ及び類似製品製造業						
洗剤、化粧品及び光沢剤製造業	4	0.0			4	0.0
その他化学製品製造業	16	0.2	2	0.5	18	0.2
化学繊維製造業			1	0.2	1	0.0
医療用物質及び医薬品製造業	1	0.0			1	0.0
ゴム製品及びプラスチック	605	7.3	21	5.0	626	7.2
非金属鉱物製品製造業	280	3.4	9	2.2	289	3.3
1次鉄鋼製造業	15	0.2			15	0.2
1次非鉄金属製造業			1	0.2	1	0.0
金属 casting	5	0.1			5	0.1
救助用金属製品、タンク、蒸気 発生器製造業	65	0.8	2	0.5	67	0.8
武器及び銃砲弾製造業	11	0.1	1	0.2	12	0.1

その他金属加工製品製造業	208	2.5	8	1.9	216	2.5
半導体製造業	36	0.4	20	4.8	56	0.6
電子部品製造業	50	0.6	12	2.9	62	0.7
コンピュータ及び周辺装置製造業	82	1.0	10	2.4	92	1.1
通信及び放送装備製造業	72	0.9	16	3.8	88	1.0
映像及び音響機器製造業	54	0.7	7	1.7	61	0.7
マグネチック及び光学媒体製造業			1	0.2	1	0.0
医療用機器製造業	345	4.2	36	8.6	381	4.4
測定、試験、航海、制御及びその他精密製造業	122	1.5	12	2.9	134	1.5
眼鏡、写真装備及びその他光学機器製造業	89	1.1	6	1.4	95	1.1
時計及び時計部品製造業	12	0.1	1	0.2	13	0.1
電動機、発電機及び電気変換、供給、制御装置製造業	87	1.0	2	0.5	89	1.0
一次電池及び蓄電池製造業	29	0.3	2	0.5	31	0.4
絶縁線及びケーブル製造業	228	2.7	10	2.4	238	2.7
電球及び照明装置製造業	255	3.1	15	3.6	270	3.1
家庭用機器製造業	832	10.0	32	7.7	864	9.9
その他電気装備製造業	65	0.8	1	0.2	66	0.8
事務用機械及び装備製造業	9	0.1			9	0.1
事務用以外の一般機械製造業	468	5.6	42	10.1	510	5.9
特殊機械製造業	394	4.8	31	7.4	425	4.9
自動車製造業	291	3.5	10	2.4	301	3.5

船舶製造業	248	3.0	2	0.5	250	2.9
鉄道装備製造業	20	0.2			20	0.2
航空機製造業	11	0.1			11	0.1
戦闘用車両製造業						
モータサイクル製造業	21	0.3	5	1.2	26	0.3
その他分類されない運送装備製造業	68	0.8	3	0.7	71	0.8
家具製造業	394	4.8	4	1.0	398	4.6
その他製品製造業	681	8.2	38	9.1	719	8.3
電気、ガス、重機、水道	20	0.2	1	0.2	21	0.2
下水、廃棄物処理、原料再生、環境復元	56	0.7	3	0.7	59	0.7
建設業、建築技術サービス	449	5.4	12	2.9	461	5.3
コンピュータプログラミング、情報サービス業	45	0.5	1	0.2	46	0.5
その他	470	5.7	16	3.8	486	5.6
合計	8,294	100.0	417	100.0	8,711	100.0

2. デザイン登録の出願状況

情報顧客支援局 出願課 行政事務官 キム・ジョンフン

2015年度デザイン登録の出願状況をみると、内国人は住宅設備用品は13.4%、衣服及び身の回り品は13.0%、事務用品及び販売用品は12.5%で比較的高い出願の割合を示した。外国人は電気・電子・通信機械器具分野の出願割合が24.2%で最も高く、その次が衣服と身の回り品12.1%、生活用品10.4%、産業用機械器具10.2%の順に高い出願の割合を示した。

＜表Ⅶ－1－9＞産業部門別デザイン登録の出願状況

(単位：件、%)

区分	自国民		外国人		計	
	件数	構成比	件数	件数	構成比	件数
加工食品及び嗜好品	291	0.5	3	0.1	294	0.4
衣服及び身の回り品	8,347	13.0	394	12.1	8,741	13.0
生活用品	6,402	10.0	337	10.4	6,739	10.0
住宅設備用品	8,617	13.4	211	6.5	8,828	13.1
趣味・娯楽用品及び 運動競技用品	2,019	3.2	151	4.6	2,170	3.2
事務用品及び販売用品	8,023	12.5	224	6.9	8,247	12.2
運輸及び運搬機械	1,867	2.9	326	10.0	2,193	3.3
電気・電子機械器具及び 通信機械器具	6,446	10.1	786	24.2	7,232	10.7
一般機械器具	2,818	4.4	314	9.7	3,132	4.7
産業用機械器具	3,118	4.9	331	10.2	3,449	5.1
土木、建築用品	6,053	9.4	21	0.6	6,074	9.0
その他基礎製品	7,357	11.5	89	2.7	7,446	11.1
その他物品	202	0.3	5	0.2	207	0.3
その他	2,518	3.9	56	1.7	2,574	3.8
計	64,078	100.0	3,248	100.0	67,326	100.0

3. 商標登録の出願状況

情報顧客支援局 出願課 行政事務官 キム・ジョンフン

NICE分類による2015年度商標登録の出願状況をみると、内国人は、サービス業が40.9%で最も高い出願の割合を記録し、化学品・薬剤・化粧品類12.8%、菓子・食品・飲料類12.6%の順で比較的高い出願の割合を示した。外国人の場合は、サービス業が26.1%で最も高く、その次に機械・電気機械・輸送機械器具19.0%、化学品・薬剤・化粧品16.8%の順で比較的高い出願の割合を記録した。

<表Ⅶ-1-10>NICE分類別商標登録の出願状況

(単位：件、%)

区分	内国人		外国人		計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
化学品、薬剤、化粧品	24,535	12.8	3,369	16.8	27,904	13.2
一般金属材、建築材料、手動利 器類、非金属製建築材料	2,809	1.5	395	2.0	3,204	1.5
機械、電気機械、輸送機械器具	23,608	12.3	3,813	19.0	27,421	13.0
繊維、繊維製品、衣類	12,908	6.7	1,783	8.9	14,691	6.9
家具、敷物類、台所用品	7,389	3.9	794	4.0	8,183	3.9
貴金属、時計、皮革、カバン類	7,114	3.7	1,098	5.5	8,212	3.9
楽器、玩具、運動器具、タバコ	4,218	2.2	865	4.3	5,083	2.4
紙、文房具、印刷物	5,072	2.6	571	2.8	5,643	2.7
菓子、食品、飲み物	24,074	12.6	1,983	9.9	26,057	12.3
ゴム、プラスチック材料	678	0.4	137	0.7	815	0.4
サービス業	78,383	40.9	5,235	26.1	83,618	39.5
その他	716	0.4			716	0.3
計	191,504	100.0	20,043	100.0	211,547	100.0

第3節 公共機関及び大学の特許出願

1. 公共機関の特許出願状況

情報顧客支援局 出願課 行政事務官 キム・ジョンフン

公共機関の特許出願は、2015年10,078件で前年度に比べ△3.1%の減少となった。2011年から2015年まで公共機関の中で特許多出願1位の機関は11,587件を出願した韓国電子通信研究院で、公共機関における全体出願件数の21.8%を占め、その次の機関が韓国機械研究院、韓国科学技術研究院、浦項産業科学研究院の順であった。

<表Ⅶ-1-11> 公共機関の特許出願状況

(単位：件、%)

年度	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
公共機関の特許出願	10,220	11,211	11,356	10,398	10,078
前年比の増減率	△6.1	9.7	1.3	△8.4	△3.1

*出願番号基準

<表Ⅶ-1-12> 公共機関の特許多出願順位

(単位：件、%)

順位	機関名	2011～2015出願件	特許占有率
1	韓国電子通信研究所	11,587	21.8
2	韓国機械研究院	2,703	5.1
3	韓国科学技術研究院	2,448	4.6
4	(財)浦項産業科学研究院	2,337	4.4
5	国防科学研究所	2,267	4.3
その他	その他	31,921	59.9
合計	-	53,263	100.0

*共同出願は各々の出願ごとに1件として処理

*公共機関：公共機関、研究機関、公企業などを含む。

2. 大学の特許出願状況

情報顧客支援局 出願課 行政事務官 キム・ジョンファン

大学の特許出願増加率（10.6％）は、当該特許増加率（1.6％）よりも高い数値を維持しており、相対的に大学の特許出願が増えている。

2011年から2015年までの大学における多出願一位の大学は5,678件を出願した韓国科学技術院であり、大学の全体出願の6.9％を占め、ソウル大学、延世大学が2位と3位を占めている。

上位5位までの大学が占める割合が24.1％で、知名度の高い一部の理工系大学の特許出願の割合が相対的に高く示された。

<表Ⅶ-1-13> 大学の特許出願状況

(単位：件、％)

年度	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
大学の特許出願	13,561	14,695	16,039	18,010	19,913
前年比増加率	9.3	8.4	9.1	12.3	10.6

*出願番号基準

<表Ⅶ-1-14> 大学の特許多出願順位

(単位：件、％)

順位	機関名	2011年～2015年出願件数	占有率
1	韓国科学技術院	5,678	6.9
2	ソウル大学産学協力団	4,112	5.0
3	延世大学産学協力団	3,639	4.4

2015年度知的財産白書

4	高麗大学産学協力団	3,356	4.1
5	漢陽大学産学協力団	2,996	3.6
その他	その他	62,437	75.9
合計	-	82,218	100.0

*共同出願は各々の出願ごとに1件として処理 *大学：大学、学校法人等を含む。

第4節 内・外国人の地域別・企業別の出願

1. 内国人の出願

情報顧客支援局 出願課 行政事務官 キム・ジョンフン

イ. 地域別の出願状況

2015年度内国人の全体出願は399,743件であり、このうちのソウル、仁川、京畿などの首都圏が277,628件で全体出願の69.5%を占め、その他の地域は122,115件で30.5%を占めているものと示された。これは大半の国内企業が首都圏に本社を置き、本社の住所地から出願をしているため、首都圏に出願件数が集中していると判断される。

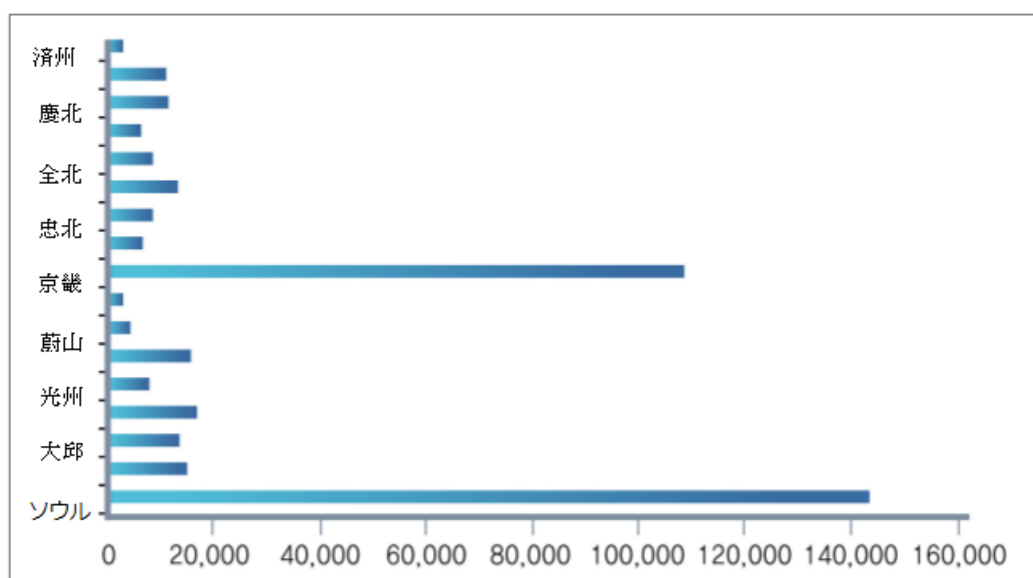
＜表Ⅶ－1－15＞内国人の地域別出願状況

(単位：件、%)

区分	特許		実用新案		デザイン		商標		合計		占有率	
	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年
ソウル	49,294	49,285	2,510	2,287	20,031	21,472	62,398	72,301	134,233	145,345	36.1	36.4
釜山	5,328	5,786	504	428	2,383	2,491	5,317	5,968	13,532	14,673	3.6	3.7
大邱	4,472	4,831	383	356	3,910	4,374	3,993	4,235	12,758	13,796	3.4	3.5
仁川	6,409	6,661	520	509	3,620	3,830	4,615	5,435	15,164	16,435	4.1	4.1
光州	2,611	3,062	153	141	1,165	1,160	1,961	2,109	5,890	6,472	1.6	1.6
大田	11,098	11,282	228	285	1,256	1,253	3,400	3,412	15,982	16,232	4.3	4.1
蔚山	2,899	2,566	233	159	513	436	878	1,038	4,523	4,199	1.2	1.1
世宗	318	438	12	26	82	195	302	382	714	1,041	0.2	0.3
京畿	50,548	51,425	2,817	2,684	19,338	19,627	34,744	42,112	107,447	115,848	28.9	29.0
江原	2,418	2,573	162	126	652	879	2,166	2,367	5,398	5,945	1.5	1.5
忠北	3,206	3,377	165	140	1,055	1,125	2,688	3,079	7,114	7,721	1.9	1.9

忠南	6,419	6,315	261	238	1,606	2,093	3,403	3,772	11,689	12,418	3.1	3.1
全北	3,500	4,011	142	128	1,260	910	2,553	2,810	7,455	7,859	2.0	2.0
全南	2,369	2,654	117	184	662	786	1,685	2,193	4,833	5,817	1.3	1.5
慶北	7,231	6,816	218	254	1,470	1,414	2,856	3,316	11,775	11,800	3.2	3.0
慶南	5,346	5,547	291	330	1,565	1,767	3,452	3,444	10,654	11,088	2.9	2.8
済州	578	629	37	18	221	261	1,679	2,097	2,515	3,005	0.7	0.8
その他	25	24	1	1	7	4	18	20	51	49	0.0	0.0
計	164,069	167,282	8,754	8,294	60,796	64,077	138,108	160,090	371,727	399,743	100.0	100.0

<図Ⅶ-1-3> 2015年内国人の地域別出願推移



ロ. 国内最多出願企業別の出願状況

2015年度国内多出願企業のうちの上位10大企業の全体出願件数は34,347件であり、内国人の全体出願件数の16.7%を占めている。特に、特許出願の場合は10大多出願企業の出願件数が27,011件で27.6%を占めている。多出願企業をみると、サムスン電子、LG電子、現代自動車、LG化学、サムスンディスプレイがそれぞれ1～5位を占めた。

＜表Ⅶ-1-16＞国内10大出願企業の出願状況

(単位：件、%)

順位	企業名	特許	実用	デザイン	商標	合計
1	サムスン電子株式会社	6,721	7	1,230	207	8,165
2	LG電子	3,453	1	1,016	1,181	5,651
3	現代自動車株式会社	3,704	1	227	80	4,012
4	LG化学	3,350	—	57	3	3,410
5	サムスンディスプレイ株式会社	2,827	—	13	5	2,845
6	LGディスプレイ株式会社	2,340	—	36	7	2,383
7	LG生活健康	510	20	238	1,551	2,319
8	POSCO	1,574	—	—	58	1,632
9	株AMORE PACIFIC	398	27	145	870	1,440
10	大宇造船海洋	1,012	221	—	12	1,245
	小計	27,011	352	3,006	3,978	34,347
	(内国人出願中の占有率)	(27.6)	(12.9)	(9.6)	(5.4)	(16.7)
	内国人の出願合計	97,872	2,732	31,165	74,326	206,095

*共同出願は各々の出願ごとに1件として処理

2. 外国人の出願

情報顧客支援局 出願課 行政事務官 キム・ジョンフン

イ. 出願人の国籍別出願現況

2015年度の多出願国をみると、2014年度に続いて米国と日本がそれぞれ1位と2位となり、外国人(法人含む)全体出願の半分以上である60.9%を占め、依然として強みを

みせた。主な上位多出願国の7位までの順位は昨年度と同じ順位を維持している。

権利別では、デザインと商標部分では米国が、特許部分では日本が、実用新案部分では中国が優位をみせている。

<表Ⅶ-1-17>外国(法)人の国籍別出願状況

(単位：件、%)

順位	区 分		特許	実用	デザイン	商標	計		2015 順位	
							件数	占有率		
1	米国	2014年	14,005	64	1,091	4,229	19,389	31.1	1	
		2015年	14,650	83	1,173	4,000	19,906	31.8		
2	日本	2014年	15,663	35	1,151	2,197	19,046	30.6	2	
		2015年	15,284	29	923	1,925	18,161	29.1		
3	ドイツ	2014年	4,224	7	222	206	4,659	7.5	3	
		2015年	4,078	14	171	240	4,503	7.2		
4	中国	2014年	1,571	96	169	1,827	3,663	5.9	4	
		2015年	1,947	91	217	2,653	4,908	7.9		
5	フランス	2014年	2,214	5	114	288	2,621	4.2	5	
		2015年	1,983	1	65	323	2,372	3.8		
6	スイス	2014年	1,322	5	93	346	1,766	2.8	6	
		2015年	1,365	2	76	221	1,664	2.7		
7	イギリス	2014年	917	4	186	581	1,688	2.7	7	
		2015年	923	3	115	527	1,568	2.5		
小計			2014年	39,916	216	3,026	9,674	52,832	84.8	
			2015年	40,230	223	2,740	9,889	53,082	84.9	
その他の国			2014年	6,303	214	523	2,436	9,476	15.2	
			2015年	6,182	194	509	2,533	9,418	15.1	

計	2014年	46,219	430	3,549	12,110	62,308	100.0	
	2015年	46,412	417	3,249	12,422	62,500	100.0	

ロ. 最多出願企業別の出願状況

外国人の10大多出願企業は、米国企業が4社、日本3社、台湾1社、中国1社、ドイツ1社が含まれている。

多出願順位をみると、米国のクアルコムが1位、米国のインテルが2位、日本のトヨタが3位、米国のアップルが4位、日本の東京エレクトロンが5位を占めた。

<表Ⅶ-1-18>外国人の10大多出願企業別の出願状況

(単位：件)

順位	出願人	国名	特許	実用	デザイン	商標	合計
1	クアルコムイン コーポレイテッド	米国	1,500	0	0	11	1,511
2	インテル コーポレーション	米国	674	0	0	4	678
3	トヨタ自動車(株)	日本	644	0	23	7	674
4	アップルインク	米国	243	13	194	69	519
5	東京エレクトロン株式会 社	日本	461	0	18	0	479
6	台湾セミコンダクター・ マニュファクチャリング カンパニー	台湾	430	0	0	0	430
7	キャノン株式会社	日本	413	1	14	1	429
8	3Mカンパニー	米国	360	2	50	8	420

9	Huawe Technology Co.,Ltd	中国	299	0	0	74	373
10	バスプエスイ	ドイツ	338	0	0	2	340

*共同出願は各々の出願人ごとに1件として処理

第2章 PCT及びマドリッド国際出願分野の統計状況

第1節 PCT国際出願

1. 全世界のPCT国際出願状況

情報顧客支援局 国際出願課 行政事務官 ジ・サンフン

WIPOが発表した統計資料(暫定)によると、PCTシステムを利用した国際特許出願が持続的に増加し、2015年では218,000件にのぼり、2014年の213,568件に比べ1.7%が増加した。これは中国のPCT出願件数の増加率が16.8%にのぼり、韓国と日本の出願増加率がそれぞれ11.5%、4.4%が上昇するなど、アジアの国の出願増加率によるものとみられる。その反面、最大出願国である米国のPCT出願増加率は6.7%の減少となり、ドイツも0.5%の増加に留まり、アジアの国の目覚ましい成長にも関わらず全体的な増加率が2014年度の4.0%増に比べ低い伸び率であった。

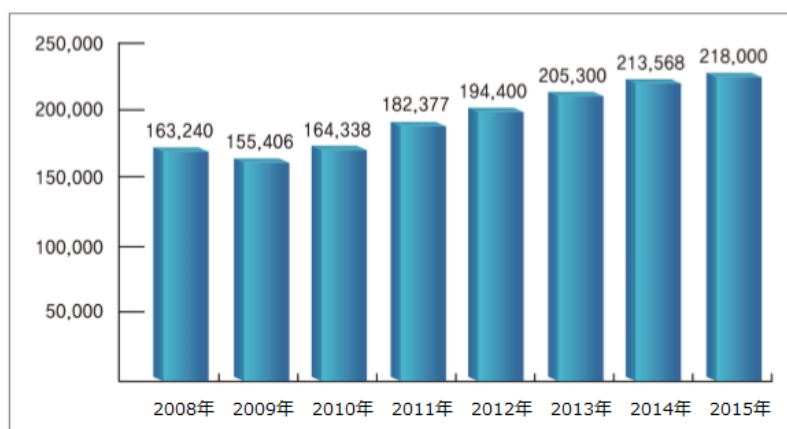
中国は29,846件の国際出願を行い、昨年と同じ第3位を記録した。日本は44,235件で米国に続き2位を守った。4位はドイツで18,072件の国際出願件数を記録し、その次に14,626件の出願件数を記録した大韓民国が5位を占めた。

PCT出願上位10カ国の順位は、2014年度と比べ変動はなく、出願が減少した米国とスウェーデンを除外しては8カ国が微弱ではあるが出願増加率を維持した。

世界PCT国際出願において最も大きい割合を占めている国は依然として米国であり、2015年の全世界PCT国際出願の26.3%(57,385件)を占め、日本20.3%(44,235件)、中国13.7%(29,846件)、ドイツ8.3%(18,072件)でその後続いた。

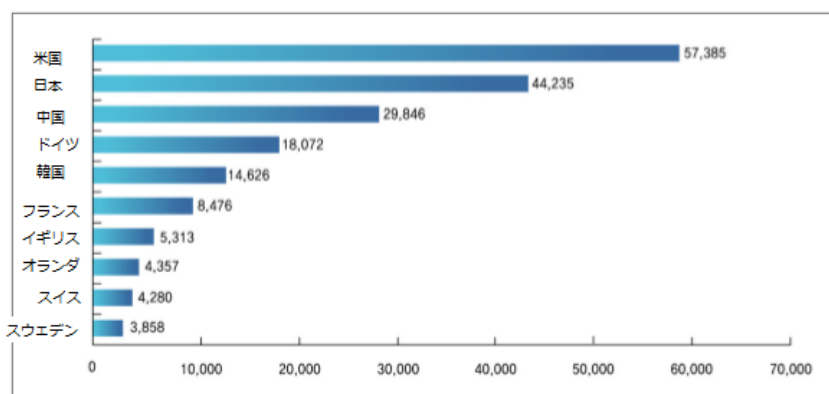
韓国は、世界全体の出願量の6.7%を占め、前年度の6.1%に比べ全体出願で占める割合が小幅ではあるが増加した。

<図VII-2-1>全世界のPCT国際出願状況



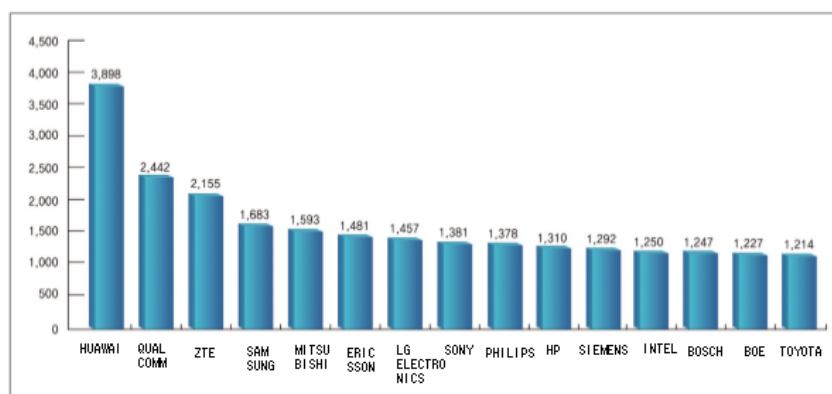
*資料出所：WIPO（WIPO資料は変動可能性があり、韓国特許庁の受付資料と異なる場合がある。）

<図VII-2-2>2015年全世界PCT多出願国の順位



*資料出所：WIPO（WIPO資料は変動可能性があり、韓国特許庁の受付資料と異なる場合がある）

<図VII-2-3>2015年全世界PCT多出願企業の順位



*出所：2016.2.20. WIPO発表(暫定)資料

2. 韓国のPCT国際出願状況及び見通し

情報顧客支援局 国際出願課 行政事務官 ジ・サンフン

イ. 内国人のPCTによる海外出願(受理官庁)

2015年度に韓国特許庁が受理官庁⁵⁷として受理したPCT国際出願は14,594件であり、2014年の13,138件に比べ1,456件が増えた11.1%の増加率を記録した。これは前年度の増加率5.6%に比べ2倍も上昇した数値であり、年度別にみると着実に増加傾向を維持している。

韓国が増加傾向を保っているのは、PCT制度が持つメリットに対する理解と知的財産権の重要性に対する認識拡大、さらに世界経済の不況の中でも海外において特許権を確保をして競争力を高めるために韓国企業と研究所、大学などで持続的に努力した結果であるといえる。

また、2009年から韓国語がPCT国際公開語として採択されたことで、これまで言語的な問題でPCT制度を利用できなかった中小企業や個人発明家にも言語の障壁のないPCT制度を利用できる機会が与えられたことも重要な要素として作用したといえる。

特許庁は、今後もこのような増加傾向を維持できるよう、国際調査及び国際予備審査機関としての水準の高い役割を果たすとともに、PCT国際出願制度を簡単かつ便利に利用できるようサービスとシステムを持続的に整備・改善する一方、PCT国際出願の説明会及び企業訪問コンサルティングのような政策的努力を傾けるべきである。

＜表Ⅶ-2-1＞韓国のPCT国際出願件数

(単位：件、%)

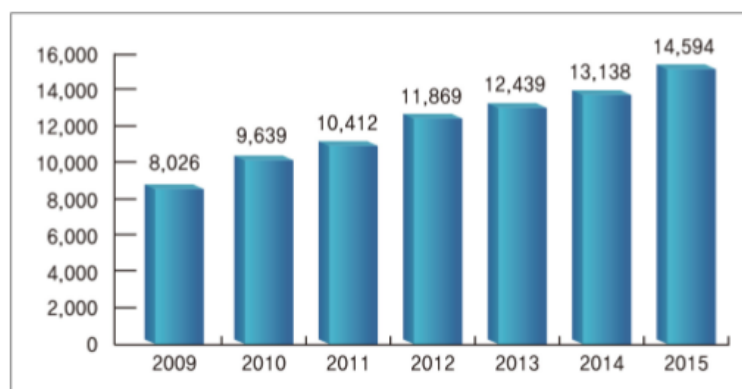
⁵⁷ 国際出願を受理する国内(又は地域)官庁であり、韓国出願人の場合は通常韓国特許庁、国際事務局も受理官庁として役割を果たす。

年度 区分	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
出願件数	7,913	8,028	9,639	10,412	11,869	12,439	13,138	14,594
増加率	12.0	1.4	20.1	8.0	14.0	4.8	5.6	11.1

*韓国特許庁の受付日基準であり、WIPO統計(国際事務局の受付日基準)と若干の差が発生する可能性がある。

*資料出所：特許庁の特許情報統計システム

<図Ⅶ-2-4> 韓国のPCT国際出願状況



*韓国特許庁の受付日基準であり、WIPO統計(国際事務局の受付日基準)と若干の差が発生する可能性がある。

*資料出所：KIPO統計

ロ. 韓国国内の10大PCT最多出願法人(企業)の状況

2015年度の韓国国内PCT最多出願法人(企業)別の状況をみると、LG電子が1位(1,819件)を占め、サムスン電子(1,725件)が2位でその後に続いた。LG電子は昨年(1,396件)より30.4%が増え昨年の1位であったサムスンを抑え1位に上った。中堅企業であるDONGWOO FINE CHEMは74件で昨年(82件)より出願が減ったが、大企業が大半である多出願企業の順位に依然として10位圏内に入っている。

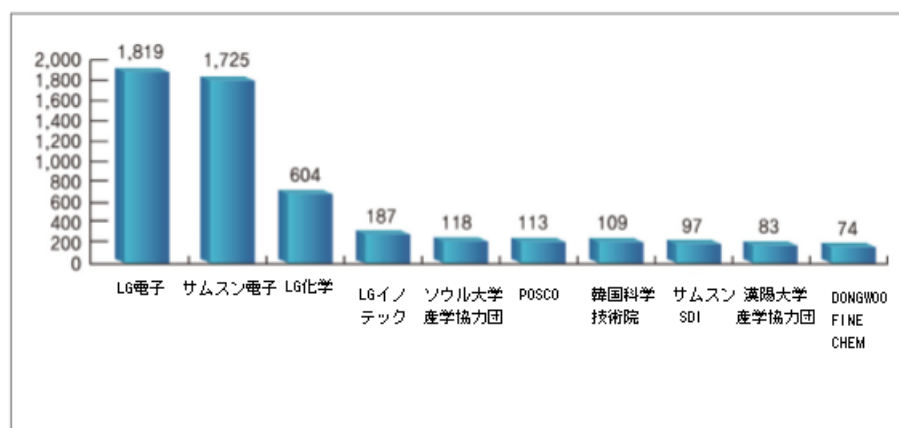
大学及び研究所分野においては、ソウル大学産学協力団が118件で5位となり、韓国

科学技術院(109件)と漢陽大学産学協力団(83件)がそれぞれ7位と9位に名を入れた。特に、韓国科学技術院と漢陽大学産学協力団は昨年と比べ出願の増加率がそれぞれ78.7%、88.6%に大きく上昇し10位圏内に進入する成績を上げた。PCT国際出願制度が施行されて以来、大学は1993年までには出願が1件もなかったが、1994年にカリストが国内大学において初めてPCT出願が行れた後、順調に多出願の順位に名を入れている。

10大最多出願企業の出願件数は4,929件となり、出願件数全体の33.8%の割合を占めている。LG電子、サムスン電子などの大企業などがPCT出願の相当部分を占める現象が2015年も継続していることが分かる。

<図VII-2-5> 2015年国際最多出願法人(企業)別のPCT国際出願現況

(単位：件、%)



*資料出所：特許庁の特許情報統計システム

ハ. 個人対法人のPCT国際出願状況

2015年度のPCT国際出願件数は14,594件で、そのうち個人のPCT国際出願件数は2,234件を占め、2014年の1,982件に比べ小幅ながら増加したが、全体出願において占める割合も15.1%から15.3%に増加した。しかし、依然と法人出願がPCT出願の多数を占めており、これは言語、手続き、費用の面において個人がPCT制度を利用することに制約が少なくないということがわかる。

しかし、2009年から韓国語がPCT国際公開語として適用され、すべての国際出願関連の書類を韓国語文字(ハングル)で提出することが可能となり、PCT出願利用の最も大きな障壁であった言語問題が解決され、特許庁のPCT出願説明会や広報および教育と海外出願費用の支援事業などの支援政策が持続的に拡大され、個人も創意的なアイデアや技術さえあれば、いくらでも外国で特許権を確保できる道が開かれている。

＜表Ⅶ-2-2＞個人対法人のPCT国際出願状況

(単位：件、%)

区分	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
個人	1,707	1,831	2,046	2,041	2,102	1,986	1,982	2,234
(比率)	(21.6)	(22.8)	(21.2)	(19.6)	(17.7)	(16.0)	(15.1)	(15.3)
法人	6,206	6,195	7,593	8,371	9,767	10,453	11,156	12,360
(比率)	(78.4)	(77.2)	(78.8)	(80.4)	(82.3)	(84.0)	(84.9)	(84.7)
計	7,913	8,026	9,639	10,412	11,869	12,439	13,138	14,594
(比率)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)

*資料出所：KIPO特許情報統計システム

二. PCT-EASY(FD⁵⁸出願)及びE-filing(電子出願)によるPCT国際出願状況

2015年度のPCT出願の中で、書面やPCT-EASYによる出願の割合は6.4%に過ぎない微々たる水準であり、2015年7月からPCT-EASYモードを利用した出願方法が終了されることにより、E-filingによるオンライン出願の割合が93.6%に益々上昇した。

＜表Ⅶ-2-3＞媒体別のPCT国際出願状況

(単位：件、%)

区分	年度	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015

⁵⁸ Floppy Disk

On-Line (割合)	6,940 (87.7)	7,383 (92.0)	9,015 (93.5)	9,616 (92.4)	10,936 (92.1)	11,228 (90.3)	11,979 (91.2)	13,660 (93.6)
FD(PCT-EASY) (割合)	775 (9.8)	489 (6.1)	440 (4.6)	611 (5.9)	757 (6.4)	998 (8.0)	977 (7.4)	478 (3.3)
その他(書面等) (割合)	198 (2.5)	154 (1.9)	184 (1.9)	185 (1.8)	176 (1.5)	213 (1.7)	182 (1.4)	456 (3.1)
計 (割合)	7,913 (100.0)	8,026 (100.0)	9,639 (100.0)	10,412 (100.0)	11,869 (100.0)	12,439 (100.0)	13,138 (100.0)	14,594 (100.0)

*資料出所：特許庁の特許情報統計システム

*2005年2月からオンライン出願施行

また、出願人としては、E-filingによって出願する場合には、国際出願手数料のうちの300スイスフラン(約356,000ウォン)の減免が受けれるので手数料の節減効果が期待できる。ただし、従来のPCT-EASYで出願する場合に適用された減免制度は PCT-EASY 出願の終了により廃止された。

*2015. 12. 31. スイスフラン売買基準率1.188ウォン基準

ホ. 言語別のPCT国際出願状況

2015年度のPCT国際出願の中で、韓国語による出願は12,522件で全体の85.8%を占め、英語による出願は2,070件で全体の14.1%を占めた。韓国語による出願の割合は2008年までは60%を若干上回ったが、2009年に70%、2011年からは80%を維持している。これは2009年1月1日から韓国語がPCT国際公開語に適用されることとなり、すべての国際出願関連の書類を韓国語で作成して出願することが可能となったため、優先日から14ヵ月以内に英語翻訳文を提出していた手続きがなくなったことによって、言語的に便利な韓国語による出願を積極的に利用するようになった結果とみられる。

ただし、出願人が英語で出願したい場合には、継続して英語で出願することができる。すなわち、英語で出願した場合は英語による国際公開となり、韓国語で出願し

た場合は韓国語による国際公開となる。

<表VII-2-4> 言語別のPCT国際出願状況

(単位：件、%)

年度 区分	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
韓国語 (割合)	4,982 (63.0)	5,800 (72.3)	7,336 (76.1)	8,394 (80.6)	9,628 (81.1)	10,227 (82.2)	10,890 (82.9)	12,522 (85.8)
英語 (割合)	2,928 (37.0)	2,226 (27.7)	2,303 (23.9)	2,018 (19.4)	2,241 (18.9)	2,209 (17.8)	2,243 (17.1)	2,070 (14.1)
日本語 (割合)	3 (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	3 (-)	5 (-)	2 (-)
計 (割合)	7,913 (100.0)	8,026 (100.0)	9,639 (100.0)	10,412 (100.0)	11,869 (100.0)	12,439 (100.0)	13,138 (100.0)	14,594 (100.0)

*資料出所：韓国特許庁特許情報統計システム

3. 国際調査・国際予備審査の状況及び見通し

特許審査企画局 特許審査企画課 工業事務官 チョウ・キユン

イ. 韓国特許庁に対するPCT国際調査及び国際予備審査の請求状況

韓国特許庁は、1997年のPCT総会で国際調査機関及び国際予備審査機関として指定され、1999年12月から同業務を遂行してきた。2015年末基準で米国をはじめとする14カ国の特許庁と業務協定を締結し、これらの国の出願人の国際調査及び国際予備審査業務を遂行している。

※業務協定締結国(14カ国)：フィリピン(2001)、ベトナム(2002)、インドネシア(2004)、モンゴル(2005)、ニュージーランド(2005)、シンガポール(2006)、マレー

シア(2006)、米国(2006)、スリランカ(2009)、オーストラリア(2009)、タイ(2009)、チリ(2010)、ペルー(2012)、サウジアラビア(2014)

2015年度に韓国特許庁で受付けた国際調査は全体で28,468件であり、2014年の30,160件に比べ5.6%の減少となった。その中で韓国出願人が申請した件数は13,579件で2014年に比べ9.1%の増加となったが、米国をはじめとする外国の出願人が申請した件数は14,889件で2014年に比べ16.0%の減少となった。

また、米国出願人が申請した件数は14,480件であり、韓国特許庁で受付けた全体国際調査の50.9%で外国出願人が申請した国際調査物量の97.3%を占め、米国出願人の割合が圧倒的である。

特に、インテル、ヒューレット・パッカード、グーグルなど多数の米国グローバル企業が、PCT国際出願件の大半を韓国特許庁に国際調査を依頼している。これは韓国特許庁の国際調査報告書の品質に満足していることを示している。

<表Ⅶ-2-5>PCT国際調査使用写本の受付状況

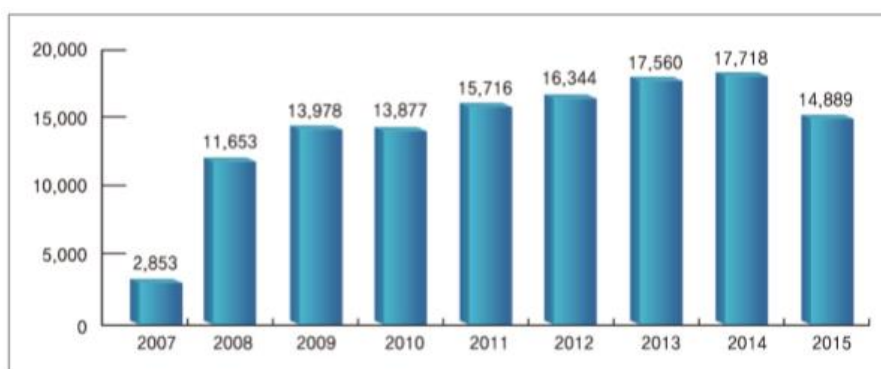
(単位：件、%)

年度 区分	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
韓国 (割合)	7,165 (38.1)	7,090 (33.6)	8,830 (38.9)	9,950 (38.8)	10,736 (39.6)	11,971 (40.5)	12,442 (41.3)	13,579 (47.7)
米国 (割合)	11,371 (60.4)	13,356 (63.4)	13,319 (58.7)	15,167 (59.1)	15,778 (58.3)	16,968 (57.5)	17,162 (56.9)	14,480 (50.9)
その他の国 (割合)	282 (1.5)	622 (3.0)	558 (2.4)	549 (2.1)	566 (2.1)	592 (2.0)	556 (1.8)	409 (1.4)
計 (割合)	18,818 (100.0)	21,068 (100.0)	22,707 (100.0)	25,666 (100.0)	27,080 (100.0)	29,531 (100.0)	30,160 (100.0)	28,468 (100.0)

*資料出所：韓国特許庁特許情報統計システム

韓国は2008年まで23万ウォン程度であった国際調査費用を、2009年に韓国語による国際調査費用は45万ウォン、英語による国際調査費用は90万ウォンに一度値上げした後、さらに2010年から英語による国際調査費用を130万ウォンに値上げた。2015年は海外出願人のPCT国際調査依頼が多少減少したけれど、毎年海外からのPCT国際調査依頼が持続的に増加しているのをみると、海外顧客らが韓国特許庁の国際調査品質に満足しているものとみられる。

<図VII-2-6>海外出願人のPCT国際出願依頼状況



*資料出所:韓国特許庁特許情報統計システム

2015年度に韓国特許庁で受付けた国際予備審査は208件で、2014年の236件に比べ11.9%の減少となった。減少の要因は国際調査の段階において先行技術に対する調査とともに特許性に対する検討資料が提供されるため、必須的な手続きではない国際予備審査を出願人が行う必要がなくなったためであるとみられる。

<表VII-2-6>PCT国際予備審査の請求状況

(単位:件、%)

区分 \ 年度	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
国際予備審査請求書受付	511	359	341	270	226	302	253	236	208
増減率	△14.7	△29.7	△5.0	△20.8	△16.3	33.6	△16.2	△6.7	△11.9

*資料出所:韓国特許庁特許情報統計システム

ロ. 韓国出願人の国際調査機関指定状況

韓国特許庁を受理官庁として出願した出願人は、韓国特許庁 (ISA/KR) 以外に、オーストリア特許庁 (ISA/AT)、オーストラリア特許庁 (ISA/AU)、日本特許庁 (ISA/JP) を国際調査機関 (ISA) を指定して国際調査を受けることができる。

2015年度に韓国特許庁を受理官庁としたPCT国際出願において、韓国特許庁を国際調査機関に指定した件数は14,539件で、全体件数に比べ99.6%に達したのに対し、外国特許庁を国際調査機関に指定した件数は55件(0.4%)に過ぎず、2014年度と似た割合であった。これはオーストリアやオーストラリアより手数料が安く、国際調査報告書の品質に対する満足度が高いからであるとみられる。

<表Ⅶ-2-7> PCT国際調査機関の指定状況

(単位:件、%)

年度 区分	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
大韓民国 (KR)	6,571	7,590	7,442	9,422	10,334	11,828	12,386	13,069	14,539
(割合)	(93.0)	(95.9)	(92.7)	(97.8)	(99.2)	(99.6)	(99.6)	(99.5)	(99.6)
その他の国	497	323	584	217	78	41	53	69	55
(割合)	(7.0)	(4.1)	(7.3)	(2.2)	(0.8)	(0.4)	(0.4)	(0.5)	(0.4)
計	7,063	7,913	8,026	9,639	10,412	11,869	12,439	13,138	14,594
(割合)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)

*資料出所:韓国特許庁特許情報統計システム

4. PCT国際出願の韓国国内段階への移行状況

情報顧客支援局 国際出願課 行政事務官 ジ・サンフン

イ. 2015年度PCT韓国国内段階(指定官庁)への移行(出願)件数

PCT国際出願を通じて大韓民国で特許権(実用新案権)を獲得するために、PCT出願後2015年度に韓国内段階へ移行した件数は34,080件で、前年度に比べ2.0%の増加となった。

＜表Ⅶ－2－8＞PCT国際出願の韓国国内段階(指定官庁)への移行件数

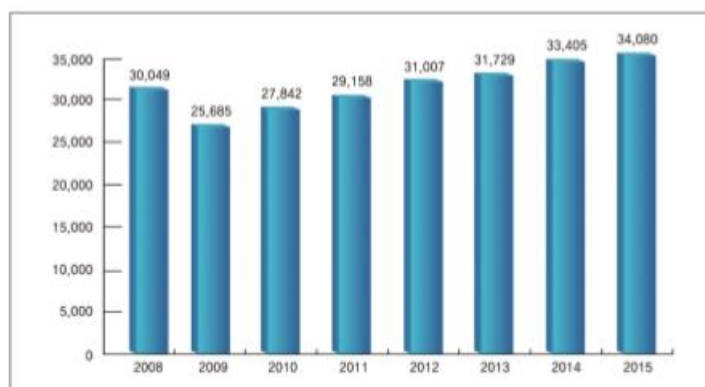
(単位：件、%)

分析	年度							
	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
出願件数	30,049	25,685	27,842	29,158	31,007	31,729	33,405	34,080
増減率(%)	3.5	△14.5	8.4	4.7	6.3	2.3	5.3	2.0

*資料出所：韓国特許庁特許情報統計システム

＜図Ⅶ－2－7＞PCT韓国の国内段階(指定官庁)への移行状況

(単位：件)



*資料出所：韓国特許庁特許情報統計システム

ロ. 韓国国内段階(指定官庁)への移行動向

2008年度に韓国国内段階への移行件数は30,000件を超えたが、同年下半期から始ま

った世界金融危機によってグローバル景気低迷が本格化となった2009年度には25,685件で、2008年に比べ△14.5%と急減した。

2010年以後は世界経済がグローバル金融危機から脱して安定した回復傾向へと転じ、韓国国内段階への移行件数も再び増加し始め、2012年は6.3%、2013年2.3%、2014年5.3%、2015年2.0%の増加を記録した。

第2節 マドリッド国際商標出願

1. 世界の国際商標出願状況

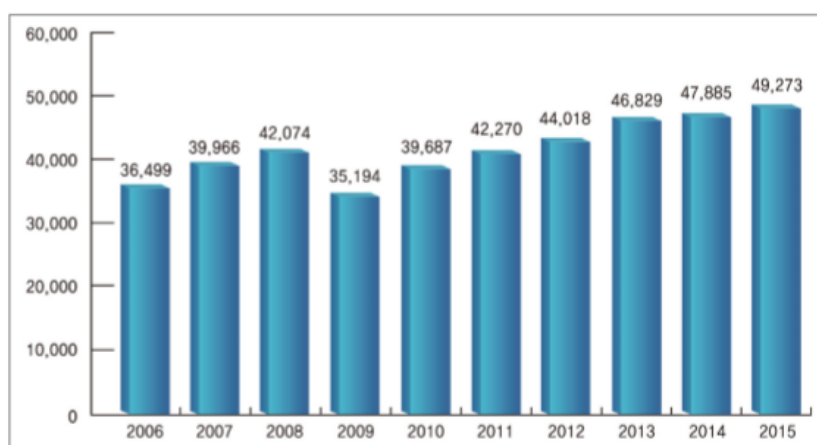
情報顧客支援局 国際出願課 書記官 キム・ミスン

イ. 世界の国際商標出願状況

WIPOで発表した資料(暫定)によると、2015年の世界マドリッド国際商標出願件数は49,273件であり、2014年の47,885件に比べ2.9%の増加となった。2009年以降から持続的に増加率を示している。

<図Ⅶ-2-8> 年度別の世界国際商標出願状況

(単位：件)

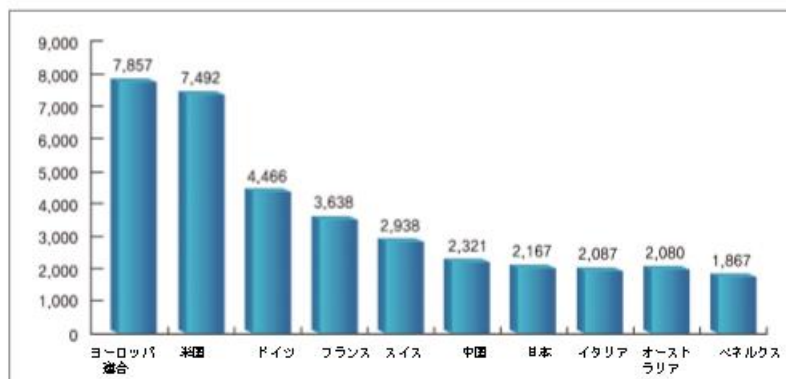


*資料出所:WIPO統計(暫定)

2015年度のマドリッド国際出願において最も大きな割合を占めている本国官庁はヨーロッパ連合で15.9%(7,857件)を占め、米国が15.2%(7,492件)、ドイツが9.1%(4,466件)でその後に続いている。韓国は835件で2014年度(671件、16位)に比べ164件(24.4%)の増加となり、順位は14位(2014年16位)となった。

<図VII-2-9> 2015年度世界マドリッド国際商標の10大最多出願国

(単位：件)



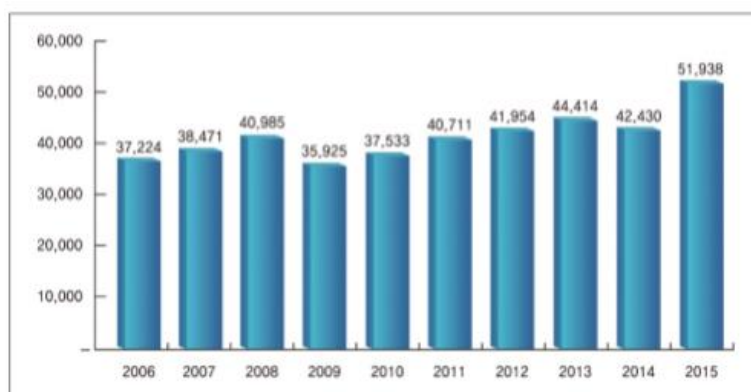
*資料出所:WIPO統計(暫定)

ロ. 世界の国際商標登録状況

2015年度のマドリッド国際登録の商標件数は51,938件であり、このうち韓国を本国官庁とするマドリッド国際出願は924件が国際登録された。

<図VII-2-10> 年度別の世界国際商標登録状況

(単位：件)



*資料出所:WIPO統計(暫定)

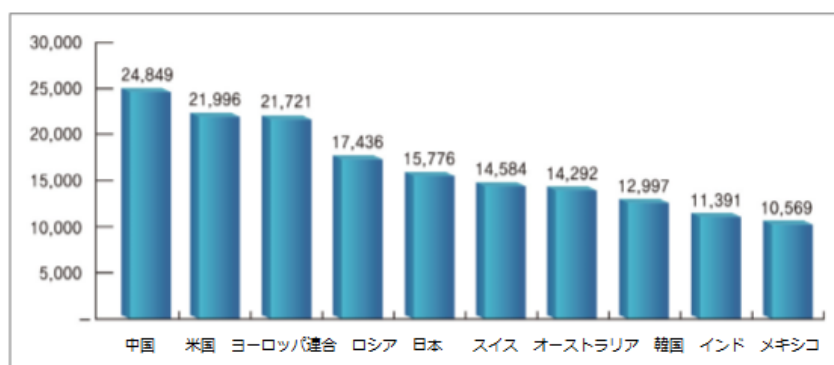
ハ. 世界10大指定国の状況

2015年度のマドリッド国際商標出願を通じた指定国の順位は中国が24,849件で1位

を占め、米国(21,996件)、ヨーロッパ連合(21,721件)、ロシア(17,436件)等がその後続いた。外国出願人が韓国を指定した件数は12,997件(国際登録11,229件、事後指定1,768件)で世界8位を記録した。

<図VII-2-11> 2015年度の世界10位指定国状況

(単位：件)



*資料出所:WIPO統計(暫定)

2. 韓国を本国官庁とした国際商標出願の状況

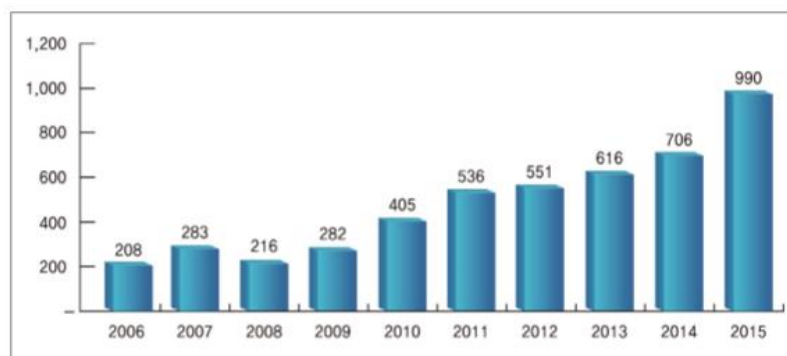
情報顧客支援局 国際出願課 書記官 キム・ミスン

イ. 国内出願人の国際商標出願状況

2015年度の韓国特許庁を本国官庁として受付けたマドリッド国際商標出願は990件であり、2014年の706件に比べて40.2%の増加となった。

<図VII-2-12> 年度別の韓国国際商標出願状況

(単位：件)



*資料出所：韓国特許庁特許情報統計システム

*WIPO統計はWIPO受付基準で、KIPO統計はKIPO受付基準のため統計数値の差が発生

ロ．韓国内出願人の国際商標電子出願状況

2003年4月にマドリッドシステム制度の施行時から実施されたオンライン電子出願は、施行初期の利用率が30%台に過ぎなかったが、マドリッド国際出願書書式作成機のMM書式機及び関連プログラムを持続的に改善した結果、2009年以降から着実に90%を上回る水準にまで達している。

<表Ⅶ-2-9>年度別の韓国の国際商標電子出願状況

(単位：件、%)

年度 区分	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
電子出願 (占有率)	154 (74.0)	196 (69.3)	180 (83.3)	258 (91.5)	384 (94.8)	510 (95.1)	544 (98.7)	583 (94.6)	688 (97.5)	959 (96.7)
書面出願 (占有率)	54 (26.0)	87 (30.7)	36 (16.7)	24 (8.5)	21 (5.2)	26 (4.9)	7 (1.3)	33 (5.4)	18 (2.5)	31 (3.3)
計	208	283	216	282	405	536	551	616	706	990

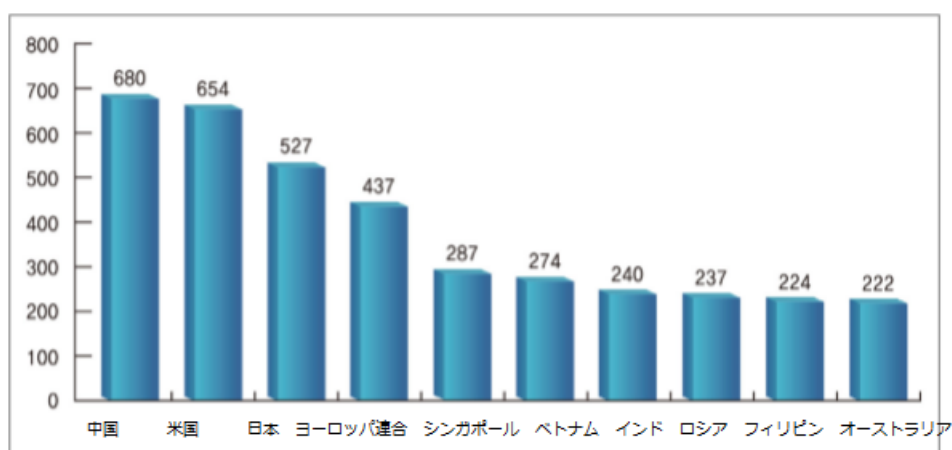
*資料出所：韓国特許庁特許情報統計システム

ハ．韓国内出願人の国際商標出願10大指定国状況

2015年度のマドリッド国際商標出願による国内出願人の外国指定件数は8,152件で、2014年度の4,736件に比べ3,416件(72.1%)増加した中で、中国(680件)、米国(654件)、日本(527件)、ヨーロッパ連合(437件)等を多く指定した。

<図Ⅶ-2-13>2015年度国内出願人の10大指定国状況

(単位：件)



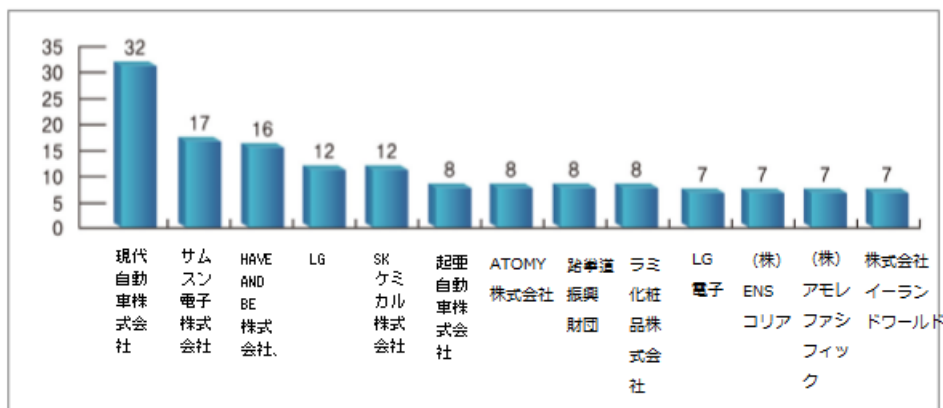
*資料出所：韓国特許庁特許情報統計システム

二. 韓国の10大国際商標多出願企業の状況

2015年度の韓国マドリッド国際商標多出願企業は、現代自動車株式会社、サムスン電子株式会社、HAVEANDBE（株）、LG、SKケミカル株式会社の順であった。

<図Ⅶ-2-14>2015年度の韓国10大国際商標多出願企業状況

(単位：件)



*資料出所：韓国特許庁特許情報統計システム

3. 韓国国内指定国官庁の出願状況

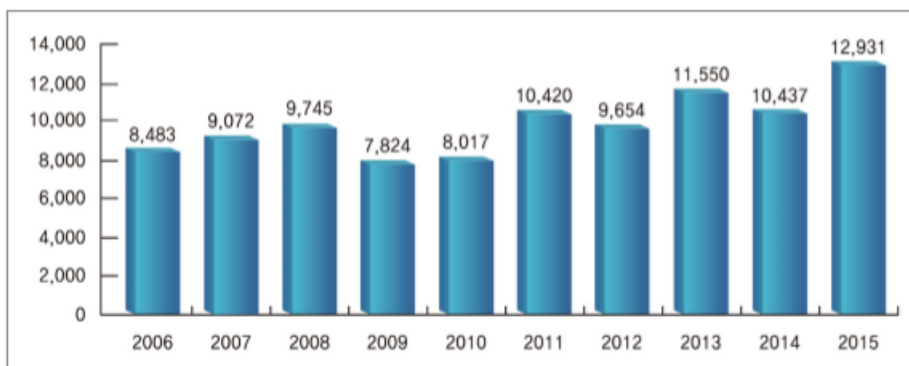
情報顧客支援局 国際出願課 書記官 キム・ミスン

イ. 外国人が韓国を指定した国際商標登録出願状況

2015年度の外国人が韓国を指定したマドリッド国際商標登録出願は12,931件で、2014年の10,437件に比べ23.9%の増加となった。

<図VII-2-15>外国人が韓国を指定した国際商標登録出願状況

(単位：件)



*資料出所：韓国特許庁特許情報統計システム

*WIPO統計はWIPO受付日基準であり、特許庁特許統計システムの統計は特許庁受付日が基

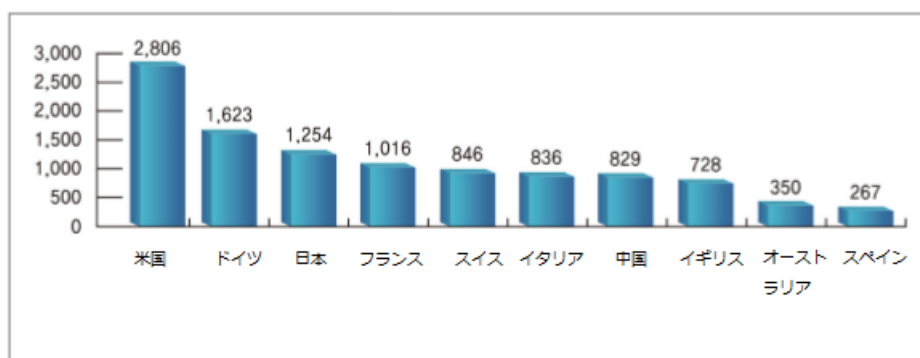
準であるため統計数値に差が発生

ロ. 韓国を指定した10大国家の状況

2015年度のマドリッド国際商標登録出願を通じて韓国を指定した10大国は米国(2,806件)、ドイツ(1,623件)、日本(1,254件)、フランス(1,016件)の順であった。

<図Ⅶ-2-16> 2015年度の韓国を指定した10大締約国状況

(単位：件)



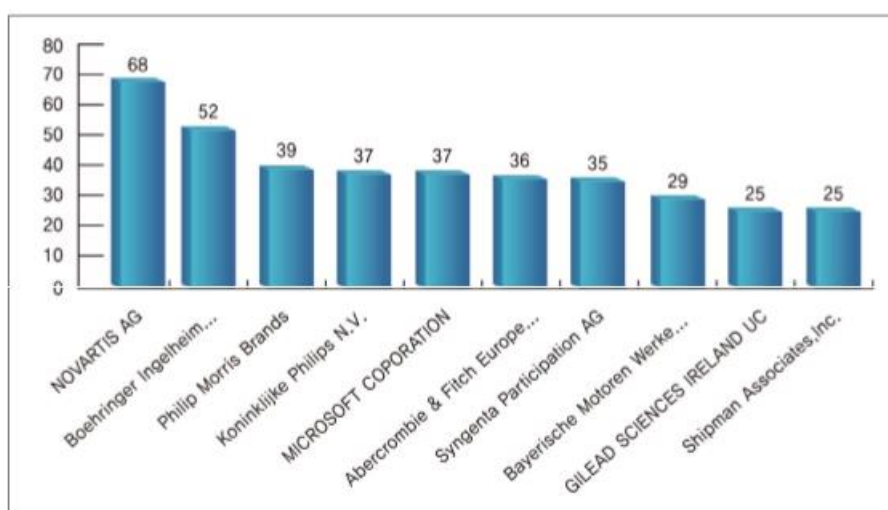
*資料出所：韓国特許庁特許情報統計システム

ハ. 韓国を指定した10大外国多出願企業の状況

2015年度のマドリッド国際商標登録出願を通じて海外で韓国を指定した外国企業の出願状況は、NOVARTIS AGが68件、Boehringer Ingelheim International GmbHが52件、Philip Morris Brandsが39件を出願し、外国多出願企業の上位を占めた。

<図Ⅶ-2-17> 2015年度の韓国を指定した10大外国多出願企業状況

(単位：件)



*資料出所：韓国特許庁特許情報統計システム

第3節 ハーグ国際デザイン出願

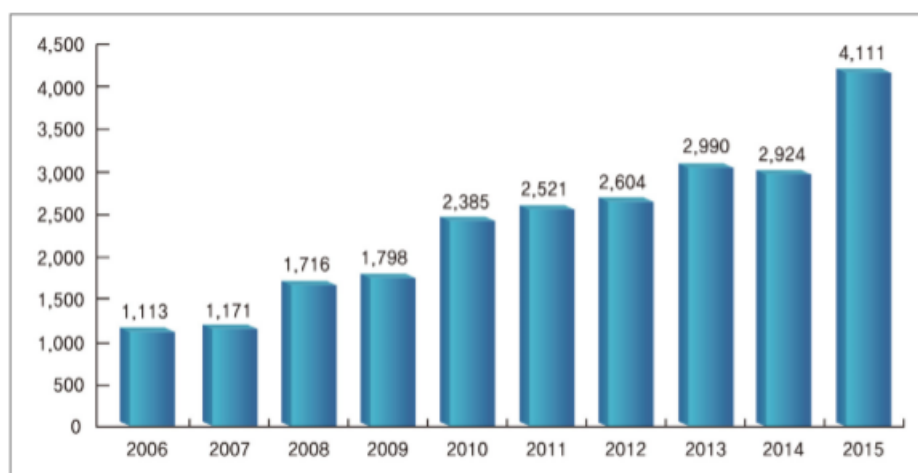
1. 世界の国際デザイン出願状況

情報顧客支援局 国際出願課 書記官 キム・ミスン

WIPOで発表した資料（暫定）によると、ハーグ国際デザイン出願は継続して増加となり、2015年度(4,111件)は2014年(2,924件)に比べ大幅(40.6%)の増加となった。これは米国と日本が2015年5月にハーグ協定に加入した効果が現れたものとみえる。一方、2015年度のハーグ国際デザイン協定を通じて出願されたデザイン件数は全体で16,435件であり、1出願あたりの平均デザイン件数は4件程度である。

<図Ⅶ-2-18>年度別の世界ハーグ国際デザイン出願状況

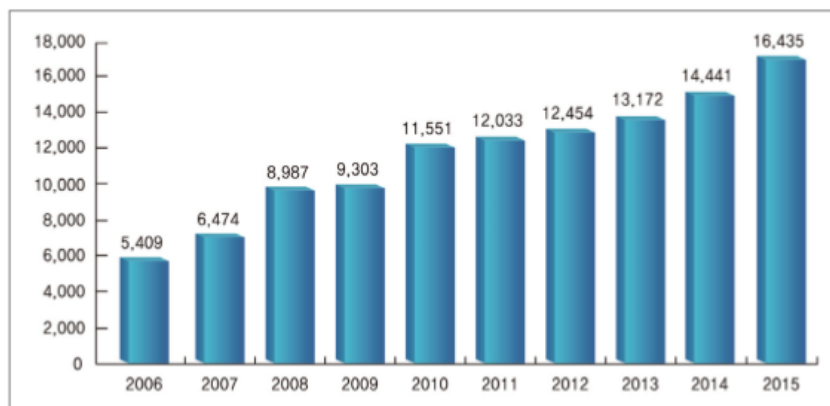
(単位:件)



*資料出所：WIPO統計(暫定)

<図VII-2-19>年度別の世界ハーグ国際出願デザイン件数状況

(単位:件)

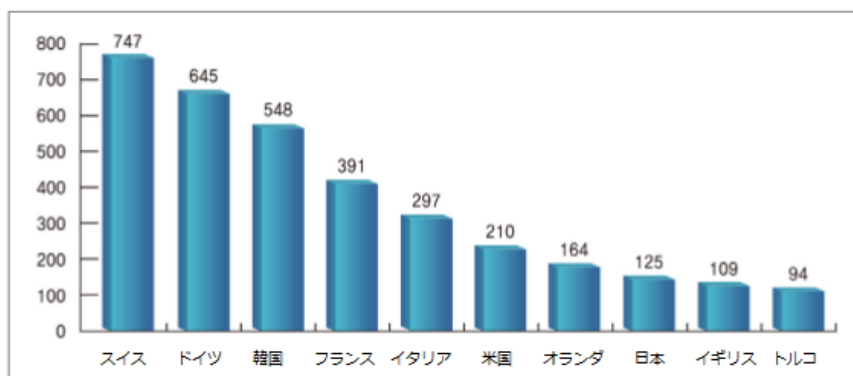


*資料出所：WIPO統計(暫定)

2015年度のハーグ国際出願における多出願国家の順位は、国際出願件数の基準ではスイスが1位を占め、ドイツ、韓国がその後に続き、デザイン件数の基準ではドイツ、スイス、フランスの順であった。特に、韓国は2014年7月にハーグ協定が施行された後、2年ぶりに国際出願件数の基準で3位、デザイン件数の基準で4位を占めたという点において注目すべきことである。

<図VII-2-20>2015年度の世界ハーグ国際出願10大最多出願国(国際出願件数基準)

(単位:件)

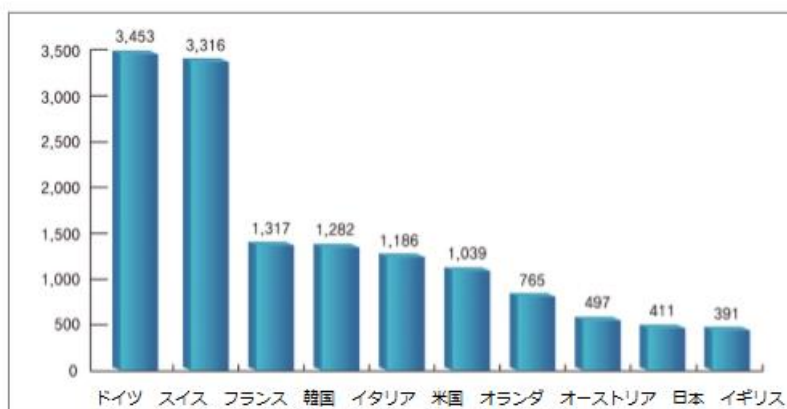


*資料出所：WIPO統計(暫定)

* 国は出願人の住所基準

＜図Ⅶ－2－21＞2015年度の世界ハーグ国際出願10大最多出願国(デザイン件数基準)

(単位:件)



2. 国内受理官庁の国際デザイン出願状況及び国内指定官庁の状況

情報顧客支援局 国際出願課 書記官 キム・ミスン

イ. 国内受理官庁の国際デザイン出願状況

2015年度の韓国特許庁を受理官庁として受け付けたハーグデザイン国際出願は108件であった。また、この期間にハーグ国際出願を通じた国内出願人の外国指定件数は計239件であり、ヨーロッパ連合(99件)、日本(32件)、米国(30件)など、多く指定したものと示された。

＜表Ⅶ－2－10＞国際出願人の海外国別指定状況

(単位:件)

ヨーロッパ連合	日本	米国	ドイツ	その他	計
99	32	30	7	71	239

ロ. 国内指定官庁の状況

2015年度の外国人が韓国を指定したハーグ国際デザイン登録出願は628件であり、国別にはスイス(220件)、フランス(85件)、ドイツ(81件)の順で韓国を多く指定した。

<表Ⅶ-2-11>海外国別の韓国指定状況

(単位：件)

スイス	フランス	ドイツ	イタリア	その他	計
220	85	81	63	179	628

*出処：WIPO統計（暫定）

第3章 登録分野の統計状況

第1節 産業財産権全般

1. 産業財産権登録動向の概要

これまで強度の高い審査処理期間短縮に関する政策取組の影響により、2011年は33.8%、2012年は14%、2013年は15.1%、2014年は2.8%の順調な増加率をみせたが、2015年には4.9%に下落した。

2. 2015年度の登録細部状況

情報顧客支援局 登録課 行政事務官 パク・ソンヨン

イ. 過去5年間の設定登録状況

2015年度の新規設定登録は274,446件で前年比4.9%の減少となった。各権利別にみると、デザイン、商標は前年比それぞれ1.0%、15.0%増加したのに対し、特許、実用新案は21.5%、34.3%の減少となった。

<表Ⅶ-3-1>過去5年間の登録状況

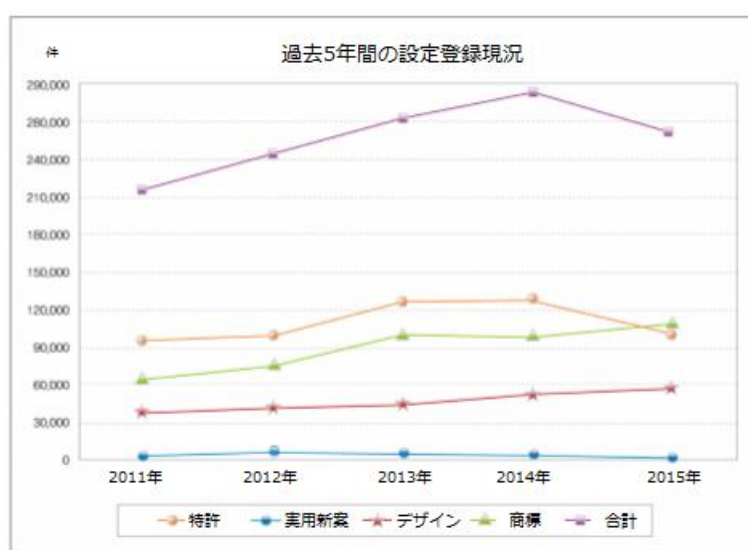
(単位：件、%)

年度別 権利別	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
特許	94,720 (37.6)	113,467 (19.8)	127,330 (10.9)	129,786 (1.9)	101,873 (△21.5)
実用新案	5,853 (36.1)	6,353 (8.5)	5,959 (△6.2)	4,955 (△16.8)	3,253 (△34.3)
デザイン	42,185	46,146	47,308	54,010	54,574

	(25.2)	(9.4)	(2.5)	(14.2)	(1.0)
商標	71,255 (34.1)	77,903 (9.3)	100,094 (28.5)	99,791 (△0.3)	114,746 (15.0)
合計	214,013 (33.8)	243,869 (14)	280,691 (15.1)	288,542 (2.8)	274,446 (△4.9)

* ()は前年比の増減率

<図Ⅶ-3-1> 過去5年間の設定登録状況



ロ. 権利別の設定登録状況

1) 産業部門別の特許・実用新案設定登録状況

2015年度の特許・実用新案の新規設定登録件数は105,126件である。産業部門別の特許・実用新案の設定登録状況をみると、2014年と同様に電気通信分野(40.1%)、機械分野(18.2%)の占有率が58.3%で、他産業分野に比べて高い割合を占めている。その次に化学11.9%、飲料衛生9.1%、土木建設5.6%などの順で高い割合を示した。前年に比べて産業部門の新規設定登録件数は22%の減少となり、農林水産(△35.2%)、繊維(△29.7%)、雑貨(△28.6%)部門などの順で減少したものと示された。

＜表Ⅶ－3－2＞2015年度の産業部門別特許・実用新案設定登録状況

(単位：件、%)

区分		機械	化学 一般	繊維	電気 通信	土木 建設	採鉱 金属	飲料 衛生	事務用品 印刷	農林 水産	雑貨	その他	合計
		2015	件数	19,174	12,512	1,763	42,132	5,892	4,818	9,536	476	1,642	4,307
	占有率	18.2	11.9	1.7	40.1	5.6	4.6	9.1	0.5	1.6	4.1	2.7	100.0
2014	件数	24,160	16,412	2,509	54,806	7,187	5,829	11,739	662	2,532	6,033	2,872	134,741
	占有率	17.9	12.2	1.9	40.7	5.3	4.3	8.7	0.5	1.9	4.5	2.1	100.0
前年比の増減率		△20.6	△23.8	△29.7	△23.1	△18.0	△17.3	△18.8	△28.1	△35.2	△28.6	0.1	22.0

2) 物品群別のデザイン登録状況

2015年度のデザイン新規設定登録件数は全体で54,551件である。物品群別の登録占有率をみると、住宅設備用品14.2%、衣服身の回り品12.9%、電機電子機械器具及び通信機械器具11.3%、土木及び建築用品10.2%、生活用品10.1%等であった。前年比の増減率をみると、衣服身の回り品が25.7%、趣味娯楽及び運動競技用品23.3%、加工嗜好食品8.9%の順で増加率が高いものと分析された。

＜表Ⅶ－3－3＞2015年の物品群別デザイン登録状況

(単位：件、%)

区分		加工 嗜好 食品	衣服 ・ 身 辺 品	生活 用品	住宅 設備 用品	趣味娯 楽及び 運動競 技用品	事務用 品及び 販売用 品	運輸 又は 運搬 機械	電機電 子機械 器具及 び通信 機械器 具	一般 機械 機具	産業 用機 械機 具	土木 及び 建築 用品	その 他	計
		2015	件数	195	7,024	5,493	7,742	1,992	5,313	1,967	6,164	2,605	3,320	5,561
	占有率	0.4	12.9	10.1	14.2	3.7	9.7	3.6	11.3	4.8	6.1	10.2	13.2	100.0

2014	件数	179	5,590	5,398	8,371	1,616	5,667	2,036	7,475	2,492	3,202	5,935	6,049	54,010
	占有率	0.3	10.3	10.0	15.5	3.0	10.5	3.8	13.8	4.6	5.9	11.0	11.2	100.0
前年比 増減率		8.9	25.7	1.8	△7.5	23.3	△6.2	△3.4	△17.5	4.5	3.7	△6.3	18.6	1.0

3) 部門別の商標登録状況 (NICE分類)

2015年度の商標新規設定登録件数は114,746件であり、部門別の登録占有率をみると、サービス業19.6%、化学品・薬剤18.3%、機械・電気機械15.9%、菓子・食品・飲料12.4%などの順である。部門別の前年比登録増減率をみると、化学品・薬剤24.8%、菓子・食品・飲料20.6%、楽器・玩具・タバコ19.0%、繊維衣類18.4%、貴金属時計・ガバン類15.8%、時計・電気機械15.0%順で増加した。

＜表Ⅶ－3－4＞2015年度の部門別商標登録状況

(単位：件、%)

区分		化学品・薬剤	一般金属 材、 建築 材料	機械、 電気機 械	繊維 、衣 類	家具 、厨 房用 品	貴金 属、時 計、ガ バン類	楽器 、玩 具、 たば こ	紙、 文具	菓子、 食品、 飲料	ゴ ム、 プラ スチ ック 材料	サービ ス業	その他	計
		2015	件数	21,040	2,201	18,213	8,134	4,412	4,723	2,992	3,197	14,269	545	22,445
	占有率	18.3	1.9	15.9	7.1	3.8	4.1	2.6	2.8	12.4	0.5	19.6	11.0	100.0
2014	件数	16,859	2,198	15,844	6,870	3,838	4,080	2,515	2,896	11,833	504	21,383	10,971	99,791
	占有率	16.9	2.2	15.9	6.9	3.8	4.1	2.5	2.9	11.9	0.5	21.4	11.0	100.0
前年比増減率		24.8	0.1	15.0	18.4	15.0	15.8	19.0	10.4	20.6	8.1	5.0	14.6	15.0

ハ．個人・法人別の登録状況

2015年度の設定登録件数を個人・法人で区分すると、個人32.4%、法人67.6%の割合であった。

権利別に区分すると、特許の場合は個人15.3%、法人86.5%であり、法人登録の割合が相当高いことが分かった。これは産業の高度化と構造的な変化・調整により資本力と体系的な研究基盤が整った大企業の研究所などが産業財産権の発展を主導しているからである。デザインと商標も同様に開発能力を整えた法人登録の割合が目立つが、個人の産業財産権に対する認識の変化と、個人出願人に対する出願登録料の各種手数料減免拡大などにより、個人登録も一定の割合を維持している。

ただし、実用新案の場合は、個人登録(52.5%)が法人登録(47.5%)より多いのは、特許に比べ相対的にハイレベルでない発明の登録により相対的に容易であるからである。

<表Ⅶ-3-5> 2015年度の個人・法人別登録状況

(単位：件、%)

区分	個人		法人		計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
特許	13,715	13.5	88,158	86.5	101,873	100.0
実用新案	1,708	52.5	1,545	47.5	3,253	100.0
特・実小計	15,423	14.7	89,703	85.3	105,126	100.0
デザイン	22,498	41.2	32,076	58.8	54,574	100.0
商標	50,926	44.4	63,820	55.6	114,746	100.0
計	88,847	32.4	185,599	67.6	274,446	100.0

過去5年間の個人・法人別の登録推移は、2010年以降は毎年増加しており、2015年

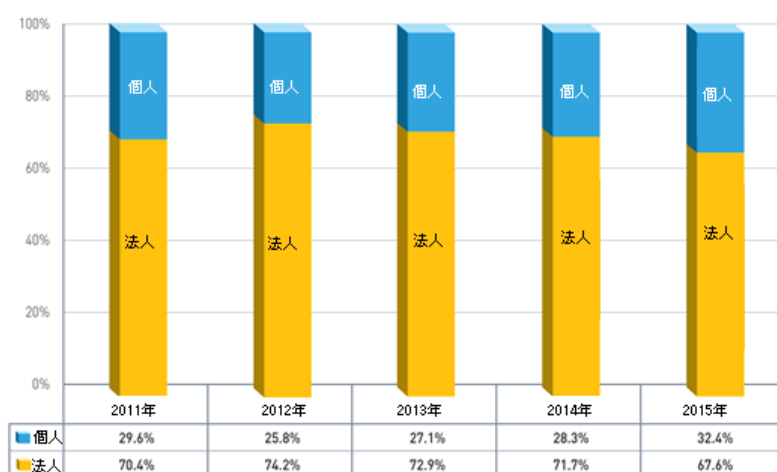
には法人が前年比10.3%の減少となり、個人は8.9%の増加となった。

<表Ⅶ-3-6>過去5年間の個人・法人別登録状況

(単位：件、%)

区分	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	前年比 増減率
個人	63,440 (29.6)	62,834 (25.8)	76,005 (27.1)	81,565 (28.3)	88,847 (32.4)	8.9
法人	150,573 (70.4)	181,035 (74.2)	204,686 (72.9)	206,977 (71.7)	185,599 (67.6)	△10.3

最近5年間の個人・法人別登録状況



二. 代理人有無別の登録状況

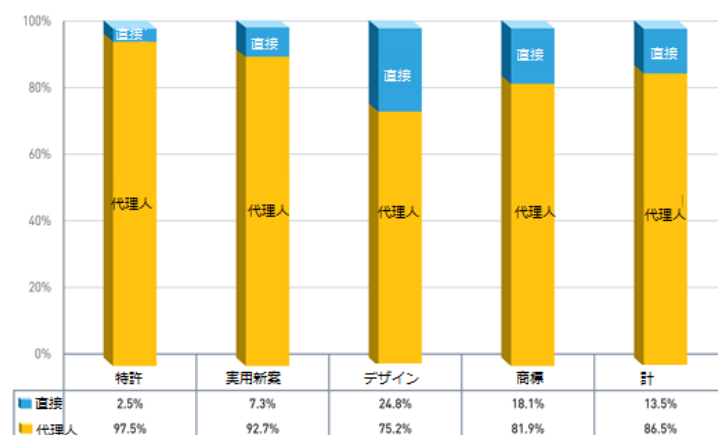
登録手続きを誰が行ったのかをみると、代理人86.5%、権利者が直接登録手続きを行った割合が13.5%であった。権利別にみると、特許が97.5%で他の権利に比べて代理人を選任した登録の割合が高く、デザインが75.2%で最も低く示された。

<表Ⅶ-3-7>2015年度の代理人有無別登録状況

(単位：件、%)

区分		特許		実用新案		デザイン		商標		計	
		代理人 登録	直接 登録	代理人 登録	直接 登録	代理人 登録	直接 登録	代理人 登録	直接 登録	代理人 登録	直接 登録
2015	件数	99,288	2,585	3,015	238	41,053	13,521	93,942	20,804	237,298	37,148
	構成 比	97.5	2.5	92.7	7.3	75.2	24.8	81.9	18.1	86.5	13.5
2014	件数	126,556	3,230	4,523	432	42,363	11,647	77,814	21,977	251,256	37,286
	構成 比	97.5	2.5	91.3	8.7	78.4	21.6	78.0	22.0	87.1	12.9
2013	件数	123,635	3,695	5,332	627	35,951	11,357	18,175	81,919	246,836	33,855
	構成 比	97.1	2.9	89.5	10.5	76.0	24.0	81.8	18.2	87.9	12.1
2012	件数	110,010	3,457	5,647	706	34,483	11,663	62,976	14,927	213,116	30,753
	構成 比	97.0	3.0	88.9	11.1	74.7	25.3	80.8	19.2	87.4	12.6
2011	件数	91,808	2,909	5,176	677	31,557	10,628	56,179	15,060	184,720	29,274
	構成 比	96.9	3.1	88.4	11.6	74.8	25.2	78.9	21.1	86.3	13.7

2015年の代理人有無別登録状況



ホ. 内国人・外国人別の登録状況

2015年度の設定登録状況について内国人と外国人別に区分してみると、内国人が224,814件(81.9%)、外国人が49,632件(18.1%)で登録件数が前年度より減少した。内国人の登録件数は前年比3.3%、外国人登録件数は前年比11.5%の減少率を示し、全体的4.9%の減少となった。

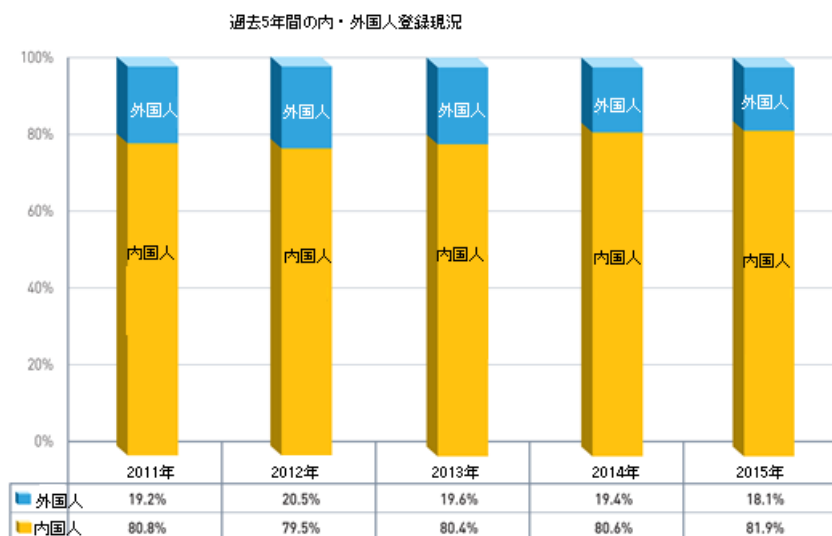
<表Ⅶ-3-8> 過去5年間の内国人・外国人登録状況

(単位：件、%)

区分	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	前年比増減率
内国人	172,977 (80.8)	193,918 (79.5)	225,623 (80.4)	232,477 (80.6)	224,814 (81.9)	△3.3
外国人	41,036 (19.2)	49,951 (20.5)	55,068 (19.6)	56,065 (19.4)	49,632 (18.1)	△11.5
合計	214,013 (100.0)	243,869 (100.0)	280,691 (100.0)	288,542 (100.0)	274,446 (100.0)	△4.9

* ()は占有率

過去5年間の内国人・外国人登録状況



へ. 内国人の地域別登録状況

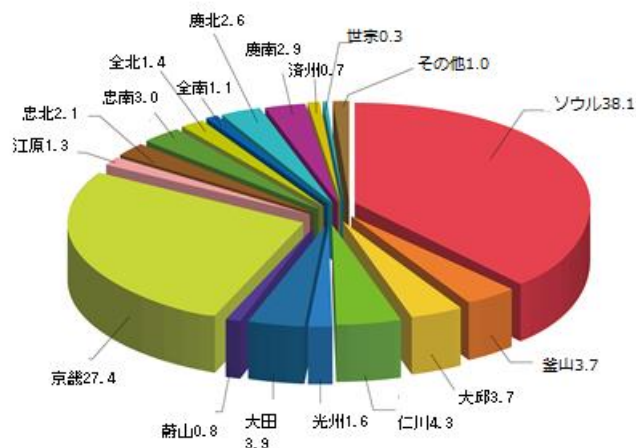
2015年度の内国人登録状況を市・道別住民登録上の住所地基準で見ると、ソウル38.1%、京畿27.4%であり、ソウル・京畿地域の居住者が65.5%で最も高く、ソウル・京畿以外の地方自治体の中では仁川市4.3%、大田市3.9%、釜山市と大邱市がそれぞれ3.7%の順で高かった。

<表Ⅶ-3-9>2015年市・道別登録状況

(単位：件、%)

区分	ソウル	釜山	大邱	仁川	光州	大田	蔚山	京畿	江原
件数	86,620	7,863	8,000	9,648	3,419	8,500	1,932	60,879	3,179
構成比	38.1	3.7	3.7	4.3	1.6	3.9	0.8	27.4	1.3
区分	忠北	忠南	全北	全南	慶北	慶南	済州	世宗	その他
件数	4,221	7,101	3,619	2,813	7,565	6,584	1,553	518	796
構成比	2.1	3.0	1.4	1.1	2.6	2.9	0.7	0.3	1.0

2015年市・道別の登録状況



ト. 外国の国別設定登録状況

2015年度の新規設定登録件数のうち外国人登録を国別にみると、全体 49,636件の中で米国が13,954件(28.1%)、日本が13,776件(27.8%)を占め、これら2カ国の登録件数が55.9%を占めている。基礎固有技術を保有した技術先進国であるほどデザイン・商標権よりは特許・実用新案権の登録が多い部分を占めていることが分かる。

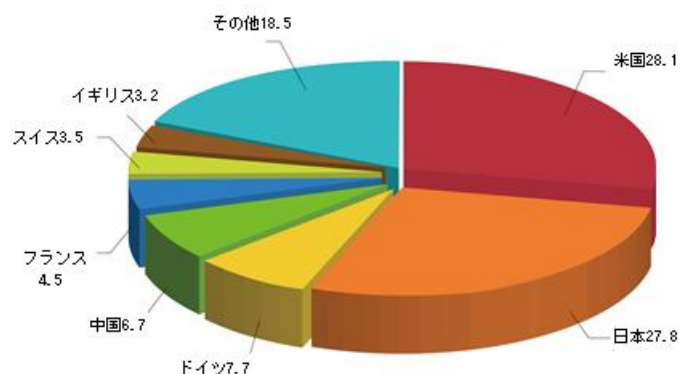
<表VII-3-10> 2015年の外国の国別登録状況

(単位：件、%)

区分	米国	日本	ドイツ	中国	フランス	スイス	イギリス	その他	合計
特許	7,337	9,615	2,201	853	1,195	711	333	3,309	25,554
実用新案	26	16	8	22	2	1	-	105	180
特・実小計	7,363	9,631	2,209	875	1,197	712	333	3,414	25,734
デザイン	1,225	1,187	266	164	124	123	264	1,288	4,641
商標	5,366	2,958	1,325	2,265	929	907	1,002	4,509	19,261
合計	13,954	13,776	3,800	3,304	2,250	1,742	1,599	9,211	49,636
構成比	28.1	27.8	7.7	6.7	4.5	3.5	3.2	18.5	100

*商標は国際商標(マドリッド)含む、デザインは国際デザイン(ハーグ)を含む。

2015年国別の設定登録状況(構成比)



チ. 多登録法人の状況

2015年度の内国人多登録法人は、サムスン電子(株)、LG電子(株)などの順であった。多登録順位20位内の電子・自動車分野の法人は主に特許権登録の割合が高く、生活密着形用品分野の法人は主にデザイン・商標権に相対的に登録の割合が高かった。これは法人が注力する製品分野と密接な関連があると分析される。

<表Ⅶ-3-11> 2015年の国内多登録法人の状況

(単位：件)

順位	法人名	特許	実用新案	デザイン	商標	計
1	サムスン電子(株)	4,009	5	1,705	253	5,972
2	LG電子(株)	30,657	10	4,377	5,136	40,180
3	現代自動車(株)	17,040	3	2,566	1,387	20,996
4	AMORE PACIFIC	1,066	881	3,361	12,662	17,970
5	株式会社ポスコ	15,730	-	24	1,014	16,768
6	LGディスプレイ(株)	12,868	7	46	33	12,954
7	LG生活健康	860	16	1,536	9,167	11,579
8	サムスンディスプレイ(株)	10,832	4	49	39	10,924
9	(株)KT	5,321	31	436	3,888	9,676

10	クアルコムインコーポレイテッド	7,585	-	-	137	7,722
11	KIA自動車(株)	4,403	-	1,956	1,077	7,436
12	CJ	593	50	2,803	3,726	7,172
13	株式会社LG化学	6,737	19	102	67	6,925
14	SKテレコム(株)	4,295	9	139	2,032	6,475
15	韓国電子通信研究院	6,021	-	57	81	6,159
16	サムスン重工業(株)	5,336	269	169	266	6,040
17	サムスン電機(株)	5,789	2	82	101	5,974
18	韓国科学技術院	5,609	4	16	171	5,800
19	サムスン物産(株)	449	13	357	3,936	4,755
20	サムスンSDI(株)	4,605	-	7	64	4,676

*内国人法人を対象、共同権利者基準

第2節 年次登録の状況

情報顧客支援局 登録課 行政事務官 パク・ソンヨン

産業財産権は新規設定登録の後も権利存続期間の間は所定の年次登録料を納付することにより権利が存続できる。権利者の産業財産権保有・活用意志を示す指標の年次登録件数は、2015年は656,975件で前年比8.2%の増加となり、権利別には、特許、デザインがそれぞれ9.3%、8.3%増加したのに対し、実用新案は12.6%の減少となった。

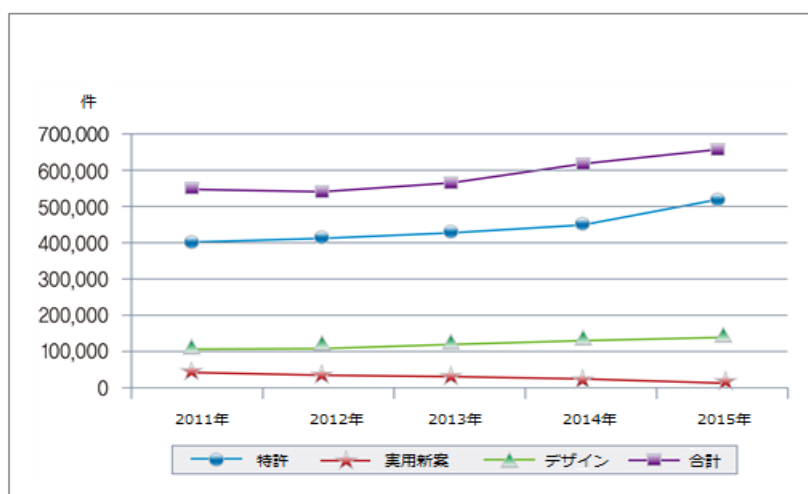
＜表Ⅶ－3－12＞過去5年間の権利別年次登録状況

(単位：件、%)

権利別	年度別	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
特許		400,608(4.8)	404,077(0.9)	429,059(6.2)	457,909(6.7)	500,471(9.3)
実用新案		46,903(△19.1)	36,830(△21.5)	29,017(△21.2)	24,090(△17.0)	21,065(△12.6)
デザイン		106,940(11.6)	109,193(2.1)	114,799(5.1)	125,040(8.9)	135,439(8.3)
合計		554,451(3.5)	550,100(△0.8)	572,875(4.1)	607,039(6.0)	656,975(8.2)

*()は前年比の増減率

過去5年間の権利別年次登録状況



第3節 存続権利の状況

情報顧客支援局 登録課 行政事務官 パク・ソンヨン

韓国の産業財産権登録は1948年の11件(特許4件、実用新案2件、デザイン5件)であったのが、2015年末現在は全体で4,312,963件が登録され、このうち存続期間満了、登録料未納、権利放棄、無効審決などで消滅した権利は2,022,676件であり、存続権利件数は2,290,287件である。

内国人と外国人を区別すると、内国人は全体3,415,088件のうち1,783,870件であり、外国人は全体897,875件のうち506,417件を維持している。

＜表Ⅶ-3-13＞2015年現在の存続権利状況

(単位：件、%)

区 分		内国人		外国人		合計	
		件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
特許	登録	1,086,470	100.0	453,765	100.0	1,540,235	100.0
	消滅	409,478	37.7	218,314	48.1	627,792	40.8
	存続	676,992	62.3	235,451	51.9	912,443	59.2
実用新案	登録	436,009	100.0	15,108	100.0	451,117	100.0
	消滅	397,942	91.3	13,937	92.2	411,879	91.3
	存続	38,067	8.7	1,171	7.8	39,238	8.7
デザイン	登録	745,639	100.0	63,750	100.0	809,389	100.0
	消滅	455,057	61.0	36,305	56.9	491,362	60.7
	存続	290,582	39.0	27,445	43.1	318,027	39.3
商標	登録	1,146,970	100.0	365,252	100.0	1,512,222	100.0
	消滅	368,741	32.1	122,902	33.6	491,643	32.5
	存続	778,229	67.9	242,350	66.4	1,020,579	67.5

2015年度知的財産白書

合計	登録	3,415,088	100.0	897,875	100.0	4,312,963	100.0
	消滅	1,631,218	47.8	391,458	43.6	2,022,676	46.9
	存続	1,783,870	52.2	506,417	56.4	2,290,287	53.1

第4節 国際商標(マドリッド)の登録状況

情報顧客支援局 登録課 行政事務官 パク・ソンヨン

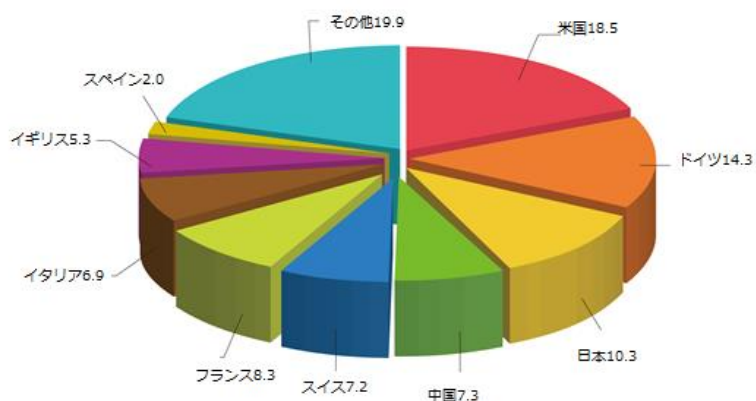
韓国が2003年4月10日にマドリッド議定書に加入した後、2004年4月27日に初めて国際商標が登録されてから2015年末までの登録件数は、2004年634件、2005年3,083件、2006年4,205件、2007年4,413件、2008年6,751件、2009年8,039件、2010年5,334件、2011年8,226件、2012年7,765件、2013年8,333件、2014年8,515件、2015年7,803件であり、全体で73,101件の国際商標が登録され、2015年国別の国際商標多登録国は米国、ドイツ、日本、フランス、中国、スイスなどの順であった。

2004年には新規設定登録業務だけ行ったが、2005年からは国際商標登録と関連した商標権の移転、変更、放棄などの諸般登録業務も併行している。

＜表Ⅶ-3-14＞2015年の国別国際商標(マドリッド)登録状況

(単位：件、%)

区分	米国	ドイツ	日本	中国	スイス	フランス	イタリア	イギリス	スペイン	その他	合計
登録	1,444	1,114	803	566	563	645	541	417	154	1,556	7,803
構成比	18.5	14.3	10.3	7.3	7.2	8.3	6.9	5.3	2.0	19.9	100.0



第5節 国際デザイン(ハーグ)登録の状況

情報顧客支援局 登録課 行政事務官 パク・ソンヨン

2014年度に韓国はハーグ協定に加入した以降、2014年7月1日から2015年までに登録された国際デザイン出願件数は、全体で540件であった。

＜表Ⅶ－3－15＞2015年の国別国際デザイン(ハーグ)登録状況

(単位：件、%)

区分	スイス	フランス	ドイツ	イタリア	オランダ	イギリス	その他	合計
登録	173	142	95	71	25	8	26	540
構成費	32.0	26.3	17.6	13.1	4.6	1.5	4.8	100.0

第4章 審査・審判分野の統計状況

第1節 総括

特許審査企画局 特許審査企画課 技術書記官 ハン・チュンヒ

2015年の産業財産権1次審査処理件数は全体で44万件余りであり、2014年に比べ多少増加となった。権利別にみると、特許16万4,773件、実用新案7,569件、商標19万8,981件、デザイン6万9,399件の審査処理を行った。これは、特許、実用新案の場合は審査処理件数が2.2%減少したが、商標審査処理件数は前年度に比べ11.6%増加したからである。

外国人のPCT国際調査申請件数の増加によってPCT国際調査報告書の作成件数は27,958件で前年度の30,128件より7.2%の減少となった。

一方、審査処理期間については、特許・実用新案10.0ヵ月、商標5.1ヵ月、デザイン4.9ヵ月を達成し、前年度に比べ1ヵ月程度短縮された。

<表Ⅶ-4-1> 権利別の審査処理状況

(単位：件)

区分	特許及び実用新案			デザイン	商標	計
	特許	実用新案	小計			
2002年	79,414	49,307	128,721	38,631 (40,618)	100,020 (136,041)	267,372 (305,380)
2003年	93,433	48,578	142,011	40,094 (42,419)	118,796 (157,800)	300,901 (342,230)
2004年	98,404	53,389	151,793	40,541 (42,080)	116,210 (156,147)	308,544 (350,020)

2005年	131,115	49,317	180,432	40,820 (41,987)	124,892 (171,000)	346,144 (393,419)
2006年	195,395	45,270	240,665	46,381 (48,369)	128,457 (172,045)	415,503 (461,079)
2007年	129,147	14,407	143,554	56,584 (58,587)	127,709 (171,858)	327,847 (373,999)
2008年	95,504	13,824	109,328	50,117 (51,492)	117,796 (162,697)	277,241 (323,517)
2009年	94,300	11,208	105,508	41,484 (43,769)	89,638 (109,245)	236,630 (258,522)
2010年	125,633	12,307	137,940	48,023 (49,778)	106,945 (133,212)	292,908 (320,930)
2011年	174,283	17,953	192,236	55,081 (60,550)	123,773 (153,322)	371,090 (406,108)
2012年	163,246	13,615	176,861	62,834 (65,039)	113,136 (137,674)	352,831 (379,574)
2013年	181,871	12,063	193,934	64,421 (67,021)	145,072 (172,607)	403,427 (433,562)
2014年	166,915	9,341	176,256	68,847 (71,851)	147,602 (178,240)	392,705 (426,347)
2015年	164,773	7,569	172,342	65,284 (69,399)	164,583 (198,981)	402,209 (440,722)

*1次審査処理基準である。

*デザイン・商標の場合、()は複数デザイン・多類商標の基準である。

*特・実は、その他処分(審査請求前の取下げ、放棄、無効など)含む、デザイン・商標は、取下げ、放棄、無効は含まない。

第2節 特許及び実用新案

1. 特許出願の審査

特許審査企画局 特許審査企画課 技術書記官 ハン・チュンヒ

2015年度の特許出願の1次審査処理件数は16万4,773件で、2014年に比べ1.3%の減少となった。そのうちの6.3%に該当する1万433件が1次審査と同時に登録査定され、90.7%に該当する14万9,484件に対し意見提出通知書が通知された。審査請求した日から1次審査まで必要とされた特許審査処理期間は主要国レベルである10.0ヵ月を維持した。

<表Ⅶ-4-2>特許の1次審査処理状況

(単位：件)

区分	計	登録査定	意見提出通知	その他 通知	取下げ・ 放棄	審査処理 期間
2008年	95,504 (100.0%)	12,190 (12.8%)	79,461 (83.2%)	505 (0.5%)	3,348 (3.5%)	12.1ヵ月
2009年	94,300 (100.0%)	7,682 (8.1%)	83,280 (88.3%)	491 (0.6%)	2,847 (3.0%)	15.4ヵ月
2010年	125,633 (100.0%)	11,276 (9.0%)	110,822 (88.2%)	573 (0.4%)	2,962 (2.4%)	18.5ヵ月
2011年	174,283 (100%)	17,280 (9.9%)	153,326 (88.0%)	676 (0.4%)	3,001 (1.7%)	16.8ヵ月
2012年	163,246 (100%)	17,115 (10.5%)	141,890 (86.9%)	477 (0.3%)	3,764 (2.3%)	14.8ヵ月

2012年	163,246 (100%)	17,115 (10.5%)	141,890 (86.9%)	477 (0.3%)	3,764 (2.3%)	14.8ヵ月
2013年	181,871 (100%)	18,713 (10.3%)	158,828 (87.3%)	431 (0.2%)	3,899 (2.1%)	13.2ヵ月
2014年	166,915 (100%)	15,798 (9.5%)	146,913 (88.0%)	879 (0.5%)	3,325 (2.0%)	11.0ヵ月
2015年	164,773 (100%)	10,433 (6.3%)	149,484 (90.7%)	947 (0.6%)	3,909 (2.4%)	10.0ヵ月

1次審査処理時に意見提出の通知なしで登録査定される割合は2005年以降約20%を維持し、2009年8.1%、2010年9.0%、2011年9.9%、2012年10.5%、2013年10.3%、2014年9.5%、2015年6.3%で維持されている。これは2008年6月に、世界的な審査品質重視の基調に応じて審査品質を中心とする特許審査政策のパラダイムへと転換した後、多様な審査品質向上のための政策を施行した結果であると分析される。

2015年の特許出願の審査終結処理件数は全体で14万9,620件であり、2014年に比べ15.6%の減少となった。このうちの62.0%に該当する9万2,748件が登録査定となり、35.4%に該当する5万2,963件が拒絶査定となった。これは前年に比べ登録査定の割合が22.9%の減少となり、拒絶査定の割合は1.2%の減少となった。出願の取下げ・放棄・無効は3,909件で、全体審査終結処理件数の2.6%に該当し、2014年に比べ17.6%の増加となった。

<表Ⅶ-4-3>特許審査の終結処理状況

(単位：件)

区分	計	登録査定	拒絶査定	取下げ・放棄・無効
2008年	108,897 (100.0%)	72,161 (66.3%)	33,388 (30.6%)	3,348 (3.1%)

2009年	89,266 (100%)	52,729 (59.1%)	33,697 (37.7%)	2,840 (3.2%)
2010年	110,356 (100%)	69,162 (62.7%)	38,232 (34.6)	2,962 (2.7%)
2011年	151,184 (100%)	98,979 (65.5%)	49,204 (32.5%)	3,001 (2.0%)
2012年	163,912 (100%)	108,236 (66.0%)	51,912 (31.7%)	3,764 (2.3%)
2013年	179,794 (100%)	121,866 (67.8%)	54,029 (30.1%)	3,899 (2.1%)
2014年	177,289 (100%)	120,353 (67.9%)	53,611 (30.2%)	3,325 (1.9%)
2015年	149,620 (100%)	92,748 (62.0%)	52,963 (35.4%)	3,909 (2.6%)

2. 実用新案登録出願の審査

実用新案登録出願の1次審査処理件数は、1999年7月に実用新案先登録制度の施行前に出願された出願量の審査請求が減少したことで、2005年17件、2006年10件と審査処理件数が減少したが、2006年10月に実用新案先登録制度が廃止され、実用新案審査主義に転換したことで、実用新案の審査請求件数が増加し、2015年には7,560件が審査処理された。

<表Ⅶ-4-4> 実用新案の1次審査処理状況

(単位：件)

区分	計	登録査定	意見提出通知	その他通知	取下・放棄
2008年	12,708	1,713	10,236	73	686

	(100.0%)	(13.5%)	(80.5%)	(0.6%)	(5.4%)
2009年	10,732 (100%)	958 (8.9%)	9,222 (85.9%)	47 (0.5%)	505 (4.7%)
2010年	12,043 (100%)	1,286 (10.7%)	10,189 (84.6%)	52 (0.4%)	516 (4.3%)
2011年	17,796 (100%)	2,220 (12.5%)	14,968 (84.1%)	72 (0.4%)	536 (3.0%)
2012年	13,549 (100%)	1,714 (12.7%)	11,352 (83.8%)	51 (0.4%)	432 (3.2%)
2013年	12,018 (100%)	1,451 (12.1%)	10,085 (83.9%)	41 (0.3%)	441 (3.7%)
2014年	9,329 (100%)	874 (9.4%)	8,015 (86.0%)	45 (0.5%)	395 (4.2%)
2015年	7,560 (100%)	425 (5.6%)	6,854 (90.7%)	32 (0.4%)	249 (3.3%)

実用新案の審査最終処理件数も2005年158件、2006年7件と減少が続いたが、2015年には7,228件を記録した。実用新案の登録査定率は2005年53.2%、2006年42.9%に減少したが、2007年の74.7%を除外すると、2009年38.9%、2010年43.3%、2011年45.1%、2012年47.0%、2013年47.8%、2014年48.7%、2015年44.3%で40%台を維持している。

<表Ⅶ-4-5> 実用新案の審査最終処理状況

(単位：件)

区分	計	登録査定	拒絶査定	取下げ・放棄
2007年	3,633 (100.0%)	2,714 (74.7%)	919 (25.3%)	-

2008年	12,266 (100.0%)	5,267 (42.9%)	6,313 (51.5%)	686 (5.6%)
2009年	10,791 (100%)	4,202 (38.9%)	6,084 (56.4%)	505 (4.7%)
2010年	11,216 (100%)	4,862 (43.3%)	5,838 (52.1%)	516 (4.6%)
2011年	15,559 (100%)	7,013 (45.1%)	8,010 (51.5%)	536 (3.4%)
2012年	14,894 (100%)	7,003 (47.0%)	7,459 (50.1%)	432 (2.9%)
2013年	12,719 (100%)	6,086 (47.8%)	6,192 (48.7%)	441 (3.5%)
2014年	10,398 (100%)	5,067 (48.7%)	4,936 (47.5%)	395 (3.8%)
2015年	7,228 (100%)	3,204 (44.3%)	3,775 (52.2%)	249 (3.5%)

1999年7月から施行された旧実用新案の先登録制度による実用新案の審査処理件数は、2006年10月に先登録制度の廃止により、2014年の1次審査処理件数が9件となり大幅に減少した。

＜表Ⅶ－4－6＞旧実用新案(先登録制度)の審査状況

(単位：件)

区分	1次審査処理					審査終結処理			
	設定登録 登録維持	意見提出 補正命令	その他通 知	取下 げ・ 放棄	計	設定登録 登録維持	取消し 決定	取下げ・ 放棄無 効・却下	計

2007年	2,250	4,785	29	1	7,065	6,376	2,738	646	9,760
2008年	233	871	12	-	1,116	900	742	-	1,642
2009年	96	375	5	-	476	306	308	-	614
2010年	52	211	1	-	264	152	180	-	332
2011年	46	111	-	-	157	113	65	-	178
2012年	-	21	45	-	66	1	2	-	3
2013年	5	6	34	-	45	5	-	-	5
2014年	-	3	9	-	12	-	-	-	-
2015年	-	2	7	-	9	-	-	-	-

3. PCT国際調査及び予備審査

2015年度PCT国際特許出願の国際調査報告書は、2014年に比べ7.2%減少した27,958件を作成し、PCT予備審査報告書は、2014年に比べ7.2%減少した232件を作成した。

<表Ⅶ-4-7> PCT国際調査及び予備審査状況

(単位：件)

区分	PCT国際調査		PCT予備審査 予備審査報告書
	国際調査報告書	不作成宣言書	
2007年	8,280	51	586
2008年	12,936	84	474
2009年	16,926	124	362
2010年	20,810	165	324
2011年	22,986	180	224
2012年	29,704	215	253

2015年度知的財産白書

2013年	34,234	197	263
2014年	30,128	95	250
2015年	27,958	89	232

第3節 商標及びデザイン

1. 商標登録出願の審査

商標デザイン審査局 商標審査政策課 書記官 イ・イクヒ

イ. 国内の商標登録出願審査

商標登録出願の1次審査処理件数は198,981件であり、このうち54.5%に該当する108,511件は出願公告査定、45.5%に該当する90,470件は意見提出の通知を行った。1次審査の処理期間は2015年5.1ヵ月（12月基準4.7ヵ月）で、2014年の6.5ヵ月より1.4ヵ月短縮した。

<表VII-4-8> 商標登録出願の1次審査処理状況

(単位：件、%)

区分	計	出願公告	意見提出	その他	審査処理期間
2009年	109,245 (100)	63,285 (55.0)	45,960 (45.0)	-	9.7ヵ月
2010年	133,212 (100)	75,423 (56.6)	57,789 (43.4)	-	10.6ヵ月
2011年	153,322 (100)	72,732 (47.4)	80,590 (52.6)	-	10.3ヵ月
2012年	137,674 (100)	63,777 (46.3)	73,897 (53.7)	-	9.1ヵ月
2013年	172,607 (100)	81,674 (47.3)	90,933 (52.7)	-	7.9ヵ月
2014年	178,240 (100)	94,136 (52.8)	84,104 (47.2)	-	6.5ヵ月

2015年	198,981 (100)	108,511 (54.5)	90,470 (45.5)	-	5.1ヵ月
-------	------------------	-------------------	------------------	---	-------

*多類商標基準、審査処理期間は2009年までは12月末基準/2010年以降は年平均基準

* ()は構成比

最終的な審査処理件数は193,023件で、このうち80.1%である154,615件が登録査定、19.9%である38,408件が拒絶となり、前年度に比べ登録査定率が小幅上昇した。

<表Ⅶ-4-9> 商標登録出願の審査終結処理状況

(単位：件、%)

区分	計	登録査定	拒絶査定
2008年	169,507 (100)	133,297 (78.6)	36,210 (21.4)
2009年	115,515 (100)	92,013 (79.7)	23,138 (20.3)
2010年	125,161 (100)	99,127 (79.2)	26,034 (20.8)
2011年	127,733 (100)	94,913 (74.3)	32,820 (25.7)
2012年	136,371 (100)	103,660 (76.0)	32,711 (24.0)
2013年	168,759 (100)	130,158 (77.1)	38,601 (22.9)
2014年	168,837 (100)	134,745 (79.8)	34,092 (20.2)
2015年	193,023 (100)	154,615 (80.1)	38,408 (19.9)

*多類商標基準、()は構成比

ロ. 国際商標登録出願の審査

国際商標登録出願の1次審査処理件数は22,621件で、このうち21.5%に該当する4,858件は出願公告決定、78.5%に該当する17,763件は意見提出の通知をした。1次審査処理期間は2015年5.4ヵ月で、2014年5.8ヵ月より0.4ヵ月短縮した。

＜表Ⅶ－4－10＞国際商標登録出願の1次審査処理状況

(単位：件、%)

区分	計	出願公告	意見提出	その他	審査処理期間
2009年	17,286 (100)	3,779 (21.9)	13,507 (78.1)	-	9.1ヵ月
2010年	15,932 (100)	3,713 (23.3)	12,219 (76.7)	-	9.9ヵ月
2011年	24,564 (100)	6,891 (28.1)	17,673 (71.9)	-	7.2ヵ月
2012年	19,807 (100)	5,510 (27.8)	14,297 (72.2)	-	6.0ヵ月
2013年	20,692 (100)	5,838 (28.2)	14,854 (71.8)	-	5.4ヵ月
2014年	24,447 (100)	6,450 (26.4)	17,997 (73.6)	-	5.8ヵ月
2015年	22,621 (100)	4,858 (21.5)	17,763 (78.5)	-	5.4ヵ月

*多類商標基準、審査処理期間は、09年までは12月末基準/2010年以降は年平均基準

* ()は構成比

2015年の最終的な審査処理件数は21,078件で、このうち75.3%である15,866件が登録査定され、24.7%である5,212件が拒絶された。

＜表Ⅶ－4－11＞国際商標登録出願の審査終結処理状況

(単位：件、%)

区 分	計	登録査定	拒絶査定
2008年	19,009 (100)	13,376 (70.4)	5,633 (29.6)
2009年	23,220 (100)	16,149 (69.5)	7,071 (20.5)
2010年	15,293 (100)	11,712 (76.6)	3,581 (23.4)
2011年	20,954 (100)	16,028 (76.5)	4,926 (23.5)
2012年	20,274 (100)	15,594 (76.9)	4,680 (23.1)
2013年	21,143 (100)	15,878 (75.1)	5,265 (24.9)
2014年	21,667 (100)	16,650 (76.8)	5,017 (23.2)
2015年	21,078 (100)	15,866 (75.3)	5,212 (24.7)

*多類商標基準、()は構成比

2. デザイン登録出願の審査

商標デザイン審査局 商標審査政策課 書記官 イ・イクヒ

デザイン登録出願の1次審査処理件数は70,247件で、このうち41.9%に該当する49,426件は登録査定、58.1%に該当する40,821件は意見提出の通知をした。1次審査処理期間は、2015年4.9ヵ月（12月基準4.4ヵ月）で、2014年の6.5ヵ月より1.6ヵ月短縮し、

審査処理目標期間である5.0ヵ月を達成した。

＜表Ⅶ－4－12＞デザイン登録出願の1次審査処理状況

(単位：件、%)

区分	計	登録査定	意見提出	その他	審査処理期間
2008年	51,492 (100)	26,844 (52.1)	24,549 (47.7)	99 (0.2)	5.6ヵ月
2009年	43,769 (100)	23,404 (53.5)	20,365 (46.5)	-	9.0ヵ月
2010年	49,778 (100)	26,985 (54.2)	22,793 (45.8)	-	10.0ヵ月
2011年	60,550 (100)	30,274 (50.0)	30,276 (50.0)	-	10.0ヵ月
2012年	65,039 (100)	31,168 (47.9)	33,871 (52.1)	-	8.8ヵ月
2013年	67,021 (100)	30,757 (45.9)	36,264 (54.1)	-	7.3ヵ月
2014年	71,851 (100)	34,149 (47.5)	37,702 (52.5)	-	6.5ヵ月
2015年	69,399 (100)	29,000 (41.8)	40,399 (58.2)	-	4.9ヵ月

*複数デザイン基準、審査処理期間は2009年までは12月末基準/2010年以降は年平均基準

* ()は構成比

2015年度の最終的な審査処理件数は69,138件で、このうち85.4%に該当する59,067件は登録査定、14.6%に該当する10,072件は拒絶査定され、前年度に比べ登録査定率が多少高くなった。

＜表Ⅶ-4-13＞デザイン登録出願の審査終結処理状況

(単位：件、%)

区 分	計	登録査定	拒絶査定
2008年	55,514 (100)	42,466 (82.4)	9,048 (17.6)
2009年	44,178 (100)	36,179 (81.9)	7,684 (18.1)
2010年	48,237 (100)	40,387 (83.7)	7,850 (16.3)
2011年	58,222 (100)	49,330 (84.7)	8,892 (15.3)
2012年	63,037 (100)	52,560 (83.4)	10,477 (16.6)
2013年	64,919 (100)	53,538 (82.5)	11,381 (17.5)
2014年	73,036 (100)	61,323 (84.0)	11,713 (16.0)
2015年	69,139 (100)	59,067 (85.4)	10,072 (14.6)

*複数デザイン基準、()は構成比

3. 異議審査

商標デザイン審査局 商標審査政策課 書記官 イ・イクヒ

商標登録出願、デザイン登録出願及び国際商標登録出願に対する異議申立て件数及び異議申立て率、異議認容率などは以下の表のとおりである。商標登録出願を基準にみると、2015年の商標登録異議申立て件数は2,190件で出願公告件数の2.3%に該当し、

異議決定件数のうち異議申立てに理由があると認容された割合は43.4%であった。

＜表Ⅶ-4-14＞異議申立て件数、異議申立て率及び異議認容率

(単位：件、%、ヵ月)

区分	2013年			2014年			2015年		
	商標	デザ イン	国際 商標	商標	デザ イン	国際 商標	商標	デザ イン	国際 商標
公告/登録件数(A)	74,674	4,316	19,365	83,475	4,686	18,680	96,005	3,700	11,687
異議申立て件数(B)	2,278	45	138	1,891	54	117	2,190	38	45
異議申立て率(B/A)	3.1	1.0	0.7	2.3	1.2	0.6	2.3	1.0	0.4
異議決定件数(C)	2,067	47	130	2,467	42	131	1,704	51	87
異議認容件数(D)	923	7	92	1,292	11	94	739	9	49
異議認容率(D/C)	44.7	14.9	70.8	52.4	26.2	71.8	43.4	17.7	56.3

第4節 審判請求及び処理状況

1. 権利別の審判請求及び処理件数状況

特許審判院 審判政策課 工業事務官 バン・スンフン

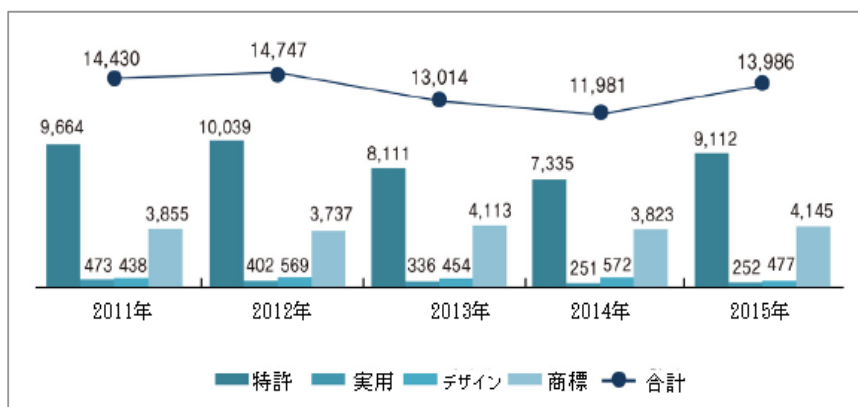
審判請求件数は2015年13,986件であり、前年に比べ16.7%の増加となった。権利別にみると、特許24.2%、実用新案0.4%、商標8.4%の増加となったが、デザインは16.6%の減少となった。

＜表Ⅶ-4-15＞権利別の審判請求状況

(単位：件、%)

年度		2011	2012	2013	2014	2015
請求 (増加率)	特許	9,664 (4.3)	10,039 (3.9)	8,111 (△19.2)	7,335 (△9.6)	9,112 (24.2)
	実用	473 (△15.4)	402 (△15.0)	336 (△16.4)	251 (△25.3)	252 (0.4)
	デザイン	438 (△36.4)	569 (29.9)	454 (△20.2)	572 (26.0)	477 (△16.6)
	商標	3,855 (14.9)	3,737 (△3.1)	4,113 (10.1)	3,823 (△7.1)	4,145 (8.4)
	計	14,430 (4.0)	14,747 (2.2)	13,014 (△11.8)	11,981 (△7.9)	13,986 (16.7)

＜図Ⅶ－４－１＞権利別の審判請求状況



審判処理件数は2015年9,544件で前年度と似た水準を見せているが、実用は前年対比11.6%の減少となった。

＜表Ⅶ－４－１６＞権利別の審判処理及び審査前置登録状況

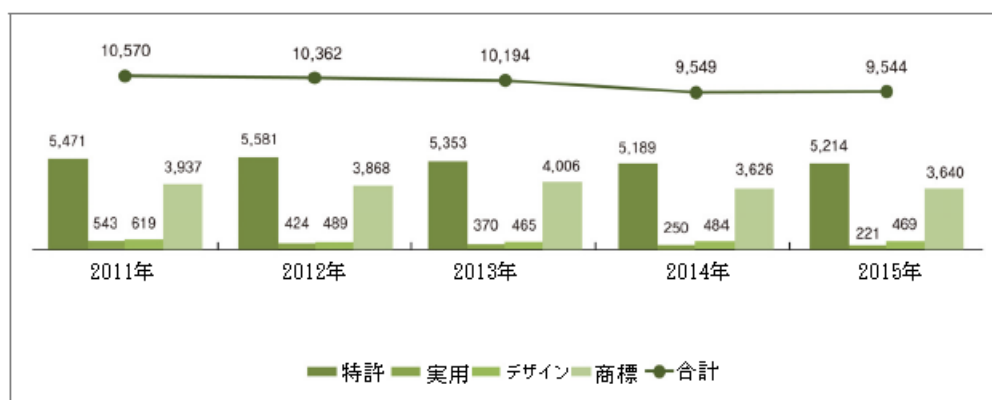
(単位：件、%)

年度		2011	2012	2013	2014	2015
処理 (増加率)	特許	5,471 (10.1)	5,581 (2.0)	5,353 (△4.1)	5,189 (△3.1)	5,214 (0.5)
	実用	543 (8.6)	424 (△21.9)	370 (△12.7)	250 (△32.4)	221 (△11.6)
	デザイン	619 (△0.5)	489 (△21.0)	465 (△4.9)	484 (4.1)	469 (△3.1)
	商標	3,937 (23.7)	3,868 (△1.8)	4,006 (3.6)	3,626 (△9.5)	3,640 (0.4)
	計	10,570 (14.0)	10,362 (△2.0)	10,194 (△1.6)	9,549 (△6.3)	9,544 (△0.1)
審査 前置登録 (増加率)	特許	4,022 (△8.0)	4,341 (7.9)	3,519 (△18.9)	2,476 (△29.6)	1,786 (△27.9)
	実用	66	39	20	1	0

		(△36.5)	(△40.9)	(△48.7)	(△95.0)	(△100.0)
	デザイン	7 (△74.1)	- (△100.0)	- (-)	- (-)	- (-)
	商標	-	-	-	-	-
	計	4,095 (△9.0)	4,380 (7.0)	3,539 (△19.2)	2,477 (△30.0)	1,786 (△27.9)

*処理は無効処分及び前置登録件数は除外

<図Ⅶ-4-2>年度別の審判処理状況



2. 審判請求人別の審判請求状況

請求人別の審判請求件数の割合は、国内企業47.5%、外国企業34.5%で、内・外国人を含む個人が15.6%を占めているものと示された。

<表Ⅶ-4-17>審判請求別の審判請求状況

(単位：件、%)

年度		2011	2012	2013	2014	2015
内国 個人	特許	1,355	1,025	811	731	805
	実用	249	210	179	129	147
	デザイン	196	280	196	198	194

	商標	932	867	996	924	933
	計	2,732 (18.9)	2,382 (16.2)	2,182 (16.8)	1,982 (16.5)	2,079 (14.9)
外国 個人	特許	81	77	61	48	50
	実用	1	-	-	1	1
	デザイン	4	1	1	6	1
	商標	46	47	100	54	50
	計	132 (0.9)	125 (0.8)	162 (1.2)	109 (0.9)	102 (0.7)
国内 企業	特許	3,757	3,390	3,023	2,819	4,706
	実用	217	183	149	114	93
	デザイン	178	226	210	313	234
	商標	1,558	1,218	1,471	1,486	1,615
	計	5,710 (39.6)	5,017 (34.0)	4,853 (37.3)	4,732 (39.5)	6,648 (47.5)
外国 企業	特許	3,449	3,770	5,116	3,952	3,253
	実用	12	4	6	7	11
	デザイン	33	60	61	45	45
	商標	1,098	1,297	1,567	1,511	1,523
	計	4,589 (33.1)	5,131 (35.6)	6,750 (45.8)	5,515 (42.4)	4,832 (34.5)
公共 研究 機関	特許	290	256	134	113	145
	実用	1	-	-	-	-
	デザイン	4	-	-	-	1
	商標	21	-	19	12	3
	計	316	258	153	125	149

		(2.3)	(1.8)	(1.0)	(1.0)	(1.1)
大 学	特許	364	405	277	129	147
	実用	2	1	1	1	-
	デザイン	-	-	1	2	2
	商標	6	14	13	12	14
	計	372 (2.7)	420 (2.9)	292 (2.0)	144 (1.1)	163 (1.2)
その他	特許	29	40	20	22	6
	実用	3	1	2	-	-
	デザイン	-	-	-	-	-
	商標	16	8	6	11	7
	計	48 (0.3)	49 (0.3)	28 (0.2)	33 (0.3)	13 (0.1)

*その他:国、自治団体等

* () は構成比(%)

3. 内国人・外国人間当事者系の審判請求状況

2015年度の当事者系審判は全体で5,945件が請求され、このうち内国人と内国人間の審判請求は2,810件(47.3%)、内国人と外国人間の審判請求は2,960件(49.8%)、外国人と外国人間の審判請求は175件(2.9%)であった。

<表Ⅶ-4-18>内国人・外国人間の当事者系審判請求状況

(単位:件)

年度		2011	2012	2013	2014	2015
内国人 と	特許	954	872	783	765	889
	実用	213	192	179	124	127

内国人	デザイン	272	388	298	382	320
	商標	1,104	1,047	1,152	1,157	1,474
	計	2,543	2,499	2,412	2,428	2,810
内国人 と 外国人	特許	136	122	130	270	1,970
	実用	-	-	-	3	2
	デザイン	2	3	4	3	8
	商標	136	109	244	146	194
	計	274	234	378	422	2,174
外国人 と 内国人	特許	25	14	29	20	15
	実用	-	2	2	1	2
	デザイン	24	23	14	18	19
	商標	547	609	652	585	750
	計	596	648	697	624	786
外国人 と 外国人	特許	14	10	6	17	11
	実用	-	-	-	-	2
	デザイン	-	-	-	-	-
	商標	89	117	154	118	162
	計	103	127	160	135	175
合計	特許	1,129	1,018	948	1,072	2,885
	実用	213	194	181	128	133
	デザイン	298	414	316	403	347
	商標	1,876	1,882	2,202	2,006	2,580
	計	3,516	3,508	3,647	3,609	5,945

*内国人と内国人:請求人が内国人・被請求人が内国人

*内国人と外国人:請求人が内国人・被請求人が外国人

*外国人と内国人:請求人が外国人・被請求人が内国人

*外国人と外国人:請求人が外国人・被請求人が外国人

4. 国内企業・外国企業間の審判請求状況

2015年度の韓国の国内企業と外国企業間の審判請求件数は全体で2,512件で前年対比2.5倍以上急上昇し、そのうち特許に対する審判請求が1,954件で77.8%を占めている。韓国内企業が審判請求した件数は2,066件(82.2%)で、外国企業が審判請求した446件(17.8%)より高く、特許の場合は、国内企業が外国企業に比べ129倍も多く審判請求をしている。

＜表Ⅶ-4-19＞韓国の国内企業・外国企業間の審判請求状況

(単位：件、%)

区分			2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
請求人	被請求人	権利別					
国内企業	外国企業	特許	118	97	107	251	1,939
		実用	-	-	-	3	-
		デザイン	2	3	4	1	8
		商標	91	83	172	104	119
		計	211	183	283	359	2,066
外国企業	国内企業	特許	20	12	27	18	15
		実用	-	2	1	-	-
		デザイン	14	7	7	7	6
		商標	274	362	380	317	425
		計	308	383	415	342	446
合計		特許	138	109	134	269	1,954
		実用	0	2	1	3	-
		デザイン	16	10	11	8	8
		商標	365	445	552	421	544

	計	519	566	698	701	2,512
--	---	-----	-----	-----	-----	-------

5. 中小企業・大企業間の審判請求状況

中小企業と大企業間の審判請求件数は、2015年全体で105件となり、前年度に比べ46.7%pの減少となった。産業財産権のうち商標が79件で75.2%を占め、中小企業と大企業間で最も紛争が多く発生している。

＜表Ⅶ-4-20＞中小企業・大企業間の審判請求状況

(単位：件、%)

年度	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
特許	55	62	71	77	26
実用	5	13	11	4	—
デザイン	3	13	9	5	—
商標	141	138	138	111	79
計	204	226	229	197	105

*中小企業：中小企業基本法に基づく企業

6. 審判処理期間の状況

審判処理期間は2015年6.9ヵ月で前年比0.2ヵ月が短縮され、2010年以降から段階的に審査処理期間が短縮された。

＜表Ⅶ-4-21＞年度別の審判処理期間状況

(単位：件、%)

年度	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
特許・実用	10.2	10.2	9.7	9.4	7.2
商標・デザイン	8.2	7.4	6.8	7.3	6.4

2015年度知的財産白書

計	9.5	9.0	8.5	7.9	6.9
---	-----	-----	-----	-----	-----

第5節 特許裁判所の訴訟提起及び判決状況

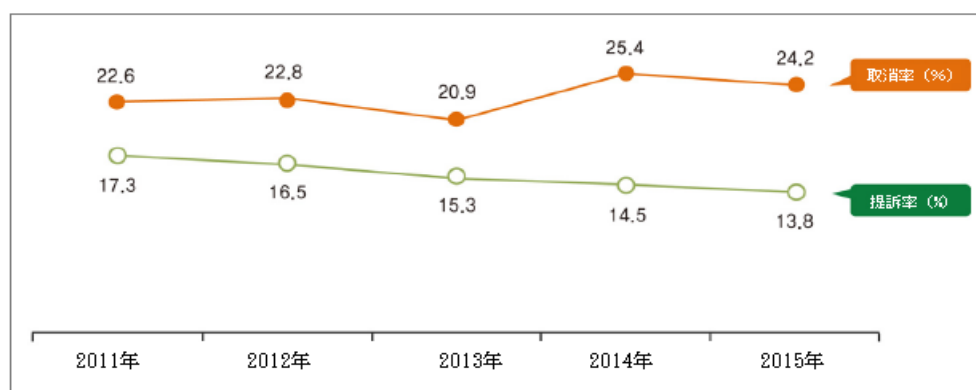
特許審判院 審判政策課 工業事務官 バン・スンフン

1998年に特許裁判所が設立されて以来、特許審判院の審決に対し特許裁判所に訴を提起した割合は、2011年の17.3%から2015年の13.8%となり減少傾向にある。一方、2015年の審決取消率は24.2%で前年に比べ4.7%pの減少となったが、過去5年間の審決取消率(特許裁判所の判決のうち、特許審判院の審決を取消した割合)は23.1%であり、2007年以降安定的な減少傾向にある。

＜表Ⅶ-4-22＞特許裁判所の訴訟提起及び判決状況

(単位：件、%)

年度	2011	2012	2013	2014	2015
訴訟提起可能審決	7,267	6,930	6,816	6,567	6,347
訴訟提起	1,254	1,145	1,044	954	873
提訴率(%)	17.3	16.5	15.3	14.5	13.8
判決件数	1,237	1,183	1,025	971	817
取消し判決	280	270	214	247	198
取消し率(%)	22.6	22.8	20.9	25.4	24.2



第6節 最高裁判所への上告提起及び宣告状況

特許審判院 審判政策課 工業事務官 バン・スンフン

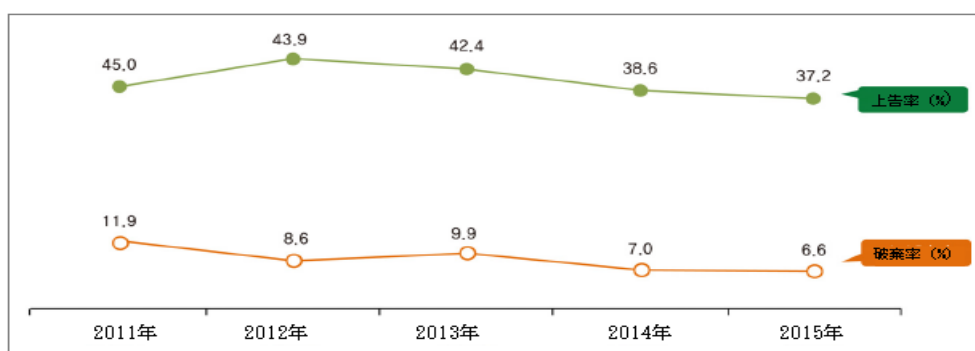
特許裁判所の判決に不服して最高裁判所に上告した割合は、2015年は前年比1.48%p減少した37.2%であり、上告審で特許裁判所の判決を破棄した割合は2015年6.6%で、前年比0.4%pの減少となった。

＜表Ⅶ-4-23＞最高裁判所への上告提起及び宣告状況

(単位：件、%)

年度		2011	2012	2013	2014	2015
特許裁判所判決		1,039	972	811	736	646
上告	件数	408	427	344	284	240
	上告率(%)	39.3	43.9	42.4	38.6	37.2
高裁判所宣告		369	419	372	315	257
破棄	件数	44	36	37	22	17
	上告率(%)	11.9	8.6	9.9	7.0	6.6

*特許裁判所の判決件数：全体判決件数のうち、認容、棄却、却下を意味する。



付 録

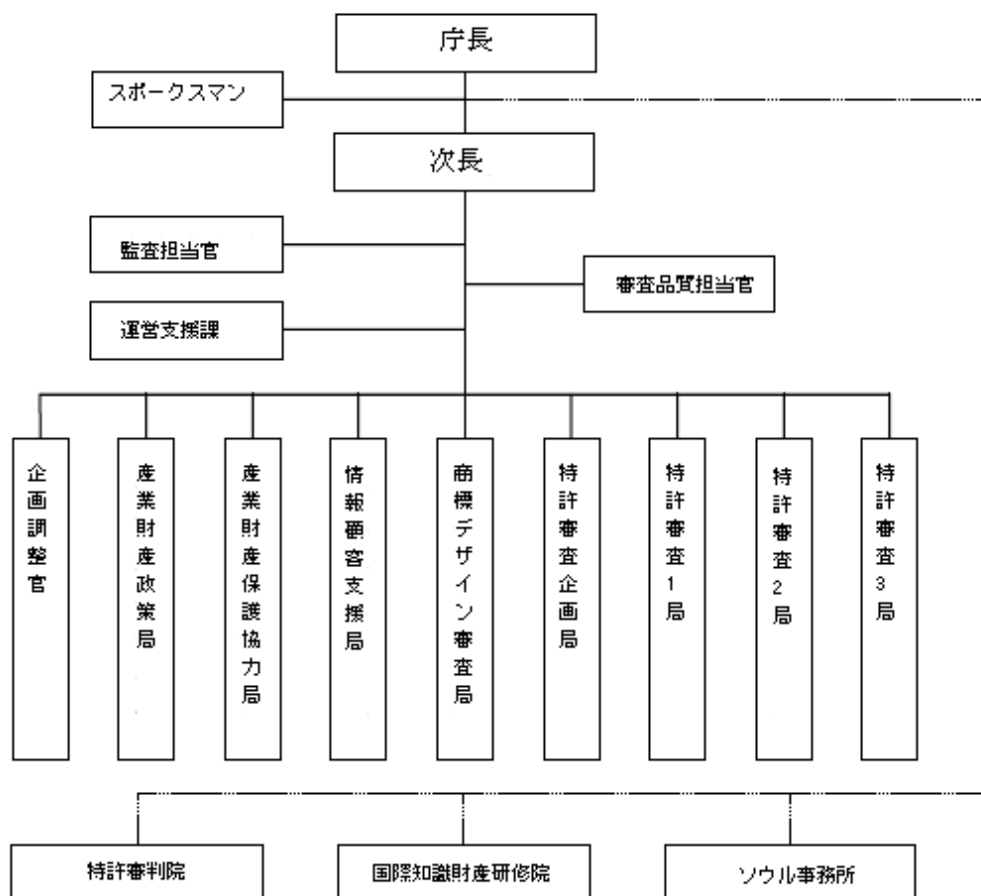
1. 歴代庁長

歴代	氏名(漢字)	任期期間	任命前の直前経歴
初代	裴相穢	1977. 3. 12～1977. 12. 23	工業団地管理庁長
2代	安永哲	1977. 12. 23～1978. 12. 30	特許庁次長
3代	李相燮	1978. 12. 30～1982. 12. 18	商工部次官補
4代	洪性佐	1982. 12. 28～1985. 10. 19	商工部第1次官補
5代	車秀明	1985. 10. 19～1988. 3. 4	商工部第1次官補
6代	朴弘植	1988. 3. 5～1990. 3. 19	特許庁次長
7代	金喆寿	1990. 3. 20～1991. 9. 18	商工部第1次官補
8代	金泰俊	1991. 9. 20～1993. 3. 3	商工部第2次官補
9代	安光吞	1993. 3. 4～1995. 12. 25	商工部第2次官補
10代	鄭海滸	1995. 12. 26～1996. 12. 23	通産部次官補
11代	韓惠洙	1996. 12. 24～1997. 3. 6	通産部通商貿易室長
12代	崔弘建	1997. 3. 7～1998. 3. 8	通産部企画管理室長
13代	金守東	1998. 3. 9～1999. 5. 26	特許庁次長
14代	吳剛鉉	1999. 5. 26～2000. 8. 11	産業資源部次官補
15代	林来圭	2000. 8. 11～2002. 2. 4	特許庁次長
16大	金光琳	2002. 2. 5～2003. 3. 3	予算決算委首席専門委員

17代	河東万	2003. 3. 3～2004. 9. 3	国務調整室経済調整官
18代	金鍾甲	2004. 9. 3～2006. 1. 31	産業資源部次官補
19代	全湘雨	2006. 2. 1～2008. 4. 30	特許庁次長
20代	高廷植	2008. 5. 1～2010. 4. 30	産業資源部 エネルギー 資源政策本部長
21代	李秀元	2010. 5. 1～2012. 4. 30	大統領室非常経済状況室長
22代	金昊源	2012. 5. 1～2013. 3. 17	国務総理室国政運営2室長
23代	金榮敏	2013. 3. 18～2015. 3. 17	特許庁次長
24代	崔東圭	2015. 3. 18～現在	駐ガーナ韓国大使館特命全 権大使

2. 機構・定員・予算状況

イ. 機構：1官8局52課15チーム、3所属機関



ロ. 定員：1,600名(本庁1,399名、所属機関201名)

(2015.12.31.基準、単位：名)

区分	政務職	高位公務員団	3・4～ 4級	4・5～ 5級	6級以下	管理 運営	計
計	1	23	98	1,083	350	45	1,600
本庁	1	10	53	996	302	37	1,399
特許審判院	-	12	41	75	17	-	145
研修院	-	1	3	9	16	4	33
ソウル事務所	-	-	1	3	15	4	23

ハ. 予算：2015年度歳入・歳出予算は5,256億ウォン(2014年度対比13.9%増加)

(百万ウォン、%)

区分		2014年 予算(A)	2015年 予算(B)	増減(B-A)	増加率
歳入合計		461,300	525,628	64,328	13.9
歳入	○手数料収入	404,162	441,953	37,791	9.4
	○その他収入	57,138	83,675	26,537	46.4
歳出	○主要事業費	264,447	273,954	9,507	3.6
	■審査・審判サービスの提供	69,371	76,479	7,108	10.2
	■知的財産創出基盤の強化	101,378	105,738	4,360	4.3
	■知的財産権保護及び活用促進	52,664	52,950	286	0.5
	■知的財産行政の情報化	36,891	34,417	△2,474	△6.7
	■知的財産行政の総合支援	4,143	4,370	227	5.5
	○公共資金管理基金預託金	53,207	100,837	47,630	89.5
	○機関運営経費	129,658	136,186	6,528	5.0
	○公務員年金等	13,988	14,651	663	4.7

3. 特許庁所管の法令状況

(2015.12.31基準)

法律(8)	大統領令(11)	付属令(9)	所管部署
特許法	特許法施行令	特許法施行規則	特許審査制度課
	特許権等の登録令	特許権等の登録令施行規則	登録課

	特許権の受容実施等に関する規定		産業財産政策課
		特許料等の徴収規則	情報顧客政策課
実用新案法	実用新案法施行令	実用新案法施行規則	特許審査制度課
デザイン保護法	デザイン保護法施行令	デザイン保護法施行規則	デザイン審査政策課
商標法	商標法施行令	商標法施行規則	商標審査政策課
発明振興法	発明振興法施行令		産業財産政策課
	公務員職務発明の処分・管理及び補償等に関する規定	公務員職務発明の処分・管理及び補償等に関する規定施行規則	産業財産政策課
不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律	不正競争防止及び業秘密保護に関する法律施行令		産業財産保護政策課
半導体集積回路の配置設計に関する法律	半導体集積回路の配置設計に関する法律施行令	半導体集積回路の配置設計に関する法律施行規則	産業財産創出戦略チーム
弁理士法	弁理士法施行令	弁理士法施行規則	産業財産人材課

4. 2015年庁長のマスコミ広報活動

報道日付	報道内容	報道媒体	備考
1.17	[現場ミニ対談経済人&IN] アイデアが経済革新の力!	KTV	インタビュー
1.21	Kポップを超えK特許へと	ソウル新聞	寄稿
1.21	特許庁、忠南大学と業務協約	MBC	放送出演
1.22	特許庁、フランチャイズ企業の知財権保護に関する論	YTN	放送出演

	議		
1.27	「双方」業務計画ブリーフィング…疑問点を即解決	KTV	放送出演
2.2	優秀研究者オーダーメイド型特許支援開始	YTN	放送出演
2.9	「創造経済活性化」の先頭に立ったキム・ヨンミン庁長	文化日報	インタビュー
2.11	特許も疎通と協力だ。	韓国日報	寄稿
2.24	特許は創造経済を動かす貨幣	ファイナンシャルニュース	インタビュー
2.25	創意人材を育成する発明…2018年から選択科目となる。	YTN	放送出演
3.3	特許庁長、3無3通知的財産コンサートを訪問	KTV	放送出演
3.12	香港で知財権ハブの道を問う。	ソウル経済	寄稿
5.12	チェ・ドンギョ新任特許庁長「非正常慣行を積極廃止」	大田KBS	放送出演
5.15	Korean Intellectual Property Office	China Intellectual Property News	インタビュー
5.15	発熱弁当から孝行杖まで、「私が女性発明王」	KBS	放送出演
5.15	生活を変える女性発明品が一カ所に集まる。	KTV	放送出演
5.16	女性の感性が現れる独特なアイデアが一カ所に集まる。	YTN	放送出演一
5.18	「ママ・主婦の目で」…発明品が一カ所に集まる。	KBS1	放送出演
5.19	発明の日50周年記念式を開催	YTN	放送出演
5.19	発明の日50周年記念式を開催	YTNサイエンス	放送出演
5.20	韓国発明50年…イタリータオルから折り畳み式ドローンまで	YTNサイエンス	放送出演
5.26	特許庁、青少年発明記者団10周年…記念イベントを開	YTNサイエンス	放送出演

	催		
6.5	スポーツ産業分野の特許を強化	YTN	放送出演
6.5	文化体育観光部と特許庁でスポーツ産業の技術競争力強化協約	MBN	放送出演
6.9	特許でスポーツ市場を占める。	YTN	放送出演
6.9	アーチェリー程強い韓国の弓…特許でスポーツ市場を占める。	YTNサイエンス	放送出演
6.12	KIPO hails Suzhou accord as IP cooperation milestone	코리아ヘラルド	インタビュー
6.16	特許は発明の母	東亜日報	寄稿
6.26	小さいが強い…優秀特許賞を獲得した中小企業	YTN	放送出演
7.1	20年ぶりの帰郷	ソウル経済	寄稿
7.8	特許審査の基準	ソウル経済	寄稿
7.8	発明の商業化、政策最優先に置く。	電子新聞	インタビュー
7.13	民間NPEを積極育成…海外パテントトロール対応能力を育成する。	ソウル経済	インタビュー
7.14	価値評価モデルの多様化…さらに多くの企業を支援する。	マネットディー放送	インタビュー
7.15	我々の時代のコロンバスに	ソウル経済	寄稿
7.22	登録されるデザインと強いデザイン	ソウル経済	寄稿
7.23	大韓民国学生発明展示会…「アイデアを現実に」	KTV	放送出演
7.24	回転式国旗たて・改良型本立て…第2エジソンになりませんか。	TV朝鮮	放送出演
7.24	発明王は生まれ、青少年発明フェスティバル	TBS	放送出演
7.29	アイデアで勝負する…ひらめく青少年発明品	YTNサイエンス	放送出演
7.29	規制の刃、奨励の刀の柄を握る。	ソウル経済	寄稿
8.5	大使と庁長	ソウル経済	寄稿

8.12	商標に賊反荷杖はない。	ソウル経済	寄稿
8.19	共同代理に対する壇上	ソウル経済	寄稿
8.26	100の意味	ソウル経済	寄稿
9.8	ロースクール生徒の特許訴訟大会「熱気の攻防」	TJB	放送出演
10.1	特許基本を守ってから産業競争力を守る。	毎日経済	インタビュー
10.6	チェ・ドンギョ庁長、「キム・ヨンアのような特許ワールドチャンピオンが出るときだ」	連合ニュース	インタビュー
10.7	Interview With KIPO's New Commissioner, Choi Donggyou	IP WATCH	インタビュー
10.23	KIPO chief pledges to share IPR know-how	コリアヘラルド	インタビュー
10.23	特許庁、中小企業特許紛争解決に取り組む。	SBS CNBC	放送出演
10.26	特許庁・中小企業中央会、中小企業の「知的財産権」強化に取り組む。	ソウル経済TV	放送出演
10.28	中小企業の特許費用、25%税金控除への取り組み	電子新聞	インタビュー
11.1	無力感だけが大きくなる無効審判制度の改善	電子新聞	インタビュー
11.6	急ぐと遅くなる。	韓国経済	寄稿
11.13	「優しい庁長」	韓国経済	寄稿
11.16	特許審査「品質」を高め、競争力のある知的財産権を創出	ファイナンシャルニュース	インタビュー
11.20	映画と本を見て読む順番	韓国経済	寄稿
11.25	特許情報だけでも分析をうまくすると「浮上する技術」の把握ができる。	東亜日報	インタビュー
11.26	2015創造経済博覧会の開幕式	KTV	放送出演
11.26	2015創造経済博覧会、知的財産大会の開幕	KTV	放送出演
11.27	私はなぜ、「なぜ」と聞くのか。	韓国経済	寄稿

11.30	しっかりした特許戦略…「アーチェリーの弓」から誕生した最軽量自転車	YTN	放送出演
12.4	貧妻	韓国経済	寄稿
12.11	名前の付け方	韓国経済	寄稿
12.18	考える力	韓国経済	寄稿
12.25	忘憂物	韓国経済	寄稿
12.25	強小企業への道	YTN	放送出演

5. 2015年庁長の現場疎通活動

日付	場所	内容	報道媒体
1.9	大田コンベンションセンター	2015年研究開発特別区域の新年会	デジタルタイムズ
1.14	韓国知識財産センター	2015年発明特許人の新年会	アジア経済
1.16	JWマリオットホテル	特許庁 - 知的財産教育先導大学（慶熙大学、国民大学、牧園大学、安東大学）で業務協力	デジタルタイムズ
1.19	政府世宗庁舎	特許庁 - 国土交通部建設分野の新技术・特許協力に向けて業務協約	連合ニュース
1.22	ソウルパレスホテル	フランチャイズ知財権保護の懇談会	ニューシス
1.29	香港湾仔	韓国 - 香港の知的財産権分野協力MOU	アジア経済
2.4	忠北創造経済革新センター	忠北創造経済革新センター開所式	ニューシス
2.13	韓国知識財産センター	第1回IP金融フォーラム	アジア経済
2.17	大田ジュンリ市場・ヘセン院	大田ジュンリ市場及びヘセン院訪問・激励	ニューシス
2.23	政府大田庁舎	特許庁長 - 弁理士の懇談会	ニューシス
2.25	大邱慶北デザインセンター	3無3通知的財産コンサート	アジア経済
2.25	ザケイソウルホテル	2015年発明教育コンファレンス	アジア経済
2.27	韓国知識財産センター	2015年度韓国知識財産学会の定期総会及	ファイナンシャル

		び冬季学術大会	ニュース
2. 27	エルタワー	第54回大韓弁理士会の定期総会	アジア経済
3. 11	壇国大学	特許庁 - 壇国大学で知的財産専門単位過程の業務協約	亜州経済
3. 11	チャイナードesk	韓中FTAワンストップ支援センターチャイナードesk開所式	アジア経済
3. 13	政府大田庁舎	スマート特許審査センター開所式	アジア経済
3. 16	釜山BEXCO	釜山創造経済革新センター発足式	連合ニュース
5. 12	政府大田庁舎	第24代特許庁長就任式	大田KBS
5. 12	ソウルCOEX	2015、特許争訟シンポジウム	アジア経済
5. 13	国立大田顯忠院	国立大田顯忠院	イニューズトディー
5. 13	ミレニアムヒルトンホテル	第5回国際知的財産権及び産業保安コンファレンス	ファイナンシャルニュース
5. 15	良才洞atセンター	2015、大韓民国世界女性発明大会及び女性発明品博覧会	ヘラルド経済
5. 18	Imperialpalece ホテル	2015、知的財産と価値創出国際コンファレンス	ソウル経済
5. 19	ソウルCOEX	第50回発明の日の記念式	YTN
5. 20	中国蘇州	韓 - 米特許庁首脳会談MOU	アジア経済
5. 22	中国蘇州	第8回IP5特許庁長会議	アジア経済
5. 26	国際知識財産研修院	青少年発明記者団発足10周年記念イベント	アジア経済
6. 3	特許庁ソウル事務所	アフリカ地域知的財産権機構との懇談会	ソウル経済
6. 4	韓国知識財産センター	スポーツ産業の技術競争力強化に向けて 特許庁 - 文化体育観光部で業務協約	韓国日報
6. 8	ソウル大学	ソウル大学国際大学院で特別講演	イニューズトディー

			ー
6. 18	韓国知識財産センター	2015年上半期特許技術賞授賞式	中央日報
6. 26	済州ドンムン市場	伝統市場（済州ドンムン市場）訪問及び 激励	イニユーストディ ー
7. 20	仁川IP創造ZONE	仁川IP創造ZONE開所式	デジタルタイムズ
7. 23	ソウルCOEX	2015青少年発明フェスティバル	TV朝鮮
7. 24	青瓦台	創造経済革新センター長及び支援企業代 表招聘懇談会	ニューシス
8. 13	大韓弁理士会	特許庁長と弁理士会の懇談会	大田日報
8. 31	特許法院	特許訴訟弁論競技大会	アジア経済
9. 10	釜山東明大学	特許庁 - 東明大学で業務協約を締結	アジア経済
9. 10	釜山BEXCO	釜山知的財産フォーラム	ニューシス
9. 11	ハンソルオークベリー	韓国知識財産協会全体会員社の ワーク ショップ	ニューシス
9. 22	仁荷大学	仁荷大学で知的財産の特別講演	アジア経済
9. 22	大韓商工会議所。	アジアIPビジネス&金融コンファレンス	韓国経済
9. 23	ソウル科学総合大学院	ソウル科学総合大学院で知的財産の特別 講演	ニューシス
10. 5	スイスジュネーブ	第55回WIPO総会に参加	電子新聞
10. 11	NEWOPTICS	2015年IP-R&D戦略支援事業参加企業の現 場訪問	ソウル経済
10. 12	大韓弁護士協会	大韓弁護士協会知的財産研修院発足式に 参加及び懇談会	アジア経済
10. 14	シェラトンワーカーヒルホテ ル	国際商標協会（INTA）と商標分野関連の 業務協約	アジア経済
10. 14	シェラトンワーカーヒルホテ ル	第9回韓国商標デザイン協会商標フォー ラム	アジア経済

10.19	延世大学	延世大学法学専門大学院・法務大学院で特別講演	電子新聞
10.22	知識財産センター	韓 - 日特許庁長会談	ニューシス
10.23	中小企業中央会館	中小企業の知的財産競争力強化に向けた民・官制作討論会	明日新聞
10.30	ノボテルアンバサダー	IPリーダスフォーラムで講演	電子新聞
11.4	ホテルインタブルゴ原州	知的財産フェスティバル・中小企業知的財産経営者大会の開幕	江原日報
11.16	中国広州	第21回韓 - 中特許庁長会談	連合ニュース
11.17	中国広州	第15回韓 - 中 - 日特許庁長会談	アジア経済
11.20	LGアカデミー	LG IP コンファレンスで特別講演	ニューシス
11.24	特許庁	特許庁 - 韓国消費者院で業務協約	ニュース1
11.26	ソウルCOEX	大韓民国知的財産大展	デジタルタイムズ
12.1	清州ラマダホテル	2015知的財産才能分かち合いフォーラム	ニューシス
12.2	米国ワシントンD.C	産業デザイン先進5カ国会議 (ID5)	ニュース1
12.10	高麗大学	高麗大学工学大学院で特別講演	アジア経済
12.23	ザプラザ - ホテル	2015年知的財産政策諮問委員会	ニュース1

2015年度知的財産白書

発行日：2016年5月

発行人：チェ・ドンギョ

発行処：特許庁

〒35208

大田広域市西区庁舎路189

(政府大田庁舎4棟)

定価：15,000ウォン

- ◆ 2015年度知的財産白書は政府刊行物販売センター(www.gpcbook.co.kr)で販売しています。
- ◆ 本冊子は著作権法により保護される著作物であり、無断転載や複製を禁じます。
- ◆ 本冊子に関する問い合わせなどがありましたら、以下の連絡先までお問い合わせください。

-住所：(〒35208)大田広域市西区庁舎路189-4棟

企画財政担当官室

-電話：042-481-8618